文學士 大森金五郎著

武家時代之研究 第二卷

東京 冨山房版

武家時代の研究　第二卷　目次

(四) 第三期の交戰

第四　源賴朝の奧羽征伐

附錄

武家時代の研究　第二卷　目次　終

挿畫目次

武家時代の研究　第二卷

大森金五郎著

前編（其二）　源平時代（二）

第一　奥州藤原氏三代の事業及び其文化

奥州三陸地方は今日に於ても文化の程度が餘程後れて居るのであるが、ましてや上代及び中世期に於ける奥羽地方が、日本の他の一般の文化に後れて居た事はいふまでもない。

さりながら斯樣に一般に後れた三陸地方に於て、藤原清衡以下三代が、平泉を中

等平泉に文化の巷を開く

心として、その附近に文化の巷を開き、寺院などを修造して、京都趣味を鼓吹し、前後約一百年間に亙り、東奥の士民を糾合し、以て榮華の甘夢を貪つて居た事蹟は、現代の吾等をして豫想外の感を起させるものが無いでもない。よつて吾等は是から藤原氏三代の事蹟や其文化を記述して見ようと思ふのであるが、それに先だつて安倍氏や清原氏の事蹟についても、概叙しようとする。これが又事の順序であらうと信ずる。

（一）安倍氏の事蹟

安倍氏の世系

安倍氏の世系は普通には孝元天皇の皇子大彥命から出て居る樣になつて居るが、一說には神武天皇御東征の際に居た長髓彥の兄安日（之をアビと讀ます）から出たともいつて居る。長髓彥と同系といへば當時の土民系で、或は土蜘蛛とか蝦夷とかに屬することになるのである。而して其後裔に安倍賴時、貞任などが出たのである。一體是等の系圖類といふものは、概して附會が多くして一概に信じ難い事はいふ迄もない。安倍氏が大彥命の後裔であるといふも、記錄上の出典は不明であり、又長髓彥の後裔といふのも同樣に不明である。されど陸奧の安倍氏が蝦夷種族に

屬すべきことは、早くより其說があつて、大日本史などにも出羽の淸原氏と共に之を俘囚長として蝦夷傳の中に收めてあるのである。

(參照) 陸奧の安倍氏の系圖は續群書類從所收の藤崎系圖、安藤系圖などにも見えて居る、左に之を摘錄して見よう。

○安藤系圖

孝元天皇——大彥命——武渟川別命……比羅夫……家麻呂（出羽鎮狄將軍）……隣良（出羽郡司）——忠良（陸奧大掾）——

——賴良（改二賴時一號二安大夫一）
- 官照（井殿　盲目）
- 貞任（厨河二郎　康平五年九月被討）
  - 春童子
  - 千代童子（父同十三歲討死）
- 宗任（鳥海彌三郎　同兄）
  - 女子（基衡妻、秀衡母、奧州觀自在王院本願主也）
- 正任（黑澤尻五郎）
- 重任（北浦六郎）
- 家任（鳥海彌三郎）

行任 白鳥八郎 ── 則任 白鳥太郎 實貞任子也、藤原淸平子、惟平養子也

女子 平永衡妻

女子 修理大夫經淸妻、（淸？）武衡母也、後爲二淸原武貞妻一、

○藤崎系圖

孝元天皇──開化天皇──大毘古命──建沼河別命

兄安日王

弟長髓彥

人皇之始、有二安日長髓一以下十一行文字不二分明一故不レ記レ之安東浦等是也

安國 安日後孫

安部將軍

安東 安日後孫、初姓安日以下十三行不詳守二防東北夷狄一矣、

致東

應神天皇 以下二行不分明 日下將軍

長國

天平寶字比 以下四行不詳 御感賜賞、

高丸

一說家麿、寶龜之比、爲羽州鎮狄將軍、

繼人

同御宇

安堯

延喜之比人

舊記云、到此舊記錯亂、口授又不詳、故舊記中撫易見分者一二、而爲相繼姓系略記焉、本系如是有之、

國東──一條院御宇 以下二十二行文蠹殘 敢無侵凌之意、

頻良──賴良

井殿 盲目

- 良宗　安東太郎　早世
- 貞任　羽州雄勝郡、（國郡當らず）厨河城主、永承五年源頼義後冷泉院勅以下十七行不分明國人每歲敬二祭其神一云、
  - 千代童子丸　十三而與レ父一所戰死、
  - 女子　八幡太郎義家三男義國之母
    〔參照〕尊卑分脈ニハ義國母ハ中宮亮有綱レ女（或本云、安藝守藤原有繼女云々）トアリ
  - 高星　三歲之時、乳母懷而逃二津輕藤崎一、後爲二藤崎之城主一、
- 宗任　頼義擒二宗任一以下十七行字不詳流二於九州一也、
  - 女子　出羽押領使御館五郎基衡室
- 家任　鳥海彌三郎、鳥海城主、剃髮而號二宦照一、
- 重任　北浦六郎、與二貞任一一所戰死、
- 正任　黑澤尻五郎
  - 頼嗣　黑澤五郎
- 則任　白鳥八郎　苅田郡白鳥住以下五字不審打二搖頭一死、
- 女子　散位藤原朝臣經淸室、
- 女子　平永衡妻、

猶ほ按ずるに、新井白石は其著藩翰譜秋田氏の條に於て會津四家合考の説を引き、正史や普通の系圖に記す所と異つては居るが、本朝の一奇事として、疑はしきは疑を以て傳へ、今の按を加へ置かうとて、詳記されてある。その大意を摘錄にすれば、神武天皇の始めて大和に入らせ給ひしとき、宇摩志摩治の命の臣に安日、長髓彥といふがあり、軍を起して天皇に反抗し奉つたが、のち負けて長髓彥は誅せられ、安日は東北に放たれ、津輕外が濱安東浦等に居て、子孫が相嗣いだ、人皇十代崇神天皇のとき安倍河別命（實は武渟河別命）をして蝦夷を討たしめ給ひたるに、蝦夷の軍強くして官軍が利を失うた。時に安日の遠孫に安東といふ者があつて、河別命に屬し、蝦夷を平げて功があつたので、始めて姓を安倍と賜はられた、先祖の名によつて安日と書いても安倍と讀んだ、第十六代應神天皇の御宇、蝦夷が又亂れて安東が後、致東が之を平ぐ、その時、將軍の號を許された、（日下將軍といふ）第六十六代一條院の御時、蝦夷が又亂れたが、致東の後國東（クニハル）、軍を率ゐて夷地を隨ふ、國東が子頴良、頴良が子賴良、安東太郎と名乘て、陸奧出羽兩國の押領使となつた、その子に井殿の盲目、安東太郎良宗、厨川三郎貞任等があ

つた云云、とある。上記の長髓彦の兄安日云云の說は固より信を置き難いが、參照のため玆に記したのである。

陸奥に安倍氏出羽に清原氏の起れる事情

一體、陸奥、出羽の兩國は、その境域が廣大であつて、殆ど九州と臺灣とを合はせた程もあるといはれる。然るにも關らず、その文化が非常に後れて居た事は、前にも記した通りである。されど御歷代の間之を等閑に附したといふ譯ではなく、次第に之が拓殖を謀られた事は、史上に明白な事實である。かくて日本武尊の東征、安倍比羅夫、坂上田村麿乃至は文室綿麻呂などの征討もあつて、奥羽の蝦夷は追々と鎭定され、王化に霑ひ來つた事と思はれるのに、どうしたものか、永承天喜の際に至つて、陸奥に安倍氏、出羽に清原氏の如き大豪族が崛起するやうになつたのである。その次第は不明に屬するのであるが、內地に於ても田原藤太秀鄉や平良文の一族などが、諸地方に繁衍し、其勢力を扶殖して行つた經路の不明であると同一轍であつて、强ち疑問ともいひ難く、なほ十分の研究を要すべき事柄であると思はれる。

安倍氏の事蹟は「陸奥話記」(一名陸奥物語)が唯一の資料ともいふべきであるが、之は主として奥州十二年の合戰(世にいはゆる前九年の役)の事を記してあつて、安倍氏發展の經路の

如きは之を徵する事が出來ない。たゞその始めに、「頼時(初めの名は頼良)の祖父忠頼の時から東夷の酋長となり、威風を大に振ひ、村落も皆服し、六郡を横行し、人民を劫略し、子孫が大に繁衍し、衣川の外にも出でるに至つた」とある位のものであつて、それ以後の事蹟に就きては比較的詳記されてあるが、忠頼から以前の事は一向に記されて無い。

安倍頼時の强大

されど、この一族が如何に强大であつて、驕奢を極めて居たかは、同書に「六箇郡の司に安部頼時といふ者あり、代々驕奢にして賦貢を輸さず、徭役を勤めざるも、誰人も敢て之を制する事が出來なかつた」とあり、又「吾が主(貞任)存生の時は、之を仰ぐこと高天の如し」などとあるのによつても推察されよう。六箇郡とは膽澤、江刺、和賀、稗貫、紫波、岩手の六つで、今の岩手縣の大部分を占め、陸中の全平野に涉つて居り、安倍氏は之を占有して居たのである。

安倍氏は俘囚長

また同書に「父祖忠頼東夷酋長」とあるのを、大日本史の列傳には俘囚長としてある。之は矢張り同じ意味で、蝦夷の長の意である。尤も東夷の長といひ俘囚(内地化した蝦夷のこと)長といつたからとて、之は俘囚を取締る長官といふまでで、忠頼その人が强ち蝦夷種族であるには限らぬといふ説もあるが、前後の記事や事情から推察して見れば、當時蝦夷種族中の最有力者をし

て蝦夷を支配させたものと解する方が、穩當な見方であると思はれる。 前掲大日本史にも安倍氏、淸原氏を蝦夷傳に收めてあり、尙また藤原光貞は安倍貞任が其妹を娶らんと乞ふに當り、彼が門族を賤しんじて之を許さなかつたとあるのから見ても、光貞の意は貞任が當時陸奥の大豪族として仰がれて居ながら、之を賤しんじたのは、彼がもとアイヌの血統を受けたものだとの推察からだと思はれるのである。

安倍氏の遺跡

さて安倍氏の盛時を徵すべきものは陸奥話記の外には殆んど見えぬが、「吾妻鏡」に左の如き記事(文治五年九月廿七日の條)がある。

廿七日、甲申、二品(賴朝)安倍賴時(本名賴義也)が衣河の遺跡を歷覽し給ふ、郭土空しく殘り秋草鏁すこと數十町、礎石何處にかある、舊苔に埋もること百餘年、賴時國郡を掠領するの昔、此處を點じて家屋を構ふ。 男子は井殿盲目、厨河次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等なり、女子は有か一の末陪、中か一の末陪、一か一の末陪なり、已上八人の男女子の宅、簷を郞從等の屋に並ぶ。 閭門西白河關に界せんか、十餘日の行程なり、東外の濱に據らんか、又十餘日、その中

頼時の子弟の分置

央に當りて遙かに關門を開き、名けて衣關といふ、さながら函谷の如し。左高山に鄰し、右に長途を顧み、南北同じく峯嶺に連る、產業亦た海陸を兼ぬ。三十餘里○の際並に櫻樹を植ゆ、四五月に至りては殘雪消ゆることなし、仍て駒形嶺といふ。麓に流河ありて南に落つ、これ北上河なり、衣河は北より流れて此の河に通ず。凡そ官照が小松館、成道（貞任の後見）が琵琶の柵等の舊跡は彼の青巖の間に在り云云。（もと漢文）

前記の文の解釋をして見ようとするが、「頼時が衣河の遺跡」といふものは今も存在して居り、之は衣川館又は衣川柵ともいひ、衣ヶ關とは別の樣である。衣ヶ關は關門の名で衣川館に至る道に置かれてあつたものと見える。衣川館の遺跡については二三の說があるが、下衣川村にあつたといふのが、稍々信ずべき說と思はれる。

次に「頼時の子息」の事を擧げてあるが、前記の安倍氏の系圖や陸奥話記、及び歸降の俘囚宗任等に關する太政官符（朝野群載所收、武家時代の研究第一卷二五四頁參照）等を參照するに、長男は井殿盲目（メシイ）といつて盲人である。次男は厨河次郎貞任といひ、厨河に居り今の盛岡を主都とせる岩手縣を支配し、三男は鳥海三郎宗任といひ、鳥海（水澤の北方なる金

崎の邊)に居り、水澤を主都とせる志波郡を支配して居た様である。四男は吾妻鏡には境講師官照とあるが、陸奥話記で見ると、頼時の舍弟(子にあらず)に僧良昭といふがあり、又宗任の叔父僧良昭とも見えて居て、官照は良昭の誤で、且つ頼時の子ではない様に思はれる。(尤も官照と良昭とは名前が違つてゐるが、吾妻鏡の後の文に、官照が小松館とあるのを、陸奥話記には宗任の叔父僧良昭が小松柵となつて居る、然らば官照と良昭とはもと同人で、一方は書き誤りであらうと思はれる)さらば四男は誰かといふに、官照ではなくて、系圖に見える家任であらう。たゞし家任を鳥海彌三郎といふのは如何(藤崎系圖で見ると、家任剃髮して宦照と號すとある、これに據れば家任が官照である様に見えるが、之は後から附會したものと思はれる。境講師官照又は良昭)といへば元より僧侶で、國學の講師(敎官)を兼ねたものであらう。然るに家任は宗任等と共に官軍に抵抗し、後ち降參して伊豫に流されたのだが、名前は後まで家任と見えて居る。且つ康平七年三月廿九日の太政官符(宗任等の配流處分に關するもの)によれば、家任と良昭とは別人であることが明記してある。)五男は正任で黒澤尻五郎といふ。之は黒澤尻を主都とした和賀郡を支配し

て居たのである。六男は重任であらう。そのゆゑは系圖に重任の事を北浦六郎とあるからである。吾妻鏡には重任の名は見えぬが、陸奥話記には見えて居る。北浦の所在は不明であるが、出羽國横手方面に北浦郡の名があるといへば、(上杉文書に見ゆ)或はその邊を支配したのであらうか。七男も誰であるか不明であるが、或は行任か則任などの中かと思はれる。系圖を參照するに安藤系圖には行任を白鳥八郎とし、則任(白鳥太郎)をその養子としてあるが、藤崎系圖には則任を白鳥八郎とし、吾妻鏡には行任を白鳥八郎としてある。この邊尙ほ攻究を要すべき事であるが、七男八男は多分この兩人の中であらうと思はれる。白鳥は膽澤郡前澤の大字であるから、行任は膽澤部の一部、白鳥の邊を支配して居たものと見える。されば頼時自身は衣川柵に據つて要部を占め、子弟は夫々陸奥六郡の要所々々に置かれ、或者は出羽の方までも置いてあつたことと思はれる。

(參照)　陸奥話記によつて見れば、前九年役後、賊徒の斬獲又は歸降したものは次の如く記されてある。

斬獲　安倍貞任、其子千世童子、安倍重任、藤原經清、平孝忠、藤原重久、物部惟

（深イ）正、藤原經光、同正綱、同正元

歸降　安部宗任、弟家任、則任（出家して良增といふ）正任、伯父僧良昭（良昭は康平七年の太政官符によりて補ふ）安部爲元、金爲行、同則行、同經永、藤原業近、同賴久、同遠久等、

それから次の文に「閭門西白河關を界せんか十餘日の行程たり、東外濱に據らんか又十餘日云云」とあるが、閭門は閤門などとあるべきであらう。入り口の門の意と思はれる。卽ち賴時は一方には白河關を境とし、一方は外ヶ濱に至るまでを以てその領域と心得て居たのである。而して其中央に關門を設けて衣ヶ關と名づけたのであるが、その要害であつた事はさながら函谷關の如くであつたといふのである。この關門は今の中尊寺の裏手の山にあつたのだと傳へられ、古への道路はこの山手にかゝつて居たのである。今その地を踏査して見るに、如何にも險岨であつて、陸奧話記に「件關素隘路嶮岨、過崤函之固、一人拒嶮萬夫不能進」とあるのによく符合して居る。

按ずるに永正の古圖に、小松館と衣ヶ關とを白鳥村の邊にあつた樣に書いてある。之は衣ヶ關も時代によつて其位置を異にし、平泉の藤原氏全盛の頃には此處に移

し、以て北方に對する柵門となして、人の出入りを取締つたものかと思はれる、芭蕉の「奥細道」にも「康衡(泰衡)が舊跡は衣ヶ關を隔てゝ南部口をとじ堅め、夷を拒ぐと見えたり云々」とある、されば衣關に新舊の二關があつた事と解せられる。併し小松館が此處にあつた事は少々不審である。(一六頁を参照せよ)

次に「左高山に鄰し右に長途を顧み、南北同じく峯嶺に連なる」といふ文があるがこの右左(ミギヒダリ)は見方によつて直ぐ違ふのであるから、どこを指すのか不明であるが、多分高山とあるのは束稲(タワシネ)山の事であらう。さうして束稲山を左に見て右に長い途が通づて居る。且づ又峯嶺が南北に連つて居る。産業も亦海陸を兼ねたとあるがこの邊は平地であつて、稍膏腴の地と思はれる。而して三十餘里(六町一里)に亙つて櫻を植ゑたので、四五月の頃になると櫻の亂吹(フブキ)が宛ら殘雪のごとくである。その山を駒形峯といつたとある。駒形峯とは束稲山のことで、卽ち山形が駒の脊の形をして居るので、此名が起つたといふ事である。その山の麓に一つの川が流れて居て南に落ちる。是が北上川で、衣川は北から流れて來てこの北上川に合流するのである。また官照(陸奥話記には良昭)が小松楯、成道(陸奥話記には藤原業近になる)が琵琶柵等の舊跡が、

この邊にある樣に書いてあるが、こは實は餘程離れて居て、この直ぐ附近にあつたものとは思はれぬ。

按ずるに琵琶柵の舊跡は下衣川村にある。小松館もその附近にあつた樣にいふ說もあるが、この方は陸奥話記には狹馬場を去る五町餘とあつて、磐井川に臨んだ地にあつた樣に思はれる。

安倍氏の文化

さて安倍氏の文化としては、他に徵すべきものとてはないが、ここに櫻樹を植ゑて之を樂しんだといふ事は、注意すべき事柄である。一體櫻といふものは都人が之を愛賞したもので、日本の古代に於ても木華開耶姬といふお方があるが、抑〻邦人が大に櫻を賞翫する樣になつたのは、平安朝以來の事と思はれる。萬葉集などにも櫻の事はあるが、夫程でない。古今集に至つて愈〻盛んとなつた。今日は櫻花は大和魂を代表して居るやうにいつて居る。安倍氏が東奥の地に居つて櫻花を賞翫したのは、餘程都の文化を慕ひ、大宮人の手振りに倣つたものと思はれる。地名にも、衣川を賀茂川と見立て、また東山(東稻山の北上川寄の地)とか、猿澤の池とか、京都や奈良の名所の名を移したものなどがある。今日でも本邦人が海外に移住

どして擴がつて行く所々に櫻を植ゑ附くるのを常とし、滿洲ハルピンや或は北米のサンフランシスコなどにも、次第に櫻が植附けられたといふ事である。櫻は日本人發展の表徴ともいふべきである　然る所が安倍氏が今から八九百年の昔に於て、奧州の邊陬に居て、櫻を植ゑて之を樂んだといふのは、珍らしい事柄である。西行法師の歌にも、

きゝもせずたわしね山のさくら花、よしのゝ外にかゝるべしとは（山家集）

とあつて、如何にも櫻花の爛漫たる有様が思ひやられる。また厨川の柵が陷つた時の記中に「城中美女數十人、皆衣綾羅、悉粧金翠」（陸奥話記）とあるのを見ても、日頃貞任等が如何に豪奢を極めて居たかゞ思ひやられる。また貞任が詠じたといふ「衣の柵」の歌や、宗任が作つたといふ「我が國の梅の花には」の歌などは、果して眞事實と見なすべきものかどうか、不明ではあるが、且つ又彼等の文化の程度は極めて低級であつたには相違なからうが、それにしても兎に角も、彼等も都の手振りを欣慕して、之に染みたいと考へて居た事は疑ひない事實と思はれる。

（二）清原氏の事蹟

清原氏の世系

清原氏も安倍氏と同じく、「陸奥話記」には俘囚主とあり、大日本史にも蝦夷傳に收めてある。實際は蝦夷種と見る方が正しい樣に思はれる。されども清原系圖には舍人親王の後裔となつて居り、前にもいつた通り、系圖の事は强ち信じ難いのであるが、參考として左に掲げる。

清原系圖（續群書類從收）

天武天皇━舍人親王‥‥夏野‥‥基光（左京權太夫）━光方（兵部大輔）━┳光賴
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┗武則（羽州山北主、康平六年二月依二安倍貞任追討之功一、敍二從五位下一、任二鎭守府將軍一、故號二淸將軍一）━┳武貞（荒河太郎）━┳家衡（武衡同時被討、藤原淸衡異父同母弟）
　　┃　　　　　　　　┗眞衡（海道小太郎）━成衡（同小太郎、母平權守安忠子、源賴義婿也、）
　　┣武衡（將軍三郎）
　　┣公淸（新淸太）
　　┗女子（吉彥秀武室）

清原氏の事蹟は「陸奥話記」や「奥州後三年記」の外には一向に見えて居ない。いま

陸奥話記につき、源頼義が安倍貞任等を征討した際、淸原光頼及び武則に援助を乞うた一節を擧げてみれば、

將軍源頼義之を制する能はず、而して常に甘言を以て出羽山北の俘囚主淸原眞人光頼、舍弟武則等を說き、官軍に與力せしむ。光頼等猶豫して未だ決せず、將軍常に贈るに奇珍を以てす。光頼武則等漸く以て許諾す、云云、

頼義朝臣頻りに兵を光頼並に舍弟武則等に求む、是に於て武則同年(康平五年)秋七月を以て子弟等萬餘人の兵を率ゐ、越えて陸奥國に來る、將軍大に喜び、三千餘人を率ゐ、七月二十六日を以て國を發し、八月九日栗原郡營岡(タムロガヲカ)(營岡は栗原郡から出羽の山北へ通ずる要衝の地で、今も岩ヶ崎町の東南四五町に八幡村といふのがあつて、三面斷崖をなして居る、山の頂に營岡の地があるといふ事である、むかし坂上田村麿も此處に陣したといふ事である)に到る、武則眞人先づ此處に軍し、邂逅(タマサカ)に相遇ひ、互に心懷を陳べ、各共に淚を拭ひ悲喜交々至る、云云、

とある。前記の頼義が熱誠を以て淸原光頼、武則等に出兵を乞うた態度から見ても、彼等が山北の俘囚主として、その如何に有力であつたかが想像されよう。

さて同書に諸陣の配置を定めた記事があるが之で見ると先づ全體を左の如く

清原氏子弟の分置

七陣に分けてあるのである。

一陣……清原武貞　武則子
二陣……橘貞頼　武則甥、字は志萬太郎
三陣……吉彦秀武　武則甥、また聟なり、字は荒川太郎
四陣……橘頼貞　貞頼の弟、字は新方二郎
五陣
　一陣……將軍（頼義）
　二陣……武則眞人
　三陣……國内の官人等
六陣……吉美侯武忠　字は班目四郎
七陣……清原武道　字は貝澤三郎

この陣の備へ方から見ても、その大部分は清原氏の部下を以て組織されてあるのである。之によつても清原氏の勢力の强大であつたことを卜知されるであらう。清原氏は山北の酋長とあるが、その山北とは仙北とも書き、つまり山の北といふことで、平戈（ヒラホコ）山の北方の平野を指すのである。平戈山は今日の雄勝峠の事であ

るから、山北は羽後平野なる今の雄勝、平鹿、仙北の三郡をさすのである。卽ち清原氏は主として羽後御物川の平野を領有し、その一族子弟を以て之が要地々々に配置してあつたこと、恰も彼の安倍氏が北上川の流域一帶の地に於ける如きものであつたであらう。是から其一族子弟の據有した地を考察して見れば、武則の長子武貞は吾妻鏡や系圖書、また後三年記などに荒川太郎と書いてある。荒川とは、仙北郡荒川村（金澤本町の北方）の地であらうから、武貞はこゝに居たので卽ち御物川の平野一帶を支配したものと思はれる。二陣の橘貞頼は字を志萬太郎と云ふ。この志萬はいまの南秋田郡に男鹿島といふ地がある。男鹿は古へは恩荷ともかき、島は又古へ島郡と稱した事もあり「男鹿名勝誌」には、康永年中に、安部兼季が北浦の山王神社へ納めた棟札にも、その名稱が見えて居るとの事である。然らば貞頼は島卽ち八郎潟附近の地を領有して居たものと思はれる。第三陣の吉彦秀武も荒川太郎とあるが、武貞と同じ字であるのは如何、或は彼も矢張り荒川の内を領有して居たのであらうか。第四陣の橘頼貞は字を新方二郎といふ。新方の所在は不明であるが、羽前國田川郡に新形（又は新潟）の地名が見えて、鶴岡町の傍近である。

清原氏出羽並に陸奥六郡を

これでは少し遠方過ぎると思はれる。或は新方の新は舊地に對していつたので地名は方(カタ)と稱へたのであるかも知れぬ。方は潟の轉訛か、御物川の支流玉川の上流に田澤湖といふ小湖があるが、その南方に潟と稱する地がある。賴貞の領有したのは或は是であつたかとも思はれる。なほ研究を要すべき事である。第六陣の吉美侯武忠は字を斑目(マダラメ)四郎といふ。斑目の地名は相模及び三河(三河のは駿馬とある)に見えて居るが、出羽の地名には見えぬ。一説に横手町に(羽後國平鹿郡)斑目氏があるとの事であるから、或はその附近に斑目の地名があるのかも知れぬ。之も尙ほ研究を要すべき事柄と思ふ。第七陣の清原武貞は字を貝澤三郎といへば、貝澤の地に居たものと思はれる。貝澤は雄勝郡三輪村の大字で湯澤の西方にあるのである。なほ右の外武則の子武衡、公清などの居所については徴すべき材料がないが、何れにしても此の一族が羽後の要勝の地域を領有して居たのは疑ひない事實であらう。(歴史地理第五卷の後三年の役參照)

さて安倍氏が滅亡の後、清原武則は鎭守府將軍に任ぜられ、陸奥六郡の地もその領有に歸したので、其勢力は益々强大に赴き、從來、羽後御物川の平野に蟠踞して居

兼領す

た清原氏は、遂に山を越えてその東方なる北上川の流域一帶の沃土をも領有する事となつたのである。而して源頼義は前後十數年の長きに亙つて奮鬪をなし、その勳功も莫大であつたが、戰亂(前九年の役)のほゞ鎭定するや、伊豫守に任ぜられたのは、何にか仔細があつたのであらうか。(或は當時廟堂の上に於ては、頼義が好んで戰亂をかもしたかの如き說もあり、よつて故らに奧羽以外に移したのかも知れぬ。)其子義家は出羽守に補せられたが、之も其後、越中守に轉補されんことを乞うたのは、表面上、父に對して孝養を盡さんが爲とあるが、內實は清原氏の勢力を避けようとしたのではあるまいか。果して然りとすれば、陸奧、出羽兩國の權力は擧げて清原氏の掌握に歸した事と想像されるであらう。是より清原氏は榮華を貪ぼること約二十年に及び、永保年間から一族の間に爭亂が起り、(之を後三年の役といふ)之が鎭定のためには、再び源義家等の奮鬪を要する事となるのであるが、その顚末は本書第一卷(二六二頁以下)に陳べてあるから、此には省略する。

(三) 藤原氏の事蹟

一、藤原氏三代の事蹟概要

藤原清衡等も夷種

藤原氏三代といふは、清衡、基衡、秀衡の時代をいふのである。或は泰衡を入れて四代といつてもよい。この藤原氏も近來學者の調査によれば、蝦夷種族に屬する事になるのである。藤原秀衡が鎭守府將軍に任ぜられた際、九條關白藤原兼實は其日記「玉海」にその事を記して、「奥州の夷狄秀平（秀衡）鎭守府將軍に任ぜらる、亂世の基なり」とあり、更に又同人が陸奥守に任ぜられた際にも、同書に「秀衡陸奥國守に任ぜらる、此の事先日議定ある事なり、天下の耻何物か之に如かんや、悲むべし悲むべし」とある。卽ち兼實は秀衡が俘囚の身を以て國司に任ぜられたので、之を慨歎したのである。之は傍から見て秀衡の族を卑下したのであるが、秀衡の祖父清衡などは自分から其身の事を「東夷の遠酋」とか「俘囚の上頭」とかいつて居るのである。その證は清衡が或文章家に書いて貰つた中尊寺の「供養願文」（この願文の事は後に陳べる）の中に次の如く見えて居る。卽ち

弟子者、東夷之遠酋也、生逢聖代之無征戰、長屬明時之多仁恩、蠻陬夷落爲之少事、虜陣戎庭爲之不虞、當于斯時、弟子苟資祖考之餘業、謬居俘囚之上頭、

と。これは清衡自身が佛に對する告白文であるから、飾らず詐らず本當の所を陳

(中西吉人氏の解說に據る)

最勝王經十界寶塔
曼荼羅第一塔

この曼荼羅は最勝王經十卷の經文を紺紙に金泥の細字を以て塔形に書き經の各卷を一塔となしてゐる

(五五頁參照)

金色堂の卷柱

堂內の四本の卷柱は構造精妙の極に達し各々十二光佛を描き配するに蒔繪及び螺鈿を以てしてゐる

(五一頁參照)

べたものであらうと思はれるが、かく自分から俘囚主とし、即ち、蝦夷種族である事を告白して居るのである。されば是は疑ひなき事實と思はれるが、併し系圖の上から見れば、平泉の藤原氏も矢張り鎌足公の末孫に屬し、俵藤太秀鄕の血統を引いて居る事になつて居る。即ち尊卑分派には次の如くになつて居る。

○平泉の藤原氏系圖

國衡　西城戸太郎
泰衡　母民部少輔基成女
忠衡　泉冠者
高衡　本吉冠者
通衡　和泉七郎、出羽押領使
賴衡　錦戶太郎

この系圖についても、淸衡の祖父賴遠は下總國の住人とあり、その子經淸が奥州亘(ワタリ)の地に移つて亘理權太夫(亘は一字でもワタリと讀むのであるが、後ち理の字を加へた)といつた。これは事實であらうが、俵藤太から出た正賴との間が果して連絡があるものであらうか、そこに疑問が存在するのである。辻善之助氏の研究によれば、淸衡が京都の藤原氏に對して、奥州の莊園を献上して所謂領家下司の關係を結んだことは、後三年役後間もない際から見え、後になるに從つて段々とその關係が濃厚になつて居るといふことである。而して淸衡が亘理氏から出で、一時淸原氏を稱したのに、それが又後三

藤原氏三代の事跡
一、清衡

年役後に表面上は本姓の藤原氏に復したといふ事になつて居るものの、藤原氏を稱へる樣になつたのは、右の如く莊園の關係などから出で、新に藤姓を冒すに至つたのではあるまいかとの説である。一體清衡は亘理經清の子であるが、父經清は安倍氏に屬した爲め、前九年の役に誅せられたが、清原武則は經清の妻某（安倍氏の女）を連れ歸つて、其子武貞に妻はせたのである。かくて清衡は母と共に武貞の許に養はれ、清原氏を稱したのである。ところが後三年役後、清原氏の一族が滅亡するに及び、清衡は本姓の藤原氏に復したといふ譯である。されど亘理を稱せずして藤原をとなへた所が、疑問に屬するのである。

是から藤原氏三代の事蹟を陳べようが、清衡は後三年役後に、陸奥出羽兩國の押領使となり、陸奥六郡を傳領し、江刺郡豐田の館（同郡餅田の地で、岩谷堂を去る約半里の東に當る）に居たのである。その後、岩井郡平泉に館を造つて移り住すること二十三年、大層佛法に歸依し、伽藍を建て、又夥しく佛性に灯油を寄進する等の事もあり、殊に中尊寺の建立は著名な事柄である。

按ずるに、清原氏が安倍氏の陸奥六郡を傳領する樣になつてから、何處に居所を

定めて居たであらうか、或は鎮守府の附近か或は又安倍氏の遺跡衣川館の邊にでも居たのではないかといふ説があるが、何れにしても慥かな證跡は得られない。而して後三年役に於ては、清原氏は大概滅茶々々になつて了つたのに、清衡は中途から義家に附いたので、義家は彼を取立て、清原氏の後を嗣がしめたものと見える。かくて清衡は最初に江刺郡豐田館に居たのであるが、此處は或は亘理經清の領地であつた關係からでもあらうかと考へられる。豐田もなか〳〵要勝の地であつたのである。その後平泉に移つたのであるが、是が又衣川館に近く、且つ要勝の地點であるのである。清衡の子基衡は父の讓りを受けて陸奥出羽兩國を管領し、之を治むること又三十三年、さうして果報は父にも過ぎたといふ事である。この時毛越寺を建立した。之は清衡の中尊寺にも比すべき大伽藍である。古事談を見ると基衡が陸奥を横領して專横を極め、國司の政治をも蔑如した樣な史實が窺はれる。左に其文を掲げて參照とする。

〔古事談〕卷四　宗形宮內卿入道師綱陸奥守ニテ下向時、基衡押二領一國一如レ無二國司威一、仍奏二聞事由一、申二下宣旨一、擬レ檢二注國中公田一之處、忍郡者基衡藏（マヽ）于先々不レ入二國使一、而今

度任宣旨擬検注之間、基衡件郡地頭犬庄司季春ニ合心テ禦之、國司猶帶宣旨推入之間、已放矢及合戰了、守方被疵者甚多、基衡カクハシツレモ背宣旨射國司事依恐存、招季春云、依無先例雖追返國司、背宣旨之條、非無違勅之恐、イカヾスベキト云々、季春云、今仰兼存知事也、主君命依難奉背於一矢者射候了、然者君者不知食之體ニテ、召已頸、可被遣國司之許也、其上、定無爲候歟云々、基衡乍拭涙諾了、基衡申於守云、基衡一切不知事候、郡地頭凡依無先例、致自由之狼藉了、於今者不可及子細、季春已召取早賜御使、於其前可刎頭云云、依之國司遣檢非違使目代云、季春已將出タリ、四十餘許男、肌美麗ナルガ、積遠厂水干小袴ニ紅衣着タリ、打物取タル者廿人許圍繞之、切手ハケセンノ彌太郎ト云者也、出立擬切頭之間、犬莊司云、切損給ナ、刀ハイヅレゾト問ケレド、切手云、鬼次郎太夫ガ大津越ゾト云ケレバ、サテハ心安ト云テ被切ケリ、部類五人同切云々、大津越トハ人ヲ引居テ切ニ、左右ノ臂ノ上ヲ、乍中骨不懸切ヲ云也、基衡季春ヲ惜デ、我ハ不知之樣ニテ猥構女人沙汰之體、再三遣妻女於國司館乞請サセケリ、其請料物凡不可勝斗、沙金モ一萬兩云云、守不耽之、遂切畢、云云、師綱高名在此事歟、又山林房覺遊ト云侍散樂

ヲ具タリケルガ、本奈良法師ニテ帶ニ大劒、武勇甚之者也、而合戰之日最前ニ逃畢、歸ㇾ館時出來タリケレバ、先陣房カクレウトゾ付タリケル。

これで見れば、基衡の族は如何にも豪奢であつて、大抵の事は金力や進物の働き(贈賄の事)で左右し得ると考へて居た樣に推察される。

基衡の子秀衡はまた父の後を嗣ぎ、嘉應二年五月二十五日に鎮守府將軍に任せられ、從五位下に叙し、承安元年八月二十五日には陸奧守に任じ、ついで從五位上に叙せられた。これも兩國を治むること三十三年で卒去したとある。而して親も子も孫も三十三年間世を治め、合せて九十九年間、極めて太平の時代を開いたといふのである。之は餘りに年數が揃ひ過ぎて居るやうであるが、實地の年數を調べて見ても、大體は先づ之に近いものとなるのである。かくて約一百年間といふものが、平泉の藤原氏の時代であつて、之を中央政府の方で比較して見ると、丁度崇德天皇の頃から後鳥羽天皇の御宇に該當し、國家多事の際であつたのである。然るにも關らず東奧の地に於ては、後三年役後、是といふ程の爭亂もなくして、先づ太平の有樣であつたのである。さても清衡は如何なる果報を以て斯る太平を致した

かといふに、彼は主として佛敎を布き、佛德によつて土民の獷俗を柔らげ、是によつて以て少からざる効果を奏し得た事と思はれる。而してこの一百年に近い長期の太平に際し、京都趣味を汲收せん事に努め、都の手振を移し入れたことは尠少ではなくて、之を安倍氏、淸原氏、の時代に比したならば、この點に於ては長足の進步である事が窺はれるが、やがては京都の淫靡柔弱の弊風までも受け繼ぐことになり行いた樣である。

中尊寺の由來

二、淸衡と中尊寺の建立

平泉の藤原氏が如何に京都趣味を憧憬し、都の手振りを受入れる事に汲々たりしかを知るには、中尊寺及び毛越寺建立の事蹟を知るに如くはないと思ふ。

中尊寺は寺傳及び平泉舊蹟志等の書には、慈覺大師の開基であるやうに書いてあり、世間にも永らくかく信ぜられて居たのであるが、その後の研究によつて見れば、右の慈覺開基說は後世の假託に出たもので信を措き難く、實は藤原淸衡の草創であつた樣である。右に關しては佐藤仁之助氏の研究もあり、自分なども此說を是認しようとするのである。

佐藤氏の說に曰く、中尊寺は堀河天皇の長治二年に陸奥六郡の管領藤原淸衡が、自力を以て最初院を造立し、此處に釋迦、多寶の二像を安置したのが初であつて、「吾妻鏡」に「寺院中央有多寶寺、安置釋迦多寶像於左右」と見えたのが卽ちこれであらう。かくいふ徵は建武元年の中尊寺文書に、「陸奥國平泉關山中尊寺衆徒等謹言上、○中略右當寺者○中略爰堀河天皇御宇、長治二年二月十九日、出羽陸奥兩國々司藤原朝臣淸衡造立最初院（本尊釋迦多寶並座）」と見えて居るのが、一證となすべきである。されども、寺傳及び平泉舊蹟志、磐井西縣舊址記等には、人皇五十四代仁明天皇の御宇嘉祥三年慈覺大師の開基にして、其中央に一宇の本堂を創建して弘台壽院と號し、其南北に日吉、白山の兩社を勸請して當山の鎭守となし、これが寺堂草創の本原である。と見えて居るが、つらく案ずるにこの說は後世に於て附會したものであらう。其故は寬文年間（德川將軍家綱の時）に本寺の所屬を東叡山の末寺と定められたのであるが、その際山門の開祖たる慈覺大師を其開祖と號し、又淸衡が堀河天皇の嘉承二年に大長壽院を造立したのを、慈覺大師が弘台壽院を建てたのだと云ひなし、又從來小社であつた日吉社を淸衡が擴張して莊嚴を盡し、以て鎭守としたのを、慈覺大

平泉古今推定圖
舊河川
現今の河川
舊道路
舊寺街地
舊館址
舊土手
舊寺院址
北
至前澤
至一ノ関
北上川
衣川
太田川
櫻川
束稲山
駒形山
金雞山
金色堂
經藏
中尊寺
毛越寺
高館
柳之御所
伽羅御所
無量光院址
嘉祥寺址
國衙
祇園
佐野
赤坂
瀬原
諸侍屋敷址
衣川柵址
泉ヶ館址
松館址
白山
舊平泉都市址
達谷ヶ窟

師の勸請であると言ひなし、以て其事を高大にしたのであらう。中尊寺が寛文五年に東叡山の末寺となつた徵は、寛文五年の中尊寺文書に「陸奥國平泉關山中尊寺者、從往古佛法紹隆之勝地、台宗弘通之淨砌也、雖然本寺未相定之間、請屬東叡山直末、因玆今般被召加御門下訖、者自今以後不背本寺之下知、佛寺勤行等不可有怠慢旨、輪王寺一品法親王之仰、執達如件、寛文五年十二月五日」と見えて居るので分明である。さて又嘉承二年に長大壽院が建立された徵は、前記の文書に「嘉承二年三月十五日造立大長壽院(本尊四丈阿彌陀、脇士九體丈六)」と見え、又吾妻鏡に「二階大堂高五丈、本尊三丈、金色彌陀、脇士九體、同丈六也」と見えて居るのが是である。この嘉承と仁明天皇の嘉祥とは同音に聞ゆる所より、之を古き方に取り、大長壽院を弘台壽院と變へた事と思はれる。而して又日吉社勸請の事は、淸衡が大伽藍を造立せる以前には、此地に地主權現として小社が祀られてあつたのを、淸衡が取立てゝ莊嚴にしたので、この事を指して勸請したといふのであらう。その徵は吾妻鏡文治五年九月十七日中尊寺塔注文の條に「鎭守卽南方崇敬日吉社、北方勸請白山宮」と見え、又建武元年中尊寺文書に、「彼白山山王者、地主權現而七百餘歲靈神也、仍後冷泉院御宇天喜康平

之比、奥州刺史賴義、義家被ㇾ追㆓討安倍賴時、同男貞任、宗任等㆒之時、於㆓衣關月見坂㆒奉㆑拜㆓當社㆒、而被㆑寄㆓附厩尻、小前澤兩村㆒（當社于㆑今別當知行）畢、爰於㆓白山、山王等諸社㆒、悉交㆓金銀朱丹之色㆒、營㆓作之㆒」と見えて居るのが是であらう。この文に七百餘歳の靈神なりとあるにより、建武から逆算して見れば、推古、舒明兩帝の頃に當るが、當時に於ては未だ日吉、白山兩社の垂跡があらうとは思はれねば、是は少し信じ難いけれども、大伽藍造立前に、地主權現として兩社の存在した事は疑を容れぬと。（歷史地理第拾貳卷第六號揭載）

以上が佐藤氏の考證で予等は是を以て穩健にして、しかも實を得たものと信ずるのである。但し吾等は中尊寺が慈覺大師の草創であつたのを、淸衡が之を再修して、擴大したものであるとしても、論旨に於て別段差しさはりは無いのであるが、俘囚主たる淸衡が、佛敎を尊信し且つ京都風の文化を憧憬する餘り、此大伽藍を創建したものとして觀察すれば、そこに一段の風情がある樣に覺ゆるのである。

中尊寺の規模　中尊寺の規模を知るには、前揭吾妻鏡所載文治五年九月十七日の同寺「衆徒の注申狀」に如くものはないと思はれる。よつて同文を左に揭げて見よう

一關山中尊寺の事、

寺塔四十餘宇、禪坊三百餘宇あり、淸衡六郡を管領するの最初之を草創す、（慈覺大師開基の事には一言も及んで居ない）先づ白河關より外濱に至る廿餘日の行程なり、その路一町別に笠卒都婆を立て、其面には金色の阿彌陀像を圖繪し、當國の中心を計り、山の頂上に於て一基の塔を立つ、又寺院は中央に多寶寺あり、釋迦多寶の像を左右に安置し、その中間に關路を開き、旅人往還の道となす、次に釋迦堂、一百餘體の金容を安んず、卽ち釋迦像なり、次は兩界堂兩部諸尊、皆木像たり、皆金色なり、次は二階大堂（大長壽院と號す）高五丈（本尊三丈、金色彌陀像、脇士九體、同丈六也）次は金色堂（上下四壁內殿皆金色なり、堂內に三壇を構ふ、悉く螺鈿なり、阿彌陀三尊、二天、六地藏、定朝之を造る）鎭守は卽ち南方に日吉社を崇敬し北方に白山宮を勸請す、此外宋本一切經藏、內外陣の莊嚴、數宇の樓閣、注進するに遑あらず、凡そ淸衡在世三十年の間、吾朝は延曆、園城、東大、興福等の寺より、震旦の天台山に至るまで寺ごとに千僧に供養し、入滅の年に臨んで、俄に逆善を始修め、百ヶ日結願の時に當り、一病なくして合掌して佛號を唱へ、眠るが如く眼を閉ぢ訖んぬ。

とある。以上は文治年間賴朝の頃の有樣を叙したものであるが、尙ほ建武元年の中尊寺文書には、是等寺院造立の年代を徵すべきものがあるから參照のため左に

掲げる。

右寺者、鳥羽皇帝之勅願、鎮護國家之道場、所以者何、堀河天皇御宇、長治二年二月十五日、出羽陸奥兩國大主藤原朝臣清衡、造二立最初院一、（本尊釋迦、多寶並座）、嘉承二年三月十五日、造二立大長壽院一、（本尊四丈阿彌陀、脇士九體丈六）之處、奉二皇帝之勅定一、天仁元年建二立金堂三間四面一、左右廊二十二間（本尊釋迦三尊半丈六、并小釋迦百體、同四天）、三重塔婆三基、（本尊等在二願文一）二階鐘樓、經藏（紺紙玉軸、金銀泥行交一切經一部、金泥一切經一部、唐本一切經一部・本尊文殊像者皇帝被レ下レ之）大門三宇、并金色堂一宇、（一間四面本尊彌陀）以降、願成就院、（薬師、并觀音、三十三反）（薬師丈六）瑠璃光院、（本尊同前）常住院、（釋迦三尊）釋尊院、（本尊同前皇帝御佛）成就院、（本尊同前）薬樹王院、光勝院、（彌陀、薬師、丈六）佛聖院、（本尊同前）金剛王院、（金剛界大日）大教王院、（胎金兩部諸尊皆金色木像、）千手院、帝釋堂、白山宮、日吉七社、金峯山、七高山、熊野、八幡、北野天神、辨財天等令二建立一訖、彼白山々王者地主權現、而七百餘歳靈神也、爰後冷泉院御宇、天喜康平之比、奥州刺史源頼義、義家朝臣、被レ追二討安倍頼時、同息貞任、宗任等一之時、於二衣關山月見坂一、奉レ拜二當社一、而被レ寄二附匪尻、小前澤兩寺一畢、仍所レ奉レ崇二當社於鎮守一也、爰以白山、山王等諸社者、悉交二金銀朱丹之色一營作、金堂以下堂塔者、各鏤二金銀螺鈿之餝一、所二造立一也、然間云二山上坂下一、云二四方谷々一、佛閣並レ甍、禪坊烈（列カ）レ軒之間、被レ立二按察中納言顯隆卿於勅使一、被レ下二相仁已講於唱導一、披二朝隆

卿清書願文、天治三年（丙午）三月廿四日、被レ遂二供養一以降、星霜推移、雖二年序久一、衆徒等所レ學者、顯密宗旨、所レ行者、一朝靜謐之懇祈也、因レ茲清衡朝臣、募二置佂弱寺領於羽奥兩州一畢、其後當州刺史大善（膳）大夫時行、兩寺巡禮之時、爲二佛聖燈油之料所一、毛越寺者、栢崎七箇村、中尊寺者、瀨原、黑澤、白瀧、三箇村被レ寄二進之一間、淸衡、基衡、秀衡、泰衡四代者□□□□□□□□□□□□專修理修造、供料供米、佛聖燈油之間、無二相違一者也。（下略）

さて中尊寺の規模は以上の兩文で分明になつた事と思はれる。即ち金堂以下金色堂等は前記の通り天仁元年に起工し、その落成して供養を營んだのは天治三年であるから之が竣成には十七八年の星霜を要した事が推察される（金色堂は其棟札に天治元年に落成した事が明記してあるから天仁元年に着手したものとすれば十七年を要したのである）さて又清衡が本寺創立の精神、及び之が構造に如何なる注意を拂ひ、以て善美を盡したかを知るには、同寺の供養願文に如くものはない、今その全文を左に掲げて見よう。

中尊寺供養願文

敬白

奉建立供養鎮護國家大伽藍一區事、

三間四面檜皮葺堂一宇、在左右廊二十二間、

莊嚴

五彩切幡三十二旒、

三丈村濃大幡二旒、

奉安置丈六皆金色釋迦三尊像各一體、

右堂宇則芝栭藻井天蓋寶網、嚴飾協意、丹雘悅目、佛像則蓮眼菓脣、紫磨金色、脇士侍者次第圍繞、

三重塔婆三基、

莊嚴

金銅寶幢三十六旒、旒別十二流、

奉安置摩訶毘盧遮那如來三尊像各一體、

釋迦牟尼如來三尊像各一體、

藥師瑠璃光如來三尊像各一體、

彌勒慈尊三尊像各一體、

右本尊座前、瑜伽壇上置八供養之鈴杵、立八方色之幡幢、儀軌次第莫不兼備、

二階瓦葺經藏一宇、

奉納金銀泥一切經一部、

奉安置等身皆金色文殊師利尊像各一體、

右經卷者、金書銀字、挾一行而交光、紺紙玉軸、合衆寶而成卷、漆匣以安部帙、琢螺鈿以鏤題目、文殊像者憑三世覺母之名、爲一切經藏之主、廻惠眼照見、運智力以護持矣、

二階鐘樓一宇

懸廿鈞洪鐘一口、

右一音所覃、千界不限、拔苦與樂、普皆平等、官軍夷虜之死事、古來幾多、毛羽鱗介之受屠、過現無量、精魂皆去佗方之界、朽骨猶爲此土之塵、毎鐘聲之動大地、令寃靈導淨刹矣、

大門三宇、

築垣三面、

反橋一道廿一間、

斜橋一道十間、

龍頭鷁首畫船二隻、

左右樂器、大鼓、舞裝束、卅八具、

右築山以增地形、穿地以貯水脈、草木樹林之成行、宮殿樓閣之中度、廣樂之奏歌舞
大衆之讃佛乘、雖爲徼外之蠻陬、可謂界內之佛土矣、

千部法華經、

千口持經者、

右弟子運志、多年書寫之、僧侶同音、一日轉讀之、一口充一部、千口盡千部、聚蚊之響
尙成雷、千僧之聲定達天矣、

五百三十口題名僧

右揚口別十軸之題名、盡五千餘卷之部帙、安手捧持、開紐無煩、以前善根旨趣、偏奉
爲鎭國家也、所以者何、弟子者東夷之遠酋也、生逢
聖代之無征戰、長屬明時之多仁恩、蠻陬夷落、爲之少事、虜陣戎庭、爲之不虞、當于斯

時、弟子苟資祖考之餘業、謬居俘囚之上頭、出羽陸奥之士俗、如從風草、肅愼挹婁之海蠻類向陽葵、垂拱寧息三十餘年、然間、時享歲貢之勤、職業無失、羽毛齒革之贄、參期無違、因茲乾憐頻降、遠優奉國之節、天恩無改、已過杖鄕之齡、雖知運命之在天、爭忘忠貞之報國、憶其報謝、不如修善、是以調貢職之羨餘、拋財幣之涓露、占吉土而建堂塔、冶眞金而顯佛經、經藏鐘樓、大門大垣、依高築山、就窪穿池、龍虎協宜、卽是四神是足之地也、蠻夷歸善、豈非諸佛摩頂之場乎、又設萬燈會、供十方尊、薰修定遍法界、素意盍成、悉地捧其全分奉祈、

禪定法皇、蓬萊殿上日月之影鎭遲、功德林中霧露之氣長齊、

金輪聖王玉扆無動、

太上天皇寶算無彊、

國母仙院麻姑比齡、林盧桂陽松子伴影、三公九卿武職文官、五畿七道萬姓兆民、皆樂治世、各誇長生、爲御願寺、長祈國家、區々之誠、天高聽卑、綸綍依請、供養遂思、寶曆三年、春陽三月、曜宿相應、支干皆吉、延啒一千五百餘口僧、讃揚八萬十二一切經、金銀和光、照弟子之中誠、佛經合力、添

法皇之上壽、弟子生涯久浴二恩德之海一、身後必詣二安養之鄕一、乃至鐵圍砂界、胎卵濕化、善根所レ覃、勝利無レ量、敬白、

天治三年三月廿四日、弟子正六位上藤原朝臣淸衡敬白、

件願文者右京太夫敦光朝臣草レ之、中納言朝隆卿書レ之、而有二不慮之事一、本紛失之儀、爲レ擬二正文一、忽染二疎毫一耳、

鎭守府大將軍　花押

抑淸衡が中尊寺建立の目的精神は何處にあつたかといふに、右の願文にも見えて居る通り、前九年や後三年の役に討死した敵味方の菩提を弔ふといふ爲もあり、尙又その後戰亂が止んで太平の昌運を來したのは、神佛の恩澤に出でたものとなし、之を報謝せんとの考も籠つて居たことゝ思はれる。且つその規模に至つては藤原道長が法成寺を建てたのや、同賴通が宇治の平等院を建立したのなどを模範となし富裕に任せて裝飾等に華麗を極めたものと思はれる。かくて中尊寺は東奥の邊鄙の地にありながら、その金色堂は法成寺が燒け失せた今日に於ては、美術

上に於て宇治の鳳凰堂と東西相對比せらるべきものとなつたは、一奇事といふべきであらう。

供養願文の起草者及び筆者

この供養願文の起草者は右京大夫藤原敦光といつて、當時高名い學者で、學は内外を兼ね窺はざるはなしといはれた人である。また筆者も冷泉朝隆といひ、その頃第一流の能書家で、藤原敎長と共に並び稱せられたものである。是等の大家に依賴して起草してもらひ、また書いて貰つたことが淸衡の名譽であるは勿論、之も金に任せて叶へられた事であらう。(この願文の原書は疾くに紛失したのを延元の頃、北畠顯家が鎭守府大將軍として陸奥に下るや正文に擬して自ら書寫し、其旨を卷末に記されてある。尙ほ又嘉曆四年八月廿五日藤原輔方の奥書あるものが一通ある、嘉曆は延元に先たつこと數年に過ぎないから、顯家は之に據つて書寫したものであらう。今は兩方とも國寶に指定されて居る)又供養の當日には比叡山から相仁已講といふ僧が下つて此願文を讀み上げ、莊嚴を盡せる中に、五百人乃至は千人の僧侶が口を揃へて佛乘を讃し、また池には龍頭鷁首の船を浮べ、盛裝せる伶人が廻雪の袖を翻へしなどしたので、そゞろに極樂淨土に至つた樣な感があつ

金堂

た事であらう。

さて此供養願文と吾妻鏡の文及び建武元年の文書とを對照して見るに、寺院の名稱やその數などが三者共に一致して居ない。思ふに供養願文は重なる堂塔を擧げたに過ぎないのであらう。（なほ案ずるに、吾妻鏡所載の中尊寺衆徒注申狀は何等かの都合で（或は當時既に供養願文の正文が失せて居たのであるかも知れぬ）供養願文を參照しないで、當時の見聞の儘について文を立て、建武元年の文書は供養願文の案文と吾妻鏡所載の文とを參照して文を立てたやうに思はれる）先づ供養願文に「三間四面檜皮葺堂一宇」とあるのは金堂の事であつて、建武元年の文書に「天仁元年建立金堂、三間四面、左右廊二十二間、（本尊釋迦三尊丈六幷小釋迦百體同四天）」とあるものに當るのであらう。吾妻鏡に釋迦堂とあるのが是に當るのであらうか。相原友直著の平泉舊志には「金堂跡並廻廊跡、光堂の北にあたる、本尊丈六の釋迦、文殊、普賢なりしと云ひ傳ふ、今本尊の後光佛のみ殘れり、建武四年（卽ち延元二年）に燒失せしなるべし」とあり、高平眞藤著の平泉志には「金堂、舊趾金色堂に隣り、東北にあり、鳥羽天皇の御宇天仁元年清衡勅を奉じて造營する中尊寺の本

釋迦堂

三重塔婆

經藏

堂にして、最初院、經藏等の中央に在て、此堂三間四面（此三間四面は佛像を安置せる祖法壇にして金堂の惣坪にあらず）左右廻廊二十二間、紫檀赤木等の唐材を以て造建、莊麗を極む、本尊丈六釋迦、文殊、普賢、小釋迦百體、及び四天王を安置すと云り、建武四年(延元二年)燒亡し、後光佛二十四體殘れり」とある、されど平泉舊跡志及び平泉志には何れも金堂の外に釋迦堂の名稱が見えて居り、「金色堂の北にあつて、後年再興す」とあるから、兩者は別の樣にも思はれるが併し之は吾妻鏡に釋迦堂の名がある所から、後世になつて別に之を建立したものであるかも知れぬ。次に三重塔婆三基とあるは建武元年の文書にも見えるが、吾妻鏡ではどれに當るか不明である。或は兩界堂の事とも思はれる。されども平泉志には「三重塔　舊跡金色堂の西北にあり、兩界堂　舊跡金色堂の西南にあり、兩部諸尊金色木像を安置すと云り」とあつて、別の樣である。

次に「二階瓦葺經藏一宇」とあるのは建武元年の文書に「經藏」と見えるのが是である。吾妻鏡には之に當つべきものが見えない。平泉志には「經藏　金色堂に隣りて西北にあり、天仁元年清衡建立す、元二階の堂なりしが、建武四年(延元二年)の災に上層燒失し、其殘る所に修理を加へるなり、三間四面、六尺六寸間にして、柱の高さ礎

石より一丈二尺なり、堂中八架を設け、三代寄附する所の一切經を藏む、其函廣さ七寸長さ一尺五分高さ三寸五分、黒膝にして蓋に螺鈿を以て經卷の題目を鏤め、部帙を見はせり、云云」とある。尚ほ同書に「本尊は文殊獅子座、右は優闐王轡を把り淨名居士拂子を採て其後に立ち、左は善哉童子匣を捧て從ひ、佛陀波利杖錫を持て後に立てる像なり」とある、本尊文殊菩薩の作者に就いては奥羽觀蹟聞老志には雲慶の作となし、寺傳には毘首羯磨の作とあるが共に信ずることが出來ぬ。建武元年の文書には「本尊文殊像者、皇帝被(レ)下(レ)之」とあるのみである。右についても佐藤仁之助氏の説がある、それによれば「今案ずるに、大佛師の運慶は佛師康慶の子で、所謂鎌倉佛師の祖にして、建仁頃から建保頃にかけての名手であるから、鳥羽天皇の御時よりは約八十年後で、鳥羽天皇から佛像の製作を仰付らるべき筈はない、定朝から運慶まで系圖を示せば次の如くである。（本書に雲慶とあるは運慶の事であらう）

定朝――長助――賴助――康助――康慶――運慶

又寺院傳に毘首羯磨の作といふも無稽の臆説で、もと毘首羯磨は梵語で毘濕羯縛摩（ヴヰシユワカルマン）と云ひ種々業と譯し天童部に屬し工匠を主る神の名である、さればこの神は印度では工藝を起し之を各種の工人に傳へたと

て、彼國人が多く祭る神である。されば此神が中尊寺の經藏の文殊を作つたとは信じられない（以上大意）とある、この說は當を得たるものであらう。されども名作である所からかゝる附會の說が起つたものであらう。又この經藏に藏めてある一切經は自在房蓮光が奉行して數百名の能書の僧を選び、七八年かゝつて書寫したもので、供養願文に奉納金銀泥一切經一部、右經卷者、金書銀字、挾一行而交光、紺紙玉軸、合衆寶而成卷、漆畫以安部帙、琢螺鈿以鏤題目とあるのが是である。蓮光は其賞として經藏の別當に補せられた。一體蓮光は何處の生れかといふに天治三年の中尊寺文書によつて見れば、平泉の骨寺邊りの生れと見え、のち比叡山に入つて修行をした樣である、ところが中尊寺の建立があるについて鄕里に還り、大に奔走盡力したので、經堂の別當に補せられたものと思はれる。

天治三年の中尊寺文書　一切經別當職之事、鳥羽院御願關山中尊寺金銀泥行交一切經藏別當職事、僧蓮光所○中略右於自在房蓮光者、爲金銀泥行交一切經奉行、自八箇年內書寫畢、依之且爲奉行、且爲器量故、御經隷別當職所定也、就中、令寄進御經藏蓮光往古私領骨寺、然而限永代任蓮光坊相傳、致御經藏別當並骨寺者、

不レ可レ有二他人妨一、仍可レ分二寺家一、宜二承知一之狀、如レ件、天治三年丙午三月廿五日藤原淸衡朝臣在判、

尚ほ經藏には基衡の納めたといはれる金泥一切經、秀衡の納めたといはれる宋版一切經がある。「中尊寺大觀解說」には「紺紙金泥經は基衡朝臣の奉納と傳へられる、而して其幾分は紺紙に黃土にて書せるものあり、此等の經卷は何れも幅八寸四五分を有し、裝幀すべて華麗にして、特に其見返に金銀泥にて種々の經說を描ける繪畫は逸品と推すべきものなり、宋版經は秀衡朝臣の奉納する所と稱せられ、幅九寸九分、其題簽は金泥にて書せらる。黑漆螺鈿の經筥は供養の願文に見ゆる所と一致し、側面には螺鈿にて經卷及び部帙の文字を現はす。長さ一尺八分にして幅七寸六分あり、高さは蓋を合せて三寸八分なり、之れを堂內の經架に置く、唐櫃は宋版經を納めしものにて、總高一尺九寸四分にして、蓋の大さは立二尺二寸七分、横二尺二寸二分あり、此等三部の一切經は共に初めより經藏に置かれしものなるが、延元二年の火災の爲め、其大半を失ひ、今存する所は併せて二百六十六合に過ぎず、尚ほ此の三部一切經及び黑漆螺鈿の經筥に明治三十年四月甲種三等の國寶に指定

されたるものなり」とある。

二階鐘樓

次に「二階鐘樓一宇」とあるが、建武元年の文書にも「二階鐘樓」と見える、吾妻鏡の文には鐘樓の事は見えぬ。平泉舊蹟志には「鐘樓　光堂の東にあり、長治二年、清衡堂塔建立の後、貳百三拾三ヶ年を經て、九十七代光明帝、建武四年丁丑、堂塔寺院炎上せしと云へり、燒亡の後七年にして同御宇康永二年に、賴榮法師此の鐘を鑄たり」とある。即ち是である。

大長壽院

次に供養願文には見えぬが、吾妻鏡には、二階大堂と金色堂とが書いてある。二階大堂は吾妻鏡には「二階大堂、號大長壽院、高五丈、本尊三丈金色彌陀像、脇士九體、同丈六也」とあるが、之は建武元年の文書には大長壽院と見えて居る。

金色堂

次に金色堂は吾妻鏡に「上下四壁內殿皆金色也、堂內構三壇、悉螺鈿也、阿彌陀三尊、二天、六地藏、定朝造之」とある。之は建武元年の文書に「皆金色堂一宇（一間四面本尊彌陀）」とあるものが是である。供養願文に擧げてないのは不審であるが、この堂はもと清衡が一種の目的を以て營作したもので、寺院としては要部でないとの考から省いたのであるかも知れぬ。されど金色堂が天治三年の供養の際に、既に存在したことは同堂の棟木の

銘によつても明白である。その銘に曰く、

天治元年歲次甲辰八月廿日甲子建立堂一宇廣一丈七尺長一丈七尺大工物部清國鍛冶二人小工十五人大行事山口賴近

大檀散位藤原清衡女檀安部氏清原氏平氏（以上一行に書く）

之は清衡が女檀三氏、卽ちその姻戚の者の名義で造られたのである。建武元年の文書にある通り天仁元年から造營に着手したとすれば、正に十七年の星霜を經て落成したものである。中尊寺は延元二年に祝融の災に罹り、その難を免れたのは僅にこの金色堂と經藏の一部分のみであるから、今日となつては實に同寺に取つて貴重なるものとなつたのである。

金色堂は一に光堂といひ、單層で三間四方、（建武元年文書には金堂を三間四方とし、金色堂を一間四方とある。之は堂內の須彌壇について言つたのであらうとの說がある。）屋根は寶形造の銅板葺で、東面して建てゝある、上下及び四壁は悉く黑漆を塗り、其上に金箔を貼つたのである。殊に內部の四柱及び斗拱などは金銀珠玉や螺鈿を施こし、結構の絢爛たること眼を眩し、實に光堂の名に背かないといふべきである。堂內には三段を構へ、各彌陀、觀音、勢至の三尊、外に六地藏及び多聞、持

（國寶帖に據る）

一字金輪坐像

一字金輪は眞言秘法の本尊で大日と釋迦と二尊の別はあれどこは大日金輪の像である尊容端嚴にして刀法は精妙なることと一山の靈像と稱すべく世俗稱して人肌の大日といふ

（五五卷參照）

國の二天を安道してある。「中尊寺大觀解說」にも金色堂の藝術上に於ける價値を說いていふやう、「金色堂の藝術上に於ける價値は、種々の方面より之を認むるを得べしと雖も、最も世人の注意を惹くものは內部に於ける巧緻にして華麗なる裝飾を推すべし、而して其四本の卷柱は構造精妙の極に達せるものにして、各〻十二光佛を描き、配するに蒔繪及び螺鈿を以てす、謂ゆる七寶壯嚴なり云云」又金色堂の組物について曰く、「金色堂の組物及び蟇股（カヘルマタ）は建築史家の注意を惹く所のものにして、特に蟇股の如きはこれが起原を爲せるものと稱せらる、而して此等の堂內に存するものは何れも螺鈿裝飾を施す、云云」更に又金色堂の須彌壇について曰はく、「金色堂內の三個の須彌壇は樣式に於ても互に相似たりと雖も、製作の優秀なるは中央に存するものを推すべく、左右の兩壇は之れに比すれば著しく差等を認むべし、中央の壇のものには、中央に孔雀を圖し、周圍に寶相花若くは牡丹、唐草及び蝶の裝飾を施す、牡丹花にはもと螺鈿を嵌入せしが如きも、今盡く剝脫して存するものなし云云」とある。是等の記事によつて、金色堂の藝術上に於ける價値は充分に認められるであらう。但し或藝術家の說に曰く、金色堂等の藝術は善美なるには相違

なきも、清衡が田舍に居て金にまかせて集めたもので、一種の仕入れ物たるの氣分を脱する能はずして、法成寺や鳳凰堂の善美なるものには匹敵し難かつたであらうと、これは憶かに一種の見解であらうと思はれる。さて又この金色堂が一つの目的の下に營作されたとは如何なる事かといふに、實は淸衡の意志は生存中は之を持佛堂となし、死後にはその遺骸を此に容れて置くが爲に構造したのであると思はれる。而して淸衡の死後その遺骸を中央の須彌壇下に容れたのが例となつて、左の方のには基衡、右の方のには秀衡の遺骸を入れ、(何れも棺に入れて)、又その秀衡の棺の側には忠衡の首桶が容れてある。この事は平泉志などにも、其記事があつて、次の如く記されてある。

寛永年中修補の時、仙臺中納言が吏員に命じて棺中を點檢せしめたが、三代の遺骸の全きことを認めて左の如く記してある。淸衡の棺の長さ六尺、廣さ三尺、白綾を以て之を包み、劔一口及び鎭守府將軍の御璽を納め、基衡のは白絹を以て之を包み、白衣を襯にし錦袍を表にす、秀衡のも同じである。側に忠衡の首桶があつて高さ二尺、縱横一尺、元祿十二年に修補の時新に槨を造つて其棺を藏めた。

此時實見した者の物語にいふ三代何れも死骸全くして面體常人に異ならずと元文三年修覆の時、三代の棺を假屋に移し置いたが、その際、秀衡の棺破損し、四隅放れ開けたが、遺骸は皮肉乾固まり色薄黑くして白髮一寸許、長は中人位であつたさうだ。(以上大意)

これによつて考へて見れば、金色堂は淸衡が初めから道樂的に構造したもので、中尊寺の要部では無かつたものと思はれる。たいそう凝つて造つてはあるが、ちと一小堂であつて、其生存中は持佛堂にでもなし、歿した後は其遺骸を容れて置くことを目的としたものであらう。鳥羽法皇は安樂壽院に二塔を造營し給ひて、其一に御骨を藏せしめ、他の一には寵姬美德門院の御骨を安置せしめ給はんとせられた。そは御火葬後の御遺骨を容れさせられる目的であつたが、淸衡は遺骸其儘をこの善美を盡した金色堂の中に保存して置かうとされたのであるとは、實に突飛な考へである。併し之に依つても淸衡が如何に豪奢な生活をなし、東奥の地に於ける王公を以て任じて居たかが思ひやられるであらう。

按ずるに金色堂の阿彌陀三尊等は定朝の作といふことが吾妻鏡に見えて居る

が、之に就いても佐藤仁之助氏の說がある。其要に曰く、定朝は大佛師康慶の子にして、後一條天皇の治安二年七月法橋に叙せられ、累進して法眼に轉じ、後冷泉天皇の天喜五年八月一日に入滅した。然るに金色堂の落成は崇德天皇の天治二年であるから、定朝の歿後十九年を經て居る。されば淸衡が直接に定朝に命じて造らしめたといふは如何と。こは尤もな疑問であらう。思ふに右の阿彌陀は古佛師の優作である所から、世俗に定朝の作といひなしたのではなからうかと察しられる。

金色堂の覆堂

金色堂には其後正應年間に鎌倉の將軍惟康親王の命に依つて全體に覆堂が設けられた。こは風雨を凌がんが爲である。平泉舊蹟志にいふ、「此堂正應元年鎌倉將軍惟康親王命有て、北條貞時、同宣時、本堂の外緣の端に柱を立て、甍を覆ひ、板を以て之を圍めり、風雨を凌がんが爲也」と。現時もこの覆堂は存して居る、古へは萱葺であつたが、先年の大修理の時銅の瓦葺に改められた。

以上で中尊寺の供養願文乃至は吾妻鏡に見えた大體を說明し終つた譯であるが、なほ寺寶の中、著明なるものゝ一二を記さう。そは辨財天堂に納められてある

金光明最勝王經の曼荼羅と、寶藏にある一字金輪像などに就いてゞある。

金光明最勝王經の曼荼羅

金光明最勝王經の曼荼羅はもと大長壽院の什寶であつたのだが、今は辨財天堂に安置せられてある。長さ四尺六寸五分幅一尺八寸一分の紺紙に金泥の細字を以て最勝王經十卷の經文を塔形に書いたもので、經の各卷を一塔と爲し、總てで十幀となつてゐる、其塔形の左右には彩畫を以て經意を現はしてあるが、其畫の筆致は精妙で當代の大作と推されるのである。繪は秀衡の自畫と謂はれるが、眞僞は不明である。蓋し無量光院內壁の扉に觀經の大意を圖して夫に秀衡が自ら狩獵の態を圖繪されたといふ說があるから（吾妻鏡無量光院の條）此曼荼羅の左右の彩畫も矢張り秀衡であらうとの說が起つたのだらう。此曼荼羅は淸衡以來三代の間に奉納されたもので、其厨子と戶帳とは伊達綱村の寄附にかゝり、今は國寶となつて居る。

一字金輪坐像

次に一字金輪坐像は、木造りであつて世に生肌（イキハダ）大日と稱し、古來名高いもので、今は寶藏に置いてあり、國寶となつて居る。「中尊寺大觀解說」に此像の事を說いて曰く「中尊寺一山の祕佛なり、佛體は高さ二尺五寸一分、膝の幅一尺八寸八分にして其厚さ一尺二寸六分あり、其座の高さは一尺三分なり。平時は厨子內に祕して之れ

を開かず、抑も一字金輪は眞言祕法の本尊にして、大日、釋迦二尊の別あれど、此像は頭に五佛の寶冠を戴きて、智拳の印を結べるを拜すれば、正に大日金輪の像なり、尊容端嚴にして刀法の精妙なる、一山の靈佛と稱すべく、佛身の肉色なるは、世俗稱して人肌の大日といふ所以なり。由來に就ては、秀衡朝臣の念持佛にして運慶の作なりと傳ふれども、此像の鎌倉時代に屬せずして、藤原期に屬すべきものなることは、夙に藝術史家の間に論ぜられし所なり。既に玉眼に造れること、背部の彫刻を省きて半面となせること、體內を空胴と爲して種字の銅牌を打着けしことなど、當時の彫法を見る絕好の資料たり、明治三十年十二月甲種三等の國寶に指定せらる」云云と。佛像に玉眼を用ひたのは雲慶（運慶のこと）に始まると吾妻鏡に見ゆるが（毛越寺の金堂圓隆寺の條に見ゆ）運慶は鎌倉時代の佛工であるから、既にその以前に於て此法のあつたことは、本佛によつて證明せられるといふべきである。

三、基衡と毛越寺の建立

毛越寺は中尊寺よりも一層規模が宏大であつた樣である。之も慈覺大師の開基といふ說があるが、中尊寺と同樣、後世の假託に出たのであらう。吾妻鏡には基

毛越寺の規模

衡が建立したとある、之が實說と思はれる。（寺傳によれば慈覺大師の開基、基衡再營となつて居る）同寺の規模を知るには吾妻鏡の記事に如くものはない。左に揭げて見よう。

一毛越寺、

堂塔四十餘宇、禪房五百餘宇あり、基衡之を建立す、先づ金堂を圓隆寺と號す、金銀を鏤め紫檀赤木等をつぎ、萬寶を盡し、衆色を交へ、本佛は藥師丈六同じく十二神將（雲慶之を作る、佛菩薩の像に玉を以て眼を入るゝ事は此時を始例とす）を安んず、講堂、常行堂、二階惣門、鐘樓、經藏等これあり。九條關白家（藤原忠通）御自筆を染めて額を下され、參議敎長卿堂中の色紙形を書きたり。

この本尊造立の際、基衡支度（シタク）（營作のこと）を佛師雲慶に乞はる、雲慶上中下の三品を注し出す、基衡中品を領狀せしめ、功を佛師に運ぶ、所謂金百兩、鷲の羽百尻百疋分の意か）七間間中徑（マナカワタシ）の水豹（アザラシ）の皮（直徑七間半ある水豹の皮の意、間中は半間のこと）六十餘枚、安達の絹千疋、希婦（ケフ）の細布二千端、糠部（ヌカノブ）の駿馬五十疋、白布三千端、信夫（シノブ）毛地摺（モジズリ）千端等なり、この外山海の珍物を副ふ、三箇年功を終るの程、上下向の人夫課駄、山道海道の間、片時も絕ゆることなし、また別祿として生美絹（スゞシノキヌ）（織つたまゝで練らざる絹のこと）を船三艘に積みて送る

吉祥堂

千手堂　嘉勝寺

觀自在王院

處、佛師抃躍の餘、戯論していふ、喜悅きはまりなしと雖も、なほ練絹も大切なりと云云、使の者奔り歸りて此由を語る、基衡悔い驚き、亦練絹を船三艘に積みて送り遣し訖んぬ。此くの如き次第、鳥羽禪定法皇の叡聞に達し、彼の佛像を拜せしめ給ふ處、更に比類なし、仍て洛外に出す可らざるよし宣下せらる、基衡聞いて心神度を失ひ、持佛堂に閉籠り、七箇日夜水漿を斷ち、祈請して子細を九條關白（藤原忠通）に愁へ申す間、殿下天氣を伺はしめ給ひ、勅許を蒙り、遂に之を安置し奉る。

次に吉祥堂の本佛は洛陽補陀洛寺の本尊（觀音）に模し奉り、生身の由託語あり、嚴重の靈像たる間、更に丈六の觀音像を建立し、其内に件の本佛を納れ奉るなり。

次に千手堂、木像廿八部衆、各金銀を鏤む、鎮守は惣社金峯山、東西に崇め奉る。

次に嘉勝寺（未だ功を終らざる以前に基衡入滅す、仍て秀衡之を造り畢んぬ）四壁並に三面の扉に法華經廿八品の大意を彩畫す、本佛は藥師丈六なり。

次に觀自在王院（阿彌陀堂と號す）は基衡の妻（宗任の女）の建立なり、四壁に洛陽の靈地名勝を圖繪す、佛壇は銀、高欄は磨金なり、次に小阿彌陀堂、同人の建立なり、障子の色紙形は參議教長卿の筆を染むる所なり。

無量光院

一無量光院（新御堂と號す）の事、
秀衡之を建立す、その堂內の四壁の扉には觀經の大意を圖繪し、加之、秀衡自ら狩獵の體を圖繪す、佛は阿彌陀の丈六なり、三重寶塔、院內の莊嚴は悉く以て宇治の平等院に摸する所なり。
一鎭守の事、
中央に惣社、東方に日吉、白山兩社、南方に祇園社、王子諸社、西方に北野天神、金峯山、北方に今熊野、稻荷等の社あり、悉く以て本社の儀に摸す。

以上は毛越寺及び其管下に屬する寺院の規摸を擧げたのであるが、毛越寺の金堂卽ち圓隆寺の本佛は佛師雲慶作とあるが、基衡の依賴によつて雲慶（運慶のこと）が作つたとしては時代が合はないことは前に陳べた通りである、運慶は鎌倉時代の佛工であるから、餘程後の時代の者となるが、名佛工である所から之に附會したものと思はれる。

圓隆寺の額

毛越寺も中尊寺と同樣、やはり京都趣味を輸入せられたものが多い樣であつて、圓隆寺の額は九條關白卽ち當時筆蹟をもつて有名であつた藤原忠通の筆であり、又同寺の堂の中の色紙型は藤原敎長に書いて貰つたといふ傳へであ

る。教長は師實の孫で當時冷泉朝隆と共に一流の能書家と稱せられたのである。また吉祥堂は洛陽補陀洛寺の本尊を摸したといひ、觀自在王院卽ち阿彌陀堂の内には京都の名所の景色を書かせ、一番は八幡の放生會、二番は賀茂の祭、三番は鞍馬の有樣、四番は醍醐の櫻會の樣、五番は宇治平等院の樣、六番は嵯峨の樣、七番は淸水の樣を書かせたと傳へられ、又無量光院は宇治の平等院に摸し、鎭守は日吉、祇園、北野、今熊野、稻荷などで、何れもその本社に摸して構造したとある。さうして見れば是等は何れも京都乃至は上方の趣向によつたものである。更に又基衡が圓隆寺の本尊を造つた謝儀として佛師に贈つたといふ品物を見れば、如何にも仰山で、驚歎すべき程であり、彼等が山海の產物を壟斷し、富豪を極めて居たことが推察されよう。さて中尊寺及び毛越寺は賴朝の當時に現存し文治五年賴朝が奥州征伐として滯在の際、その九月十日に中尊寺經藏の別當大法師心蓮が將軍の旅館に參上して、寺領等の事につき愁訴するや、賴朝は尙ほ巨細に言上すべき由を命じ、その後寺領等安堵せしめたことは吾妻鏡に詳かである。今同書の文を左に掲げて參考に供する。

觀自在王院の内に京都の名所を畫く

賴朝中尊寺等に寺領を寄附す

九月十日、今日奥州關山中尊寺經藏別當大法師心蓮、參上于二品御旅店、愁申云、當寺經藏以下佛閣塔婆、淸衡雖草創之、忝爲鳥羽院御願所、年序惟尙、被寄附寺領、又所被募置御祈禱料也、經藏者被納金銀泥行交一切經、於事嚴重靈場也、然者始終無牢籠之樣、可被定歟、次當國合戰之間、寺領土民等、怖畏逐電、早可令安堵之旨、欲被仰下云云、則召件僧於御前、淸衡基衡秀衡三代間、所建立之寺塔事、尋聞食之、分明報申之上、可注進巨細之言上、仍先經藏領骨寺境四至（東鎰懸、西山王窟、南岩井河、北峯山堂馬坂也）被下御奉免狀、逐電土民等、還住本所之由、被仰下云云、散位親能奉行之。

十一日戊辰、平泉內寺々住侶、源忠已講、心蓮大法師、快能等參上、仍寺領事、淸衡之時、募置勅願圓滿御祈禱料所之上、向後亦不可有相違之由、賜御下文、寺領者、縱雖爲荒廢之地、不可致地頭等妨之旨、被載之云云。

十七日甲戌、淸衡已下三代造立堂舍事、源忠已講心蓮大法師等注獻之、親能、朝宗監之、二品忽催御信心、仍寺領悉以被寄附、可令募御祈禱云云、則被下一紙壁書、可押于圓隆寺南大門云云、衆徒等拜見之、各全止住之志云云、其狀曰、

平泉內寺領者、任先例所寄附也、堂塔縱雖爲荒廢之地至佛性燈油之勤者、地頭等

毛越寺火災にかゝる

慶長二年又災す

不レ可レ致二其妨一者也。

毛越寺は其のち後堀河天皇の嘉祿二年十一月八日火災に罹つた。その事は吾妻鏡に次の如く見えて居る。

八日己未、陸奥國平泉圓隆寺燒亡、于時有二此災一之由、告二廻鎌倉中一者有レ之、可レ謂二不思議一云云、然後日所レ令二風聞一彼時刻也、是藤原淸（基か）衡建立精舍也、靈場於二莊嚴一者、吾朝無雙云云、右大將軍文治五年奥州征伐之次、令二順禮一給之後、殊有二信仰一云云。

以上の記事では火災の程度が不明であるが、平泉志で見ると、此時燒けたのは圓嘉兩剎（圓隆寺嘉勝寺のこと）及び講堂、經藏、鐘樓、鼓樓、文殊、樓門等であつた樣である。その後再建のことがあつたが、元龜天正に至つて又兵燹にかゝり、觀自在王院、南大門を始めとして社堂坊舍等も皆烏有に歸した。たゞ常行堂と法華堂とのみは數度の火災を免れたが、これも慶長二年四月の野火に一瞬の間に烟と化して了つた。その後本寺再建の事はあつたが、中尊寺の金色堂の樣に舊時の俤を偲ばしめるものの遺らぬのは遺憾の極みである。

四、藤原氏の邸宅

藤原氏の邸宅

清衡基衡等が金にあかして寺院の建立をなし、善美を盡した事は前記の通りであるが、邸宅の構造にも同樣少からざる注意を拂ひ、豪奢振りを發揮した事は次の吾妻鏡の文でも窺はれる。

一館の事、

秀衡は金色堂の正方、無量光院の北に並びて宿館を構へ、平泉の館と號す西木戸に嫡子國衡が家あり、同じく四男隆衡の宅は之と相並び、三男忠衡の家は泉屋の東に在り、また無量光院の東門に一郭加羅樂と號すを構ふ、これを秀衡が常の居所となす。

一高屋の事、

觀自在王院と南大門との南北路に東西數十町に及び倉町を造り並べ、亦た數十宇の高屋を建つ、同院の西、南北に數十宇の車宿(クルマヤドリ)あり。

以上は大體の記事であるが、之を永正の古圖に參照すると、略ぼその位置を知る事が出來る。　平泉舊跡志には「平泉館趾　平地なり、秀衡の館は、金色堂の正方、無量光院の北に並んで宿館を構へ、平泉館と號すと東鑑に云へり、館の跡は金色堂の正南方にして十餘町をへだつ、高館より、も南にあたれり、今は田畠となせり」云とあ

る、三男忠衡の家は泉屋にあるとあるが、之は永正の圖には見えず、平泉舊跡志にも忠衡館は其處今しれる者なし」とあるが、泉屋の地名は今、停車場附近にその名が遺つて居るから、その邊にあつたものかと思はれる。

加羅樂館の趾は永正の圖にも見えて居るが、平泉、舊跡志には「加羅樂趾　新御堂の東、北上河の西、高館の東南にあり、今の海道の北なり、(中略)里俗又伽羅御所とも云へり」とある。

次に觀自在王院と南大門との南北路に東西數十町に及び倉町を造り並べたとあれば、此處に倉庫を設けたものと思はれる、また數十字の高屋を建てたとある、高屋とは單に高く造つた家といふことか、その構造は不明であるが、永正の圖に高屋町といふ名稱が遺つて居て、位置は略ぼ元と高屋のあつた邊かと思はれる。また數十字の車宿があつたとあるが、車宿は車を入れて置くところと見える。(當時は牛車とて牛に曳かせた車などがあつたのであらう)

さて以上の記事を見ただけでは、淸衡以下三代の豪奢な有樣は充分に分らぬが、文治五年源賴朝が奧州征伐の際に、平泉館の燒け跡を檢査させた所が、そこの倉廩

(國寶帖に據る)

華鬘

華鬘は佛前の飾具で多くは金銀の造り花な綴つて垂れたものであるが之は金色堂内にかけたもので其作は精妙である

(五五頁參照)

藤原氏の豪奢を窺ふべき記事

に數多の珍貴な物が貯藏されてあつたといふ記事がある。其文に曰く、

泰衡は平泉の館を過ぎて猶ほ逃亡す、綷(コト)急にして自宅の門前を融(通)ると雖も暫時も逗留すること能はず、纔に郎從許(バカリ)を件の館內に遣し、高屋寶藏等に火を縱ち、杏梁桂柱の構、三代の舊跡を失ひ、麗金昆玉の貯、一時の新灰となる、儉は存し奢は失す、誠に以て愼むべき者歟。

(註釋) 高屋寶藏とは前記の倉町にある倉庫並に高屋の事かと思はれるが、此處のは泰衡の館內のことで高屋とは高い立派な家といふ意味の如くに察しられる。

杏梁桂柱、杏の梁(ウツバリ)桂の柱で何れも唐木を取寄せて造つた立派な構の義である。

三代の舊跡は清衡、基衡、秀衡の三代をいふ。

麗金昆玉の貯とは千字文にも、金は麗水に出で玉は昆岡に出づとあるなどの故事に依つたものであらう。

廿二日、己酉、甚雨、申刻、泰衡が平泉の館に着御す、(賴朝が到着したといふこと)主は已に逐電し、家は又烟と化す、數町の緣邊寂寞として人無く、累跡の郭內彌(イヨ)〻滅して地のみ有り、

只颯々たる秋風幕に入るの響ありと雖も、蕭々たる夜の雨窓を打つの聲を聞かず但坤(ヒツジサル)の角(スミ)に當りて、一字の倉廩あり、餘焔の難を遁る、葛西三郎清重、小栗十郎重成等を遣して見せしめ給ふ、沈紫檀以下唐木の厨子數脚これあり、其内に納むる所は、牛の玉、犀の角、象牙の笛、水牛の角、紺瑠璃等の笏、金の沓(クツ)、玉の幡、金の花鬘(ケマン)(玉を以て之を餝る)蜀江の錦の直垂、縫はざるの帷、金造の鶴、銀造の猫、瑠璃の灯爐、南廷百(各金器に盛る)等なり、其外錦繡綾羅、愚筆綠算計り記すべからざる者歟。

〔註釋〕　牛の玉とは牛の額などに出來る毛のかたまりの如きもので、つまり脂肪などがたまつて出來るものと見える。　昔はどういふものか之を珍重して神社などにも納める風習があつた。　牛の玉が變じて牛王(ゴワウ)などといふ用語になつた。　縫はざるの帷とは如何なるものか分らぬが、縫はずに身體に合ふ様に出來て居るものか、舊本には脫字があつて蜀江錦直不縫帷とあつたから、之を蜀江錦の直(ヂキ)に縫はざる帷と讀み來つて愈々不明であつたのだが、吉川本が世に出てから「直」の字の下に「垂」の字が脫して居たことが分り、上の方は蜀江の錦の直垂であることが明瞭になつた。　たゞ縫はざる帷とは如何なるものか

不明であるのみとなつた。然し縫ひ目なしの蚊帳などいふことがあるから、さう云ふ類のものか、尙ほ考ふべき事である。
銀造の猫も、舊本には「猫」の字が脫して居たから銀造りの瑠璃の灯爐と讀んだのである。之も吉川本によつて明瞭になつた。
南廷百とは南鐐（支那の貨幣）の百枚のことであらう。廷は挺金のことであらう。かういふ記事を見ると清衡以下三代の間に如何に富有を重ね、豪奢な生活をして居たかゞ推察されよう。又貯藏した物の中には、日本固有の品物ばかりではなく、唐土若くは西域地方から取寄せた物も含まれて居たやうである。尤も平泉の藤原氏が直接外國から取寄せたといふ譯ではなく、金にまかせて上方地方から珍貴な物を取寄せたのかも知れぬ。さてこの外國關係の事は序を以て今少し詳しく述べて見たいと思ふ。それは中尊寺の經藏に宋版の一切經が納めてあるが、是は清衡が唐土から取寄せた物だと云ふ事が古文書にも見えて居るのである。卽ち清衡が十萬五千兩の砂金を萬里の波濤を凌ぎ、數千里の山河を越えて、宋朝の帝王に贈り、さうして七千餘卷の經文を取寄せて之を經藏に納めたのだとあるのであ

る。是は正和二年(花園天皇のとき)の大衆謝狀(經藏所藏)に見えて居て、稍〻後のものである が、當時さう云ふ傳說があつたものと思はれる。一體淸衡は奧羽の邊陬に居りな がら、唐土と交通をしたといふことは、有り得べからざる事の如くに考へる人もあ るであらうが、奈良時代から平安時代の初期にかけては、頻りに支那との交通があ り、なほ又一層早い時代に於ても三韓や支那との交通があつたのであり、又正倉院 の御物の中には西域地方傳來の物などのあるのを見たならば、平泉の藤原氏が絕 對に支那と交通をなし得なかつたと斷言することも出來ぬであらう。又土地の 傳說によれば藤原氏は氣仙郡の唐丹(タウニ)といふ所から船を出して支那と交易をした と言はれて居るのである。

平泉舊跡志には「淸衡は紺紙金銀泥行交り、基衡は紺紙金泥、秀衡は黃紙宋板の經 を納む」とある。是で見ると宋板の一切經は淸衡ではなくして、秀衡が取寄せて獻 納した樣に思はれる。依て試に經藏所藏の宋版の一切經を調べて見ると、大般若 波羅蜜多經卷第三百一の初めには、政和乙未歲十月の日附で題言が書いてある、政 和乙未は我が鳥羽天皇の永久三年に當るから、此時版に附せられたとすれば、淸衡

の時代に該當する。又衆經目錄卷第七の初めには紹興戊辰閏八月の題言である。紹興戊辰は我が近衞天皇の久安四年に當るから、是は淸衡の歿後で基衡の時に該當する。さうして見ると是等の經文を唐土から取寄せたとしても、其は淸衡の時ではなくて、基衡若くは秀衡の時の樣にも思はれる。是等は尙ほ研究を要すべきことで、唐土との交通を一概に否定し去ることも如何かと思はれる。なほ又彼の泰衡が館の倉庫の内にあつた物や、中尊寺、毛越寺の寶物の中にも唐土傳來と思はれるものが無い事はない、辻善之助氏の說によれば、大阿彌陀堂の本尊の羅網の玉は、唐人の作つたもので、是は宋の人が來て作つたといふ傳へであるといふ、然らば平泉に支那の工藝家が來て工を助けたといふ事になる、是等の事についても三代の豪奢が偲ばれるのである。

五、諸書に散見せる藤原氏の事蹟

藤原氏三代の事蹟は大略述べ終つたのであるが、なほ諸書に散見した所を擧げて、補うて置かうとする。

先づ平泉の藤原氏と攝關家との關係は何時頃からあつたかといふに、その始め

原氏と攝關家との關係

は詳でないが、清衡は寛治五年十一月十五日關白藤原師實に馬二匹を進上したといふことが見えるが、後二條關白記こは後三年の役後、程ない時分の事である。その後又長治元年七月十六日に馬二匹を右大臣藤原忠實師實の孫に献上した事が見えて居る、殿暦かくて次第に莊園なども出來て攝關家を本所領家としての關係も生じた事と見え、藤原賴長と基衡との貢物に關する交渉は、台記にあつて、本書第一卷三七五頁に記した通りである。

官吏僧侶工藝人等藤原氏に賴る

また官吏や藝術家、僧侶なども清衡基衡等の招に應じて彼地に赴いた者があると見え、鳥羽天皇の天(1)永元年には太政官の外記良俊といふものが、清衡の呼に應じ無斷で奥州に赴き、永らくかしこに留つたので物議を起した事が中右記天永二年正月廿一日の條に見え、また散(2)位道俊も清衡の許へ行つたが、弓箭の任に堪へないので、筆墨を以て仕へたといふ事が三外往生傳續群書類從所收に見えて居る。是等は何れも文筆に達したもので、後の源賴朝の事にあてゝ考へて見れば、大江廣元とか三善康信とかいふ格の者に當るのかも知れぬ、また基衡の時に山林房覺遊といふ侍散樂(サムラヒサルガク)が居て、之はもと奈良法師であつて、平素は大劍を帶し、武勇者を以て任じて居たが、いざ合

清衡基衡等物資を献じて款心を求む

戰となると眞先きに逃走して了つたといふ話が古事談（前に擧げた宗形宮内卿入道の條に見えて居る）に見えて居るが、かゝる手あひの輩も少からず寄食して居た事と思はれる。

(1)中右記　天永二年正月廿一日の條

第二者良俊行ニ向陸奥國清平許一如何、

左宰相中將被レ申云、五位以上出ニ畿外一有レ制事也、何況行ニ向遠國一哉、仍以ニ三四者一可レ被レ成歟、予申云、件良俊背ニ國家一從ニ清平一者、尤可レ有ニ其咎一也、但白地下向、則馳上之由有ニ風聞一、凡外記史叙爵之後、爲ニ受領一執レ鞭赴ニ遠國一、巡年之時參上、關ニ其賞一、近代之作法也、良俊早被ニ參上一者、何不ニ成給一哉、人々多同ニ予定一。

(2)三外往生傳　散位道俊者、洛陽人也、往日赴ニ陸奥國一、屬ニ于獄長清衡一、不レ堪ニ弓箭之任一、以ニ筆墨一俟レ役之間、恩厚家饒也。云々、

また清衡基衡等が富裕につけて、該地の特産物なる砂金や馬を、或は讃佛の爲、或は款心を得んが爲に、諸方面に振りまいた事は諸書に散見して居る、卽ち清衡は砂金(4)千兩を園城寺の僧千人に獻上し、（古事談）また彼は(5)大納言源俊明が丈六の佛像を造るにつき、箔料として黃金を獻上したが俊明は清衡が王地を多く橫領して居るのを惡み、その進物を退けたとある。（十訓抄）基衡も亦砂金一萬兩を宗形宮内卿入道師

綱が陸奥守として下つた際に進上しようとした事がある。(前記の古事談に見ゆ)秀衡もまた奈良法師に慇懃を運び(東大寺造立供養記)兼ねて高野山へも歸依して四ヶ年の間衣糧を運んだ(阿闍梨定兼の承安三年の表白文)といふ記事も見える。　また京都乃至は上方の藝術趣味の吸收を謀つたことに就ては、前記の通り、中尊寺の經藏の住職となつた蓮光和尚を通じて、叡山の文化を引入れ、また冷泉朝隆や藤原敎長などいふ能書家に供養願文や色紙型などを書いて貰ひ、尙ほ又圓隆寺の額を九條關白忠通にも書いて貰つたといふ樣な事實もある、但しこの忠通に關する事柄は、古事談で見ると、少々違つて居る。　同書に曰く「法性寺殿、(忠通)令レ書ニ所々額一給之間、自ニ御室一(仁和寺)、額一依レ令ニ申請一給、被ニ書獻一了、而陸奥基衡が堂ノ額ナリケリト令レ聞給テ、爭(イカデ)サル事有トテ御廐舍人菊方ヲ御使ニテ被ニ召返一ケリ、基衡雖レ廻ニ祕計ニ不ニ承引一、遂責取テ三ニ破テ持皈參云云、菊方高名有事。」云云、これによれば基衡は仁和寺に願ひ出で、同寺の傳手(ツテ)を以て圓隆寺の額を關白忠通に書いて貰つたのであるが、のち忠通は其は陸奥の基衡が堂の額であつたことを聞き、怒つて取もどしたといふ筋であるのであるが、寺では直に摸寫でもしたものか、忠通の額といひ傳へて、實物と思はれるものが同寺にかけて

清衡秀衡等の妻妾の身元

あつたといふ。

(4)古事談卷五園城寺鐘の條、

去年比、鎭守府將軍清衡施二砂金千兩於寺僧千人一云々。

(5)十訓抄　大納言俊明卿丈六の佛を造らるゝ由を聞て、奥州の清衡薄(ハク)の料に金を奉りけるに、不レ取してかへしつかはしける、人その故を問ければ、清衡は王地を多く押領して、たゞ今謀叛を發すべきもの也、その時は追討使をつかはさん事可二定申一身なり。これによつて是を不レ取とのたまへり。

清衡の妻は長秋記によれば清衡が歿後上京して檢非違使義成に再嫁し、しかも富裕で諸方に進物などをふりまはして物議を起したやうの記事がある。

〔長秋記〕大治五年六月八日の條、

八日戊寅晴、治部來談云、先比陸奥清衡長男 字小館 舍弟 字御曹子 被レ責二籠國館一、而其責依レ難レ堪、卒二子從廿餘人一乘二小舟一逃二越後國一、弟聞二其由一發二軍兵一自二陸地一追レ之、先雖レ浮二海上邊一、風波難レ還二着本地一之間、弟兵等襲來、父子共切レ首去云云、是清衡妻所二奏申一也、件清衡妻上洛嫁二檢非違使義成一、其後所々追從捧二珍寶一、檢非違使別當引力尤甚、所二彼近(邊か)貢物一乎、自被レ持二參院御前一、時人至二謗難一。

平泉の文化には特有のものなく優柔文弱を伴ふ

この妻なる者は京都人ででもあつたであらう。彼地に止住して居る間に相應に財産が出來たので、清衡歿後に、歸京して再嫁し、榮耀をなしたものと思はれる。また清衡の孫秀衡の妻も佐々木秀義の縁故の者であつたと見えて、吾妻鏡には秀義は清盛一門の壓迫を避け、姨母の夫秀衡をたよつて奥州へ下らんとしたとある。（吾妻鏡治承四年八月九日の條）牛若丸卽ち後の九郎判官義經も金商賣の吉次に連れられて秀衡の許に下り、藤原信頼の兄基成も弟の罪科（平治の亂）に連座して奥地に流されたが、都人といふところから、秀衡に取用ひられ、その女は秀衡の妻妾となつたといふ樣なことも傳へられて居る。

かくて平泉の藤原氏一門は東奥の地にありながら、都の文化を憧憬し、之が吸收模倣に努力し、また都人士の來遊を歡迎し、之がために該地方の文化をすゝめたことは顯著なる事實であるが、さればとて此地方特有の文化、卽ち平泉式の文化——蝦夷種族の最優等なるものを代表した文化といふべきものは認められない。而して質實剛健の氣風などは養成されなかつたばかりでなく、却て都風の優柔文弱の弊を伴ひ、文化も都の手振りを模倣したに止まり、活潑なる生氣あるものではな

平家物語
源平盛衰記

かつた。されば源頼朝が擧兵の事あるに際し、平家の徒は頻に秀衡に命じて頼朝の背面を衝かせる策に出で、以て之を牽制しようとしたのであるが、優柔なる彼等は容易に動かなかつた。さうして追々と滅亡の淵に臨みつゝあつたのである。

第二　平氏の興亡と其事業

(一)　平氏の事蹟に關する資料

平氏の事蹟を徵すべき資料は先にしては保元平治物語があり、後にしては吾妻鏡がある。又日記類としては山槐記(藤原忠親日錄)兵範記(兵部卿平信範日錄)明月記(藤原定家日錄)玉海(藤原兼實日錄)等がある。されどもその興亡盛衰の全般に亙つたものとしては、平家物語乃至源平盛衰記に如くものはない。この二書は文章も平易にして流麗、内容も豐富なる所より古來遍く世に繙讀せられたものであるが、明治の中葉以來考證的史學の流行せる結果として、痛く歴史家の批判に上り、是等のものは演史と稱へて正史とは區別され、この流れを汲める太平記と共に、殆ど史學に益なきが如くいひなされたこともあつたが、近年の傾向にては、平家物語乃至太平記は强ちに捨つべ

かざるもので吾妻鏡などの如く古來正確なる資料と考へられたものゝ中にも、却つて誤謬脱漏の少からざることを指摘する者もあるに至つた。

思ふに物事は觀察點の如何によつて、見解を異にするを免れぬもので、夏の中にも「今日は寒い」とか、冬の中にも「今日は暖い」とか言ふことがある。是等は夏は暑く冬は寒きものとの前提の下に發せらるゝ言葉であつて、冬が固より夏より暖いといふ結論には至らぬのである。要するに吾妻鏡は正確なるものと評言せられるものゝ、その全部が悉く正確であるとはいひ難く、誤謬脱漏は固より免れ難い事であり、平家物語や太平記には又誤謬が多いといふものゝ、之もその全部が誤謬といふ譯ではなくして、時勢の大體を見る上に於ては都合よき記事が多く、又存外よく史實に合ひ、且つ他の遺漏を補ふに足るものが無いではない。されば水戸藩にて大日本史編纂の擧あるや、先づ資料の詮議をなし、諸書を參照對校して、參考保元平治物語、參考源平盛衰記、參考太平記など題する書を作成されたのは、用意周到といふべきである。

一時考證的史學の盛んであつた際には、平家物語や太平記の記事などは、正確な

る資料の裏書きがあるにあらざれば、悉く抹消し去つて善いものゝ樣に見做されたが、記錄文書等の散逸が甚だしき後世に於て、演史に見えたる記事につき、その悉くについて實錄の裏書きを求めんと企つるが如きは、到底出來得べき事ではないと思はれる。依て右の行き方とは反對に、演史の中にて記錄文書等によつて誤謬を指摘し得られる部分は之を打捨て、今日迄に得た資料に參照し、且つ常識の判斷によつても、強ち不合理と思はれざる部分は(縱令正確なる文書記錄等の裏書きが無いにせよ)之を保存して置くのは、却て穩當なやり方ではないかと思はれる。(追つて後世に至り新に出でた資料によつて抹消せられる樣な事があつても、それは其時の事である、右の如きは史學のみではなく、哲學などでも同樣で、眞理は世と共に變遷して行き、絕對の眞理などは容易に見出されるものではない)今日の史學の傾向は寧ろかくの如くになり行き、廣汎なる資料を綜合的合理的に取扱つて研究して行かうとするのである。

されば吾等は平氏の興亡盛衰の事蹟を述ぶるに當つても、成るべく右の如く廣汎なる見地より進み、平家物語乃至は源平盛衰記などにも卽して、記述して見たい

と思ふのである。かくて餘りに抽象的に走らず、なほ諸書をも參考し、綜合的合理的に批判して見たいと思ふ。かくあつてこそ史實に忠實なる行き方であらうと思はれる。

平家物語源平盛衰記に關する著書及び論說

吾等が是迄に見た平家物語、源平盛衰記に關する考證類の書の重なるものは左の如くである。

1 平家物語抄（著者不明）　2 平家物語考證 松堂閑人四醉生編 洛陽後學源道格集 藤原定後補

3 參考源平盛衰記 今井弘濟考訂 內藤貞顯重訂　4 平家物語考 山田孝雄著

5 平家物語、源平盛衰記考 星野恒

尙また近く平氏の事蹟を論評したる論說の中には、

1 平家物語源平盛衰記は誤謬多し　星野恒

2 平清盛論「源賴朝」の中　山地愛山

3 平氏論 中世史の中　原勝郎

4 平淸盛論 攝津鄕土史論の中　辻善之助

以上の內、

平家物語抄は十二卷二十四册あり、著者は不明であるが、古語雅言、名物、人名等について說明を加へ、抄云と記せる下には專ら本文の註釋をあげ、傳云と記せる下には異說をのせ、圖經云と記せる下（或は議して云ふと記せる下にも）には其條々の評論を記してあり、之は平家物語の通釋としては、至極、善い本である。

平家物語考證は十二卷あり、編者松堂閑人は野宮定基の別號で、官は參議より權中納言に進み、典故に通じ學識に富んだ人である。されば古書を引いて平家物語の誤謬を正し、又評論を試みたところは何れも當を得、極めて參照となすべきものである。藤原定俊は正親町公通の次子で、又學識に富み、「補」として增益する所があるのである。

參考源平盛衰記は水戶の今井弘濟考訂、內藤貞顯重校とあり、是は德川光圀の命に出で修史に資せんが爲に編纂されたものである。全編四十八卷、外に凡例目錄及び劔卷一卷がある。本書は盛衰記を以て平家物語の最も詳確なるものと推定し、之を主本と爲し、平家諸異本を對照し、尙は山槐記、明月記、吉記、玉海等の文を參考として各事項の下に列記し、考證を加へたもので、頗る詳細を極め、前記平家物語考

平家物語と源平盛衰記とは何れが先きに成りしか

證等と相待つて有益なる書物である。

平家物語考一卷は國語調査會委員山田孝雄氏の編纂にかゝり、「平家物語についての研究」の前編として刊行せられたものである。前記諸書は主として古語、雅言等の説明、または人名、物名等史實に關する註釋が多いのであるが、本書は平家物語の著者及びその編成の年代に關する研究が主要なるもので、彼是れ相待つて啓發される所が多いのである。

今平家物語の編成につき山田氏の所説を本とし、之に我等が所見をも附加して解説を試みんに、平家物語と源平盛衰記とは何れが先きに出來たかといふに、之には大體二説あつて、先づ平家物語が出來、而る後にその諸異本を拾集大成して編纂したのが源平盛衰記であるといふ説(第一説)と、源平盛衰記が先づ出來、それを都合よく抄錄し、語り物に適する樣に按排したのが平家物語であるといふ説(第二説)とがあり、その何れが當を得たものかといふに、吾等も山田氏と同樣第一説に左祖する者である。山田氏は平家物語考(三八六頁―四五九頁)に於て此兩書を種々の點より比較對照して「盛衰記は平家物語に灌頂卷を成立せしむるに至りし以後に編

平家物語の出來たる時代
(一)藤原氏の將軍時代說

纂されしなるべく、又諸種の平家異本やその時代の記錄等により集成增補されたるものと思はれ、材料は比較的に古きものによれるが、編纂の時期は新しき時代に屬し、またその命名は更に一層新らしきものなるべし」(以上大意)といつて居る。之も當を得たものであらう。

次に平家物語は何時頃出來たかといふに、延慶本(花園天皇の延慶二年三年の寫本)が世に出た以上は、鎌倉時代の著作であることは疑を容れないが、詳細にはまだ其時代を明らめ難い。今、同書の記事の内容から硏究した所によれば、平氏が滅びて源氏の將軍が樹立した際に出來たといふ說(第一說)と源氏の將軍が滅びて藤原氏の將軍が樹立した後に出來た(第二說)といふ說との二つがある。

先づ說明の都合により第二の說から陳べて見よう。之は「筆のすさび」(菅茶山の著)に見えた說で、源平盛衰記卷の十七、源中納言侍夢事の條に、

源中納言雅賴卿ノ侍夢ニ見ケル事ハ、イツコトハ慥ニ其所ヲハ知ラス、大內ノ神祇官カト覺シキ所ニ、衣冠タヽシキ人ノユヽシク、氣高キカマタ並居タリケル、座上ノ人ノ、赤衣ノ官人ヲ召テ仰ケルハ、下野守源義朝ニ預置ルヽ御劍、イサ

ヽカ朝家ニ背ク心アリシカハ、召返シテ清盛法師ニ預ラレ給タレ共、朝政ヲ忽緒シ天命ヲ惱亂ス、滅亡ノ期既ニ至レリ、子孫相續事難シ、彼御劍ヲ召返ナリ、汝行テ劍ヲ取テ、故義朝カ子息前右兵衞權佐賴朝ニ預置ヘシト有ケレハ、官人仰ニ隨テ、赤衣ニ矢負テ滋籐ノ弓脇ニ挾ミ、御前ヲ罷立ケルカ、程ナク錦ノ袋ニ裹タル太刀ヲ持テ參テ、座上ヘ進上スル處ニ、中座ノ程ニ有ケル上﨟ノ、賴朝一期ノ後ハ吾子孫ニタヒ候ヘト申サレケルニ、紅ノ袴著タル女房ノ世ニモ嚴クオハシケルカ、緣ノ際三尺ハカリ虛空ニ立テ申シケルハ、清盛入道深吾ヲ憑テ、每日不退ノ大般若經ヲ轉讀シ侍ニ、御劍暫入道ニ預置セ給ヘト申、座上ノ次二番目ニ居給タル上﨟、ユヽシクシカリ音ニテ、入道イカニ汝ヲ憑トテモ、朝威ヲ背ニ依テ議定既ニ畢、謀臣ノ方人所望希恠也、ソ頸突ト仰ケレハ、赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門外ニ突出ス、穴ヲソロシト思ナカラ、夢ノ中ニソバナル人ニ問云、座上ノ人ハ誰人ソ、アレコソ天津國ノ御主伊勢天照大神ヨ、サテ吾孫ニタヘト仰ラルヽハ、天津兒屋根尊春日大明神ヨ、第二番目ノソ頸ト仰ラレツルハ誰、鬼門ノ峯ノ守護神日吉山王ヨ、赤衣官人ハ誰、西坂本ノ赤山大明神ヨ、

紅袴ノ女房ハ誰ゾ、安藝國ノ嚴島ノ明神ヨト答ト見テ覺ヌ。云云。

とあるにつき解して曰く、以上の記事によれば、天照大神は一旦清盛にお預けになつた劍を取返されて頼朝に預けられたが、春日大明神は、更に又頼朝一期の後には之を吾子孫(藤原氏を指す)にたび給へと申出たとあるのである。之によつて考察して見れば、本書の作成されたのは源氏將軍の時代ではなくて、藤原氏將軍が出來た時代でなくてはなるまいといふのである。

(二)源氏の將軍時代說

成る程以上の記事によつて見れば、第二の說が穩當なる樣に思はれるが、但しこの記事は平家物語のどの本にも通じて同樣であるといふ譯ではなくて、八坂本(五巻物怪の條)によれば、

座上におはします上臈のゆゝしうけだかき御聲にて、此程平家にあづけおきたる節斗を召還し、伊豆國の流人前の右兵衞の權の佐賴朝にたばんとぞ仰ける、又末座におはします上臈の、平家の方人し給ふとおぼしきを追立らると見申て、明て後人にかたる程に、此事福原へ聞えたり、(中略)中にも高野のお山におはしける宰相入道成賴此由を傳へ聞給ひて、すは〳〵平家の運命は末に成ぬ

るは、中にも座上におはします上臈の、此程平家に預けおきたる節度を召還し、伊豆の國の流人前の右兵衛の權の佐頼朝にたばんと仰の渡らせ給ふは、源氏の氏神正八幡大菩薩にてぞ渡らせ給やらん、又末座におはします上臈の、平家の方人し給ふとおぼしきを追立らるゝと見申たるは、平氏の氏神安藝の嚴島の大明神にてぞ渡らせ給ふらん云云。

とあつて、此には春日大明神が我子孫にたび給へと申されたといふ樣の事はまだ記されてないのである。されば是れを「筆のすさび」の論法に隨つて論ずれば、平家物語の古い本、卽ち最初の本の作成されたのは藤原氏將軍の時代よりは以前で、源氏將軍の時代であらうと推察される。これが第一說の根據の一つであるのである。

尙また延慶本卷二(朽木本卷十二第九枚左)には、

故中殿基實公御子二位中將殿基通公ト申ハ今ノ近衛入道殿下ノ御事也、

とある。これは長門本平家物語にも見えてゐるが、この記述は基通が出家入道後の事であると思はれる。これによれば基通は土御門天皇の承元二年に祝髮し、四條

天皇の天福元年五月廿九日に七十四歳で薨去したのであるから、平家物語は承元二年から天福元年まで二十六年の間に出來たものと見做されるのである。なほ又前記延慶本の靑侍の夢と綜合して考へて見れば、源氏の將軍が未だ滅びざる前といふ事であるから、それを承久元年以前の事とすれば、承元二年から承久元年まで十二年間に此の物語が作成されたものとなるのである。これは一つの推測說に過ぎないが、併しながら徒然草に後鳥羽院の御時、信濃前司行長が平家物語を作つたとあるのに對して時代が略〻符合するから、旁々一考に値すべきものと思はれる。

然らば源平盛衰記に春日大明神が賴朝一期の後吾子孫(藤原氏)にたび給へとある文は之を如何に見るべきかといふに、是等は後の追加の文と見なすべきであらう。平家の諸異本を對照して見れば、所々に追加の跡の歷々として窺はれるものがある。この條のみならず、流布本平家物語卷十二「六代きられ」の條中にも、

そのころ主上は後鳥羽院にましましけるが

とある。後鳥羽院の崩御は四條天皇の延應元年二月廿二日であるが、その院號を奉つたのは後嵯峨天皇の仁治三年七月八日であるから、この條のみで見れば、平家

平家物語の成り立ちについて

の作成されたのは仁治三年以後の樣に思はれるが、是等も後の追記と見るべきものであらう。

山田氏は尙ほ考察を進めて曰く、平家物語は勘文錄によれば初めは三卷であつたのが六卷となり、又十二卷となつたので、當初は極く簡單なものであつて、その內容は守覺法親王（法親王は後白河天皇の御子にして高倉天皇及び以仁王の御弟であり、安德天皇には御叔父に當らせられる）の左記にあるやうな筋合のものであつたのではあるまいかと。同親王は安德天皇の御最期を痛く惜まれて同書に記され、「抑先帝御事欲攄緖懷更絕筆語」とのたまひ、又「自御著帶至御在位御祈勤行之事、朝暮無懈、寤寐不忘之間、當初御加持等累年之懇志也、外土遷幸之後又偏御歸洛之事雖奉祈之、皇運早盡、佛力不及之謂、此時殊被思識侍」などと歎かせられて居るのである。又長樂寺にて安德天皇の御菩提のため佛事を修せられたとき、同親王は又天皇の御衣を見給ひたる御感想を記し、「去比長樂寺聖人奉爲彼菩提有蒭佛事之儀、爲結願潜詣件道場、佛前有奇怪箱一合、尋問聖人之處、爲先帝御衣之由答聞、…………今奉見御衣彌啼夢中之夢倍添恨上之恨」と歎息せられて居るのである。この事は又平家物語にも詳しく記されてある。又同書に親王は源義

經を召して合戰の次第を記させ給うたとあるが、之も徒然草に「後鳥羽院の御時に信濃前司行長は稽古の褒れがあつたが、事あつて遁世して居たのを、慈鎭和尚が不憫に思ひ、扶持を與へた。この信濃入道が平家物語を作り、生佛といふ盲目に敎へて語らせた、山門（比叡山延曆寺）の事は委しく書いたが、蒲冠者の事は能く知らなかつたと見えて多く洩らしてある」（以上大意）とあるに合せ考へれば、了解される所があるであらう。なほ平家物語の著者についても種々の說があるが、徒然草の說などが當を得たものかと思はれる。尊卑分脈によれば行長の系圖は左の如くである。

長隆—（葉室）—顯時—
- 行隆（正四位下修理大夫）—行長（下野守從五位下）
- 時光（正四位下、左右衞門權佐）—時長（從四位上民部少輔　書平家物語其一人也）
- 盛隆（改光時）—時長（正五位下民部少輔　平家物語作者隨一云々）

按ずるに古事類苑の記者之を解して「本書ニ時長二人アレドモ傍註ニ據ルニ時光ハ盛隆ノ改名セルモノニテ蓋シ同人ナレバ其子時長モ同人ナルベシ、又

按ズルニ徒然草ノ信濃前司行長ト云ヘルハ行隆ノ子行長ノコトナランカ、行長ト時長トハ從兄弟ナレバ相混ジテ誤レルニテモアルベシ、姑ク附記シテ後考ニ備フ」とある。要するに平家物語の作者として行長說と時長說とがあるが、時長說は行長を訛傳せるものであらう。

以上は山田氏の研究の大意であるが、穩健にして當を得たものとして吾等も共鳴するのである。

平家物語、源平盛衰記考は星野恒博士の記述にかゝり、史學雜誌第一卷に揭載されてある。こは簡單ではあるが、該博なる知識により、歷史上の見地より觀察を下されたもので、啓發される所が多い。

(二)　平氏の世系と伊勢平氏の由來

源氏は嵯峨天皇以來仁明、文德、淸和、陽成、光孝、宇多、醍醐以下諸帝から出て居るが、平氏はこれに引替へ桓武天皇の外には仁明、文德、光孝の三帝から出たのみである。しかも最も榮えたのは桓武天皇の後裔のみである。

皇胤紹運錄

桓武
- 葛原親王
  - 平高棟
  - 高見王 ― 平高望
- 萬多王 ― 正躬王 ― 平住世
- 仲野王
  - 茂世王 ― 平好風
  - 輔世王 ― 平安典
  - 房世王 賜平姓

伊勢平氏の根據地

東國散在の平氏に就ては吾等は大體既に(第一卷四〇九頁以下)陳べたから、是から主として清盛の家系に就て語らうとする。清盛の家系を世に伊勢平氏といふは如何なる理由によるかといふに、清盛一門は重に伊勢から身を起したからといふ。然らばこの一門と伊勢との關係は如何、その根據地ともいふべきものは伊勢の何處であつたであらうか、夫等については吾等も多少調査したのであるが、史料が乏少で之を詳にし難いのを憾みとする。されどもその知り得たる所のものをいへば、尊卑分脈に據れば清盛五世の祖維衡が始めて伊勢守になつた。其子正度は齋宮助とあれば之も伊勢大神宮に奉仕する齋宮(內親王)に屬した役で伊勢に關

係した事と思はれる。それから祖父正盛、父忠盛は共に伊勢守になつた事が見えて居る。また正度の子貞衡は阿濃津三郎とあり、其子貞清も同じく阿濃津三郎とあれば安濃津に居たものであらう。貞清の長子家衡は鷲尾太郎と稱し任伊勢國となり、次子清綱は桑名と云ひ、また富津二郎と云ふ、其子維綱は桑名の三郎又鷲尾右衛門尉と云ひ、後白河院御代西國海賊蜂起之時令靜謐、直任右衛門尉とある。其子良平は桑名の九郎といひ、其長子良基が又桑名の孫平太である。また貞衡の孫遠衡は海を渡つて三河に行き吉良に住んだ。良平の妹は柘植宗清の妾となり、家清を生んだ。かくて平氏は阿濃津を本として北は桑名、西は柘植に延び、それから東は三河までも繁衍した事が右の系圖で分明となるのである。

また三國地志には平忠盛の宅址として先づ平家物語に「忠盛又御前の召に參られけるを、人々拍子をうつて、伊勢瓶子はすが目なりけりとぞ、はやされけり、かけまくもかたじけなくこの人々は、柏原天王の御末とは申ながら、中頃は宮このすまひもうと〳〵しく、地下にのみふるまひなして、伊勢の國に任國ふかゝりしかは、其國の器に事よせて、伊勢平氏とぞはやされける、其上忠盛のかた目の眇たりけるにて

こそ、かやうにははやされけるなれ」とあるのを引き、忠盛が伊勢平氏と呼ばれた所以を陳べ、更らに彼の宅址は產品(ウバシナ)村(阿濃津の北一里半にあり、今分部村に併せて櫛形と稱す)にあつたことを陳べ、「按、產品村にあり、忠盛產品に生れ、別保(ベツポ)に住すと、(古昔阿濃津と云は此地也、故に今元津の稱あり、今奄藝郡に屬す)平相國幼年の時亦こゝにありと云、雖然自餘宅址の所在今詳ならす」と記してある。出典は詳でないが、この說は信ずべきものであらう。

古今著聞集にも、忠盛が或時伊勢の別保に下つたが浦人が日々網を引いて魚を捕つたとある。之も忠盛と別保との關係を徵すべきものと思はれる。別保は前記の通り元津といひ古昔は之を阿濃津といひ、この邊は明應三年と七年兩度の地震で地形が大に變じたのである。今の安濃津よりは北方二里許の所にあつて、もと沿海の繁昌の地であつたと見える。

「古今著聞集」伊勢國別保といふ所へ前刑部少輔忠盛朝臣くだりけるに、浦人日ごとに網を引けるに、ある日大成魚をかしらは人のやうにて有ながら、はへこまかにてうをにたかはす、口さし出て猿ににたりけり、身はよのつねの魚にて有けるを三喉(コウ)ひきいたしたりけるを、二人してになひたりけるか、尾なをつちにお

ほくひかれてけり、人のちかくよりければ、たかくおめくこゑ人のごとし、又なみたをなかすも人にかはらす、おどろきあざみて二喉をは忠盛朝臣のもとへもて行、一喉をは浦人にかへしてければ、浦人みな切くらひてけり、され共あへてことなし、そのあぢはひことによかりけるとぞ、人魚といふなるはこれていの物なるにや、

〔尊卑分脈〕平氏系圖

忠盛（播磨備前伊勢守　刑部卿正四位上　昇殿院執權）
- 清盛（肥後安藝播磨等守　號六波羅太政大臣又號平相國）
- 家盛（常陸介　右馬頭從四位下）
- 經盛（安藝伊賀若狹守）
- 敎盛（淡路大和越中能登守　常陸介）
- 賴盛（常陸介安藝三河尾張等守）
- 忠度（薩摩守　正四位下）

忠正（右馬助　從五位上）

五鈴遺響にもこの安濃津の事を記し「安濃津は滄海の瀕に在り、江山の產物を交易し諸州の船を維ぐ、明國の書武備志に洞津（アナツ）と錄せり、豪商富民多し、其市坊は艮位に塔世（タフセ）川を限り巽位に岩田川を限り、凡て南北三十丁餘、民屋二千五百餘戶、產物は綟子（モヂ）布、方俗に津綟子と稱す」とある。世俗にも伊勢は津で持ち津は伊勢で持つとの諺がある。その要港であることは知るべきである。而して平氏はこの要港のある所を領土としたのである。但しその領域の大小は明瞭でないが、次第に廣まつていつたものかと思はれる。

三國地志（卷之三十二）にも武備志を引いて云ふ、按、武備志云「伊勢穴津、又云、日本國有」

三津、皆商船所聚、通海之江也、西海道有坊津（ハウノツ）、薩摩州所屬 花旭塔津（ハカタ）、筑前州所屬 洞津（アノ）、伊勢州所屬 三津惟坊津爲總路、客船往返必由花旭塔津、爲中津、地方廣闊、人煙湊集、中國海商無不聚此地、有松林、方長十里（名十里、有百里）松土名法哥煞機（ハコサキ）、乃廂先（ハコサキ）也、有一街、名大唐街、唐人留彼、相傳今盡爲倭也、洞津爲末津、地方又遠、與山城相近、貨物或備或缺、」末津と云は本國の海は大水に非ず、鳥羽より伊良胡に至て凡七里、海の形狀恰も洞穴にいるか如し、故に云、穴洞の二字を以て此津の名とすること、本朝史籍に所見なし、異域傳聞の誤なるか詳ならず。

源平盛衰記には平清盛が安藝守であつた際、熊野權現の利生を聞き、伊勢國阿濃津より舟にて熊野へ參詣したことが見えて居る。之も安藝より直接に熊野へ參詣するならば伊勢に至る必要はないのであるが、伊勢安濃津附近にその領土があつたから、當所から舟を出した事と推察される。

（源平盛衰記）　抑平家加樣ニ繁昌スル事ハ偏ニ熊野權現ノ御利生トソ聞ヘシ、其故ハ清盛イマタ安藝守タリシ時、伊勢國阿濃津ヨリ舟ニテ熊野ヘ參ケルニ、大ナル鱸舟ヘ躍入ケレハ、先達申ケルハ昔周ノ武王ノ舟ニコソ白魚ハ躍入タレ、

平家の所領

如何様ニモ是ハ權現ノ御利生ト覺候、マイルヘシト申ケレハ、サシモ十戒ヲタモツテ精進潔齋ノ道ナレトモ、自ラ調味シテ我身クヒ、家子郎等共ニモクハセラル、其故ニヤ吉事ノミ打續テ、我身太政大臣ニ至リ、子孫官途モ龍ノ雲ニ上ルヨリ猶速也、九代ノ先蹤ヲ超給コソ目出タケレ(參考源平盛衰記七一頁)

但し長門本平家物語には「清盛そのかみ靫負佐たりし時、伊勢路より熊野へ參りたりけるに」とあつて阿濃津のことは見えぬが、前後から考へれば矢張り阿濃津よりの事と推察せられる。

なほ兵範記に據つて見れば、保元亂後の沒收地の中に故前左馬助平忠貞領(高棟王の後裔に忠貞の名が見えるが是か) 伊勢國　鈴鹿川曲兩郡散在田畠(除二所太神宮領五拾壹町外)

又散位平正弘領(維衡の後裔貞弘の末に正弘の名が見えるが是か) 伊勢國肆箇處　大井田御厨　笠間御厨　石川御厨　富津御厨

等が見え、是等は何れも沒收して後院の領とされたとある。又元曆元年池前大納言所領沒收地の中に伊勢國野俣道庄の名が見えて居る。文献上に現はれた伊勢に於ける平氏の所領は如上の如きものに過ぎぬ。

平氏は先づ伊勢に根據を置き、それより隣國伊賀に領土を擴めたるが如く、かくて、追々と伊賀に於ける東大寺所領を蠶食した事が東大寺文書及び同東南院文書に散見して居る。（本書第一卷三五三頁參照）右に關しては谷森饒男氏の研究があるから（史學雜誌第三十卷第十一號）參考としてその要點を左に掲げる。

堀河天皇永長二年（承德元年）十一月備前守たりし平正盛は、私領の田畠を以て六條院に寄す。（六條院は一に六條御堂と稱せらる、承保二年の建造に係はり、初め白河天皇の內裏にして、天皇御讓位後猶其御所たり、天皇の最も寵愛せられたる御子郁芳門院媞子亦同じく此六條院に御座せしが、永長元年八月七日門院の薨せらるゝや上皇悲歎の餘、翌八日を以て御出家あらせられ、翌承德元年十月六條殿を改めて寺とし給ふ、平正盛は實にこの院に莊園寄附をなしたりし一人にして、私領の所當を上つて法皇の御心を得、以て時人の慣用手段たる立身の一助とせんとしたるに似たり）彼の寄進したる鞆田村の畠地、廣さ十四町八段百八十步あり、然るに後永久三年五月東大寺解を上りて不平を訴ふる事あり、それによれば、玉瀧杣の中心たる鞆田村の全部六十餘町は、天平以後寺領として牢籠なく、杣

工(當時は既に事實上田畠の作人なり)四十八人あり、今後平正盛恣に其一部を横領して院御庄に寄すること甚だ然るべからず、加之同村幷びに柘植村の寺領田が漸次院領の住民に荒され、杣工四十八人は悉く院領に奔り、人民は威に募り寺に對捍してその所勘の封戸代を辨濟せず、元來社寺領は、院領より除かるべき規定なるに、情實あり、使廳の官人則元なる者(平正盛の立券に與れる右辨官史生上野則元なるへし)寺を恐喝して、使の料米十二石を辨濟すれば、寺領は除くべしと申込める故、寺に於て謝絶したるが爲に、則元院方に阿黨せるが如き形跡あり、旁〻速かに院領より寺領を免除せられ度しと云ふにあり、其後寺に於いては、忠盛が又柘植郷予野村をも押妨したるを言立てゝ爭となり、双方より證文を進め、保安四年九月十二日、明法博士三善信貞其の他の人之を勘して、大體寺家に有利なる勘判を下したり、然れども院御領としての鞆田御庄は猶引續き、その一部は東大寺御封田の負田として御封米を寺家に納むる事となれるが如し、而して庄民が兎角に威に募りて、所當を寺家に納るゝを怠るが爲め、別當勝覺權僧正は忠盛に抗議を申込み、忠盛よりは再三鞆田庄司に對し下文を出して、其對捍を禁じたり、而

かも斯かる禁制は、表面的に過ぎざりしが如く、院領鞆田御庄の出作は其の歩を進めて、治承元年十二月の檢田數目錄に於いては、柘植、川合兩鄕に於ける鞆田御庄の出作數五十三町二段二百四十歩あり、內常荒不作川成等を除くも、三十六町二段百二十歩の作田を有するに至れり、されば東大寺領鞆田庄は、事實上停廢同樣の姿となりしが、平氏失意の後、幾もなくして、源惟義國務を掌るや、鞆田庄六十餘町を東大寺の爲めに復活したり。

伊勢平氏の發展せる事情

以上の記事に據つて見れば平氏は正盛、忠盛以來如何に伊賀方面に領土の擴張を計りしかを推測せらるべく、池大納言賴盛の沒收地の內にも伊賀の長田庄、木造庄、建田庄の名が見え、又盛衰記に據れば平重盛は叡山の僧侶が暴橫の際伊賀伊勢兩國の若黨共三千餘騎を相具して宮門を警護した趣が見えて居る。

按ずるに伊勢平氏も維衡、正度、正衡の頃は諸國の守介などになつた外、格別の事蹟は見えぬが、正盛忠盛以來は追々と著はれて來たのである。これも畢竟するに白河、鳥羽兩上皇の御信任によれるものと思はれる。正盛は堀河天皇の康和四年に源義親が隱岐に流され、出雲で亂暴をなすや白河上皇の命によつて之を討じ、功

を以て但馬守に任ぜられた。その後も南都北嶺の僧侶の狂暴を取押へ、或は海賊を取締つた等の功勞を以て官位も追々に昇り、因幡、備前等の國守に歷任した。殊に正盛及びその子忠盛の兩人は當時白河鳥羽兩上皇が佛法に御歸依の餘り、澤山の寺院等を建立せられるにつけ、其御意を迎へて造寺に盡力せる功を以て諸方の國守などに任ぜられ、爲に自家の經濟も大に富裕を來した樣である。而して忠盛の如きはその富を以て巧みに後宮方の意中を迎へ、愈〻院の御信任を厚うした樣に見える。當時の日記なる「宇槐記抄」にも忠盛の事を記し「經數國吏、富累巨萬、奴僕滿國武威軼人、然爲人恭儉、未嘗有奢侈之行」と書いてある。即ち巨萬の富を累ね、奴僕も國に滿ち武威も盛んであつたのに、なほ恭儉で奢侈の風がなかつたとは、餘程の人物であつた樣に思はれる。しかのみならず、長秋記（長承二年八月の條）に據れば當時唐船が鎮西に來着した際には其頃の習はしとして先づ一般に太宰府の役人が之を檢査して、之と交易の品物を出す事になつて居たのであるが、忠盛は勝手に下文を作つて之を院宣と號し、宋船の着いた港は肥前の神崎庄の中にあつて、その庄が院の御領である所から、太宰府で調べる必要はないとの下知を下し、自ら直接に之を

支配して居たといふ事であるが、如何にもケバ〳〵しいやり方で、彼は之によつて大に外國貿易の利益を占め得たことと思はれる。是等から推考しても忠盛は餘程の手腕家であつた事が察しられる。

〔長秋記〕長承二年の條

八月十三日、乙未陰不定也、早朝帥中納言送書云、大切可示合事出來、可來向、輦車可下也者、仍午時許行向云、鎭西唐人船來着、府官等任例存問、隨出和市物畢、其後備前守忠盛朝臣自成下文號院宣、宋人周新船爲神崎御庄領不可經問官之由所下知也、此事極無面目、欲訟申院也、其上書案可書給、不可振筆、唯和名書ニテハ可作也者、仍書々案、

抑宋人來着時、府官存問、早經上奏、安者廻却、所從宜旨也、而可爲庄領由被仰下條、言語道斷也、日本弊亡不足論、外朝恥辱、更無顧是非他、近臣如猨犬所爲也、

忠盛の子清盛に至つては益〻院の御信任により權勢を得たことは世間周知の事柄である。星野博士も嘗て守護地頭考の中にその事を陳べて「平清盛政權ヲ握ルニ至リ、播磨ノ印南野、肥前ノ杵島郡等ヲ賜テ大功田ト爲シ、（公卿補任）其子重盛ニ越前

ノ地ヲ賜フ、淸盛勢ニ乘シテ藤氏ノ所爲ヲ學ヒ、多ク庄園ヲ置キ、源氏ノ私領ハ勿論、公卿ノ家領ヲモ、朝敵ノ廉ヲ以テ沒收ニ處シ、（源氏ノ私領ヲ沒收スルハ、吾妻鏡及高雄文書等ニ見エタリ、公卿ハ藤原信賴藤原成親等ヲ云フ）之ヲ院廳ニ歸シテ院ノ御領若クハ女院官人ノ領ト爲シ、已レ其預人ト爲リ、子弟族黨ヲ領主及ヒ地頭ニ補セリ、是ヲ以テ知行ノ國ハ三十餘州ニ跨リ、庄園ノ數ハ五百餘所ニ至ル（池大納言賴盛ノ受領吾妻鏡ニ見ユル者、三十四箇所アリ、擧族庄園五百餘所ノ虛數ニ非ルヲ知ル）」とあるは要を得たる者と思はれる。而して今吾妻鏡に記されたる賴盛の所領を檢するに、

〔吾妻鏡〕元暦元年四月六日の條

池大納言沙汰

走井庄 河内　佐伯庄 備前　野俣道庄 伊勢
矢野領 伊與　石田庄 播磨　大岡庄 駿河
由良庄 淡路　長田庄 伊賀　木造庄 伊賀
建田庄 伊賀　弓削庄 美作　山口庄 但馬
小島庄 阿波　香椎庄 筑前　安富領 筑前
球𤥭臼間野庄 肥後　三原庄 筑後

右庄園拾七箇所、載沒官注文、自於院所給預也、然而如元爲御家沙汰、爲有知行、勤狀如件、

壽永三年四月五日

池大納言家沙汰

布施庄 播磨　兵庫三箇所 攝津　石作庄 播磨

六人部庄 丹波　熊坂庄 加賀　宗像社 筑前

三箇庄 加賀　眞淸田庄 尾張　服織庄 駿河

國富庄 日向

已上八條院御領

麻布大和田領 河內　諏訪社 信濃、被相傅伊賀六个山了

已上女房御領

右庄園拾陸个所、注文如此、任本所之沙汰、彼家如元爲有知行、勤狀如件、

壽永三年四月六日

上記の如くにして、その中に駿河、信濃、加賀等の如き東國もないではないが、多く

平氏一門の守介掾たりし國々

は皆西國であるのである。なほ吾妻鏡によれば此外に廷尉(源義經)に分宛たる平家沒官領二十四箇所の文があり、又一條能保の亡室(賴朝の妹)の遺領(平家沒官領)の中に、攝津國福原庄、武庫御厨、小松庄、尾張國高畠庄、器所松枝領、美濃國小泉御厨惟庄、津不良領、近江國今西庄、栗津庄、播磨山田庄、下端庄、大和岡田井兵庫庄、丹波國篠村領、越前國足羽御厨、肥後國八代庄、備前國信敷庄、吉備津宮、淡路國志筑庄、已上廿个所云云の文がある、尾張、美濃等も雜つて居るが概して西南諸國である。また同書元曆元年十二月一日の條には平家沒官領若狹國玉置領を三井寺に寄進の事見え、なほ又山路愛山氏も平氏全盛の際その一門子弟の守介たりし國々を調査し、その西南の日本に多くして東北の日本に少かりし事を陳べて居る。その表は次の如くである。

薩摩

平忠度國守となれり、

肥前

平淸盛、平貞能國守となれり、

筑後
平家貞、平貞能國守となれり、
筑前
平淸盛太宰大貳となれり、
但馬
平經正國守となれり、
丹波
平淸邦(淸盛養子)國守となれり。
安藝
平淸盛國守となれり、
美作
平宗盛國守となれり、
備中
平師盛國守となれり、
備前

平清宗國守となれり、

播磨

平清盛國守となれり、

大和

平教盛國守となれり、

河內

平信兼國守となれり、

飛驒

平氏郎等景家國守となれり。

伊勢

平盛國、平氏郎等景綱國守となれり、

尾張

平頼盛、平清定、平家郎等實康國守となれり、

遠江

平重盛、宗盛國守となれり、

武藏
平知章國守となれり、
上總
平氏の郞等藤原忠淸國ノ介となれり、
常陸
平敎盛國ノ介となれり、
若狹
平經俊國守となれり、
能登
平敎盛、平敎經國守となれり、
越中
平敎盛、平盛俊國守となれり、
（賴朝論の三四五頁）

假りに尾張、美濃、越前以西を西南の日本とし、三河、信濃、越中以東を以て東北の日本とする時は平氏の守介たりしものゝ西南の日本にあつたのは二十一國、東北の

日本にては僅に六國を見るのみである。此表も凡てを盡した譯ではなく、且つ當時の受領には有名無實のものもある事であるから、一概に輕斷し難いが、併し平氏の西國に多く勢を有し、東國には疎遠であつた事を察すべきである。

（三）　清盛の榮達及び其事業

一、　清盛の略歷及び其人物評論

清盛は時代を超越したる大人物

清盛の人と成りについては從來酷評を加へるを常とした。其子重盛の謹直なるに引替へ、清盛は剛愎暴戾だつたとの批評があつた。されど熟〻考へて見れば政爭なるものは得て人をして熱狂的ならしめ易いもので、現時の立憲治下に於ても代議士選擧の折や緊急問題の生じた際に於ける議會の紛爭などを觀たならば、思ひ半に過ぎるものがあるであらう。政爭に熱狂した彼を以て一概に惡人の如く論評し去るは當を得た事とは思はれぬ。彼が當時に於ける因襲を打破して一大事業を創設した手腕に徵すれば、なみ大抵の者では無く、時代に超越した大人物である事が想像されやう。或史家が彼を批評していふには「彼は不幸にして其傳記を鎌倉世盛りの時に書かれたから（平家物語や源平盛衰記を指すのである）その人物を實際よりも

小さく且つ醜く畫かれた。彼はたしかに改革の時代が生んだ改革の兒である。彼は信西(藤原通憲)の如き精細深刻なる法家的手段は取らなかつた、その敵に對しても極めて寛大なる態度を取つた、彼は其當の敵たりし義朝の諸子をすら、自分の生命を狙ひたる義平の外は皆之を活かしめた、彼は義朝に與みした者でも自分に抵抗せざる者は許して其所領を安堵せしめた、頼朝の伊豆にあるや、其十四歳より三十四歳に至るまで通計二十一年間、彼は何等の猜疑をも頼朝の身に加へなかつた、彼の晩年は直情徑行の驕兒であつたが、されど彼は常に陰謀に對する防禦者で、自ら陰謀の發案者ではなかつた。彼の人物は陰謀の作者たるよりは大であつた。事業は創案者の性格を表はすといはれるが、誠に彼の開鑿したる音戸(オンド)の瀨戸を見よ彼の經島の築港を見よ、何んと其規模が雄大ではないか、彼は瀨戸内海を自己の園池となし、四國、九州を以て其假山となす程の大きな氣象を有した。彼は獨り福原に築港し、音戸の瀨戸を開鑿したばかりでなく、馬關が九州沿海及び瀨戸内海の海權上重要なる地點であることを看破し、長門を以て平氏の管國とした、當時の公卿が歌枕としてのみ知りたる日本全國の地形を以て、自己の政治的野心に利用した

かくて彼の大なる見識に至ては眞に後人の歡美に値すべきものがある。……清盛の事業は何れの點より見るも總て破壞的で又建設的である、彼が福原に別業を置き、其所から京都を支配しようとしたのは、賴朝の鎌倉から京都を制したのに先鞭を着けたものである。彼は藤原忠淸を東國奉行として八州の武士を管し、平家貞をして西國の家人を管せしめたが、是は賴朝が侍所の別當や鎭西奉行を設置したのに先鞭を着けたものである。彼は諸國に地頭を置いたが、是も賴朝の追捕使や地頭制度に先鞭を着けたものである。彼の事業は是等の點に於て新時代を開始したものであると、(山路愛山著賴朝論二六〇―二七三)以上の如きは現今の史家は何れも氣附いて居る事ではあるが、新しき見方の代表ともいふべく、所說も槪して穩健にして周到であると思はれる。

さて是から淸盛の略事歷を擧げて見んに、淸盛は忠盛の長子で母は白河法皇の宮女であつたのを忠盛に賜はられたのである。從來の說によれば法皇の寵姬祇園女御の旣に懷姙せるを忠盛に賜ひ、而して淸盛を生んだのだとあつた。然るに其後學者の硏究によれば實は祇園女御の妹某が矢張り法皇に寵幸せられ、懷姙の

後忠盛に賜はつたのであるといふ。之が實説に近いのであらう。清盛の生母は保安元年に卒し清盛は僅に三歳で毋に別れたから、祇園女御は其幼にして恃みなきを憐み、取つて之を養なつたのである。されば清盛が早くより立身出世したのも祇園女御の養育が多少關係して居ることゝ思はれる。かくて清盛は幼時より敍爵し、大治元年正月六日には從五位下に敍し(十二歳)同月廿四日には左兵衛佐に任ぜられた。この事は當時異數とされて人の耳目を驚かしたものである。(中右記)同年三月十六日には清盛は石清水臨時祭の舞人として遣はされ、隨從した雜色の裝束が美麗で過差を極め、又内大臣源有仁(三宮輔仁親王の御子で白河法皇の御養子)の府生隨身を以て櫳(ウマノタヅナトリ)とされたことは人の耳目を驚かした、且つ法皇も三條殿に於て其出發の行粧を御覽ぜられたといふ事である、(中右記)して見れば清盛が法皇の御落胤であるといふ説は強ち打消し難い樣である。

按ずるに清盛の生母については星野恒博士の研究が史學雜誌第四編第四十七號に載つて居る、之は近江胡宮神社文書を引き中右記を傍證としたものである、胡宮神社文書は四條天皇文曆二年七月のもので、其本文は左の如くである。

佛舍利相承

これによると、祇園女御は姉妹とも法皇に寵幸せられ、妹の方の事が混じて以て平家物語にある樣な說となつたものと思はれる。

平家物語や盛衰記によれば、清盛は長ずるに及び利發で容貌も美麗であつたが、忠盛は其後藤原宗兼の女を娶つて是にも子女があつたので、清盛は出でて宗兼の甥藤原(中御門)家成の家に居つた。彼は十四五歳までは叙爵もせられず、しかも繼母に遇うたので、藤中納言家成が播磨守であつた際、受領(家成)のために鞭を執り、朝夕に柿色の直垂に繩緒の足駄を穿いてかよつた。そこで京童部は高平太といつて彼を嘲笑した。すると彼は耻かしく思ひ扇で額を隱し、骨の中から鼻を出し、閑道を通り行くので、京童部は又先を廻つて鼻平太鼻平太と笑つた。（一說には父忠盛の事となす）其後父忠盛が海賊を搦取つた

勲功により、彼は保延の頃十八九歳で四位右兵衞任に任ぜられたとあるが、是等は誇張の記事で强ち信じ難いのである。されども清盛が一時家成の家に出入したといふは事實かと思はれる。家成の子成親が淸盛一家と姻親を結んで居るのでも想像される。

彼は大治五年には中宮少進を兼ね、同六年五月には從五位上に叙せられ、長承四年正月正五位下に進み、同年八月父忠盛が海賊を捕へた賞として從四位下に叙せられた。時に年は十八歳であり、兵衞佐は故の如しとある。保延二年四月には父忠盛の讓りによつて中務大輔となり、三年正月肥後守を兼ねた。こは熊野本宮造進の賞による。保延六年十一月には中宮三條殿行啓の賞として從四位上に叙せられ、久安元年十一月石淸水行幸臨時祭には舞人として參仕した。久安二年二月には朝覲行幸の賞として、院御給を以て正四位下に叙せられ(二十九歳)、尋いで安藝守に任じ、保元元年(三十九歳)藤原賴長等の亂を討じた功を以て播磨守に任じ(三十九歳)、程なく太宰大貳に叙せられ、平治元年には又藤原信賴等の亂を討ち、功を以て從三位に叙せられ(四十二歳)、尋いで參議に任じ、是より次第に昇進し、仁安元年正二位に叙し、内大臣に任じ、翌年從一位太政大臣に陞り隨身兵仗を賜ひ、輦車にて宮中

に出入するを許され、人臣の榮を極めたのである。幾もなくして之を辭退した。同三年疾にかゝるや剃髮して御名を清蓮といひ、尋いで靜海と改め世に太政入道と稱せられた。

二、宮廷並に攝關家に對する政策

平家は忠盛の時分から宮廷內に勢力の扶植をはかつた事は前記の通りである上に、清盛自身も亦白河法皇の御落胤だとすれば、彼が益〻諸方面に勢力を發展せしむべきは當然の事柄である。彼思へらく、我が日本國に於て榮達を企圖しようとするならば、どうしても宮廷及び權門勢家と親密な關係を結ばねばならぬ。而して是が手段としては婚姻政策によるより善きはないと。按ずるにこの婚姻政策の事たる、決して清盛によつて創始されたといふ譯ではなく、藤原氏が既に其先例をひらき、皆其女を宮中に入れて、朝廷の外戚となり、以て自家の勢力の發展を圖つて來つたことは世間周知の事柄である。清盛の烱眼なる夙に此に注目して居たので、保元の亂が濟むや先づ其女を時の權臣藤原通憲（入道信西）の子成範に嫁がせたのである。而して其一方に於てまた藤原基實（關白忠通の嫡子近衞家の祖）が名門の出で榮

達の速であるのを見て、之にも其女盛子（其時僅に十歳）を嫁がせた。されど遺憾な事には基實は仁安元年七月廿六日に二十四歳にて夭折した。

一體清盛の妻は時子といつて平時信の女である。時信は同じ平氏ながら高棟王の後裔で、祖先は餘り著はれなかつたが、時信の子女は何れも榮貴に至つた。

尊卑分脈（平氏系圖）

時信
- 時忠　中宮大夫、檢非違使別當、左大辨、權大納言、正二位
- 親宗　讃岐伯耆等守　中納言正二位
- 女子　從二位時子、清盛室
- 女子　滋子、後白河院后、高倉院母后、建春門院
- 女子　內大臣宗盛室
- 女子　內大臣重盛室

此系圖にも見えて居る通り、時子の妹滋子は後白河上皇の女御となり、建春門院と號し、憲仁親王（後の高倉天皇）の御生母であるが、其入内については清盛夫妻の斡旋盡力が大に與つて力ある事と思はれる。當時親王は未だ御幼少であつたので、

藤原邦綱の献策

基實の東三條の第に移し參らせ、基實の室家（盛子）が近親の故を以て之を保育し、准母となり、准三后の宣下があつた。是等も上皇の思召に出でたものと思はれる。（藤原忠隆の女の所生）盛子は世に白川殿と稱せられた。なほ又基實には基通といふ子があつたが、之も室家の許に置かれた。（のち基通にも清盛の女が嫁いだ。）

さて攝政基實が夭折の結果、攝關はどうなつたかといふに、其弟左大臣藤原基房（松殿と號す）が關白氏長者に補せられた。そこで彼は藤原氏の家法により一門の總領職として朱器臺盤官印を始め、代々の文書庄園を悉く相傳すべきであつたが、白川殿は固よりのこと、清盛に於ても情に於て忍び難く、如何にも惜く感じたのであるが、この際、參議藤原邦綱は豫てより清盛の信任を得て居た者であるが、一案を進めていふやう、「自分は法性寺殿下（忠通）に伺候し、殿下から攝政家の故實を聞いたことがある、凡そ攝政家の所領は寺院庄園など、もと何れも一族に分領されたのを、知足院殿下（忠實）の時から、それを悉く總領する事となり、以て法性寺殿に傳へ、更にまた故攝政（基實）に傳へたのである。然るに故攝政は不幸にして早世され、郎君（基通）は未だ幼少であるから、松殿（基房）が庶流でありながら、嫡流に代つたのである。こは如何

にも殘念な事である。郞君は北政所(盛子)の所生ではないが、養育の恩は實母に等しいから、閣下の外孫といつても差支ない。私も不省ながら謹んで北政所を保護して郞君を推戴しましようから、家領は其全部を松殿に附けるには及びますまい」と語つた。そこで淸盛は大に喜び、基房には興福寺、法成寺、平等院等の寺領莊園を傳へ、大方の家領、乃ち鎭西の島津庄を始めとし、鴨居殿の累代の記錄寶物、東三條の第に至るまで、悉く之を白川殿へつけ、邦綱を以て白川殿の後見となし、淸盛自身も之によつて大に其政治上の資源を得た譯である。かくて平家乃至は近衞家と松殿家との間に軋轢を生ずるに至つた。

按ずるに當時の消息を窺ふべきものは愚管抄であるから、その一節を左に揭げて參照とする。

(愚管抄)　永萬元年八月十七日に淸盛は大納言になりにけり、中殿(基實)聟にて世をばいかにも行ひけんと思ひける程に、やがて仁安元年十一月十三日に內大臣に任じて同二年二月十一日に太政太臣にはのぼりにけり、さる程に其年の七月廿六日俄にこの攝政(基實)のうせられにければ(基實の薨去は仁安元年七月廿六日にして、二年にあらず)

清盛の君、こはいかにといふばかりなきなげきにてある程に、邦綱とて法性寺殿(忠通)の近比左右なき者にて、伊豫播磨守中宮亮なとまてなして召つかふ者ありき、この邦綱が清盛公が許にいきて云けるやうは、この殿下の御跡の事は必しもみな一の人につくべき事にも候はぬなり、かた〳〵にわかれてこそ候しを、知足院殿(忠實)の御時の末にこそ一になりて候しを、法性寺殿ばかりこそ皆すべておはしまし候へ、この北政所殿(盛子)かくておはします、又故攝政殿(基實)の若君(基通)もこの御腹にてこそ候はねども、おはし候へば、しろしめさんに僻事にて候はじ物をと云けるを、あたに目をさまして聞悦て、そのまゝに云あはせつゝ、かぎりあることゝもばかりをつけて、左大臣にて松殿おはすれは、左右なき事にて攝政にはなされて、興福寺、法性寺、平等院、勸學院、又鹿田方上など云所はかりを攝籙にはつけて奉りて、大方の家領鎮西のしまつ以下、鴨居殿の代々の日記寶物、東三條の御所にいたるまて總領して、邦綱北政所の御後見にて、この近衞殿の若君(基通)なるやしなひて、世の政事は皆院の御沙汰になして建春門院は其時小辨殿とて候ける、時信がむすめ清盛が妻の弟也けれは、これ

と一にとりなして後白河院の皇子小辨殿うみまゐらせて、もちたりけるを、やがて東三條にわたしまゐらせて、仁安二年十月十日（仁安元年の誤）東宮にたてまつらせてけり。

こゝに又基實が薨去の翌年（仁安二年）四月廿七日、大納言藤原師長（頼長の子）が遽に其夫人を棄てゝ宅を出て、往く方をくらました。或はいふ、之は清盛が其女を以て太后藤原多子の養女となして師長に嫁がせんとし、竊に師長を刼し、擁し去つて平經盛の宅に置いたのであると、又一説には清盛が彼の基實の室家の寡居して居るのを憐み、之を師長に嫁がせやうとしたのであると、（玉海）何れにしても當時清盛はなほ其女を權門勢家の然るべき者に嫁がせようとして居たから、かゝる風說が起つたものと思はれる。

清盛又造寺造佛の事から宮廷内の御信任を得たのであるが、こゝには平治元年三月廿二日には鳥羽法皇御追福の爲にとて白河の千體阿彌陀堂で供養が行はれ、長寛二年には後白河上皇の御願で洛東に蓮華王院が建設され、その十二月十七日には同院で供養を行ひ、上皇も親臨せられ給うた。以上は何れも清盛の經營にか

高倉天皇位に即く

淸盛に大功田を賜ふ

かるもので上皇よりは右の蓮華王院の工事の費用にとて淸盛に備前國を賜はり、重盛も佛寺造營の功によつて正三位に叙せられた。この蓮華王院を世に三十三間堂といひ、一千一體の觀音の像が安置してある。曩に淸盛の父忠盛も鳥羽法皇の仰せにより、長承元年に得長壽院を造り、之も三十三間の御堂で、一千體の觀音が安置されたとあつて、その地域も殆ど同一の處で法住寺殿の一部であつたといはれる。されば此の兩者は如何にもまぎらはしいのであるが、實は別々であつたであらう。淸盛は是等の功によつて一層上皇の御寵遇を蒙つたのである。

さて後白河上皇の皇子憲仁親王は仁安元年十月に六條天皇の春宮となつたのであるが、淸盛は建春門院(平滋子)と姻親のゆゑを以て春宮大夫に任ぜられ、親王は同三年二月に受禪、三月に位に卽かせられ、之を高倉天皇と申した。此時六條天皇は實算僅に五歲、春宮は八歲であつた。是より御生母の建春門院は愈〻上皇の內寵を專らにし、平重盛その弟宗盛の兩人なども其猶子となり、益〻勢力を得たのである。二年五月淸盛は上表して太政大臣並に兵仗を辭退した、すると八月十日には播磨國印南野、肥前國杵島郡、肥後國八代郡南鄕土比鄕等を賜ひ、大功田として子

藤原基房の平資盛と乘會ひ事件

孫に傳へしむるの官符を下された。(公卿補任)以て如何に朝廷の御寵遇が厚かつたかを思ひやられよう。所で嘉應二年七月に一事件が起つた。それは攝政藤原基房が其月の七日法勝寺の法華八講會に參じての歸途、平資盛(重盛の次子、時に年十三)と乘會ひをなした事柄である。この時資盛は笛の稽古に行つた歸るさで、しかも日暮で女の車(網代車)に乘つて居たので攝政の從者は何者とも知らないで之を詰り、車を打破つて恥辱を加へた。資盛は逃歸つて之を父重盛に告げた。一方攝政家では後に資盛であつた事を知り、使を遣はして謝罪し、且つ暴行者を捕へて重盛の許へ送り、法に任せて處分されんことを申出た、然るに重盛は平生の溫厚なりしには似ず、此時は之を憤慨したものと見え、後ち攝政基房に對して復讎的の行動を取つたのである。尤も此事は平家物語や源平盛衰記には清盛の意に出でた樣に書いてあるが實はその頃清盛は福原へ行つて居て、之には關與しなかつた樣である。思ふに基實の遺領處分の事があつて以來、平家は攝關家から少からず怨恨を受けて居た樣であつたが、此事變があつてからは、一層彼族との怨みを深からしめた樣である。右の乘會事件の顚末は玉海、愚管抄等に見えて居て左の如くである。

〔玉海〕嘉應二年七月三日、今日法勝寺御八講初也、有御幸、攝政被參法勝寺之間、於途中越前守資盛（重盛卿嫡男）乘女車相逢、而攝政舍人居飼等打破彼車、事及恥辱云云、攝政歸家之後、以右少辨兼光爲使、相具舍人居飼等、遣重盛卿之許、任法可被勘當云々、亞相（重盛）返上云々、○五日、乘逢事、大納言（重盛）殊欝云々、仍攝政、上﨟隨身、并前驅七人勘當、但隨身被下厩政所等云々、又舍人居飼給檢非違使云云、○十六日、或人云、昨日攝政被欲參法成寺、而二條京極邊武士群集、伺殿下御出云々、是可搦前驅等之支度云々、仍自殿遣人被見之處、已有其實、仍御出被止了云々、末代之濫吹、言語不及、悲哉、生亂世見聞如此之事、宿業可懺々々、是則乘逢之意趣云々、十月廿一日、此日依可有御元服議定、申刻着束帶參大内、（中略）或人云、攝政參給之間、於途中有事歟給了云々、余驚遣人令見之處、事已實、攝政參給之間、於大炊御門堀河邊、武勇者數多出來、前驅等悉引落自馬了云々、神心不覺、是非不辨、此間、其說甚多、攝政殿不被參、今日議定延引之由光雅來示、（中略）余退出之次、參攝政御許、（閑院第）資長卿外無人、以兼光申入、不被逢、則余歸家、凡今日事不能左右、不如道路以目、只恨生五濁之世、悲哉悲哉、

りけるにか、父入道が教にはあらで不可思議の事を一つしたりしなり、子にて資盛とて在しをは（中略）若かりしとき松殿の攝籙臣にて御出ありけるに、忍びたるありきをしてあしく行あひてうたれて、車の簾きられなどしたる事の有しを、ふかくねたく思て關白嘉應二年十月廿一日高倉院御元服の定めに參内する道にて、武士等を設て前驅の髻を切てし也、是によりて御元服定のびにき、さる不思議ありしかど世に沙汰もなし云々。

（愚管抄）此小松内府（重盛）はいみじく心うるはしくて（中略）聞えしに、いかにした

清盛の女德子中宮となる

承安元年十二月には清盛の女德子（是より先き後白河法皇の御猶子となる）が高倉天皇の女御として入内し、ついで翌年二月に中宮となるや中宮職諸司には平氏一門若くは緣故ある者たちが多く補せられた。從來中宮は、大抵藤原氏から出たものであるが、かゝる變例を見るに至つたのは藤原氏の遺憾に感じた所であらう。さて治承二年十二月に中宮が皇子を降誕さるゝや、清盛は驚喜し、その十二月に立坊の事があつたが、坊官にはまた平宗盛、重衡、維盛など概ね平氏の徒が之に當てられた。同三年六月の頃當時の關白藤原基房が清盛の女白川殿を娶るといふ風聞が頻

基房の子師家超越して中納言となる

りに起つた。こは實は後白河法皇の御計畫で、彼の基實の遺領處分の事から、どうも松殿家(基房)と中殿家(基實)との間に圓滿を缺いて居るので、いつその事基房を以て白川殿の入聟となさば、この問題は自ら首尾よく解決されるだらうとの思召から出た御事と推察される。されど實地問題としては、色々故障があつて實現には至らなかつた。

〔玉海〕承安三年六月六日、關白(基房)可被迎新妻云云、入道太相國娘、(世號白川殿、故攝政殿室家也)世間遍謳哥、不知實否者也、○十一日、或人云、關白邊事、來廿一日、若廿六日之間云々、是偏法皇御結構云々、萬事狂亂之世也、莫言莫言、但實否未聞、

法皇は初め平氏を御引立てになられたのであるが、一方には藤原氏は家領の事で内紛を生じたのに、平氏の勢が又々餘りに隆盛に赴いたので、法皇は追々には平氏を厭はせ給ふに至つた。されば其頃中納言に一人の缺員を生ずるや清盛は故基實の遺子基通の從二位右中將なりしを之に任じたいとて奏請したのであるが、法皇は却つて基房の請を許し、其子師家の僅に八歳で從三位左中將なりしを超越して中納言に陞せた。(治承三年十月九日)其一方に於て同年六月白川殿盛子の逝去を見る

白川殿の所領に倉預職を置く

や、法皇は其所領に倉預の職を置かれ、恰も之を官家に沒收し給うた容とされた。

〔玉海〕　治承三年六月十八日、白川准后、（盛子、入道前相國女、故中院攝政室家、一所資財庄園皆爲二件人領一、生年二十四）去夜薨去云云、（中略）天下之人謂、以二異姓之身一傳二領藤氏之家一、氏明神惡レ之、遂致二此罰一云々、余則所レ思者、若大明神咎二此事一者、何十四年之間、不レ與二其罰一、何況此後彼資財所領等、豈被レ付二藤氏一乎、計以爲二公家之沙汰一歟、以レ之思レ之、神明之罰似レ無レ所レ據、抑或人傳云、入道相國、先年之比夢曰、自二賀茂大明神一賜二以一之寶山一、其山高大、而難レ入二門内一、心底奇レ之、問二子細使者一、々々答云、我是春日大明神之御使也、（假令賀茂春日兩神同心賜二此寶山一云云）暫可レ預二置此寶山一云々、件山上、藤花盛開、悉以掩レ之者、其後與二故攝政一親昵、不レ經二幾程一攝政薨逝之刻、以後彼家、可レ屬二禪門一之由、被レ下二院宣一之日、理須レ致二遁避一也、而以二先年之夢一案レ之、我朝之神明、所レ被二量定一之事、定以有レ樣歟、辭退還以可レ有レ恐、仍愁受二取之一暫所レ守二護一也、爲レ主之人可レ受二繼一者、定其期至歟、以二人意一輙不レ能二進退一之由、禪門被二密語一云々、（此事雖レ傳二語一眞實之說也）今以二暫字一案レ之、假傳領之人已以亡沒、至二此時一、財主可レ出來一歟、爲レ宗之所可レ被レ付二氏長者一、其外所々、任レ理、尤可レ被二配分一也、理之所レ當、未二處分一、二品亞將（基通）已爲二成人之息一、爲レ宗文書庄園、可レ被レ傳二領一之仁也。而此事更不レ可レ叶歟、如公家被二傳領一歟、是以、萬事沙汰

之趣、所愚推也、更以不可違、努力努力、悲哉、此時、藤氏之家門滅盡了、末代之事、神明天道、不有沙汰之限歟、○廿日、或人云、白川殿所領已下事、皆悉可為内御沙汰云々、愚推相叶了、可悲々々、但春日大明神、定有御計歟、

按ずるに、かゝる夢想の説は當時頻りに行はれたものと見える。　大意をいへば、春日大明神は暫く清盛に藤氏の所領を授けられるけれども、後には藤氏に返すといふのが本旨と思はれる。　されども後白河法皇は之を官家に收められようと思召されるとの事である。

重盛の所領越前國を收公せらる

同年七月二十九日（一に八月一日となる）重盛が薨去するや、彼は前以て其所領越前國を子維盛に傳へたのであるが、まだ公の手續が濟んでゐなかつたので、法皇は之を收公せられたのである。　かういふ樣な事が續出したので清盛は大に怒り同年十一月十四日、武士數千騎を率ゐて福原から上洛し、遂にクーデターを行ひ、關白基房以下三十九人を解官し、且つ配流するに至つた。　かくて平家の暴横は益々露骨となつたのである。

清盛の暴擧

〔玉海〕治承三年十一月十四日、今日入道相國入洛、宗盛卿去十一日首途、令參嚴島、

而自路呼還、相共上洛、武士數千騎、人不知何事、凡京中騷動無雙、今夜出仕雖非無所恐、爲勤公事出仕、不可有横災之由、深存忠、仍令企參仕之處、果以無爲、凡洛中人家、運資財於東西、誠以物忩、亂世之至也、〇十五日、凡世間物忩無極云々、無聞實說、子刻人傳云、天下大事出來云々、不聞委事之間、寅刻大夫史隆職注送曰、

關白藤基通、

內大臣同、

氏長者同、

止關白、

藤基房、

止權中納言中將等。

同師家、

上卿權中納言雅賴、職事中宮權亮通親、

詔書宣命等、權辨兼光作之云々、

余披見此狀之處、仰天伏地、猶以不信受、夢歟非夢歟、無所辨存、此事由來者、法皇

収二公越前國一、（故入道内大臣知行國、維盛朝臣傳レ之、）幷被レ補二白川殿倉預一（前大舍人頭兼盛）已上兩事、法皇過怠云々、三位中將師家、超二二位中將基通一任二中納言一、師家年僅八歲、古今無レ例、是博陸之罪科也、凡此外法皇與二博陸一同意、被レ亂二國政一之由、入道相國攀緣云々、然之間昨日夕、禪門率二數千騎隨兵一入洛之後、天下皷騷、洛中騷動、敢不レ可レ云、今日及二昏黑一中宮、東宮兩宮忽欲レ幸二八條亭一、自レ被レ奉二相具一、可レ赴二鎭西方一之由風聞、已兩宮行啓供奉諸司、出車已下、參二集禁中一騷動云々、爰禪門使重衡朝臣、奏二內裏一曰、近日愚僧偏以棄置、見二朝政之體一、不レ可二安堵一、世間蒙二罪科一之後、悔而可レ無レ益、不レ如レ賜二身暇一隱二-居邊地一、仍爲レ奉レ具二兩宮一、所レ催二儲行啓一也者、

三、山徒の操縱

清盛は時代に超越した大人物であつたが、神佛に對する信仰心は相應に强く、又之が利用の點に於ても細心の注意を怠らなかつた。平家物語や盛衰記に據れば、彼は夙に榮貴に達せんことを希圖し、大納言阿闍梨祐眞といふ眞言師に依賴して大威德法を傳受し、七年間も精進潔齋を持續したといふ事である、又深く嚴島及び熊野の神を尊信した事も史書に見えて居る。且つ前記の如く父忠盛このかた白

河、鳥羽兩上皇が造寺造佛の御事あるや、之が工事は概ね彼等父子に監督させられたので、彼等は之によつて不時の利益を獲得し、且つ又僧侶間に於ける相當の勢力を占め得た事と推察される。されども時代が時代で、卽ち白河、鳥羽兩上皇の過度なる佛法の御尊信は稍〻佞佛ともいはれる程であつた爲にや、僧侶の橫暴は極度に達し、さすがの淸盛も北嶺の僧侶はどうやら之を操縱し得たものゝ、南都その他に對しては容易に策の施し樣もなかつたやうに見える。

延曆寺と園城寺との紛爭

この當時に於ける僧侶の暴橫は紙筆に盡し難いものがあつたが、今延曆寺と園城寺との紛爭、南都と北嶺との騷擾の大意を記してその一端を示さうとする。延曆寺と園城寺(三井寺)とは同じ天台の宗派で傳敎大師の門下に屬して居たものであるが、後には非常な爭ひをなすに至つた。一體延曆寺には天台座主(天台宗の總管長)といふものがあつたが、その第一代が義眞(修禪大師)第三代が圓仁(慈覺大師)第五代が圓珍(智證大師)といひ、その圓珍の時から園城寺は延曆寺の別院となつたのである。圓仁圓珍兩大師存生中は何事もなかつたが、後になつて種々の事情から僧侶の間に圓仁派と圓珍派とを生じ、一條天皇の正曆四年に圓珍派の門流一千餘

人の僧侶が事によつて山上から逐はれて園城寺に止住するの止むなきに至つた。此に於て叡山の山門派(延暦寺)と三井の寺門派(園城寺)とが兩々相對立する事となつた。其後天台座主は圓仁圓珍兩派からこも〴〵任命されたのであるが、二十一代から二十八代まで引續き圓仁派から任命され來つたのに、後朱雀天皇の時に至り、園城寺の明尊僧正を以て第二十九代の座主に任命された。(かゝる事は前にもあつて其際も騷擾を生じたのである。)所が延暦寺の僧侶は之に對して抗議をなし、三千の衆徒が相聚つて、關白藤原賴通の邸へ押掛け大騷ぎをいたし、制止をも聽き容れなかつた。そこで賴通は武士の力を借りて之を防止したが、明尊を以て天台座主にして置くことは叶はずして、延暦寺の敎圓を以て之に任じた。すると今度は園城寺の僧侶たちが承知せず遂に全く延暦寺と絕交するに至つた。こゝに又園城寺に戒壇を設置する事に就いて一の爭が起つた。僧侶が戒を受けんとするには戒壇がなくてはならぬ。延暦寺には戒壇があるが、園城寺にはそれがないのであるから、是非設けて下さいと朝廷に願出た。されども比叡山の反對の爲に許可されなかつたので、園城寺の僧侶たちは、是非なくこれより奈良の東大寺に於

受戒する事になつた。その後、白河天皇の永保元年に至り、又兩寺の間に激しい鬪爭が起つた。事の起りは比叡山の日吉神社に於て祭禮があるについて、大津の人民も同社へ働きのため往つて居た。すると日吉神社の僧侶が其人夫を辱しめたのである。すると大津の人夫は怒つて之を延曆寺へ訴へたが、同寺の僧侶は之を取上げなかつたので、更に反對側なる園城寺に訴へると、同寺では一致して之を取上げ、且ついふやう、今後日吉神社の方は罷めて我方の新宮へついたならば何處までも汝等を保護してやらうと、そこで夫等の人夫は新宮へ付いてしまつた。その後、園城寺の方で樣子を窺つて居ると、日吉神社に何か儀式があると見えて勅使が立つたので園城寺の方では見張りを付け、愈〻其の勅使が御通りになると、數百人が押寄せて其勅使を抑留してしまつた。延曆寺の僧侶は之を聞いて大に怒り、數千の僧兵を出して園城寺を攻めた。たま〳〵日が暮れたので一旦引あげたが、其後屢〻攻來つて遂に園城寺を悉く燒きはらつてしまつた。神社が四箇所、御願寺が十五箇所、堂塔七十九箇所、其他經藏十五箇所、僧房六百二十一箇所、なほ附近にあつた舍宅が一千四百九十三軒、それだけ燒かれてしまつた。園城寺では殘念で堪

らない。之を復讐しようとして押寄せる。すると延暦寺の方では僧侶たちが坂本邊へ柵を築き壕を掘つて之を守り、攻めたり攻められたりして居たので、朝廷に於ては奉幣使を日吉神社へ立て、僧侶の闘爭を告げて之を平穩に歸せしめようとされた。ところが延暦寺の方では其勅使を誤解して園城寺の僧侶が來たものと思ひ、ドシ／＼と打つて掛つたので、勅使は這々の體で逃げ歸つたと云ふ様な不敬事も起つた。その後、園城寺はまた攻められ、二回目の燒打に遭ひ、殆ど一物を殘さずといふやうな次第であつた。經文も二萬三千四百卷のうち、火災を免かれたのは僅に三百卷のみであつた。其他あるとあらゆる寶物は比叡山の僧侶の爲に奪掠され、馬と船とに積んで持つて行かれた。その船が十三艘、馬が六十疋で、船は沈むまで、馬は倒れる迄を度とし、積めるだけ、乗せられるだけ、ドシ／＼と積み重ねて持つて行つた。其貪忍暴戾なることは盜賊にも過ぎたといはれて居る。

〔扶桑略記〕永保元年四月十五日、三井寺大衆率二數百兵一、打二停比叡、神社祭使御供、並奉雜人等一、移二祭新宮一、訪二其事發一、是去正月彼社踏歌之□、大津下人供奉之間、聊有二小事一、稍被二凌辱一、雖レ訴二山家一、全无二裁許一、仍大津下人等觸二愁三井寺大衆一云、自今以後、永停二

彼御社之所役、偏欲勤仕此新宮之所課者、爲休此訴、抑留彼祭云云、是以山上大衆殊致忿怨、亂逆騷動、○廿八日、辰刻、叡山大衆引率數千軍兵、來向於三井寺、爰三井寺大衆且率數千隨兵、各張其陣、防征欲戰、漸及晩景、山上大衆引楯逃去、○其後六月五日、庚申、殊有宣旨、恒例神事不可闕怠、官使相具比叡祭使等如例、重被催之處、三井寺大衆中不得心者、年少下﨟不學之輩、背宣旨、追却官使、打止祭使等了、因茲有違勅罪、大衆長發等各注其名、共蒙追捕宣旨已了、爰武藝之徒多皆遁隱山野、勢德之人悉以怖悚朝威、尊卑不知、合戰無力之間、九日甲子、叡山僧徒數千人、或着甲冑引率戰士、行向三井寺、燒亡寺塔僧房等、佛像經卷悉爲灰燼、免餘炎之堂舍等七分之一也、開闢以來、世未有如此之灾禍矣、○十八日癸酉、勅遣右大史江重俊並史生等、勘錄寺塔房舍燒失、其記云、御願十五所、堂院七十九處、塔三基、鐘樓六所、經藏十五所、神社四所、僧房六百廿一所、舍宅一千四百九十三宇也已上官使實錄記也、廣考天竺震旦本朝佛法興廢、未有如此破滅、今記此災、落涙添點、智證大師門人頻注子細、雖上奏狀、全无官裁、時人云、非但佛法之陵遲、兼又王法之澆薄矣、智證大師入滅以後、歷百九十一年、有此災乎、佛法渡本朝後、至于今年、歷五百卅九年矣、○八月六日、差

遣官使、奉幣於日吉社、被告天台兩門徒鬪諍之狀、先是、山僧等爲防禦社頭近邊塞路堀地、于時奉幣使臨夜不知案內、竊以行向、爰警固僧等誤欲寺兵來向、妄以征襲、射矢如雨、奉勅侍臣僅得免害、忩劇歸參、時人咲之、○九月十三日丙申、三井寺大衆中、不羈倫等三百人許、密々相招、夜半登山亂逆、不報一事被殘滅畢、○十四日丁酉、公家被下宣旨、遣撿非違使並前下野守源義家等三井寺殘房令追捕登山僧等、翌日、件使等到彼寺、○十五日戊戌、未時、山僧引率數百兵衆行向三井寺、重燒殘堂舍僧房等畢、云、堂院二十處、經藏五所、神社九處、僧房一百八十三處、但舍宅不注載之、不知其數幾千而已、門人上下各皆逃隱山林、或含悲入黃泉、或懷愁仰蒼天、今年入末法、歷三十年矣、

〔塵添壒囊抄〕 巻十七

永保元年(辛酉)六月九日(甲寅)山門ノ衆徒强訴ヲ成シ、園城寺ニ押寄燬チ徹シキ、是ニ依テ今ニ不立也、延曆寺ノ戒壇立テヨリ二百五十八年ノ後也、其時ノ炎上ニ所燒ル、凡ソ官使撿錄ニ所定御願十五所、堂院七十九所、經藏十五所、塔婆二基、鐘樓六宇、神社四所、僧房六百廿一宇、舍宅一千四百九十三宅也、其殘所、同十五日ニ又數多軍兵ヲ率シ、重テ來テ拂テ地燒キ失フ、其數

南都と北嶺との紛爭

堂院廿所、塔一基、經藏五箇所、神社九所、僧房百八十二宇、舍宅不能註之、唐院本藏所納大小二藏顯密兩宗、一代聖教、惣テ一萬四百十四卷、內、僅免出處密教文籍三百餘許也、次花林房經藏所納聖教一萬三千餘卷一卷不出也、次十三藏文籍不能知事所也、乃至諸院諸房至七百餘所佛像經卷、亦不可勝計、其內丈六佛像十八體、大般若八十三部、諸餘聖教三四千卷有所上トシ、五六百卷有所ヲ下トメ、所不及數也、大都任火焚燒、任手抱取所寺鄕、都合二千四百餘所、聖財世寶悉搜取、是積船、負馬山上運盜、卽大船十三艘、以沈爲期、駄馬六十疋、以斃爲限、寺中殘所僅小堂也(如意輪堂安樂行堂)僧房十四宇ト云云。

次に南都と北嶺との騷擾の大意を擧げて見んに、鳥羽天皇の永久元年朝廷に於て佛匠圓勢を以て淸水寺の別當となした。すると興福寺の僧徒及び春日神社の神人等五十餘人が京都へ押寄せ、勸學院に至つて强訴して云ふやう、淸水寺は興福寺の別院であるから古來本寺の僧徒を以て別當に任ずる例となつてゐた。然るに圓勢は延暦寺に於て剃髮した者で、台徒である。淸水寺を台徒に奪はれてはならぬ。よつて改補の勅を承はる迄は寺に還りませぬとて京都に留まると三日に

及んだ。そこで法皇も止むことを得ず、圓勢を罷めて僧都永縁を以て清水寺の別當を兼ねしめられた。かくて興福寺の僧侶等は喜んで寺に歸つたが、延暦寺の僧徒は之に反して興福寺の强訴が勅許されたのを怒り、大衆を率ゐて清水寺を襲ひ、悉く坊舍を打破つた。是より延暦寺と興福寺とは次第に相軋轢するに至つた。同年四月には叡山の大衆及び日吉の神人總て二千餘人が祇園の神輿を擔ぎ、洛中に亂入して法皇(白河)の御所に至り、興福寺の權少僧徒實覺を流罪に處せられんことを奏請した。事の起りは興福寺の僧侶が祇園神社の神官を辱しめたといふのにある。祇園神社は其頃日吉神社に屬して居た。そこで法皇は關白藤原忠實等の公卿に命じて叡山の僧徒を諭さしめたけれども、聞入れないで、屢〻吶喊して御所の門へ至つた。よつて源光國、平忠盛、源爲義等をして門を衛らしめ、一方叡山の僧侶の訴願を聞屆け、實覺を流罪に處した。公卿達は僧徒の亂暴を恐れ、その評議に際し自由に意見を發表し得た者はなかつたが、大藏卿藤原爲房は「今日の策、只僧侶の意に從ふべきのみである」と言つたので、一同が之に贊し、僧侶の言ふが儘を聞屆け、以て興福寺の方を罰したのである。所が興福寺の僧侶は之を聞いてまた怒

り出し、二寺が將に相鬪爭せんとするに至り、比叡山の方からも押寄せ、興福寺の方からも押寄せたので、朝廷は僅に兵力を以て之を防止するのみであつた。この時平正盛、その子忠盛及び源重時等は宇治に遣はされ、源爲義は栗栖山に遣はされ、相共に南都の僧兵を喰ひ止めた。南都の方では東大寺及び奈良の七大寺など相加はり、八幡の神輿と春日の神木とを舁いで入洛するやうな次第で、その衆が數萬に達し、洛中大に震動し、公卿は悉く法皇の御前に伺候し、また内裏をも守護した。時に源爲義は十九歲であつたが、僅に十餘騎の兵を以て南都の衆徒を退けた。彼等は又神輿を舁ぎ、競ひ起つて宇治に至つたが、源平の軍に追はれ、神輿等を道路に棄てて逃走した。（長秋記、中右記、百練抄等に據る）

その後又二條天皇の御葬儀の時に際し、延暦寺の僧侶と興福寺の僧侶が席次の事から爭を生じ、興福寺の僧は延暦寺の榜札を切棄て高歌劍舞して、之を辱しめた。そこで又々大變な騷動になつたが、この時は興福寺の僧侶の言ふ事を聞届け、延暦寺の僧侶を處罰して一先づ治まつた。

一體延暦寺は僧最澄が桓武天皇の御時に創建した寺院で、平安時代に於ては朝

廷の御信仰が厚かつたが、南都の寺院に比すれば創立が新くて、叡山の開祖最澄とても東大寺の所司仁秀の門弟であつた。又叡山で最初の座主であつた義眞とても東大寺に居つた時は單に童子であつた。さう云ふ譯で東大寺、興福寺の方が氣位が高くて、延暦寺を見くびつて居たやうな次第であつたから、この兩寺の爭は容易に止まない。僧兵等が神輿なり神木なりを捧げて朝廷に强訴した場合には、願意を達せねばその神輿なり神木なりを棄て置いたまゝ還るのを例とする。かうなると迷信が深くして神罰を恐れた際とて、誰もその神輿や神木を處置する事が出來ない。そこで畢竟僧侶に歎願して之を持歸つて納めて貰ふより外はない。又武人に命じて僧兵や神人等を防禦させても、矢張り迷信の深い當時の事とて、神輿や神木に對して弓を引く事は恐れたのであるから、僧侶はそれにつけ込んで益ゝ暴横を極めたものである。

右樣な次第で、當時の南都北嶺は兵力と財力と信仰の力と此三つを兼ね併せ、而して往々之を濫用したのであるから、是等の僧侶を駕馭することは一大難事であつたが、淸盛は叡山の山徒に對しては巧にこれを操縦し得た樣に思はれる。尤も

清盛と叡山との關係

清盛とても當初は山徒になやまされ、大に手こずつた事もある。そは久安三年二月の事であるが、その月の十五日に祇園祭があつたので、清盛は田樂をとゝのへて同社へ遣はした。さうして其神人を守護させる爲に兵器を帶した者數十名を添へてやつたのであるが、社前に於て社家の者から兵器を帶びた者は社に入つてはならぬとて制止されたので、はしなく此に爭を生じ、斬合となり社僧を傷けるに至つた。祇園は叡山の末寺であるので、叡山から此事を朝廷に訴へられ、忠盛清盛父子も罪に問はれた。斯樣な事から清盛は山徒の勢力のなか〳〵侮るべからざるを悟り、何時の頃よりか天台座主明雲と相結托する樣になつたものと思はれる。本來清盛は嘗て菩薩戒を明雲から受けた事があるので叡山との間に或程度の了解があつて、雙方互にもたれ合つて居たやうに思はれる。

此に治承元年に延暦寺の衆徒が加賀守藤原師高を訴へ出た事件がある。その際に於ける清盛の態度なども注目に値するものがある。事の起りは初め師高は加賀守として在任中にその任國にある寺院の莊園を多く沒收した事がある上に、弟の師經が目代として彼の地に赴任するや、或日、彼は白山の末寺なる涌泉寺に立

寄り、馬を休めて居ると、同寺の僧徒等が來て之を咎め、種々凌辱を加へたので、師經の從者は怒つて僧徒と鬪爭をなし、涌泉寺を燒いてしまつた。すると白山の僧徒は之を聞いて咎め、本寺なる比叡山延暦寺へ訴へようと思ひ、九千餘人が白山の神輿を舁いで押出した。山徒は事の由を聞いて之に同意し、遂に嗷訴に及んだのである。師高の父師光は西光法師と稱し（もと藤原通憲入道信西に屬して居たもの）當時院の寵臣であつたので、法皇は師高を憫れみ、明雲に勅して僧徒を諭さしめ給うたが、彼等は命に從はなかつた。そこで止むを得ず師經を流罪に處した。けれども山僧の意は師高を流罪に處し、師經を獄に下さうといふにあつたので、まだこの位の處分では滿足せずして、更に神輿を捧げて入洛した。よつて朝廷は平重盛、源賴政等に命じて諸門を守らしめた。重盛の兵は防戰して神人を殺し神輿を射た。すると山徒等は神輿を門外に棄てたまゝ去つてしまつた。斯樣な譯であつたから止むなく遂に師高の官を解いて尾張に流し、矢を神輿に放つた者を獄に下した。そこで始めて山徒の怒が解けたといふ樣な次第である。

法皇は一旦かやうに御處分を斷行し給うたが、程なくその御態度を一變せられ

た。そは西光の讒訴によつたのである。西光は其子師高師經等の退けられたのを無念に思ひ、山徒の暴狀はもと明雲の意中に出たのであると申上げたので、法皇は之を信じ給ひ、お怒りになつて檢非違使を遣はし座主明雲を捕へしめて之を禁錮し、且つ叡山の惡僧及び白山の張本人等を召させられた。それから明雲の罪狀をしらべ、勅して其所領四十餘箇所を沒收し、また明雲を拷問に處して、頻りに之を責め立てられたので、彼は兩三日間飮食も通せず、或時は殆ど氣絕したやうにもなつた。そこで山徒は又々怒つて蜂起をなした。法皇は法家に命じて明雲の罪狀を議せしめたるに法家は意見書を上つて明雲の罪は流罪に該當すると申上げたので、更に群臣に勅して之を議せしめられた。然るに諸卿は皆憚つて其意見を申出る者もなかつたのであるが、參議藤原長方は進み出て申すやう、明雲は學も博く德も高い。況んや又法皇の御誡の師匠である。されば配流に處する事は宥められたいと。けれども法皇は之を許し給はずして、遂に伊豆に配流することになつた。かくて明雲が洛中を出されて瀨田邊に至ると、山徒が集り來つて明雲を强奪し、之を伴ひて比叡山に還つてしまつた。此に於て西光は更に法皇に上奏して申

すやう、山徒を追討せねばなりませぬと、法皇は山徒が勅命を輕んじたのを怒らせられ、官兵を遣はして東西坂本を固め、叡山を攻めさせられやうとされたが、清盛は之に賛意を表さなかつたので、此事は自然と沙汰止みの形勢となつた。是等によつても、清盛は明雲と結托する所があつたやに想像される。

なほ一方、院の近臣等は、豫てより清盛の暴威を忌んで居たので、山徒の追討に事寄せて平家一門を滅さんことを企てた。これが卽ち鹿谷會議の催される所以である。（この事の詳細は後にのべる）ところが源行綱が中途で變心して清盛に密告したので事が露はれ、關係の者共はそれ〴〵處分され、その中に、西光、師高等もあつたので、彼等は共に誅戮に處せられ、又これに反して曩に流罪の宣言を受けてゐた座主明雲は召還された。

〔玉海〕安元三年五月五日、今日天台座主法務僧正明雲、宜解却見任停止職掌之由、被下宣旨、〇十一日、又前座主明雲可被勘罪名云々、頭右中將光能朝臣宣下、左大臣云々、以史被下右中辨經房朝臣云々、宣旨狀、

安元三年五月十一日　宣旨

前延暦寺座主明雲條々所犯事、

一故大僧正快修、爲二當山座主一間、相二語惡僧等一、令レ追二拂山門一事、

一去嘉應元年、就二美濃國比良野庄民等一、結二構訴訟一、發二當山之惡徒一、令レ亂二入宮城一致二狼藉一事、

一近日大衆蜂起事次第、超二過彼嘉應狼藉一、先以二一旦意趣一、催二三塔凶徒一、外構二制止之詞一、内成二騷動之企一、蔑二爾朝章一、欲レ滅二佛法一、或以二凶徒一亂二入陣中一、數ヶ處放レ火、或對二警固之輩一合戰、或帶二兵具一可二下洛一之由、令二執奏一、誠是朝家之愁敵、偏爲二叡山之惡魔一者歟、

仰下二知明法博士等一、就二彼條々所犯一、令レ勘二申明雲所當罪名一、

藏人頭右近衞中將藤原光能奉

又昨日明雲知行、寺院所知、悉以沒官云々、其宣旨狀如レ此、

左辨官下延暦寺、

應レ令レ停二止前座主僧正明雲知行寺務一事、

文殊樓三ヶ所　觀心院七ヶ所

五佛院三ヶ所　實相院四ヶ所
持明院二ヶ所　法性寺東北院一ヶ所
大縁房領二所　圓融房
圓德院領三ヶ所　同院丈六堂領五ヶ所
佛眼院領西南院　惠心院七ヶ所
法親王家領五ヶ所

右權大納言藤原朝臣實房宣、奉ㇾ勅、件寺院等任二注文一、宜ㇾ令ㇾ停二止明雲知行一者、寺宜承
知、依ㇾ宣行ㇾ之、

安元三年五月十日　大史小槻宿禰在判
小辨藤原朝臣在判

凡此間沙汰、夢歟非ㇾ夢歟、惣非二言語筆端之所一ㇾ及、
十四日、山法眼示送云、大衆蜂起熾盛云々、然而下京事猶未ㇾ決、今日合議可二事切一云
云、是依二前座主事一蜂起云々、尤可ㇾ然々々、於二此條一者、非二衆徒之過失一歟、今日法家勘申
明雲罪名一云々、〇十五日、又談二前座主之間事一、廳下部等、已以二圓座一云々、座主此兩三

日、飲食不通、自一昨日、檢非違使兼隆、爲守護被加遣之、其譴責之體、如切燒云々、〇十六日、人傳云、前座主去夜絕入、其譴密之間、不能飲食云々、〇廿二日、去夜前僧正明雲、被配流伊豆國了、上卿別當、右少辨光雅等奉行也云々、可爲此議者、素不可被及仗議歟、政道之體、後鑒有恥、可憐之世也、〇廿三日、申刻人傳云、前座主下向之間、大衆於勢多邊奪取了云々、凡非言語之所及、偏天魔之所爲歟、一宗滅亡時已至、哀而有餘云々、

治承二年には叡山の衆徒が又蜂起した。事の起りは其二月一日に法皇が園城寺に御幸せられて祕密の灌頂を同寺の公顯僧正から受けさせられようといふを聞き、叡山の僧侶等は之を妬み、かくては其賞として彼徒が豫て希望する戒壇建設の事も允許されるであらう。よつて速に同寺を燒拂つてしまはうとて騷ぎ立てたのである。之が爲に園城寺への御幸は遂に御中止となり、且つ法皇は淸盛に命じて山徒を抑へしめられようとされたが、淸盛が勅喚に應ずべき氣色が見えなかつたので、山僧は愈〻力を得た。之も淸盛と山僧とが氣脈を通じて居たのではないかと思はれる點である。

萱御所

延暦寺の堂衆と學生との爭

〔玉海〕 正月二十日、傳聞延暦寺衆徒猶以蜂起、是法皇來月一日於薗城寺可傳受秘密灌頂於公顯僧正、妬其事、彼日以前可燒三井寺云々、依其事、今日遣僧綱以下於山上、可被加制止云々、若尚不拘制法者、延暦寺僧徒、天台佛法、云顯云密、永可被辨(棄カ)置、以智證門徒可足云々、竊案之、王化如鴻毛、豈從勅命、就中平禪門依此事雖有勅喚、敢以不動搖、因玆山僧彌得其力云々、○廿二日、右大將宗盛、去廿日爲御使下向福原、今日歸參云々、僧綱等、又今日下洛、山僧敢不承引云々、○二月五日、薗城寺僧、於延暦寺可受戒之由、被仰下、頗有承伏之氣、仍可被仰可進請文之由之處、爲山僧被成妨事等、如本可被返付者申可進請文之由云々、因玆御幸必定停止云々、山僧今明猶可燒三井寺云々、王化已廢、誠是亂世之至也、可悲々々、○七日、晩景、頭中將定能朝臣來語云、御灌頂一定停止了、法皇還御本所(日來爲御加行御萱御所也)者、又云、三井寺僧、强不對捍請文、只山僧不論是非、依此御灌頂事、一定可燒寺之由風聞、因之御幸停止了候由、重被仰山上了云々、

同年八月には延暦寺の堂衆と學生とが兵を構へて相鬪ふ事となり、學生側が屢ゝ敗られたので彼等は官兵を以て堂衆を討たんことを奏請した。一體堂衆とい

ふのはもと學生の童僕であつた。それが、のち剃髮して僧となり三塔に仕へたのであるが、多數を頼みとして財物を貪り、或は徒黨を組んで學生を凌辱したのである。そこで法皇は十月四日に官兵を遣はし、學生側を援けて堂衆を攻めさせられたが、合戰利あらずして學生側は皆な山を離れた。かくて鬪爭は翌年に繼續し、これがため堂塔は悉く燒かれ慘憺を極めた。かくて治承三年七月には追討の宣旨が下つたのであるが、どうも追討もはか〲しくなかつた。尤も曩には皇子（安德天皇）御降誕の事があり、後には白川殿や重盛の薨去、次いで所領沒收の事から淸盛の暴行事件等があつて、夫れや是れやの爲でもあらうが、荏苒日を送り、且つ平家の徒はどうやらこの追討には乘り氣がしなかつた樣に見受けられた。かれこれして居るうちに、時の天台座主覺悟法親王が現職を御辭退になり、前座主明雲僧正が還任するに至つた。これは如何にも意外の感に打たれざるを得ないのである。抑〻明雲僧正は前記の通り、事によつて伊豆に配流される事となつたが、後ち罪を許されたとはいへ、嘗て上洛して證憲僧都の房に寄宿した事が判明したので、法皇から御宸怒を蒙つた樣な事情（玉海治承二年八月廿五日の條）であつたのであるから、それが此に再び天

明雲再び天台座主となり爭亂やむ

台座主に還任されるが如きは、大に内情のある事であらう。之も畢竟するに清盛と結托があつての事ではないかと思はれる。そうして其後學生と堂衆との和解もでき、平和になり行いたのを見ると、明雲の信望は彼等の間に厚かつたことが想像されよう。山槐記にもその間の事情を記して「前座主僧正明雲（去年依法皇勘氣流罪、大衆於大津奪取之人也）還任僧正、又被還補天台主、本座主覺快法親王去十二日辭申之由、書消息被付藏人頭左中辨經房朝臣（中略）新座主事藏人頭右中將通親朝臣宣下云々、自去年叡山合戰于今不止之間也」とある。のち治承四年以仁王の擧兵の事が現はれて王は園城寺に御幸になり、南都北嶺に檄して應援を求められるや、叡山の僧徒は平家に內應した事などから考へても、明雲と清盛との關係は愈々推察せられ、以て山門の僧徒は清盛の操縱を免れなかつた事が察しられよう。

〔玉海〕十月四日、大夫史隆職來門外、（依物忌也）使人問山門衆徒事、學生方申狀、雖被仰可有沙汰之由、不及始終、而間、今日已合戰學生方兵士等爲攻堂衆等、燒拂大津在家等了云々、然而堂衆等敢以不傾動云々、〇六日、山門學生等、悉以離山了、堂衆其勢太强、敢不及爲敵云々、〇十一月七日、頭權大夫光能朝臣出來、招寄問大衆事、申云、

少々有歸住之輩云々、御產事(中宮の御產)無他事之間、未及誡惡徒之沙汰、且可歸住之由被仰下云々、又座主宮被申云、日吉社破壞、加之拜殿血多付了、早被遣官使、且加實檢、且可被修造云々、

三年六月五日、人傳云、山門堂衆與學徒、今明可決勝負、一宗之磨滅時已至云々、可哀々々、〇七月二十七日、去廿五日、叡山凶惡堂衆等、可追討之由、被下宣旨、其狀如此、

治承三年七月廿五日　　宣旨

叡山堂衆等、不憚勅制、不拘座主制止、猥成狼戾、欲魔滅一山、仍差遣官軍、可令追却三箇庄、及寄住所々、但於籠橫河無動寺等之輩者、同仰彼輩、守護坂本往反路、可令責落、兼又逃隱洛陽之輩、宜令檢非違使搦進、至于逃移諸國者、仰宰吏召進其身、

奉行職事光能云々、件宣旨、初可遣追討使之由被載、而隆職申云、先例可追討某國住人凶賊某之由、所被載也、只可遣追討使之由、未見先規、何樣可候哉、若爲追討使者、可被載其名也、旁議不審之由、申上之處、於其人、禪門可計遣云云、仍只如此可成

之由、被仰下、仍成宣旨付職事之處、翌日一昨日朝也猶改追討使可成官軍之由、被仰下、仍所改成也云々、〇八月三日、或人云、延暦寺堂衆追討事後了云々、奉行職事光能、有夢想事云々、但是閭巷之説也、難取實説歟、〇九月十一日、山大衆可參洛之由風聞、仍遣官兵云々、先日以官軍可追討堂衆之由、被下宣旨了後、及數月無沙汰之間、堂衆彌得其力、因茲學徒等、欝宣旨無始終之由、可參洛云々、〇十一月三日、人傳云、山大衆猶以鬪諍、官兵等雖向坂下、不能攻山上、徒抑留坂東運上之人物等之外、無他事云々、又堂衆等、燒拂學生等城了云々、〇十六日、今夜明雲還任僧正幷天台座主等云々、

天皇我詔旨止、山中乃法師爾白佐倍宣、勅命乎白

僧正法師大和尚位明雲波、年﨟高幾上仁、覺快法親王乃辭退代爾、重天慈覺大師乃門徒仁之天、眞言止觀乃業乎、兼習利故是以座主仁重天任賜布事乎、白佐倍止宣、勅命乎白。

始承三年十一月十六日

四、日支交通の復興

遣唐使廢絕以來の日支交通

清盛が海に關する考を懷いて居り、又日支交通の復興に志した事は特に注意すべき問題である。之は夙に彼が太宰大貳となつて居て、宋商が貿易のために博多などに來泊するのを見た結果に出でたものであらう。一體日支兩國の交通は當時如何なる狀態であつたかといふに、宇多天皇の御代遣唐使の廢絕以後に於ては、僧侶や商人の來往はあつたけれども、如何にも不活潑なる狀態にあつたのである。宇多天皇から平家時代にかけて、支那では如何なる國が存在したかといふに、唐の晚年から五代(後梁、後唐、後晋、後漢、後周)を經て宋の時代に及んで居るのである。唐の末路から支那も大に亂れて叛亂が諸方に起り、國家も統一されて居た譯ではなく、五代などが相續いて替立した樣な次第であるが、從來我國と關係の深かつた吳越地方、卽ち浙江省の近邊東海岸の地には、當時錢氏といふものが王を稱して吳越王ととなへて居て、是とも交通があつた。宋朝の起つたのは丁度我が村上天皇の頃であり、平家時代は宋朝の末から南宋時代にかゝつて居るのである。今是等の時代に於ける日支兩國の交通の狀態の一斑を記して清盛及びその一門の事蹟に及ぼさうとする。

呉越王錢鏐

僧日延支那に遊ぶ

奝然の入宋

朱雀天皇の承平六年七月に呉越王錢鏐の使者が來朝した、この國の使者の事の見えたのは是が始めである(日本紀略)、その後天慶八年にも同國の船が肥前國松浦郡柏島に着いた(外記日記)、之も貿易船と見える。我國よりは答禮として書狀に沙金貳百兩を添へて贈つた趣が本朝文粹に見えて居る。(天曆元年閏七月廿七日左大臣藤原實賴、呉越王に報ずる書、同七年七月右大臣藤原師輔、呉越王に贈答する書) また此時肥前の僧日延が右の呉越船に便乘して彼の地に遊び、天台山等に登り、歸東の後、寶篋印塔を肥前の國司に寄贈したことが傳へられて居る。(扶桑略記、往生西方淨土瑞應刪傳(奥書)) また圓融天皇の天元三年には宋國の人が始めて來つた、之も貿易の爲と見える(小右記天元五年三月廿五日の條)、以上の諸事歷は何れも不明であるが同帝の永觀元年に東大寺の僧奝然が求法のため入宋した事歷は明白で、日支の國交上に益する處が少からざりし樣に思はれる。

奝然は永觀元年八月一日に本土を解纜し同十八日に台州に着し、その廿一日に宋の太宗皇帝に謁見を仰付かつたので、身には綠衣をまとひ、表啓一卷と共に銅製の鈴磬壺等十餘種の器具、並に我が職員令、年代記各一卷、及び孝經鄭氏註一卷、越王貞の孝經新義第十五の一卷等を獻上した。孝經は何れも金縷紅羅縹水晶軸の卷

奝然と太宗との問答

將來品

物であるが、當時、五代の擾亂の後を承けて、是等の書は彼土に缺逸して居た際であつたので、太宗は大に悅び、秘府に藏せしめられ、また表啓一卷及び年代記一卷をも禁書として保存されたといふ事である。此時奝然の上つた年代記の內容は宋史によつて其概略を窺はれ、神代以降我が皇統の次第を揭げ、又國勢の一斑をも記したものと見える。殊に有名なのは奝然と太宗との問答の事であつて、太宗は日本の「國王一姓傳繼、臣下皆世官」といふのを聞きて痛く歎息し、宰相に謂つて曰く、「此島夷耳、乃世祚遐久、其臣亦繼襲不絕、此蓋古之道也、中國自唐季之亂、寓縣分裂、梁周五代、享歷尤促、大臣世胄、鮮能嗣續、朕雖德慚往聖、常夙夜寅畏、講求治本、不敢暇逸、建無窮之業、垂可久之範、亦以爲子孫之計、使大臣之後世襲祿位、此朕之心焉」と仰せられたといふ事である。一體奝然の彼地に行くや比叡山の延曆寺から支那の天台宗の本山たる國淸寺に手紙を送つて奝然の事をよろしく賴むと申遣してあつたので、京の寺院を始め五台山そのほか至るところで優遇を受け、太宗よりは法濟大師といふ大師號を賜はられたのである。かくして在唐四年花山天皇の寬和二年に歸朝したが、その將來品の內には、太宗の賜はつた大藏經一藏、新譯經二百八十六卷、及び雕

奝然更に弟子嘉因をして進物を上らしむ

佛博士張榮に依賴して模造せしめた栴檀釋迦瑞像等があつた。この瑞像はもと優塡王所造の栴檀釋迦瑞像と呼ばれ、淮南揚州開元寺に祀られたのである、將來品はそれを摸したもので、今山城嵯峨清涼寺に安置されてある。奝然は又彼土に於て日本の伊呂波を傳へたといはれて居る。

奝然は歸朝の後、その弟子嘉因を使者として宋帝に遣はし、その滯在中の優遇を謝し、進物を上つたのであるが、その品物の中には佛經(靑木函に納む)、琥珀、靑紅白水品、紅黑木槵子念珠各一連(何れも螺鈿花形手函に納む)、毛葛籠一個(中に螺杯二口を納む)、籠一つ(中に法螺二口、染皮廿枚を納む)、金銀蒔繪筥一合(中に髮鬘二頭を納む)、同じく別の金銀蒔繪筥一合(中に參議正四位上藤原佐理手書二卷及び進奉物數一卷、表狀一卷を納む)、また金銀蒔繪硯一筥一合(中に金硯一、鹿毛筆、松煙墨、金銀水瓶、鐵刀を納む)、金銀蒔繪扇筥一合(檜扇二十枚、蝙蝠扇二枚を納む)、螺鈿梳函一對(その一つには赤木梳二百七十を納め、他の一つには龍骨十橛を納む)、螺鈿書案一、螺鈿書几一、金銀蒔繪手筥一合(中に白細布五匹を納む)、鹿皮籠一つ(中に貂裘一領、螺鈿鞍轡一副、銅鐵鐙、紅絲鞦、泥障、倭畫屛風一雙、石流黃七百斤を納む)等があつた。是等の品目によ

つて當時の我が國產の種類を窺ふことが出來るであらう。但しこの中に藤原佐理の筆蹟が含まれて居るのは、當時佐理は三蹟の一人として能書の聞えが高く、其名は外國に迄も傳はつて居たから、特に選んだものであらう。（歷史地理第四十五卷二號以下奝然の入宋參照）

僧寂照の入宋

次に一條天皇の長保年中には僧寂照が渡宋したのである。寂照は參議大江齊光の第三子で、俗の時の名は三河守定基といひ、文學にもたづさはつたが、遂に佛門に入つたのである。平素交際も廣かつたと見えて、彼が渡宋の際には餞別の詩歌が多かつた。寬弘元年宋朝に詣り無量壽佛像、紺紙金字法華經、水晶珠數等を眞宗皇帝に獻上するや、帝は大に悅び、紫衣束帛を賜ひ、のち勅して蘇州の僧錄司に任じ、圓通大師の號を授けられ、其名聲は彼地に於ても嘖々たるものがあつた。

藤原道長の書狀

寂照が渡宋の目的は、もと求法巡禮の爲であつたが、我が佛典をも賚した。當時支那は爭亂を經て佛典は多く缺逸して居たので、南嶽禪師の大乘止觀と方等三昧行法などは彼土の人から歡喜の情を以て迎へられた。彼が滯宋中御堂關白藤原道長なども書狀を遣はした。その一節に曰く、

商客至通レ書、誰謂二宋遠一、用慰二馳結一、先巡二天台一更可レ擧二五台之遊一、既果二本願一甚悦、懐土之心、
如何再會、胡馬獨向二北風一、上人莫レ忘二東日一、

とあつて寛弘五年七月の日附となつて居る。また治部卿源從英からの書狀には、歴史や經書などの我國に來ないものが多いから、便船で送つて貰ひたい。商人は利を重んじ、たゞ輕貨を載せて來るのみで、上國の風聞が絶えて聞えぬのは學者の恨事であるなどと書いてある。また我國で碩學の聞えある天台宗の僧源信、即ち惠心僧都の著なる往生要集を支那へ持つて行つて彼地の學者に見せたのも寂照であるといはれる。

寂照は彼地に寂す

彼は永く彼地に留まり、後一條天皇の長元七年(宋仁宗の景祐元年)抗州清涼山の麓で遷化した。時に齡は七十三であつた。(史學雜誌第三十四卷第十號入宋僧寂照參照)

僧成尋の入宋

次に後三條天皇の延久四年に僧成尋が入宋した事である。成尋は參議藤原佐理の子である。夙に求法のため入宋を志したが、漸く許可を得て延久四年三月十五日一行八人、宋の商客孫忠の船に便乘して肥前松浦郡壁島を發し、それから抗州に上陸し、通事陳詠を雇ひ、天台山國清寺、五台山等を巡拜した。かくて洛陽に至る

神宗は特に金書法華經等を送進す

や神宗皇帝は宣旨を賜ひて一行を太平興國寺傳法院へ置いて優遇せられた。乃ち純銀香爐、五種念珠等を進獻して萬歲を奉祝した。成尋は神宗の寵遇を受ける事が厚かつたが、其後（承保元年）弟子賴緣快宗等の五人を一先づ日本へ歸らしめ、彼等に託して儒佛內外の典籍圖錄等を送致し、之を宇治平等院の經藏、石倉大靈寺の經藏等に納めしめた。神宗は特に入內々侍東頭供奉官張士良を以て日本皇帝に金書法花經七卷、錦二十匹等進獻のことを仰出され、賴緣等は歸朝の後、之を朝廷に捧呈した。我が朝廷は之が受否につき大に評議せられたが、遂に受くる事に決し、答禮として承曆四年五月五日に返書を作り、六丈織絹二百匹、水銀五千兩を贈進する事となし、同年僧仲回は右の返書及び物品を奉持し、宋の商客孫忠の船に便乘して彼地に至つた。かくて成尋は日宋兩國の交通上にも資益する所があつたが、彼土に留まること十年、白河天皇の永保元年（卽ち宋の元豐四年）七十一歲を一期として天台山に寂した。（歷史地理第二十六卷、七卷、八號の入宋僧成尋と當時の日宋交通參照）

成尋も彼土に寂す

宋の商客來る

以上は主として僧侶入宋の事歷であるが、なほ商客來往の史實をたどつて見れば、一條天皇の長德元年に宋商が若狹國に來り（台記、日本紀略權記）寛弘二年にも宋商曾令久

が來つた。この人は暫く留寓する事を許された（權記、小右記）三條天皇の長和二年には宋の牒書が到り、太宰府から其送つた所の貨物を京都に上つた（日本運上記、法成寺攝政記、小右記）同四年には宋商の獻上した孔雀を天覽に供し、その後左大臣（藤原道長）の北南第に於て、巢を作つて養はしめたが、卵十一箇を生んだなどといふ事が見えて居る。

（日本紀略）長和四年閏六月廿五日癸卯、大宋國商客周文德所レ獻孔雀天覽之後、於二左大臣北南第、作二其巢一養レ之、去四月晦以後、生二卵十一丸一云云、

（小右記）長和四年九月廿四日辛未、左衞門尉爲親云、帥昨獻二公家一之物、例進率分絹七百餘匹、外二唐皮皮籠一荷、云云、

その後、鳥羽天皇の元和元年に宋國から海商に托して書を贈つた、歷代皇紀には此事を大宋國獻二牒狀一と書いてあつて、こは宋の徽宗皇帝の重和元年に當る、善隣國寶記には宋國より商客孫俊明、鄭清等に書を附して送られ、その內容に曰くとして「矧爾東夷之長、實惟日本之邦、人崇二謙遜一地富二珍奇之產一曩修二方貢一歸二順明時一隔闊彌レ年、久闕二來王之義一遭二逢熙日一宜レ敢二事レ大之誠一」云云の文言を擧げてある。當時朝廷で評議の際、右樣な支那の尊大なる態度に對して、名分論がやかましかつたので、返書は遣は

さずに了つたものと見える。近衞天皇の仁平元年に左大臣藤原賴長は宋商劉文仲に沙金を送つた、こは前年書物を送進された返禮であるといふ(百練抄)。

以上の如く宋國よりは往々商船が來つたのであるが、吾方よりは僧侶の外には一向入宋する者もなかつたが、淸盛に至つては、前記の如く、夙に宋國の貿易が有利であることを看破し、之を奬勵したものと見える。されば淸盛執政の際には、宋船の渡來も稍〻頻繁になつて來た。殊に淸盛は兵庫の要港なるを看て之が修築を計畫し、且つ福原に別莊を構へ、また嚴島神社(海の神)を崇び、之がために莊嚴なる殿堂を造營する等の事があつた。今暫く右等の事蹟について記述して見よう。

兵庫港の修築

兵庫港は攝津の矢田部郡にあつて、本名は輪田泊、また大輪田泊といひ、奈良朝時代に於て行基菩薩が修築した五泊の一つである。此港の西方には十餘町も突出せる岬があつて、之を和田岬といふ。これが爲に西の風には安穩であるが、東南の風が急なる時には、高浪が岸をうつて常に船の難澁を免れぬのである。そこで古來朝廷に於て造船瀨使を置き、石堤を築いて停泊の船を保護されたのである。その後、攝津の國司をして修築の事を掌らせた事もあつたが、淸盛は此港の要港なる

を認め、始めは私力を以て新島を築いたが、多分の工費を要するので、後には國々の功力を假りる事にされた。その工事も平家物語には應保元年から三年までの事と見えるが、源平盛衰記には承安二年三年の事となし、其間に十年ばかりの開きがあつて、年代が一致しない。されど之に就いては幸ひにして治承四年の太政官符があるから之が最も正確なる史實を傳へるものと察しられる。

太政官符　東海道諸國司

應二調庸物運上船梶取水手下向時、人別三ケ日勤二仕攝津國大輪田石椋造築役一事、

右得二入道前太政大臣家今日解狀一偁、謹檢二案內一、輪田崎者上下諸人經過無レ絕、公私諸船往還有レ數、而東南之大風常扇、朝暮之逆浪難レ淩、是則無レ泊之所レ致也、爰近年占二攝州平野之勝地一、爲二遁世退老之幽居一、依二其境之相近一、聞二此崎之爲レ要、方今仕二數代之聖主一、飽二殊私之朝恩一、遂登二相國之官一、更入二菩提之道一、寤寐所レ思者四海之靜謐、造次所レ求者萬國之歡欣、是以一者爲レ救二諸國之歎一、一者爲レ除二諸人之怖一、殊勵二私力一、雖レ築二新島一、波勢常嶮、石椋不レ全、自レ非レ假二國々之功力一者、爭得レ致二連々之營築一乎、伏尋二舊記一、粗訪二故事一、延喜聖代殊下二綸旨一、仰二山陽南海之兩道一、修二和田船瀨之舊泊一、（この綸旨今傳はらず）聖代之政、尤足二因准一、然

清盛信仰心を利用して築島す

則下知畿內河內和泉攝津幷山陽南海兩道諸國、不分庄公、不論權勢、令致不日之勤、欲禦逆風之難、其人夫者、田一丁別畠二丁別各宛一人、可被致雇召、於其時節者、各可依申請、但播磨造小安殿、備前造大極殿、已以營大功、不可准他國、宜除公田支配庄薗、至于東海西海兩國國々者、當國大小雜物運上之時、其船梶取水手下向之次、假任先例、役經三日、望請官裁被下宣旨於件國々、任延喜例、被修彼石掠者、海行波路之怖畏不聞、官物私財之損失永絕者、右大臣（藤原兼實）宣、奉勅依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

正五位上行左少辨藤原朝臣　修理左官城判官正五位下左大夫小槻宿禰

治承四年二月廿日

（この官符は山槐記に載せ、又記錄局藏舊大阪小原文書に載す、二本互に誤脫あり、今參照して之を訂す（星野恒））

右の如く新島を築いたといふのが、この度の新工夫と思はれる。この島を經ヶ島といひ、今の築島寺のある邊と思はれるが、現時では全部陸地になつて了つて居る。但しこの築島の事は餘程の難工事であつたと見えて、人柱を立てようといふ說などもあつた樣だが、清盛は之を退けて當時の信仰心を利用し、石の表に一切經

福原の邸宅

の文字を書かせて、之を海中に沈め、以て基礎工事とされたといふ事で、時代に超越した見識を有つて居たといふべきである。清盛の計畫は如何なる程度まで成功したものかそは不明であるが、建久七年に東大寺の重源上人が清盛の意志をつぎ、更に之が完成を計つた事が記錄局所藏の小原文書に見えて居る。

また清盛を始め平家一門の邸宅が兵庫の附近福原の地にあつたのである。前揭の「山槐記」治承四年（二月二十四日）の條に「爰近年占二攝津平野（今奥平野といふ）之勝地一爲二遁世退老之幽居一」とあるのは卽ちそれである。同書治承三年六月の條に前太政大臣藤原忠雅が嚴島へ參詣の折柄、右の福原へ立寄つた記事がある、忠雅は平賴盛の亭を以て宿所としたが、同亭は清盛の亭を距ること四五町であつたので、萬事の經營は清盛が之をなし、夫から車を以て湯屋に至つたとある。之は清盛の亭を距ること一町許とあつて、多分礦泉を溫浴としたものであらう。清盛が福原に邸宅を營んだ年月は不明であるが、高倉天皇の嘉應元年の頃には、既にあつたものと見え、後白河上皇が高野山へ御參詣の歸路、千僧供養の結緣として清盛の福原の亭に入御せられたといふ事がある。また同二年九月には上皇が福原に御幸あつて宋人を御覽

嚴島御幸記に見えたる清盛の邸宅

の事が見えて居る。但し何時も保守主義に傾き易き京都の公家達の間には、之を以て異樣なりとし、我朝、延喜以來未曾有の事で、天魔の所爲かと書いてある。（玉海）承安元年二月には清盛より羊五頭、麝一頭を院に上つたことがある。（百練抄）之も外國から渡つたものと見える。同二年三月には上皇は清盛の福原の亭に入御せられた、之も千僧持經者に供養の御爲である。さて當時の清盛の福原亭で壯麗で豪奢を極めた事は非常なもので「嚴島御幸記」（治承四年三月高倉上皇嚴島へ御幸ありし時の記）に、

入道大きおほいまうち君（太政大臣）、心をつくして、御まうけども、心ことばもをよばず、天のしたを心にまかせたるよそほひのほど、いとなまれたるありさま、思ひやるべし。まことに三十六のほらに、入たらん心地す。こたち（木立）庭のありさま畫にかきとめたし。をとにきゝしにもはやすぎて、めづらかに見ゆ。つかせ給ひてのち、いつしかいつく島の內侍どもまいりて、あそびあひたり。御所の南おもてに、錦のきぬやうちて、こまほこ（高麗鉾）のさをたてわたしたり。內侍八人ぞある。皆から（唐）の女の粧ひぞしたる。はな桂の色よりはじめて、天人のおりくだりたらんも、かくやとぞ見ゆる。萬歲樂など、さま〳〵まひたり。左右にめぐりて、勞るゝことを

知らず、朝夕しつきたるまひ人には、勝りてぞみゆる。利會のがくの聲も、限りあれば、これにはいかでかとぞ覺ゆる。まひはてぬれば、うへにめしあげて、御まへにて、神樂をぞうたはせらるゝ、近く候かんだち(上達部)へ、殿上人、もてなしあひたり。山かげくらう、日も暮しかば、庭にかゞり(篝)を燈して、もろこしの魯陽入日を返しけんほども、かくやとぞ覺ゆる。夜もふけしかば、入らせ給ひぬ、云云、

とあつて、御もてなしなども如何に善美を盡したかゞおもひやられる。又魯陽入日の事から思ひ出されるのは、清盛が入日を呼び返したといふ話である。こは世間に傳へられて居る通り、清盛は經ヶ嶋を築くに當り、日が西山に沒せんとするのを見て、扇を以て日を呼び返したといふ説があるが、それは卽ちこゝの「日が暮れさうになつたので庭に篝を焚いたのは魯陽の入日を返したといふのも、かくや」とある記事から脫化した話であると思はれる。魯陽入日の事は「淮南子」に見え、魯陽公楚人ながが韓と難を構へたが、戰ひ酣にして日が暮れた、そこで戈を援て之を撝けば、日反ること三舍とある。此故事をさしたのである。清盛の威勢が盛んで何事もなし得ぬことはないといふ所から、入日を呼び返したといふ樣な話も附會されたも

清盛外記等の議を郤けて宋國に返牒を遣はす

のと見える。

その後高倉天皇の承安二年九月に宋の明州の刺史から方物を獻じた事があるが、其表文に日本國王に賜ふ物色、太政大臣に送る物色云云の文字があつたので、此時も名分論がやかましく、外記等は之を郤けんとしたのであつたが、清盛は宋國の貿易を喜んで居たので、群議をしりぞけて返牒を遣はす事となし、翌年三月その事に及んだのである。

〔玉海〕十七日（承安二年九月）午刻許、左少辨兼光來、（中略）又語云、自大宋國供物于法皇、并平相國入道等云云、其注文云、賜日本國王物色、送太政大臣物色云云、賜國王頗奇恠、仍可被返遣歟、將可被留置歟、有其儀、然而事體不可被返歟、又不可及返牒云々、異國定有所言歟、可耻々々、〇廿二日戊子、巳時許、大外記頼業眞人來云々、（中略）語云、自大唐有供物、獻國王之物、幷送太政大臣入道之物、有差別云々、其送文二通、（一通書云、賜日本國王、一通書云、送日本國太政大臣、）其狀尤奇怪、昔朱雀院御時、大唐贈物于公家幷左右大臣、（左大臣貞信公、右大臣仲平、）於公家御分者、自西府被返了、（有返牒、）左右大臣分者留之、（各有返牒、）後一條院御時、異國供物、其牒狀書主上御名、（但仁懷、書間違歟、）仍不及沙汰被返了、承暦之頃、又有此事、其牒

狀書、迴二賜日本國一、因レ之、殊有二沙汰一、兩度被レ問二諸道一、遂經二兩三年一被レ留了、時人謗レ之、今度供物、非二彼國王一、明州判史(剌カ)供物也、而其狀奇怪也、尤可レ返二遣一、上古相互送レ使贈レ物、其牒狀、自二大唐一天皇ハ送上ト書、彼國王天子ヘハト書、自二我朝一ハ又送ト書、相互無二差別一、而今度之所爲不レ足レ言、而無音被レ留之條、異國定有二所存一歟、尤可レ悲事也云々、尤可レ然、

〔百練抄〕 承安三年三月三日、大宋國有二貢物一、入道太政大臣可レ遣二返牒一之由、內々被レ定二仰之一、左大臣(經宗)所二計申一也、永範卿草レ之、入道敎長卿可二淸書一云云、

〔玉海〕 三月十三日(承安三年)、未剋、兼光來云、(中略)今日、兼光語云、去年所レ有二沙汰一之異國之供物事、有二返牒一、永範草レ之、敎長入道可二淸書一云々、件狀、只偏褒二進物之美麗珍重之由一云云、尙一筆可レ注二進先例之由一歟、宋朝定有レ所レ思歟、答進物等、法皇遺物、(蒔繪厨子一脚、納二色革三十枚一、同手箱一合、納二砂金百兩一、)入道相國遺物、(劍一腰、手箱一合、在二物具等一)件物等之體、偏新儀歟、色革納二厨子一、頗以荒(荒下恐脫二凉字一)也、又武勇之具出二境外一、專不レ可レ然事也、如レ此大事被レ問二人々一、殆可レ及二仗議一歟、又返牒狀、以二法皇一稱二太上天皇一、是又辭二尊號一、入二佛陀之道一、豈稱二上皇一哉、尤有二不審一事也、如何、保安返牒之草、(在良草レ之、淸書定信也、件正本草也、)取出令レ見、暫兼光退出了、○廿二日(中略)自二去十四日一、至二于廿日一、入道相國、於二福原一被レ修二護摩一云々、件之間、自二宋朝一送使者、入道不レ合

眼、以人令逢之間、唐人大怒、歸了云々、凡異朝與我國、頻以親昵、更々不被甘心事也、

重盛育王山へ黄金を送りたりとの傳說

清盛の嫡子重盛が承安三年に黄金三千兩を宋の明州育王山に寄進せるに、同山の長老佛照禪師は非常に之を感謝したといふことが平家物語等に見えて居る。又一說には重盛の薨去を聞くや宋朝より使者を遣はし、その冥福を祈らんが爲に阿彌陀の石經を送り來つたともある、是等は當時としては有り得べからざる事では無いが、その證據文書が確實性を缺いて居るので强ち信じ難い。

（平家物語）無紋かねわたしの條　去ぬる安元のころほひ、鎭西博多より妙典と申す船頭を召よせ、三千五百兩の金をたふ（賜）て、是五百兩をば汝にたふ、今三千兩をば宋朝にもつてわたり、千兩をば醫王山の僧にひき、二千兩を御門（宋主）へ奉つて、田代をなかく育王山へ申よせ、我後世とふらはせと宣へば、妙典かけばくも辱おもひ奉り、かしこまつて承り、やがて鎭西の博多に下り、もろこし舟の纜をとく程こそありけれ、萬里の遠浪をしのぎつゝ、大宋國にぞ付にける、育王山の長老佛照禪師德光におひ奉つて、此よし申たりければ、長老大きに隨喜感歎し給ひて、やがて千兩をば育王山の寺の僧にひき、二千兩を御門へ奉つて、日本の內府の申さる

南無阿彌陀佛

筑前宗像郡田島阿彌陀經石

（一六九頁參照）

（東京帝室博物館所藏の搨本に據る）

るやうを一々にかきしるし申されたりければ、御門斜ならす御感あつて、五百町の田代をながく育王山へぞよせられける。

〔宗像記〕太宰府考所レ引 宗（像）肩の氏國の家の子許斐（コノミ）忠太妙典入道は、入宋七道、渡天二度、海雲記といふ舟路自由の書を著す、又斐氏軍畧あり、船軍煆煉者也、宗肩舟入宋の公役并商船等皆忠太のはからひ也、一切經も唐代の本を渡せり、五部大乘も七通りわたす、又五部大乘を諸國へ收めたり、入道の後妙典と號す、（中略）氏國は博智多才にして小松殿の師範也、（中略）育王山の佛照禪師はもとより重盛卿の歸依にて、音信數度におよぶ。 梁史二卷、三寶供養傳五卷を小松殿へ送る。

按ずるに宗像記にいふところ事實とすれば、重盛と育王山の關係、また梁史二卷、三寶供養傳五卷を送りこした事なども稍〻信ずべきものと思はれるが、他に傍證もないので吾等は之を躊躇するのである。

阿育王山過去帳

〔平重盛阿育王山過去帳〕 大日本國大將上柱國所レ被レ獻阿育王山ニ之金泥大乘妙典一部十卷 並 黃金三千兩送在レ期矣、獻ニ上御門（宋主）ニ之處、田數五百町寄ニ施當寺ニ畢、御自筆妙典經、佛前安ニ置之ニ經王、是現世安穩、後生善處、直文也、田數、又則今世當來供佛施

僧新田也、就中當寺者阿育大王殺八萬四千人後、一時作八萬四千基七寶塔婆、奉請釋尊、爲天人供養之、使賓頭婁尊者、被投三州其塔婆、內安置佛舍利、被投明州中間、仍其塔婆施放七色光、照唐土一天下、時佛滅一百歲、後漢明帝時、彼七寶塔上造覆新寺、自號其名於阿育王山以降、漢家無雙靈驗所、禪宗繁昌道場也、然間奉祈唐帝本命元辰伽藍山莊也、二千人僧侶等、朝祈保天帝億代之遐年、夕能致國家靜謐之精誠者也、撰如是之殊勝靈場、所被寄進佛經並黃金、君臣賢哉、隔海波濤漫々、雖爲他國外京之臣、運心於阿育王山之月、卜將來頓證菩提之道、予聞富餘金銀珠玉、人々雖有之、未聞投黃金於異朝、期當來作佛人、昔須達上人者四十里敷金、其地建祇園精舍、奉獻佛、其志與今和朝上柱國飛黃金於阿育王山、萠菩提不退之道、其志豈違期、雖異上代末代、漢土日域界、潔心之至、無上之志同、昔佛照良臣、淸淨懸誠、垂納受、當時禪侶等者、請謹其施物、奉祈日本安穩太平、君臣二世所仰求矣、仍佛照禪師所請取如右、南無日本大將重盛奉入育王山過去帳畢、

按ずるに右の阿育王山過去帳とは如何なる由來のものか不明である。文は和臭を帶び日本人の手になつたものらしくして、宋人の撰でない事は疑

を容れぬ。隨つて此文も證據文書としては確實性を缺いて居るのである。

〔金石私誌〕筑前宗像阿彌陀經碑

面 阿彌陀像を刻し、額に(無量壽經)の三額文を彫り、第十八願凡そ五行、每行八字、第十九願凡そ七行、第二十願凡そ六行、願文の下に佛號七字を橫書し、字の大さ二寸許、

背 阿彌陀經の全文を刻すること凡そ四段、每段三十三行、每行十五字、

但し面、背といふは現在石碑の立ちたる樣についていふものにして、本來にては今の裏、卽ち阿彌陀經の全文を刻しある方が面にして、阿彌陀像のある方が却つて裏であつたのである。

碑は筑前宗像にあり、嘗て州僧宗朗なる者の碑本後に題するを見るに、相傳ふ、治承中、內大臣平重盛使を宋に遣はし、藏經及び石經を求む、聽かれず、建久九年秋、宋の使者石經を載せて來り、船宗像の海港に着く、碑高四尺八寸、幅三尺五寸、厚九寸、石靑紫色、堅密玉に似たり、面に阿彌陀像及び十八、十九、二十三の願文を彫り、背に阿彌陀經及び往生淨土呪を刻む、時に重盛旣に薨じ、平氏

また源氏の滅すところとなる、宗像大宮司國使を召し事由を問ふ、對へて曰く、我主重盛薨ずるを聞き、其宿志を報じ冥祐を追はんがため、臣をして護送せしむと、氏國は源氏を畏れ肯て之を留めず、使者密かに碑を遺して去る、里人乃ち第一宮に移置くと云ふ、（もと漢文）

〔太宰管内志〕此碑宋國より贈來ること、宗像記以下諸書に記する處詳略あり、其大概を云ば、治承中重盛公、宗像氏國が家臣許斐忠太妙典入道をして、金三千兩を宋國に遣はして、育王山に祠堂料を寄附せられしかば、建久九年の秋、宋國より内府追善の爲に、藏經石經を載て、宗像の江口に着船す、時に平氏亡て受くべき人なければ、氏國に屬して歸る、石碑は神社の傍に建置るを、承久二年、氏國山下に石屋を作て安置すと云、今石佛の側に刻する所、剝して審に知るべからざれども、大宋紹熙六年改元ありて慶元と號す云々、紹熙六年は我建久六年なり、是宗像氏國、初度大宮司補任中に當る云々、治承三年重盛公薨して、建久六年は十七周年に當れば、氏國其追善を修行せん爲に、兼て重盛公の歸依ありし育王山に施物を遺し、石佛を需しに因て、彼より贈渡せしか、さて石碑は山下の彌陀

屋敷池の中島に石屋を作て、數百年安置せしを、萬治三年庚子九月十三日大風吹て、石屋の上に覆掛れる楠を吹折、石屋を碎き碑も中より二つに折る、其明々年寛文二年壬寅、石灰にてつぎ、本社の傍にうつしたり、云云、

按ずるに以上の諸記錄にいふところは互に出入があるが、この宗像の阿彌陀經碑が支那からの渡來物であることは疑を容れぬ。今は國寶に編入されて居る。たゞこの石經が如何なる次第で我國へ來たものか、その傳來については尙ほ研究の餘地があるのである。果して之が重盛に關係して居るものか、それとも宗像の大宮司氏國が取寄せたものか、その邊が不明である。一體この經石は如何なるものかといふに、一說には隋の朝散郞陳仁稜の書を刻して襄陽龍興寺に建てた阿彌陀經石そのものであるといふ。此說の由つて來るところは、裏面に刻せし阿彌陀經は流布本のものに比すると第九章の一心不亂の下に「專持名號以稱名故諸罪消滅卽是多善根福德因緣」の廿一字を加へてある、襄陽の碑にも此廿一字が多いので著名である。それ故に同一物であらうといふのであるが、實はこれだけで同一物といふ

のは餘りに速斷に過ぎる樣である。第二の說によれば、之は襄陽のものを摸刻したのだといふにある。支那では宋初にかけて念佛信仰の盛んなるに際し、此碑の摸寫摸刻が行はれ、石に復刻して建立する樣の事もあつたので、其一を我國へ傳へたものであらう。字體からいつても、襄陽の碑は隋時代のものであるのに、宗像のものは降つて宋時代の筆法が見えるから、時代が合はぬとの事である。この第二說などが稍〻信ずべきものであらう。次に此碑の傳來は如何といふに、この碑の左脇下に「大宋紹熙六年」と推定される文字が彫つてあり、又同右脇にも同樣「檀那宗像宮大司」云々の文字が見えるので、南宋の光宗の紹熙六年(我が建久六年)に宗像の大宮司氏國が宋國に賴んでこしらへたものであらうといふ事はおぼろげながら推察される。また他の添刻文(日本へ來てから書き加へたもの)などから見れば、宗像氏國が母の追福のためにした事のやうにも推測される。何れにせよ重盛に關係あるものとの說は餘程薄弱である樣に思はれる。

以上が平家時代までの外交の主要なるものであるのである。

嚴島の祭神

清盛の嚴島の神を尊信せる事情

五、嚴島神社及び熊野社の信仰

清盛の海に關する考、乃至は宋國との貿易奬勵の事柄と相關聯して追想されるのは、彼が嚴島の神を信仰したといふ事である。 嚴島の神は何を祭つたものかと云ふに、祭神は六座であるが、その主たるものは市杵島姫命(イチキシマヒメノミコト)、卽ち太古に高天原で、天照大神と素戔嗚尊との間に於て、劒玉の御誓によつて化生し給ひし三女神の一なる、市杵島姫命を中心として祭られたるは、疑を容れないところで、今は玄海灘のただ中にある、大島等に祭られてある、宗像(ムナカタ)の神と同體にましまし、海乃至は航海の事を掌る神であると思はれる。 此神を始めて此地(嚴島)に祭つたのは、何時頃からかといふに、推古天皇の時に神主の佐伯鞍職(クラモト)といふものが、官奏を經て、私財を抛つて御宮を建てたのが始めで、爾來其子孫が代々神主職を繼承して居るといふ事である。 その後、當社は朝廷の御信仰も厚く、嵯峨天皇の時には名神の例に預り、醍醐天皇の延喜年間には名神大社と崇められた。 而して清盛に至つては非常なる崇敬をなし、これより著しく當社の盛大を致したのである。 さては清盛が嚴島の神を信仰するに至つたのは如何なる次第かといふに、平家物語の傳ふる所によれば「始

め鳥羽院の御宇、清盛が安藝守たりし時、院宣により彼國の料物を以て高野の大塔を修理し、六ヶ年にして之が竣功を告げたので、供養のために清盛が高野へ詣でたるに、八十有餘の老僧が一人出で來り、語つていふやう、「高野の大塔を造營せること目出たし、但し越前國氣比の社は金剛界の神、安藝國嚴島の社は胎藏界の神なり、この二神は胎金兩部の垂跡なり、然るに氣比の社は榮えたれども、嚴島の社は破壞甚だしければ、之を造營せよ、然らば官位は他に比肩無き迄に榮達すべしとあり、清盛下向の後、院參して其次第を奏聞し、任期をのべられて彼嚴島を修造し、社壇を作りかへ、鳥居を立てかへ、百卄間の廻廊を造りたり」(以上大意)とある。こは固より佛者の附會に出で、强ち信じ難いのであるが、長寛二年九月附で清盛が嚴島神社へ納めた願文にも、略ゞ似寄つた記事のあるのを見れば、また棄て難いやうに思はれる。

清盛の嚴島願文

〔嚴島神社願文〕　嚴島神社所藏

弟子清盛敬白、夫以蘋蘩風芳、自混芬陀利華之露、潢汚水潔、遂歸薩婆若海之波、和光同塵、不其然乎、伏惟安藝國伊都伎嶋大明神、名載常篇、禮存恒典、一區據孤洲之巀嶭、四面臨巨海之渺茫、謂其靈勝、則如雲蓬露萊之在乾坤之外、謂其締構、亦省

（背の誤か）金殿玉樓之挿崐閬之間、凡厥靈驗威神、言語道斷者也、於是弟子本有因縁、專致欽仰、利生揭焉、久保家門之福縁、夢感無誤、早驗子弟之榮華、今生之願望已滿、來世之妙果宜期、相傳云、當社是觀世音菩薩之化現也、又往年之比、有一沙門、相語弟子曰、願菩提心之者、祈請此社、必有發得、自聞斯言、偏以信受、歸依本意、蓋在于茲、但事隔經論之說、旨非書紀之文、委巷之語、恐似憑虛、然猶倩思、諸法之定不定、唯在一心之信不信者歟、故漢主之信臣節也、河上之浪忽結氷、李廣之思父讎也、草中之石暗飲羽、何況百界千如、說而爲經、謂之妙法、二十八品、顯而爲人、謂之觀音、從本垂迹、現而爲神、謂之當社、本迹雖異、利益惟同、若授不退金輪之手、菩提心定純熟、若承上品蓮臺之趾、菩提道速圓滿、發心之義、豈成疑殆、而今雖爲在家之身、已有求道之志、朝暮所營者、讚佛乘之業、寤寐所繫者、生極樂之望、若是懇祈之所致、冥應之令然歟、是以彌致報賽、欲發淨心、奉書寫妙法蓮華經一部廿八品、無量義觀普賢阿彌陀般若心等經各一卷、便奉納于金銅篋一合、可安置之於寶殿矣、弟子并家督三品武衞將軍、及他子息等、兼又舍弟將作大匠、能州、若州兩刺史、門人家僕都盧卅二人、各分一品一卷、所令盡善盡美也、花敷蓮現之文、出自吾家之合力、玉軸綵牋之典、成自一

族之同情、蓋爲廣修功德、各得利益也、二年之天、暮秋之候、自參寶前、敬講華偈、始自明年、將修卅講、以爲年事、不可失墜、擬枌楡於眞如之宮、徧黍稷於醍醐之味、捧此功德、奉貢當社、鎭護國家之威、長被百王、成就衆生之誓、彌遍三土、於戲、龍管之凌鯨波不容易、雖忘持重、九卿之詣孤島、又甚稀、庶爲相憐、唯願速得无上之道心、必遂順次之往生、進思无始之罪垢、雖似雲之滿虛空、退觀一心之本源、猶譬日之照霜露、然則百年之終、十念具足、超中有、遊西方、雖下品不嫌、猶聞法於未敷蓮華之裏、證中道未晩、先利物於舊栖桑梓之鄕、能至菩提引導法界、今日之願、旨趣如斯、乃至福業所覃、廻施不限、敬白、

長寛二年九月　日

従子從二位行權中納言兼皇太后宮

權大夫平朝臣清盛敬白

また仁安三年十一月附の神主散位佐伯朝臣景弘の解文があるが、是によれば清盛が嚴島造營當時の規模を窺ふことが出來る。（仁安三年は長寛二年を去ること僅に四年後である。）

〔嚴島舊記〕　嚴島神社所藏

神主佐伯景弘の解文

安藝國伊津岐島社神主散位佐伯朝臣景弘解、申請官裁事、　請殊蒙官裁因准傍例被下宣旨限永代令當國宰吏募重遷任功修造當社神殿舍屋等狀

(前文諸國神社造營例に關するもの省略)

一當社神殿舍屋等色目事、

本宮分　三十七宇　間數三百間

九間二面檜皮葺寶殿一宇　五間二面同寶殿一宇

二間一面同小社二宇　號瀧宮、　一間一面同小社一宇　號大伴、

祓殿間同小社一宇　號江比須、　八間二面二棟同拜殿一宇

六間一面同拜殿一宇　六間三面同舞殿二宇

七間三面同下居屋一宇　二間二面下居副屋一宇

三間一面同侍屋一宇　一間同釣殿一宇

六間二面同粥座屋一宇　六間二面參詣宿屋一宇

五間二面同御供所屋一宇　六間二面同釜神殿屋一宇

八間一面同朝座屋一宇　五間一面同侍屋一宇

五間二面同御讀經所屋一宇
百十三間同廻廊一宇
同鐘樓一宇
三間二面瓦葺寶藏一宇
五間二面板葺膳所屋一宇
屏二十七間
玉垣三十五間
五間二面大伴社拜殿一宇
七間小舍人所屋一宇
外宮分　十九宇　間數七十七間
六間一面檜皮葺寶殿一宇
三間一面同槺所寶殿一宇
三間同拜殿一宇
三間四面同法華三昧堂一宇

五間二面同經藏一宇
同四足一宇
五間一面同御厩一宇
□間二面萱葺御倉一宇
屏門一宇
六間屏葺廊一宇
平門二宇
七間四面萱葺屋一宇四面庇比皮葺
鳥居四基
三間一面同寶殿一宇
五間一面二棟同拜殿一宇
五間四面同神宮寺一宇
二間二面同廊一宇

五間二面板葺舞殿一宇　　三間同侍屋一宇
三間同曲掌所屋一宇　　十間同御廐一宇
三間同小舍人所屋一宇　　三間二面同御讀經所屋一宇
三間同釜神殿屋一宇　　二間二面同御讀經所屋一宇
七間二面同廳屋一宇　　三間同御供所屋一宇
五間二面同舞殿一宇　　鳥居一基

右景弘謹撿案內、當社者、推古天皇癸丑之年、和光同塵、垂跡以降、星霜歳重、感應日新、則是鎭護國家之仁祠、當國第一之靈社也、參詣之輩、必蒙眷顧、尊崇之人、專預冥助、因茲每有損色、國郡同心注進全破、被下宣旨、所令修理也、但不愆其基趾、尚立此海濱、然間當波易破、待風不全、爰景弘倩案事情、御垂跡之時、御託宣狀云、末代及破壞、令造改之日、先經上奏、輙莫進止、兼又以異姓他人、不可爲神主、不可從神事、以佐伯鞍職子々孫々、爲神主職、令遂造營者、彼鞍職者、景弘之曩祖也、景弘者件鞍職之末孫也、且依爲重代之神主、且以爲普第之氏人、件神殿幷舍屋、偏勵私力、悉遂造畢、是則社家之力不幾、土木之難成之故也、抑神殿之外舍屋、元是爲板葺、今皆改檜皮、

加之、神殿舍屋、或增間數、或多新造、以金銅爲金物、施華麗加莊嚴、大厦之構不日終功、是依致信心、自可叶神慮者歟、勤勞已超前蹤、感應盍覃來葉、唯恐將來破損之時、自無人于於修復、仍諸國神社募重任功、國司造營例、粗注大概載狀、右今(古カ)准任先例、被(傍)下宣旨、自今以後、限未來際、當社破壞顚倒之時、隨社家申請、令當國宰吏、募重遷任功、遂其修造、然則國家泰平、彌撫慰氏(マヽ)社壇靜謐、鎭祈天長、望請官裁、因准先例、早經(傍)奏聞(官裁)、爲下件宣旨注狀以解、

仁安三年十一月　日　　　神主散位佐伯朝臣景弘

此文によれば如何にその規模が雄大にして莊嚴を極めたかゞ想見される事であらう。かくて平家一門の信仰と共に此神の靈驗が次第に世上に廣まり來つて、畏くも後白河法皇は安元三年に建春門院と共に海路より御社參あり、高倉上皇も治承四年には御兩度(三月と九月)御社參になり、宸筆の金泥御經の御供養があり、神主佐伯景弘等には位一階を進められ、尙ほ公卿の中には右近衞中將近衞基熈、左近大將德大寺實定、前太政大臣花山院忠雅等が相前後して社參せられたのである。ことに平家一門の熱烈なる信仰の度合を窺ふべきものは、此處の寶藏に記念物(何れ

も國寶として保管されてある寶物であるのである。（この寶物については後の條に陳べる）

（梁塵祕抄口傳集卷第十）あきの嚴島へ建春門院に相ぐして參る事ありき、彌生の十六日（仁安四年）京を出て、同じ月廿六日參りつけり、寶殿のさま廻廊長くつゞきたるに、汐さしては回廊の下まで水たゝへ、入海のむかへに浪白く立て流れたる、むかへの山を見れば、木々皆青みわたりて緑なり、山にたゝめるがむせきの石、水ぎはに白くしてそばだてり、白き浪時〳〵打かくる、めで度事限りなし、思ひしよりも面白く見ゆ、其國の内侍貳人くろ釋迦なり、からそうぞくをし、かみをあげて舞をせり、五常樂こまぼこをまふ、伎樂（ギガク）のぼさつの袖なりけむも、かくやありけんと覺えてめでたかりき。

また此嚴島神社はいふ迄もなく日本三景の一に數へられ、建築史上に於ても著名なるものであるが、伊東忠太博士の「嚴島と其の建造物」といふ文は善くその要領を悉して居るから、之が要點を次に掲げて參考に供しようとする。

何時の時代に誰の言ひだしたことかは知らぬが、安藝の宮嶋と丹後の天ノ橋立、陸前の松島をもつて日本の三景と稱して居る、私の考へる所では、先づ日本の土地

を中部、東部、西部の三つに分けまして、その各部に於て風景絶佳な所を一つづゝ擇ぶとすれば、中部即ち近畿地方では丹後の天ノ橋立、東部においては松島、西部に於ては宮嶋と、斯うなるのであらうと思はれる。この三景は各〻特色があつて、橋立は地質學の方で云へば所謂砂嘴で、狹い砂地が嘴の樣に一里以上も海に突出し、其上に松が列を成して生えて居て、いはゞ一直線の線の上に造られた景色である。松島は海面の上に大小無數の島々が點々散布して居るのであるから、橋立を線の景といへば、松嶋は平面の景である。然らば宮嶋は何うかといへば、宮嶋は寧ろ立體的である。宮嶋に就いて特に言ふべきは、社殿の建築であつて、これが風景の中心になつて居る、前面には海を控へ、背には彌山を負ひ、其間に社殿の建築がある。而して其建築たるや一種奇妙な餘程趣向の變つたものである。この社殿の建築に對して吾々は如何なる感想をなすかといふに、吾々は殆ど現世を離れたやうな、一種の神祕的な、何んとも形容の出來ない感じを懷くのである、それは長い折れ曲つた廻廊、丹く塗られた社殿の色、背に聳えた山の綠の色、また此森林の間から見える五重塔などの輪廓に由て起されるのである。是

が如何なる人によつて考案されたかといふに、歴史の上を辿つて調べて見れば、確かに平清盛の造營である、現在の建築物は清盛當時のものではありませんが、其規模や大體の調子に於ては確かに清盛時代の趣味が表はれて居るのである、卽ち平家全盛時代の空氣が表はれて居る。

この建築の第一の特色は海を敷地として居ることである、第二の特色は建物の配置が極めて奇拔なること、第三の特色は建物の壯大なること、(本殿の建坪が八十五坪、拜殿の建坪が百八坪、それに廻廊や客人社等があり、大鳥居は實に大きなものである、)第四の特色は此建築物が何れも結構な建築であること。

などと尙ほ種々の特色を擧げて之を稱揚されて居つて、この嚴島神社の社殿の構造を見たのみでも、清盛の人格が窺はれる樣に思はれると、言つて居る。

さて嚴島神社の信仰と相並んで平家一門の信仰の中心となつたものは、紀州熊野のそれも其一つであらう。一體平家の氏神は京都の平野社(祭神は日本武尊、仲哀天皇、仁德天皇等)であるのであるが、併し何等かの動機によつて氏神以外の神を信仰するといふことも世上に無いことはないのである。清盛が熊野信仰の起り

熊野社の祭神

熊野參詣の隆盛期

は嚴島のそれよりは稍〻早かつたやうに思はれる。　清盛が伊勢の安濃津から船を出して熊野詣をしたことは、平家物語にも見え、彼が未だ榮達しなかつた際の事である。（平家物語には清盛が靱負佐たりし時とある）一體熊野は神武天皇が御東征の際の歷史にも見え、極めて古い史跡で、且つ靈地であり、その祭神も稍〻神祕に屬して居るが、延喜神祇式によれば紀伊國牟婁郡、熊野早玉神社（大）熊野坐神社（名神大）とあり、早玉神社は新宮で大社に列し、熊野坐神社は本宮で名神大社に列して居り、祭神は熊野坐神社は伊弉冉尊（或は伊弉諾、伊弉冉の兩神）を祭り、早玉神社はその子早玉之男命を祭つたものか、また神劒韴靈（フツノミタマ）も共に祭つてある樣にも思はれる。（那智神社は少し後の起りと見える）中古以來僧徒が專ら本社を掌る事となり、盛んに本地垂跡の說をとなへ、本宮を證誠殿、新宮を兩所權現など稱し、之を併せて熊野三所權現といひ、また那智を合せて熊野三山とも稱へた。

本社は古來、上皇女院等の御幸が屢〻あり、搢紳家の參詣も史書に絕えず見えるが、その最も盛大となつたのは白河、鳥羽兩上皇の頃から後鳥羽上皇に至る間で、所謂院政時代であるのである。　わけても鳥羽上皇の二十度、後白河上皇の三十四度、

後鳥羽上皇の二十八度の御幸は最も盛なるものであつて、本社の歴史に一段の光彩を添へるものである。今是等の御幸の度數を左に示して見よう。

宇多法皇	一度
花山法皇	一度
白河上皇	九度
鳥羽上皇	二十一度
崇德上皇	一度
後白河上皇	三十四度
後鳥羽上皇	二十八度
後嵯峨上皇	二度
龜山上皇	一度

（文學博士宮地直一氏の調査に據る）

要するに以上は熊野參詣の最隆盛期であつたものであつて、當時は上下一般に此信仰が行はれ、平家一門の熊野參詣もかゝる趨勢によつたものと考へられる。

〔長門本平家物語〕相國（清盛）か樣に繁昌するも只ことに非ず、偏に熊野權現の御利生とも覺えたり、其故は清盛そのかみ靭負佐たりし時、伊勢路より熊野へ參りたりけるに、乘たる船の內へ目も驚かす程の大鱸（スズキ）飛入りければ、先達これを見て怪と思ひて、則置文（筆カ）をして見るに、これ樣（例イ）なき御利生也、急ぎ食給ふべしと勘へ申ければ、清盛申されけるは、昔異國に周西伯昌といひける人の船にこそ白魚のをどり入たりとは申傳たれ、何事に付ても吉事にてぞ有らん、其上先達の計ひ申さるゝ上は、半ば權現の示し給ふ所也、尤可然とて、さばかり六根情の罪をざんげし、精進けつさいの道にて、手づから調味して、家の子郎等、てふり强力に至る迄、一人も殘さず養はせけり、云云、

なほ熊野詣の事については平治元年に清盛が一族を率ゐて熊野へ參詣した不在中に、彼の信賴、義朝の亂が突發した事は世にかくれなき事實であり、又永曆元年十月には清盛が藤原師長に供奉して熊野に參詣し、仁安元年正月には宗盛が同じく供奉して參詣した事が梁塵祕抄口傳集に見えて居る。又重盛が治承三年三月熊野に詣でて後世を祈つた事は山槐記に見え、（平家物語には死を祈るとあるが、この事は後の條に辯ずる）また

重盛の長子維盛は屋島の陣中を脱出して高野及び熊野に詣で、那智の海に身を投じて死去した事は平家物語や建禮門院右京大夫歌集にも見えて居る。なほ彼れ一族が御幸供奉などの外にも屢ゝ熊野へ參詣した事はあるであらうが、記錄に徵すべきものが無いのを遺憾とする。

さて熊野詣での道には伊勢路と紀伊路とがある。前記盛衰記、平家物語等には淸盛が阿濃津から伊勢路を經て熊野に至つた事を書いてある。併し院政時代には紀伊路の方が本道の如くであつたのである。宮地博士の調べによれば、「今歷代の紀行によつて紀伊路の道程を考ふるに、先づ水路の便により淀河を下つて河尻の窪津に着き、此處より陸路を取り、然るべき分限のものは輿又は馬の便をかる、かくて之より天王寺、住吉を經、和泉の海岸に沿ひ、紀伊に入つて、名草、在田、日高の三郡を通過する間には、さしての難所を見ざれども、雄山(和泉、紀伊の界)藤代(名草、在田の界)鹿瀨(在田、日高の界)の三峠及び紀、在田、日高の三大河の途に横だはれるあり、進んで牟婁に達すれば、光景忽ちに一變して、三山の關門に當る田邊を限り海に離れ、その東北里餘に位せる稻葉根より馬を棄てざるべからず、之より石田河と鮎河とを渡

れば崔嵬たる嶮岨となり、本宮に至る十九里の間、山又山、谷を渡り峰を越え、崎嶇羊腸たる山路を迂曲したる末、發心門より漸く山を後にして里に下り、音無川の水上に達す、これ卽ち本宮の所在なり。この間は馬も通はねば、多く輿を用ひたれども、時には上皇の御身を以て親しく玉趾を地に印し給ひしことあり、(建仁元年御幸記)さて本新宮間は八里二十七町の水路にして、熊野川の流れを下り、新宮那智間は、聊かの小坂を昇る外、概ね坦路にして輿又は馬の便あれども(建仁元年御幸記)歸路新宮より本宮に向はんとする時は、再び熊野河に臨んで本國第一の急流といはるゝ水勢に逆行するか、今なほ有數の嶮所たる大雲取、小雲取等三千尺に近き高山峻嶺を分けて、那智本宮間の捷徑を取るか、二者その一を擇ばざるべからず。(中略)京師より本宮に至る間凡そ七十二里餘にして、之を五日乃至十五日の行程にあて、所在に宿驛をおく、宿驛の中その名の知られしは、平松、和泉國府、信達(以上和泉)藤代、湯淺、小松原、切部(切目とも)田邊、瀧尻、近露、湯河、發心門(以上紀伊)等にして何れも晝食又は宿泊の所とせられしが、この外同樣の役を勤めし八幡、住吉、天王寺等の大社寺も、その一とするを至當とせん。かくて三山を一週する日數約五日にして、その距離二十八里餘、之に

本宮京師間を加ふる時は、往復百七十餘里の長途を突破し、一箇月前後の日子を費さゞるべからざりしなり。」云云、(以上神祇史の研究)これによつて紀伊路の狀況は窺はれるであらう。吾等は又先年熊野山御幸記(後鳥羽上皇が建仁元年十月に京都を御發輦あつて熊野本宮、新宮、那智の三山へ御幸された時の紀行で、藤原定家の記述にかゝる)の大意を摘錄した事があるから、左にかゝげて、參考とする。

先づ十月五日に京師を御出發になり、その夜は天王寺に宿し給うた。六日は同所を發して平松王子(王子とは熊野社の分社の如きもの以下同じ)まで、御騎馬であつたが、それから御徒步で、平松新造御所に入御、供奉の人たちも各〻宿所に入つた。(原註に曰く、是等の宿所は國に命じて悉皆假屋を儲けて、充て行はせた。予等(定家卿等)が分は三間の小屋で、板敷もなく、萱葺屋根で、風は冷かに、月は明かであつた。」七日は此所を出發して、厩戸王子に至つた。卽ち宿所に馳せ入つて見ると、例の如く萱葺三間屋であつた。御宿所は聊か近くて、還て恐を懷いた。八日はそこを發して藤代宿に至つた。御宿所を去ること三町許、小宅で窮屈平臥、九日は湯淺に至つた。今日も御宿所を過ること三四町許の小宅に入つて宿つた。上(カミ)より造られた例の假屋があつたが此家主は知人で、雜事の儲(モウケ)があつたから、此所に這入つた

のである。十日小松原に至つて御宿、此所では宿所が乏少で困つた趣が書いてある。卽ち「假屋乏少之間、無緣者不ㇾ入其員、占小宅立ㇾ簡之處、內府家人押入宿所了、不ㇾ可ㇾ出之由忿怒云云、國沙汰三人、又非我進止之由、後聞云云」とある。十一日は切部王子に至つた。宿所に入つて見ると、御宿所の直ぐ前で、海人の平屋で、最も狹少であつた。十二日は田邊に至つた。宿所に行つて見ると、切部の宿所には似ないで甚だ廣かつた。これは權別當が、上からの命によつて、儲けたのである。十三日は山中宿に一泊、此所は又不思議奇異の小屋で、寒風が甚だ堪へ難かつた。かくて十六日に熊野に着御せられ、御奉幣があつて、十七日には新宮に向ひ、十八日そこへ着御されて、十九日には又那智に向はせられた。かくて諸所の參拜が終つて歸途につかせられた。（國史上より觀たる旅館の發達のうち）

以上陳べたる通りであつて、途中に旅舍らしき旅舍もなく、且つ道路も險岨で、崔嵬たる惡路をすぎ、會〻風雨に遇うと、路が窄くて、笠を着け簑をつけては步くことも出來がたく、輿などに乘つても、輿の中は海の如く、野の如くになり、衣服は全く水中に入つた如くになるなどとあり、行幸供奉の旅行ですら此くの如くであつて見

ればﾞ、當時一般の旅行の如何に困難であつたかは推察されよう。然るにもかゝはらず、搢紳家より一般人民に至るまでが、熊野參詣の盛んであつたのは、全く信仰の念力によつたものであらう。

六、一門繁昌の狀況

一族兄弟の榮達
敎盛

平家は正盛、忠盛以來大いに現はれ、淸盛に至つては顯榮を極め、その領土も三十餘國に跨つた事は前に述べた通りであるが（一〇一頁參照）その榮達したのは、忠盛、淸盛のみではなくして、淸盛の弟敎盛、賴盛なども昇進が迅速であり、淸盛の子重盛、宗盛、知盛など、何れも大いに榮達をなしたのである。敎盛は兄淸盛に愛せられ特に六波羅總門の側に宅を築いて置かれたので、世に門脇（カドワキ）殿といつた。久安四年正月左近將監となり（廿一歲）二月には藏人となり、四年從五位下に叙し、仁平元年二月淡路守となつて、上﨟數十人を超えた（廿五歲）、また平治元年には藤原信賴を伐つた功により越中守に任せられ、それより累進して正二位大納言に至つた。

賴盛

その弟賴盛も久安二年四月に皇后宮權少進となり（十五歲）同三年八月藏人となり、十月從五位下に叙し、同五年六月常陸介となり、同六年十月には美福門院が法勝寺金堂に於て金

泥一切經の供養を營んだにつき、其時の行事の賞として從五位下に叙し(十八歲)仁平三年正月には同美福門院の御給として正五位下に叙し(廿一歲)保元元年には安藝守に任じ、右兵衞佐を兼ね、累進して正二位權大納言に至つた。

重盛

つぎに淸盛の嫡子重盛は久安六年十二月に藏人となり(十二歲)同七年正月喜子內親王の未給によりて從五位下に叙せられ、久壽二年七月には中務少輔となり(十七歲)保元二年正月には、父淸盛が忠貞の賞として從五位上に叙せられ(二十歲)それより累進して正二位左近衞大將內大臣に至つた。

宗盛

三子宗盛は平治元年十二月遠江守に任じ、永曆元年正月淡路守に遷り、四月右兵衞權佐を兼ね、同二年正月には從五位上に叙せられ、それより累進して正二位內大臣に至つた。

知盛

四子知盛は平治元年正月藏人に補せられ(八歲)元曆元年二月には武藏守に任じ、應保二年九月には左兵衞權佐を兼ね、長寬二年正月從五位上に叙し、仁安元年十月には春宮大進を兼ね、同三年正月には從四位上に叙し、それより累進して從三位左兵衞督に任じ、院の御廐の別當となつた。

女子の繁榮

一門の光榮は男子のみではなくして、女子もそれ〳〵に出世し、淸盛の女子九人のうち、その第一女は櫻町中納言成範(シゲノリ)(藤原通憲入道信西の子)の室となつた、成範が平治の亂にう

せて後には左大臣藤原（花山院）兼雅の御臺所となり、繪畫にかけては天下無双の名聲があつた。第二は建禮門院（高倉天皇の中室）であつて、天下の國母と仰がれた。第三は攝政藤原基實の室となり、白川殿といはれ、琵琶にかけては名人であつた。第四は冷泉大納言隆房の室で、琴の上手であつた。第五は近衞基通の室で和歌に長じ、衣通姫と綽名された。第六は七條信賴の室で是も翠黛紅顏、錦繡の粧は花よりもうつくしく、且つ連歌に長じて居た。第七は安藝の嚴島の內侍の腹に生れたもので、容姿才藝かね備へ、後白河院の後宮に入れ奉つた。第八は坊門大納言有房の室となり、筆蹟が殊に見事であつた。第九は九條院の雜仕常磐（源義朝の妾たりしもの）の腹に生れ、天下第一の美人といはれ、その姉が左大臣花山院兼雅の御臺所となつて居たので、上﨟として其許に居り、廊の御方といはれ、之も筆蹟の名人であつた。かやうに男女の御子を初め一門の榮えた事は御堂關白道長の榮華にもまさる程であつた。されば平時忠（清盛が妻時子の兄で當時勢ひさかんにして平關白の綽名のあつた人）が、方今平家でないものは男も女も尼も法師も人にして人に非らずと誇稱したのも、さもあらう事と思はれる。

かくて清盛はその第宅を六波羅に構へ、また別邸を西八條や攝津の福原にもし

清盛の西八條及び六波羅第の豪華

つらへたのであるが、何れも非常な豪奢なものであつた。六波羅第の事は平家物語に次の如く記されてある。

〔長門本平家物語〕　第十四

平相國禪門をば八條太政大臣と申き、八條より北、坊城より西方に一町の亭有し故也、彼家は入道の失せられし曉にやけにき、大小棟の數五十餘に及べり、六波羅とてのゝしりし所は、故刑部卿忠盛の世にいでし吉所也、南は六はらが末、賀茂河一町を隔てゝ、もとは方一町なりしを此相國の時造作あり、これも家數百七十餘宇に及べり、是のみならず、北の鞍馬路よりはじめて、東の大道をへだてゝ、辰巳の角小松殿まで廿餘町に及ぶ迄、造作したりし一族親類の殿原の室、郎等眷屬の住所、細かにこれをかぞふれば、五千二百餘宇の家々、一どに煙と上りし事、おびたゞしなどいふばかりなし。

〔山城名勝志〕　卷十五

六波羅入道相國亭（號二泉殿一）○六波羅亭ハ平正盛、清盛重代ノ地也、長門本ニ六波羅カ末、賀茂川一町ヲ隔云云、清盛公ニ至テハ其ノ地廣大ニ爲ケン、今建仁寺町ノ

福原第の結構

西、五條ノ南ニ北御門ト云フ所アリ、是彼亭ノ北門遺名歟、云々、

平家物語の記事は少々仰山に過ぎた嫌はあらうが、大體に於ては當つて居ることゝ思はれる。また福原別邸については前にも陳べたが、之も平家物語に次の如く記されてある。

〔長門本平家物語〕第十四

中にも入道の立置き給ひし、花見の春の岡の御所、初音を尋ぬる山田の御所、月見の秋の浦の御所、雪の朝の萱の御所、島の御所、馬場殿、泉殿、二階のさじき殿云々、

とあつて、之を山槐記、玉海等の實錄の書に對照して見れば、如何はしき節がないではないが、その邸宅たる、和田岬に近い方面にもあり、又奥平野から福原へかけてもしつらへた樣である。殊に福原遷都以來は一層造作を加へた事と推察せられ、高倉院嚴島御幸記などによつても其規模の廣大な事が窺はれるのである。

七、文化的施設及び一門の文藻

清盛の人と成り乃至はその業績を考ふるに、彼は多趣味多方面であつた上に、餘

清盛の趣味性

程改革的精神に富んだものと思はれる。彼が福原に別莊を構へるや、その構造は善美をつくし、仙人の宮に入りしが如くであつたのみならず、嚴島の內侍等の美麗なるを招き、唐の女の裝をさせて萬歲樂を舞はせたこともあり、高倉上皇が福原から嚴島へ詣でられた際には、唐人によつて操縱された唐船に召されたとあり、又嚴島では島の內侍八人が唐の女の粧をして舞の袖をひるがへしたとある。是等は彼が餘程新趣味を愛し、情趣に富み、因襲的精神に囚はれなかつた所を窺ふべきものである。また彼が信仰の中心となつた嚴島神社が、如何に莊嚴を極めたか、なほ彼一門が同神社に納めた寶物類が如何に善美を盡し、人目を驚かしたかは、前にも少々陳べたのであるが、それに關する中川忠順氏の說は大に傾聽すべきものがあるから、要點を左に揭げて見よう。

嚴島神社の寶物の善美

神社の中で最も歷史的遺物卽ち寶物に富んで居るのは何處かといへば、嚴島神社と伊豫の大三島(大山祇神社)との二つを擧げねばならぬ。併し大山祇神社は武器、甲冑、刀劍類が豐富であるのみで、稍〻單調たるものであるのに、嚴島社の寶物は單に數量の豐富なのみならず、その種類の澤山あることも、たしかに一の

平家納經の蒔繪の經函

（國寶帖に據る）

嚴ミ嶋神社本社

（一九七頁參照）

大なる特色である。然らば當社の寶物のうち當時代の代表品とも見るべきものは何にかといへば、一度當社の有名な平家納經を拜觀した經驗のある人は、異口同音にそれと答へるであらう。嚴島神社は自然的に山水の美を有し、藝術的には社殿の美を有して居り、殊に平家物語に傳ふる所に據れば、淸盛は此社殿の内に美しい内侍を澤山に置いてあつて、參拜の時などに、其内侍たちが樂を奏し舞の袖を飜して、自然美、建築美に更に一種の美彩を添へたとあつて、淸盛は衆美を集めたのであるが、その上にも更に大に藝術美を以て之を裝飾せんとして、善美を盡した寶物を奉納したのである。右の經卷には淸盛が自分の家族一門悉くで奉納したものと、淸盛と弟の賴盛との合力で奉納したものとの二種類があつる。淸盛と弟の賴盛と合力のものは紺紙金泥の法華經で、元は一部八卷あつたのでありますが、今は其第四卷を失ひ七卷だけ殘つてゐます。(第四卷は德川時代の初頃何ういふ次第であつたか、本社より脫け出して今は東京の前田侯爵家に保存されてゐる)此經は一卷毎に淸盛兄弟の合筆書寫に成つたもので、これを其人の筆蹟として見れば、徵古の材料ともなり、また兄弟人物の大小までが筆蹟

の上に現はれて、餘程興味のあるものであります。思ふに、平家納經は藤原時代の貴族階級に流行つたものを、清盛がその家族一門を語らつて之を作つたに過ぎないが、清盛の位置について考へて見れば、彼は非常な藝術思想に富んだ人だと思はれる。殊に願文の中にも書いてある通り、その一門の福祿は思ひのまゝに皆遂げられ、現世に處する慾望は殆ど滿足されたから、此恩德を感謝する爲に、三十二卷の經文を書寫し奉ると云つて居る位で、其信心の程度の容易ならぬことも想像される。加ふるに階級制度の喧ましい時代に父忠盛より僅か二代で、忽ち大臣にまで成遂げた人が、其時代の生活及び思想の程度より見て、其身の逸早く最上階級に位した如く、また時代に超越するものを作つて、誇視せんとしたのは、何時の世にも免れぬ虛榮心で、この虛榮心も手傳つて同じく一世が唯これあるのみと賴める佛事中心の寫經を爲すに至つたので、その寫經も尋常一樣であつたのでは、その虛榮心を、性來の豪奢を働かせた藝術的の慾望を、滿足させることが出來ないのは當然であります、そこで清盛は單に宗教上の關係のみではなく、其一族一門、殊に自分の榮華の輝きを現はさうとして、書寫以外に非常な莊

嚴をやつたのであります。

然らば如何にして其經卷を一般から擢んでたものとしたかと云ふと、清盛は其時代の有ゆる種類の藝術を應用し、其時代の最も贅澤な方面のものを澤山集めて之を具合よく取合せたのである。經卷とは、單に紙を土臺として木と絹裂とで裝飾したものではなく、金屬、玉類、貝類、其時代に裝飾用とせられた材料を悉く使用される樣に工風したのである。例へば色と形との取合せに於ても、色の美は如何にせば最も引き立つか、形の變化も如何にせば單調に陷らず、又釣合がよいかと考慮した形跡が見え、色の美を求める爲に使つた材料には、金と銀、群青、綠靑などがその主要部を占めて居り、金も亦其色の美を加ふる爲に、種々に變形して使用せられ、或は之を荒き粉末にし、或は細き絲の如くに打ち切り、或は角形のものを使ひ、又は微塵の如き細末とし、これを取合はせて、形と色と複雜な變化が成立つ樣な裝飾法を使つてをり、其使用法の巧妙なることは、次の鎌倉時代でも到底模倣することが出來ない樣な點まで進んで居る。又經文の文字なども金には限らず、場合によつては銀も使ひ、地紙の色合との關係上、群靑や綠靑をも

使用して、色の美の衝突しないやうに注意してゐる事は、現今遺物中、此經を措いては、他に見ることの出來ないものであります、又色美の現はし方に於て、今日でいへばボカシともいふ法が用ひてあつて、此時代では村濃、裙濃などいふ言葉があつて、單純なる一色よりは、其淡濃變化した調子を喜んだ事である。又用紙についても金銀の使用法により、又は上品なる顏料を巧みに使用されてあるために、地紙が全く紙であるか、何か特殊の貴重な材料であるか、見別けが付かぬ位である。こは一枚の料紙を造る爲に、豫め數十種の色變りの紙を備へ、それを一々絲の如く細く切つて、一種の色文線をなすやう、一片〳〵を繼き合はして一枚に仕上げたものゝである。之は實に贅澤の頂上を盡したものであります。納經の附帶裝飾材料としては、金屬類、貝類、玉類と種々のものを使用してあります。普通の經卷では其卷止になる八相には、特別の裝飾はありませぬが、是には鍍金の透彫金物を使つてをり、又經卷の外題書としては、多く短冊形のものを、金泥で作つて、其中に名前を載せるのですが、これは別に金屬若くは瑠璃の類で之を作つて、名前をば或は彫刻にし、或は字形を取り附けるなどして、すべて大變綺羅びや

平家納經の筥

（その一）

（その二）

（國寶帖に據る）

（一九九頁參照）

納經の見返しの繪の模樣

かなものに裝飾されてあります。軸の如きも、水晶、或は黑漆螺鈿を用ひるのが定式でありますが、此經卷では、一卷每に其意匠を變化して、同じ水晶を使用するにも、或は寶塔形となし、或は蓮華の形となす等、形式を一ならしめず、單調に飾るを避くると共に、却て出來得るだけの複雜な變化を求めんとしてゐる。この小さな卷軸と形式の一定したものに對して、かくまで裝飾術の粹を盡したものはこれ實に空前絕後のものと云つてよからうと思はれます。

當社には、なほ此外、工藝品として蓮華の蒔繪をした經函、武器類としては螺鈿の飾太刀、小櫻威の鎧、卯花威の鎧、彫刻類としては赤栴檀の箱佛、また雜類としては安德天皇の御玩具として言ひ傳へられて居る小さな弓矢だの、笏だの色々なものがあります、又高倉天皇の御所持といはれる檜扇などもあり、何れも希世の絕品であります。要するに、嚴島神社は是等の寶物類を所藏して居る上に、土地そのものが靈區と稱せられ、社殿がまたそれに相應するやう美々しく莊嚴されて居り、觀音乃至は嚴島の明神が鎭座ましますので、自ら神祕の感に打たれ、世をかへ人を異にしても、其信仰は衰へない次第と思はれます。(嚴島記念講演大意)

清盛が如何に藝術思想に富んで居たかは此文でも充分に窺はれるであらう。彼は又海事思想にも富んで兵庫の築港をなし、又音戸の瀨戸を開鑿して藝海の航路を便にし、且つ夙に太宰府の外交上ゆるがせにすべからざるを見て、一族平家貞を遣して之を治めさせた事もある。殊に宋國との貿易の有利なるを見て之を奬勵した事は前に陳べた通りである。彼は又當時未だ舶來の本も乏しかつた太平御覽を既に秘藏して居て、之を朝廷に獻上したのを見れば、平素文學的方面にも注意して居た事が思ひやられる。

太平御覽の進獻

〔山槐記〕二月十三日治承三年辛丑、天陰、笇博士行衡來云、入道太相國六波羅可レ被レ進二唐書於内一云云、其名太平御覽云、二百六十帖也、入道書留之、被レ獻二摺本於内裏一云云、此書未レ被レ渡二本朝一也。

嚴島の納經と對照して之を考へれば、益〻清盛の文學的方面の素養の深かつた樣にも思ひやられるのである。されどもその實、彼は改革思想に富んで居たものであつて、それ程經史の閲讀に耽ける底の人物では無かつたらしい。當時一世の明經學者として世評の高かつた清原頼業が居たのであるが、變通を尙ぶ清盛に於

清盛は學術的の人にあらず

では、前後の時代に於ける如く（前に於ては藤原頼長に信任せられ後に於ては又藤原兼實に大に用ひらる）彼の説を尊重しなかつた樣である。例せば高倉上皇の承安二年九月に宋の明州の刺史から方物獻上の事があるや、其表文に日本國王に賜ふ物色云云の文字があつたので、當時大外記であつた清原頼業は、頻りに此表文の無禮を咎めて受理すべからざるを論じたのであるが、名分の事よりも利益に目をくれて居た清盛には、それは餘りに固陋な説としか聞こえなかつた。また同帝の治承四年福原遷都の議があるや、頼業は遷都の不可を論じたのであるが、この時も採用されなかつた。兼實の日錄玉海には頼業の談として、「而今有遷都之儀、我朝若有運者此㕝不可遂、我朝若可盡者、此㕝可成就歟、國之安否、只在此㕝、遂可見歟」云云とある、以て彼が意のある所を推すべきである。清盛は右樣に典故學者の説をも一應は參考に供したものゝ、彼はなほ當時の新しい考を以て事を處理して行くの勇氣と分別とを缺かなかつた。彼は自分の所見に邁往してドシ／＼と事を裁いて顧慮しなかつた。當時左中辨であつた藤原（吉田）經房なども、典故に通じ朝章をそらんじて居たのであるが、たゞ一般の事務にたづさはつたのみで、さまで清盛から依賴された樣には見えぬ。清盛には頼朝

清盛顧問に乏し

に於ける大江廣元や三善康信などの樣に信任を置かれた者は無かつたらしい。强ひて尋ぬれば藤原(五條)邦綱などが稍〻信任された顧問ともいふべきであらうか。彼は如何なる人かといふに、中納言山蔭の後裔で、法性寺關白(藤原忠通)に信任され、同關白が薨去の後また清盛にも信任されたものと見える。源平盛衰記によれば、彼は未だ藏人所の雜色であつた際、仁平元年六月に内裏が燒亡し、主上(近衞天皇)は南殿に出御せられたが、近衞司などは一向に伺候せぬので、御輿の沙汰をする者も無かつたので、彼は之を見兼ねて俄に參つて主上を腰輿に召させ奉つて舁出さしめた。その内に法性寺關白が參上すると、主上から邦綱は賤しき下﨟乍ら、賢々敷きものであるとて御感の御物語があつたので、關白は是より殊更ら彼に憫愍を加へ、領地なども多く與へたとある。その後また同帝が石清水八幡宮へ行幸になり、臨時の御神樂のあるに際し、樂人が途中淀河で水中に落入り、裝束をぬらして、大に當惑したのである。時に邦綱は偶〻關白に供奉して居たが、俄かに裝束を取出して渡したので、神樂も滯りなく行はれた。かくて此折も時に取つての高名をしたのである。これも心賢き人であつたから、如何なる故障が起らんも計られぬ

とて、豫め御神事の調度類は悉く用意してあつたので、咄嗟の場合に役立つたとの事である。その後清盛にも信任されたが、彼の藤原基實(清盛の女盛子の婿)が薨去の後、その後家白川殿(清盛の女)をもり立てゝ、關白家に傳はつた庄園の大部分を此家に留め置く策を建言したので、清盛の歡心をうけ、官位も次第に進み、正二位大納言に至り、いはゆる福と祿と壽との三つを兼ね備へ、今の言葉でいへば成金者流であつたのである。邦綱の人物たるや、學問の修養があつた譯ではないが、世故にたけ、常識に富み理財の道に長じて居り、淀の河尻や福原にも別莊を置き、福原遷都の際などには大に利得を占め得たやに想像される。學者にあらず、政治家でもないが、かゝる種類の人物が清盛には氣に入つた樣に見える。

されども清盛の人物たるや、大きくして常に大處高處に着眼し、因襲に超脫したる所のあるは、大に彼のすぐれたところで、藤原道憲などの如く、コセ／＼とせず、又罪を斷ずるに當つても、法家者流の酷薄には陷らなかつた。彼は藤原氏に模倣した所もあるが、また內政及び外交について新機軸を出した所も少からず、武家政治の創始の如きも又大に觀るべきものがある。(武家政治創始の事は次項にのべる)

重盛の人格

〔附記〕保元の亂後、藤原通憲は罪人の所罰に際し、非常の事は非常の處分をせねばならぬとて、極刑をおこし、清盛の叔父平忠正が其子長盛、忠綱、正綱、道正の四人を率ゐ、姪清盛によつて降參するや、清盛に命じて悉く之を誅戮せしめ、また義朝の父源爲義が其子義朝によつて降參したのを、同じく義朝に命じて誅さしめ、剩へ義朝の弟賴賢、賴仲、爲宗、爲成、爲仲及び幼弟乙若、龜若、鶴若、天王などをも誅さしめたなどは悲絕慘絕の所爲といふべきである。

同じ平家のうちでも賴盛及び重盛の兩人はその性格が餘程清盛とは違つてゐた樣である。清盛の性格は剛毅果斷の四字で現し得るとすれば、重盛のそれは忠謹溫厚の四字で現し得べきであらう。賴盛はその母池尼の慈悲に厚い氣象をうけついだものか、義理人情にかゝはる事が多かつた樣である。重盛は保元平治の際には戰功が顯著であつて、百練抄にも「武勇雖〻軼〻時輩、心操甚穩也」ともあるが、その政治上の輪廓については窺ひ知るべき資料が乏しい。その點に於ては清盛の輪廓は極めて大きいのであるが、時代に超越した爲か、どうも時人に容れられなかつた。殊に後白河法皇並にその御近臣との關係は次第々々に圓滿を缺くところが

重盛熊野に詣でて死を祈りたりとの說

あつたので、重盛は平素之を憂へて居た。清盛の積極主義に對して重盛は稍〻抑損主義ともいふべく、常に清盛とその環境との不和合の間に立つて彌縫調停にこれ努めた樣である。彼が熊野に詣でて死を祈つたといふ說の起つたのも、かゝる事情からと思はれる。

〔源平盛衰記〕小松殿夢同熊野詣事

治承三年三月の比、小松內府夢見給ケルハ、伊豆國三島大明神へ詣給タリケルニ、橋ヲ渡テ門ノ內へ入給フニ、門內ヨリハ外、右ノ脇ニ法師ノ首ヲ斬懸テ、金ノ鏁ヲ以テ大ナル木ヲ掘立、三ツ鼻綱ニ繫キ附タリ、大臣思給ケルハ、都ニテ聞シニハ、二所三島ト申テ、サシモ物忌シ給テ、死人ニ近附タル者ヲタニモ、日數ヲ隔テ參ルトコソ聞シニ、不思議ナリト覺エテ、御寶殿ノ御前ニ參テ見給ヘハ、人多居並タリ、其中ニ宿老ト覺シキ人ニ問給樣ハ、門前ニ係リタルハ如何ナル者ノ首ニテ侍ソ、又此明神ハ死人ヲハ忌給ハスヤト宣ヘハ、僧答テ云、アレハ當時ノ將軍、平家太政入道ト云者ノ首也、當國ノ流人源兵衛佐賴朝、此社ニ參テ千夜通夜シテ祈申旨アリキ、其御納受ニ依テ、備前國吉備津宮ニ仰テ、入道ヲ討シテカ

ケタル首ナリト見テ夢覺給ヌ、恐シ淺增ト思召、胸騷心迷シテ、身體ニ汗流テ、此一門ノ滅ンスルニヤト、心細ク思給ケル處ニ、妹尾太郎兼康折節六波羅ニ臥タリケルカ、夜半許ニ小松殿ニ參テ案內ヲ申入、大臣怪シト覺シケリ、夜中ノ參上不審ナリ、若我見ツル夢ナトヲ見テ、驚語ラントテ來タルニヤト、御前ニ召レ、何事ソト尋給ヘハ、兼康畏テ夢物語申、大臣ノ見給ヘル夢ニ少モ違ハス、サレハコソト涙クミ給テ、ヨシ〳〵妄想ニコソ、加樣ノ事披露ニ及ハサレト誡宣ケリ、懸リケレハ、一門ノ後榮憑ナシ、今生ノ諸事思ヒ捨テ、偏ニ後生ノ事ヲ祈申サントソ思立給ケル。

同年五月、小松大臣宿願也トテ、公達引具シ奉リ、熊野參詣アリ、精進日數ヲ重ツ、本宮ニ著給ヒテ、御前ニ再拜シ、啓白セラレケルハ、歸命頂禮、大慈大悲、證誠權現、白衣弟子、平重盛驚シ奉リ、申入心中ノ旨趣ヲ聞召入シメ給ヘ、父相國禪門ノ體、惡逆無道ニシテ、動スレハ君ヲ惱シ奉ル、重盛其長子トシテ、頻ニ諫ヲ致トイヘ共、身不肖ニシテ敢服膺セス、其振舞ヲ見ルニ、一期ノ榮花猶危シ、枝葉連續シテ、親ヲ顯シ名ヲ揚ン事難シ、此時ニ當テ重盛苟モ思ヘリ、憖ニ諂テ世々浮沈セン

事、敢テ良臣孝子ノ法ニ非ス、不如名ヲ遁レ身ヲ退テ、今生ノ名望ヲ抛テ、來世ノ菩提ヲ求ンニハト、但凡夫ノ薄地、是非ニ迷フカ故ニ、猶未志ヲ恣ニセス、願ハ權現金剛童子、子孫ノ繁榮絶スシテ、仕テ朝廷ニ交ルヘクハ、入道ノ惡心ヲ和ケテ、天下安全ヲ得セシメ給ヘ、若榮耀一朝ヲ限、後昆恥ニ及ヘクハ、重盛ガ運命ヲ縮テ、來世ノ苦輪ヲ助給ヘ、兩箇ノ愚願、偏ニ冥助ヲ仰クト、肝膽ヲ碎テ祈念再拜シ給フニモ、(中略)是ハ最期ノ暇ヲ申給ヘハ、今ヲ限ノ參詣也、(中略)下向ノ後幾程ナクテ後ニ惡キ瘡ノ出キ給タレトモ、ツヤ／＼療治モ祈禱モナカリケリ。

大臣所勞事

小松殿ノ勞、日ニ隨テ憑ナキ由聞エケレハ、入道殿ヨリ盛次ヲ使ニテ仰ラレケルハ、御所勞日ニソヘテ大事ニナル由承ル、心苦敷コソ存侍レ、何事ニテモ御意得アル人ノ、如何ニ今マデ療治ハナキヤラン、親ニ先立ハ不孝トコソ申侍レ、今日明日トモ知ヌ老タル父母ヲ殘留メテ、歎思ハン事罪深カルヘシ、此間唐ヨリ目出タキ醫師ノ渡テ、今津ニ著テ候ナル、折節然ルヘキ御運ト覺エ、卽彼使者ニ具足シ進スヘケレトモ、先案內ヲ申也ト云レタリ、內府ハ病ノ床ニ臥テ、世ニ侘

シケニオハシケルカ、入道殿ニ最期ノ對面ノ由思ハレケルニヤ、人ニ扶起サレテ烏帽子直衣ニテ盛次ニ出合、返事申サレタリ、療治ノ事畏承候畢ヌ、尤御命ニ隨ヘシ、但今度ノ勞旁存スル旨アルニ依テ、殊ニ醫療ヲ加ヘス、其故ハ重盛去五月ニ熊野參詣シテ、權現ニ申請ル旨侍キ、嚴重ノ瑞相等アリシ上、今此勞ヲ受、御納受ノ故ト存ス、神慮ノ御計凡夫ノ是非ニ及ハサルカ、老少不定ノ世ノ習、老タルヲ殘置奉ル、實ニ痛敷存ストイヘ共、親ニ先立タメシ、重盛一人ニ限ラス、前後相違ノ國、本ヨリ存スル處ナレハ、强テ歎思召ヘキニ非ス、其上命ハ天ノ與フル事ナレハ、必シモ治術ニ依ヘカラサルカ、重盛保元平治ノ合戰ニハ、命ヲ捨テ矢サキニ立テ振舞シカトモ、矢ニモ中ラス、劍ニモ擊レスシテ、今ニ命ヲ保テリ、然トモ今年カ一期ノ限、生涯ノ終ニコソ侍ラメナレハ、惜ムトモスマフトモ叶難キ事ニ侍リ、重盛苟モ九卿ニ列シ三臺ニ昇ル、其運命ヲ計ルニ以テ天ノ心ニアリ、爭カ天ノ心ヲ察セスシテ、愚ニ醫療ヲ致サン、況又所勞若定業タラハ、療治ヲ加フトモ益ナカルヘシ、（中略）其後大臣ハ出家シ給テ、後世菩提ノ御勤ヨリ外他事ナカリケル程ニ、終ニ八月一日薨給ニケリ、生年四十三、五十ニタニモ滿給ハス、

惜カルヘキ御命也。

前記の文は一應尤な樣に聞ゆるが、重盛が熊野に死を祈つた事は長門本の平家物語には見えず、又實錄の書に就いて見ても、事情が稍〻異なるものがあるやうである。史徵墨寶の記者も之を解していふ、「重盛ノ薨ハ、山槐記治承三年五月廿五日ノ條ニ、(前內大臣正二位平重盛(年四十二)依病出家、日來不食云々、去二月、東宮御百日出仕、其後籠居、三月被參熊野、□申後世事云々、於精進屋食事頗復例之間反□□、其後又不食、逐日枯槁云々)トアリテ、其月(七月なるべし)晦日遂ニ薨セリ、本文ニ死ヲ祈ルノ事ナシ、後世ノ事ヲ申ストハ、不食ノ重症ニ罹リ必死ヲ期シタレハ、後世ヲ祈念セシナリ、當時崇佛ノ世ニハ誰モアル事ナリ、サテ不食トアレハ重盛ハ胃病ヲ患ヘ死シタルナリ、然ルヲ盛衰記之ヲ談柄トナシ、又祈死ノ一齣ヲ受ケタリ、春秋左氏傳ハ小說ノ祖ニテ、後世每ニ材ヲ此ニ取ル、左傳ニ楚ノ鬻拳ノ兵諫ニ、晉ノ范文子ノ祈死ヲ記ス、作者因テ兩齣ノ演義ヲ構造シタルナリ、左傳兵諫ノ兵ハ刀刄ヲ云フ、兵士ノ兵ニ非ス、後人多ク兵士ト誤解ス、亦盛衰記ノ談ニ蔽ハレタルナリ、物語類ノ人ヲ誤ル此類多シ、重盛ハ忠謹溫厚ノ性質、淸盛ハ大有爲ノ人物ニテ、晚年頗ル驕暴ノ擧動アレハ、重盛

家庭ノ間ニ於テ幾諫矯正ノ事モアリシナラン、然ルニ世人父子ノ性行相反スルヲ以テ、誇張傅會シテ兵諫祈死ノ説ヲナスニ至ル、讀ム者宜ク當時ノ事情ヲ察シ、之ヲ實錄ノ書ニ照シテ酌量取捨スヘキナリ」とある。こは實を得たものと思はれる。されども百練抄にも「八月一日、入道内大臣重盛公薨、入道太政大臣嫡子、武勇雖軼時輩、心操甚穩也、去比參詣熊野有祈請」とあり、また愚管抄にも「小松内府重盛治承三年八月一日うせにけり、此小松内府はいみしく心うるはしく父入道が謀叛心あるとみて、とく死なはやなど云と聞えしに」云云とあるのを見れば、世上には當時よりかゝる説が流布されたものと見える。かくて盛衰記の文は敷衍はあるにしても、全くの捏造ではなく、自身の重病につけて死後の冥福を祈り、且つ老齡なる父母の將來や子孫一門の繁榮を祈つた事は實際あつたことの樣に思はれる。

なほ前文にもある通り、重盛が兵諫の一條の事であるが、之は鹿谷會議の後、淸盛が謀臣等を處分し、法皇をも幽し奉らんとしたのを、重盛が諫爭したといふ事であるが、之は平家物語及び源平盛衰記中の出色の大文字であるが、その史實については史家の間に議論があるのである。

重盛兵力を以て父を諫めたりとの說

小松殿被諫父事

入道(淸盛)のたまひけるは、抑此間の事、西光法師にくはしく相尋候へば、成親父子がむほんの企は事の始にて候けるぞ、大かた近來よりいとしもなき近習者どもが、折にふれ時に隨て、さま〴〵のことをすゝめ申なる間、御かろ〴〵敷君にて渡らせ給、一定天下の煩、當家の大事引出させ給ぬと覺ゆる間、法皇(後白河)を是へむかへ參らせて、片邊に押籠參らせんと存ずる間、此事申合奉らんとて、待奉つるに、いかなるち(遲々)ゝにか候、大方は淨海が思と思ふ事、御邊の御心に一々と違ひ候らん事こそ、遺恨に覺え候らへと宣へば、内府直衣の御袖にて、淚をおしのぐひて、申されけるは、此仰をかうふり候に、御運のすでに末になり候と覺えて、不覺の淚のこぼれて、先なにかの仔細は知候はねども、此御すがたを見參らせ候こそ少もうつゝとも覺候はね、さすが我朝は邊鄙粟散の境と申ながら、天照太神の御子孫、國のあるじとして、天津兒屋根の尊の御末、朝政を典(ツカサドリ)給しより以來、太政大臣にのぼれる人、甲冑をよろふ事輙かるべしとも覺えず、就中出家の御身となり、かた〴〵御はぼかりあるべかりけるものを、夫三世諸佛の解脫幢相の法衣をぬぎすて、忽に甲

冑を帶しましまさんこと、內には既に破戒無慚の罪を招き給ふのみに非ず、外にはまた仁義禮智信の法にも背き候ぬらんとこそ覺え候へ、先重盛一々に御意に違ひ、ふしぎ成仰を蒙候上は、すでに不孝の仁に罷成候にこそ候なれ、さやうに候はんに於ては思ふことを心中に殘し候はんは、口惜かるべう候へば、一々に申開くべし、おほそれながら暫く御心をしづめさせおはしまして、重盛が申狀を具に聞召さるべうや候らん、かつうは又最後の申狀にて候、たゞ今御院參の條何事に哉、たとへ御院參有べう候とも、重盛に仰合され、申所の一儀をも聞召され候べかりける物を、以の外に物さわがしく覺え候物かな、むほんの輩召置れ候ぬる上は、何とか君をば恨み參らせ給ふべき、まさしく君の叡慮より思召し御立つ事よも候はじ、近習の人々の申すゝめ參らせ候によてこそ、御許容なども候らめ、たとひ又君の御結構にて、正しく院宣をもてむほんの事仰せ下さるといふとも、しゐて御ひが事とも覺候はず、その故は上古を思ひやり候に、平將軍貞盛、將門を討たりしも、勸賞に預りし事受領には過ざりき、伊豫守賴義が十二年まで戰ひて、貞任宗任を亡したりしも、いつか丞相位に昇て父子ともに朝恩にあづかりし、しかるを

此一門は代々に朝敵をうち平げ、四海の逆浪をしづめば、隨分忠なりといへども、其賞に預る事は已に身に餘れり、先例傍れいなし、君事の序をもて、餘りの事なりと御氣色あらん事、全以御ひが事とも覺え候はず、むほん張本と仰られて、新大納言（成親）召置るゝ事、是又ふつうの儀に非ず、我君の御寵臣、あるひは禁中伺候の人を、我が爲にあだをなせばとて、心のまゝに召おかれ、罪科に行はれん事然るべからず哉、いく度も君に仔細を奏して、御氣色にこそ任せらるべきに、押て召捕られぬるは、すでに君をなめ〳〵にしまゐらするにあらずや、此上は今は御身を愼で君の御ためには、いよ〳〵奉公の忠節を存じ、民のためには、倍々撫育の御あいれんをいたしまし〳〵、先非を悔いさせ給ひて、政務に私あらじと思召さば、諸天善神の擁護淺からず、神明佛陀の御加護しきりにして、君の御政引かへて、逆臣忽に滅亡し、凶徒則退散し、四海の狂亂しづかに、萬天の嵐やまんこと、掌を返さんよりも猶早々なるべし、大方は諸經の說相不同にして、內外存知各別なりといへども、しばらく心地觀經第二卷によらば、世に四恩あり、一には天地恩、二には國王恩、三には師長父母恩、四には衆生恩是也、是を知るを以て人倫とし、知らざるを以て鬼

畜とす、その中に殊に重きは朝恩也、あまねく天下王土に非ずと云事なし、率土の濱王臣に非ずと云ことなし、就中國王の恩此一もん極れり、日本はわづか六十六國、しかるを三十餘ヶ國は、一門の分國にて政を執行す、その上庄園、田畠、家門の所領也。此一門の朝恩にほこる事は、依法將軍とも云つべし、昔も今もためしすくなし、彼潁川の水に耳を洗ひ、首陽山に蕨を取ける賢人も、勅命の遁れがたき禮儀をば存ずとこそ承はれ、忝くも御先祖桓武天皇の御苗裔、葛原親王の御後胤と申しながら、中古より無下に官途も打くだり、わづかに下國の受領をだにもゆるされずして候けるに、故刑部卿殿(忠盛)備前の國務の時、鳥羽院の御朝、得長壽院造進の勸賞によて、久絶たりし内昇殿をゆるされ給し時も、萬民ロびるを返しけるとこそ承れ、いかにいはんや、御身はすでに拜任の例を聞ざりし、太政大臣の位きはめさせ給ひ、御末又大臣大將にいたれり、所謂重盛などが短才愚暗の身をもて、蓮府槐門の位に至る、是希代の重恩にあらずや、今是等の朝恩を忘れて、君をかたぶけ參らせ給はんこと、天照太神、正八幡宮、日月星宿、堅牢地神に至るまで、御許や候べき、唯今天の責を蒙て朝敵となり給ふべし、朝敵となるならば、近くは百日、遠くは

三年を出ずとこそ申傳へたれ、君事の次をもて奇怪なりと思召さんことは尤ことわりにてこそ候へ、しかるを御運いまだ盡ざるによて、此事すでに顯はれて、仰合らるゝ人々か樣に召置れぬ、たとひ又君いかなる事を思召し立といふとも、暫何の恐れかましますべき、大納言已下の輩に所當の罪科を行はれ候はん上は、しりぞいて事の仔細をちんじ申させ給ふべきにてこそ候へ、みだれがはしく法皇をかたぶけ參らせられん事、然るべしとも覺え候はず、以㆓父命㆒不㆑辭㆓王命㆒、以㆓王命㆒辭㆓父命㆒、以㆓家事㆒不㆑辭㆓王事㆒、以㆓王事㆒辭㆓家事㆒ともいへり、又君と臣とを准ずるに、親疎をわけて君に附奉るは君臣の法也、道理と僻事とを並べんにいかでか道理につかざらんや、是は君の御道理にてこそ候へ、重盛に於ては、御院參の御供仕べしとも存じ候はず、叶はざらんまでも、院中を守護し參らせんとこそ存候へ、その故は重盛始て六位に叙せしより、今三公のするにつらなるまで、朝恩を蒙る事、身に於てはすこぶる過分也、その重きを思へば、千顆萬顆の玉にも越え、其深きことを論ずれば、一入再入の紅にも過たるらん、然れば重盛君の御方へ參候はゞ、侍二三萬騎はなどか候はざらん、其中に命にかけて身にも代らんと思ふ侍、二三百人などか候

はざらんや、是等を引具して、院の御方へ參りて、禦戰候はゞ以の外の御大事にてこそ候はんずらめ、是を以て昔を案ずるに、保元逆亂の時、六條判官爲義は新院の御方に候、子息下野守義朝は、內裏に候て、合戰事經て、大炊殿戰場の煙りの底に成し後は、一院讃岐の國へ御下向、左府はながれ矢に當りうせ給ひて後、大將軍法師に成りて、子息義朝がもとへ降人になり、手を合て向ひたりけれども、今度朝敵の大將軍なりとて、斷罪に定りにければ、義朝力及ばず、人手に懸らんよりとて、朱雀大路に引出して、父がかうべを刎候しこと、同じ勅定と申しながら、惡逆無道の至り口惜き事かなとこそ存候しか、今度君討かたせまし〳〵候はゞ、彼保元の例に任て、重盛五逆のその一にやなり候はんずらんと存候こそ、豫て心うく候へ、かなしきかなや、君の御爲に忠を致さんとすれば、迷盧八萬の頂なほくだれる父の恩、忽にわすれて不孝の罪かろからず、いたましきかなや、不孝の罪をのがれんとすれば、また君の御爲に不忠の逆臣となりぬべし、君々たらずといふとも、臣以臣たらずば有るべからず、父々たらずとも、子以子たらずばあるべからず、是といひ、かれといひ、むやくのことにて候、末代に生をうけてかゝるうきめを見る、重盛が果

報のほどこそ口惜く候へ、されば申うくるところ、猶御承引なくして、御院參有べく候はゞ、先重盛がかうべを召さるべう候、(中略)入道の舍弟さつまの守忠度小具足ばかりとりつけて、たゞ一騎はせ來られけり、入道此人を見つけて、少し力づきたる心地して、あれは薩摩殿か、さん候、内府が元へまし〳〵たりつるか、さん候參りて候つ、いかによろふと聞は誠か、さん候御よろひ候、それは何事ぞ、入道殿御惡行、法に過させまし〳〵候へば、いか樣にも父の惡行子孫に報いて、日本國に末代には子孫一人もあるべからず、されば恩重しといへども、朝恩にくらぶれば、みぢんのごとし、君の御方に參りて、君を守護し參らせんとて、小具足召れ候て、只今院參有んと候と申されければ、入道興さめて、や殿薩摩殿、わどのと内府とは以の外に心通て、中よき人にてましませば申也、まづ〳〵問ひてなだめて見給へかし、何となだめ參らせ候はんずるやらん、なだめ給はんずる樣は、此ほど世の中しづかならねば、法皇をしばらく鳥羽殿に置參らせて、世を靜めんとすれば、嫡子に捨らるることそかなしけれ、老て子に捨らるゝは、朽木の枝なきがごとくなり、院參に於ては思ひとゞまり候ぬ、自今以後は内府の計ひ申されん事をば、一切背き申まじき

ぞ、きと立寄給へ、なに事も申承べしとのたまふべしとぞ申されける。(下略)

思ふに清盛の忿怒が甚だしくして是程の大事に至らんとしたのであるならば、實錄の書にも其經緯が何とか見えて居りさうなものである。されど玉海には前後の事情が大分細かに書いてあるにも關らず、治承元年六月二日の條に「或云、成親於路可失之由云云、又云、左大將重盛平申請云云、此間說縱橫也、難取實說歟云云、三日の條には、「京中騷動、上下諸人、皆以成怖畏、但院中無參入之人之由禪門大以怒云云、仍昨今人々少々參入云云、院中上下形氣、如存如亡、失色損容云云、或有流淚之輩云云」とあるのみで、重盛は藤原成親とは姻戚の關係(重盛の室は成親の妹、また重盛の長子維盛の室は成親の女)であるのに、その成親が後白河法皇の寵遇を辱うし、今回の事件には首謀者であつたので、斬罪にも處せられんとしたので、之が寬宥を父清盛に請うた筋は見えるが、院參を諫止した趣は一向に記されてない、加之、院の近臣も清盛の怒を恐れて參院する者も無つたので、清盛は却てその無責任を咎めた、そこで少々は參入したとある。又愚管抄には成親の事につき、重盛は「この度も御命ばかりの事は申候はんずるぞ」というたとあり、次に清盛が院參の狀を記して

入道かやうの事ども行ひちらして、西光が白狀を持て院へ參りて、右兵衛督光能卿を呼出して、かゝる次第にて候へば、かく沙汰し候ひぬ、是は偏に爲レ世爲レ君に候、我身の爲は次の事にて候とぞ申ける、さてやがて福原へ下りにけり、下りさまの出たちにて參りたりけり、是より院にも光能までもこはいかにと世はなりぬるぞと思ひける程に、小松内府重盛治承三年八月一日うせにけり、此小松内府はいみしく心うるはしくて、父入道が謀叛心あるをみて、とく死なばやなど云と聞えしに云云、

とある。されば平家物語などにあるが如き仰山な事實は無つた事かと思はれるが、是より三年後に重盛や盛子（清盛の女白川殿）が薨去の際、院の御處置が宜しきを得なかつたとて、清盛が激怒し、太政大臣藤原師長、權大納言源資國以下北面の士に至る、法皇の親近の者共三十九人の官爵を奪ひ、次で關白基房や、師長、資國等を流し、法皇をも鳥羽殿に幽し奉るに至つたのであるが、當時重盛にして存命して居たならば、必ず大に諫爭すべきであつたらうと推察される。治承元年の擧は實に平家を傾覆せんとしたのであるが、それに比すれば今回（治承三年）のは、清盛乃至は平家一門に

對して屈辱を與へたといふ位の者で、決して其運命を覆さんとする程のものではないのである。然るに清盛の激怒が是に至つたのは、時勢の關係もある事であらうが、重盛の如き重厚の人が無くなつたので、清盛も其喜怒哀樂を無遠慮に發露するに至つたものではあるまいか。治承元年の際に於ても、清盛の感情をありのまゝに發表せしめたならば、今回以上であつたではあるまいかと思はれる。されば實錄の上には見えないにしても、重盛の諫爭たるや、その舅成親の助命のみには止まらないで、大義名分の道理にも觸れたものがあつたのではあるまいかと想像される。しかし是等は家庭内の事柄で、餘り世上にも暴露されないので、實錄の書には見えないが、物語の記者はその邊を揣摩臆測して筆を廻したものかと思はれる。

更に考ふるに、本文には「院を鳥羽殿に移し奉らん」とか「朝敵となるならば近くは百日、遠くは三年を出ずして滅亡せん」などあるのを見れば、こは清盛が法皇を鳥羽殿に幽し奉つた後か、或はまた治承四年に平家西走の事があつた後に、重盛の諫言に假託してよい加減に筆を廻はしたものではないかとも思はれる。用語の上には稍〻誇張の氣味がある樣だが、皇室に對し奉る我が國民的氣分が横溢し、大義名

分の道理を明確に記述した所は、稀に見るの大文字で、武家の專橫に對する時代思潮の表現とも見るべきものであらう。

重盛が又信仰心に富んで居た事は前にも陳べた通りであるが、こゝに一つ信仰上に於けるみやびやかな說話が傳へられて居る。そは重盛が燈籠大臣と呼ばれた事の起りで、重盛は東へ十二間、南へ十二間、西へ十二間、北へ十二間の屋を立て、四方に四十八の間を作つた。さうして一方の十二間に十二光佛を一體づゝ立てゝ、四方に四十八體の十二光佛を安置し、各佛體の前に常燈を燃したので、總てで四十八の燈籠がある、さうして年の頃、上は二十歲、下は十六歲まで色深く身盛りに、姿人に勝れ、容顏類なき美女を四十八人選んで、その常燈に一人づゝ附けた。さうして其女が年二十を超せば取替へ〻〻して之に附けた。日歿になると四十八人の女房達が衣裳の飾、蘭麝の芳を新にして、靜かに念佛を唱へつゝ四十八間を廻つた。念佛禮讃が了れば其女が六人づゝ組をなして鼓、銅鈸子をならして囃しつゝ、今樣を謠ひながら又其四十八間を廻るのである。その今樣の歌は「心の闇の深きをば、燈爐の火こそ照らすなれ、彌陀の誓を賴む身は、照さぬ所はなかりけり」といふので、

此歌ばかりを歌はせ、別の詞は交へさせぬ、重盛自らは中臺に坐つて之を聽聞して居つた。是れこそ極樂世界に於て、菩薩たちが彌陀如來に仕へ奉つて、或は說法し或は樂を奏して居られる樣も、斯くやと思ふばかりであつて、餘所ながら哀れにも貴くも聞きなされたとある。そこで此大臣を異名に燈籠大臣といつたとの事である。（源平盛衰記）この記事は源平盛衰記の外には長門本平家物語や、實錄の書には見えないのであるが、如何にも趣味津々たる話柄で、聞いてすら恰も極樂淨土に至つた樣な感がおこり、重盛の佛法信仰としては、似つかはしい樣な心地がする。

平家一門の風流文藻

平家一門は男女を問はず、何れも容姿がすぐれ、多藝多能で、文藻にも富んで居た事は前にも陳べた通りであつて、清盛なども十二歲の時、石淸水の臨時祭に舞人を勤仕し、その身の裝束はもとより雜色に至るまでが美麗過差であつたといはれる。

經正

また清盛の姪經正（清盛の弟經盛の子）などは琵琶に長じ、近江の竹生嶋にいつて見れば、彼が明月の夜に琵琶を奏したといふ遺跡が殘つて居る。彼は幼少の頃から仁和寺の守覺法親王に寵愛せられた。そこで平家一門と共に都を落ちて西海へ向はんとするに際し、舊誼忘れ難く、途中から引返し來つて法親王の御目見えを願うた。

さうして申上げる様は、我身は十一歳の幼なき頃から、朝夕御前を離れず、一日に二度參つた日はあるとも、參らぬ日とてはなかつたのでありますが、今は都を出でて八重の潮路を漕ぎ隔て、何時また都へ歸らうともはかられません、されば今一度君を見參らせんとて、此に推參いたしましたとて、それから齎した青山といふ琵琶を取出し、豫て下し給はりし此琵琶、如何なる世までも御形見として、身を離すまじと思ひましたが、可惜名器を旅中に空しくせんも殘り多く存じますれば、返上仕らんと思つて持參いたしましたとて、錦の袋から出して、輪臺、青海波などいふ數曲を彈じ、是を最期として御暇乞ひをしたとある。また同じ頃、薩摩守忠度（清盛の弟）は淀まで落ちたが、ふと和歌の師匠の事を思ひうかべ、都に歸つて其師藤原俊成卿の宿所を訪づれ、自らの詠歌百首の卷物を出し、かゝる身として御目にかゝるのは憚あれども、一門の榮華は既につきて、西海へ落ちゆく上は、再會も期し難いのである、されば我が無からん後、世が靜まつて勅撰の沙汰にてもあつた折、此中の一首なりとも其中へ留められるならば、身は死すとも餘榮があると申出たので、俊成も之を哀れと感じ、のち千載集を選むに及んで、其中の一首を採り、朝敵のものの歌であるから、

行盛

重衡

態と姓名を隱して讀人知らずとして載せられた。これが卽ち「さゞ波や滋賀の都はあれにしを昔ながらの山櫻かな」と云ふのであつて、極めて風流な話であるのである。是によく似た話がもう一つある、それは清盛の養子平基盛の子行盛に關するものであるが、行盛はかねて藤原定家卿（俊成の子）について歌道を學んで居たが、都落ちの時、別れを惜んで定家卿に卷物一つに消息を添へて送つた。卷物とは平生詠んだ歌を集めたものである。定家は之を見て感涙を催し、勅撰の事があつたならば、必ず入れたいと思つて居た。薩摩守忠度の歌を父俊成が讀人知らずとして入れたのを定家は惜い事と思つて居たので、のち新勅撰集の選集があるに及び、最早時代も移つたので（後鳥羽、土御門、順德などの數代を經て後堀河の時）憚る所もあるまいとて、平行盛の名を顯はして選入された。その歌は「なかれての名たにもとまれ行水の哀はかなき身は消ぬとも」といふのである。平家物語の記者も「亡魂如何に嬉しと思ふらんと哀なり」と同情を表して書いてある。平家の風流は是等に止まらずして、三位中將平重衡（重盛の弟）は一谷の戰の際に、捕虜となつて鎌倉へ送られるや、その賴朝に對する態度なども堂々たるものがあつたので、賴朝も大に感服し、そのつれ〴〵を慰めん

がために、一日藤原邦通や工藤祐經に千手前といふ官女を一人添へて遣はし、且つ酒肴を贈られた。すると重衡は大層喜び、遊興に時を移したのである。祐經は鼓を打つて今樣を歌ひ、千手前は琵琶を奏で、重衡は横笛を吹いて之に和した。先つ五常樂を奏でた所が、重衡はこれは自分のためには後生樂（ゴシヤウラク）であると言つた、次に皇（ワウ）麞急（ジヤウキフ）を奏でた所が、是れは往生急であると唱へ、事毎に興を催ふさぬは無かつた。さて夜半に及んだので、千手前は辭して還らうとすると、重衡は暫くと之を留めて、一盃を傾け、「燭暗數行虞氏涙、夜深四面楚歌聲」といふ朗詠を歌うたとある。是等も後の世までの譚草とされて居る。なほ其他平家一門が西海逆旅の間に於ても宮廷の官女などと和歌の贈答をなしたなど風流韻事は擧ぐるに遑なき程である。

◎[illegible]　八、武家政治の創始

業清盛は又武家政治の始めを開いた人であるといふ事は注目に價する。勿論彼の政治と頼朝の政治との間には少からざる相違の點が發見されるが、清盛は公家政治の型の中に武家政治を織込んで居るのである。それを更に形態までも改めて純然たる武家の政治に改造したのが頼朝であるのである。一體前にもいつた

通り、平安時代以來の公家の政治は次第に墮落し來つて、國家や社會の組織なども不健全で、政令も行屆かず、この狀態で押行いたならば、世の中は一般に腐敗して崩壞の淵に陷らんとしたのである。この際に出でて淸盛は、追々と擡頭し來つた武家の勢力を加味して、一機軸を開き、新なる政治を布かうとされたのである。淸盛の政治は色々な事情で失敗に歸したのであるが、彼が着眼には大に觀るべきものがあつて、この武家政治の創始の如きは大に後の世の規模となつたのである。卽ち諸國の莊園に地頭制度を布かれた如きはその一であつて、是迄は莊園が出來たので國司の政治が振はない、そこで莊園を沒倒して國司の政治を一般に押擴めようといふのが、眼目であつたのであつて、後三條天皇の記錄所の御政治なども、畢竟するに莊園を取締り、不正な莊園の沒倒といふ事にあつたのであるが、淸盛の考へは大に異なる所があり、從來拵らへられた莊園といふものを沒倒する事は、極めて難事で行はれ難い事であるから、莊園は莊園として之を立てて置き、之が取締り乃至は監督權を平家の一門に收め、併せて之を財源にも見立てて行つたのである。かくて地頭制度が起つて來たのである。源賴朝は往々にして淸盛とは反對の政

策を取つたが、この地頭制度の如きは充分に之を理解したのみならず、更にそれを擴張してゆかれた。所謂文治元年の守護地頭の設置は、かういふ所から胚胎して居るのである。

(四) 平氏の衰運及び同氏に對する反抗運動

一、院(後白河)の近臣と清盛との關係

平氏は正盛忠盛の時分から當時の院の御引立てに據て次第に勢力を扶殖し、清盛に至つて益〻後白河法皇の御信任を辱うして其勢が强大に赴いたのである。ところで當時三大勢力といはれたのは、院を中心とした近臣の勢力、南都北嶺に附屬した僧兵の勢力、それとまた是迄記し來つた平家の勢力とであつて、この三大勢力が相協調して行けば結構であるが、清盛の權勢が增大し來つたにつれて、先づ院の近臣との軋轢を免れなかつた。それに僧兵の紛擾が相關聯したので、愈〻事態が面倒になり行いた。されば後白河法皇と清盛との關係が六ヶ敷くなつたのは、何時頃からかといふに、そは素より明瞭でないのであるが、先づ形の上にあらはれた一二について言つて見れば、永萬元年八月に二條天皇の御大葬が行はれ、その際、

後白河法皇山法師に命じて平家を討たしむとの風評

叡山の衆徒藤原成親を訴ふ

延暦寺と興福寺とが席次の爭ひから相戰ふに至つたことは、前にも（一三六頁參照）陳べた通りであるが、當時誰いふとなく、後白河法皇は山法師に命じられて平家を討たせようとして居るとの風說が立つた。そこで平家は恐れて兵を六波羅の第に集めた。法皇は此事を聞こし召して驚かせられ、親しく六波羅に御幸あつて、清盛を諭されようとされたのであるが、清盛は法皇に謁見の事がなかつた。法皇は還御の後、何者がかゝる風說を流布して世を騷がすのであらうかと、仰せられたところが、西光（もと藤原師光といひ、藤原通憲（信西）に仕へ入道して西光といふ）のいふに、平家の暴横が甚だしきに至つたから、天に口はないけれども、人をしていはしめるのでありますと申し上げたので、一座耳をそばだてたとある。以上は平家物語や源平盛衰記に見えた所で、强ち信じ難いのであるが、多少さういふ形跡はあつた事だらうと思はれる。

次に高倉天皇の嘉應元年十二月二十三日に、叡山の衆徒が院の近臣中納言藤原成親を訴へた事がある。これが又平家に關聯して居るのである。事の起りは、當時成親は美濃國司となつて居たので、政友（姓闕く）といふ者を目代として遣はし、國務を執らせたが、事によつて延暦寺領比良野莊の人民を刄傷した。そこで莊民は

其事を延暦寺に訴へ、延暦寺の僧侶は座主について之を上奏した。ところが官に於ては、格別の取調べもせずして、莊民三人を禁獄した。之は少々手落ちであつたやうだが、叡山の衆徒等は之を怒り、更に訴へ出たので、官に於ては前の三人を放免したが、山徒等は一向に聽き入れずして、成親を流し政友を誅されんことを乞ひ、神輿を舁いで參內し、建禮門に至つて嗷訴した。是に於て平經正、源重定等の武士を召して禁門を守らせ、法皇は又天台座主明雲を召し、天皇いまだ幼冲に渡らせらるるから、訴へがあるならば禁門に至らないで院の御所(法住寺殿)へ參るべきやう命じられたが、山徒等はなか〳〵聽き入れない。そこで法皇は平重盛に命じて山徒を追却せしめようとせられたのであるが、重盛は日暮に臨み、倉卒に追却すれば、彼等が或は火を禁庭に放つ惧れがあるから、明曉を待つて追ひ拂ひませうと申上げ、公卿等も亦た暫く山徒の乞ふ所を許して、騷擾を止められたいと請うたので、法皇も已むを得ずして成親の官を解き、之を備中に流し、政友を禁獄する事にされた。

平重盛日暮に臨み山徒追却を難ず

成親の解官配流

〔玉海〕十二月廿三日(嘉應元年)甲辰、陰晴不ㇾ定、時々小雲、巳時許或人云、延暦寺衆徒集ニ會京極寺、漸申下成親卿可ㇾ被ㇾ遠ニ流一之由、而依ㇾ無ニ許容、忽發向云々、或說太多、未ㇾ知ニ可否、下

官日來有二所勞一、不二出仕一、昨今殊不レ快、出仕頗猶豫、已及二午後一、下人說曰、衆徒已參二大內一、又上皇御所、公卿等多以參集、又帶箭之輩滿二院殿中一、甚周章云々、依レ事爲二希代一、相扶所勞一欲二參內一之處、僮僕忽不二見來一、已以仰レ天、及二申終一參內、而衆徒亂二入宮中一、甚以狼藉、於二東面門等一者、悉以閉レ之云云、仍輙難二參入一、令レ伺二便宜一之間、數刻逗留、遂入レ自二美福門一、經二修明門、北門神輿奉レ舁二居建禮門壇上一、又大衆等有二左衞門陣外一、其數不レ知二幾多一、各放レ聲叩レ鼓、高聲狼藉不レ可二勝計一、難レ記二于端毫一、自二右衞門陣一經二高遣戶方一、參二入于版一、主上御二萩戶一、則以參上入二見參一、有レ召仍參二御前一、女房等伺候、即以二藏人兼親一、觸二參入之由於攝政御許一、(中略)兼光云、尾張目代與二比良野神人一、有二相論事一、相遞訴申之間、不レ召二問子細一、觸二神人三人一禁獄、仍衆徒等以二奏狀一訴二座主一云々、以二頭辨一奏聞、即被二放歸一了、于レ是衆徒等太懷二忿怨之心一、彌博二訴訟之思一、今朝辰刻許、先集二參京極寺一、次參二大內一、兼光爲二御使一參レ院、申二大衆參入之由一、院宣云、衆徒早參院可レ申レ訴、專不レ可二參內裏一云云、然而大衆敢不二承引一、如レ此職事等往反已兩三度、尙未二事切一云々者、(中略)自レ院被レ仰二座主一之旨、衆徒參二內裏一之條尤不當、早可レ參レ院、若尙大衆不レ參、皆悉追二歸彼寺一、座主引二率僧綱已講一可レ參レ院、其時可レ有二尋沙汰一云云、即以二其旨一座主仰二衆徒一、々々申云、載レ報之條全不可、仍

衆徒の狼藉

衆徒蜂起の原因

參于内裏、如此時雖幼上參内、是恒例也、更以不可參院、只不奉裁許之仰者、不可歸本山、神輿又不可奉迎、只任手足可逐電、天台宗之佛法滅亡在于此時云云、(下畧)○廿四日、乙巳、天晴、或人云、昨日早參内裏、可追歸衆徒之由、被仰重盛卿、而申云、已及夜陰了、内裏太無情、自外責伏、衆徒亂入内裏之中、大事出來、後悔不可叶云々、然而、

衆徒の願旨

尚被仰已三个度、仍欲參内之間、又被止了、明曉可向云々、聞此事、今曉衆徒皆悉逐電云々、余今朝以消息尋邦綱卿之許、返事云、成親已可被遠流、然者、衆徒等定奉迎社輿歟云々、又或人云、目代禁獄、尾張停任、納言配流、是衆徒訴訟之意趣也、相叶我意云云、

成親配流目代禁獄

○廿五日、丙午、今曉大衆等參内裏、奉迎社輿云々、歡悦之至、成親卿配流備中國、目代禁西獄云々、上卿資長卿云々、抑、沙汰之次第、尤不便々々、一切不可有裁許之由被仰、而衆徒參洛之時、忽然申裁許、不似朝政歟、又兼不被儲軍兵歟、有若亡沙汰也、○廿八日、己酉、或人云、時忠卿院勘云々、以使訪之、無于家云々、曉更或人來告之、此夜半許、時忠卿信範等配流、(時忠出雲、信範備後、以有配流此國□□)成親被召返了云々、今日沙汰、抑、天魔所爲也云々、

法皇間も

以上で事件は落着した事の樣に思はれたが、法皇は間もなくそを御變改になら

なく御變改

れて、座主明雲を譴責に附せられた。之は明雲が山徒を充分に取締らないで、之に黨徒したといふ廉によつたのである。しかのみならず、成親がまだ洛外に出ない先きに、彼の本官を復し、且つ其罪をゆるされたのである。之に反して平時忠、同信範の兩人は官を解き、時忠を出雲に信範を備後に流す事と改められた。こは時忠信範の兩人は、山徒の訴により成親を取調べ中、公平を缺き、且つ誣告の點があつたとの事の爲である。翌年正月成親は右兵衛督を兼ね檢非違使の別當に補せられたが、之は法皇の御寵遇に出で、衆目を驚かした事柄である。かくなつては山徒達もだまつて居るものではなく、再度の嗷訴をなして、成親を放流し、時忠、信範を赦されんことを乞うた。時忠は清盛が妻の兄であるから、清盛も默視するものではない、彼も運動する所があつたので、時忠信範は既に洛外に出たが、まだ配所に至らぬ先きに、罪を赦されて召還され、成親は官を免せられた。かやうに朝令が恰も廻り燈籠か何ぞの如く、色々に轉廻して底止する所を知らない有樣であつたが、要するにこれ前記三大勢力の暗鬪から割出された現像に外ならないのである。

次は同帝の治承元年に延暦寺の僧徒がまた加賀守藤原師高を訴へ出たのであ

延暦寺の衆徒藤原師高等を訴ふ

後白河法皇また御改變

鹿谷會議の由來

藤原成親の家系と其姻親

るが、之も前記の通り(一三八頁參照)師高が弟師經を目代として加賀に遣はし、國務を執らせて居た際に、白山の末寺なる涌泉寺の僧と事を生じた。白山は延暦寺の末寺である所から、延暦寺も之に同意し、師高、師經の不法を上奏した。師高の父は西光といひ院の寵臣であつたので、法皇は之を救解せられんとしたが、山徒が聽き入れないので、鬪爭をも見るに至り、師高は遂に解官の上、尾張に流されて事が一旦落着したのである。されど此時も法皇はその後、西光の讒訴によつて御態度を一變せられ、天台座主の明雲を禁錮し、更に之を伊豆に流さるゝに至つたが、山徒等は之に服するものではなく、途中瀬田の邊で明雲を强奪して叡山に連れ還つた。そこで法皇は憤怒し給ひ、官兵を遣はして山徒攻擊の御沙汰があつたのであるが、當時平氏殊に清盛の態度は煮えきらないで、寧ろ明雲に同情の有樣であつたので、此事は自然沙汰やみの形勢であつたが、院の近臣藤原成親、僧西光等は山徒の討伐に事寄せて平家一門を滅さんと企てた。これが鹿谷會議の起りである。

さて藤原成親の家系を尋ぬるに、概略次の如くである。

尊卑分脈

家成
├成親
│├成經
│├女子　太政大臣師長室
│└女子　經房室　モト維盛室
├師光　西光
├女子　內大臣重盛室
└女子　右衞門督信賴室

成親は字を中御門といひ、清盛は成親の父家成の頃は其家門に出入して下部（シモベ）の有樣であつたと傳へられる。家成の女（成親の妹）は內大臣重盛の室となり、次の女は右衞門督藤原信賴の室となつた。（これ信賴の亂の際、成親が之に黨した所以であるが、平重盛の救解によつて罪を許された）また成親の女は維盛（重盛の嫡子）の室となり、長子成經は平教盛（清盛の弟）の女を娶つた。右樣な關係で平家とは深い姻親であつたのであるが、成親は法皇の寵幸を辱うしたので、豪奢の風があり、豫て近衞大將を希望して居たのに、治承元年正月に、大納言右近衞大將たりし重盛が左近衞大將に轉じ、その弟宗盛が權中納言に任じて右近衞大將をも兼ね、左右の大將ともに悉く平家一門の壟斷に歸したので大に之を憤慨した。そこで法勝寺の執行僧

俊寛（尊卑分脈によれば俊寛の女は平頼盛の室とある、かゝる關係にありながら事を企てたのであるが、實は勅によつて子としたとあつて、養子である、もとは阿波の人といふ事である）判官平康頼、源蓮淨（もと近江中將成雅）等相黨し、京都東山なる俊寛の寓居、鹿谷に會して平家を滅さんことを議したのである。偶〻前記の通り加賀の涌泉寺の事から師經（師高の弟）の配流、明雲の處分等の問題を惹起したので、成親等は此機に乘じ、山徒を討つに事寄せて平家を滅ぼさんと密に評議し、兵力がなくては協はぬといふので、多田藏人源行綱を味方に引入れる事になつたのであるが、行綱は中途に至り、事の成就すまじきことを察し、却つて清盛を福原に訪ひて、成親等が計畫の次第を密告したのである。そこで此事がスツカリ露見し、先づ西光の召捕りとなり、それより成親及びその子成經等の囚禁となり、姻親の關係から重盛や敎盛等は非常な苦境に陷つたのである。（この際重盛が父清盛を種〻切諫した事は前文に陳べた通りである。（二一一頁參照）但し西光が清盛の面前で遺憾なく其不臣を罵倒したのは稍〻誇張の嫌がないではないが、彼が不敵の精神を見るべきものがある。）かくて西光は誅せられ、その他は多く配流に處せられ、成親は備前に（のち誅せらる）平康頼、僧俊寛、藤原成經は鬼界島に流された。以上の記事は

院中寂寞

平家物語や盛衰記に詳述されてあるが、玉海の文を左に掲げて參照に供する。

（玉海）六月一日（治承元年）人傳云、入道相國坐八條亭、召取師光法師、（法名西光、法皇第一近臣也、加賀守師高父）禁固之、被問年來之間所積之凶惡事、並今度配流明雲、及讒邪萬人於法皇、如此了問、非常不敵事等云々、又今旦招寄成親卿、同以禁錮、殆及面縛云々、武士充滿洛中、雲集禁裏、但院中寂寞（云々）、絆絶常篇、不遑記錄、猶院近臣等、悉以可搦進云々、○二日、去夜半刎西光頸了、又成親卿流遣備前國、相副武士兩三人云々、或云、西光被尋問之間、可危入道相國之由、法皇及近臣等、令謀議之由承伏、又注申預其議定（之）人々交名云々、隨彼狀可捕搦之輩太多云々、或云、成親於路可失之由云々、又云、左大將重盛平に申請云々、此間說縱横也、難取實說歟、○三日、京中騷動、上下諸人、皆以成怖畏、但院中無參入之人之由、禪門大以怒云々、仍昨今人々少々參入云々、院中上下形氣、如存如亡、失色損容云々、或有流淚之輩云々、大衆一昨夕、下垂松邊、以使者示送入道許云、令伐敵給之條、喜悅不少、若（几）有可能入之事者、承仰可支一方云々、院中近習之人々、皆悉令逃散妻子資財等、只一身許慭祗候云々、事變政改、誠只片時之間也、悲哉々々、

後白河法皇清盛を懷柔せられんとす

清盛と法皇との御間柄愈〻離反す

法皇鳥羽殿に幽せられ給ふ

かくて又一方嘗て流罪の宣言を受けて居た叡山の座主明雲は呼返され、西光の子藤原師高、その子師經等は誅戮せられたのである。法皇は清盛が右の如く其反對者に對して强壓的手段を取るので恐怖を懷かせられたものか、その後頻りに清盛を懷柔せんと圖らせられたやうで、高倉天皇の中宮德子（清盛の女）が產氣をお催しになつたにつき諸神社佛閣に祈願の事があるや、法皇も御幸あつて御祈禱を遊ばされた。御安產で皇子御誕生の事があるや、清盛は驚喜の限り、法皇にも富士綿千兩、美濃絹百疋を上つて謝意を表したが、法皇は清盛が法皇に對し奉り祈禱師同樣な扱ひをなしたのを御不快に感せられてか、麿は驗者としても世を過ぐせるよと仰せられたといふ事である。

清盛と法皇との御間柄が愈〻六ケ敷なつたのは、治承三年に重盛の薨去後、法皇が其所領越前國を收公し給うた時からであつて、平家の暴横は益〻露骨となり、關白藤原基房以下三十九人の公卿の官爵を奪ひ、又之が配流となつた。法皇は法師靜賢を以て自今以後は萬機について御口入（仰せ言をせられること）遊ばされぬとの旨を特に清盛へ仰せ遣はされた。それにも關らず清盛は恐れ多くも法皇を鳥羽殿に幽し

源頼政擧兵の原因

奉るに至つたのである。

（百練抄）十一月十五日（治承三年）世間（上）嗷々、武士滿洛中、入道大相國奉怨公家、率一族可下向鎭西之由風聞、上皇以法師靜賢、自今以後萬機不可有御口入之由、被仰遣之、

○廿日、太上法皇渡御鳥羽殿、非尋常議、入道相國押申行之、成範脩範等卿、法印靜賢、女房兩三之外不參入、閉門戶不通人、武士奉守護之、

二、源頼政の擧兵

源三位頼政が擧兵の次第は平家物語や盛衰記には事細かに記してあるが、實錄の書には其原因の徵すべきものがない。蓋し時世を憤慨しての事に相違ない。當時平家の暴橫は前に記した通りであるが、高倉天皇に於かせられては法皇の鳥羽殿に御幽居の御事があつて以來は、常に御軫念をなやまされ、遂に治承四年二月廿一日に皇太子に御讓位あり、之を安德天皇と申す。（時に御年三歲）こゝに源頼政といふものがあつたが、彼は源頼光の玄孫で武略に長じ、且つ去就の明があつて、保元の亂に際しては、同族（源氏）の中には崇德上皇の御方に參つた者も多かつたのに、頼政は朝廷側に屬し平治の亂には源義朝等は信頼に黨したのであるが、頼政はこれに與

らないで居た。その心中を忖度すれば敢て平家黨といふ程でもあるまいが、時世を見るに於て一隻眼を備へて居たともいふべきであらう。されば平家側からは自然と味方の如く思ひなされたものか、彼が從三位に叙せられたのも、實は清盛の推薦によつたのである。この事は次の玉海の文に見えて居る。

〔玉海〕治承二年十二月廿四日、今夜賴政敍三位、第一之珍事也、是入道相國奏請云々、其狀云、源氏平氏者我國之堅也、而於平氏者、朝恩已普一族、威勢殆滿四海、是依勳功也、源氏之勇士、多與逆賊、併當殃罰、賴政獨其政正直、勇名被世、未昇三品、已餘七旬、尤有哀憐、何況近日身沈重病云々、不赴黃泉之前、特授紫綬之恩者、依此一言被敍三品云々、入道奏請之狀雖賢、時人莫不驚耳目者歟。

諸事因襲を重んじて居た當時としては、この賴政の敍爵は衆目を驚かしたものと見える。されども平家物語や盛衰記の文などによれば、賴政は勳功ありしにもかゝはらず、恩賞にも預らなかつたので、之を殘念に思ひ、和歌によつて其意中をのべたので昇殿敍爵されたとある。即ち「保元ノ合戰ノ時、御方ニテ一方ノ先陣ヲ賜リ、凶徒ヲ退タリケレ共、指ル勳功ノ賞ニモ預カラズ、怨ヲ含ナカラ大內ノ守護シテ、

年久クナリ、地下ニノミシテ殿上ヲユルサレサリケレバ、

　人シレヌ大内山ノ山守ハ木隱テノミ月ヲ見ルカナ

ト讀テ進セタリケレハ、不便ナリトテ昇殿ヲ聽、又四位ノ殿上人ニテ久ク世ニ仕奉ルニ述懷仕テ、

　上ルヘキタヨリナケレバ木ノ下ニ椎ヲ拾テ世ヲ渡ル哉

ト申タリケルニ依テ、七十五ニテ三位ヲ聽サレテ後、先途既ニ遂ヌトテ、出家シテ源三位入道トモイハレケリ」云々と。(盛衰記)　是等は物語の常套に出た附會説であつて、信じ難いのである。千載集(壽永元年後白河法皇藤原俊成に命じて選ばしめしもの)にも「人しれぬ」の歌を收めてあるが、その詞書に「二條院の御時、年比大内まもる事を承はりて、みかきの内に侍りながら、昇殿はゆるされざりければ、行幸ありける夜、月のあかかりけるに、女房の許に申侍りけるとなり」とある。賴政の昇殿を許されたのは六條天皇の時で、二條天皇では時代があはない。また一首の歌で昇殿を許されたといふのも如何、且つその三位に叙せられたのは全く清盛の推薦によつたのであつて、歌の爲ではない。然らば賴政は當時清盛の覺えが目出たく、昇身も出來たのであるからそれで滿足

して居たかといふに、心中は決してさうではなかつたらしい。平治の亂以來、平家一門の仕うちは傍若無人で、源氏のかたわれの賴政などは眼中に置かれてない有樣である。（宗盛が賴政の子仲綱の愛馬を無理に借りて仲綱に辱を與へたなどの如きはその一小例に過ぐまい）されば豫てより去就の明ある賴政は、平家の大に人心を失したのを見て、この時もその慣用手段なる去就の判斷に出で、時世を一轉廻せしめて、運よくば我が一家はいふに及ばず、源氏一門の蟄懷を開き、横暴なる清盛等を倒滅しようとの考から、乾坤一擲の擧に出たことと推測される。不幸にして彼は敗死したけれども、彼の投げた一石の波紋は次第に擴大されて、終には平家の滅亡を見るに至るのであるから、彼は時世の觀測に於て矢張り常人に立超えた所があつた樣に思はれる。賴政は平家を滅す爲の手段としては、第一に皇族を戴かねばならぬと考へたらしい。斯て平家討伐の令旨が諸源に下されると同時に、僧兵の力をも借りる事につき注意を怠らなかつた。是等の運びが充分に進んだならば、彼は成功せぬまでも、今少しく戰爭を繼續し得た事であらう。ところが豫想外に早くその計畫が漏洩して、清盛の耳に入つたから、諸源が應援の兵を擧げる暇もなく、彼は敗死して了つたのである。

頼政以仁王を戴く

以仁王の令旨

頼政は當時後白河法皇が清盛の爲に鳥羽殿に幽閉せられ、世人が憂憤して居るのに際し、或日法皇の第二の皇子以仁王を御訪ねして、暴横なる平氏を滅ぼす策をおすゝめしたのである。以仁王は賢明の褒れがあり、豫て時世を憤られて居たので、之を御承諾になつて、窃に令旨を諸方に下されるに至つた。その令旨は吾妻鏡にも見えて居て左の如きものである。

下東海東山北陸三道諸國源氏幷群兵等所、

應早追討清盛法師幷從類叛逆輩事

右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣、奉

最勝王勅、偁、清盛法師幷宗盛等、以威勢起凶徒、亡國家、惱亂百官萬民、虜掠五畿七道、幽閉皇院、流罪公民、斷命流身、沈淵込樓、盜財領國、奪官授職、無功許賞、非罪配過、或召釣於諸寺之高僧、禁獄於修學僧徒、或給下於叡岳絹米、相具謀叛粮米、斷百王之跡、切一人之頭、違逆帝皇、破滅佛法、絕古代者也、于時天地悉悲、臣民皆愁、仍吾爲一院第二皇子、尋天武皇子舊儀、追討王位推取之輩、訪上宮太子古跡、打亡佛法破滅之類矣、唯非憑人力之搆、偏所仰天道之扶也、因之、如有帝王三寶神明之冥感、何忽無四岳合力

之志、然則源家之人、藤氏之人、兼三道諸國之間、堪勇士者、同令與力追討、若於不同心者、准清盛法師從類、可行死流追禁之罪過、若於有勝功者、先預國之使、兼御即位之後、必随思可賜勸賞也、諸國宜承知、依宣行之。

治承四年四月九日　　前伊豆守正五位下源朝臣（仲綱）

按ずるに此以仁王の令旨については僞文書ではあるまいかといふ說がある。（吾妻鏡にも往々當時世間に流布した僞文書を本物と思つて記事の中に編入したやうに見える節があるので、之も其一つと見ての說である）その故は文章が通常の令旨の體と異なる所があり、且つ餘り仰山な書き方をして居るからである。之を平家物語等に見えるものと比較するに、多少文字の出入はあるが、大體は同じである。但し斷百王之跡、切一人之頭とあるのは長門本平家物語には失百皇之懇切一人之驗とある、これでは意味が全く違ふのである。また尋天武皇子舊儀とあるは、長門本には呼天武皇帝舊とある、天武皇子は天武皇帝の方が善いやうである。（呼びは尋れとある方が意味が明瞭である）また本文に破滅佛法、絕古代者也とあるが、清盛は佛法の事に就いては比較的理解があつた樣であり、殊に叡山の僧侶などに對しては聯絡がついて居た樣であるから、破滅佛法といふは餘り誇張した書

き方である。（併し後に至り、即ち其年の十二月には政略上遂に園城寺及び東大、興福の二寺を燒打ちしたのであるから、それから後の事を加味して文を起したとすれば適當するのである、また本文の御卽位之後、必隨思可賜勸賞とあるのも如何、以仁王の擧兵は御父後白河法皇の御幽閉を釋き奉るのが第一の御趣意で、皇位に卽かせらるゝ爲ではないといふ説がある。之も一應尤であるが、併し東大寺要錄の中には最勝太子とあり（こゝには最勝王とあつて共に以仁王を指す）また此時、人相を見るに妙を得た相少納言宗綱（初めの名は唯長）といふ者があつて、此者が嘗て王の相を見、國を受くべき相であるといつたのが、亂の根原をなして居るといふことであれば、（玉海、六月十日（治承四年）の條に、件男、年來好相人、彼宮必可受國之由奉相、如此之亂逆、根源在此相歟、不可々々）全く皇位の望がなかつたともいへぬ。もと此令旨は諸方に義兵を起させる爲の宣傳であつたので、特に仰山に書かれたのであるとすれば、それも聞える。文體が普通の令旨の體をなさぬといふは、急速の際、然るべき典故を心得た文筆の士が居なかつた爲とすれば、之も聞えぬ事はない。令旨としては、少々おかしい所もないではないが、之を僞文書と斷定

八條院と以仁王との御關係

する事も如何はしく思はれる。なほ以仁王の令旨は諸國の源氏以外、興福寺、園城寺等の諸大寺にも下された筋に見える。その事は吾妻鏡治承四年五月廿七日の條に、同日國々源氏幷興福園城兩寺衆徒應二仲綱令旨一之輩悉以可レ被レ攻二擊之一者、於二仙洞一有二其沙汰一云々とあるので推測される。

愈々この令旨を諸國へ下すについて、幸ひ當時源爲義の末子義盛（のち行家と改名）が在京したので、彼を八條院の藏人となし、右の令旨を帶して東國へ赴かしめたのである。八條院とは暲子内親王といひ、鳥羽法皇とその寵姫美福門院との間に生れた姫宮で、早く尼になられたが、美福門院の死去の後には、數多の莊園を傳領したのである。而して以仁王は八條院の御猶子である上に、同院に伺候する女房三位局（伊豫守盛章の女）に通じて一男一女を生んだ。一男は道尊といひ、のち東寺長者、東大寺別當になられた方であるが、生れた時から八條院に養はれ、以仁王擧兵の時は七歳位であつたが、平氏の捜索に遇ひ、六波羅へ連れて行かれたのである。一女はのち八條院の御猶子となり、親王號をも宣下せられ、數多の莊園を讓られたのである。以仁王と八條院とは右樣な御關係にあつたので以仁王擧兵の際には、此八條院の所領

をも財源の一つに供せられようといふ譯であつたかも知れぬ。(鎌倉時代の研究所收、以仁王の擧兵と八條女院領(中村直勝)參照)

〔吾妻鏡〕五月十六日治承四年 今朝廷尉等猶圍宮御所、破天井、放板敷、雖奉求不見給、而宮御息若宮八條院女房三位局、盛章女腹御坐八條院之間、池中納言賴盛爲入道相國使、率精兵參八條御所、奉取若宮、歸六波羅、此間洛中騷動、城外狼籍、不可勝計云々。

〔玉海〕正月十四日建久七年 自八條院以長經朝臣爲御迎、被獻御跡事、被奉處分姫宮之狀所被進也、卽奏事由、申御返事了、安樂壽院、歡喜光院等所被奉也、又廳分御庄々等、分賜中將良輔之外、併可有姫宮御分也、但故三條宮御娘、先年可被相承女院御跡之由、御處分了、仍被一勘之間、不可有相違、其後此姫宮一向可爲御沙汰之由、所被申置也、○十五日、晴、午刻參八條院、御惱同前ニメ頗鎭給、又謁仁和寺宮、先日女院所被申、三條姫宮親王宣旨事、父非親王之人、蒙此宣旨之例、未曾有也、加之父宮已爲刑人被除名了、其子忽預此恩、尤乖物義歟、仍此事不被問人々之、不可及成敗之由、余示之、尤可被問人々之由、所被答也、日來依此事、深不請、今日被申披了歟、

さて源義盛は新宮十郎ともいひ、紀州熊野の新宮に深い關係があつたので、先づ

以仁王の御事發覺

こゝへ立寄つて那智及び新宮の大衆を語らうたのであるが、本宮の大江法眼は平家の祈禱の師であつたので、之を聞き込み、軍を催して新宮へ攻寄せて敗軍した。大江法眼の甥に佐野法橋といふ者があつて、事の次第を福原なる清盛に申し送つた。そこで清盛は以仁王が兵を擧げ給はんとする事は承知したのであるが、まだ源三位頼政の一族が之に加擔して居よう、などとは氣附かなかつた。そこでさまで事件を重大視せずして、王を捕へ奉つて遠流にでも處すれば、それで事が落着するものと考へたらしい。かくて五月十五日に檢非違使兼綱（源頼政の子）光長等を遣はし、隨兵を率ゐて以仁王の三條高倉の御所を追捕せしめたのであるが、頼政は既に

以仁王園城寺に遁れ給ふ

其事を知つて（その子兼綱から聞いたのであらう）以仁王を園城寺にのがれしめたので、檢非違使等は御所中を尋ねたが、見出し得ずして空しく引上げた。一方に於て鳥羽殿へ幽居し奉つた法皇（後鳥羽）をば、十四日に八條坊門の烏丸、俊盛入道の亭に遷御し奉つた。こは以仁王の御事があつたので何者かに奪はれてはならぬとて警戒の意に出たものであらう。その內に宮が園城寺におゐでで僧兵が之を援け奉ることが分つたので、朝廷よりは宮を出すべきやうに交涉せられたのであるが、僧兵が應じ

ないので、愈〻追討することになり、廿一日に其部署を定め、平宗盛賴盛以下十人の大將を取極められたが、その連名の內に賴政入道の名が見えて居る。賴政は此時までも知らぬ體で居たのであるが、廿二日の未明になつて、愈〻子息郎徒五十餘騎を率ゐて園城寺に至り、以仁王にお附き申したのである。こゝに至り、平家一門は定めし事の意外に驚き、且つたばかられた事を憤慨したであらう。また園城寺よりは延曆寺と興福寺とに牒狀を遣はし、援助されんことを乞うたのである。興福寺は直に應援すべき旨を答へたが、延曆寺は前々からのいきさつもあつたので、その態度が不明であつたが、やがて三百餘人の大衆が宮方となつて與力するとの事であつたから、園城寺の衆徒も喜び、一時宮方の勢力が强大に見えた。そこで朝廷よりは彼兩寺を諭されようとの事で、興福寺には攝政から氏院別當を遣はし、延曆寺には座主明雲に登山せしめられたのである。且つ上總介忠淸の議に從ひ近江米一萬石と美濃絹三千匹を寄進して、衆徒の心を引きつけたので、一山が悉く座主の命に從つたばかりでなく、園城寺をさへ攻めようといふ事になつた。加之園城寺にも淸盛が祈禱の師なる一如房阿闍梨眞海といふものがあつて、淸盛に內應し、

淸盛米絹を送つて僧徒の心をひく

頼政王を奉じて南都に赴かんとして平氏の追撃に遇ふ

頼政が六波羅夜襲の計を申立つれば、一味の者と異議をとなへて、その時刻をあやまらせるといふ様な次第であつたので、頼政は園城寺の衆徒は頼み少いと思ひなし、愈ゝ策を決し廿五日の夜半頃に、宮を奉じて南都へ向はれたのである。この時宮の軍は僅に五十餘騎に過ぎなかつたが、平家は之を聞き三百餘騎を以て追撃した。かくて宇治平等院の邊で戰つたが、宮の軍は衆寡敵せずして仲綱は自殺し、頼政兼綱等は戰死し、宮はおのがれになつたが光明山の鳥居の前で（一說には加幡河原）矢に中つて御事があつた。一方興福寺にては關白の制止を用ひず、宮の御出を待受けたのである。

以仁王配流の御沙汰

按ずるに以仁王擧兵の御事蹟は玉海、山槐記、吾妻鏡、愚管抄、平家物語、盛衰記等に詳記されてあるが、其文が長くて煩はしいから、山槐記の分のみを左に抄錄して參考に供する。

（山槐記）五月十四日（治承四年）及深更、自鳥羽奉渡法皇於八條坊門南烏丸西亭云々、

○十五日、亥剋自京下人走來云、高倉宮（一院御子、故高倉三位腹、新院御兄也）有配流事、只今檢非違使兼綱（大夫尉）光長向三條北高倉西亭、武士等圍之者、今日可有兇物之由被仰下、

仍官人等着冠參陣（大内）三條大納言（實房）依召參內、實者無免物、被仰下宮御事、仍官人忽召寄烏帽、於陣邊着之、晩頭參向彼宮之處、皆閇門、無答之人、仍光長令踏開高倉面小門之間、左兵衛尉信連射之、被疵者有兩三人、宮不御坐、早以令遁出給畢云々、今夜猶武士圍之、女房等裸形東西馳走、可悲々々、抑彼宮御名以仁也、而仁字有憚之由有沙汰、改仁字、爲光字被仰下云々、宮乘張藍摺之輿、令持幣、如物詣人令向寺給云々、或云、着淨衣御騎馬給、又乘馬者二人、御共人凡四五人云々、未知一定歟、渡御平等院寺也、○十六日、傳聞、高倉宮猶不御坐、仍破塗籠見之、全不御坐、有辛櫃二合、一合有鏁、一合不入得御裝束開蓋云々、宮御坐三井寺云々、衆徒不奉出、不用宣旨云々、宮御子若宮八條院奉養、平納言（賴盛）奉仰奉責、武士如雲如霞、數剋令愁惜給、武士亂入門內、仍被出之、被奉寺宮、（一院御子也）即出家云々、○十七日、今夕召園城寺僧綱十人（名略す）七人參入、罷向本寺可仰衆徒之由被仰云々、又召山座主明雲、可止山僧同心之由被仰云々、○廿二日、今曉源三位入道（賴政）率男伊豆守仲綱以下五十餘騎、向三井寺、參高倉宮云々、聞可蒙罪之由、仍逃去云々、行舜律師來云、昨日朝園城寺僧綱等赴如意嶺逃歸、衆徒全不用敕定、不可奉出宮云云。○廿三日、午剋北山

頼政兼綱等の首を得たり

以仁王打取られ給ふ

科燒亡、下人云、法皇御所云々、自園城寺燒之、武士等向寺之時、於彼所可調陣、仍燒之云々、○廿六日、去夜半許、高倉宮出園城寺、令向南都給、日來延暦寺衆徒有同心之疑、而昨朝座主僧正明雲登山、制止此事、一向承伏、聞此旨忽被向南都云々、又日來有同心之聞也、聞其告、飛驒守景家、上總守忠清等發向宇治之間、宮先渡橋給、彼方甲兵引橋、景家責寄於橋上合戰之間、忠景又追來、伴類十餘騎作時、打入馬於河中、橋上方有歩涉瀨、或又雖深淵、以馬筏郎等二百餘騎渡河、於平等院前合戰、景家得賴政入道頸、忠清得兼綱大夫尉頸、平等院廊自害者有三人、其人一人着淨衣無頸、有疑、賴政男伊豆守仲綱死生不詳、又宮遁入南都給云々、藏人頭重衡朝臣、左少將維盛朝臣追向宇治、各不構城郭之前直可進責者、忠清等云、臨晩着南都之條、可有思慮、若人々不知軍陣之子細所被示也、不可然者、仍相具首卅餘返洛、○廿七日、行隆云、只今自南京已講失名申送攝政云、賴政子二人失名舍人男一人落來、件舍人申云、宮着藍摺水干小袴生小袖給、於加幡河原被打取給了者、

かくて以仁王擧兵の御事は落着したのであるが、なほ僧侶の處分が殘つて居た。されど園城寺の方は既に宮を出し奉つたのであるから、その召集めた惡徒の中で

園城寺及び南都に對する處分問題

巨魁たる者を處分すればよいのであるが、興福寺は宮を迎へ奉らうとなし、且つ園城寺に同情して官使に無禮を加へた樣なわけであるから、是非とも之を膺懲して後害を絶たねばならぬとの議があつたが、その中に宮は流矢に中つて薨じ給うたとの知らせがあり、また藤原氏は其崇敬せる氏寺の事であるので極力反對したから、追討の事は暫く沙汰止みとなり、その六月二日には清盛は急遽に福原遷都の事を決行された。（福原遷都の事は第一卷に あるから此には省略する）これは南都北嶺の僧徒等の來犯を恐れた爲であらう。

福原遷都

且つ此月廿日には園城寺の末寺の庄園等を沒收し、門徒僧綱等の見任を解却され、八月十六日には興福寺の僧綱等を解官し、私領等を沒收された。これによつて天下は鎭靜する事と思つたらしいが、實は平家の威望は既に薄らぎ、福原遷都は却てその弱を天下に示すに過ぎなかつた。

平氏に對する反抗運動諸方におこる

東國にあつては源頼朝も既に以仁王の令旨を奉じて義兵を擧げ、近畿にも擧兵するものがあるに至り、興福園城兩寺の衆徒も之に同意せんとする形勢があつたので、清盛は最早打すて置き難きを感じ、十二月十日には平淸房等を遣はして園城寺を攻め、堂塔房舍を燒拂ひ、同月廿五日には又平重衡等を遣はし、數千の兵を以て東大寺興福寺を討たしめ、兩寺の

園城寺及び南都の焼討ち

隆季、通親等南都攻撃を主張す

堂塔僧舍等を灰燼となし、僧侶の首を斬ること二百餘人に及んだ。かくて平家は愈〻佛敵となつたのである。

〔愚管抄〕サテ宮ノ三井寺ヨリ奈良ヘヲハシマス事ハ、奈良吉野ノ方ニ請取マイラセント支度シタリケレバ、フカクヤスカラヌ事ニシテ、南都ヲ追討セントテ公卿僉議ヲコナヒケリ、隆季(藤原)通親(源)ナド云公卿、一スヂニ平禪門(清盛)ニナリカヘリタリケレバ、サルベキヨシ申ケルヲ、左右大臣ニテ經宗(藤原)兼實(藤原)多年ナラビテヲハシケル、右大臣思ヒキリテ、一定謀叛ノ證據ナクテ、サウナクサ程ノ寺ヲ追討ハサラニエ候ハジ、就中春日大明神日本第一守護ノ神明也、王法佛法如ニ牛角一不レ可レ被レ滅之由愚詞ヲ申サレニケレバ、左大臣經宗ハ昔ノナラヒニヲソレテヨモ是ニ同セジト人思ヘリケルニ、右大臣申サル丶旨然ルベシトテ、其時ハヤミニケリ、(中畧)猶十二月廿八日ニ遂ニ南都ヘヨセテ燒拂ヒテキ、ソノ大將軍ハ三位中將重衡也、アサマシトモ事モヲロカ也。

〔百練抄〕五月(治承四年)廿七日、於ニ新院一、興福園城兩寺濫行事、何樣可レ被レ行哉之由有ニ議定一、○六月廿日、園城寺末寺庄園等沒收、圓惠法親王可レ停ニ止天王寺別當職一、幷門徒僧

園城寺追討

南都追討

金堂災に罹かる

綱可解却見任之由被宣下之、○七月三日、法勝寺御八講、不被召興福園城兩寺僧綱、○八月十六日、興福寺僧綱等解官、并私領等可沒收之由被宣下、○十八日、園城寺僧徒被免勅勘、○十二月十日、差遣官軍於園城寺、是彼等衆徒同意于近江國謀叛輩之由、依有其聞也、而天台大衆待請山科邊合戰、彼衆徒又同意惡徒之故也、○十一月、淡路守淸房追討園城寺、堂塔房舍拂底燒拂、金堂一宇相殘、○廿五日爲追討南都、藏人頭重衡朝臣發向、是彼僧徒等偏背朝威巧謀叛之由有其聞之故也、○廿八日、藏人頭重衡追討南都、是彼衆徒等背朝威謀反之由依有其聞合戰、斬首者二百餘人、去廿五日赴南都、今日、東大寺興福寺、堂舍僧房不殘一宇、悉以燒拂、佛法之滅亡、偏在此時、云云、

〔山槐記〕　十二月十日治承四年　山惡僧園城寺惡僧同心籠園城寺、仍爲令見事體前越中守盛俊郎等廿騎許遣寺之間、於山科凶徒四十餘騎來向、相戰之間、淡路守(淸房)□追來加戰之、凶徒敗走、斬首四人云々、○十一日、園城寺凶徒等敗落、○十二日、官兵燒拂園城寺房舍、金堂并堂舍房兩三宇殘、云々、雖放火於金堂盛俊令消云々、

〔玉海〕　玉海の記事は周到にして何れも長いから此には其重なる點のみをかゝげる

山下(本)兵衞尉義經

官兵等三井寺房舍を燒く

平重衡等南都征伐

十二月九日(治承四年)傳聞、延曆寺衆徒之中、凶惡之堂衆三四人許、得山下兵衞尉義經(近江國逆賊之張本、甲斐入道與件義經也)語、以園城寺爲城、六波羅可入夜打、又所進向近江國之官軍等、塞其後、自東西可攻落之由、成結構云々、因茲經雅朝臣、清房(禪門息、淡路守云々)等、追可被遣云云、又興福衆徒逐日蜂起、稱宮大衆云云、有云四郞房者、堪武勇之徒黨、及四百餘人、是爲禪門之方人云々、而惡僧等數百人出來、拂件四郞房了、關東之賊徒攻來江州之時、自南京又可伐入洛中之由、成支度云々、○十日、今旦爲追討山惡僧等、官兵行向之間、於山科東邊、衆徒降合、已以合戰、○十二日、傳聞、昨日官兵等寄三井寺、(山堂衆自一昨日引籠也)及夜漏合戰、堂衆勢少引退、向江州方了、官兵等燒拂三井寺近邊、并寺中房舍少々、不及堂舍云々、官兵方七十餘人蒙疵云々、○廿五日、今日藏人頭重衡朝臣、爲大將軍、爲追討南都惡徒下向、來廿八日可攻擊、今一兩日可經廻宇治云々、○廿八日、傳聞、去夜重衡朝臣寄南都、其勢依莫大、忽不能合戰云々、狛川原之邊在家併燒拂、或又欲燒光明山云々、○廿九日、巳刻人告云、重衡朝臣征伐南都、只今歸洛云々、又人云、興福寺、東大寺已下、堂宇房舍、拂地燒失、於御社者免了云々、又惡徒三十餘人梟首之、其殘逃籠春日山云々、至于凶徒之被戮者、還爲御寺要事、七大寺已

下悉變ニ灰燼ニ之條、爲レ世爲レ民佛法王法滅盡了歟、凡非ニ言語之所ニ及、非ニ筆端之可ニ記、余聞ニ此事ニ心神如レ屠、云々、

甲斐信濃源氏綱要

源義光
- 義清（武田氏祖）
- 義業（佐竹）
  - 昌義
  - 義定（山本）　義業一男、住ニ近江國山本郷ニ、式部丞左兵衛尉、近江守、候ニ八條院ニ
    - 義經（山本）　法名、本名光賢、伊賀若狹等守、兵衞尉、依ニ平氏之訴ニ安元二、十二、廿配ニ流佐渡國ニ治承三依ニ勅免ニ歸、同四年十二朔、平知盛率ニ數千騎ニ攻ニ山本柏木之亭ニ義經及子弟等挑戰、遂討負、館舍爲レ敵放レ火、義經下ニ向鎌倉ニ
      - 義弘　錦織、壽永二、十二、二十一右衞門少尉、蒙ニ使宣旨ニ元曆元、正、廿一同ニ意義仲ニ關東士入洛後、從ニ栗津原ニ逐電
      - 義明（箕浦）　號ニ箕浦ニ治承四爲ニ平氏ニ戰ニ死於濃州ニ
    - 義兼（柏木）　左衞門尉、若狹、九條院判官代

一方に於て淸盛は人望を恢復しようといふ爲の計策が、法皇に對し奉りては稍ゝ御優遇の道を講じ、或時は法皇と新院（高倉上皇）と御同居御面謁の事さへあるに至り、遂には讃岐美濃兩國を以て法皇の御料所となし奉り、もとの如く萬機を知召され

清盛法皇御優遇の道を講ず

讃岐美濃兩國を法皇に奉る

んことを請ふに至つた。されども最早時機を失したので誰も誠意を以て之を迎へるものはない。殊に高倉上皇におかせられてはさしも宏大莊嚴なりし南都兩大寺が燒失したることを聞召され、御驚歎の餘り御惱が重らせられ、養和元年正月御年二十一歳にて崩じ給うた。

〔玉海〕十二月九日（治承四年）傳聞、自去夜法皇與新院同居、有御面謁云々、〇十八日、傳聞、法皇可知食天下（之）政之由、禪門再三被申、初雖有辭遁之御詞、遂以御承諾、又讃岐美濃兩國、可爲法皇之御分國云々。

三、源頼朝の擧兵

源頼朝は義朝の第三子であるが、平治敗戰の後、父と共に東國へ遁れる途中で、風雪に遇ひ、父子相別れるに至つた。かくて近江、美濃邊の民家に隱れ、辛苦を嘗めた趣は平治物語や平家物語等に詳記されて居るが、吾妻鏡には左の如き記事がある。

〔吾妻鏡〕二月九日（文治三年）有大夫屬定康、關東之功士也、彼近江國領所、平家在世之時者、稱源家方人、被收公滅亡、今又守護定綱（佐々木）爲兵粮米點定之、依之企參上、募申有勞之間、停止旁狼藉、如元可領掌之趣、今日被仰下云々、去平治元年十二月、合戰

大夫屬定康頼朝を大吉堂の天井に隱す

敗北之後、左典廐(義朝)令レ赴二東國美濃國一給、于レ時寒嵐破レ膚、白雪埋レ路、不レ進二退行歩一、而此定康、忽然而令レ參二向其所一之間、爲レ遁二平氏之追捕一、先奉レ隱二于氏寺(號二大吉堂一)天井之內一、以二院主阿願房以下住僧等一、警固之後、請二申私宅一、至二于翌年春一、竭二忠節一云々、

是等が實說であらう。かくて翌年春美濃國靑墓驛の長者大炊の家に至つた所が、長者の女延壽(義朝の妾となり一女(夜叉御前)を生む)は大に喜び之を歡待した。この頃父義朝は既に尾張內海の長田忠致のために殺されたのである。

頼朝捕へらる

頼朝は其後東國へ下つて計を立てようと思ひ、關ヶ原邊に至ると、折惡しく尾張守平頼盛の家臣彌兵衛宗淸が尾張(尾張は當時頼盛の知行となる)より來るに遇ひ、捕へられて京都に送られた。時に年は十四歲であつた。

頼朝死を許されて配流せらる

ところが淸盛の繼母池ノ尼は頼朝を不憫なりとして、その助命を淸盛に乞ひ、漸くにして許されて伊豆の蛭島(韮山の近邊の地で今その地名がある。絕海の孤島ではないのである。)に流され、伊東祐親や北條時政をして之を監督せしめた事は世間周知の事柄である。(頼朝が生ひたちの詳細は別項にゆづる。)

頼朝が伊豆に配流されて居ること約二十年、その間の事跡は詳でないが、思ふに修養を積んで居た事と思はれる。かくて治承四年四月廿七日に以仁王の令旨が

到着したので、頼朝は謹んで之を拜受した。この時頼朝は三十四歳であつた。三十餘歳まで無爲で過した頼朝が是から大事を企で、六年間の戰爭で平家を討滅しようとは實に意想外の事であつた。

頼朝擧兵の名義

世間にては頼朝の擧兵は文覺上人の勸誘により、後白河法皇の院宣を奉じたのであるやうにとくのである。之は平家物語や源平盛衰記などによつた說で、眞の史實とは大に相違して居るやうである。されば文覺上人と頼朝とは伊豆配流中、全く無關係であつたかといふに、さうでもなくして幾分かの關係はあり、又多少擧兵を勸誘した事實もあつたやうである。併しながら文覺がその懷中から義朝(頼朝の父)の髑髏を出して擧兵をすゝめ、また福原へ參じて後白河法皇の院宣を頂戴しようと申出で、窃に前右兵衛督光能について之を請ひうけ、以て頼朝に傳へたといふのは跡形もない事である。今實錄の書によつて頼朝と文覺との關係を調べて見るに、千葉六郎大夫胤頼(常胤の子)といふ者があつて中間に立ち兩人の間を取做した事は事實と見える。また文覺は誰の仰せを受けたといふ事はないけれども、上下の內情をさぐり、よい加減に事を構造して擧兵を勸誘した事も事實かと思はれる。

文覺と頼朝との關係

千葉胤賴文覺と賴朝とを仲介す

〔吾妻鏡〕正月三日（文治二年）此胤賴者、平家執ニ天下權一之時、雖レ候ニ京都一、更不レ諛ニ其榮貴一、依ニ遠藤左近將監持遠擧一、仕ニ上西門院（統子）一、彼御給叙ニ從五位下一、又就ニ持遠好一、以ニ神護寺文學上人一爲ニ師檀一、文學在ニ伊豆國一時令ニ同心一、有下示ニ申于二品一之旨上、遂擧ニ義兵一給之比、勸ニ常胤一、最前令ニ參向一、兄弟六人之中、殊抽ニ大功一者也、

文覺上下の內情をさぐり言を構ふ

〔愚管抄〕卷五　コノ賴朝コノ宮（以仁王）ノ宣旨ト云物ヲモテ來リケルヲ見テ、サレバヨ、コノ世ノ事ハサ思ヒシモノヲトテ心ヲコリニケリ、又光能卿院（後白河法皇）ノ御氣色ヲミテ文覺トテ餘リニ高雄ノ事スヽメスゴシヲ伊豆ニ流サレタル上人アリキ、ソレシテ云ヤリタル旨モ有ケルトカヤ、但是ハ僻事也、文覺、上覺、千覺トテ具シテアルヒジリ流レタリケル中、四年同ジ伊豆國ニテ朝夕ニ賴朝ニナレタリケル、其文覺サカシキ事共ヲ仰モナケレドモ、上下ノ御內ヲサグリツヽイヒタリケル也、サテ治承四年ヨリ事ヲ起シテ打出ケルニハ、梶原平三景時、土肥次郎實平、舅ノ伊豆ノ北條四郎時政、是等を具シテ東國ヲウチ從ヘントシケル程ニ、平家世ヲ知テ久シクナリケレバ、東國ニモ郎等多カリケル中ニ、畠山庄司、小山田別當ト云者兄弟ニテ有ケリ、是等ハソノ時京ニアリケレバ、ソレ等ガ子

頼朝父義朝の首を請ひうく

共ノ庄司次郎ナド云者共ノ　寄テ戰ヒテ箱根ノ山ニ逐コメテケリ、頼朝鎧ヌグ程ニナリニケレバ、實平フルキ者ニテ大將軍ノ鎧ヌガセ給フハヤウアル事ゾカシトテ、松葉ヲキリテ鎧ノ下ニシカセテ、カブトヲ取テ上ニ置ナンドシテ、イミジキ事ドモフルマヒケルトカヤ、

併し文覺が源義朝の髑髏を携へて頼朝の所へ行つたといふのは、時期こそ違へ全く跡形がない事ではない。即ち頼朝が文治元年八月に亡父義朝等追福の爲め南御堂(勝長壽院)を建立した際、自ら後白河法皇に奏聞して故左馬頭義朝、鎌田二郎兵衞尉正清(正家)が首を請ひ求められたので、法皇は刑官に仰せ東獄門の邊で之を尋出し、江判官代公朝を勅使として下され、文學(文覺)上人の弟子僧等が頸にかけて至つたといふ事は實說である。

(吾妻鏡)　八月卅日（文治元年）二品御素意、偏以孝爲本之處、未盡水菽之酬、而平治有事、嚴閤天亡給之後、以每日轉讀法花經、被備沒後追福、而令極榮貴給之今、被企一伽藍作事、可安先考御廟於其地之由、存念御之間、潛被伺奏此由、法皇亦叡感勳功之餘、去十二日、仰刑官、於東獄門邊、被尋出故左馬廐首、相副正清（號鎌田二郎兵衞尉）首、江判官公

朝爲勅使被下之、今日公朝下着、仍二品爲令奉迎之、參向固瀨河邊給、御遺骨者、文學上人門弟僧等奉懸頸、二品自奉請取之還向、于時改以前御裝束、(練色水干)着素服給云云、

文覺が伊豆へ配流の實情

次に又文覺上人が高雄神護寺興隆の事を上奏し、法皇の御怒に觸れて伊豆へ配流の事も平家物語、源平盛衰記等に見え、その記事は稍ゝ誇張附會の嫌はあるが、之も跡形のない事ではなくして、實說は左の如きものである。

(文覺上人神護寺緣起)　夫神護寺者、八幡大菩薩之御願、弘法大師之舊跡也、(中略)爰文覺悲聖跡之毀廢、歎佛法之凌遲、且爲奉報大師之恩德、且爲利益一切衆生、故忽所發興隆之大願也、仍仁安三年(戊子)秋比、始參詣當寺、普令巡檢處々畢、後結一宇之草菴、卽令居住云々、而間假造立三間四面之草堂、奉安置本佛藥師之三尊等、又造納凉殿、奉安置大師之御影、又造護摩堂、奉安置不動尊、又構兩三宇之菴室、僧徒少々居住云々、如此興隆之大願、令祈請三寶之間、經六箇年畢、爰文覺倩案事情、佛法者依王法弘、王法者依佛法保、自往古至于今、離王法之力、外無有佛法流布之義、就中當寺者是自本以爲鎭護國家之道場、故昔所有之堂舍佛像者、是先帝之御願也、古

文覺搦捕らる

所領之封戸庄園者、是國主之寄進也、然則今更以私力不能興隆、須以事由令奏達吾君也、仍承安三年(癸巳)夏比、參上法住寺御所、爲當寺興隆之依怙、可被寄進庄園之由、令奏達之處、更以無御裁許、而猶强依請申、早可罷出御所中之由、被仰下事度々也、雖然自不蒙御裁許之外、縱使雖盡一生、不可退出之由、猶所令申上也、其故者今所訴申興隆佛法之大願、是非自身之希望、又非爲名聞利養、近者助支王法、慰萬民之愁歎、遠者利益一切衆生、令度生死之苦海之故也、是則菩提之大願也、雖盡未來際、不可退失也、如此令申上、不退出之處、以北面之衆幷力者法師等、種々令陵礫之後、搦捕預賜檢非違使信房畢、(中略)而間於信房之許、經七箇日之後、被預渡右京權大夫源朝臣賴政畢、仍遂配流伊豆國、彼使者賴政朝臣之郎等源省也、始自被預信房之日以後、令下向彼國之間、三十箇日斷食也、至三十一日之間、內心依祈請佛天之大願、即食物助身命、而間或時加打縛、或時繋杻械、如此種々苦惱、不異罪人之値獄卒、雖死興隆佛法之願、片時無退轉、彌奉祈聖朝安穩、一念無怨心、是又爲無上菩提、存難行苦行之故也、(以前次第具載別記)遂下着彼國畢、下着之後尋入深山之中、苅掃荊棘、搆一宇之草菴、所令居住也、即發誓云、不被免院勘之外、一期之間、不可出山內云々、

文覺と賴朝との居所相近し

居住之間一向所レ令レ勤二修太上皇御寶壽長遠之祈禱一也、是又爲レ興二隆當寺一利二益一切衆生一之故也、配流之後至二于第六年一漸被レ免二流罪一遂還二住本寺一云々、

文覺が配流後居住したのは奈古屋寺といひ（田方郡）韮山の附近で賴朝の居た蛭嶋には近いのである。さうして其配流は承安三年といへば、賴朝の配流後十四年を經、當時賴朝は二十八歲になつて居たのである。かくて文覺も六年間伊豆に居たが、其間に賴朝との關係が生じたといふ譯である。されど前記の神護寺の緣起によれば「不レ被レ免二院勘一之外、一期之間、不レ可レ出二山內一」と誓つたとあれば、文覺は少しも山內を出た筈がないとて、賴朝との關係を否認する說もあるが、吾妻鏡の前記の文といひ、また後に彼が賴朝や政子から甚深なる歸依を受け、且つ丹波國宇都鄕を神護寺の傳法料として寄進された所などを以て考へて見れは、彼の文はさう固くるしく解釋せねばならぬ筈もなく、かた／＼或點までの關係は認め得るものと信じられる。

右樣な譯で賴朝が擧兵の遠因からいへば、文覺が勸誘の事もあつたらうし、またその他舊臣中にも賴朝が無爲にして一生を終る事は欲しないで、時機を見て動く

やうに勸誘もし、又豫期もした者も少からずあつた事であらう。さりながら擧兵の直接の原因といふべきは以仁王が給はつた令旨に相違ないのである。それ迄は擧兵について適當な名義を得られなかつたのである。併し王の令旨の日附は四月九日（治承三年）であり、さうして王は五月廿六日に既に宇治の合戰で討死遊ばして居るのに、賴朝が愈〻兵を擧げて山木判官平兼隆を討取つたのが八月十七日、石橋山の戰は同月廿三日であるのを見れば、その間どうして居たのであらうか。また既に討死遊ばした王の令旨を奉じたのでは効力が薄いやうに考へられるが、その邊はどうかといふに、それについては參考となすべきものが種々あるのである。

一體、以仁王の令旨は何日賴朝の所へ達したかといふに、そは四月廿七日で源義盛（行家）が右の令旨を携へて賴朝の北條の館へ至つたのである。そこで賴朝は謹んでその令旨を拜受した。それから義盛は更に甲斐（武田氏）信濃（木曾義仲）の源氏等へも傳へるために出發したのである。その後東國緣故の諸將士から賴朝に警戒忠告する所が絕えずあつた。（五月十日には下河邊行平（當時京都に居たものと見える）先づ使を遣はして源賴政が用意の事を告げ、六月十九日には在京都なる散位三善康信から使者

賴朝は以仁王御戰死の說を否認す

康清を遣はし以仁王の御事により令旨を受けた源氏等は追討せらるべきにつき警戒すべき旨を告げた。六月廿七日には三浦義澄（義明二男）、千葉胤頼（常胤六男）等は京都を辭して賴朝が北條の館に參向する等の事があつた。）そこで賴朝も大に警戒を加へ、六月廿四日には安達藤九郎盛長を遣はし平家追討の名義を以て累代の家人等を召集め、また七月五日には伊豆の走湯山住侶文陽房覺淵を召して「日頃は法華經の讀誦一千部の功を終つてから、心中の祈願を顯はさうと思つて居たが、事が火急に迫つたから轉讀分八百部の所で、中丹を佛陀に啓白しようとする」旨を語り、可否を尋ねた。かやうな譯で、賴朝も着々平家討伐の用意をして居た事は疑を容れぬが、當時は思ひの外家人等の來會者が少かつたものと見える。

次に以仁王が討死遊ばした事については、賴朝もほと／＼困却したものと見える。そこで當時王は宇治では討死せずして東國へお遁れになり、或は伊豆に居るとか、或は甲斐に居るとかいふ樣な說が流布されたのは、實は賴朝などの宣傳によつたものかと思はれる。また賴朝は年號なども治承五年六年などと何時までも治承の年號を用ひ、養和壽永等（安德天皇の年號）を用ひないのは、安德天皇を以て平家の私

高倉宮及び賴政駿河を經て奥の方へ向ふとの說

高倉宮必定現存

の天皇であると見做した爲であるかも知れぬ。壽永三年、後鳥羽天皇踐祚の後、始めて壽永の年號を用ひて居るのである。

〔玉海〕九月廿三日（治承四年）傳聞、高倉宮及賴政入道等、去朝比（朔カ）經二駿河一、猶向二奥方一之由、有二彼人々告札一云々、件狀披二露世間一、奇異之又奇怪、無レ物レ取レ喩、彼宮子稱二三宮一、有二幼少之人一云々、若以二件宮一稱二父宮一歟、將又天狗之所爲歟、雖二虛誕一一旦如此之披露、未曾有事也、是則禪門失二人望一之間、於レ事爲レ彼欲レ表二凶瑞一、天下之士女、閭巷成二奇怪之風聞一者也、○十月八日入レ夜傳聞、高倉宮必定現存、去七月下二着伊豆國一云々、當時御二座甲斐國一、仲綱已下相具伺候云々、但不レ能レ取レ信、凡權勢之人、依二遷都事一失二人望一之間、如レ此之浮說流言、不レ可二勝計一乎、誠不便事歟、○十九日、或人曰、高倉宮被二誅伐一之由猶有レ疑、其故者管冠者と云男、年來參二彼宮一、住吉邊に居住、宮渡二御三井寺一之後、白地參入、依レ非二武勇之者一、即欲二退出一之間、忽逃去、不レ慮之外、奉二相具一、向二南都一之間、於レ路被レ伐了、件男年齡卅餘歲、容貌非レ醜、頗以優美、彈二和琴一、吹二橫笛一云々、稱レ被二誅戮一之由、宮若此人歟云々、件男參二彼宮一之由、世人遍不レ知レ之、被二殺害一之由、又以日來不二風吹一、此間知二此子細一之輩謳歌云云、但宮若現存、爭數月之間、其實不二風聞一哉、猶不レ被二信受一也、○十一月二十二日、

傳聞、自關東稱一院御三親王（被伐害也）宣、可誅伐清盛法師、東海、東山、北陸等武士、可與力之由、付彼國々、又給三井寺衆徒云々、其狀、前伊豆守仲綱奉云々、是等疑詐僞事歟、○廿三日、又聞、三宮御坐遠江橋下宿、頼朝等在美濃尾張之境、先以美濃近江等國人之勢、可推入大津及山科邊、以三井寺可先陣、隨形可寄宿法勝寺大内等云々、（中略）後聞、宮頼朝等在駿河國云々、宮は不審物也、○十二月十九日、三條宮在坂東之由極謬説云々、○養和元年三月六日、傳聞、東國勢甚以强大、容易不可敗散云々（中略）稱宮之人、決定在伊豆國、眞僞之間、雖難知、所號如此云々、○九月七日、自東國所奉太神宮之告文、尹明持來、披見之處、文章甚逆、誠足嘲者歟、但被最勝親王宣偁と書載、此事尤不審、爭進神明之告文に、載虚誕哉、又其狀云、雖平家、於順王化之輩者、可施神恩、雖源氏、於蔑朝威之族者、可蒙冥罪之由、所書載也、此事、頗非夷狄浮囚之所爲歟、尤有疑（下略）○十月二十七日、或人云、頼朝必定已企上洛、去廿一日可付尾張保野宿之由云々、然而、兩三日延引歟、いかさまにも入洛は決定、於竹園者奉留置相模國、以上總國住人廣常（稱介八郎）奉守護云々、行家已入尾張國内云々、

一方平清盛に於ては東國の諸源が以仁王の令旨を奉じて擧兵の事あるを聞く

清盛は左記の諸氏に命じて頼朝及び義仲を追討せしむ

城氏

藤原秀衡

や、直ちに之が對策を講じたのである。　一體、清盛は頼朝及び其兄弟達が配流せられてからこのかた、一度も彼等の態度について疑念を起さなかつたのは、如何にも其大度量を示すものといへばいへぬ事もないが、一方には其一族が繁昌盈滿を極め、且つ政務も多忙であつて、餘事を顧る暇もなかつたゆゑとも見られるであらう。今や彼等が擧兵の事を聞くや、猶豫なく所罰の法を立てたのであるが、わけても頼朝と木曾義仲とは、其巨魁であるので、單に追討使を差向けたのみならず、なほ東國及び北國の諸豪たちにも依頼して、腹背から彼等を追擊せしめんことを計畫したのである　先づ其事實の徵すべきものを擧げれば、北陸道に於ては城氏に依頼し、甲信地方に於ては武田氏に依頼し、兩毛地方に於ては新田氏に依頼し、奥羽地方では藤原秀衡に依頼したのである。　いま夫等の證據と思はるゝものを擧げて見んに、城氏及び藤原秀衡については吾妻鏡に（養和元年八月十三日の條）「藤原秀衡可レ令レ追二討武衛一（頼朝）也、平資永可レ追二討木曾次郎義仲一之由、宣下、是平氏之依二申行一也」とあり、又玉海にも（八月六日の條）「六日、未刻、頭辨來、傳二院仰一云、關東賊徒猶未レ及二追討一、餘勢强大之故也、以二京都官兵一、輙難二攻落一歟、仍以二陸奥住人秀平一可レ被レ任二彼國史（剌）判一之由、前大將所二申行一也、件國素太略虜掠、然

武田信義

者、拜任何事之有哉、如何、又越後國人平助成、依宣旨向信濃國、依勢少軍敗者云々○十五日、去夜、有除目、隆職注進之、陸奥守藤原秀平、越前守平親房、越後守助職、此事先日有議定事也、天下之恥、何事如之哉、可悲々々」とあり、甲斐の武田氏については吾妻鏡に三善康信の注進として左の如き記事がある。

(吾妻鏡)　三月七日(養和元年)癸未、大夫屬入道(三善康信)送狀申云、去月七日、於院殿上有議定、仰武田太郎信義、可被下武衞(賴朝)追討廳御下文之由、被定、又諸國源氏、平均可被追伐之條無其實、所限武衞計也、風聞之趣如此者、依之、於武田、非無御隔心、被尋子細於信義之處、自駿河國今日參着、於身全不奉追討使事、縱雖被仰下、不可進奉、本自不存異心之條、以去年度々功、定思食知歟之由、陳謝及再三之上、至于子々孫々、對御子孫、不可引弓之趣、書起請文令獻覽之間、有御對面、此間猶依有御用心、召義澄、行平、定綱、盛綱、景時、令候于御座左右云々、武田自取腰刀與行平、入御之後退出、返取之云々　(藤原秀衡武田信義等に關する記事の日附は養和元年のものなれども、治承四年より其計畫なりし事は、玉海治承四年十一月五日の記事などにても推察されよう。)

併し武田信義一族が賴朝に對して好意を表し遂に之に屬したことは前記の文

加々美長時頼朝につき秋山光淸はなほ京に留まる

のみならず、前後の史實からも疑を容れぬが、彼等一族の中には是迄平家の恩顧を受けて居たことも否み難い事實である。

〔吾妻鏡〕　十月十九日（治承四年）加々美次郎長淸參着、去八月上旬出ㇾ京、於二路次一發病之間、一兩月休二息美濃國神地邊一、去月相扶、先下二着甲斐國一之處、一族皆參之由承ㇾ之、則揚ㇾ鞭、兄秋山太郎者、猶在京之由申ㇾ之、此間、兄弟共屬二知盛卿一、在二京都一、而八月以後、頻有二關東下向之者一、仍寄二事於老母病痾一、雖ㇾ申二身暇一不ㇾ許、爰高橋判官盛綱、爲二鷹裝束一、招請之次、談二話世上雜事一、得二其便一、愁下不ㇾ被ㇾ許二下向一事上、盛綱聞ㇾ之、向二持佛堂之方一、合ㇾ手、殆慚愧云、當家之運因二斯時一者歟、於二源氏人々一者、家禮猶可ㇾ被二怖畏一、矧亦如ㇾ抑二留下國一事、頗似ㇾ服二仕家人一、則稱ㇾ可ㇾ送二短札一、献二狀於彼知盛卿一云、加々美下向事、早可ㇾ被ㇾ仰二左右一歟云々、卿翻二盛綱狀裏一有ㇾ返、其詞云、加々美甲州下向事、被二聞食一候訖、但兵革連續之時遠向、尤背二御本懐一、忩可ㇾ歸二洛之由一、可ㇾ令二相觸一給之趣所ㇾ候也云々、

甲斐源氏系圖

源義光…義淸（武田）―淸光―信淸
　　　　　　　　　　　　　　└光長（逸見）

小笠原遠光─┬─秋山光朝
　　　　　　└─加々美長淸

次に又新田義重は源氏の長者であつたにもかゝはらず、平氏の勸誘を受け、多少之に心が動いた事と思はれる。左の山槐記の文を見れば思ひ當る事があるであらう。されば彼が寺尾の城に立籠つたのも由來するところがあつた樣に推想せられる。

〔山槐記〕九月七日、(治承四年)義重入道(故義國子)以書狀申大相國(淸盛)云、義朝子領伊豆國、武田太郎領甲斐國、義重在前右大將(宗盛)、今相乖彼宗家、坂東國家人、可追討之由、被仰下、仍所下向也者、

義重が下野足利庄の事につき平重盛以來種々恩顧を受けて居た史實が吾妻鏡にも散見して居る。されば此際義重がかゝる任命を受けたのも免れ難い事と思はれる。(源平交戰の狀況は別項に陳べるから此には略する。)

〔吾妻鏡〕從五位下藤原俊綱(字足利太郎)者武藏守秀郷朝臣後胤、鎭守府將軍兼阿波守兼光六代孫、散位家綱男也、領掌數千町、爲郡內棟梁也、而去仁安年中、依或女性之

凶害、得下野足利庄領主職、仍平家小松內府、賜此所於新田冠者義重之間、俊綱令上洛愁申之時、被返畢、（養和二年九月の條）

四、　木曾義仲の擧兵

次に木曾義仲が擧兵の動機を尋ぬれば、之も平氏に對する復讐の念慮から出たことは疑を容れぬが、その直接の原因は矢張り以仁王の令旨にある事は勿論である。一體、義仲は源爲義の孫で、義賢の子である。父義賢はその姪義平に殺されたが、時に義仲は僅に二歲であつた。義平は畠山重能に命じて之を殺させようとしたが、重能は不憫に感じ、竊に齋藤實盛に託した。すると實盛は義仲を信濃に送り、その母の夫なる中原兼遠に託した。兼遠は木曾で養育したので、世に木曾次郎と稱する。かくて治承四年に以仁王の令旨を奉じ、兵を擧げて賴朝に應じ、國中の諸城を從へ、又東の方上野をも定めた。翌養和元年六月には越後の城長茂（ナガモチ）と戰つて之を破り、その國郡に入つた。九月平通盛、同經正等が來り攻めたが、之を越前に破り、夫より越前、越中、加賀の豪族も來り屬し、その勢が北陸に振つた。

〔吾妻鏡〕　九月三日（養和元年）越後守資永（號城四郎）任勅命、駈催當國軍士等擬攻木曾冠者義

義仲の生育

義仲の擧兵

城資永病死す

城永用（長茂）城郭を構ふ

頼朝と義仲との不和

仲二之處、今朝頓滅、是蒙二天譴一歟、

從五位下行越後守平朝臣資永、

城九郎資國男、母將軍三郎清原武衡女、　養和元年八月十三日任敍、

○四日丁丑、木曾冠者爲二平家追討一、廻二北陸道一、而先陣根井太郎至二越前國水津一、與二通盛朝臣從軍一、已始二合戰一云云、○九月十五日（壽永三年）爲レ追二討木曾冠者義仲主一、所レ發二向北陸道一平氏軍兵等、悉以歸二京都一、已屬二寒氣一、在國難治之由、雖レ成二披露一、眞實之體、怖二義仲之武略一之故云々、○廿八日丙申、越後國城四郎永用、於二越後國小河庄赤谷一、構二城郭一、剩奉レ崇二妙見大菩薩一、奉レ呪二詛源家一由、有二其聞一、○十月九日丙子、越後住人城四郎永用、相二繼兄資元（當國守）跡一、欲レ奉レ射二源家一、（按ずるに資元は前には資永になる、前後一致せず）仍今日木曾冠者義仲、引二率北陸道軍士等一、於二信濃國筑摩河邊一、遂二合戰一、及レ晩永用散走云々、

是より先き、甲斐の武田信義の子に信光といふ者があつたが、その女を義仲の嫡子義高に妻はせようとした。然るに義仲は義光を侮つて之を聽かなかつたので、信光は銜むところがあつて、義仲が自立の計あることを頼朝に譏した。（思ふに長門本の平家物語によれば、義仲の嫡子義高は壽永二年に於て僅に十一歳である。

信光の女の縁談は、この年か、若くはその前年と思はれるので、年齡から考へれば、少少不審に思はれる。）こゝに又源行家（頼朝の叔父）は頼朝に向つて領國を給はらんことを請うた所が、頼朝は之を聽かないでいふやう、我は自力によつて關東六ヶ國を從へ、木曾義仲も亦た信濃、上野の兵を以て北陸道五國を從へた。されば御身も自力を以て諸國を從へては如何と。蓋し行家が屢ゝ敗戰して功が無かつたから、之を激勵する意に出でたものであらう。然るに行家は頼朝を以て頼むべからずとなし、去つて木曾義仲に屬したのである。折も折とて、この際、信光の讒言があつたので、頼朝は大いに怒つて壽永二年三月、兵を率ゐて信濃に進み義仲を討たんとした。すると義仲は今井兼平、樋口兼光等を召して和戰の事を評議した。將士等は戰はん事を請うたが、義仲のいふやう、保元以來我が宗族は動もすれば互に殺戮して世の笑を貽した。今平家を滅ぼさゞるに頼朝と爭ふのは得策でない。我は暫く彼の鋒先を避けようとするとて、退いて越後に至つた。頼朝は之を聞きて兵を武藏に還し、人をして義仲を責めしめていふやう、方今、平氏は朝廷を蔑如して居る、就いては我と足下とは力を王室に盡すべき時である。然るにかの不都合なる行家を

保護するは何故であるか、若し二心がないならば、行家を出せ、もし夫も叶はずば清水冠者(義仲の嫡子義高)を遣はせ、我は子として之を養はんと、玆に於て義仲は義高を質として出し、頼朝はその長女を以て之に妻はせたのである。

按ずるに當時の詳細を徵すべきものは平家物語、源平盛衰記の外にはない。この時義仲の取つたる態度は穩健にして宜しきを得たものと思はれる。かくてその嫡子義高を質として頼朝に送り、頼朝はその長女(大姫君)を以て之に許嫁したのであつて(時に義高は年十一歲、大姬君は五六歲であつた)この事は實錄の書にも見えて居る。されどその後再び頼朝と義仲との平和が破れたので、頼朝は人に命じて義高を殺さしめた。

〔長門本平家物語〕治承四年八月、山木判官平兼隆誅滅の條

さる程に、佐々木の兄弟末の時計に北條へはせつく、兵衞佐(頼朝)あはせの小袖に藍摺の小ばかまばかり着て、ゑぼし押入て、姬君の二つばかり(これ大姬君なり)にやましましけんを側にすへ奉りて、云々、

〔同書〕壽永二年義仲頼朝よりの使者に對面の條

義仲その子義高を質とす

義高誅せらる

木曾殊に引繕ひて對面す、木曾申けるは、御使おの〳〵心得て申給へ、十郞藏人殿(行家)は鎌倉殿の御爲にも、義仲がためにも、伯父にておはする人の打頼みて越され候間、すげなくあたり奉らん事、其憚少なからず候ほどに、只有か無かにてこそ候へ、それを出すか出さぬとの仰せは、存の外におぼえ候、おやかたなどをいかでか出し參らせ候はんとも、出し參らせじとも申候へき、清水の冠者は子にて候へば、何事も仰に從ひて參らせ候べく候、義仲が參りて宿直宮仕のごとくに思召され候べし、義仲一方へむかひ候ども、御代官にてこそ候へと、能々心得て申され候べしとて、歳十一歳に成清水冠者(義高)を呼出して、云云、

(吾妻鏡) 四月廿一日(壽永三年) 自㆓去夜㆒殿中聊物忩、是志水冠者、雖ㇾ爲㆓武衞御聟㆒、亡父已蒙㆓勅勘㆒被ㇾ戮之間、爲㆓其子㆒、其意趣尤依ㇾ難ㇾ度、可ㇾ被ㇾ誅之由、內々思食立、被ㇾ仰㆓含此趣於昵近壯士等㆒、女房等伺㆓聞此變㆒、密告㆓申姬公御方㆒、仍志水冠者廻㆓計略㆒、今曉遁去給、此間、假㆓女房之姿㆒、姬君御方女房圍ㇾ之出、而海野小太郞幸氏者、與㆓志水㆒同年也、日夜在㆓座右㆒、片時無㆓立去㆒、仍今相㆓替之㆒、入㆓彼帳臺㆒、臥㆓宿衣之下㆒、出ㇾ髻云々、日闌後、出㆓于志水之常居所㆒、不ㇾ改㆓日來形勢㆒、獨打㆓雙六㆒、志水好㆓雙六之勝負㆒、朝暮翫ㇾ之、幸氏必爲㆓其合手㆒、然間、

至二于殿中男女一、只成二于今令レ坐給思一之處、及レ晩緋露顯、武衞太忿怒給、則被レ召二禁幸氏一、又分二遣堀藤次親家已下軍兵於方々道路一、被レ仰下可レ討二止之由上、姫公周章々々銷レ魂給、○廿六日堀藤次親家郎從藤內光澄歸參、於二入間河原一、誅二志水冠者一之由申レ之、此事雖レ爲二密儀一、姫公已令二漏聞一之給、愁歎之餘、令レ斷二漿水一給、可レ謂二理運一、御臺所又依レ察二彼御心中一、御哀傷殊太、然間、殿中男女多以含二歎色一云云、

燧山城陷る

義仲はかくて頼朝との和解が出來たので是からは益々諸方の經略に從事したが、その年(壽永二年)の四月に廷議があつて右近衞中將平維盛等を主將として義仲を追討せしめた。そこで義仲はその部將仁科守弘、林光明を越前に遣はし、燧山城に據て之を防がせた。平泉寺の長吏齊明は初め源氏に屬したが、後ち平軍に內應して之を誘ひ、城は遂に陷つた。そこで平軍は勝に乘じて、諸城を陷れ、越中前司平盛俊は進んで般若野に屯した。義仲は今井兼平をして之を伐たしめ、自らも越後を發して越中に入り、六動寺に至り、かくて五月十一日礪並山に於て大いに平軍を打破つたのである。

礪並山の戰

礪並山の戰に於て平軍が大敗をなし、その死傷者の莫大であつた事は平家物語

北陸道の官軍敗績

官軍四萬餘騎過半は死傷す

などにあるのみならず、實錄の書にも見えて居る。即ち

〔玉海〕五月十六日（壽永二年）去十一日官軍前鋒乘勝入越中國、木曾冠者義仲、十郎藏人行家、及他源氏等迎戰、官軍敗績、過半死了云々、○六月四日、傳聞、北陸官軍、悉以敗績、今曉飛脚到來、官兵之妻子等、悲泣無極云々、此事去一日云々、早速風聞雖有疑六波羅之氣色事損云々、○五日、（中略）前飛驒守有安來、語官軍敗亡之子細、四萬餘騎之勢、帶甲冑之武士、僅四五騎許、其外過半死傷、其殘皆悉弃物具交山林、大略爭其鋒、甲兵等、併以被伐取了云々、盛俊、景家、忠經等、（已上三人、彼家第一之勇士等也）各小帷前結本鳥引クタシ天逃去、希有雖存命、不伴僕從一人云々、凡事體非直也事、誠蒙天之攻歟、□□敵軍纔不及五千騎云々、彼三人郎等、大將軍等、相爭權盛之間、有此敗云々、

この記事で見れば、平家方の損害は實に甚だしく、四萬餘騎の軍勢中甲冑を帶する武士は僅に、四五騎で、その外過半は死傷し、生き殘つた者は概ね物具を棄てゝ山林に交はり、越中前司盛俊以下の勇士も僕從一人をも連れず、髻を引きくだして逃去つたとある。少々仰山な書き方のやうではあるが、當時かゝる傳說が行はれたものと見える。而して源氏の軍勢は纔に五千騎に及ばずと書いてある。五千騎

倶利伽羅附近の地勢

の源軍に對して、平家方は四萬餘騎で斯様な敗を取るとは、よく〱の事と思はれる。

また此の戰の狀況については自分が前に記したものがあるから、その要領を左に掲げる。

先づ倶利伽羅附近の地勢の大略を言へば、加賀と越中の境には連山があつて兩國を分界し、なか〱要害である。礪波山はその主要なるものである。金澤市の方から進むとすれば、先づ津幡(ツバタ)驛と云ふのがある。同驛から約二里にして倶利伽羅に至るのである。津幡から東方約一里にして竹橋(タケノハシ)に至る。之は倶利伽羅村の大字で、是から道が二つに分れ、南なるは舊道で、倶利伽羅にかゝり、北なる新道は、九折(ツヅラ)にかゝる、今日の鐵道線路はこの九折道に添ひ九折隧道をくゞつて石動(イスルギ)驛に至るのである。竹橋は倶利伽羅合戰の際、源氏の一將が搦手の方へ向つた所で、源平盛衰記に「源氏の一手は樋口兼光大將にて笠野、富田を打廻、竹橋の搦手にこそ向ひける」とあるのは之である。

竹橋から倶利伽羅へかゝるには道路が中々險岨である。この峠を登つて頂上

倶利伽羅合戰圖

縮尺一万分之一

に近い所に手向神社がある。もと此處には倶利伽羅不動明王があつて、倶利伽羅の名は是から起つたのである。今も不動池など云ふものがある。もとは大きな寺があつたと云ふ。それから頂上に登りつめると國見丘と云ふのがある。此處は越中の平原を見おろし、大層風景のよい所である。義仲の陣取つた般若野なども眼下に見え、萬葉集で名高い射水川なども、溶々として流れ、二上山の麓を通つて北海に出る。舊國府のあつた地點なども(六動寺附近)このあたりであつて、眼界はなか〳〵廣いのである。

頂上から少し越中の方へ下ると猿ノ馬場に至る。此處に日枝神社の小社がある。猿ノ馬場は日枝神社の猿に因んで名付けたものと思はれる。この猿ノ馬場は平軍の陣取つた所なのである。而してその大敗して逃込んだ馳込谷(ハセコミダニ)と云ふのがスグ下に在る。馳込谷は袋の底のやうになつて居て、一旦逃込んでも又向ふの山麓へ攀ち登らねば退路がない、夜中ではあるし、殊に急峻な谷底であるから、平軍が狼狽したのも無理はないと思はれる。猿ノ馬場に芭蕉の碑があつて、

義仲の寢覺の山か月かなし

といふ句のあるのは殊に感が深い。

是から又急峻な坂路を下つて行くと埴生の八幡の傍に至る。之は今は縣社護國八幡宮と云ひ、祭神は應神天皇、神功皇后等である。倶利伽羅合戰の時に、義仲が「夏山の緑りの木の間より朱の玉垣ほの見えて、かたそぎ作りの社あり、あれは何の宮と申すぞ」と尋ね、手書きの大夫覺明をして戰勝祈禱の願文を捧げしめたと云ふのは是である。以上通つて來たところは之を中黒坂と云ふのである。里程は石動驛から埴生の八幡宮まで十七町、猿馬場まで一里十七町、國境まで一里二十七町倶利伽羅驛まで約三里半である。中黒坂に對して南黒坂、北黒坂など云ふのがある。倶利伽羅合戰の際、源氏の軍はこの兩路からも進んで平軍を包圍したのである。平軍はこの兩路の偵察を怠り、之に對する防禦が無かつたのが大敗の因をなしたものと見える。なほこの外にも志雄道といふのがある。之は能登堺に添うて居るのである。

是から戰爭の經過を陳べよう。平軍は前にも陳べた通り、燧山城を陷れてから勝に乘じて諸城を陷れ、越中前司盛俊等は進んで般若野に至つたのである。これ

に對する木曾義仲の作戰計畫は長門本平家物語に詳記されてある。その文に曰く、

十一日、平家十萬餘騎の勢を二手に分て、三萬餘騎をば志雄の手に向けてさし遣し、七萬餘騎をぞ大手へ向けて、越中前司盛俊が一萬五千餘騎を引分て、加賀國を打過て、終夜砥波山を越て、中黑坂の猿が馬場にひかへたり、木曾(義仲)是を聞て五萬よきを相具して、越中國へ馳せ越て、池原の般若野にこそ控へたれ、(中略)宮崎(太郎)申けるは、此砥波山には三の道候なり、北黑坂、中黑坂、南黑坂とて三候、平家の先陣は中黑坂の猿が馬場に向へて候也、後陣は大野、今湊、井家、津幡、竹橋なんどに宿して候也、中の山はすいてぞ候らん、よも續き候まじ、南黑坂のからめては楯六郎親忠千騎の勢にてさし廻して、鷲が島うち渡りて彌生山へ上るべし、中黑坂の大將軍は根井小彌太、千騎の勢にて俱利伽羅を廻りて、彌勒山へ打合せよ、北黑坂の大將は、巴といふ美女千騎の勢にて安樂寺を越て彌勒山へ押寄て、三手が一手に成て鬨を作るならば、搦手の鬨はよも聞えじ、平家後陣の續きて襲と思ひて、後へ見返らば、白旗のいくらも有らんをみて、源氏の搦手廻りたりと心得て、あわてながら、

鬨を合候はんずらん、其時鬨の聲聞え候はんずらん、其時搦手は廻りにけりと心得て、是より大勢に押寄に押寄すならば、前にはいかでよるべき、後には搦手あり逃べき方なくて、南の大谷へ向けて落候はんずらん、矢一射ずとも安く討んずるぞと申ける。

平家物語には種々の異本もあるので、本によつては或は七手、或は五手に別れて攻撃したと書いてあるのもあるが、兎もかく義仲は宮崎太郎の策を用ひ、日の暮るるを待つて、兩翼から平軍を包圍して、攻撃する策を立て、自身は中黒坂に向つて善い加減に平軍をあひしらつて日没を待つて居たのである。而して其の次第も亦た平家物語に書いてあつて次の如くである。

木曾は黒坂の北の麓に松長、柳原を後にして、南向に陣をとる、兩陣の間僅に五六段隔てゝおの〳〵たてをつき向へたり、木曾は勢をまち得ても合戰を急がず、平家の方よりも進まず、鬨の聲三ヶ度合て後は、靜り返りてぞみえける、しばらくあひしらひて、源氏の陣の方より精兵十五騎を楯の表へ進ませて、十五の鏑を同音に平家の陣へぞ射入ける、平家少しもさわがず、十五騎を出し合せて、十五の鏑

を射返す（中略）かくすること辰の刻より巳の時迄六ヶ度に及べり、平家は源氏の搦手のまはるを待て、日を暮さんとする謀は知らずして共にあひしらひて日を暮しけるこそはかなけれ、去程に日もくれがたに成にければ、今井四郎兼平、楯六郎親忠、八島四郎、落合五郎を先として、一萬餘騎の勢にて平家の陣のうしろ、西の山の上よりさし廻して、鬨をどつと作り懸たりければ、黒坂口、柳原に控へたる大手二萬餘騎、同時に鬨を作る、前後四萬餘騎がをめく聲、谷をひゞかし峯にひびきて夥し、平家は北は山巖石也、夜軍よもあらじ、夜明けてぞ有らんとゆだんしける處に、鬨を作り懸たりければ、東西を失ひてあわてさわぐ、後は山深くして嶮かりつれば、搦手へ向ひぬべしともおぼえざりけるものを、いかゞせんずる、前は大手なればえすゝまず、後へも引返されず、鳥にあらねば天へものぼらず、日はすでに暮れぬ、案内は知らず、力及ばぬ道なれば、心ならず南谷へ向けてぞ落しける、さばかりの巖石を闇の夜に我先にと落ちける間、抗につらぬかれ岩に打れても死にけり、前に落るもの後に落す者にふまれ死ぬ、後に落す者は今落す者にふみころさる、父落せば子も落す、子おとせば父もつゞく、主落せば郎等も落重なる、馬には人、

人には馬、上が上に落重なりて、くりからが谷一をば平家の大勢にて馳埋てけり。かやうな譯で、平軍は全敗するに至つたのである。一體、この時源平兩軍の兵數はどの位あつたものかといふに、平家物語には平家の方は十萬餘騎、源氏の方は五萬餘騎とあるが、之は餘り多きに過ぎて信じ難い。玉海に平軍四萬、源軍五千餘騎とあるのが實數に近いかと思はれる。嘗て金澤市にある歩兵第六旅團の團長首藤少將の此戰爭に關する講評を見たが、それによれば、平家は大軍を擁しながら退嬰主義を取り、早く源氏の軍を衝かず、また南北兩黒坂の偵察を怠つたのは敗因であり、源氏は又倶利伽羅の合戰には大勝利を得て居ながら、追擊が甚だ緩慢であつたのは遺憾であると言つてゐる。之は適評であらう。

とも角もこの倶利伽羅峠は兵略上重要な地點であるから、承久の亂の際にも、官軍は此處で東軍を喰止めようとしたのである。壽永の際、平軍は此處で敗れて更に安宅、篠原等の戰に又敗北し、源氏の軍は之を追蹤して京都に迫り、平氏は遂に西海に落つるの止むなきに至るのであるから、この一戰は平家に取つては容易ならざる打擊を與へられたものといふべきである。

(五) 平氏の覆滅

一、平氏の不人氣及び其西走

近畿西國にも平家に叛くものあり

東國の賴朝や木曾義仲が兵を擧げたばかりでなく、西國にも平氏に叛くものゝあつたのは意外の事柄といふべきである。卽ち治承五年(養和と改元す)二月には肥後國の住人菊池隆直、豐後國の住人緒方惟能等が先づ平氏に反旗をひるがへし、同年閏二月には、また伊豫國の住人河野通信、越智通淸等が平氏に叛き、同じく九月六日には紀州熊野の別當湛増等も年來平氏に附いて居たにも關らず、また源氏に通ずるに至つた。前大相國淸盛は、是より先き、賴朝が石橋山の敗後、一旦房總の地へ遁れたが、再び兵を擧げ、之に屬する者が多いのを聞き、平維盛忠度等を將として征討せしめたが、富士川の戰に於て平軍が敗走したので、大いに怒つて更に平宗盛等を將とし、之を追討せしめる手筈であつたが、この年(治承五年卽ち養和元年)二月の頃から病にかゝつたので、暫く出發を延べられた。

平淸盛の病死

然るに淸盛の疾は次第に重り、殊に發熱が甚だしく、燒くが如くであり、藥石も祈禱もその効なく、遂に閏二月四日に六十四歲を一期として薨ずるに至つた。傳へる所によれば、彼は死に臨み遺言するやう「我は保

元平治以來、度々朝敵を平げ、勸賞も身にあまり、官位も太政大臣にのぼり、子孫兄弟榮華を開き、殊に當今の外戚ともなつて居る事であるから、思ひ殘す事は更にないが、唯一つ恨とするは、賴朝の頭を見ずして死ぬる事である。我が殁したりとて堂塔を造るに及ばず、また供養を營むにも及ばぬから、唯賴朝が首を切つて我が墓上に掛けよ、それのみが孝養の報恩である」と言つて殁したといふ事である。

遺骨を播磨國山田法花堂に納む

子孫東國歸往の計をなすべし

〔吾妻鏡〕　閏二月四日（治承五年）戊尅、入道平相國薨、（九條河口盛國家）自去月廿五日病惱云々、遺言云、三个日以後可有葬之儀、於遺骨者納播磨國山田法花堂、毎七日可修如形佛事、毎日不可修之、亦於京都不可成追善、子孫偏可營東國歸往之計者、

法皇に奏し萬事宗盛と仰合さんことを請ふ

〔玉海〕　閏二月五日、天晴、禪門薨逝、一定也云々、（中略）昨日朝、禪門以圓實法眼、（亂國家之濫觴、天下之賊也、）奏法皇云、（愚）僧早世之後、萬事仰付宗盛了、毎事仰合、可被計行也云々者、勅答不詳、爰禪門有含愁之色、召行隆仰云、天下事、偏前幕下之冣也、不可有異論云々、非啻東國之寇、又有中夏之亂歟、云々、

清盛の榮達及びその評論

准三宮入道前太政大臣清盛（法名静海）者、生累葉武士之家、勇名被世、平治亂逆以後、天下之權、偏在彼私門、長女者始備妻后、續而爲國母、次女兩人、共爲執政之家室、長嫡

清盛の熱病

重盛、次男宗盛、或昇丞相、或帶將軍、次二子昇進恣心、凡過分之榮幸、冠絕古今者歟、就中、去々年以降強大之威勢、滿於海內、苛酷之刑罰、普於天下、遂衆庶之怨氣答天、四方之匈奴成變、何況、魔滅天台法相之佛哉、只非煙滅佛像堂舍、顯密正教、悉成灰燼、師跡相承之口決抄出、諸宗之深義、祕密之奥旨、併遭回祿、如此之逆罪、無非彼之〔脣吻〕、倩案、修〔因〕感果之理、爲敵軍亡其身、被懸首於戈鋒、可曝骸於戰場、免弓矢刀劔之難、病席終命、誠宿運之貴、非人意之所測歟、但神罰冥罰之條、新以可知、日月不墮地、爰而有憑者歟、此後之天下安否、只奉任伊勢太神宮、春日大明神耳、

〔長門本平家物語〕　廿八日には太政入道重病と成給て、六波羅邊騷ぎあへり、樣々の祈禱共始められけると聞えしかば、さみつる事をとぞ貴賤さゝやきつゝやきける、病付給へる日よりして、白き水をだに咽へ入給はず、身の內あつきこと火の燃えるがごとく、臥給へる二三間內へいるものは、あつさたへがたければ、近く寄るもの希なり、(中略)閏二月二日、二位殿あつさはたへがたけれども、屛風を隔て、枕近く居寄て泣々宣ひけるは、御病氣日日に重く成て頼すくなくみえ給ふ。御祈に於ては心の及ぶほどは盡しつれども、そのかろみもなし、今は一筋

清盛の遺言

に後生のことを祈給へ、又思召置く事あらば、いひ置給へと申されければ、入道くるしげ成聲にて、息の下に宣ひけるは、我平治元年よりこのかた、天下を掌に握り、世を保つ事廿三年、何ごとかは心にかなはざりし、四海を足の下に靡かして、自らを傾けんとせしものは、時日を廻らさず忽に滅しき、帝祖太政大臣に至て、營花既に子孫に及べり、一人として背く者なかりしかば、一天四海に肩をならぶる人なし、されども死と云ふことは人毎に有をや、我一人がことならばこそ始て驚かめ、但し最期に安からずと思ひ置ことあり、流人頼朝が頭を見ざりつることのみこそ口惜けれ、死出の山を安く越べしとも覺えず、入道死して後には、追福作善のいとなみ努々有べからず、相かまへて頼朝が頭を切て、我はかに懸よ、それをぞ草の陰にても嬉しとは思はんずる、我を思はんずる子供侍らば、深く此旨を存じて、頼朝追討の志を先として、佛經供養の沙汰に及べからずと遺言し給ける、（中略）七日と申にあつさ死に死たまひけり、馬車はせ違ひ上下騷

死後の光景

ぎのゝしる、京中は塵灰にけたてられて、暮れのやみにぞ有ける、禁中仙洞までも靜かならず、一天の君いか成ことのおはしまさんも、是ほどにはあらじとぞ

みえし、夥しなとはなのみならず、今年六十四になり給へる、七八十迄ある人も有ぞかし、老死と云べきにあらざれども、宿運たちまちに盡きて、天の責のがれず、立てぬ願もなく、殘る行もなけれども、佛力神力も、事により時に從ふ事なれば、すべてそのしるしなし、數萬騎の軍兵有しか共、ごくそつのせめをば防ぐに能はず、一家の公達も多けれども、めいどのつかひをば隔つるに及ばず、命に替り身に替らんと、契りしものも、許多有しかども、誰かは一人としてつき從ふべき、死出の山をばたゞ一人こそ越給ふらめと哀なり、つくり置し罪業計りや身に副ぬらん、

清盛の死は平家に取つて大打撃であつた事はいふ迄もなく、朝家公家にも種々の感懷を起さしめた事は前記玉海の文でも推想されよう。之に反して諸國の源氏に取つてはその强敵首魁が覆歿したことであるので、一般に勇氣づけられたに相違ない。この後宗盛が平家の總裁主將の位置に立たれたのであるが、彼はそれ程期待すべき人物にも見えぬが、せめても皇室との御間柄を圓滿ならしむことが、時局展開の上の重要政策と考へたらしくて、清盛薨去の後二日、卽ち六日には左の

如き事を奏上された。

〔玉海〕閏二月六日、前大將宗盛卿奏レ院云、故入道所行事、雖レ有下不レ叶二愚意一之事等上、不レ能二諫爭一、只守二彼命一所二罷過一也、於レ今者、萬事偏以二院宣之趣一、可レ存行一候、先關東兵粮已盡、無レ力二征伐一、如二故入道之沙汰一者、西海北陸道等運上物、併點定、可レ宛二彼粮米一云々、此條又何樣可レ候哉、若有下可二宥行一之儀上者、可レ被レ計二仰下一歟、又猶可レ被二追討一者、可レ存二其旨一、召二公卿等於院一、僉議之後、奉二一決之趣一、可二進退一也云々者、

宗盛諸事院宣に從ふべき旨を奏す

この奏上の次第によつて見れば、是迄故入道（淸盛）の行ひ來つたことは、强ち愚意に適うたわけではありませぬが、諫爭もいたさずに過しました。これから後は萬事院宣の御趣意を遵奉いたさうと存じます、就ては東國追討の事も前の通り御決行遊ばされまするか、それとも御宥恕に成られまするか、その邊については公卿を院に召されて僉議の上御決定を願ひまする。また追討と決しましても、兵粮が既に盡きて居りますから、故入道の沙汰の如く西海北陸兩道の運上物を以て之に當て宜しう御座いまするか如何との次第である。右につき群議の結果はどうかといふに、今更ら追討を宥恕するは不面目の至り、さりとて兵粮米をどうするかとい

養和元年の大飢饉

ふに、之も堪へるに隨つて沙汰するといふより外に方法は無いといふ位のもので、不徹底的なものであつたのである。また當時(養和元年)の飢饉といふものは非常なことて、併も源平交戰のために交通も杜絶したので、京都市民の困難は甚だしく、道路に餓死する者が數萬に達し、仁和寺の大藏卿隆曉といふ法師が、菩提のために夫等の死人の額に阿の字を書いて廻つたところが、四五ヶ月の間に、京の一條より南、九條より北の邊のもののみにても、その數は四萬二千三百餘に及んだといふことである。まして京都のみならず、他の地方にも及び、また更に數月にわたつて調べたならば、どれ程の數に達したかわからぬといふ事が、鴨長明の方丈記に見えて居る。

嬰兒を道路に棄つ

〔百練抄〕壽永元年正月八日、近日嬰兒弃道路、死骸滿街衢、夜々强盜、所々放火、稱諸院藏人之輩、多以餓死、其以下不知數、飢饉超前代、○十月二日、京中人屋、自去夏壞之沽却、殆如無人家、仰使廳制止之、然而猶不拘之、

〔方丈記〕養和の頃かとよ、久しく成てたしかにも覺えず、二年が間、世中飢渇して、淺ましき事侍き、或は春夏旱魃或は秋冬大風大水など、よからぬ事共打續きて、

地を捨て堺を出づ

飢饉と疫癘

道路に死骸累々

家を毀ちて薪に賣る

五穀悉くみのらず、空しく春耕し、夏植る、營みのみ有て、秋刈冬收る、そめきはなし、是に於て國々の民、或は地を捨てゝ堺を出、或は家を忘て山に住、樣々の御祈始まりて、なべてならぬ法ども行はるれ共、更に其驗しなし、京の慣ひ、何業(ワザ)につけても、みなもとは田舍をこそ、賴めるに、絕てのぼるものなければ、さのみやはみさほも作り敢む、念じ佗つゝ樣々の寶物、片端より捨るが如くすれども、更に目みたつる人もなし、たま〳〵かふるものは、金を輕くし、粟を重くす、乞食道の邊に多く、愁悲しぶ聲、耳みてり、前の年斯の如く、辛くして暮ぬ、明る年は、立直るべきかと思ふ程に、剩(アマツ)さへ疫癘(エヤミ)打そひて、まさる樣に跡かたなし、世の人皆、飢死ければ、日をへつゝ究(キハマ)り行さま、少水の魚のたとへに叶へり、果には笠うちき、足ひきつゝみ、身よろしき姿したる者どもありくかと見れば、則倒れ伏しぬ、築(ツイ)ひぢのつら、路の頭に、飢死ぬる類ひは、數もしらず、取捨るわざもなければ、臭き香、世界にみち〳〵て、變り行形ち有さま、目もあてられぬ事多かり、況や川原などには、馬車の行違ふ道だにもなし、怪しき賤山かづも力盡き、薪さへ乏しくなり行ば、賴む方なき人は、自(ミヅカ)ら家を毀ちて、市に出て是を賣に、一人が持て、出たる價

箔つきの薪

幼兒死人の乳房を吸ふ

額に阿の字を書きしもの四萬二千三百餘

ひ、なを一日が命を支ふるにだに及ばずとぞ、怪しき事は、斯は薪の中につき、白金こがねの箔など、所々に付て、みゆる木のわれ、あひまじれり、是を尋ぬれば、すべき方無きものの、古寺に至りて、佛を盗み、堂の物の具を、破り取て、割碎けるなり、濁惡の世にしも、生れ合て、かゝる心うきわざをなむ、見侍りし、又いと哀れなる事侍りき、さり難き男女など、持たる者は、其思ひ增りて、じほそきは、必ず先だちて死ぬ、其故は、我身をば次になして、男にもあれ、女にもあれ、いたはしく思ふ方に、たま〳〵乞ひたる物を、先讓るによりて也、去ば親子ある者は、定まれる慣ひにて、親ぞ先立て死にける、父母が命盡て、ふせるをしらずして、幼なき子のその、乳房に吸つきつゝ、伏せるなども有けり、仁和寺に、慈尊院の大藏卿隆曉法師といふ人、かくしつゝ數しらず死ぬる事を哀しみて、聖をあまた語らひつゝ、その首の見ゆる毎に、額に阿字を書て、緣を結ばしむる、業をなむせられける、其人數をしらむとて、四五兩月が程、數へたりければ、京の中一條より南、九條より北、京極より西、朱雀より東、道の邊にある頭、都て四萬二千三百餘りなむ有ける、況や其前後に死ぬるもの多く、川原白川、西の京、もろ〳〵の邊地などを加へてい

はゞ、際限も有べからず、いかに況や諸國七道をや、かゝる飢饉が平軍の戰闘力をにぶらせた事は事實であらう。されど兎も角もその後、平重衡、維盛等が主將として遣はされ、墨股河の戰に於て一旦源氏の軍(主將は源行家、義圓等)を打破つたのである。

賴朝法皇に奏上し源平並立の議をのぶ

賴朝は淸盛の薨去後、竊に法皇に奏上する所があつた。その大意にいふやう、「臣は敢て陛下に背き奉るにあらず、平氏を除かうと思ふのであります、聖意若し平氏に眷々たるものがあらせられるならば、源平兩氏相並んで奉仕すること往日の如くありたい事で御座いまする」と。右につき法皇は宗盛に示し給ふ所があつたが、宗盛が申上げるやうは、「先人淸盛の遺言も御座りまするから、どうしても賴朝を討たなければなりませぬ」と。そこで此の事もそのまゝとなつて了つたのである。

(玉海) 八月一日(治承五年) 又聞、去比、賴朝密々奏院云、余無謀叛之心、偏爲伐君之御敵也、而若猶不可被滅亡平氏者、如古昔、源氏平氏相並可召仕也、關東爲源氏之進止、海西爲平氏之任意、共於國宰者、自上可被補、只爲鎭東西之亂、被仰付兩氏、天氣可有御試(也)、且兩氏(孰)守王化、誰恐君命哉、尤可御覽兩人之翔也云々、以此狀、內々被仰

源軍路を別つて京都に攻入らんとす

前幕下、々々申云、此儀尤可然、但故禪門閇眼之刻、遺言云、我子孫、雖一人生殘者、可曝骸於頼朝之前者、雖爲勅命、難請申者也云々、此事最祕事也、人以不知云々、

一方木曾義仲は礪並山の戰（壽永二年五月）の後、加賀に入り、六月には源行家の軍と合して安宅、篠原等の戰に又平軍を破り、更に之を追擊したので、平軍は全く敗走した。かくて義仲、行家は兵を分けて並び進み、義仲は北陸道よりし、行家は東山道よりし、七月義仲は近江に入つて延暦寺を諭し、行家は大和に入つた。　攝津源氏源行綱は一時平家黨であつたが、（鹿谷會議の際淸盛に密告したのである）また叛きて攝津河内に據り、河尻の津を塞ぎ、足利義淸（義康の長子で、仁木細川兩氏の祖）も義仲に屬し、丹波に入り、何れも相並で京都に攻入らんとする形勢となつた。

（南都本平家物語）　去程ニ義仲ハ度々ノ合戰ニ打勝テ、東山北陸ノ二ノ道ヲ二手ニ分テ攻上ル、東山道ノ先陣ハ、越前ノ國府ニ著、七月二日既ニ近江國ヘ攻入テ人ヲ通サスト聞エケレトモ、京ヘハ輙ク打入ス、同二十一日木曾大夫ト云古山法師ヲ先トシテ、源氏天台山ニ競上リ、谷々ニ充滿ス、平家モ資盛貞能ヲ大將軍トシテ、宇治ヲ廻テ、近江國ヘ下向セラル、今日ハ宇治ニ留ル、其勢僅ニ二千餘騎

明ル廿二日知盛重衡ヲ始トシテ、三千餘騎、勢多ヨリ近江國へ下向ス、今夜ハ山科ニ宿セラル、源氏行家伊賀國ヲ廻テ都へ入、義仲勢多ヲ經テ都へ入、足利判官代義清丹波路ヨリ都へ入、攝津源氏行綱、攝津國ヲ押領シ河尻ヲ打塞ナント聞エケレハ、平家ノ人々何レモ騒合ヘリ、加賀國住人林六郎宗明(光)以下ノ源氏ノ武士、山田矢橋所々ノ渡リニ船ヲ設テ、湖ノ東浦ヨリ西浦へ押渡シ、五百餘騎ノ勢ニテ、去夜ヨリ天台山ニ打上テ、總持院ヲ城郭トス、三塔ノ大衆皆同意ス、東坂本ニ源氏ノ武士充滿セリ、平家ノ軍兵途ヲ失テ、知盛重衡以下ノ人々、皆山科ヨリ京へ歸入給フ、云々、

(玉海)　七月廿一日(壽永二年)午刻追討使發向、三位中將資盛爲大將軍、肥後守定能(貞)相具向多原方、經予家東小路(富小路)、家僕等密々見物、其勢千八十騎云々、(儲計之云々)日來、世之所推、七八千騎、及萬騎云々、而見在之勢、僅千騎、有名無實之風聞、以之可察歟、今夜、法皇臨幸法住寺殿、事火急之時、可有行幸之故云々、○廿二日、卯刻人(告)、江州武士等、已入京六波羅邊、物騒無極云々、又聞、入京非實說、而地(北國)武士等登台嶽集會講堂前云々、日來登山之僧綱等併下京、但座主一人、不下京云々、無動寺法印、同以下京、

行家

行綱

平氏の公卿連署し日吉社を

又聞、十郎行家入二大和國一、住二宇多郡一、吉野大衆等與力云々、仍資盛、貞能等、不レ赴二江州一、相二待行家之入洛一云々、貞能去夜、宿二宇治一、今朝欲レ向二多原地一之間、有二此事一、仍止二彼前途一、相二待此入洛一云々、又聞、多田藏人大夫行綱、日來屬二平家一、近日有下同二意源氏一之風聞上、而自二今朝一忽謀反、横二行攝津河內兩國一、張二行種々惡行一、河尻船等併點取云々、兩國之衆民皆悉與力云々、又聞、丹波追討使忠度、其勢非二敵對一之間、歸二大江山一了云々、凡一々(之)事、非二直事一歟、○廿三日、六波羅之邊、歎息之外無二他事一云々、今旦、法皇渡二御法住寺御所一云々、依二世間物忩一也、

〔吉記〕六月廿九日壽永二年世口嗷々不レ驚、洛中上下東走西馳、負レ馬積レ車、運二雜物一、靜嚴已講、只今下洛示送云、日來入二江州一、源氏末々者也、木曾冠者已入了、但叡山衆徒相議、於二惡僧一者皆同二源氏一、是中堂衆等也、去頃自二北陸道一歸山源平兩氏可レ有二和平一之由、僧綱已講、欲レ奏二聞此事一、若無二裁許一者一山可レ同二源氏一云々、○七月十日、叡山衆徒、源平兩氏、先日可二和與一之由、成二議定一、而源氏等依レ燒二失日吉社領一、改二先議一一向爲二御方一、且相二防通路一、且可二征伐一之由、又議定了、而忽變二其議一云々、近日說々嗷々、記無レ益、又源氏等着二勢多一云々、○十二日、傳聞、平家公卿十人連署內大臣以下也以二日吉社一爲二氏社一、以二延曆寺一爲二氏寺一、奉レ歸二仰一之由書、起請狀被レ

氏社に、延暦寺を氏寺とせんことを起請す

源氏等叡山の山上に城郭を構ふ

十郎行家大和に入る

送衆徒中云々、若是密事歟、聞此狀悲涙難抑、但弃平野社用氏社、神慮有忽事歟、○十六日、源氏稱十郎藏人行家者已入伊賀國（去十四日云々）與家繼法師（號平田入道貞能兄）合戰、又號三河冠者源氏、越入大和國云々、薩摩守忠度朝臣、發向丹波國、引率百騎許、云々、○廿一日、今日新三位中將資盛卿舍弟備中守師盛、幷筑前守定俊等、爲家子相從、資盛卿雜色懸宣旨於頭相伴、肥後守貞能、午刻許發向、都慮三十（千）餘騎、法皇密々有御見物、經宇治路赴江州、資盛着水干小袴、帶弓箭云々、○廿二日、源氏等已着東坂本、相率方大衆々等、已登叡山、由自曉更風聞、住山僧綱等各逃下、云々、（中略）前内府依被申行、北面輩等相具甲冑、着小袴、祗候、源氏等山上東坂、幷東塔惣持院構城郭居住云々、午刻許平中納言（知盛）三位中將（重衡）等向勢多、共着甲冑、兩人勢及二千騎云々、又入夜按察大納言（頼盛）下向、今夜各宿山科邊、云々、○廿三日、早旦山座主明雲下洛、即參院、風聞云、衆徒等申云、凶徒等已居住山上了、及合戰者無異儀、天台佛法令破滅歟、可被和平之由、可被仰下之旨、以座主令院奏云々、○廿四日、十郎藏人行家超伊賀、已着大和國宮河原之由、別當僧正被申、殿下東大寺領聊有狼籍事、此旨以中綱遣觸之處、下手人切手答不可狼籍之由云々、資盛卿相具貞能、可歸參之由、爲

多田の下知により太田頼助等河尻方面に狼籍す

多田行綱叛逆

平氏天皇及び神器を奉じて西海にのがる

泰經卿奉行、被仰下云々、奉追討者未聞此例、而間猶不歸洛、本是宿宇治一坂邊、自件所、廻八幡南、向河尻方、是稱多田下知太田太郎頼助、或押取鎭西粮米、或打破乘船等、或燒拂河尻人家云々、爲鎭此事先行向云々、於資盛卿者給宣旨人也、自院可被召遣、至于自餘輩者、私遣了、直可召返之由、前内府被申云々、變々沙汰、上下迷是非、多田藏人大夫行綱、依有叛逆聞、爲定長奉、被遣御教書、其請文狀云、近日謬說出來歟、但可被遣軍兵之由、依風聞、近邊雜人等走騷歟、早可加制止者、雖進此請文、其體如叛云々、

こゝに於て宗盛は天皇、法皇等を奉じて西海へ赴くの策を決したのであるが、こは如何にも急遽なる決定であつて、宗族間の會議を聞いたといふ程でもない樣である。實錄の書には其の委曲を徵すべきものが無いが、長門本平家物語によれば、美濃源氏佐渡右衛門尉重實(平氏の黨)の注進により、京都の形勢が危急に逼つた事を知り、俄に策を決したらしいのである。豫てもかゝる事態に至るべきかは懸念して居たのであるが、それが愈ゝ事實となつて了つたのである。吉記によれば、法皇は嘗て御書を前内府(宗盛)に賜ひ、火急に及んだならば、如何に處理する所存かを御尋

法皇御逐電

ねがあつたのに對し、その節は直に參上し、法皇、主上を奉じて海西に赴くべき旨を奉答して居るのである。思ふに宗盛の考にては、主上、法皇を奉じ、三種の神器を具し奉らば、縱令源軍が京都に入るとも、如何ともし難きにより、彼是れして居るうちに、また京都を取返さうとの意向であつたと見える。然るに法皇に於かせられては、兼ね〴〵平氏の所爲を惡ませられた御事とて、先んじて窃に御所を御退出あつて比叡山東塔圓融房へ御幸あり、以て平家の謀の裏をかゝせられたので、宗盛等は大に周章狼狽し、この上は猶豫ならじと考へ、二十五日急遽に六波羅の邸宅に火を放ち天皇及び建禮門院等を擁し、三種の神器を奉じて西國に赴かれたのである。平家一門は概ね之に扈從したが、獨り賴盛は賴朝に對し、舊誼があつたので、彼が勸誘に從ひ、京都に止まり、攝政藤原基通も途中までは從つたが、七條大宮の邊で法皇が都に留まらせ給ふを聞き、之も車を還してしまはれた。

（玉海）　七月廿五日（壽永二年）寅刻、人告云、法皇御逐電云々、此事日來萬人所庶幾也、而於今次第者、頗可謂無支度歟、子細追可尋聞、卯刻、重聞一定之由、（中略）定能卿來、尋出幽閉之所、密々隱置了、及巳刻、武士等奉具主上、向淀地方了者、在籠鎮西云々、前

武士等主上を具し奉りて淀地方へ向ふ

昨は官軍今は邊土の逃走者

法皇御逐電

六波羅邊燒亡

主上を具し奉りて海西に赴く

法皇去夜內府に火急の際の事を問はせ給ふ

內大臣已下一人不殘、六波羅、西八條等舍屋不殘一所、併化灰燼了、一時之間、煙炎滿天、昨者稱官軍、縱追討源氏等、今者違(遣カ)省等(寺イ)、若指邊土逃去、盛衰之理、滿眼滿耳、悲哉、生死有漏之果報、誰人免此難、恐而可恐、愼而可愼者也、攝政自然遁其殃、逃去雲林院(信範入道堂邊)方了云々、或人告云、法皇御登山了、人々未參、暫之有祕藏云々、平氏等皆落了之後、定能卿登山了、付件卿申參入如何之由了、

〔吉記〕 七月廿五日、天晴、未明、法皇出御法住寺殿、不知何方逐電、令密幸給之由有風聞之說、或信或不信、周章之由、及辰刻聞定說、而間南方有火、寄尋之處、六波羅邊前內相府已下人々家々云々、奇驚之間、院御(モトノママ)之由、彼人々奉具主上(御乘車)南轅赴海西、事之殊勝、可謂未曾有、大原辻、幷河合邊、守護武士左馬頭行盛已下引返了、洛中騷動之外無他事、後聞、法皇去夜、被遣御書於前內府許云、若及火急者、何樣可被存知御乎、臨期定令周章歟、可被申其子細、其御返事云、無左右參入、可候御所者、奉具法皇、主上、無左右可逃退海西之由、內々有支度之旨、世以推之、又銘叡慮歟、又北面之者之中、祗候彼邊之輩等、令伺形勢云々、行幸成之間、偸以出御、令參新熊野、新日吉等給、儲御輿經鞍馬路、先令渡橫川給、右馬頭資時朝臣、大夫尉知康等之外、他人

法皇東塔圓融房に着御

關白殿下途中より逐電

不レ候二於山上一、權僧正俊堯、法印尊澄等殊以早參云々、次第御巡拜了、着二御東塔圓融房一云々、入道關白殿相二具尊澄法印一令二早參一給、顯家朝臣一人在二御供一云々、後聞、今日登山公卿三條中納言、藤宰相中將、前大貳右大辨等云々、行幸事雖レ不レ聞二慥說一、風聞云、院密幸之由、及二辰時一前内府聞レ之、差二左中將淸經一、行幸早可レ成之由被レ申、殿下令レ宿二侍直廬一給、公卿已下諸司不レ可レ候、可二何樣一乎之由有レ仰、返答不レ及(是脫カ)二非一、可レ爲二御車一之由、重被レ申レ之、殿下忽昇給、主上御乘車、御乳母二人、幷按察局御乳母一人(遠江)劒璽等御同車次第、筆墨難レ及歟、平大納言(時忠)忽自二里亭一參二上内侍所一(取二御鏡一許)幷玄上鈴鹿御笛筥(此間盡損)子時簡等令レ取レ之、一身奉二行之一、職事等雖レ宿二近邊一、皆以逃去、殿下同令二扈從一給、卽遷二御六波羅泉亭一、建禮門院、八條殿等、駕二別車一連レ轅、一族人々周章馳出、非二武人一人、平納言幷息中將時實朝臣之外不レ聞、殿下同令二扈從一給、而自二途中一回レ轅逐電、物忩之間、武士等不レ知二此旨一、内藏頭信基朝臣在二御共一、雖レ奉レ留無二御承引一云々、誠是氏明神冥助歟、先令レ落二着信範入道智足院一給、次令レ向二西林寺一給、而信基頻留申、依レ不二聞食入一、一身遂赴二西海一、殿下遂令二登山一給、以二惠光房一爲二御所一。

愚管抄の文で見れば、宗盛は叔父賴盛には强ひて山科の警固に向はせながら、一

言の通告もせずして西海落ちを決行したとの事であるが、平家一門の首腦者として、諸事を總裁した宗盛の態度としては、如何はしい事である。賴盛は豫ねてより清盛とは疎遠であつたが、宗盛に於ても亦かゝる次第であつたので、鳥羽まで後を追うたが、遂に引返して京都に止つたのである。また肥後守平貞能は多田行綱が攝津國を押領し、河尻を打塞いで居るとの事を聞き、それに向つたが、實說では無かつたので、歸つて來る途中で、一門の西走に遭遇したので、驚いてその次第を尋ねたところが、宗盛のいふやう「汝は未だ知るまいが、源氏は既に叡山に登つて谷々坊々に充滿し、法皇も御所を出でさせ給ひ、何方へか渡らせられた。主上は未だ幼き御事であり、女院、二位殿を始めまゐらせ、女房達に、まのあたり心憂き目を見するのが悲しいから、一先づ他所へ落ち、禪門(清盛)の墓所へも今一度參拜し、その上にて身の所置をつけようとするのであると。貞能は切に京都に留まり、合戰の上で勝敗を決すべき旨をすゝめたのであるが、聞き入れられないので、一人で都に引返し、法住寺殿の邊に一宿したが、引續いて來る人々もないので、小松內府重盛の墳墓に詣で、それから又止むなく一門の後を追うたとある。(但し貞能はその後、宇都宮朝綱を

山科の警固として頼盛を遣はす

尋ねて、身の保護を頼んだのであるが、玉海によつて見れば彼が出家して西國に留つた事が壽永二年十月二日の條に見えて居るので、彼の出家は西走後間もない事であつて平氏と運命を共にしなかつたのは異樣に感じられる。）なほ清盛の姪經正が仁和寺宮をお尋ねし、薩摩守忠度が和歌の師俊成卿を尋ねたなどいふ譚は、前に記したから此には略する。

〔愚管抄〕カヽリケル程ニ七月廿四日ノ夜、事火急ニナリテ、六波羅へ行幸ナシテ、一家ノ者ドモ集マリテ、山科カタメ（固メ）ニ大納言頼盛ヲヤリケレバ再三辭シケリ、頼盛ハ治承三年冬ノ比アシザマナル事ドモ聞エシカバ、ナガク弓箭ノミチハステ候ヌル由故入道殿ニ申テキ、遷都ノ比奏聞シ候キ、今ハ如此事ニハ不レ可二供奉一ト云ケレド、内大臣宗盛不レ用シテセメフセラレケレバ、ナマジヒニ山科へ向ヒテケリ、カ樣ニシテケフアス義仲東國ノ武田ナド云[者]モ入ナンズルニテ有ケレバ、サラニ京中ニテ大合戰アランズルニテヲノヽキアヒケル程ニ、廿四日ノ夜半ニ法皇ヒソカニ法住寺殿ヲ出サセ給ヒテ、鞍馬ノ方ヨリマハリテ横川ヘノボラセヲハシマシテ、近江ノ源氏ヨリ此由仰ツカハシケリ、タダ北面下﨟

宗盛等は頼盛には無警告にて西國に落つ

頼盛鳥羽まで行きしが引返して京に止まる

ニトモヤス（知康）鼓ノ兵衛ト云男御輿カキナンドシテゾ候ケル、曉ニコノ事アヤメ出シテ六波羅サハギテ、辰巳午兩三時バカリニヤウモナク內ヲ具シマイラセテ、內大臣宗盛一族サナガラ鳥羽ノ方ヘ落テ、船ニ乘テ四國ノ方ヘ向ヒケリ、六波羅ノ家ニ火カケテ燒ケレバ、京中ニ物ドリト名付タル者イデキテ、火ノ中ヘアラソヒ入テ物トリケリ、ソノ中ニ頼盛ガ山科ニアルニモ告ザリケリ、カクト聞テ先子ノ兵衛佐爲盛ヲ使ニシテ鳥羽ニ追付テ、イカント云ケレバ、返事ヲダニモエセズ、心モウセテミエケレバ、ハセ歸リテソノ由云ケレバ、ヤガテ追樣ニ落ケレバ、心ノ內ハトマラント思ヒケリ、又コノ中ニ三位中將資盛ハ其比院ノヲボエシテサカリニ候ケレバ、御氣色ウカガハント思ケリ、コノ二人鳥羽ヨリ打カヘリテ法住寺殿ニ入居ケレバ、又京中地ヲカヘシテ有ケルガ、山ヘ二人ナガラ事由ヲ申タリケレバ、頼盛ニハサ聞食ツ、日比ヨリサ思食キ、忍テ八條院邊ニ候ヘト御返事承リニケリ、元ヨリ八條院ノヲヂノ宰相ト云寬雅法印ガ妻ハシウトメナレバ、女院ノ御ウシロミニテ候ケレバ、サテトマリニケリ、資盛ハ申入ル者モナクテ御返事ヲダニ聞カザリケレバ、又落テ相具シテケリ、

貞能一矢を射るべしと稱して來る

歸京の武士爲すなくして逃去る

平資盛貞能等京都に歸る

〔玉海〕七月廿五日（壽永二年）申刻、落武者等又歸京、敢不信用之處、事已一定也、貞能稱一矢可射之由云々、或又奉具主上及劍璽賢所等、欲趣鎮西、而不可無臣下、仍爲取具可然之公卿也云々、怖畏雖無限、忽不及計略、仰天任地、奉念三寶之處、歸京之武士等、以此最勝金剛院可構城郭之由、下人來告、仍遣人令見之處、已少々來趣云々、非可同居、非可追却、仍周章相伴女房少々、（其殘隱山奥小堂了）向日野邊之處、源氏已在本幡山云々、（下略）〇廿六日、拂曉欲向日野之間、依切塞其路、不能首途、此間、昨日歸京武士〔等〕無成而又逃去了、歸京之本意、未知其詮、武勇之尫弱、所行之尾籠、奇異之至、取喩無物、

〔吉記〕七月廿五日、臨夕新三位中將資盛卿（率舍兄維盛卿及舍弟等云々今日余人不聞）及肥後守貞能率八百餘騎軍兵、自山崎邊引歸入住蓮華王院、相逢源氏可合戰云々、或說可然卿相等各可虜之由風聞、洛中重以騷動、皆悉逃去、或說小松内府子息等、可歸降之由云々、（不申達之由、後日聞之）又可燒拂京中之由風聞、然而無指所爲、各迎取妻子等、翌日天曙之後、猶以下向、其勢過半落了、眞（貞能カ）龍先勢之謂歟、然而歸入之條、感氣人相交云々、

〔吾妻鏡〕七月七日（文治元年）前肥（筑歟）後守貞能者、平家一族、故入道大相國專一腹心

貞能歸降す

頼朝義兵を擧る際貞能は朝綱等の歸國に盡力す

者也、而西海合戰不レ敗以前逐電、不レ知二行方一之處、去比忽然而來二于宇都宮左衞門尉朝綱之許一、平氏運命縮之刻、知二於其時一、遂二出家一、遁二彼與同難一訖、於レ今者、隱二居山林一、可レ果二往生素懷一也、但雖二山林一、不レ蒙二關東免許一者、難レ求之、早可レ申二預此身一之由懇望云々、朝綱則啓二事由一之處、平氏近親家人也、爲二降人一之條、還非レ無二其疑一之由、有二御氣色一、隨而無二許否之仰一、而朝綱强申請云、屬二平家一在京之時、聞下擧二義兵一給事上、欲二參向一之刻、前內府不レ免レ之、爰貞能申二宥朝綱幷有重等一之間、各全レ身參二御方一、攻二怨敵一畢、是啻匪レ思二私芳志一、於レ上又有レ功者哉、後日若彼入道有下企二反逆一事上者、永可下令レ斷二朝綱子孫一給上云々、仍今日有二宥御沙汰一、所レ被レ召二預朝綱一也、

二、後鳥羽天皇の踐祚

法皇は一旦延暦寺に幸せられたが、義仲行家が京都に入つたので、法皇も亦た還幸し給ひ、蓮花王院の御所に兩人を召して平家追討の事を仰せられた。さて朝廷にては、安德天皇は平家に奉せられて西海に行幸あり、京都に主がないから、如何なる變亂が起らんも謀られぬので、先づ平時忠に仰せ宗盛に諭して天皇及び神器を還し奉るべき旨を命ぜられたが、宗盛は命を奉じなかつた。そこで更に新主を立

京都には立王の議なり

後鳥羽天皇立たせ給ふ

立王の問題

つべきであらうか、それとも主上の還御を待ち奉るべきかについて議せられたのであるが、右大臣九條兼實の意見としては、「天下一日も主がなくては民心の繋がる所がなく、政務が悉く廢るであらう。また平家は天子を挾んで諸國に令を下すのに、我は主を立て奉らずして之を征伐するは義に於て妨がある。又我が朝の習、劍璽を得給はざれば、嘗て踐祚せられざりしに、繼體天皇は先づ踐祚して天皇と稱し給ひ、劍璽を得られるに及んで卽位の禮を擧げ給うた。之が先例であるから、この度は之に準據して早く天皇を定め給ふ事が必要でありませう」とあつた。かくて高倉天皇の第四の皇子尊成親王が閑院で踐祚あり、翌年卽ち元暦元年七月廿八日に太政官廳で卽位せられ給ひ、之が卽ち後鳥羽天皇であらせられる。神器の授受がなくして皇位に卽かせられたこととて後世史家などの批評を免れなかつた。（近年南北朝論があつてから、文部省の國定教科書では後鳥羽天皇の皇位は安德天皇の崩御より始まる事と定められた。）

（玉海）　八月六日壽永二年　此日參院、以定能卿申入、以頭辨兼光被仰下云、立王事、所思食煩也、先可奉待主上還御哉、將又且雖無劍璽可奉立新主哉之由、被行御卜之處、官寮共、申可被奉待主上之由、而猶此事依所思食、重被問官寮、各數人官二人、寮八人、申狀、彼

立王の事迅速を要す

行家恩賞に不平

時忠の返書

是不ㇾ同、但吉凶半分也、此上事、何樣可ㇾ有二沙汰一哉、可二計申一者、申云、先次第沙汰、頗以依違歟、先有二議定一、人意不二一決一、偏可ㇾ訪二占卜一之由、議奏之時、可ㇾ有二御卜一也、而遮以被ㇾ行二御卜一、今又被ㇾ乖二彼趣一之條、太以無二其謂一、卜者不二再三一云々、而及二度々一之條、又以不ㇾ可ㇾ然、而於ㇾ今者、偏可ㇾ被ㇾ用ㇾ卜者、重隨二良將吉神等之趣一、可ㇾ有二斟酌一歟、但愚案之所ㇾ及、立王于ㇾ今懈怠、愚心所二傾思一也、其故、先京華猥籍于ㇾ今不ㇾ止、是人主不二御座一令ㇾ然也、是一次須ㇾ被ㇾ急二征討一之處、平氏等奉ㇾ具二主上、及三神一、已赴二海西一、不ㇾ立ㇾ主有二征伐一、於ㇾ議有ㇾ妨、是二次我朝之習、不ㇾ得二劍璽一踐祚、曾無ㇾ例、而繼體天皇爲二臣下一被ㇾ迎之時、如二國史文一、書二之踐祚一、甲申、天皇移二樟葉宮一、辛卯、得二璽符鏡劍一卽位云々、往古雖ㇾ無ㇾ讓位卽位之分別一、如二今文一者、卽位以前、已稱二天皇一、又謂二踐祚一、卽被ㇾ移二皇居一、其後得二劍璽一卽位云々、然則、准據尤可ㇾ合之由所ㇾ存也、是三凡天子之位、一日不ㇾ可ㇾ曠、政務悉亂云々、于ㇾ今遲々之條、萬事違亂之源也、早速可ㇾ有二沙汰一、不ㇾ可ㇾ有二異議一者、云々、〇十一日、見二去夜聞書一、義仲（從五位下、左馬頭、越後守）行家（從五位下、備後守云々）〇十二日、傳聞、行家稱ㇾ非二厚賞一忿怨、且是與二義仲賞一懸隔之故也、閉ㇾ門辭退云々、一昨日夜、所ㇾ遣二時忠卿許一之御教書、返札到來、其狀云、京中落居之後、可ㇾ有ㇾ還幸劍璽已下寶物等事、可ㇾ被ㇾ仰二前內府一歟云々、事體頗似ㇾ有二嘲弄之氣一、又貞能請文云

能樣可計沙汰云々、

かくて後鳥羽天皇が立ち給うたが、御幼少であらせられたので、法皇が萬機を總攬し給ひ、平家一族百八十人の官職を削り、又諸將の功を論じ、賴朝を以て第一とし、義仲を第二とし、行家を第三とせられた。かくて義仲を從五位下左馬頭に任じ越後守とし、行家を從五位下備後守とせられたが、二人は之を喜ばなかつたので、更に義仲を伊豫守、行家を備前守とせられた。法皇は又平氏の舊領五百餘所を沒收し、義仲に百四十箇所、行家に九十箇所を賜ひ、竝に院の昇殿を許された。

平氏の官爵を削り論功の事あり

是より先き、後鳥羽天皇を立て給ふに際し、義仲は三條宮(以仁王)の御子北陸宮を皇位に卽け奉らんことを奏上したので、一難事が起つた。初め法皇は高倉天皇の皇子第三ノ宮、第四ノ宮の中を御立て遊ばさる思召で、これを卜に問はせ給うた所が第三ノ宮が吉と出た。所が法皇は第三ノ宮を召せられた際、法皇を見てむつがらせたるに、第四ノ宮はにこ〳〵として抱かせられた上に、寵姬丹波の局の夢想にも、第四ノ宮が御幸あり、松の枝を持つて行かれる云々の事があつて、之を奏上したので、法皇も遂にその思召となり、四ノ宮を立てんとせられた所へ、たま〳〵義仲の意見が奏上され

義仲皇統につき喙を入る

た。その意見の大意は「我々が義兵を擧げ申したるは畢竟するに故以仁王の令旨に基いたのでありますから、その御子たる北陸宮を天位に即け奉りたい」と云ふのであつた。けれどもこの宮は一旦僧となつた事もあり、殊に高倉天皇の皇子があるのに、本宗を立てずして庶孫を立てるといふ事は、神人の安んせざる所であるから、法皇は俊堯僧正（義仲と親昵のもの）を以て其旨を諭され給うたが、義仲は容易に聽容れぬ。そこで前關白基房、攝政基通、左大臣經宗等が召に應じて參上し、評議をされた。三人の意見では北陸宮は一切然るべからずとの事であつた。併しながら卜に問うて決しようと云ふ事になり、第一は四宮、第二は三宮、第三は北陸宮といふ順序で卜筮をされた所が、第一が最吉、第二は半吉、第三は始終不快との事で、愈ゝ四宮といふ事に御治定せられたのである。すると義仲はこの事を聞いて申すやう、「齡を以てすれば北陸宮が第一であり、卜を以てすれば三宮が立つべきであつたのに、かく御治定になつたのは三條宮（以仁王）の御爲に痛恨の至りである」とて甚だ不滿の樣子であつた。

（玉海） 八月十四日（壽永二年）入レ夜、大藏卿泰經爲二御使一來、余隔レ簾謁レ之、泰經云、踐祚事、高

義仲北陸宮を皇位に立つべきを主張す

女房丹波の口入

四宮最吉

倉宮二人、一人義範女腹五歲一人信隆女腹四歲之間、思食煩之處、以外大事出來了、義仲、今日申云、故三條宮御息宮在北陸、義兵之勳功在彼宮御力、仍於立王事者、不可有異議之由所存也云々、仍重以俊堯僧正與義仲爲親昵之故被仰子細云、我朝之習、以繼體守文爲先、高倉院宮兩人御坐、乍置其王胤、强被求孫王之條、神慮難測、此條猶不可然歟云々、義仲重申云、於如此之大事者、源氏等雖不及執申、粗案事之理、法皇御隱居之刻、高倉院恐權臣、如無成敗、三條宮依至孝亡其身、爭不思食忘其孝哉、猶此事難散其欝、但此上事在勅定云々者、〇十八日、靜賢法師以人傳云、立王事、義仲猶欝申云々、此事先始以高倉院兩宮被卜之處、官寮共以兄宮爲吉之由占申之、其後、女房丹波御愛物遊君、今ハ號六條殿夢想云、弟宮（後鳥羽）四位信隆卿外孫也有行幸、持松枝行之由見之、奏法皇、仍乖卜筮、可奉立四宮之樣思食云々、然間、義仲推擧北陸宮、仍入道關白藤基房攝政藤基通左大臣藤經宗余、四人應召、三人參入、余依病不參、彼三人各被申云、北陸宮一切不可然、但武士之所申不可不恐、仍被行御卜、可被從彼趣、松殿ハ一向不及占、可被仰御子細於義仲云々、余只奉勅定之由申了、仍折中被行御占之處、今度、第一四宮（後鳥羽）依夢想事也、第二三宮（後高倉）、第三北陸宮、官寮共申第一最吉之由、第二半吉、第三始終不快、以占形遣義仲之處、申

云、先以₂北陸宮₁可ᴸ被ᴸ立₂第一₁之處、被ᴸ立₂第三₁無ᴸ謂、凡今度大切、彼北陸宮御力也、爭默止哉、猶申₂合郎徒等₁、可ᴸ申₂左右₁之由申云々、

按ずるに、前掲丹波の局に關して或は之を丹後の局となすものがある。右につき大日本史の高階榮子の傳中に之を辯じていふやう「玉海に曰く、丹波は初め娼となりて宮に入り、六條殿と號す、又曰く、帝淨土寺の扁額を丹波に賜ふと、又曰く、丹後が淨土寺の家に幸すと、これによれば丹波と丹後とは同人に似たり、本書壽永以前は丹波と書し、文治以後は丹後と書す、壽永の亂、帝として立つべき者をトす、寵姬奏するに夢中の語を以てす、玉海には之を丹波となし、帝王編年記、東鑑、平家物語、源平盛衰記等の諸書には皆丹後となす、則ち榮子(高階)初め丹波と稱し、のち丹後と改めしも知るべからず」とあり、なほ異說も擧げてあるが、多分丹後、丹波は同一人をさしたものと思はれる。

三、木曾義仲の暴行及び滅亡

義仲の地位不安

後白河法皇は義仲、行家の兩人に命じて宗盛以下の黨類を追討すべき由を仰付けられ、又院の廳官中原康定を使として賴朝の許に遣はし、之にも入朝を促され給うた。義仲は斯くて京都の主人公となり、至尊を擁して四海に號令すべき地位を占め得たのであるが、實は彼の地位たる極めて不安なものであつたのである。

一體京都の地たる、大兵を容れ置くべき所ではない。賴朝が御勸誘があつても容易に京都へ出ないのは卽ちさう云ふ點を心得て居たからであらう。兵粮を準備し置く事に於てもなか／＼困難な所である。果せるかな義仲は京都へ這入る迄は順調であつたが、その大兵を給養せんとするに當つては適當の道が見出されない。かくて程なく糧食物資の不足を感じ、之を徵發せんとすれば、院宮、寺院、その他都人士一般の反感を受けねばならず、と言つて夫等の兵士を食はせずには居られない。況んや義仲は田舍育ちで、都の禮儀作法に習はず、隨分無作法な擧動もあつたといふ事で、甚だしき不人望を來した。而も前にも述べた通り、恐多い事ながら、義仲は天皇踐祚の御事に就いて、其の議が容れられなかつたので、不滿を感じてゐたやうな次第であつたから、法皇は彼が永く京都に滯在するのを厭はせられ、彼をして早く城外に出で、平家を討たしめようとされ、御催促を遊ばされたのであるが、義仲は又、法皇が中原康定を鎌倉に遣はし、賴朝の上京を促されたと云ふ樣な事をうす／＼聞いて居たから、うつかり西征の途には就かない。加之、賴朝が若し上洛したならば途中で之を迎へ擊たうとして、內々其用意をして居つたのである。

頼朝三事を奏す

そこで頼朝もうつかり上洛はしない。答へて申すやう、臣若し大兵を率ゐて入京したならば、藤原秀衡、佐竹義隆等が必ず虚に乘じて臣の後を突くでありませう。其上數萬の兵士が京都に入つたならば、都の中は恐らく騷擾するでありませう。そこで上京する事は便宜でありませぬ。就いては弟義經をして貢賦を管して京都に至らしめませうと云ふやうな意味を洩した。義仲は之を聞いて益〻疑倶の念を生じ、防戰の準備にかゝつたから、法皇は頼朝と義仲とを和解せしめようとなされた。頼朝は康定の歸京を機會として三事を上奏いたした。其大意を言へば、

一、日本國は神國で御座りまする。然るに此頃謀臣達(平氏)が神社や佛寺の領地を顧みずして横領したから、その咎に依つて遂に都を落ちねばならぬやうになつたのでありませう。是は神佛が罰を加へたと云ふべきものであります。全く頼朝などが微力の及ぶ所では御座りません。然らば先づ神社佛寺に恩賞を行はせられなくてはなりますまい。

二、王侯卿相の御領をば平家の一門たちが數箇所横領いたしました。是は領家に於て勘忍の出來ぬ所であります。就いては早く勅してその憂を去るやうに致

したい。例へば頼朝にした所で、若し彼の人々（領家を指す）の所領を横領するやうな事があつたならば、人々の歎きは平家同樣であらうから、その邊は御遠慮なく御沙汰を蒙るべき事で御座ります。

三、平家の郎從にして歸順するやうな者があれば、假令罪科があつても身命は助けてやりたう御座ります。就いては罪の輕重に隨つて御沙汰を蒙むるやうにいたしたい。

とあつて、この三ヶ條を見ても、頼朝の精神のある所が推察せられ、甚だ穩健の體であつたので、廷臣達は大いに安堵し、且つ頼朝の人と爲りを想見するに至つた。

（玉海）十月四日（壽永二年）及晩大夫史隆職來、密々持來頼朝所進合戰注文、幷折紙等、院御使廳官所持參云々、件折紙不違先日所聞、然而爲後代注置之、

一可被行勸賞於神社佛寺事、

右日本國者神國也、而頃年之間、謀臣之輩、不立神社之領、不顧佛寺之領、押領之間、遂依其咎、七月廿五日忽出洛城、散亡處所、守護王法之佛神、所加冥顯之罰給也、全非頼朝微力之所及、然者可致行殊賞於神社佛寺候、近年佛聖燈油之用途已闕、如

神佛の咎により平氏城外に出づ

無先跡寺領如元可付本所之由、早可（被）宣下候、

一諸院宮博陸以下領、如元可被返付本所事、

右王侯卿相御領、平家一門押領數所、然間、領家忘其沙汰、不能堪忍、早降聖日之明詔、可拂愁雲之餘氣、攘災招福之計、何事如之哉、賴朝尙領彼領等者、人之歎相同平家候歟、宜任道理有御沙汰者、

一雖姧謀者、可被寬宥斬罪事、

右平家（郎）從（徙イ）落參之輩、縱雖有科怠、可被助身命、所以者何、賴朝蒙勅勘雖坐事、更全露命、今討朝敵、後代無此事哉、忽不可行斬罪、但隨罪之輕重、可有御沙汰歟、

以前三ヶ條事、一心所存如此、早以此趣可令計奏達給、仍注大概上啓如件、

合戰記不遑具注、

かくて賴朝は宣旨を東海、北陸、東山の三道に下して以上の件々を御沙汰になるやうに願つた。法皇は之を御取上げになつて、閏十月十三日に宣旨を東海、東山二道に下し、諸國の年貢は勿論、神社、佛閣並に王侯卿相以下の家領莊園は元の如く領家の命に從ふべき由を命ぜられ、若し命を用ひざる者があらば、賴朝をして處分せ

しむと仰付けられた。されども北陸道だけは義仲を憚つて此宣旨を下されなかつた。

京都の人心が斯くの如く頼朝に向ひ、義仲を疎んじて頼朝を謳歌するやうになつたから、義仲たる者は愈〻不安の念に打たれざるを得ない。そこで法皇から御催促があつたにも拘らず、容易に西征の途に就かぬ。併し何時までもさうしては居られないから、先づ足利義清、高梨高信、海野幸廣等を山陽道に遣はし、後また自らも征討に加はり、十一月平重衡、同通盛、同敎盛等を備中水島に攻めたが大敗を取つた。是は義仲には大打擊であつた。けれども義仲は、一方頼朝の代官として範頼、義經が關東より兵を率ゐて上つて來ると云ふ事であるから、留まつて此大敗の耻辱を雪ぐ暇もなく、同月十五日遂に京都に引還した。而して法皇に奏して申すやう、水島の戰に平氏は一旦利を得たけれども、迚も永く勢を續ける事は叶ひますまい。山陰道の兵士も多く備中にありますが、之も同時に防ぐ事が出來まする。御心を勞し給ふには及びませぬと。

義仲平氏を追討して敗を取る

義仲に取りもう一つ困る事が起つた、といふのは、行家と不和になつたことであ

る。義仲は密に行家と謀り、法皇を奉じて北國に赴かうと考へた。然る所、行家は之に從はなかつたのみならず、却つて其事を法皇に密奏いたした。そこで法皇は驚かせ給ひ、法印靜賢を遣はして義仲を諭された。義仲は全く其誣妄である事を陳情し、且つ曰く、臣は陛下に對し奉つて二つの御怨が御座ります。夫は先に頼朝を召させ給ふ時、臣は之を御止め申したけれども、臣の言を容れ給はず、又先に東海、東山諸道に宣旨を下されましたが、若しこの宣旨に違うた者は頼朝の處分に任すと仰せられた。是は實に臣の遺憾とする所で御座りまする。臣は關東に赴いて怨を頼朝に報いようとして居り、乘輿を奉じて戰場に臨むが如きは固より跡形もない事で御座りまする と。

さて靜賢が立歸つて後、義仲が思ふやう、どうして彼の祕密が法皇に洩れたものであらう。これはテッキリ行家が洩したに相違ない。行家以外にこの事を知つた者はないのであるからと大に怒つた。行家の方でも斯樣な嫌疑を受くる事となつたから、是亦義仲に對し安心しては居られない、そこで十一月八日に平家追討を名として播磨國へ下向した。實は義仲を避けたのである。

院の御所の御警戒

斯樣に一方範頼、義經が大兵を率ゐて來らんとし、又內には行家が二心を抱くやうな譯で、義仲の地位たるや甚だ窮したりと云ふべきである。玆に又法皇の寵臣に檢非違使平知康と云ふ者があつたが、此者は嘗て法皇の仰せを蒙つて義仲の邸に至り、武士の狼籍を止めるやうにと申渡し、反つて義仲に愚弄せられた事があつて、それを憤つて居たから、法皇に勸め奉るに義仲追討の事を以てした。法皇は玆に於て知康をして密に延曆寺、興福寺の僧兵や、その他所謂辻冠者、乞食法師などのやうな者共を語らつて備へしめられた。又仁和寺の守覺法親王や延曆寺の座主明雲等も武士を率ゐて法住寺殿へ參集するに至つた。

此に於て京中が騷動し、院より義仲を討たせらるゝとか、義仲が院の御所を襲ひ奉るとか、種々の風說が起つた。そこで院からは主典代景宗を以て御使として義仲に仰せらるゝやう、「汝は謀叛を企てゝ居ると告げ申す者がある。事若し無實ならば速に勅命に任せ西國に赴いて平氏を討つがよい、若し又賴朝の使の入洛を防ぎたいとならば、勅命に依らず自身に赴くに於ては禁ずる限りではない。洛中に在り乍ら動もすれば聖聽を驚し奉るは、甚だ不當である」と責めた。併し是は義仲

に取つては頗る難儀な御命令と云ふべきである。此事に就いては右大臣九條兼實も意見を陳べて居る。其大意に云ふ「院中の御用心が頗る法に過ぎ、恰も義仲に敵對せらるゝ如くで、太だ見苦しい。是では王者の行ではない。王者たる者は人臣に罪があれば其輕重を察し、法に依つて刑罰を加へらるべきである。先づ當時の敵對の儀を罷められたならば、義仲も理に伏し和親して征伐に赴くであらう。又賴朝の代官が入洛の事も少數ならば義仲も承諾の事であらう。巨多の士卒を引率して居れば、停止の旨を彼の代官に仰せらるべきである。今の沙汰の如くんば、王化無きが如くで甚だ見苦しい」と書いてある。兼實は斯樣な意見を申上げたが用ひられなかつた。又其中に主上(後鳥羽天皇)も法住寺殿へ行幸あらせられ、形勢は愈ゝ緊張して來た。

かくて義仲も遂に意を決し、此上は滅亡を取るか反逆をするか、二つに一つを選ばなければならぬと考へ、十九日に至り軍兵を率ゐて法住寺殿を圍み、官軍と戰ひて百餘人を殺害し、剩さへ火を放つて宮殿を燒き奉つた。圓慧法親王は亂軍の中に歿し給ひ、明雲座主も亦た殺された。而して天皇は御母儀の七條邸に遷幸し給

ひ、法皇も攝政基通の邸に移らせ給ひ、公卿の幽閉された者も多かつた。義仲は思ふがまゝに暴横を振舞ひ、且つ藤原基通の攝政を罷め、義弟藤原師家（義仲は前關白基房の女の美なるを聞き之を妻としたが、師家はその弟で當時十一歳である）を內大臣攝政とし、文武四十餘人の官爵を停めた。

賴朝の代官入京

義仲征伐せらるべき風聞

〔玉海〕十一月四日（壽永二年）傳聞、賴朝上洛決定了、代官入京也、今朝云々、今日着布和關云々、先奏事由、隨御定可參洛、義仲行家等於相防者、任法可合戰、不然者過平（平イ）事不可有之由仰合云々、〇七日、傳聞、義仲因可被征伐之由、殊用心欝念之餘、如此承及之由、令申院云々、仍被入院中警護之武士申了云々、行家已下、皆悉勤仕其宿直、而義仲一人、漏其人數之間、殊成奇之上、又有中言之者歟、行家明夕必定下向云々、賴朝代官今日着江州云々、其勢僅五六百騎云々、忽不存合戰之儀、只爲供物於院之使云々、次官親能（季重子）幷賴朝弟（九郎）等上洛云々、〇十五日、又云、賴朝代官九郎、可入洛哉否、頗有豫議、大畧所進物幷（使者等、可歸國之樣、有其沙汰、然間又儀出來、以澄憲重被仰遣義仲許之處、其勢不幾者、可被許入京之由、懇承伏云々、〇十七日、雨下、平旦人告云、院中武士群集、京中騷動云云、不知何事、頃之、又人云、義仲可襲院御所之由、風聞院中、又自院可被討義仲之由傳聞彼家、兩方以僞詐有告言之者歟、依如

義仲には速に平家を追討すべき事を命ぜらる

此浮說、彼是皷騷、敢不可云云々、若乖勅命之者、隨罪之輕重、被行罰科者例也、又縱雖有不服王化者、虜領一州、引籠外土、粗有先蹤、未聞洛中咫尺之間有如此之亂、此事計也、義仲無可奉危國家之理、只君搆城集兵、被驚衆之心之條、專至愚之政也、是出自小人之計歟、果以有此亂、王事之輕、不足論是非、可悲々々、及午後聊落居云々、(中略)以主典代景宗爲御使、被遣義仲、其狀云、謀叛之條、雖諍申告言之人、稱其實者、不及遁申歟、若事爲無實者、速任勅命、赴西國可討平氏、縱又乖院宣、雖可防賴朝之使、不申宣旨、一身早可向也、乍在洛中、動奉驚聖聽、令騷諸人、太不當也、猶不向西方、逗留中夏者、風聞之說、可被處實也、能思量可進退云云々、○十八日、卽相共(兼實)參院、于時辰刻也、以泰經卿被仰下云、世上物騷、逐日倍增、然間浮言多出來、御所警固過法、義仲又似無伏命之意、事已及大事、仍昨日以主典代景宗爲御使被仰云、爲征伐可向西國之由、度々被仰下、而于今不下向、又可攻賴朝代官之由令申云云、然者早可行向、而兩方共不首途、已欲敵君、其意趣如何、若無謀叛之儀者、早可赴西海者、義仲報奏云、先可奉立合君之由、一切不存知、因茲度々書進起請了、今被尋下之條、生涯之慶也、於下向西國、賴朝代官引率數萬之勢、可入京者、一矢可射之由素所申也、彼

院中の御用心法に過ぎたり

不可被入者、早可下向西國云々、此上賴朝代官事、何樣可被仰乎、兼又依此騷動、可有行幸於院歟、將忽不可然歟、此等條々可令計申者、申云、先院中御用心之條頗過法、是何故哉、偏被敵對義仲也、太以見苦、非王者之行、若有犯過者、只任其輕重、可被加刑罰、又如被仰下者、申狀已穩便歟、然者先被遣可然之御使、且被尋問浮言之次第、且被勘發所行之不當、若指申告言之輩者、任法可被行刑罰、先罷當時敵對之儀、尤宜歟、義仲若伏理有和顏者、何不赴征伐哉、縱雖可有罪科、出境之後有其沙汰者、不可有當時之怖畏歟、洛中咫尺之間、被敵對君之條、當時後代、朝之耻辱、國之瑕瑾、何事過之哉、若又猶不肯受勅令者、彼時任法可有科斷歟、如今之沙汰者、王化如無甚以見苦歟、於賴朝代官條者、勢少者可入之由、義仲申旨、先日有風聞、更不可變申歟、又率巨多之士卒者、可停止之由、可被仰彼代官歟、行幸之條、忽不可然歟者、泰經參御前了、其後人々多以參集、左大臣已下、大略無殘人歟、以定長卿被仰遣可候之由、及未刻、定能卿密々來告云、只今以御車、密々行幸成了、院不知食云々、頃之定長來問云、不圖之外有行幸、以此亭可皇居歟云々、仁和寺宮、八條宮、鳥羽法印等、皆自日來被候院中云々、〇十九日、早旦人告云、義仲已欲襲法皇宮云々、余不信受之間、

主上院の御所に行幸あり

義仲院の御所を攻め奉る

天台座主明雲、八條宮圓惠法親王共に害せらる

頼朝範頼義經を遣はして義仲を討つ

甕無音、(中略)午刻云、然而義仲之軍兵、已分三手、必定寄之風聞、猶不信用之處、事已實也、余亭依爲大路之頭、向大將之居所了、不經幾程、黑煙見天、是燒拂河原之在家云々、又作時兩度、于時未刻也、及申刻官軍悉敗績、奉取法皇了、義仲士卒等歡喜無限、即奉渡法皇於五條東洞院攝政亭了、武士之外、公卿侍臣之中、矢死傷之者、十餘人云々、夢歟非夢歟、魂魄退散、萬事不覺、凡漢家本朝、天下之亂逆、雖有其數、未有如今度之亂、云云、○廿二日、傳聞、座主明雲合戰之日、於其場被切煞了、又八條圓惠法親王、於華山寺邊被伐取了、又權中納言賴實卿、着直垂折烏帽子等逃去之間、武士等不知爲卿相之由、引張天欲斧處、自雖稱其名、衣裳之體非尋常之人、僞稱貴種也、獨可打頸之由、各沙汰之間、下男之中、有見知之者、稱實說之由、仍忽免死、武士等相共、送父大臣之許云々、

義仲の暴横がこゝ迄に達したから、法皇は更にその次第を頼朝に仰せ遣はされた。そこで頼朝は愈ゝ關東八ヶ國の正稅、官物を京都に送ると云ふ名義で、範頼、義經をして數萬の兵士を率ゐて義仲を討たしめた。義仲は壽永三年正月、從四位下に叙し、次いで征夷大將軍に任せられ、如何にも朝廷から優待されて居るやうであ

るが、之は外見上許りで、實は義經等の力を假りて除かうとされて居たのである。義仲も頼朝の兵が上つて來る事を聞いたから、一方は藤原秀衡に頼朝追討の宣旨を申下し、一方又平氏と和睦しようと思ひ、種々手段を講じたのである。風説に依れば彼は一尺の鏡を造り、八幡の神體を摸し、背に起請文を彫つて平家に送り和親を請うたが、平家は之に應じなかつたと云ふ。又一方源行家は當時播磨より河内に赴き、石川城に據り、南方より義仲を威嚇した。そこで壽永三年正月十七日義仲は其將樋口次郎兼光を河内に向はしめた。當時義仲の兵は甚だ少數であつたのに、夫を又分つて平家及び行家に備へねばならぬやうな次第であつた。ところへ範頼は勢多より義經は宇治より攻來つた。殊に義經の兵は迅速且つ敏捷に京都へ闖入して來つたのである。（平家物語で見ると、この時宇治で佐々木高綱と梶原景季との先陣争ひのことがあるが、是は實録の書に見えぬことで、多分假作の事と思はれる。この事については別に「佐々木高綱の事蹟に關する疑問」といふ題の下に記したものがあるから此項の終に附記する。）義仲は謀議も屢ゝ變改し、名案もないので一旦法皇を奉じて北國に遁れようとしたが、法皇の御所は警衛が嚴重であり、その儀も叶はなかつたから、最早策の施すべき道もなく、僅の兵を率ゐて北國をさして落ちて行つた。ところが勢多から來た範頼の軍に

遮られ、近江國粟津の邊で敢へなく戰死を遂げ、次いで樋口兼光等も捕へられ、共に首を六條磧に梟された。朝日將軍と言はれて、一時勢威を振つた義仲の最期は、實に此くの如きものであつた。

〔附記〕前記佐々木高綱の宇治川先陣に對し、また木曾義仲が防戰の狀況等につき、左の文に詳述してあるから、參考のため次にかゝげる。

佐々木高綱の事蹟に關する疑義

佐々木高綱は近江源氏で源三秀義の第四子である。兄定綱、經高、盛綱等の事蹟は吾妻鏡、平家物語、尊卑分脈などに見えて居て、別段不審はないのであるが、ひとり高綱の事蹟に至つては如何なる譯か、早くより誇張附會が多くて、信じ難い所があるのである。殊に石橋山の戰及び宇治川先陣の條に於て然るを見るのである。いま夫等の事蹟について研究して見たいと思ふ。

一

先づ尊卑分脈によつて佐々木氏の略系を擧げれば次の如くである。

```
―定綱―┬廣綱
       └定重
```

大日本史の高綱傳によつて見れば石橋山の敗後頼朝が杉山に逃れた條に「道路巇險、前む能はず大庭景親後に躡り、及ぶに垂んとす、頼朝之を射んとす、高綱曰く、從者なほあり、君何ぞ輕々しく鬪はんや、宜しく速に去るべし、臣請ふ君の姓名を假りて敵に當らんと、乃ち弓矢を取り、自ら頼朝と稱し、呼で曰く、東國の武士、世々源氏に臣屬す、汝曹馬に跨り迫り近づく、何ぞ無禮なるやと、乃ち敵の馬を射る、馬驚れて蹊塞がる、敵之を除去せんと欲す、頼朝間を得て脫走す、高綱定綱力鬪數合、遂に敵を卻く、追て頼朝に及ぶ、頼朝大に之を嘆賞す」と書いてある。　之を吾妻鏡に參照するに、同書には石橋山

の戰況は最も詳細に記してあるが、右樣の記事は一向に見えないのである。　乃ち「武衞朝賴相山の内堀口の邊に陣し給ふ、大庭三郎景親三千餘騎を相率ゐ、重れて競ひ走る、武衞後の峯に逃れしめ給ふ、此間加藤次景廉、大見平次（宇佐美とあるべし）實政、將の御後に留りて景親を防禦す、而るに景廉の父加藤五景員、實政の兄大見平太（宇佐美）政光各々子を思ひ弟を憐れむによつて前路を進まず、駕を扣へて矢を發す、此外加藤太光員、佐々木四郎高綱、天野藤内遠景、同平内光家、堀藤次親家、同四郎助家、同じく轡を並べて攻め戰ふ、景員以下の乘馬多く矢に中りて斃る、武衞また駕を廻らし百發百中の藝を振ひ相戰はるゝこと度々に及ぶ、其矢必ず羽を飲まざるはなし、射殺す所のもの多々なるを以て、箭既に窮るの間、景廉御駕の轡を取りて深山に引き奉るの處、景親が群兵近く四五段の際に來る、仍て高綱、遠景、景廉等數反還し合せて矢を發す」云々とあつて、實にきはどい所まで敵の來た事を書いてあるが、前記の趣とは異なる節があり、なほ其後の狀況も詳しく書いてあるが、賴朝が高綱に自己の姓名を賜はつて敵に當らせたなどいふが如きは、前後の事情から考察しても思ひもよらぬ事で、疑はしい事柄である。大日本史は何によつてかゝる記事を書いたかといふに、之は源平盛衰記に據つたもので同書以外には平家物語にも斯る事は見えて居ない。

二

次は高綱が宇治川先陣の件で、これは平家物語、源平盛衰記には見えて居り、又尊卑分脈にも「杉山合戰七ヶ度懸レ先、元暦年中木曾義仲並平家等令レ追ニ伐之一、關東軍兵上洛之時、渡ニ宇治川一懸ニ一陣一了、其時鎌倉殿賜ニ第一名馬一、乘レ之渡レ河了、爲ニ其勳功一雖レ□ニ北陸道一猶依レ不ニ本意一出家住ニ高野一了」とあつて、一寸見たところでは、一應尤もなやうに思はれるが、自分が之に附いて不審を懷いたといふのは、この時の戰況は吾妻鏡にも載つて居るが、それらしい記事が見えない。即ち

（吾妻鏡）壽永三年正月廿日條云、庚戌、蒲冠者範頼、源九郎義經等、爲ニ武衞御使一、率ニ數萬騎一入洛、是爲レ追ニ罰義仲一也、今日範頼自ニ勢多一參洛、義經入レ自ニ宇治路一、木曾以ニ三郎先生義廣、今井四郎兼平已下軍士等一、於ニ彼兩道一雖ニ防戰一、皆以敗北、蒲冠者、源九郎相ニ具河越太郎重頼、同小太郎重房、佐々木四郎高綱、畠山次郎重忠、澁谷庄司重國、梶原源太景季等一、馳ニ參六條殿一、奉レ警ニ衞仙洞一、此間一條次郎忠頼以下勇士競ニ走于諸方一、遂於ニ近江國粟津邊一、令ニ相摸國住人石田次郎一、誅ニ戮義仲一、其外錦織判官等者逐電云云、

また玉海にも、

（玉海）壽永三年正月十六日條云、自ニ去夜一京中騷、義仲所レ遣ニ近江國一郎從等、併以歸洛、敵勢及ニ數萬一、敢不レ可レ及ニ敵對一之故、云々、今日奉レ具ニ法皇一、義仲可レ向ニ勢多一之由風聞、其儀忽變改、只遣ニ郎從等一、如レ元警固、蠢（損）中可レ給候、又分ニ遣軍兵於行家許一、可ニ追伐一云々、凡自ニ去夜一至ニ今

日未刻議定變々、及數十度如反掌、京中周章、無物于取喩、然而及晩頗落居、關東武士小々付勢多、云々、十九日條云、昨今天下頗物騷、武士等多向西方、爲討行家、云々、或又在宇治、爲防田原地手、云々、義廣（三郎先生）爲大將軍、云々、廿日條云、卯刻人云、東軍已付勢多、未渡西地、云々、相次人云、田原手已著宇治、云々、詞未訖、六條川原武士等馳走、云々、仍遣人令見之處、事已實、義仲方軍兵自昨日在宇治、大將軍美濃守義廣、云々、而件手爲敵軍被打敗了、東西南北散了、卽東軍等追求、自大和大路入京、於九條川原邊者一切無狼籍、尤冥加也、不廻踵、到六條末了、義仲勢元不幾、而勢多田原分二手、其上爲討行家、又分勢、獨身在京之間、遭此殃、先參院中、可有御幸之由、已欲寄御輿之間、敵軍已襲來、仍義仲奉棄院、周章對戰之間、所相從之軍、僅三四十騎、依不及敵對、不射一矢落了、懸長坂方、更歸爲加勢多手、赴東之間、於阿波津野邊被伐取了、云々、東軍一番手九郎軍兵加千波羅（梶原）平三、云々、

とあつて、此際義仲の手兵は如何にも手薄にして大激戰はなかつたかに推察せられる。

なほ之に付いて參照すべきものは高綱の兄盛綱が同年十二月二日に藤戸の海路を渡つた事と高綱の甥信綱が承久合戰の時に宇治川先陣をなした事とである。前者については吾妻鏡に詳細な記事があり且つ頼朝が直ちに感狀を賜はつた筋に見える。

元暦元年十二月二日、武衛被遣御馬一疋葦毛於佐々木三郎盛綱、爲追討平家、當時在西海、而折節無乘馬之由、依令言上、態立雜色、被送遣之、云々、

七日、平氏左馬頭行盛朝臣、引率五百餘騎軍兵、構城郭於備前兒島之間、佐々木三郎盛綱、爲武衛御使、爲責落之、雖行向、更難凌波濤之間、濱潟案轡之處、行盛朝臣頻招之、仍盛綱勵武意、不能尋乘船、乍乘馬乘藤戸海路三丁餘、所相具之郎從六騎也、所謂志賀九郎、熊谷四郎、高山三郎、與野太郎、橘三、橘五等也、遂令着向岸、追落行盛、云々、

廿六日、佐々木三郎盛綱、自馬渡備前國兒島、追伐左馬頭平行盛朝臣事、今日以御書蒙御感之仰、其詞曰、

自昔雖有渡河水之類、未聞以馬凌海浪之例、盛綱振舞、希代勝事也、云々、

この事は無論平家物語にも源平盛衰記にも見えて居るが、同時に吾妻鏡に詳細の記事があるから一點の疑はないのである、殊に盛綱の所望により前以て頼朝から葦毛の馬一疋を賜はつたといふ事も見えて居て注意すべき點である。

三

次は後者卽ち信綱の宇治川先陣の事であるが、之も吾妻鏡に詳細の記事がある。大意を摘錄すれば次の如くである。

十三日承久三年六月雨降る、時房は勢多に向ひしに、官軍橋の板を二間程撤して防禦す、泰

時は宇治に向ひ、栗子山に陣せしに、足利義氏、三浦泰村等、泰時に知らせずして宇治橋の邊に向ひ、官軍と合戰を始む、時に官軍は矢石を發する事雨脚の如く、東軍多く之に中るを以て、一同平等院に籠る、夜半に及びて、義氏合戰既に始まり、東軍廿四人傷けらると報ぜしにより、泰時乃ち橋上の戰を中止せしめ、自らも平等院に至りて休息す、

十四日晴、雷鳴數聲あり、泰時は河を越えて戰はずんば官軍を破り難しと考へ、芝田兼義等を召し河の淺瀬を尋ぬべき由を命ず、兼義は南條七郎を伴ひ、眞木島に馳せ下る、昨日の雨によりて、緑水流れ濁り、自ら漲り落ちて河底を窺ひ難し、水練を爲して漸くその淺深を知り、馳せ歸りて渡り得る由を申す、卯の三刻今の午前七時半頃か芝田兼義、春日貞幸等は更に命ぜられて宇治川伏見の津瀬を渡らんが爲めに馳せ行く、佐々木信綱、中山重繼、安東忠家等は河の後に副ひて下り行く、數町を經る後、兼義馬に鞭打て河に入る、信綱、重繼、貞幸、忠家同く渡る、官軍之を見て同時に矢を發す、兼義、貞幸等が乘馬矢に中りて水に漂ふ、貞幸は遂に水底に沈めり、貞幸乃ち心中に諏方將神を祈念し、腰刀を取りて小具足を切りしに、良や久くして、淺瀬に浮び出で、水練の郎從等に救はる、泰時之を見て、手づから數箇所に灸を加へしにより蘇生す、相從へる子息郎從十七人水に沒す、その後軍兵多く水面に轡を並べしに、流急にして未だ

戰はざるに、十に二三は死す、信綱は獨り進で中島の古柳の蔭にありしが、後進の勇士多く水に沒するを見て、渡らんと欲すれども思慮を失ひ、子息重綱を泰時の陣に遣し、勢を副へんことを請ふ、泰時乃ち勇士を加へ、且つ餉を重綱に賜ふ、重綱は甲冑を著けず馬に騎らず、裸にて帷を頭に纏ひ、父の處に還る、時に泰時は子時氏を招きて曰く、吾衆將に敗北せんとす、今に於ては、大將軍も死すべき時なり、汝速に河を渡り、軍陣に入りて命を捨つべしと、時氏乃ち佐久滿太郎、南條以下六騎を具して進み渡る、泰時言語を發せず、只前後を注視せるに、三浦泰村主從五騎以下數輩又渡る、爰に官軍は東士の水に沒するを見て、勝に乘ずる色あり、此に於て泰時は之を見るに堪へず、自ら馬を進めて河を越えんとせしかば、貞幸之を危みて止めんと欲し、騎の轡を執るに拘留すること能はず、貞幸乃ち謀て云ふ、甲冑を着けて渡るものは、大略沒死せざるはなし、早く御甲を解き給ふべしと、泰時乃ち田畝に下立ちて、甲を解く、その間に貞幸乘馬を隱す、泰時は意ならずも止まれり、信綱は先登の名ありと雖も、中島にて時刻を經たるにより岸に著きしは時氏と同時なり、柵及び綱は信綱大刀を取りて切棄つ、兼義は乘馬矢に中りて斃ると雖も、水練の達者たるにより、無事に岸に達す、時氏旗を擧げて矢石を發し、東士官軍挑み戰ひ勝負を爭ふ、東士已に九十八人疵を蒙る、泰時は筏に乘りて河を渡る、泰時著岸の後、武藏、相模の輩誠に攻戰ふ、

云々、

十七日、六波羅に於て勇士等勳功の事、其深淺を糺明あり、而るに河を渡る先登の事、信綱、兼義相論ずるによりて之を對決せしむ、信綱云ふ、敵陣に入る時の事、馬を河に打入るゝ時は、芝田聊か先立つと雖も、乘馬矢に中り、岸に著くの頃は見え來らずと。兼義言ふ、佐々木が河を越ゆることは、偏に兼義の引導に依る也、還迹の案内を知らずんば、爭でか先登に進まんや、云々、

此事決し難きを以て、春日貞幸に尋ぬる所、貞幸曰く、岸より落る時は芝田先立つといへども、佐々木進むによりて、芝田は佐々木が馬の弓手の方にあり、貞幸同妻手の方に磬えたり、佐々木が馬兩人が馬のあるよりも、鞭だけばかり先んず、中山重繼又馬を貞幸が馬にならぶ、但し是は中島よりあなたの事なり、貞幸水底に入りて後の事は存知らず、云々、泰時は此の狀を一見せし後、猶ほ傍の人に問ふに、報ずる所又符合す、因て兼義を招て曰く、諍論然る可らず、只貞幸等の口狀の通を以て、關東に註進せんと欲す、されど賞に於ては所存の如くなるべき歟と、兼義曰く、徒涉の賞には預らざるも、此の論に於ては服承すべからずと、云々、

この記事は如何にも讀んで痛快なるのみならず、春日貞幸が泰時の恩に報いんが爲め、たばかつて其乘馬を隱し、河を渡らしめなかつた所などは、忠義の精神が自ら發

露し、當時の武士氣質を追想せしめるものがある。而して之が賞與としては近江國豐浦、羽爾堅田の兩庄並に栗本北郡等の地頭職を賜はられた。

〔吾妻鏡〕　安貞元年九月廿二日戊戌、晴、佐々木判官信綱賜二近江國佐々木豐浦羽爾堅田兩庄、並栗本北郡等地頭職一、是去承久三年合戰之賞也、即宇治川合戰之時、最前依レ渡レ河、勸賞補任之由被レ載二御下文一云々、

その後嘉禎元年七月七日、上記の地は神社等に寄進せられたるにより、別に替地を賜はられたことが吾妻鏡に見えて居る。

嘉禎元年七月七日、近江入道虛假（信綱）所レ賜之承久宇治先登賞、被レ付二神社等一之間、今日有二其替沙汰一、被レ成二御下文一、依レ爲二殊勳功一、被レ載二其詞一、

將軍家政所下　尾張國長岡庄住人

補任　地頭職事

前近江守信綱法師

右人承久兵亂、宇治河動鋒之勸賞、豐浦庄之替、可レ爲二彼職一之狀、所レ仰如レ件、以下、

文曆二年七月七日　案主左近將曹菅原

令左衞門少將藤原　知家事内舍人淸原

別當相模守平朝臣
武藏守平朝臣

之に反して高綱の宇治川先陣の事は、(平家物語などに見えて居るので世俗には有名であるが)、實錄の書にては其事蹟の徵すべきものがないのみならず、恩賞に關する記事も一向に見當らないのである。且つその話の次第を一考しても、生唼を賜はられたのを賴朝公の厩について盜んだと、たばかつた迄はよいとしても、ゆるびもせぬ馬の腹帶をゆるんだと後から呼びかけて、梶原が其をしめ直さうとする間に、之を拔き過ぎて、先陣を名のつたといふあたりは、當時の武士道の手前如何なものであらうか。吾等は嘗てこの高綱の先陣の話は、前記盛綱の事と信綱の事を綜合して、物語の作者が案出したものかと考へたのであるが、そは何れにしても、兎も角、之を假托の話柄として見れば、そこに面白味があるが、史實として見ては、感服出來難い節が多いのである。

四

大日本史高綱傳には、なほ高綱の恩賞の次第を叙し「功を累ね備前安藝等七國の守護となり(盛衰記には備前、安藝、周防、因幡、伯耆、日向、出雲、七箇國を賜ふとあり)、左衞門尉に任ず、初め賴朝の杉山に逃るゝや、高綱に謂つて曰く、我今日死せざるを獲たるは實

に汝の力なり、我もし天下に號令するを得ば、必ず其半を分ちて、汝に與へんと、義仲を討つに及び、又曰く、事平かば必ず前言を踐まんと、是に至つて高綱おもへらく、賞薄しと、之を怨み薙髪して高野山に入る」云々、とあり。また尊卑分脈には前記の通り「爲二其勳功一雖レ口二北陸道一猶依レ不二本意一出家、住二高野一了」とある。何れにしても彼は薄賞であつた事を怨んで出家したといふ筋合に見える。思ふに佐々木高綱の勳功とても、兄弟一同と略〻匹敵したものであらう。それを一人だけ拔擢されて北陸道全部を賜はるとか、備前安藝等の七國を賜はるとかいふが如きは、既に異例に屬し、有り得べき事とは思はれない。然るに前記の如く過分の恩賞に預りながら、なほ且つ滿足せずして、日本全國の半分を賜はらずんば約束に違へりなど主張したりとすれば、そは剛慾の甚だしきもので、寧ろ正氣の沙汰とは思はれないのである。吾等は輕々しく斯る記事は信じ難いと思ふのである。吾妻鏡に就いて見れば、高綱の出家は後年の事で、賴朝の生存中には不平がましき擧動があつたとは思はれない。同書文治五年六月四日の條には、

佐々木左衞門尉參入、則召二北面庇一、有二御對面一、東大寺佛殿柱已下材木、周防國杣出、殊致二精誠一之由、所二聞食及一也、汝匪レ竭二軍忠一、已赴二善因一、尤神妙之旨被レ仰、高綱申云、重源上人頻被二相催一、仍去月十八日、御柱十五本沙二汰付河尻一訖、此外十五本、早可二出杣一之由、示二付代官一云

々、

當時高綱は左衞門尉とあつて未だ出家したとは見えぬ、且つ賴朝の口づから「汝は軍忠を竭したのみならず、已に善因(佛事に盡力すること)に赴いたのは神妙である」とて賞讃されて居るのである。

なほ同書建久五年六月の二十八日の條には、

造東大寺間事、將軍家旁令二助成一給、材木事、仰二左衞門尉高綱一、於二周防國一、殊有二採用一云々、

とあつて、當時もなほ出家しては居らぬのである。　然るに同書建仁三年十月の條には「四郎左衞門尉高綱入道」と書いてある、この頃にあつては彼は既に入道して高野山に居たのである。　然らば高綱は建久五年から建仁三年に至る十年間に出家したものと見えるが、或は賴家將軍の時代になつてからの事かと思はれる。(高綱の兄盛綱なども賴朝の時とは打つてかはり、賴家將軍の時には冷遇されたのを歎息した史實があり、甥信綱なども考ふる所があつたと見えて賴家の時に於て出家して居る)さうで無いとしても恩賞乃至は賴朝に對する不平から彼が出家したといふ說は信じ難い。　彼は前記の通り、夙に東大寺の重源上人に接近して居たので、追々とその感化を受けたと見るのは無理からぬ推測であらう。　さて吾等は高綱が勇敢にして種々の功績を立てた事は、當然之を認めるのであるが、從來の如く誇張され、粉飾され、稍〻小

說化せられた高綱については、無條件で之を信ずる事が出來ないのである。かくて是等の粉飾を洗ひ去つて、兄弟一列と同功一體なる無垢の、而して後日にあつては夙に善因に心を寄せた、所謂神妙であつた高綱の眞事蹟を世に發表したいと云ふのが、吾等の考である。

四、平氏の末路と其滅亡

平氏の西走と其豫想

西走後の平氏の狀況については別に記してあるから（第三、源平兩氏の交戰のうち（三）の二、平氏の西走及び屋島內裏以下の條）此には大略に止めるが、宗盛等は西海に落ちて新運命を開かうとの考へであつたやうだが、凡てが豫想に反した。それといふも法皇をお連れ申すことの出來なかつたのが第一の失策であつた。次には平家の地盤は未だ九州では案外堅くはなかつたのである。後の例ではあるが、足利尊氏は京都で敗戰の後、九州に下つて新運命を展開するを得たのであるが、之も別段地盤といふ程の者は無かつたが、宗盛と尊氏とは人物に於て既に相違して居るのである。此際にあつても兎も角、太宰權少貳原田種直や菊池、臼杵等の徒は行宮を營んで天皇を迎へ奉り、之が護衛に任じたのであるが、刑部卿三位藤原賴輔の命として緒方三郎惟能等が攻め

屋島及び壇浦に於て平氏敗る

來り、衆寡敵する事が出來なかつたので、それから筥崎にうつり、山峨城に移り、遂に四國に遷つた。こゝで菊池大夫胤益が阿波より材木を取寄せて內裏をしつらへ、阿波の民部田口成能（シゲヨシ）が兵を集めて守護し奉つた。とかくするうちに源氏に內訌（賴朝と義仲の不和）が起つたので、一時平家は之を利し、瀨戸內海を立ち切つて兒島灣に據りまた攝津の福原や一谷にも立籠つたのであるが、壽永三年三月源氏兩將（範賴義經）の爲に破られて再び屋島に退却した。

一谷の戰後、約半年の間は休戰狀戰であつた。之は源氏に取つては次の戰鬪の準備期であつたのであらう。同年（壽永三年）八月範賴は平家追討使として鎌倉を出發し中國筋に向つたが、當時平家は四國の屋島（宗盛等安德天皇を奉じて此に居た）と馬關海峽の附近なる彥島（平知盛こゝに據る）とに據つて居たので、範賴は周防長門の邊まで進軍したが糧食船舶の缺乏が甚しく、進退兩難に陷り、大に窮困したのである。義經は事によつて賴朝の不興を受け、一時平家追討の事を猶豫されたが、のち許されて西征の途についた。かくて翌年（壽永四年）二月一擧にして屋島を陷いれ、それより平軍の跡を追うて長門の壇浦に至り、三月廿四日またこゝでも之を擊破し、遂に平家一門の覆滅を見

るに至つたのである。

さて熟〻平家滅亡の跡を考ふるに、彼の一門のうち清盛以外には識見のすぐれた人物は殆ど見受けられない。重盛の謹厚篤實はさることながら、その政治上の輪廓も殆ど見えすいて居る樣な觀がある。併しながら清盛の進取的、舊慣例打壞的であつたのに對して、重盛は稍〻保守的、穩健的であつたのは多とすべきであらう。重盛亡く清盛無き後の平家は、全く之が統率者を缺いたのである。されば榮華の甘夢二十年で、かゝる最期を遂げるに至つたのも、免れ難き運命といふべきであらう。殊に平家はもと武人出でありながら、萬事藤原氏に學び、或は其女を進めて朝廷の外戚となり、或は攝關家と婚姻を通じ、また公卿交りをなし、諸事公家式に流れて、文弱の弊に陷つたのであるから、結末の振はなかつたことは無理ならぬ事柄といふべきである。されば勇氣の一段になると、平家は一般に萎靡し、一谷以來は意氣沮喪の有樣で、實に腑甲斐なき狀態であつたのである。又その一族は能く懿親を全うし、一門が生死を倶にしたといはれるが、これも例外が無いわけでもなく、宗盛の叔父賴盛などは縱令舊恩の爲とはいひながら、西走の際賴朝の招きに應

清盛重盛の歿後平氏には適當なる統率者なし

賴盛關東に赴く

維盛屋島を遁れて高野山に詣づ

じ、却て一族を離れて關東に赴き、賴朝の優遇を受けたるが如き、また維盛なども重盛の嫡子で、平家の華冑でありながら、西走の後、妻子の事が氣遣はれるとて屋島からコッソリ遁れたが、道路の守備が嚴重であるので、京都へは赴かれないので高野山へ詣で、得度して僧となり、後ち那智の海に身を投じて歿したといふやうな次第である。

維盛の最期

由來小松一家は父重盛以來淸盛やその他の一門とは意氣の投合せざるものがあつたので、維盛の進退にも隱れた事實が伏在するかも知れぬが、その諸弟が一門と共に運命を同じうした事から考へて見れば、維盛の態度は遺憾なきを得ぬのである。（維盛最期の事跡は平家物語や盛衰記の外には見えぬが、その那智の海に身を投じて死んだことは、後に擧げた建禮門院右京大夫の歌集にも見えるから事實に相違ない）また宗盛父子が生虜となつて鎌倉に送られた際の仕打ちなどは、どう見ても見苦しいといふべきであらう。

維盛屋島を遁れ出でし事情

〔長門本平家物語〕第十七　權ノ亮三位中將維盛は、與三兵衞重景、石重丸と、武里と云舍人、此三人を召しぐして、忍びつゝ屋島のたちを出で、阿波國雫の浦より沖をこぎ渡り、和歌の浦、吹あげの濱、玉津島明神、日前、國懸の御前を過ぎて、紀伊ぢの由良の湊といふ所に着き給へり、是より山傳ひ都へ赴きて、こひしき人々をも

齋藤時頼との問答

今一度見んとぞ覺しけるが、さまをやつし給へども、よの人々はまがふべくもなし、本三位中將の生ながら捕へられたるにも心うきに、我さへうき名をながさんもかなしくて、千たび心はすゝみ給けれども、心にからかひて、泣々高野へ參り給ひて、人をぞ尋ねられける、三條齋藤左衛門大夫もちよりが子に、齋藤瀧口時頼とて小松殿に候けるが（中略）（時頼）高野へ上て奥の院に行ひすまして、五六年になりにけり、高野の御山にてきれん坊とぞ申ける、一門の者どもは高野の上人の御房と申て、いとをしがりもてなしけり、かれを尋ねて三位中將おはしたりければ、聖、見參したりけり、幼少より小松殿に候けるが、十三の年より本所にしこうして、大内の出仕の時は、繪かき花結びたる狩衣に立ゑぼし、私のありきには、直垂に折ゑぼし、鬢をなで衣紋をかきしきそくをや、出家の後はけふ初めて是を見給ふ、いまだ三十にだにも成らざるに、殊の外にやせおとろへて、いつしか老僧姿になりたり、云々、聖、中將を見奉りて夢の心地してあきれまどひたる樣なり、中將も涙にむせびてものものたまはず、良久しくありて瀧口入道申けるは、君はやしまに渡らせ給ふとこそ承つるに、いかにして是まで傳ひ渡

らせ給にや、更に現とも覺えずとて泣ければ、三位中將のたまひけるは、都にていかにもなるべかりしに、人並々に西國へ落下りてありつれども、きも心も身にそはず、故郷にとゞめ置きし者どもの事より外に、心にかゝることなくて、世の中あぢきなく思ひ、年月を經しかば、大臣殿も池ノ大納言の樣にありなんとおぼして打とけ給はねば、いとゞ心もとゞまらず、あくがれ出て是までまとひ來り、（中略）是にて髮をおろして水の底にも入なんと思ふ也、父の大臣殿いまだ世ざかりにおはせしだにも、後生の事のみ祈り申、命を權現に奉り給ひき、いはんや我身は期する所なし、來世のことより外は心にかゝる事なし、父の跡を尋て、權現に祈誓申さばやと思ふ也とのたまへば（中略）明けぬれば、東禪院智覺上人と申しける上人を請じ奉りて、出家せんとぞせられける、三位中將、與三兵衞石童丸にのたまひけるは、我こそ道せばく遁れがたき身なれ、此頃は世にある人こそおほけれ、己等はいかならん有樣をすとても、なじかはながらへざるべき、いかにも成んさまを見はてなんうへは、都へ歸り上りて、各ゝ身をも助けよ、妻子をもはごくみ、かつうは維盛が後生をも、とぶらふべしなどとの給ひければ、重景

維盛剃髪す

熊野三山を參詣し那智の海に身を投す

も石童丸もかた／＼に向ひて、さめ／＼となきて(中略)(重景)みづから髻を切りて時頼入道にぞそられける、石どう丸是を見て、同じく元結際より切りてけり、これも八よりつき奉て、中將の跡ふところより生立ちて、ことし十一年にぞ成ける、志ふかくいとをしがり給ひければ、重景にも劣らず思ひ給ひたりけり、是等がさきだちてそるを見給ふにつけても、御涙せきあへ給はず、

流轉三界中、恩愛不能斷、弃恩入無爲、眞實報恩者と三度となへてそり給ひけるにも、あはれ北の方にかはらぬすがたを、いま一度見えて、ともかくもならば、思ふ事あらじとおぼすぞ罪深き、三位中將も與三兵衛も同年にて廿七也、石どう丸十八にぞなりける、中將たけさとにのたまひけるは、我ともかくもなりなば、都へ向ふべからず、今一度何事もいひやらばやと思へども、今は世になきものときかば、思にたへずしてさまをもかへすがたをもやつさん事不便也、幼き者どものこざかしく歎かん事もいとをし、終にはかくれあるまじけれども、いつしかしらせじと思ふぞ、云々たゞ是より屋島へ歸て、三位中將(資盛)左中將(清經)などにもありのまゝに申べし、(中略)さて三山の參詣事故なくとげられにければ、濱の

南宮と申王子の御前より、一葉の船に棹さして萬里の沖へぞ浮ばれける、はるかに漕ぎ出で、山なりの島といふ島あり、かしこへ漕ぎよせて、大なる松をけづりて、中將の名せきを書付らる、（中略）中將入道、然るべき善智識かなと嬉くおぼして、忽に妄念を飜して西に向ひて手を合せ、高聲に念佛三百遍計り唱へすまして、海に入給ひにけり、兵衛入道も石童丸も同く御名を唱へつゝ、つゞきて海にぞ入にける、云々、

さはいへ、以上を除く外は、一門が相共に幼少なる安德天皇に供し奉り、老少男女を問はず、一同西海の藻屑と消えたところは、古今に類ひ稀なる哀史であつて、恰も南宋の終に厓山の戰が破れて、陸秀夫が天子を負ひて海中に入り、後宮諸嬪が之に從つて共に海底に沈んだにも似て、それ以上の哀感があるのである。かくて淸盛の暴戾なりしも打忘れて、後世からは平家の末路に世間の同情が集まるのである。

由來文藻に富んだ平家一門、また朝紳や宮掖の間に交際の繁かつた平家の公達等が都を落ちてから一年と四ヶ月にわたる旅泊の生活、或は海に或は陸にさすらひの日月を送つたのであるから、その間に悲哀を以て充たされた幾多の風流韻事

建禮門院右京大夫集に見えたる平氏の全盛と其最期

を留めたのである。薩摩守忠度のさゞ波やの歌、中宮亮經正の琵琶の話などは既に陳べたから（第二、(三)の七、二門の文藻の條）事新らしくいふまでもない、こゝには建禮門院右京大夫集（右京大夫は世尊寺伊行の女で、高倉天皇の中宮平徳子に仕へた女官であるが、その歌集は普通のものとは違ひ、詠歌よりは端し書きの文が長くして、よく當時の狀態を寫し、或は平家公達の悠揚たる有樣、また西走以後の悽慘たる狀況などを窺はれるのである）に見えた平家一門に關する消息の一端を記さうとする。同書に曰く「おなじ人（頭中將實宗）の四月（承安四年）みあれの頃、藤つぼにまゐりて物語せしおり、權のすけ維盛（平維盛）の通りしをよびとゞめて、この程に、何處にてまれ、心とけて遊ばんと思ふを、必ず申さんなどいひ契りて、少將はとくたゝれにしが、少したちのきてみやらるゝほどにたゝれたりし、ふたあゐの色こき直衣指貫、わかゝえでのきぬ、その比のひとへ常のことなれど、色ことにみえて、けいごの姿、まことに繪もの語にいひたてたるやうに、美しくみえしを云々」、又曰く「春のころ（治承三年）宮（建禮門院）の西八條に出させ給へりしほど、大かたにまいる人はさることにて、御はらから御甥たちなどみな番におりて、二三人はたえずさふらはれしに、花のさかりに月なかゝりし夜、あたら夜

たゞにやあかさんとて、權のすけ（春宮權亮維盛）らうゑいし（朗詠）笛吹、つねまさ（經正）琵琶ひき、みすの內にも箏かきあはせなど面白くあそびしほどに、內よりたかふさの少將（隆房）御つかひにて文もちてまいりたりしを、やがてよびて、さま／＼のことゞもつくして、後にはむかし今の物語などして、明方までながめしに、花はちりちらず、同じ匂ひにみわたされ、月もひとつにかすみあひつゝ、やう／＼しらむ山ぎは、いつといひながら、いふかたなくおもしろかりし云々」まことにこれ春宵價千金、平家の公達等の悠揚迫らず、絲竹管絃に携はり、公卿交はりする樣が思ひやられる。又曰く、「壽永元曆のころの世のさはぎは、夢とも、まぼろしとも、哀とも、なにとも、すべて／＼いふべききはにもなかりしかば、よろづいかなりしとだに、おもひわかれず、なか／＼思ひもいでじとのみぞ、いまゝでもおぼゆる、見し人／＼の都わかるときゝし秋ざまのこと、とかくいひても、思ひても、こゝろも、ことばも、をよばれず、まことのきはゝ、われも、人も、かねていつとしる人なかりしかば、たゞいはんかたなき、夢とのみぞ、ちかくも、とをくも、みきく人みなまよはれし云々」、又曰く、「そのころ、あさましく、おそろしく、きこえしことゞもに、ちかくみし人／＼、むなしくなりたるかずおほくて（戰死せるもの）あら

ぬ姿にてわたさるゝ（大路を引廻はさるゝもの）なにかと心うく、いはんかたなきことどもきこえて、たれ／＼など人のいひしも、ためしなくて云々」、又曰く、「しげひらの三位中將の、うき身になりて、都にしばしときゝしころ、ことに／＼昔ちかゝりし人／＼のなかにも、あさゆふなれておかしきことをいひ、又はかなきことゞも、人のためはびんぎに、心しらひ有などして、ありがたかりしを、いかなりけるむくひぞと、心うし、みたる人の御かほは、かはらで、めもあてられぬなどいふが、心うくかなしさ、いはんかたなし云々」、又曰く、「またこれよりの三位中將、くま野にて、身をなげしとて、人のいひあはれがりし、いづれもいまの世をみきくにも、げにすぐれたりしなど、思ひ出らるゝあたりなれど、きはことにありがたかりし、かたちようい、誠にむかしいまみるなかに、ためしもなかりしぞかし、さればおり／＼には、めでぬ人やはありし、ほうぢう寺どのゝ御賀に、青海波まひての折などは、ひかる源氏のためしも、おもひ出らるゝなどこそ、人／＼いひしが、花の匂ひも、げにけをされぬべくなど聞えしぞかし、そのおりおりのおもかげはさることにて、みなれしあはれ、いづれもといひながら、なをことにおぼゆ云々」、以上の如き記事を讀みもて行けば、恰も春宵夢なかばにして、忽ち金

女院大原寂光院に閑居の御有様

革の響を聞き、劒戟の閃きを見たる心地がせられ、榮枯盛衰、有爲轉變の極りなきを觀ぜずには居られぬであらう。又同書に彼一門の榮華の跡が一場の夢となり、灰燼に歸した樣を記して「また物へまかりし道に、昔のあとの煙になりにしが、いしずゑばかりのこりたるに、草ふかくて、秋の花ところ〴〵にさき出て、露うちこぼれつゝ、むしのこゑ〴〵みだれあひてきこゆるも、行すぐべき心地もせねば、しばしくるまをとゞめて、いつをかぎりにかとおぼえて云々」とある。また女院(建禮門院)を大原の閑居に訪うた條に曰く、

女院大原におはします、とばかりはきゝまいらすれど、さるべき人にしられでは、まいるべきやうもなかりしを、ふかき心をしるべにて、わりなくたづねまいるに、やう〳〵ちかづくまゝに、山みちのけしきより、まづ涙はさきだちて、いふかたなきを御いほりのさま、御すまゐことがら、すべてめもみあげられず、昔の御ありさまみまいらせざらんだに、大かたのことがら、いかゞこともなのめならん、ましてゆめうつゝともいふかたなし、秋ふかきやまおろし、ちかき梢にひゞきあひて、かけひの水の音づれ、鹿のこゑ、むしのね、いづくものことなれど、ためしなきかなしさな

り、都ぞ春のにしきをたちかさねてし人〲、六十よ人有しかど、みわするゝさまに、おとろへはてたるすみ染のすがたにて、わづかに三四人ばかりぞさふらはるゝ、その人〲にもさてもやとばかりぞ、我も人も、いひ出たりし、むせぶ涙におぼれて、すべてこともつゞけられず。

「今や夢昔やゆめと迷はれていかに思へとうつゝとぞなき」とある。吾等は同書を讀み去り讀み來つて一層の哀感にうたれるのを禁じ得ないのは、この書が實錄であり、實際その境遇を經歷し來つた者の誠の追懷錄であるからである。殊に建禮門院が大政入道靜海の女として生れ、國母として仰がれたるに、その後の數奇な御運命には同情の涙をそゝがぬ者はないであらう。

安德天皇の御最期に關する說

世には又安德天皇の御最期を疑ひ奉り、或は他へ御潛幸ありし樣の說も無いではないが、是等は何れも歷史上に根據のない、取るに足らざるものである。先づ吾妻鏡に就いて見れば、文治元年三月廿四日の時に、「及午剋平氏終敗傾、二品禪尼（時子）持于寶劍、按察局奉抱先帝（安德天皇春秋八歲）共以沒海底、建禮門院（平德子）藤重御衣入水御之處、渡邊黨源五馬允以熊手奉取之、按察局同存命、但先帝（安德）終不令浮御、若宮（守貞親王今上兄）者御存命、

云々」とあり、又守覺法親王（後鳥羽法皇の皇子で、安徳天皇の御叔父に當る）の書かれた左記といふ書にも、

此四五年間、君臣和を乖ひ、上下亂を起す、茲に因て國に亡國の怨者あり、世に治世の安思なし、（中略）抑々先帝（安徳）御事は緒懐を攄んと欲するも、更に筆語に絶す、夫れ天神七代は國常立尊を以て元と爲す、地神五代は彦波瀲武鸕鶿草葺不合尊を以て昆と爲す、茲を乾坤十二代と名づく、爾りしより以來、御裳濯河の御流、人皇既に八十一世に當る、その際位を相爭ひ、國を奪はんと欲するの日、萬乘を捨てゝ九重の居を出づること、古今度々に及ぶと雖も、未だ龍顏忽ち鯨波に溺るゝを聞かず、さる頃長樂寺の聖人、彼の御菩提（安徳天皇）の御爲に、佛事を餝るの儀あり、結縁のために潜に件の道場に詣る、御前に奇恠の箱一合あり、聖人に尋ね問ふ處、先帝の御衣たるの由答ふ、聞く御着帶より御在位に至る、御祈勤行の事、朝暮懈ることなく、寤寢忘れざるの間、當初の御加持等累年の懇志なり、外土遷幸の後、又偏に御歸洛の事を祈り奉ると雖も、皇運早く盡き佛力及ばざるの謂なり、此時、殊に思識せられ侍る、今御衣を見奉り、彌々夢の中に啼き、倍々恨上の恨を添ふ、云々、（もと漢文）

とある。御叔父なる寺覺法親王が、安徳天皇の御衣を見て、斯くまで歎息せられ給

ふのを見ては、最早安德天皇の崩御について疑念をさしはさむに及ばぬであらうと思はれる。然るに玉海文治元年四月四日の條に「院宣云、追討大將軍義經、去夜進飛脚（相副札）申云、去三月廿四日午刻、於長門國壇合戰、（於海上合戰云々）自午正至晡時、云伐取之者、云生取之輩、不知其數、此中前内大臣、右衞門督清宗（内府子也）平大納言時忠、全眞僧等爲生虜云云、又寶物等御座之由、同所申上也、但舊主（安德）御事、不分明」とあるなどで、世間にも猶ほ天皇の御行方を訝かる者が無いではないが、右は咄嗟の際の御報告であつたので、天皇の御最期を明記するに至らなかつたものであらうが、後になつて前條の如く判明されたことを推察せられる。現今長門國の下關に赤間宮といふものがある。もと阿彌陀寺と稱へて、之は建久二年朝廷の仰せにより、安德天皇の御靈を祠つて一堂を建てられたものである。近年改修して赤間宮と改められた。境内はさまで廣くはないが、馬關海峽を眼下に見おろし、思出おほき所である。

〔左記〕此四五年之間、君臣乖和、上下起亂、因茲國有亡國之怨音、世無治世之安思、或東關之雲外、烏合之群悉集、秋霜或西海之波上、魚鱗之陣皆爭曉月、以血洗路、以尸埋巷、爲鬼哭塚之魂、伴鱗沒水之類、不知幾千萬者歟、平氏者、昔爲戚里之臣、榮華被

平氏は滿ちて溢れ源氏は塞つてまた通ず

安德天皇の御終焉

經正の琵琶

于首、源家者、今爲固城之將、植柳得于尾、彼抱滿而必溢理、此採塞而亦通運、盛衰昇沈之習、有爲無常之哀、自想心記、莫不灑淚斷腸、抑先帝御事、欲攄緒懷、更絕筆語、夫天神七代者、以國常立尊爲元、地神五代者、以彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊爲尻、名此乾坤十二代、自爾以來、御裳濯河御流、人皇既當八十一世、厥際相爭位、欲奪國之日、捨萬乘出九重之居、古今雖及度々、未聞龍顏忽溺鯨波、去比、長樂寺聖人、奉爲彼御菩提、有餝佛事之儀、爲結緣潜詣件道場、佛前有奇恠箱一合、尋問聖人之處、爲先帝御衣之由答、聞自御着帶至御在位、御祈勤行之事、雖奉祈之、皇運早盡、佛力不及之謂、此時殊被思識侍、今奉見御衣、彌啼夢中之夢、倍添恨上之恨、就中仙洞御祈事、遺寢食而向之、摧心肝而勞之、半存至孝之則、半重護持之宜故也、依之頭戴重於年之雪、眉低冷於齡之霜、去年、追討上將範賴義經歸參之後、世間静謐云々、御祈等結願之、暫屬閑栖休息、凡今度滅亡平家一族之中、舊好不淺之輩、少々侍、經正但馬守者、故御所(覺性)御時祗候之童也、手操四絃、心學六義、然間被下預青山於紅顏、理髮之後、多歲之裎、彼御琵琶不離身、唯相同居易之南華篇、雖然、壽永之秋、俄辭禁中之雲上、欲赴外境之月前、于時經正持參青山返上畢、亦經盛忠度等、爲和歌會衆、每月企

參之好士也、彼等舊作懷紙、皆以仰二仁性律師一爲二經料紙一者也、倩思二予之身上一、愍二稟剎利之種一、雖レ酌二繼薗之貴流一、拙生二澆漓之末一、悲レ留二汚道之烈一、塵殘涯難レ知二終焉何時一、若二宿レ草之露命一、秋又送レ秋、戲レ華之蝶夢、春猶レ迎レ春、後來世事、何視何聽矣、爰聊依レ有レ所レ思、密招二義經一、記二合戰軍旨一、彼源廷尉、匪二直之勇士一也、張良三略、陳平六奇、携二其藝一、得二其道一者歟、已上染筆條々、雖レ非二本意一、被レ催二時哀一、端々書付畢、云々、

義經を召して戰狀を問ふ

第三　源平兩氏の交戰

（一）　源賴朝擧兵の意義

初めは父のための復讐

源賴朝が擧兵の次第については前にも陳べた通り（第二の(四)節(二)項を見よ）その名義とする所は高倉宮（以仁王）の令旨を奉じて義兵を起したのにあるが、その本心をいへば父の爲に復讐をしようとするにあつたといふべきである。當時の言葉を以てすれば父の爲に會稽の恥を雪がうといふにあつたのである。されば或時期（一谷の合戰の頃）までは、其以前源平兩氏が相並んで朝廷に仕へ奉つた頃の狀態に復すれば、それで滿足する樣にも見えたのである。その事は治承五年（養和元）八月彼が後白河法皇に

後には朝敵の追討

奉つた上奏文によつても窺はれる。されど平家は一天萬乘の君主を戴いて居る事とて當初は賴朝を以て謀叛人として之を追討し、西走後に於ても、なほ宗盛等は父淸盛の遺言に對して和平などは思ひもよらぬとて之を肯じなかつたのである。然るに木曾義仲の暴狀があつて、賴朝が法皇の密旨によつて將士を遣はして彼を誅滅し、更に命ぜられて平氏を一谷に追討してからは、形勢が全然一變し、源氏が院宣によつて平氏を征討するといふ形になつたのである。尤も名分論からいへば、平氏は天皇を戴いて居る事とて、その際の評論は頗る六ヶ敷いものであるが、當時の實情よりいへば、上記の如き觀をなし得るのである。かくて賴朝は院の仰せをかしこみて、平氏追討に鞅掌したといふ事になるのである。

(二) 第一期の交戰

源平兩氏の交戰を、便宜上、三期に分けて記述しようとする。第一期は賴朝は既に義兵を起したが、なほ謀叛人として取扱はれて居た時期である。されども此間に彼は次第に勢力を占め得て東國を鎭定し、幕府を開くに至つたのである。第二期は主として木曾義仲の活動期であるが、彼が蹉跌の事あるや、賴朝は代つて勢力

を占め、更に院宣によつて平氏を一谷に討破つたのである。第三期は源平兩軍が一時持久戰に移つたが、終に屋島及び壇浦に於て平氏を討破り、その覆滅を見るに至つたのである。

一、山木攻め

佐々木源三秀義の忠節

源三位頼政が敗死の後、平氏は引つゞいて其餘黨を追討するの議があつたので、頼朝は先んじて事を擧げようと思ひ、內々元の家人等を召集めんとして居た際に、佐々木源三秀義から其子定綱を以て注進する所があつた。一體、この源三秀義といふは近江源氏であつて、平治の亂には源頼朝に屬し、粉骨の忠を盡したのであるが、義朝敗死の後、平家に忌まれて代々の所領佐々木庄をも沒收されたので、叔父に當る奥州藤原秀衡（秀義の叔母の夫）をたよつて、はる〴〵彼地に下らうとする途中、相模を過ぎると、同國澁谷の庄司重國は俠氣あるもので、秀義の勇敢なるを愛し、之を留めたので、遂に此に足をとゞめる事となり、既に二十年の歲月を經過したのである。その間に其子定綱、盛綱等は頼朝に仕へた。秀義は又重國の女を娶つて一男（義清）を生んだ。然るに會〻或日、相模國の住人、大庭景親が重國を澁谷の邸に尋ねて、彼の

運試めしに山木判官を討つ

以仁王の御事があつて以來の京都の事情を語り、且つ佐々木の子息等が頼朝の所へ出入するのを警告したので、重國はその厚意を謝し、秀義に知らせる所があつたので、秀義は驚いたが、直ちにその子定綱を以て、事の次第を頼朝に內報に及んだのである。（治承四年八月十一日） 頼朝は特に其好意を感謝した。 そこで先づ手始めに、山木判官平兼隆を攻めて運試めしをしようといふ事になつた。 この兼隆といふは平家の徒であるが、事によつて其父信兼の訴へにより、伊豆に配流された者であつたが、年所を經るに隨ひ、清盛の威光を笠に着て、權威を恣にしたのである。 そこで軍議の結果、十七日（治承四年八月）を以て兼隆を討取らうといふ事に定め、岡崎義實、同義忠等を頼みとなし、なほ彼等に土肥次郎實平等を伴ひ來るべき旨を仰せられた。 十三日に至り佐々木定綱は一寸鄉里まで暇を願ひ出た。 頼朝は之を留めたが、甲冑等を持參のため出直して來たいといふので、十六日中には是非歸參すべき旨を約して之を許した。 然るに十六日も暮れ、夜になつても定綱が來ないので、頼朝は大層心配し始めた。 考へて見れば佐々木は近江源氏であるが、當時は澁谷重國の緣者となつて居る。 さうして重國は平家の黨である。 然るを源三秀義がその子定綱を

遣はして、内事を知らせたので、一旦の恩に感じ、其深切にほだされて内密を漏した。所が必ず十六日中には來ると約しながら、來ない所をもつて見れば、彼は變心したものであらう。さうすれば此事が平家に漏れよう。とんだ事をしたものだと、千々に心を碎いたのである。後には大豪傑と仰がれる程の賴朝も、此時は大分弱つたやうである。これでは十七日の戰爭は出來ない。十八日といふ日は幼少の頃から正觀音を信仰し、此日一日は物忌をして、人と喧嘩をもしない事にして居るから、如何にしても此日を以て戰をする事は出來ない。十九日となると、モウ事が漏れるに相違ない。飛んでもないことをしたものであると非常に歎いた。所で十七日は恰も三島神社のお祭りの日である。そこで朝早く安達藤九郎盛長を奉幣使として參拜せしめた。盛長は程なく歸つて來た。山木追討の事は十七日の末明にやる積りであつたが出來ぬ。賴朝は此間種々心配をして居ると、十七日の末の刻(午後二時)に佐々木定綱は次郎經高、三郎盛綱、四郎高綱の三弟を連れて參つた。賴朝はこの有樣を見て頻りに感涙を催したが、仰せられていふやう、汝等が遲參によつて今曉の合戰は出來なくて遺憾千萬であると。定綱は洪水の爲め途中を迂回

して參つたので遲參して相濟みませんと謝した。それから再び戰爭の相談をされたが、どうも十八日はいかないといふので、今夜の內に討つて了はうといふ事になつた。賴朝のいはるゝには、今度の戰爭は予に取つては之に依つて生涯の運命をトするのであるから、先づ戰爭が始まつたならば、火をかけて煙を揚げられよ、自分は其煙を見て居るからとの事であつた、さて其折、北條時政がいふに、今日は三島の祭禮の日であるから、牛鍬大路(今の原木から多田村に至る大路であらう、牛桑の名が今もある。)の方に廻ると參詣人に遇つていけない。それよりは蛭ヶ島通りを行つた方がよからうと。すると賴朝がいふに、それはいけない。斯ういふ一大事をなすには小路によつてはならぬ。大路による方がよいとの事で、進路は決定した。夜の八時頃から相談を始めたので、モウ十一時過ぎにもなつた。それから愈ゝ出發をした。佐々木盛綱並に加藤景廉は賴朝の所に宿直をなし、北條時政、佐々木定綱等は進發した。蕀木(原木)を北行して肥田の原に至つた。時に時政がいふに、山木判官兼隆の部下に堤權守信遠といふ者がある。これが中々豪の者で、山木の北方に居る。之は是非兼隆と同時に討取らねばならぬといふので、定綱、高綱等が掛つて信遠を討取つた。山

木判官の方は此時部下は如何にも手薄であつたらしい。其わけは三島の祭禮で家來たちは多く之に赴き、それから黄瀬川などへ廻つて遊んで居た者もあつたやうだ。一體、山木は中々要害の地で、韮山を控へて袋の底の樣な所である。賴朝は用意周到であるから、山木攻めについて、以前に其地理を探らせたのである。それは賴朝の祐筆に藤原邦道といふものがあるが、もと洛陽放遊の客といつて、放逸者であつたが、此者が一日山木判官を尋ねて酒宴遊興の間に、スッカリ山木の地形を書き取つた。斯て其地圖によつて攻め口を定めて攻撃したのであるが、中々陷落しない。賴朝は家來の者に命じ、木に登つて樣子を見させたが、煙が揚らぬので、宿直として殘して置いた佐々木盛綱、加藤景廉、堀親家を召して、山木に赴き戰爭に加はらせた。三人は馬にも乘らず蛭ケ島通りの堤を走つて行き、遂に兼隆の首を斬り、火を擧げたから、賴朝は非常に喜んだ。これが抑〻賴朝が成功の端緒である。（以上吾妻鏡）

二、石橋山の戰

山木攻めが上首尾に運んだので、賴朝は更に同月二十日相模國石橋山に兵を進

大庭景親等と對陣

める事になつた。この時も北條時政父子、安達盛長、土肥實平、佐々木兄弟などは頼朝に從うたけれども、その勢は僅に三百に過ぎなかつた。三浦義澄、和田義盛以下の三浦の徒は、或は遠路のため、或は海路風波のために未だ到着するに至らなかつた。かくて二十三日寅刻(午前四時頃)愈〻石橋山に陣を張つた。この時以仁王の令旨を旗の横上(ヨコガミ)(旗の上に附けてある横木のこと)につけ、中四郎惟重がその旗を持つて隨行した。この時分頼朝は味方を得ようとして諸方を勸誘したのであるが、何分未だ平家が全盛の際であつたから、平家の後聞を憚つたわけか、どうも快く附く者が少い。甚だしきに至つては勸誘の使に對して、無禮な事をいふやうな者もあつた。

ところで彼の大庭三郎景親等は、三千餘騎の徒黨を率ゐて石橋山の邊に來り陣し、遂に兩陣の間に、一つの谷を隔つるのみであつた。又伊東次郎祐親も三百餘騎を率ゐ、頼朝の陣の後の山にあつて、これも頼朝を襲はうとする形勢であつた。かくて頼朝は寡兵である上に、その位置も甚だ危險であつた。一體、石橋山は相模國足柄郡石橋村にあつて、小田原からは西南三十町ばかり、熱海街道の右側にあるのである。是は箱根山の尾が延びて海に迫つた所で、山勢が忽ち高まつて一體の山

をなし、さまで高峻ではないが、海岸から忽ち崛起して居るから、通路は甚だ狭く、咽喉の地に當り、叉洵に要害の所といふべきである。さて斯る位置を保つて、頼朝及び大庭等は夕刻まで相對陣して居たが、その内に三浦一族などは頼朝の應援として段々進み來つて、丸子川(今の酒匂川)の邊に到り、大庭景親等の同類の家屋に火をかけさせ、その煙が半天に冲した。景親等は遙にこれを望み見て、三浦の輩の仕業であることを知り、明日に至つたならば彼の三浦の輩が頼朝に加勢するであらうと考へたから、黄昏に臨んだけれども、數千の强兵を率ゐて一時に頼朝の陣中へ突いて來た。この時一天墨を流したる如く眞暗で、暴風暴雨が交々至つた。頼朝の兵は寡少で固より敵する事は出來ないが、皆舊好を重んずるから決死の覺悟で之に當り、眞田與市義忠の如きは勇戰の後ち、遂に戰死を遂げた。景親の陣中に飯田五郎家義と云ふ者があつて、豫て志を頼朝に通じて居たから、どうか頼朝に加勢をしたいと思つたが、容易に其事も叶はなかつたが、遂に義兵六騎を以て景親と戰ひ、その隙を以て頼朝を椙山(スギヤマ)の中に遁れしめた。明くれば二十四日、頼朝は椙山の中の堀口と云ふ邊に陣して居た。大庭等は益ゝ追うて來たから、後の峰に遁れた。

この時、佐々木高綱、天野遠景等を始として北條父子等も奮戰して、筋力が疲れて、峰に登ることが出來なかつたから、自分等はそこに止り、部下の勇士加藤景員、光員、景廉等を遣はして頼朝の安否を尋ねさせた。是等の人々は數町の險阻を攀登つて進んで往つて見ると、頼朝はションボリとして伏木の上に立つて居り、その傍に土肥實平が一人居つたのみである。頼朝も心細く思つて居たらしい所へ、この輩が尋ねて來たから大いに喜び、景員等も頼朝の無事であつたのを喜び、是から御供をしたいと乞うた。所が土肥實平が言ふには、各々方が無事に參上したのは喜ぶべきことであるが、どうぞ一先づ散じて下さい。頼朝公一人ならば、十日が一月に亙つても、どうか謀を運らして隱まひませうが、大勢になると發覺し易いと。併しこれらの人々は御供をしたいと言ひ、頼朝も亦それを許したさうな氣味もあつたが、實平は重ねて言ふやう、今の別離は悲しいには相違ないが、後の大功の爲である。上下の者が生命を全うして謀を運らしたならば、會稽の恥を雪ぐ事の出來ぬ譯もあるまいと。そこで一同涙ながらに分散し、悲涙の爲に道路も見え分かぬ程であつたと云ふ。

土肥實平計策を廻らす

〔吾妻鏡〕廿四日（治承四年八月）爰景員、光景、景廉、祐茂、親家、實政等、申下可レ候二御共一之由上、北條殿、敢以不レ可レ然、早可レ奉レ尋二武衞一（頼朝）旨被レ命間、各走攀二登數町險阻一之處、武衞者令レ立二臥木一之上一給、實平候二其傍一、武衞令レ待二悅此輩之參着一給、實平云、各無爲參上、雖レ可レ喜之、令レ率二人數一給者、御二隱居于此山一、定難レ遂歟、於二御一身一者、縦涉二旬月一、實平加二計略一、可レ奉レ隱云々、而此輩皆申下可レ候二御共一之由上、又有二御許容之氣一、實平重申云、今別離者、後大幸也、公私全レ命、廻二計於外一者、盍レ雪二會稽之恥一哉云々、依レ之皆分散、悲涙遮レ眼、行歩失レ道云々、

其後、飯田五郎家義が又ゝ頼朝の跡を尋ね來り、頼朝の珠數を拾つて持參した。一體頼朝は早く兩親や兄弟などに死別れ又は生別れになつたから、夙に神佛を信仰し、菩提を弔ふ念が非常に厚く、常に珠數をつまぐつて居たのであるが、今朝の合戰に其珠數を道の邊に落したのである。その珠數たるや狩場などでよく人ゝが見覺えて居るものであるから、他人に拾はれて笑はれはしないかと心配して居た所へ、幸にも家義が之を拾つて持來たのである。そこで頼朝も大層喜んだ。家義は又頼朝の御供をしたいと言つたが、土肥實平が前の如く止めたから、是も泣く泣く別れ去つた。大庭景親は尙も頼朝の跡を追ひ、峰や谷を探し求めたが、玆に梶原

平三景時と云ふ者があつて、確に賴朝の在所を知つて居ながら、情ある考を起し、この山には人の足跡がないから多分向ふの山であらうとて、景親の手を引いて他の山へ案內した。そこで賴朝は發見されることを免れた。（平家物語では、まつときはどい所まで行き、賴朝は臥木のうろへ隠れたのを、梶原がうろには蜘蛛の巣がはつて居るから人は居まいといつて救つたとあるが、本書（吾妻鏡）の記事の方が實說であらう）この際賴朝はとても助かるまいと覺悟したものと見えて、髻の中から正觀音の像を取出し、或岩窟の中に安置した。土肥實平が之を見て何故左樣なことをなさるかと尋ねた所が、賴朝が言ふやう、やがて景親等に首を取られるであらうが、髻の中に此觀音の像のあるのを見たならば、源氏の大將軍たる者の仕業に似合はぬ事だと笑ふであらうから、斯くするのであると答へた。

〔吾妻鏡〕 景親追二武衞之跡一、搜二求嶺溪一、于時有二梶原平三景時者一、慥雖レ知二御在所一、存二有情之慮一、此山稱レ無二人跡一、曳二景親之手一登二傍峰一、此間、武衞取二御髻中正觀音像一、被レ奉レ安二于或巖窟一、實平奉レ問二其御意一、仰云、傳二首於景親等之日、見二此本尊一、非二源氏大將軍所爲一由、人定可レ貽レ誹云々、件尊像者、武衞三歲之昔、乳母令レ參二籠淸水寺一、祈二嬰兒之將來一、懇篤歷二二七箇日一、蒙二靈夢之告一、忽然而得二二寸銀正觀音像一、所レ奉二歸敬一也、云々、

さて頼朝は數日間箱根山に隱れてゐたが、どうも發覺される虞があるので、實平の案內で土肥の方に出で、眞鶴崎から船に乘つて房州に赴いた。三浦一族も頼朝が敗北したといふので、一旦引揚げて衣笠城に還つたが、畠山重忠等に攻められ、義明は八十餘歲で踏止まつて討死し、その子義澄以下を勵まして頼朝の跡を尋ねさせたので、一同も亦房州に渡つたのである。

三、房總及び武相の略定

頼朝安房國獵島につく

源頼朝が房州へ到着したのは八月廿九日であつたが、是より先き北條時政、三浦義澄等も思ひ〳〵に彼地に渡航して居たので、彼等は頼朝を出迎へ、一同は此に始めて數日來の鬱念を散するを得た。(按ずるに頼朝の着いたのは安房國平北郡獵島とある。今は龍島になつて居て、勝山村(今は加地山)に合併され、海濱に少許の漁家のある所で、海島ではない)頼朝は幼少の頃から當地の安西三郎景益を知つて居たから之をたよつたのである。(頼朝と安西との關係はどうして成立つたか不明であるが、保元平治兩戰とも安西が源義朝に屬した事は史書に見える)なほ上總權介平廣常は彼地の豪族であるから、其邸へ臨まんとしたが、會〻平家の徒なる長狹六郎常伴が頼朝を謀らんとした企が發覺し、且つ安西景益からの

忠言もあつたので、途中から駕を引返し、和田義盛を廣常に、安達盛長を千葉介常胤に遣はして參上を命じたのである。常胤は頼朝が擧兵の事を大いに喜び、直に之を承諾したが、廣常は頗る躊躇の模樣であつた。頼朝はなほ洲崎明神へ參詣して丹祈をこらし神田を寄進し、又丸御厨（伊勢大神宮の御料所）を巡見する等の事もあつた。抑〻この丸御厨の地は、曩祖源頼義が東夷を征した功として賜はられた最初の朝恩の地であり、傳へて義朝に至つたが、義朝は又平治元年に頼朝の昇進を祈らんがため、此地を以て伊勢大神宮へ獻上した所が、程なく頼朝が藏人に補せられるやうになつたのである。斯る目出たい由緒の地であるから、頼朝も丸五郎信俊の案内で此地に臨まれ、二十餘年の往事を追懷して、そゞろに數行の哀涙を催したのである。

千葉常胤頼朝を迎ふ

さて頼朝は房總の地はさせる要害の地でもなく、永らく此處に居ても、局面の展開は望まれないので、書狀を小山朝政、下河邊行平、豐島清元、葛西清重等に遣はし、有志の徒を率ゐて參向すべきを命ずると共に、自身も下總へと向つて進發した。從ふものは精兵三百餘騎であつた。千葉常胤はその子胤正、師常、胤成、胤信、胤道、胤頼

上總權介廣常賴朝の態度に服す

等を連れて之を出迎へた。之も從軍三百餘騎であつた。（按ずるに、常胤が賴朝に參會した地點は下總國府（吾妻鏡）とあるが、之は少々疑はしい。下總國府は今の葛飾郡鴻臺（國府臺）にあつたのであるから、どうも參會の意義に合はない。或は上總國府に參會したとの誤記かと思はれる。また考へるに、當時千葉介は千葉に居て國務を執つて居たから、千葉の事を國府といひなしたでもあらうか。傍證となすべきは『總葉概錄』に鄕俗の說として寒川（千葉市の西南十餘町）の西に橋があるが、之を君待橋といふと。そのゆゑは常胤がこゝで賴朝を待ち迎へたからだといふ。之も一說となすべきであらう）かくて賴朝は進んで隅田川の邊に及んだ頃に、彼の上總權介廣常は約二萬騎の兵を率ゐて參會した。この時廣常は賴朝が如何なる態度に出るか、彼が出やう次第によつては之を討取り、首を平家に獻じようかなどと二心を懷いて居たのであるが、賴朝は却て彼が遲參を怒り、扈從を許しさうもない氣配であつたので、その人君たるの度量に感服し、廣常は是れからスツカリ其心を入れ替へて服事し、所々で勳功をも建てたのであるが、當初の心得がよくなかつたのと彼の起居動作が粗野で、禮儀を缺くところがあつたのとで、兎角に賴朝の嫌疑を免

れる事が出來ずして、後ち鎌倉の殿中で殺害されたのである。ところが或者がいふに、廣常は生前に上總の一宮神社(玉前神社)へ願文を揭げた。それを見たならば彼が心中を察しられようとあつたので、賴朝も念のためそれを取寄せて調べられたところが、却て賴朝の武運長久を祈つてあつたので、殺害した事を後悔され、彼が子弟の罪を赦したのであるが、その後、上總介の子孫は兎角に繁榮しなかつた。之に反して千葉介常胤は其志が神妙で、度々の戰爭に勳功も多かつたので、賴朝も「凡於常胤大功者、生涯更不可盡報謝」(吾妻鏡)といはれ、また「賴朝卿依恃之如父母、每施恩賞、以常胤爲最初」(千葉大系圖)ともあつて、常胤一族の繁昌はもとより、子孫までも大いに榮えたのである。

〔吾妻鏡〕 九月十九日(治承四年)上總權介廣常、催具當國周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北輩等、率二萬騎、參上隅田河邊、武衞(賴朝)頗瞋彼遲參、敢以無許容之氣、廣常潛以爲、當時者、率土皆無非平相國禪閤之管領、爰武衞爲流人、輙被擧義兵之間、其形勢無高喚相者、直討取之、可獻平家者、仍內雖挿二圖之存念、外備歸伏之儀參、然者得此數萬合力、可被感悅歟之由、思儲之處、有被咎遲參之氣色、殆叶人主之體也、依之、忽變害

廣常願文を一宮神社に捧ぐ

心、奉和順云々、

〔吾妻鏡〕正月十七日（壽永三年）藤判官代邦通、一品房、並神主兼重等、相具廣常之甲、自上總國一宮、歸參鎌倉、卽召御前、覽彼甲、（小櫻皮威）結付一封狀於高紐、武衞、自令披之給、其趣、所奉祈武衞御運之願書也、不存謀曲之條、已以露顯之間、被加誅罰事、雖及御後悔、於今無益、須被廻沒後之追福、兼又廣常之弟、天羽庄司直胤、相馬九郎常淸等者、依緣坐爲囚人也、優忘者之忠、可被厚免之由、被定仰云々、

願書云、

敬白

上總國一宮寶前

立申所願事

一　三箇年中、可寄進神田二十町事、

一　三箇年中、可致如式造營事、

一　三箇年中、可持萬度流鏑馬事、

右志者、爲前兵衞佐殿下、心中祈願成就、東國泰平也、如此願望、令一々圓滿者、彌可

豊島葛西足立の族來り迎ふ

奉レ崇二神威光一者也、仍立願如レ右、

治承六年七月　日　　上總權介朝臣廣常

話が少し側道に這入つたが、頼朝は同月二十日に土屋宗遠を使として甲斐に發向させ、「頼朝に於ては房總三國及び上野、下野、武藏等の精兵を相具して駿河に至り、平氏の進軍を待つことであるから、武田信義等も一族を相率ゐて黃瀬川に來向すべし」と命じられた。斯て頼朝は十月二日に常胤、廣常等が用意の舟檝に乘つて太井(フトヰ)（江戸川の下流、市川邊か）隅田の兩河を渡つて武藏に着いたが、從軍は三萬餘騎に及び、豊島清元（光イ）、葛西清重、足立遠元が最前に出迎へ、畠山重忠、河越重頼、江戸重長等も歸順し、醍醐禪師全成（もと今若といひ義經の同母兄）なども、面會に來つた。それから十月六日には相模に至り先づ鶴岡八幡宮（當時は由比濱の邊にあつた）を遙拜し、之を小林郷北山の地に移し祠る事となし、（今の若宮八幡のある附近）また大倉郷をトし、大庭景義を奉行として頼朝の第宅を經營せしめた。同月十八日には大軍を率ゐて黃瀬川に着いた。北條時政は甲斐、信濃の源氏二萬餘を率ゐて來會し、二十日には富士川の東岸に進軍した。

四、富士川の戰

平維盛忠度等追討使として來る

京都では、石橋山の戰に賴朝が敗軍したことを聞いて、淸盛も一たびは喜んだが、已にして賴朝は房州に遁れ、北條、佐々木、三浦等も亦集り、房、總、野の諸豪も之に屬し、豆、駿、甲、信の諸士も追々と之に加はり、兵勢が大いに盛んであると云ふ事を聞き、淸盛は賴朝を東國に流した事を大いに悔ひ、後白河法皇に請うて賴朝追討の院宣を下し、右近衞權少將平維盛、薩摩守平忠度、三河守平知度等を追討使として賴朝を征伐せしめた。賴朝は平廣常の議に從ひ、足柄を越え、十月二十日富士川の東岸に陣したのである。平家の軍は數萬騎と號し、同月十三日には駿河國手越驛につき、これも追々進んで富士川の西岸に陣した。一體、平家が斯くまで深く東國に進軍した所以はどうかといふに、自分が推察するところによれば、駿河の目代橘遠茂は長田入道と號し、有力なる平家黨であつて、屢〻東國の情報を淸盛に致したのであり、且つ前にも陳べた通り、甲斐の武田信義、上野の新田義重なども竊に款を平家に通じて居た形跡があるので、平軍は夫等を賴みとして來た事と思はれる。されど甲信の源氏は北條時政の勸誘などによつて既に其態度を定めて、何れも賴朝に屬するに至つた。そこで橘遠茂は打ち捨て置き難しと考へ、部兵を率ゐて甲斐に進發

平軍水禽に驚く

したのであるが、途中で武田信義、一條忠頼等の軍に遇つて散々なる敗軍をなした上、遠茂も結句捕虜になつたやうな次第であるから、平軍に取つては非常なる手違ひを來した譯である。そこで平軍は一方ならず困却して居た折柄、武田信義等は追々進んで、平軍の後に出ようとしたところが、會〻夜半に、富士沼に居た水禽が驚いて飛立ち、その羽音が大軍の押寄せるに似て居たから、平軍は驚き騷いだ。時に平家の參謀であつた上總介忠淸が議を進めていふやう、東國の士卒は悉く頼朝に屬して居る、我等が餘り敵地に進入することは得策でない。速に歸洛して謀を運す方がよからうと。維盛も此議に從ひ、曉天に及ばざる内に、俄に軍を還してしまつた。かくて維盛等は瀨多に著し、使を福原に遣はし、戰はずして歸陣した次第を報告に及ぶと、淸盛は大いに怒り、その使命を辱かしめた事を責めた。

〔吾妻鏡〕十月廿日（治承四年）已亥、武衞（頼朝）令レ到二駿河國賀島一給、又左少將維盛、薩摩守忠度、參河守知度等、陣二于富士河西岸一、而及二半更一、武田太郎信義、廻二兵略一、潛襲二件陣後面一之處、所レ集二于富士沼一之水鳥等群立、其羽音偏成二軍勢之粧一、依レ之、平氏等驚騷、爰次將上總介忠淸等相談云、東國士卒、悉屬二前武衞一、吾等慭出二洛陽一、於二中途一已難レ遁レ圍、速令レ歸

平軍退却の理由

洛、可レ構二謀於外一云々、羽林已下任二其詞一、不レ待二天曙一、俄以歸洛畢、

〔玉海〕十一月五日、(中略)又傳聞、追討使等、今日及二晩景一入レ京、知度先入、僅廿餘騎、維盛追入、又不レ過二十騎一云々、先去月十六日、着二駿河國高橋宿一、先レ是彼國目代、及有勢武勇之輩、三千餘騎、寄二甲斐武田城一之間、皆悉被二伐取一了、目代以下八十餘人切レ頸懸二路頭一云々、同十七日朝、自二武田方一以二使者一、(相二副消息一)送二維盛館一、其狀云、年來雖レ有二見參之志一、于レ今未レ遂二其思一、幸爲二宣旨使一、有二御下向一、雖レ須二參上一、程遠(隔二一日一云々)路嶮、輙雖レ參、又渡御可レ有レ煩、仍於二浮島一(甲斐與二駿河一之間廣野云々)相互行向、欲レ遂二見參一云々、忠淸見レ之大怒、使者二人切レ頸了、同十八日、富士川邊構二假屋一、明曉十九日、可レ寄二攻之一支度也、而之間、計二官軍勢一之處、彼是相並四千餘騎、忽以降落、向二敵軍城一已了、無レ力二于拘留一、所レ殘之勢、僅不レ及二一二千騎一、武田方四萬餘云々、依レ不レ可レ及二敵對一、竊以引退、是則忠淸之謀略也、於二維盛一者、敢無レ可二引退一之心上云々、而忠淸立二次第之理一、再三教訓、士卒之輩、多以同レ之、仍不レ能二默止一、自レ赴二京洛一以來、軍兵之氣力、併以衰損、適所レ殘之輩、過半逃電、凡事之次第非二直也事一云々、今日着二勢多一、先以二使者一(馬允滿季)示二子細於禪門一、禪門大怒云、承二追討使一之日、奉二命於君一了、縱雖レ曝二骸於敵軍一、豈爲レ恥哉、未レ聞下承二追討使一之勇士、徒赴二歸路一事上、若入二京洛一、誰人可レ合

眼哉、不覺之恥貽家、尾籠之名留世歟、早自路可暗趾也、更不可入京云々、然而竊入洛、寄宿檢非違使忠綱之宅云々、於知度者、先以入洛、在禪門之八條家云々、大略以傳說記之、定有遺漏歟、但是供奉軍陣之輩說也、子細難多、難及短毫者也、

一方賴朝は又平家を追うて上洛しようとしたが、千葉常胤、三浦義澄、上總介廣常等が諫めていふやう、常陸の佐竹義政、秀義等は數百の士卒を擁して威勢が盛んである。其他尙ほ源氏に屬さない者が多いから、油斷をしてはならぬ。先づ東方を征服して然る後に關西に及ぶべきを陳べた。賴朝も之に從ひ宿を黃瀨川に移し、安田義定を留めて遠江國を守護せしめ、武田信義を以て駿河國を守護せしめた。

佐竹氏征伐

五、東國の平定

石橋山の戰の前後にあつては、東國の將士は一般に嚮背に迷うたのであるが、其後賴朝が武、相、駿等の地を從へるに及び、競うて其旗下に屬する者が多かつた。然るにも關らず常陸の佐竹氏は款を賴朝に通じないので、富士川の戰後、賴朝は愈〻之が征伐を決行する事となつた。一體、佐竹氏は新羅三郎義光の後裔であるが、初め義光は常陸介となり、其子義業が土豪平淸幹の女を娶つて昌義を生んだ。昌義

は佐竹鄕に居て始めて佐竹氏を稱した。昌義の孫が秀義で此頃から大いに威勢を振つたのである。佐竹秀義が賴朝に附かなかつたのは、平家に屬して居たものか、それとも威勢にまかせ傲然自立の考であつたものか、その邊は不明であるが『玉海』の文で見れば「越後城太郎助永、於二甲斐信濃兩國一者、不レ交二他人一、一身可二攻落一之由、令二申請一云々、又上野常陸等之邊、乖二賴朝一之輩出來云々」（治承四年十二月三日の條）とあるから、佐竹氏が平氏に內應して居た事が推察される。城助永は平家の命を受けて木曾義仲を謀つて居たのであり、また上野とあるは新田義重で、之も源氏の長老でありながら前後の事情から見れば、最初は平家に內應して居たのであり、（第二の（四）の二を參照）常陸とあるは卽ち佐竹氏の事で、之も平家に內應の疑が充分にある。況んや秀義の父義隆は當時京都にあつて平家に附いて居たといふに於ては辯解の餘地は殆んどない。

かくて賴朝は同年十一月四日兵を率ゐて常陸の國府に至り軍議をなしたが、上總介廣常は秀義の緣者であるので、先づ彼を遣はして、秀義及び其子義政に降をすゝめた。義政は先づ降つたが、秀義は其父義隆が平氏に屬して京都に居たので、容易に降らないで、金砂城に據つて抵抗した。城は高山の頂にあつて頗る要害で降し

難いので、また廣常の計を用ひ、秀義の叔父義弘を利を以て誘うたので、彼は城後の閑道を教へ、城が遂に陷り、秀義は遁れて奥州花園城に走つた。よつて頼朝は秀義が領地常陸國奥七郡並に太田、糟田、酒出等の地を沒收して勳功の將士に分ち與へて、鎌倉に凱旋した。

新田義重

また上野なる新田義重（上西入道と號し、源義國（義家の次子）の長子）は源氏の長老でありながら、平家に內應して同國寺尾城に立籠り形勢を觀望するが如き狀態があつたので、頼朝は安達盛長を遣はして諭さしめた。そこで義重は自ら鎌倉に來つて他意なきを誓つたので、頼朝も漸く心が解けて罪を免した。義重の子里見義成は京都に居たが又來つて頼朝に屬した。

源義經頼朝に面會す

また是より先き、源義經は奥州藤原秀衡の許に居たが、頼朝が擧兵の事を聞くや、早速に尋ねて面會をした。是は浮島ヶ原の陣中での事である。

〔吾妻鏡〕十月廿一日（治承四年）今日、弱冠一人、御旅館之砌、稱㆘可㆑奉㆑謁㆓鎌倉殿㆒之由㆖、實平、宗遠、義實等、恠㆑之、不㆑能㆓執啓㆒、移㆑尅之處、武衞（頼朝）自令㆑聞㆓此事㆒給、思㆓年齡之程㆒、奥州九郎歟、早可㆑有㆓御對面㆒者、仍實平請㆓彼人㆒、果而義經主也、卽參㆓進御前㆒、互談㆓往事㆒、催㆓懷舊之淚㆒、

近江源氏山本義經

就中、白河院御宇永保三年九月、曾祖陸奥守源朝臣義家、於奥州、與將軍三郎武衡、同四郎家衡等、遂合戰、于時左兵衛尉義光候京都、傳聞此事、辭朝廷警衛之當官、解置弦袋於殿上、潛下向奥州、加于兄軍陣之後、忽被亡敵訖、今來臨尤協彼佳例之由、被感仰云々、此主者、去平治二年正月、於襁褓之內、逢父喪之後、依繼父一條大藏卿長成之扶持、爲出家登山、鞍馬至成人之時、頻催會稽之思、手自加首服、恃秀衡之猛勢、下向于奥州、歷多年也、而今傳聞武衛被遂宿望之由、欲進發處、秀衡强而抑留之間、密々遁出彼館首途、秀衡失恪惜之術、追而奉付繼信忠信兄弟之勇士云々、

また近江源氏なる山本義經、その弟柏木義兼等は兵を其地に起して遙に賴朝に應じたが、平知盛が數千の兵を率ゐて來り攻めたから、防戰した。されど衆寡敵せずして遁れて鎌倉に走り、賴朝に屬した。

(吾妻鏡) 十二月一日治承四年己卯、左兵衛督平知盛卿率數千官兵、下向近江國、與源氏山本前兵衛尉義經、同弟柏木冠者義兼等合戰、義經已下、弃身忘命雖挑戰、知盛卿以多勢之計、放火燒廻彼等館幷郎從宅之間、義經義兼失度逃亡、是去八月、於東國、源家擧義兵之由傳聞之以降、雖卜居於近國、偏存關東一味之儀、頻怨緒平相國禪

閣威之故、今及此攻云々、〇十月戊子、山本兵衞尉義經參着鎌倉、以土肥二郎啓案內之、日來運志於關東之由、達平家之聽、觸事成阿黨、剩去一日、遂被攻落城郭之間、任素意參上、被追討彼凶徒之日、必可奉一方先登者、寂前參向尤神妙、於今者、可被關東祗候之旨、被仰云々、此義經者、自刑部丞義光以降、相繼五代之跡、弓馬之兩藝、人之所聽也、而依平家之讒、去安元二年十二月卅日、配流佐度國、去年適預于勅免之處、今又依彼攻牢籠、結宿意之條、更無御疑云々、

信太義廣賴朝に叛く

かくて諸方賴朝に應ずる者が多かつた中に、常陸なる信太三郎先生(センジャウ)義廣(賴朝の叔父)が賴朝に叛いて之を襲擊しようとしたのは意外の事といふべきである。彼は賴朝が佐竹氏出征の際には、常陸の國府に尋ね來つて面會した事もあつたが、其後どういふものか賴朝を襲はんと謀り、三萬餘騎の兵を率ゐて下野に入り、足利忠綱(平家黨)を誘うて與黨としたのであるが、小山朝政兄弟や下河邊行平等が賴朝の爲に義廣を討つて之を破つた。義廣は單身漸く脫して信濃に走り、木曾義仲に賴つたが、義仲が敗亡の後、一時行方をくらましたが、のち伊勢國に於て誅せられた。(吾妻鏡養和元年閏二月及び元曆元年五月十五日の條參照)

賴朝は鎌倉に幕府を開き、是より終始彼地に居て天下を制馭するの策を建てた。（鎌倉開府の次第は後の條にゆづる）

（三）　第二期の交戰

源三位賴政の事があつてから、一波起つて萬波動くともいふべきものにや、天下四方に爭亂が打續くに至つた事は、左表を見てもわかるであらう。而して平氏の運命は益々傾いたのである。

治承四年
五月十五日　以仁王兵を擧げ給ふ、
六月　二日　福原遷都、
八月十七日　賴朝兵を擧ぐ、
九月　七日　木曾義仲兵を擧ぐ、
十月　六日　熊野前別當湛增叛く、
十月二十日　富士川の戰、
十一月七日　重れて東國の追討使を命ぜらる、
十一月廿二日　手島藏人某（もと三條宮以仁王に伺候す）福原の人家に放火して東國に赴く、

十一月廿三日　京都還都、

十二月一日　近江の山本義經等叛く、

十二月十日　園城寺の衆徒近江の賊と通ずるにより官兵を遣はす、

十二月十一日　園城寺追討、

十二月廿五日　南都追討、

養和元年

正月　八日　近日東海西海北陸已下五畿内に至るまで謀反の聞えあるを以て、今日平宗盛を以て五畿内幷に伊賀、伊勢、近江、丹波等を總管せしむ、

正月十四日　高倉上皇崩御、

正月二十日　美濃國に於て平氏源氏と戰ふ、

閏二月四日　入道太政大臣清盛薨ず、

閏二月十五日　平重衡東國追討の爲め發向、

三月　十日　墨俣川の戰、

四月十四日　肥後住人菊池隆直等謀反につき追討す、

八月十四日　北陸道追討の令下る、

壽永元年

　正月　天下飢ゆ、

壽永二年

　五月十一日　礪並山倶利加羅峠の戰、

　七月廿一日　源氏の兵京都に逼る、

　七月廿五日　平氏西走、

賴朝は居を鎌倉に定め、自ら出征することはせずして、專ら將士を遣はして事に當らせた。木曾義仲は擧兵以來その勢が旺盛で、程なく京都に逼つたので、平家は西走するの止むなきに至つた。その後、源氏同志相戰ふに及んで（源賴朝と木曾義仲）平氏は九州から四國に還り、屋島に內裏を置いたが、その勢も稍〻恢復して、兵を攝播の地に進めたのである。されど一谷の戰に敗衄してからは、兵勢が頓に奮はざるに至つた。

一、墨俣川の戰

富士川で敗戰の後、淸盛は同年十一月七日更に東海、東山、北陸三道に對し東國追

平知盛通盛等美濃の源氏を攻む

源行家等の軍敗る

討の宣旨を申下したのであるが、格別の効果も見られなかつた。且つ前記の通り近江には山本義經等の亂があり、また園城寺や東大、興福兩寺等の追擊もあつたので、力を東國に專らにする事を得なかつたに際し、賴朝は叔父行家を將として數千の兵を率ゐて西上せしめ、養和元年正月には既に美濃、尾張を從へ、美濃國板倉の城に據つたのである。而して諸國の兵の之に應ずる者が多いといふ事を聞き、淸盛は大いに恐れ、平知盛、同通盛等をして大兵を率ゐて追討せしめて之を破つた。賴朝は之を聞いて、卿公義圓（もと乙若といひ、義經の同母兄である）をして兵千餘を率ゐて赴き援けしめた。淸盛は更に宗盛をして大擧して賴朝を討たせようとしたが、未だ出發せざるうちに、淸盛は病んで薨じた（閏二月四日）。これが爲め平家の活動は一旦にぶつたが、閏二月十五日重衡、維盛等は大兵を率ゐて東國に發向し、三月には進んで尾張に至り、墨俣川の西岸に陣した。行家は夜に乘じて之を襲はうとしたが、重衡は其狀を察し逆襲して大いに行家を破り、義圓を斬り、勝ちに乘じて追擊したが、東國の兵が追追に集まり來るべきことを聞き、遂に兵を引揚げたのである。

二、平氏の西走及び屋島內裏

西走後に於ける平氏の狀態

平家西走の事情は前に（第二の（五）の一を參照）陳べたから、此には省略するが、宗盛等の考では、木曾義仲の新鋭の勢力は到底防ぎ得べくもないから、一先づ西海に落ちて運命を開かうといふにあつた。殊に天皇法皇をも奉じて赴いたならば、源氏が都に押入つたとても、どうする事も叶ふものではない。その內には勢力を挽回して京都へ還幸するにも至るであらうと考へたらしい。されども法皇（後白河）をお連れ申すことが出來なかつたのは、大失策であつて、都では院宣によつて新帝の踐祚を見るに至つたのであり、恐れながら平家は天皇（安德）及び三種の神器を盜み奉つたかの觀をなす者さへあるに至つた。さて平家一門は壽永二年七月廿五日、安德天皇及び建禮門院等を奉じて西海に向はれ、途中攝津の福原に立寄り、それから波路遙かに太宰府に着かれたのである。すると太宰權少貳原田種直や菊池、臼杵、戶次、松浦等の輩が行宮を營んで護衞をいたした。（菊池隆直は前に源氏に屬したが、又歸順したものと見える）されども平家の鎭西に於ける勢力は案外に强大なものでは無かつた。稍〻後の例であるが、彼の足利尊氏が京都の戰に打負けて兵庫に落ちた時、赤松則村は尊氏に一先づ九州に下つて鋭氣を養ふべき事を勸めたのであるが、この時尊氏が九州へ下るや、多

平家一門太宰府に至る

緒方惟榮等攻め來る

少の抵抗者はないことは無かつたが、それを取抑へて數ヶ月も彼地に落附き、充分に鋭氣を養つて捲土重來の勢を示したのであるが、この度の平家の場合には決して然ることを得なかつたのである。先づ一旦は原田、菊池等が天皇を奉迎したのであるが、此處に刑部卿三位藤原頼輔（初名は頼忠、大納言忠教の子）といふものがある。此者は同年二月に九州の豪族菊池等が反旗を擧げ、追討使も下らうとするのを見て、任國（豐後國）鎮撫の爲に下向したのであるが（玉海）原田、菊池等は其後平氏に復歸したにも關らず、頼輔はその子頼經（國司代として在國す）に命じ院宣と稱して平家一門の九州入りを拒絶した。當時果して院宣が下つたものか、その邊は不明であるが、兎に角も、緒方三郎惟榮（ヨシ一本に惟義）等を語らひ、攻め來たつたので、臼杵、戸次、松浦等は風を望んで之に從ひ、原田種直、菊池隆直等のみ天皇の護衛として防戰したが、衆寡敵し難いので、平家は再び天皇を奉じて筥崎に遷り、それより山鹿秀遠が山鹿城に入つたが、こゝも敵軍襲來の恐れがあつたので、立去らねばならなかつた。丁度その頃の事であつたが、船の中にて十三夜の明月にあひ、都こひしさの餘り、何れもが歌を詠じ合つたといふ事である。

十三夜の詠歌

〔平家物語〕十三夜は名を得たる月なれど、殊に今宵はさやけくて、都の戀しさもあながちなりければ、各一所にさしつどひてながめけるに、薩摩守かくぞ詠じ給ひける。

月を見し去年の今宵の友のみや
　みやこに秋を思ひいづらん

修理大夫經盛

戀しとよこぞのこよひのよもすがら
　月見しともの思ひ出られて

平大納言時忠

君すめば是も雲ゐの月なれど
　なほこひしきは都なりけり

左馬頭行盛

名にしおふ秋の半も過ぬなり
　いつより露の霜にかはらむ

大臣殿

うちとけてねられざりけり梶枕

今宵の月のゆくへ見んとて

思ひきや彼の蓬壺の月を、北海上にうつして見るべしとは、九重の雲の上、久方の花月になれし友がち、今さら切に思ひ出られて、思ひ〳〵に口ずさみ給ふ、さこそ悲しくおぼしけめ、云云、（源平盛衰記には宇佐を發したる後の事とす、何れが是なるを知らず）

それから豐前國柳浦に至り、また宇佐宮にも詣でたが、敵軍の襲來の恐れがあつたので、九州を離れねばならぬ事に立至つた。かやうなわけであつたから、小松大臣重盛の三子清經は前途の覺束なさを感じたものか、明月の夜、船の中で心閑かに念佛を唱へ、海中に投じて沒したのは哀れなる事であつた。

平清經入水す

こゝに一つ幸であつた事は、長門國は新中納言知盛の知行であつたので、目代紀光季（一本には通助）が三十餘艘の船を以て迎へて四國の屋島へと着け奉つた。すると菊池大夫胤益といふものが阿波國より材木を取寄せて內裏を造り、阿波民部田口成能（シゲヨシ）といふものが、兵を集めて守護し奉つた。そこで平家は暫くこゝを以て根據地

屋島內裏

平貞能出家して西國に留る

とされる事になつたのである。

吾妻鏡には壽永二年の分が缺けて居るので、平家西走中の狀態は之を徵することが出來ぬ。よつてこゝには平家物語、源平盛衰記により信じられさうに思はれる大意を記したのである。なほ簡單ながら玉海の記事を參照のため左にかゝげる。

〔玉海〕九月五日(壽永二年)或人云、平氏黨類、餘勢全不レ滅、四國、並淡路、安藝、周防、長門、並鎭西諸國、一同與力了、舊主崩御之由風聞、謬說也云々、當時在二周防國一、但國中、無レ可レ用二皇居一之家、仍乘レ船泛二海上一云々、貞能已下鎭西武士菊池原田等、皆以同心、鎭西已立二內裏一、隨二出來一、可レ入二國中一云々、明年八月可二京上一之由結構云々、是等皆非二浮說一也、○十月十四日、尹明云、平氏去八月廿六日入二鎭西一了、放火(光イ)以外云々、肥後國住人菊池、豐後國住人臼杵、御方等未レ歸二服一云々、○閏十月二日、申刻、頭辨兼光來、余謁レ之、語云、平氏始雖レ入二鎭西一、國人必依レ不二(始)用一、逃出、向二長門國一之間、又不レ入二國中一、仍懸二四國一了、貞能ハ出家(シテ)留二西國一了云々、此由自二周防伊豫兩國一、進二飛脚一令レ申云々、○十三日甲戌、天晴、及レ晚大夫史隆職來、談二世間事一、平氏在二讃岐國一云々、或說、女房船奉レ具二主上并劍璽一、在二伊

豫國云々、但此條未聞實說云々、

三、一谷の戰

一方木曾義仲は平軍を討破つて京都へ進入した當時に於ては、法皇の御信任も厚く、その威勢も隆々たるものがあつたが、程なく蹉跌を來して、頼朝の兩將範頼、義經のために討取られた事は前に陳べた通りである。これは壽永三年正月廿日の事であつた。さて法皇に於かせられては、翌廿一日の夜、院の御所に於て御評議を御開きになられた事と拜せられるが、當時平氏に對する所置を如何にすべきかが直接の問題であつたのである。平家は義仲の逡巡とし、又源氏同士暗鬪などのあつたのを制して、追々勢力を回復し、屋島内裏から更に進んで其對岸なる山陽道の兒島灣附近まで軍勢を差出し、以て瀨戸内海を絕ち切つたばかりでなく、まさに福原にも軍を進め、程なく入洛をもせんとする風聞が頻りに至つたので、宮中を初め一般の士民も憂慮に堪へなかつたことであらう。併し平家は三種の神器を擁して居る事であるから、之を無事に迎へ取らんがためには、種々の謀議を要したのであるが、結局やゝ權道ながら、計略を用ひらるゝ事となり、平氏に對して「近日、和平の

計策を以て平氏を誘ふ

取計ひがあるから、安德天皇竝に三種の神器を奉じて都へ還られたい。來る八日までには此方から使を遣はして和睦の取計らひが出來ようと思ふから、それ迄は決して戰爭をしてはならぬ。この趣は源氏の將士達にも言含めてあるから、その積りで待つて居れ」と云ふやうに申送り、一方源氏の將士に向つては急に平家を攻めよと命じられたやうである。（吾妻鏡の文による。）

源氏の兩將出發す

かくて源氏の兩將範賴、義經は準備を整へ、その廿六日に京都を出發し、範賴は大手の大將として西國街道を進み、義經は搦手の大將として丹波路にかゝつたのであるが、實は此時平家の所在は風聞のみで實際には分らなかつたのである。實錄の書によつて見れば、平家の出發も源氏と同樣で、正月廿六日に屋島を船出したので、其福原乃至は一谷に着いたのは廿八九日頃かと思はれる。玉海の文によれば、二月四日の條に、平氏は主上を具し奉つて福原に着いたとある。即ち平家の消息が京都で判然としたのは四日頃の事と思はれる。されば二月二日になつても義經等の軍が「不遂前途、猶逗留大江山邊」とあるのは、是等の事情のためと思はれる。

右の如くにして平家は福原に着いたのであるが、安德天皇竝に建禮門院等は御上

蘆田伊人作圖

縮尺十万五百五十分之一

陸遊ばされないで、その他の非戰闘員と共に和田岬附近の船舶中にお出でになり、戰闘員のみが上陸して生田森とか、一谷とか或は又山の手なる三草方面に據つて防禦を講じたやうである。

要するに平家は上陸以來日が淺いので、充分の防禦工事も出來なかつたのであらうと思はれるのに、前記の通り、一種の策略に乘せられ、其油斷を討たれたやうに思はれる。戰爭は丹波路に向つた搦手の軍によつて開始され、義經は二月五日夜に三草山の戰で平家を打破り、本戰は二月七日と定められたので、それから更に進んで軍を二つに分ち、一方の軍は田代信綱、土肥實平等に授けて一谷の西の木戸に向はせ、義經は他の一隊を率ゐて所謂鵯越の險阻に差掛り、奇中の奇に出で、平家の背面を不意打ちしたのである。この時に於ては範頼の軍は生田より攻め込み、信綱、實平等の軍は一谷の館を突撃し、三面相應じて攻めかゝつたので、平家は大打撃を蒙つて敗戰し、通盛、忠度、經正、敦盛、知盛、經俊、業盛、盛俊等は戰死し、能登守教經が戰死したといふは誤である殘餘の者は或は馬に鞭ち、或は徒歩で海岸に出で、船に棹して四國に落ち延びたのである。

平和の御使と追討使とを併用せんとするは如何

〔玉海〕　正月廿一日（壽永三年）及㆑晩有㆑召、（定長奉行、有㆓可㆑被㆑定之事㆒云々）風病無㆑術、事非㆓矯餝㆒、仍申㆓其子細㆒了、

〇廿二日、風病聊有㆑減、仍慭參院、以㆓定長㆒被㆑尋㆓問事五箇條㆒、

一無㆓左右㆒可㆑被㆑討㆓平氏㆒之處、三神御㆓坐彼手㆒、此條如何、可㆓計奏㆒者、兼又相㆓副公家之使者於追討使㆒、下遣如何云云、申云、若可㆑有㆓神鏡劍璽安全謀㆒者、忽追討不㆑可㆑然、遣㆓別御使㆒可㆑被㆓語誘㆒歟、又賴朝之許、同遣㆓御使㆒可㆑被㆑仰㆓合此子細㆒歟、被㆑副㆓御使於追討使㆒之條、其無㆑所㆑據歟、（以下四條略す）

廿三日、又範季朝臣來、語云、平氏猶可㆑被㆓追討㆒之由被㆓仰下㆒了云々、神鏡劍璽事、猶不㆑被㆑重歟、此條神慮有㆑恐、爲㆑之如何々々、〇廿六日、自㆓去夜㆒閭巷謳㆓哥平氏入洛之由㆒、不㆓信受㆒之處、果以虛言云々、或云、猶被㆑止㆓平氏追討㆒之議、以㆓靜賢法印㆒爲㆓御使㆒可㆑被㆑仰㆓含子細㆒云々、此儀愚心所㆓庶幾㆒也、是全非㆑引㆓級平氏㆒、依㆑思㆓神鏡劍璽之安全㆒也、〇廿九日、又聞、西國事、被㆑遣㆓追討使㆒事一定也、今日已下向（去廿六日出門）云々、其上猶靜賢可㆑遂㆓使節㆒之由有㆑仰、靜賢辭退云々、其故被㆑遣㆓御使㆒者、令㆑休㆓（彼カ）後畏懼之心㆒、爲㆓三神安穩入洛㆒也、而遣㆓勇者㆒征討之上、何及㆓尋常之御使㆒哉、道理不㆑叶、又難㆑遂㆓使節㆒之故也云々、所㆑申尤有㆑理歟、凡近日之儀如㆑反㆑掌、不便云々、〇二月二日、或人云、向㆓西國㆒追討使等、暫不㆑遂㆓前

途、猶逗留大江山邊云々、平氏其勢非尫弱、鎭西少々付了云々、下向之武士、殊不好合戰云々、土肥二郎實平、次官親能等、（此兩人賴朝代官也、相副武士等、所令上洛也、）或御使被誘仰之、其儀甘心云々、而近臣小人等、（朝方、親信、親宗等、觸少辨、北面下﨟等云々、）一口同音、勸申追討之儀、是則法皇之御素懷也、仍流棹無左右事歟、此上左大臣（藤原經宗）又被執申追討之儀云々、凡此條（其カ）甚理雖可然、不被重神鏡劍璽之條、神慮如何、天意又不主者歟、○三日、今日行家入洛、其勢僅七（八）十騎云々、依院召也、賴朝又免勘氣云々、○四日源納言示送云、平氏奉具主上、着福原畢、九國未付、四國紀伊等勢數萬云々、來十三日一定可入洛云々、官軍等分手之間、一方僅不過一二千騎云々、天下大軍、大略分明云々、○六日、或人云、平氏引退一谷、赴伊南野云々、但其勢二萬騎云々、官軍僅二三千騎云々、仍可被加勢之由申上云々、（中略）又聞、平氏引退事謬說云々、其勢不知幾千萬云云、○八日、（丁卯）天晴、未明、人走來云、自式部權少輔範季朝臣許申云、此夜半許、自梶原平三景時許、進飛脚申云、平氏皆悉伐取了云々、其後午刻許、定能卿來、語合戰子細、一番自九郎許告申、（搦手也、先落丹波城、次落一谷云々、）次加羽冠者（蒲冠者範賴）申案內、（大手、自濱地寄福原云々、）自辰刻至巳刻、猶不及一時、無程被責落了、多田行綱自山方寄、最前被落山手云々、大略籠城之

戰況の報告

者不レ殘二一人一、但素乘船之人々四五十艘許在二島邊一云々、而依レ不レ可二廻得一、放レ火燒死了、疑內府等歟云々、所二伐取一之輩交名未二注進一、仍不レ進云々、劍璽內侍所安否、同以未レ聞、云々、

なほ此戰爭の委細については自分は嘗て研究したものがあるから、その要領を左に揭げて參照に供する。

(1) 後白河法皇と一谷の戰　後白河法皇が種々術策に長じ給へることは前にも陳べた通りであるが、一谷の戰に際しても、法皇の機敏なる御考慮の閃めきが拜察されるやに思はれる。そは卽ち一方には平和の使をお遣はしになると同時に、それと相並んで追討使を發遣せられた點である。そこで一谷の戰爭が濟んでから、本三位中將平重衡（當時捕虜として京都に居たもの）に仰せて使者を四國に遣はし、平宗盛に命じて舊主（安德天皇）及び三種神器を歸洛し奉るべき旨を傳へらるるや、却て平氏からは詰問的の返書を送られたのである。此書によつて見れば、當時法皇の取らせられた御態度が拜察されるばかりでなく、西走以來の平氏の狀態をも見ることが出來るのであるから、長文ながら左に揭載する。

〔吾妻鏡〕二月廿日（元暦元年）去十五日、本三位中將（重衡）遣二前左衛門尉於四國一、告二勅定旨於前内府一（宗盛）是舊主並三種寶物可レ奉二歸洛一之趣也、件返狀今日到來畢、京都備二叡覽一云々、其狀云、

去十五日御札、今日（廿一日）到來、委承候畢、藏人右佐書狀同是給候畢、主上國母可レ有二還御一之由、又以承候畢、去年七月、行二幸西海一之時、自二途中一可二還御一之由、 院宣到來、備中國下津井御解纜之上、依二洛中不穩一、不レ能二不日立歸一、憖被レ遂二前途一候畢、其後云二日次之世務世理一、云二恒例之神事佛事一、皆以擁怠（懈）、其恐不レ少、其後、頗洛中令レ屬二靜謐一之由、依レ有二風聞一、去年十月出二御鎭西一、漸還御之間、閏十月一日、稱帶 院宣、源義仲於二備中國水島一、相二率千艘之軍兵一、奉レ禦二萬乘之還御一、然而爲二官兵一、皆令レ誅二伐凶賊等一畢、其後着二御于讃岐國屋島一、于今御經廻、去月廿六日又解纜、遷二幸攝州一、奏二聞事由一、隨二 院宣一行二幸近境一、且去四日相二當亡父入道相國之遠忌一、爲レ修二佛事一、不レ能二下船一經二廻輪田海邊一之間、去六日修理權太夫（親信歟）送二書狀一云、依レ可レ有二和平之儀一、來八日出京、爲二御使一可二下向一、奉二勅答一不二歸參一之以前、不レ可レ有二狼籍一之由、被レ仰二關東武士等一畢、又以二此旨一、早可レ令レ仰二含官軍等一者、相二守此仰一、官軍等本自無二合戰志一之上、不レ及二存知一、

向後將軍のために子細を承はらん

相待院使下向之處、同七日、關東武士等襲來于叡船之汀、依 院宣有限、官軍等不能進出、各雖引退、彼武士等乘勝襲懸、忽以合戰、多令誅戮上下官軍畢、此條何樣候事哉、子細尤不審、若相待 院宣、可有左右之由、不被仰彼武士等歟、將又雖被下 院宣、武士不承引歟、若爲緩官軍之心、忽以被廻奇謀歟、倩思次第、迷惑恐歎、未散蒙霧候也、爲自今以後、爲向後將來、尤可承存子細候也、唯可令垂賢察御如此之間、還御亦以延引、每赴還路、武士等奉禦之、此條無術事候也、非難澁還御之儀、差遣武士於西海、依被禦、于今遲引、全非公家之懈怠候也、和平事、爲朝家至要、爲平和大功、此條須被達奏之處、遮被仰下之條、兩方公平、天下之攘災候也、然而、于今未斷、未蒙分明之院宣、仍相待慥御定候也、凡夙夜于 仙洞之後、云官途、云世路、我后之御恩、以何事可奉報謝乎、雖涓塵不存疎略、況不忠之疑哉、況反逆之儀哉、行幸西國事、全非驚賊徒之入洛、只依恐 法皇御登山也、朝家事可爲誰君御進止哉、主上女院御事、又非 法皇御扶持者、可奉仰誰君哉、雖事躰奇異、依恐御登山一事、周章楚忽、遷幸西國矣、其後又稱 院宣、源氏等下向西海、度々企合戰、此條已依賊徒之襲來、爲存上下之身命、一旦相禦候計也、全非公家之發心

レ敢無二其隱一也、云二平家一云二源氏一、無二相互之意趣一、平治信頼卿反逆之時、依二　院宣一追討之間、義朝朝臣依レ爲二其緣坐一、有二自然事一、是非二私宿意一、不レ及二沙汰一事也、於二　宣旨　院宣一者非二此限一、不レ然之外、凡無二相互之宿意一、然者頼朝與二平氏一合戰之條、一切不レ思二寄一事也、公家仙洞、和親之儀候者、平氏源氏、又彌可レ有二何意趣一哉、只可下令レ垂二賢察一給上也、此五六年以來、洛中城外、各不二安穩一、五畿七道、皆以滅亡、偏營二弓箭甲冑事一、彌抛二農作乃貢之勤一、因レ茲、都鄙損亡、上下飢饉、一天四海、眼前煙（湮カ）滅、無双之愁悶、無二之悲歎候也、和平儀可レ候者、天下安穩、國土靜謐、諸人快樂、上下歡娯、就レ中合戰之間、兩方相互殞レ命之者、不レ知二幾千萬一、被レ疵之輩難レ記二楚筆一、罪業之至、無下物于取上レ喩、尤可下被レ行二善政一、被上レ施二攘災一、此條、定相二叶神慮佛意一歟、レ還御事、毎度差二遣武士一、被レ禦二行路一之間、不レ被レ遂二前途一、已及二兩年一候畢、於レ今者、早停二合戰之儀一、可レ守二攘災之誠一候也云云和平、云二還御一、兩條早蒙二分明之　院宣一、可レ存知候也、以二此等之趣一、可レ然之樣、可下令二披露一給上、仍以執啓如件、

二月廿三日

自分は始めて此文を讀んだ際には、こは敗餘の平氏がよい加減に文を廻はし體

面をつくろはんとしたものであらうと、輕く看過したのであるが、其後玉海の文と對照するに及び、此文が決して浮文ではなくて、法皇が奇謀をめぐらさせ給ひ、以て平氏の心を緩めて置き、一方には範賴、義經等をして急に平氏を追討せしめられたといふ事を知つたのである。　玉海壽永三年(元暦元年)一月廿九日の條に「西國事、被遣追討使事一定也、今日已下向(廿六日出門)」、「其上猶靜賢可遂使節之由有仰」、「被遣御使者、令休彼畏懼之心、爲三神安穩入洛也、而遣勇者、征討之上、何及尋常之御使哉、道理不叶」とあり、二月二日の條には「或人云、向西國追討使等、暫不遂前途、猶逗留大江山邊」、「下向之武士、殊不好合戰」、「土肥二郎實平、次官親能等、或御使被誘仰之儀、甚甘心、云々、而近臣小人等、一口同音、勸申追討之儀、是則法皇之御素懷也、仍流棹無左右事歟」とある。而して前記吾妻鏡の文に「去六日、修理權太夫、送書狀云、依可有和平之儀、來八日出京、爲御使可下向、奉勅答之以前、不可有狼籍之由、被仰關東武士等畢、又以此旨、早可令仰含官軍等者」とあるのを參照したならば、多言を要せずして其間の眞相を窺ひ知る事が出來るであらう。

(2) 安德天皇の御在所　前記の吾妻鏡の文によつて見れば、一谷の戰に際し、安德

非戰鬪員は船中に

天皇の御在所は一谷でもなく、又福原でもなく、和田の海邊叡船の中におはした事を知るのである。卽ち吾妻鏡の文に「去四日、相當亡父入道相國(清盛)之遠忌、爲修佛事、不能下船、經廻輪田海邊之間(中略)同七日、關東武士等襲來于叡船之汀」とある。甚だ異聞のやうではあるが、慥かな事實と思はれる。普通の人情では、清盛の佛事を修する爲にこそ、下船も必要であらうと推せられるのに、却て船中で佛事を修したとは、當時の事情を推察して、哀感を禁じ得ない。思ふに平家は西走の當時、京都の第宅や福原の內裏及び第宅をも燒拂つて了つたので、法會を營むにも適當な所がないので、船中を以て却て便利としたものと思はれる。また平家が讃岐の屋島を出たのが正月廿六日であつて、さうして二月四日には前記の通り船中で清盛の法會を營み、その七日に一谷の合戰が行はれたのであつて見れば、安德天皇を始め奉り、二位局以下の非戰鬪員も、終始海上の船中にまし／＼た事は推察すべきである。戰鬪員等は勿論上陸して防備を講じて居た事は疑ひないが、法皇からの和平の御使もあつたので、稍々空憑(ソラダノミ)の有樣であり、軍氣は餘り奮はなかつたやに想像される。玉海二月八日の條に「但素(ヨリ)乘船之人々四五十艘許在島邊云々、而依不可廻得、放火燒

死了、疑內府等歟」とあるによつても、非戰鬪員が當初から海上に居たことは立證されるのである。但し放、火燒死了とあるのは誤聞であるであらう。

(3) 戰爭の概況及び地理上の疑問　これから戰爭一般の經過を陳べて見ようが、平氏は西走の後、追々に勢力を挽回して讚岐の屋島から三備地方と氣脈を通じ、尋で又攝播の間に還へり、安德天皇をも同地に迎へ奉り、進んでは京都の回復をも企圖したのであつた。ところが賴朝は義仲を討滅してから範賴義經に命じて平氏を追討せしめた。

範賴は大手に向ひ義經は搦手に向ふ

當時平氏は東は生田森を城戶口となし、西は一谷を城戶口として防禦して居たのを、範賴は大手の大將として五萬六千餘騎の軍兵を率ゐて生田から一谷にかゝり、義經は搦手の大將として二萬餘騎を率ゐて丹波路にかゝつたのである。

三草山の戰

平家は搦手の來ることを聞き、平資盛、有盛、師盛等を大將となし、七千騎を率ゐて、三草山（攝津、播磨、丹波の境）に向はせ、以て搦手を防禦したが、平氏は敗軍したので、義經は田代信綱、土肥實平等に命じ、七千餘騎を率ゐて一谷の西城戶に向はせ、自身は三千餘騎を率ゐて音に聞ゆる鵯越の峻路に差かゝり、不意に一谷城の背面を攻擊したから、平家は狼狽して敗走したといふのが、世間一般に稱へらるゝ所

一谷城と鵯越との地理上の考察

で、記事も簡明であり、何等の矛盾も無いやうに思はれるが、之を地理に當てはめて攻究して見れば、不合理の點が生じて來るのである。何となれば生田森、鴨越及び一谷の所在を假りに東京附近の土地に當てゝ之を說明して見れば、先づ生田森を上野公園の地と假定すれば、一谷は三里許を隔つるを以て三田若しくは高輪邊にも當るであらう。而して鴨越は練馬から目白臺を經て小石川水道町に至る道路などに該當するであらう。こは地勢の難易などを比較したのではなく、單に土地の遠近方位等を示したに過ぎぬ。義經が一谷城を攻めるに際し、鴨越に出たといふのは、二里餘を隔つる事となり、恰も三田、高輪邊を攻めんが爲に、練馬から目白臺を經て小石川水道町邊へ出たと同樣になる。勿論是から次第に軍隊を進めて、目的地に到達したのだといへば、よいやうなものゝ、それでは城後(一谷城)の鴨越などとは言ひ得ぬ筈である。誰か高輪城に對して城後の目白臺といふものがあらうか。されど吾妻鏡以下の諸書、皆鴨越と一谷城と接近せるが如く記してある。これが第一の不審である。故に或人が解していふに、平家は生田森にも一谷にも居たやうたが、其主たる根據地は(卽ち本部隊の據有したのは)却て福原であつたのであら

一谷の戰の實況

うと。若し福原に居たとすれば、義經の鵯越から突撃したのは、恰も其背部を襲撃した譯で、平家の狼狽したのは當然の事である。故に城後と云ふのは福原城に對していつたのであらうと。こは一應尤もに聞えるが、斯くの如くすれば、吾妻鏡、平家物語に見えた實際の記事に符合せぬ事となつて來るのである。

(4)平氏の根據地　然らば平氏の主たる根據地、即ち本部隊の居たのは何處かといふに、之は矢張り一谷城であつた樣に思はれる。即ち『吾妻鏡』元曆元年二月四日の條には次の如く記されてある。

平家日來相二從西海山陰兩道軍士數萬騎一、構二城郭於攝津與二播磨一之境一谷一群集、

同書七日の條には次の如くある。

源九郎先引二分殘勇士七十騎一着二于一谷後山一（號二鵯越一）爰武藏國住人熊谷次郎直實、平山武者所季重等、卯剋偸廻二于一谷之前路一、自二海道一競二襲于館際一、爲二源氏先陣一之由高聲名（ナノル）謁問、飛驒三郎左衞門尉景綱、越中次郎兵衞尉盛次、上總五郎兵衞尉忠光、惡七兵衞尉景清等、引二廿三騎一開二木戶口一相二戰之一、熊谷小次郎直家被レ疵、季重郎從夭亡、其後、蒲冠者、並足利、秩父、三浦、鎌倉之輩等競來、源平軍士互混亂、白旗赤旗交レ色、鬪戰爲レ體、響レ山

動地、凡雖彼樊噲張良、輙難敗績之勢也、加之城廓、石巖高聳、而駒蹄難通、澗谷深幽、而人跡已絶、九郎主相具三浦十郎義連已下勇士、自鵯越（此山猪鹿兎狐之外不通險阻也）被攻戰間、失商量敗走、或策馬出一谷之館、或棹船赴四國之地矣、

吾妻鏡には、この外に三草山の戰のことも見えるが、（卽ち新三位中將資盛卿、小松少將有盛已下七千餘騎、着于當國三草山之西、源氏又陣于同山之東、隔三里行程、源平在東西、爰九郎主如信綱實平、加評定、不待曉天、及夜半襲三品羽林、依平家周章分散畢）其他は專ら一谷の戰を主として記してあり、福原のことに就ては一言も記してない。

諸書に聞えたる一谷及び一谷の戰に關する記事

次に『長門本平家物語』を見るに、

さぬきの國八島をこぎいで、攝津國と播磨とのさかひなる難波がた一ノ谷といふ所にぞ籠りける、去正月よりこれはくつきやうの城なりとて、城廓を構へて、先陣は生田森、湊川、福原の都に陣を取る、後陣は室、高砂、明石の浦迄つゞき、海上には數千艘の船をうかべ、浦々島々にみち〳〵たり、一ノ谷は口狹く奧廣し、南は海、北は山岸高くして屛風を立てたるが如し、馬も人も少しも通ふべきやうなかりけり、誠にゆゝしき城也、

とある。記事が稍〻誇張に過ぎた上に、正月より城郭を構へてとあるは如何はしく思はれるが、大體に於ては宜しきやうである。又次に一代要記、百練抄、歴代皇記等に見えた所を摘錄すれば次の如くである。

『一代要記』元曆元年二月十日條云、

正月比平家悉赴西國福原南群居、以一谷爲城郭、其勢六萬騎云云、

『百練抄』元曆元年正月八日條云、

西國武士平氏、又超來福原邊云々、

『歴代皇記』云、

元曆元年正二月比、平家悉發西國軍勢、福原以南群居播磨室並一谷邊、以一谷爲其城、重々堀池等以外其勢六萬騎、云々、

是等の記事によつて見れば、平家は福原、湊川の附近にも多少居たやうだが、其主たる根據地は一谷であつた事は疑を容れぬ。『兵庫名所記』に一谷附近の記事がある。參考のため次にかゝげる。

一、一の谷　濱須磨より六丁、西

此谷の長さ四丁餘、横貳拾間、長さ十二間たに口より波打きわ迄凡一丁餘、二の谷に至る間二丁四十間計、

一、安徳天皇御遷幸陣所

壽永三年、平家一の谷籠城、此所に皇居なし奉る、內裏やしき陣屋廿三間四方、土手の跡、がんせき落は二の谷とのせり合、又一の谷、二の谷の間に、諸勢陣屋の迹あり、此所を須磨の上野と云、

一、二の谷長さ三丁餘、よこ八間、高さ九間、谷口より浪打まで四十間餘、一ノ谷、二ノ谷の間二丁四十間餘、此間に、坂落（サカオトシ）、巖石落（ガンセキオトシ）嶮岨あり、

一、三の谷、長さ二丁餘、横十九間、高九間、谷口より浪打きわまで五十間餘、二ノ谷と三ノ谷との間貳丁、

地誌類にいふところ强ち信用し難いのであるが、口碑に存する所を察しられよう。又一谷といつても單に今いふ一谷のみではなく、二の谷、三の谷は固より、須磨後方の臺地一體は平家の防禦陣地であつたと見做すべきであらう。但し此記事の中に、安徳天皇御遷幸陣所とあるは如何、天皇は先きに陳べた通り、和田の海濱、船

船中におはしたといふのが、實說である。尤も天皇御遷幸の目的で、豫め何等か構造した建造物でもあつて、それをさしたとすれば差支ない。

『玉海』には左の如き記事があつて、天皇が福原に御遷幸のやうに見える。

二月四日（壽永三年）源納言示送云、平氏奉具主上、着福原畢、九國未付、四國紀伊國等數萬、云云、來十三日一定可入洛云云、官軍等分手之間、一方僅不過一二千騎云云、天下大事、大略分明云云、○六日、或人云、平氏引退一谷、赴伊南野云云、但其勢二萬騎云云、官軍僅二三千騎云云、仍可被加勢之由申上云云、又聞、平氏引退事謬說云云、其勢不知幾千萬云云、

之は風聞を記したまでゞ、强ち信じ難い。吾妻鏡に「遷幸攝州」などあるのと同じ意味で書いたものであらう。なほ一谷の戰爭後、義經からの報告にも「一番自九郎許告申」として其註に「搦手也、先落丹波城、次落一谷」と記してあれば（範賴の大手として自濱地寄福原とあるに對して）義經の向つたのは一谷であつて、平家主力のある所を推察されよう。また此に兵數の事を記し、平家二萬騎、官軍二三千騎とある。平家物語には源氏の兵は七萬餘騎とあるに對し二三千騎は少きに失する樣だが、之が實說であらう。平家

鵯越に關する諸書の記事

の二萬騎は又多きに失したやうに思はれる。一谷の敗戰後、屋島についたのが三千騎（玉海による）とある。戰死者を一千人と見て（吾妻鏡には戰死者一千餘人とある）全體が四五千人に過ぎなかつた樣に思はれる。

安德天皇の御在所幷に平家主力の所在地は以上の如くであつたとすれば、次に鵯越に就て研究し、併せて一谷との關係に及ぶのを適當の順序と考へる。鵯越については地誌類及び口碑の傳へる所を見ると、本道と支道とがあつた樣である。卽ち『兵庫名所記』の夢野村の條に、

鵯越　兵庫より北西、夢野より南二丁、坂口なり、播磨の國三木、室山へ至る所なり、一の谷鐵枴が峰の半腹、北より南にひらき出る所なり、人たやすく超すことを得ず、道せばまつて大鳥のはねをのすことかたし、此ゆへにひよ鳥こへの名あり、云云、

とある。これは鵯越の本道である。次に『攝津名所圖會』には

鵯越　鐵枴嶺の北にあり、本道は兵庫より丹生山田鄕藍那村を經て、播州三木の往還なり、九郎判官三草山より筋違に越て一谷鐵枴峰に赴けり、此道嶮岨にして

樵夫も通ひかだし、

とあつて、これは支道の方をいつたものと見える。其他『名所記』のうちにも、
須磨寺の風景　誠に須磨寺は一谷古戰場のほとり、福原の都跡よりは一里半餘、坂陽城を去事十里餘、後は北まぢかき鵯越の山つづき、峨々として峰高し、前は南海、紀の路、淡路島、和泉の浦より難波入江のまん〳〵として滄海眼前に遮り、云云、

とある。こゝに鵯越の山つゞきとあるは一谷に至る支道へかけての山々であらう。義經が一谷城へ攻め入つたのは此支路へかゝつたものと思はれる。やゝ後の例ではあるが、建武三年(延元々年)足利尊氏が京都の戰で官軍に打破られるや、兵庫へ遁げ下つたが、その時「三草山通に、播磨のいなみ(印南)野に出て、同二月三日兵庫の島に御着云云」(梅松論)とある。これによれば、大迂回ではあるが、丹波の篠村から三草、三木へかゝり、それから明石へ出て、兵庫へ廻つて行くは、當時の巡路と思はれる。この時も義經は田代信綱、土肥實平等をして此道を進ませ、自身は三木から分れて藍那に出で、一谷の後方へ向つたものと思はれる。吾妻鏡によれば、一谷城郭と一谷館との名が見えるが、之は同一のものを指したものらしく、熊谷直實が一谷の西

城戸にかゝり、海邊から直ちに襲つたのは一谷館とあり、義經が城後の鵯越から襲ひ平氏が商量を失して敗走したのも一谷の館である。而して範頼が生田を破つて襲撃したのも一谷の城郭である。また平家方生田防禦の大將たりし平重衡が梶原景時(範頼の部下)に生虜られたのが明石浦である。是等の記事を綜合して考へて見れば、三草、生田にも戰爭はあつたが、その決勝的であつたのは一谷で、これが平家本部隊のあつた所と思はれる。

(5) 山の手の防禦陣地　三草山の戰は二月五日夜(平家物語には四日とあるが、吾妻鏡の五日說の方が正しいやうである)であるが、三草敗戰の後、平家は第二の防禦陣地として何處を選んだかといふに、實錄の書には所見がない。されども平家物語や口碑などによれば、越前前司盛俊の陣地が長坂越の最高處にあつたとある。能登守敎經の陣地は盛俊が陣地の前方にあつたとある。三草の敗後、この邊で防戰しようとしたものと見える。

(6) 義經の三草より一谷城に至つた經路　義經が三草から一谷城に向つた經路については實錄の書に所見がない。玉海及び吾妻鏡には三草から直に一谷の記事に飛んで居る。卽ち玉海には義經の事を記して「搦手也、先落₂丹波城₁、次落₂一谷₁」と

ある。又「多田行綱自山方寄、最前被落山手云云、大略籠城中之者、不殘一人」とある。吾妻鏡には「加之城廓（一谷）石巖高聳、而駒蹄難通、澗谷深幽、而人跡已絕、九郎主（義經）相具三浦十郎義連已下勇士、自鴨越（此山猪鹿兎狐之外不通險阻也）被攻戰間、失商量敗走、或策馬出一谷之館、或棹船赴四國之地矣云云」とある。此記事は簡短ではあるが、之を精讀したならば、一谷城の地點、義經の攻め口、及び平氏が敗戰後、一谷館から脫走した有樣を知るに足るであらう。殊に鴨越の註に此山猪鹿兎狐外、不通險阻也とあつて、一谷に至る山徑の險阻なるに髣髴たるものがある。

さて義經は三木までは田代信綱等と同道したが、是から別れて、信綱等は播州東條谷より明石川に添うて下つて明石に出で、それから一谷に向つたものと想像され、義經は倔强なる者七十騎（吾妻鏡に據る）を率ゐて藍那へ出で鴨越にかゝり、（鴨越とは長き坂路の名で夢野へ下りかけの所のみの名ではない）高尾邊から右へ折れて鴨越の支道にかゝつたものと見える。（夢野から妙法寺を經て多井畑に至り、それから鹽屋へ出る舊道がある。義經の經過した道路は或部分は是により、或部分は離れる、熊谷直實は途中まで義經と同行したが、多井畑から先きは全く此道路によつたものと推測される。）

(7) 敗後の平氏　範頼義經は豫てより二月七日卯刻（午前六時）を以て一谷合戰の期と定めたので、熊谷直實等は一谷の西城戸に廻つて先づ戰を挑んだ。義經は寅の刻（午前四時）から城後の山上で戰況を觀察して居たが、生田の森では程なく戰爭が始まり、生田が先づ破れて平軍が退却したので、時刻を見計らひ、奇中の奇に出で、城後の險路から突出して一谷城を攻撃したから、城中が混亂して敗走するに至つたのである。玉海には自辰刻至巳刻、猶不及一時、無程被責落了とあるは、範頼が生田を陷入れて更に一谷に向つてからの事であらう。卯刻からとしても二時に過ぎぬ。平家方は當初から乘船して居たものもあり、又敗後に狼狽して乘船した者もあり、共に四國を指して船出したのに、踏止つて奮戰せるもの、捕虜となる者など、千差萬別であつた。『吾妻鏡』二月十五日の條に曰く、

十五日甲戌、蒲冠者範頼、源九郎義經等飛脚、自攝津國參着鎌倉、獻合戰記錄、其趣去七日於一谷合戰、平家多以殞命、前内府（宗盛）已下浮海上赴四國方、本三位中將（重衡）生虜之、又通盛卿、忠度朝臣經俊（已上三人）蒲冠者討取之、經正、師盛、敦經（已上三人遠江守義定討取之）敦盛、知章、業盛、盛俊（已上四人、義經討取之）此外梟首者一千

捕虜及び討死

餘人、凡武藏、相模、下野等軍士、各所ㇾ竭二大功一也、追可二注ㇾ記言上一、

是によつて合戰終局の大體を知ることが出來よう。而して生田に向つた平家の主將平重衡、同知盛等の最期はどうかといふに、重衡は明石の浦まで落延びたが、範賴の部下梶原景時の爲に生虜られ、知盛も其子知章等と共に渚（須磨附近であらう）をさして下つたが、途中で武藏の兒玉黨のものに追はれ、知章は討たれたが（兵庫名所記に知章の墓は明泉寺にありと見えるが、土地が合はぬやうである、尤も戰死後、この寺へ移し葬むつたとすれば差支はない）父の知盛は馬を走らせて乘船した。無官大夫敦盛も、知盛に續いて進んだが須磨附近で討たれた。敦盛の兄經正も大藏谷まで落ちたが、安田義定の部下に討たれた。又山の手に向つた大將平通盛、敎經、及び越中前司盛俊等はどうしたかといふに、通盛は湊川の耳を下つたが、義經の部下ならで範賴の手のものに討たれた。能登守敎經は須磨へさして下り、淡路の岩屋へ落ちたとある。又越中前司盛俊は一人踏み止まつて戰ひ、義經の部下に討たれた。（墓は名倉池の傍にある）また一谷防禦の大將たりし平忠度は刈藻川、須磨、板宿を打過ぎて渚に附いて落ちたが範賴の部下に討たれた。（墓は駒ケ林一丁西にある）其他業盛は渚のはたの井に落ちて討たるとあれば、是も須磨附近の事であらう。師盛

も戰場を遁れ小舟に乘つたが、船が溺れて安田義定に討たれた。若狹守經俊は兵庫の浦まで落延びたが、是も範頼の部下に討たれたとある。以上は主として平家物語に依り吾妻鏡、兵庫名所記等を參照して記述したのであるが、多少の誤謬は免れまい。併し傳說のある所は徵するに足りよう。このうち一二を除く外は、敗後の平氏は概ね須磨方面を志して下つて、乘船したやうである。これも平家の本部隊が一谷城にあつた傍證となるであらう。而して一谷の戰に於て梟首せられた者が一千餘人、(吾妻鏡に據る、平家物語には千二百人とある)屋島へ着いた後の平氏の屬兵が大略三千騎(玉海による)に過ぎずとすれば、一谷の戰に參加した平家の兵數は五六千乃至は一萬を超えなかつた事と察しられる。かくの如く平家は素より大兵で無かつた上に、後白河法皇の御計略も加つたので、源氏の猛將等の突擊に遇ひ大損害を蒙つて敗退したのであらう。

(附記) 一谷の戰の中義經の經路については多少異說もない事は無いが、吾等は本稿を草し終つて後、陸軍步兵少佐小西康熙氏の「一ノ谷戰史の研究」(偕行社記事昭和二年一月號揭載)を讀んで殆ど吾等と同一意見である事を知り、これを喜んだのである。

同氏の說には「義經は兵を率ゐること周到、處々に斥候を出し、且つ間諜を放ちたるにより「夢野には敎經の堅固に守備するあり、明泉寺には盛俊の陣取るありて嚴なり」との報に接し、これと戰ふの不利を察し、夢野の北一里蛙岩の處に多くの旗を植て、松明を點じ、擬兵を設けて敵に知らしめ、竊に西方山中を一ノ谷に向ひました。時正に午前五時、西進するに從ひ夜は漸次明けて開戰の時刻は迫まつて來ました。止むなく白川の谷を下り、山頂道なき處を辛うじて過ぎ、妙法寺の西方に出で、多井畑に至り、七十騎を選拔し、その他の兵は多井畑の東、山道に向はしめました。義經は此精兵七十騎を具し、小徑を辿り鐵拐ヶ峰に登つて戰場を見渡しました」とあり、是より遂に同所を降つて敵兵の意表に出で、これを敗走せしめた次第を詳記してある。吾等はその後數回書狀を以て同少佐の意見を徵したるに、義經の通過した經路は今日の軍隊にても通過し得べく、鐵拐ヶ峰は同少佐自身も或時、手提鞄一箇を片手に携帶しつゝ降つたことありといふ。但し山巓を西南に進み行けば小徑があつて、蟻ノ戶、馬の脊といふ、そこの稜線を通過するを至當とするとの事である。記して以て參照と

なす。

（四） 第三期の交戰

一谷の戰後、約半年の間は休戰狀態であつた。源氏に取つては之は戰爭の準備期であつたといふべきであらう。水戰に長じた平家に取つては四國退却は有利と見えたが、陸戰に長じた源氏は、四方海を周らした四國攻めは、どうしても船を用ひねばならぬ事とて難事業であつたに相違ない。この間を利して平氏は中國筋やら西海地方から物資兵力等の徵發補充を計り、一時有利に見えたが、こゝに源義經の非凡なる戰略が功を奏して、平氏は屋島及び壇浦に於て敗戰となり、遂にその覆滅を見るに至つたのである。

一、源範賴の中國路及び九州征伐

範賴西征の途につく

一谷の戰後、範賴は一旦鎌倉へ還つた。それから約一年間は戰爭もないのであるが、その際義經は京都の警衛として彼地に留つて居た。而して彼は諸方から信賴され、殊に後白河法皇からの御信任が一層厚かつたのが、却て身の仇となり、將來を誤るに至つたことである。その年（壽永三年元曆元年）の六月二十日、範賴は戰功を以て參

義經は事によつて追討使を猶豫せらる

頼朝諸方に心をくばる

河守に任せられ、八月八日平家追討使として鎌倉を出立した。七月三日には頼朝は更に義經をも平家追討のため西海に出發せしめようと思ひ、旨を法皇に上奏したのであつたが、こゝに一つの事件が起つたといふは、八月六日を以て義經が法皇の御思召により、左衞門少尉に任じ、檢非違使の宣旨を蒙つたといふ事である。之を聞いた頼朝は非常に不快を感じ、一旦義經の追討使たるを猶豫したのである。その理由は如何といふに、範頼や平賀義信等の任官（義信は武藏守となる）は頼朝の心中から出て推擧したのであるが、義經は先きに自ら官途を所望したが、何等か仔細があつて見合せとなつて居たところ、此に突然の任官を見たので、之は定めし義經の所望に出たのであらうとの頼朝の嫌疑があつたからである。（此事の詳細はなほ別項にのべる）さて範頼は北條義時、足利義兼、武田有義、千葉常胤等一千餘騎を從へて鎌倉を出發し、九月一日には京都に着き、程なく同所を出發して中國路に向つた。されど義經は追討使を猶豫されたので京都に滯在した。この際、頼朝は常に鎌倉に居て出動はしなかつたが、さればとて、彼はその間茫然として閑居したのではない。種々の方面に心をくばり、策戰のこと、兵站のこと、義勇兵募集のこと、敵軍懷柔のことなど、色々觀

池前大納言賴盛鎌倉に來る

るべきものがあつたのである。かくて四國やら九州やらの處置に附いても種々命令を下して居る。例へば三月一日(壽永三年元暦元年)付の書で土佐の大名國信(姓闕く)等に、源家に志ある輩を糾合し、同心合力して平家を追討すべき事を命じ、また九月十九日には橘次公業を讃岐國に遣はすに就いて、彼國の御家人輩が同人の下知に從ひ西海の合戰に赴くべきを命じた。また八月十八日には武藏國の住人甘糟廣忠が義勇兵として西海に赴き、平家を追討したき旨を申請したので、賴朝は大にその志を感じ、彼が知行内の諸課税を免除し、なほ西征に從ふ事を許した。かゝる例は尙この外にもあつたことであらう。又一旦平家に屬した者でも、歸順したならば西征に從ふ事を許したのである。また池前大納言賴盛は其一門と共に西走せずに京都に留つて居たが、賴朝からは舊恩報謝のため頻りに之を關東へ招請したのである。かくて彼が鎌倉へ赴くや、之を優遇し、三十四箇所の舊領は元の如くに、之を還附し、なほその家臣宗清をも頻りに招かうとしたのである。是等も舊恩報謝と共に、平家黨の懷柔策に出た事を推定される。

(吾妻鏡) 四月六日(元暦元年) 池前大納言并室家之領等者、載平氏沒官領注文、自公家被

下云々、爲酬故池禪尼恩德、申宥彼亞相勅勘給之上、以件家領三十四箇所、如元可爲彼家管領之旨、昨日有其沙汰、令辭之給、云云所領の目錄は略す）

按ずるに池前大納言の所領は平家沒官領たるを以て朝廷より賴朝に賜はつたのであるが、賴朝は前大納言（賴盛）に對し舊恩報謝のため之を辭退して元の如く賴盛に管領せしむべく手續されたのと見える。

六月一日（元曆元年）武衞（賴朝）招請池前亞相給、是近日可有歸洛之間、爲餞別也、右典廐幷前少將時家等在御前、先三獻、其後數巡、又相互被談世上雜事等、（中略）次有御引出物、先金作劒一腰、時家朝臣傳之、次砂金一裹、安藝介役之、其後召客之扈從者、又欲賜引出物、武衞先召彌平左衞門尉宗淸、（左衞門尉季宗男）平家一族也、是亞相下着最初、被尋申之處、依病起遲留之由、被答申之間、定今者令下向歟之由、令思案給之故歟、而未參着之旨、亞相被申之、太違亭主御本意云々、此宗淸者、池禪尼侍也、平治有事之刻、奉懸志於武衞、仍爲報謝其事、相具可下向給之由、被仰送之間、亞相城外之日、示此趣於宗淸處、宗淸云、令向戰場給者、進可候先陣焉、倩案關東之招引、爲被酬當初奉公歟、平家零落之今參向之條、尤稱恥存之由、直參屋島前內府云々、

平氏の郎黨近畿に亂をなす

また平家西走後に於ては、其餘黨が畿內附近、伊賀、伊勢あたりに殘つて居て、折々亂をなし、伊賀の守護大內惟義は彼等が爲に惱まされたのである。

〔吾妻鏡〕　七月五日、大內冠者惟義飛脚參着、申云、去七日於伊賀國爲平家一族等被襲之間、所恃之家人、多以被誅戮云云、因玆、諸人馳參、鎌倉中騷動、○八月二日、大內冠者飛脚重參着、申云、去十九日酉尅、與平家餘黨等合戰、逆徒敗北、討亡者九十餘人、其內張本四人、富田進士家助、前兵衛尉家能、家清入道、平田太郎家繼入道等也、前出羽守信兼子息等、幷忠淸法師等者、逃亡于山中畢、又佐々木源三秀能(義)相具五郎義淸、合戰之處、秀能爲平家被打取畢、惟義已雪會稽恥、可預抽賞歟云云、○三日、大內冠者使、賜委細御書、其趣、攻擊逆黨事、尤神妙、但可被抽賞之由被進申、頗有物儀歟、其故者、補一國守護之者、爲鎭狼唳也、而先日、爲賊徒被殺害家人等訖、是無用意之所致也、豈非越度哉、然者、賞罰者宜任予之意者、又被發御使於京都、今度伊賀國兵革事、偏在出羽守信兼子息等結構歟、而彼輩遁(圍)國之中、不知行方云々、定隱遁京中歟、早尋搜之、不廻踵可令誅戮之趣、被仰遣源九郎主許云云、安達新三郞爲飛脚首途云云、

按ずるに伊賀の亂は平家繼（平貞能の兄）徒黨を集めて企てた所である。右のうちに忠清法師とあるは彼の富士川の戰に參謀として平維盛の軍中に在つた藤原忠清の事である。彼は其後平家の西走に加はらずして近畿に居り、時機を見て事を擧げんとしたものと見える。のち遁れて志摩麻生浦に匿れたが、捕へられて殺された。また此際に於ける賴朝の注意の周到であることを察すべきである。

範賴軍旅になやむ

範賴は追々に進み安藝國に到つたとき、こゝで勳功の將士に恩賞を行うたのである。之も賴朝の注意に出たものと見える。それから周防、長門まで進軍したのであるが、當時平氏は二所に別れ、一方は宗盛等が安德天皇を奉じて屋島に居り、他の一方には知盛が馬關海峽の附近の彥島（一に引島）に據り九州への航路を扼して居たのである。かくて屋島に居た平氏等は備前の兒島邊へも出ばつて、山陽道を扼し、以て範賴軍の後路を斷切つたので、範賴は進退兩難にせまり、且つ糧食や船舶も缺乏して、餘程の窮狀に陷つた樣子であつた。そこで彼は書狀（第一回のもの）を以て夫等の事情を鎌倉へ訴へると、賴朝は懇篤周密なる返書を認めて之に答へた。（この書狀は次にか

平氏は二所に據る

頼朝書を遣はして範頼を懇諭す

かげ
るその大意をいへば、「書面によれば兵粮や馬、船などをよこして呉れとの事であるが、平家は始終形勢（本書には京城又は傾城とあるが、之は形勢の當字と思はれる）を窺つて居る事であるから、途中で奪はれる樣の事があつては末代までの恥辱であるから、今直ちには送らぬが、その中に遣すべきにより、充分辛抱して待つて居るやう、また部下の將士や行く先きざきで味方に附かうとする人々の人氣をそこなはぬやうに注意し、殊に屋島におはす安德天皇並に三種の神器は無事に迎へ取り奉るべきやう、呉々も注意し、義仲が滅亡したのも、畢竟するに畏れ多くも、法住寺殿の襲撃を企て、また山の宮（天台座主）明雲の事であらう、宮といふは誤であらう）鳥羽の四宮（圓惠法親王であらう）等を討ち奉つたので、冥加が盡きた爲であり、平家も皇室に對して無禮が重なつたので、今まさに滅亡せんとして居るのである。されば、よく〳〵この道理をわきまへて、萬全の策を盡されるやうとの事であつた。

〔吾妻鏡〕正月六日元暦二年庚寅、爲〻追〻討平家〻在〻西海〻之東士等、無〻船粮絶、而失〻合戰術〻之由、有〻其聞〻之間、日來有〻沙汰〻用〻意船〻可〻送〻兵粮米〻之旨、所〻被〻仰〻付東國〻也、以〻其趣〻欲〻被〻仰〻遣西海〻之處、參河守範頼去年九月二日出〻京赴〻西海〻去年十一月十四日飛脚、今日參着、兵粮

安徳天皇並に二位殿

闕乏之間、軍士等不㆓一揆㆒、各戀㆓本國㆒、過半者欲㆓逃歸㆒云々、其外鎭西條々被㆑申㆑之、又被㆑所㆓望乘馬㆒云云、就㆓此申狀㆒、聊雖㆑散㆓御不審㆒、猶被㆑下㆓遣雜色定遠、信方、宗光等㆒、但定遠、信方者在㆑京、自㆑京都㆒可㆓相具㆒之旨、被㆑仰㆓含于宗光㆒、宗光帶㆓委細御書㆒、是於㆓鎭西㆒可㆑有㆓沙汰㆒條々也、其狀云、

十一月十四日御文、正月六日到來、今日從㆑是脚力を立とし候つるほとに、此脚力到來、仰遣たるむね委承候畢、筑紫の事、なとか從はざらんとこそ、思事にて候へ、物騷しからずして、能々閑(國)に沙汰し給へし、かまへて〱國の者ともににくまれずしておはすべし、馬事、實(誠)にさるべき事にてはあれども、平家は常に(傾)京城伺ふ事にてあれば、若をのつから道にて被㆑押取㆑などしたらん事は、聞耳も見苦しき事にてあらんずれば、つかはさぬなり、又内藤六か周防のせいを以、志をさまたげ候なる、以外事也、當時は、國の者の心を破らぬ樣なる事こそ、吉事にてあらんずれ、又八島に御座す大やけ、幷に二位殿、女房たちなど、少もあやまちあしざまなる事なくて、向へ取申させ給べし、かくとだにも披露せられば、二位殿などは、大やけをぐしまいらせて、向ざまにおはする事もあ

佐々木盛綱

らむ、大方は帝王の御事、今に始ぬ事なれども、木曾は山の宮、鳥羽の四宮を討奉せて、冥加つきて失にき、平家又三條高倉宮討奉て、加樣にうせんとする事なり、されば能々したゝめて、敵をもらさずして、閑に可被沙汰なり、内府は極て憶病におはする人なれば、自害などはよもせられじ、生取に取て、京へぐして上べし、さて世の末にも云傳てあらば、いま少吉事也、返々此大やけの御事おぼつかなき事なり、いかにも〳〵して、事なきやうにさたせさせ給べし、大勢共にも、此由をよく〳〵仰含られ候べし、宍賢々々、さては侍共に構々心々ならずして有べきよし、能々被仰べし、構々て、筑紫の者どもににくまれぬやうに、ふるまはせ給べし、坂東の勢をば大將として、筑紫の者共をもて、八島をば責させて、無念やうに閑に沙汰候べし、敵はよはくなりたりと、人の申さんに付て、敵あなづらせ給ふ事、返々有べからず、構々敵をもらさぬ支度をして能々したゝめて、事を切せ給べし、猶々返々、大やけの御事、事なきやうに沙汰せさせ給へきなり、二月十日の比には、一定船をは上ずるなり、さては佐々木三郎、筑紫へは下さがりたるによて、下して備前の兒島をば責落たる也、構て

〳〵いかにも物騷しからずして、閑に軍しおほすべし、侍共の事、是により彼によりなどして、さゝやき事などして、人に見うとまれ給べからず、又路々の間、なくなりたるなど、京より方々にうたへ申せども、さほどの大勢の軍粮料にて上らざりしかば、爭かは、さなくて有べきと思也、坂東にも其後別事もなし、少も騷事候はず、委は此雜色に仰含候ぬ、恐々、

千葉介ことに軍にも高名してけり、大事にせられ候へし。

正月六日

蒲殿

國の者など、おのづから落まうでくる事あらば、もてなして、よに〳〵糸惜くせさ給ふべし、豐後の船だにもあらば、安事なり、四國をば、船少々あらば、自是もせめよと云也、東國の船は、二月十日の比に、國を立て上するなり、猶々も筑紫の事、よくよくしたゝめて、物さはがしからず、事なき樣に沙汰せられ候べし、又侍共の、さ樣に心々にてあんなる、返々以外也、實に其條さぞあるらむ、又方々より、われが事をば訴あひたれでも、人のとかくいはんに、全よるべから

ず、實に能だにもふるまはれば、それぞ吉事なり、又人云ずとも、所せんなくおはせんずるぞ、以外の事にてあるべき、又小山の者共、いづれをも殊に糸惜しくし給べし、宍賢々々、從是行たる事は、われを思はゞ、當時所知所領をしらず候とも、さ樣の論をすべき樣なし、件のさまたげ、止させ給ふべく候、當時は構々て、國の者をすかして、吉樣にはからはせ給へ、筑紫の者にて四國をば責させ給べく候、此使は、雜色宗光、定遠、信方三人遣也、信方、定遠は、京にあるを下也、宗光ぞ國より上する、委事は、宗光がもちたる文に申たるなり、萬能々計沙汰すべし、宍賢々々、

正月六日

參河守殿御返事

重仰、

御下文一枚進じ候、國の者共に見せさせ給べし、わうはく法師の事、用させ給べからず候、宍賢々々、甲斐の殿原の中には、いざわ殿、かゞみ殿、ことに糸惜しくし申させ給べく候、かゞみ太郎殿は、次郎殿の兄にて御座候へども、平家に

付、又木曾に付て、心ふせんにつかいたりし人にて候へば、所知など奉べきには及ばぬ人にて候也、たゝ次郎殿をいとをしくして、其をはぐゝみ候べきなり、

又御下文一通、被遣于九國御家人中、其狀云、

下　鎭西九國住人等、

可早爲鎌倉殿御家人、且安堵本所、且隨參河守下知、同心合力、追討朝敵平家事

右仰彼國々之輩、可追討朝敵之由、院宣先畢、仍鎌倉殿御代官兩人上洛之處、參河守向九國、以九郎判官所被遣四國也、爰平家、縱雖在四國、雖着九國、各且守院宣旨、且隨參河守下知、令同心合力、可追討件賊徒也、者九國官兵、宜承知、不日全勳功之賞矣、以下、

元暦二年正月日

前右兵衞佐源朝臣

範頼の第二の書狀

その後、範頼は第二の書狀を以て豐後國の臼杵二郎惟隆、同弟緒方惟榮(ヨシ)等が豫て

範賴九州へ渡る

より源氏に心を寄せて居るから、是等の者より兵船を徵發して豐後へ渡り、博多を攻めようとする旨を報告したが、中々實行に至らないのを見て、賴朝は激勵の書を送り、平氏は故鄉を離れて旅泊に在りながら、なほ勇氣を張つて居るではないか、況んや追討使たる者は、勇敢の思を抽んじなくてはならぬ、又强ひて九州と戰ふには及ばぬ、先づ四國へ渉つて平家を攻めてもよろしい。 また周防國は一方太宰府に近く、一方京都にも通じ、重要の地であるから、九州へ渡つた後にも、然るべき者を留めて置くがよいと言ひやつた。 とかくして居るうちに、周防國の住人宇佐那木遠隆（一本に宇佐郡本上七遠隆になる 併し周防國に宇佐郡なし不審）が兵粮米を獻じ、緒方兄弟からも八十二艘の兵船を獻じたので、範賴は正月二十六日（壽永四年 文治元年）遂に豐後へ渡つたのであつた。この時の狀況は吾妻鏡に見え、その如何に缺乏と困難とに遭遇したかが推察される。

（吾妻鏡） 正月廿六日（壽永四年 文治元年）惟隆、惟榮等、含二參州之命一、獻二八十二艘兵船一、亦周防國住人宇佐那木上七遠隆獻二兵粮米一、依レ之參州解レ纜、渡二豐後國一云云（中略）此中、常胤千葉者、不レ爲レ事二衰老一、凌二風波一進渡焉、景廉加藤者、忘二病身一相從矣、行平者、粮盡而雖レ失レ度、投二甲冑一買二取小船一、最前棹、人恠云、不レ着二甲冑一、令レ參二大將軍御船一、全レ身可レ向二戰場一歟云々、行平

云、於身命者、本自不爲惜之、然者雖不着甲冑、乘于自身進退之船、先登欲任意云々、

原田種直源軍を迎へ戰ふ

かくて二月一日豐後に着いた所が、太宰少貳原田種直等が隨兵を率ゐて葦屋浦に迎へ戰つたが下河邊行平、澁谷重國等が奮戰して之を破り、剩へ行平は美氣三郎敦種を誅した。(豐後の葦屋浦とは所在不明であるが、或は豐前宇佐郡の或地點であらうといふ說がある)

範頼の第三の書狀

範頼は九州へ到着後も、なほ第三の書狀を頼朝に贈つたが、その略にいふ、豐後は平家在所の近くであるゆゑ、特に此地に渡海したのであるが、民庶が皆逃亡して兵糧を得る道もなく、和田太郎兄弟(義盛宗實)、大多和二郎(義成)、工藤一﨟(祐經)以下數輩の侍も歸國しようと主張したが、とも角も抑留してある。又熊野別當湛增が判官(義經)の引汲によつて、追討使を承り、去る頃讃岐へ渡り、又九國に入るといふ風聞があるが、判官は四國の追討を承り、自分(範義)は九州の追討を承つて居るのに、左樣な者が抽でられるやうでは、我々が面目を失するばかりでなく、他に勇士のないやうで、甚だ耻づべきことである云云と。

頼朝範頼を勵ます

之に對し頼朝は又報せられていふやう、湛增渡海の事は虛報である。關東より遣はした將士等には、皆憐愍を加へよ、千葉常胤の如き、老骨を顧みず旅泊に堪忍して居るのは、殊に神妙である。

常胤の大功の如きは、一生涯中にも報謝し盡せぬ程である云云とある。（九月三日十一日の條）尋で又南鬼窪行親を使節として鎮西に下し、特に範賴に命じ、追討の際遠慮を、廻らし、賢所幷に寶物を無事に迎取るべきやう注意をされた。思ふに範賴は當時平知盛が門司關を固め彥島を本營として居るのを知らなかつたのであらうか。決してさういふ事はあるまい。然らばなぜ一擧にして之を衝くの計を立てなかつたのであらうか。或は山峨黨や松浦黨が知盛の應援をして居るのと、關門海峽の潮流が急速にして渡海に不便であるので、一先づ豐後へ渡り、背面から之を衝かうとしたのであらうか。何れにせよ、その策略が平凡で、且つ緩急宜しき失したため、部下の將士の倦怠を來し、また不平を來さしめ、遂に花々しき戰爭をも見ずして終るのは、遺憾に感ぜられる點である。

二、源義經の出征（一）

屋島の戰

前記の通り範賴は半年ばかりも前から、出征して居ながら、一向に効果が上らなかつたゆゑか、賴朝は一旦西征を猶豫されて居た義經をおこして、再び戰鬪に從は

義經西征の途につく

しめた。その時日は不明であるが、多分壽永四年(元暦二年)二月の頃かと思はれる。かくて義經は急遽西征の途についたのである。

屋島の地勢

この時、平家は二所に別れて居たが、その一つは讃岐の屋島に據つたのである。(他の一は彥島)こゝには平宗盛等が安德天皇を奉じて內裏を構へて居たのである。一體、屋島は今の古高松(新高松に對して此名がある)の町に連續した半島であるが、源平相戰うた當時にあつては、一つの半島であつたらしい。而して其形狀は遠方から眺めると恰も屋根の形に似て居たので屋島といつたのだといふ。かくの如き形をした島嶼は屋島のみではなくて、讃岐附近の島嶼は之が特徵ださうである。屋島は周圍は大きくないが、地勢が高峻で、四國と小豆島群島との間なる海峽の咽喉に當り、こゝを通航の船舶は皆な一望の中にあるといふ具合である。されば昔、天智天皇が新羅と事を構ふるに當り、對馬の金田、讃岐の屋島、及び大和の高安に城を築いたといふも、道理あることである。(天智紀、元年の條)また讃岐の儒士、奥村景武が『屋島記』には左の如く記してある。

屋島者當高城(高松城を指す)之東北、在碧海之中、蓋山嶽之神秀、而南國之壯觀也、玲瓏之美、

瑰奇之勝、非毛穎所能載也、其狀也、遠望之則彷彿如比屋、故名焉、聳峯於白雲、倒景於滄海、長坂脩途、躋苺苔之滑石、攀壁立之翠屏、到絕頂、有精舍、而瑤臺瓊殿、玲瓏於上方、宛如入仙都、（中略）東仰則五劍峯峽屼、其狀宛如莫邪新發於礪也、南則平野千里、地勢坱圠、西則高城崢嶸、雌雄之島、出於其傍也、北則滄海萬里、洪濤瀾汗、云云、

屋島の形勢は大體之によつて窺はれるであらう。さうして安德天皇のおはした皇居の遺趾は、五劍山に向つて島の中腹にあつたのである。之は船との連絡を保つ爲と思はれる。（天智天皇の時の屋島城は屋島の絕頂にあつたのである）五劍山と屋島との間の入江を壇浦といふが、之は後世の俗說で、源平の相戰つた壇浦ではないのである。近時この濱に鹽田が設けられ、濱が非常に淺くなつたが、昔は相應に深かつたものと思はれる。又古高松と屋島との間に、一段の凹地があり、且つ海流があつて、此時の島と陸地との區劃を示して居る。この河を相引河といふ。源平兩軍が相戰ひ、互に軍を退けたから此名があるとの事である。

さて義經は同年（壽永四年）二月十六日平家追討のため攝津の渡部津（難波江の渡口の地をいふ）に至つたのであるが、同日酉刻（午後六時）俄に出船しようとした。この時大藏卿高階泰經

義經風波を凌いで出船す

が院の御使として來て居たが、（軍士の行粧を見るためといふ名義であるが、法皇は實は義經が征途については、京中の警衛が手薄となるので成るべく抑留の御意と推せられる）義經を見て諫めていふやう「泰經は兵法は知らないが、大將たる者は一陣（先陣の意）を競ふに及ぶまい、先づ次將を遣はしてはどうか」と。　すると義經が答へて申すやう「殊に存念がありますので、一陣で生命を棄てようと思ひます」と。察するところ、義經が先陣を好む事は鵯越の場合でも推察されるが、殊に存念がある云云といつた所を以てすれば、彼の追討使猶豫の事などを憤慨して居たので、この際、身命を賭して戰はうとされた事と思はれる。　されども暴風が甚だしかつたため、一時延期したが、十八日の丑刻（午前二時）には最早猶豫ならずとて、舟船は多く破損し、且つ士卒の船は一艘として解纜せぬのに、義經は風波の難をも顧みないで、先づ五船を以て解纜し、平生三日路の所を僅か四時間で同日卯刻（午前六時）阿波國勝浦（一に椿浦）に着した。　從ふ所の兵士は百五十餘騎に過ぎなかつた。　夫から上陸し、先づ當國の住人近藤親家を嚮導となして屋島に發向し、その途中、桂浦に於て櫻庭介良遠を破つた。　勝浦から屋島に至る道程は大凡十五六里、これを義經は例の騎馬で終夜疾走し、阿波と讃岐との境界なる中山を越えて、翌十九日の辰刻（午前八時）には屋

島内裏の向浦に着し、牟禮、高松の民屋に放火した。思ふに平家は海戰に長じて居たし、殊に源氏の軍兵は小豆島海峽を通つて屋島内裏を正面から攻擊するものと信じきり、屋島の沿海に船を列ねて防禦を講じて居たであらうのに、この背面よりの攻擊は全く意外に出で、爲に大狼狽を來した事と推察される。また牟禮高松の民家に放火したのは、一には平家側から源氏の寡兵であることを見すかれぬ爲の策略であらう。兎に角、この策略が全く途に當り、平家等は狼狽し、宗盛は俄かに安德天皇を奉じて内裏を出で、一族と共に海上に浮んだ。義經は田代信綱、金子家忠、伊勢能盛と汀に馳せ向うた。平家も亦た、源軍の意外に少なかつたのを見て、之も船を留めて戰うた。佐藤繼信、忠信等は内裏幷に内府宗盛等の休幕以下を燒き拂つた。此戰に於て佐藤繼信は平軍の爲めに射られて戰死したが、義經は厚く之を葬つた。かくて平氏等は西に航したが、なほ廿一日に同國志度の道場に籠る者がある事を聞き、義經は八十騎を以て之を襲うたが、平家の家人田内左衞門尉が義經に降つた。また伊豫の河野通信が兵船三十艘を率ゐて義經に加はつた。廿二日には梶原景時以下の東士等が百四十艘を以て屋島の磯に着いたが、戰爭は既に數

日前に濟んだのであつた。

〔吾妻鏡〕　二月十六日（元曆二年）庚午、關東軍兵、爲追討平氏赴讚岐國、廷尉義經爲先陣、今日酉刻解纜、大藏卿泰經朝臣稱可見彼行粧、自昨日到廷尉旅舘、而卿諫云、泰經雖不知兵法、推量之所覃、爲大將軍者、未必競一陣歟、先可被遣次將哉者、廷尉云、殊有存念、於一陣欲弃命云々、則以進發、尤可謂精兵歟、平家者結陣於兩所、前內府以讚岐國屋島爲城郭、新中納言知盛相具九國官兵、固門司關、以彥島定營、相待追討使云々、○十八日、壬申、廷尉昨日自渡部欲渡船之處、暴風俄起、舟船多破損、士卒船等一艘而不解纜、爰廷尉云、朝敵追討使暫時逗留、可有其恐、不可顧風波之難云々、仍丑刻先出舟五艘、卯刻着阿波國勝浦、（常行程三箇日也）則率百五十餘騎上陸、召當國住人近藤七親家爲仕承、發向屋島、於路次桂浦攻櫻庭介良遠、（散位成良弟）良遠辭城逐電、○十九日、癸酉、（中略）又廷尉（義經）昨日終夜越阿波國與讚岐之境中山、今日辰刻、到于屋島內裏之向浦、燒拂牟禮、高松民屋、依之先帝令出內裏御、前內府又相率一族等、浮海上、廷尉（着赤地錦直垂、紅下濃鎧、駕黑馬、）相具田代冠者信綱、金子十郎家忠、同余一近則、伊勢三郎能盛等、馳向汀、平家又棹船、互發矢石、此間佐藤三郎兵衛尉繼信、同四郎兵衛忠

信、後藤兵衛尉實基、同養子新兵衛尉基清等、燒二失內裏幷內府休幕以下舍宅一、黑煙聳レ天、白日蔽レ光、于時越中二郎兵衛尉盛繼、上總五郎兵衛尉忠光（平氏家人）等、下レ自レ船而陣二宮門前一、合戰之間、廷尉家人繼信被二射取一畢、廷尉大悲歎、屈二一口衲衣一葬二千株松本一、以二祕藏名馬一（號二大夫黑一、元院御廐御馬也、行幸供奉時自二仙洞一給レ之、每レ向二戰場一駕レ之、）賜二件僧一、是撫二戰士一之計也、莫レ不二美談一云云、

三、源義經の出征（二）

壇浦の戰

船所五郎義經に着く

屋島の戰の後、約一ヶ月は戰爭が無かつたが、これは源軍に取つては準備や進軍などに費やされたのである。屋島から壇浦までは海上でも八九十里はあることであらう。それを舟楫糧食の用意からして、進めるのであるから、容易ではなからう。かくて三月廿一日に、義經は愈々平軍攻擊のために壇浦へ發向しようとすると、雨のために延引した。この時、周防國の在廳船所五郎政利が、當國の舟船奉行として數十艘の船を義經に獻じたのである。船所五郎は長府の側にある櫛崎船（一に串崎になる）の支配者であつたのである。されば此邊の地理や水路には精通したもの

である。これが味方についたので、義經は非常に喜び、書を政利に與へて直に鎌倉殿の御家人に取立てた。稍〻後の事ではあるが、延元元年、足利尊氏が九州に下る時にも、矢張り此處で櫛崎船に乘つたといふ事である。廿二日に義經は數十艘の兵船を率ゐて壇浦へ向ふと、三浦義澄が之を聞いて出迎のため周防國大島津（今の大島郡柳井津の邊か、義澄は範賴の命により周防に留つて居たのである。）まで來たので、義經は三浦に向ひ「汝は門司關を見た者であるから、此邊の案内をせよ」と命じた。かくて愈〻二十四日は赤間關壇浦の海上で、源平の大合戰が行はれるのである。

この時、平軍は屋島敗戰の後、宗盛等が知盛の軍と合體して、彥島に據つたことと見えるが、源氏が進軍するを聞き、之も決心したものと見えて、同じく軍を進めた。一には平家は水戰に長じたといふ自信があつたのと、九州には既に範賴の軍が居て、後方を斷ち切られた譯であるから、乾坤一擲の擧に出るより、外に道はなかつたことと思はれる。かくて源軍が進んで奥津の邊（長府沖の滿珠島を奥津（オイツ）といひ、干珠島を平津（ヘイツ）といふとの說がある）に至れば、平軍も彥島を發して田浦に至り、兩軍の間隔は三十餘町から段々接近して三町餘となつた。これが二十二日から二十三日の晚にかけての狀況である。時

兩軍の船數

に兩軍の船數はどうかといふに、源軍が八百四十艘、平家が五百餘艘（吾妻鏡）であつたとある。これは稍〻仰山に過ぎた數かと思はれる。試みに源氏の船數について調べて見るに、初め義經が渡部津から四國へ渡つた時には五艘のみであつた。その後梶原が率ゐて參加した船が百四十餘艘とある。四國の河野通信が率ゐて參加した船が三十艘平家物語には一千餘騎とある）とある。それから船所五郎政利が獻じた船が數十艘、これを假りに五十艘としても合計二百二十五艘に過ぎぬ。以上は吾妻鏡に明記してある分である。その他にも兵船三十二艘は平氏を討つために伊豆國鯉名（コヒナ）與及び妻郎津（メラツ）にあつたとあるが、これは戰爭には間に合はなかつたらしい。其他は平家物語に、熊野湛增が率ゐて參加したのが二百艘、（實錄の書で見ると湛增の事は風聞ばかりで、參加の事は覺束ない）阿波の民部が率ゐて參加したのが三百艘（阿波の民部は壇浦の戰後、捕虜中に其名が見える所から推察すれば、彼は最後まで平家黨であつたと思はれる）などと見えるが、是等は參加したか覺束ないものである。平軍の五百餘艘も平家物語や吾妻鏡に見えるが如何。何れも大體をいつたに過ぎまいと思ふ。

次にこの關門海峽の潮流の事であるが、これが又一種特別なるもので、日々或時

關門海峽の潮流

刻に於ては非常に急流となるのである。軍艦でも油斷すると押流されるといふ程であれば、當時の兵船（赤間の宮所藏の『壇浦源平合戰の繪』に見えた樣なもので、小さな船で、構造も普通の船とかはらぬ）では無理な難所であつたのである。黑板勝美博士が、嘗てこの潮流につき海軍水路部の調査によつて記した者がある。大いに參照となすべき者があるから、次に揭げる。

元來潮流の變化するのは、月がその地の眞南に來る時刻言ひ換ふれば、月がその地の子午線を經過する時刻によつて左右せらるゝもので、月の經過した時から、凡そ三時間ばかり後に高潮となり、低潮となるのが、一般的の現象である。されど瀨戶內海に於ける潮時と潮流とはこの一般的現象を呈する外洋とは、全然趣を異にするばかりでなく、場所によつて異同がある。殊に關門海峽のあたりは頗る趣味多き變化を呈し、いはゞその附近の人々が知つて居るのみである。

中にも注意すべきは、高潮の時刻と潮流の方向が變化が、全く一致せぬことで、潮流は高潮又は低潮の時刻を過ぐること約三時二十分の後に始まり、三時間ばかり繼續する。そしてまた、この早鞆瀨戶に於ては、由良、鳴戶、早吸の各瀨戶とは反對に、漲潮が却つて內海から外洋卽ち日本海に向つて流れ、落潮が外洋から內海

に向つて流れて來る。
次ぎに潮流の速度は、高潮の場合には零であるのが通例であるが、この海峽では、高潮の時刻と潮流方向の變化が一致せぬため、その速度の零であるのは、高潮の時刻でなく、それより約三時二十分を經過したる潮流の方向變化の時である。そしてそれより凡そ三時間を經過した時を中心として、最も激烈を告ぐる。現今早鞆瀨戸の中央、卽ち壇の浦の前面最も狹きところで、最速度が八浬であるが、だん／＼内海に入るに從つて速度を渡じて來る、

この壇の浦海戰のあつた陰曆三月二十四日、無論今日から七百年前の者、多少天然の現象にも相違があるであらう。又當時の曆は宣明曆といつて、現今の曆法から見れば不完全の點を免かれぬが、幸にもこの月十五日に月蝕があつて、滿月の日卽ち俗に大潮といふ日が明つて居る。それから推して二十四日の潮流や高潮、低潮等を調べると、

高　潮　　午前五時十分頃

落　潮（内海へ東流）　午前八時三十分頃より

（此時潮流最も緩なり、速度零）

低　潮　　午前十一時十分頃

（此時潮流最の急なり、速度八浬）

漲　潮（外洋へ西流）　午後三時頃より

（此時潮流最も緩なり、速度零）

高　潮　　午後五時十分頃

最急潮流　午後五時四十五分頃

落　潮（內海へ東流）　午後八時三十分頃より

（此時潮流最も緩なり、速度零）

低　潮　　午後十一時十分頃

（此時潮流最も急なり、速度八浬）

である。さうすると、午前五時十分頃高潮の後約三時二十頃なる午前八時半頃には、今まで漲潮であつた潮流が方向をかへて落潮と爲り、內海に向つて流れ始むる。その方向をかふる時、潮流の速度は零であるが、だん〳〵速度を加へて、低

潮午前十一時十分頃最も激烈を呈し、また次第に緩流となつて、午後三時落潮に變じ、外洋に向つて西に流れんとするとき潮流の速度また零となる。そして前と同樣午後五時四十分頃最も激烈に達する。（義經傳の大意）

さて當日卽ち二十四日の戰況は如何といふに、平家は前日から既に田ノ浦に來て居り、源軍を去ること三町餘の所にあり、而して當日は三手に分れ山峨秀遠並に松浦黨等を以て主將とし、潮時を見て源軍に挑戰したが、午刻（正午）に至つて平軍が全く敗傾したとある。（吾妻鏡）吾妻鏡には戰爭の始つた時刻は書いてないが、平家物語によれば卯刻（午前六時）に始まつたとある。略〻時刻も合ふやうである。また長門本平家物語で見ると「門司、關、壇の浦は、たぎりて落つる汐はや（早）なり、平家の船は汐におひて出來たりけり、源氏の船は汐に向て押落され、沖の汐は早ければ、梶原船を押へて、敵の行ちがふ所を熊手をかけて打かけて乘移り」云々とある。察する所、平家は當初は落潮（内海へ東流）に乘じて源氏に挑戰し、水戰に練達せざる源軍を一擧にして粉碎しようとしたらしいが、その中に時刻が移つて低潮（午前十一時十分頃）の最急流に際會したので、船は留めんとしても押流されて、留める事が出來ず、ため

に却て不利益なる境遇に陷り、正午に至つて全く敗傾したものと推せられる。長門本平家物語の文も、その傍證となるべきものであらう。然るに此に不審とすべきは、玉海の文であつて、右によれば「三月廿四日の午刻に長門國團浦で合戰があつた。正午より晡時に至り、伐取りと云ひ、生取りといひ、數を知らぬ」とある。右は追討大將軍義經が院御所へ御報告に及んだものといへば、最も信據すべきであらう。然るに同じ義經が鎌倉幕府への報告は、詳細なものであるが、それには「午刻逆黨敗北」と明記してある。然らば兩方への報告に矛盾があるやうに見えるが、自分は右について熟考したところが、之は矛盾ではなくて、そこに適當な解釋の道があることを發見したのである。思ふに當日の戰況からいへば、平家は寧ろ挑戰的に出たのは事實と思はれるから、二十四日の朝から空しく時間を過ごす筈はあるまい。相當の時刻から潮流を利用して船を漕ぎ出して源軍にかゝつたことであらう。されども始めは矢戰で、愈ゝ接戰となり、舷々相摩するが如くなつたのは、低潮(午前十一時十分)の頃からで、正午に至つては平軍が全く敗傾したものと思はれる。よつて鎌倉への報告には其決勝戰の時刻を知らせたのであらう。(吾妻鏡二十四日の記事に及二午刻一)

平氏終敗傾とあるのも同斷）されども先帝を始め奉り非戰鬪員等は遙かに引下つて後方に居たことであらうから、夫等の處置は是からつけねばならぬ。かくて源氏は是より漲潮（外洋へ西流、午後三時頃より）を利用して追々と進出し、三種の御寶物を始めとして、生虜や鹵獲品の處置をつけたが、それが案外に時間を要し、晡時までにも及んだ事であらう。京都への御報告は三種の御寶物、その他捕虜や鹵獲品の事を主としたので、正午から晡時までと記したものだらうと思はれる。かく解釋すれば、兩方の報告書に矛盾と見えたものは、自ら除去せられるのである。

先帝入水し給ひ寶劍失す

また此戰の狀況は次に掲げた吾妻鏡の文に詳細であるから、此には省略するが、先帝も入水し給ひ、三種御寶物中の寶劍も失し、貴嬪名族の多く死去したことは、哀悼に堪へざる次第である。（能登守敎經が一谷の戰に討死したことは吾妻鏡に見えるが、實は人違ひであつたと見えて、壇浦で彼が奮戰したことが平家物語に記されて居るばかりでなく、醍醐寺雜事記にも自害者の中に彼の名が記されてあるのである。）

（吾妻鏡）三月廿二日、乙巳、廷尉義經促數十艘兵船、差壇浦解纜云々、自昨日聚乘船廻

平軍敗傾

賢所の威靈

計云云、三浦介義澄聞此事、參會手當國大島津、廷尉曰、汝已見門司關者也、今可謂案內者、然者可先登者、義澄受命、進到于壇浦奧津邊、（去平家陣三十餘町也）于時平家聞之、棹船出彥島、過赤間關在田之浦云々、○廿四日、丁未、於長門國赤間關壇浦海上、源平相逢、各隔三町、艚向舟船、平家五百餘艘分三手、以山峨兵藤次秀遠幷松浦黨等爲大將軍、挑戰于源氏之將帥、及午刻平氏終敗傾、二品禪尼持寶劍、按察局奉抱先帝、（春秋八歲）共以沒海底、建禮門院（藤重御衣）入水御之處、渡部黨源五馬允、以熊手奉取之、按察大納言局同存命、但先帝終不令浮御、若宮（今上兄）者御存命云々、前中納言（敎盛、號門脇）入水、前參議（經盛）出戰場、至陸地出家、立還又沈波底、新三位中將（資盛）前中將有盛朝臣等同沒水、前內府（宗盛）右衞門督（淸宗）等者、爲伊勢三郎能盛被生虜、其後軍士等亂入御船、或者欲奉開賢所、于時兩眼忽暗、而神心惘然、平大納言（時忠）加制止之間、彼等退去訖、是尊神別體、朝家惣持也、神武天皇第十代崇神天皇御宇、恐神威同殿、被奉鑄改云々、朱雀院御宇長曆年中、內裏燒亡之時、圓規已雖虧、平治逆亂之時者、令移師仲卿之袖給、（其後奉入新造櫃、民部卿資長爲藏人頭沙汰之）、澆季之今、猶顯神變、可仰可恃焉、○四月十一日、（中略）此間西海飛脚參、申平氏討滅之由、廷尉進一卷記（中原信泰書之云々）是去月廿四

午刻逆黨敗北

日、於長門國赤間關海上、浮八百四十餘艘兵船、平氏又艚向五百餘艘合戰、午刻逆黨敗北、

一先帝沒海底御、

一入海人々

二位尼上　門脇中納言敎盛　新中納言知盛　平宰相經盛（先出家歟）

新三位中將資盛　小松少將有盛　左馬頭行盛

一若宮幷建禮門院、無爲奉取之、

一生虜人々

前内大臣　平大納言時忠　右衛門督淸宗　前内藏頭信基（被疵）

右中將時實（同上）　兵部少輔尹明　内府子息六歲童形（字副將）

此外　美濃前司則淸　民部大夫成良　源大夫判官季貞　攝津判官盛澄

飛驒左衛門尉經景　後藤内左衛門尉信康　右馬允家村

女房

帥典侍（先帝御乳母）　大納言典侍（重衡卿妻）　帥局（二品妹）　按察局（奉抱先帝雖入水存命）

僧

僧都全眞　律師忠快　法眼能圓　法眼行明（熊野別當）

爲宗分交名且如此、此外男女生取事、追可注申、又內侍所神璽雖御坐、寶劍紛失、愚慮之所覃、奉搜求之、

（玉海）四月四日（元曆二年）早旦人告云、於長門國誅伐平氏等了云々、未刻爲大藏卿泰經奉行、義經伐平家了由言上、其間有可被仰合事、可參入之由、被仰下之、（中略）光雅仰云、院宣云、追討大將軍義經、去夜進飛脚（相副札）申云、去三月廿四日午刻、於長門國團合戰、（於海上合戰云々）自午正至晡時、云伐死之者、云生取之輩、不知其數、此中前內大臣、右衞門督淸宗、（內府子也）平大納言時忠、全眞僧都等爲生虜云々、又寶物等御座之由、同所申上也、但舊主御事不分明云々、

（醍醐寺雜事記）上之下

一去三月廿四日於長門國平家與源氏合戰、平家被打了、

源氏大將軍九郞判官義經

生取

能登守敎經自害

內大臣宗盛　右衞門督淸宗　大納言時忠　讃岐中將時實
內藏頭　二位僧都全眞　法勝寺執行能圓　阿波民部大夫成良
藤內左衞門信康
女院　若宮
降人
源大夫判官季定　攝津判官盛澄
自害
中納言敎盛　中納言知盛　能登守敎經
殺人
左馬頭行盛　小松少將有盛　備中吉備津宮神主權藤內定綱
同舍弟　菊池次郎　刎頸者八百五十人
不知行方人
先帝　八條院　修理大夫經盛　內侍所御座　進止日　寶劒不見
女院　二宮

第四　源頼朝の奥羽征伐

一、奥羽征伐の名義

秀衡の態度

頼朝が奥羽征伐の名義は、當時彼地を管領して居た藤原秀衡が、謀叛人の義經を庇護した爲といふにあるも、實は之は言ひ前に過ぎずして、その眞意は早く全國を討平し、日本國中隈なく其命令に服せしめようといふにあつたのである。又一方より見れば、藤原秀衡は平家の取做しによつて官位に叙し、（陸奥守に叙せられたるが如き）又屢ゝ頼朝追討の命を受けて居たのである。但し彼が實際の行動に出でなかつたのは、どうかといふに、追ゝ京都風の文化に浸染して、稍ゝ文弱に流れたのと、鎌倉と奥羽とは地理上少からざる距離がある爲とであらう。されど平家と秀衡とが關係のあつた事は公然の祕密といふべく、又常陸の佐竹氏をすら、追討せずには置かない頼朝が、遠隔の地に居るからとて、秀衡一門を不問に付する筈はないのである。朝廷に於ても秀衡の族が義經を隱匿して居ることを聞食され、頻りに彼を捕へて差出すべき旨を仰せられたのであるが、秀衡は言を左右に托して命を奉じないので、

遂に頼朝の乞に任せて追討の宣旨を下されんとしたのである。ところが、その中に秀衡が病死し、子の泰衡が立つに及び、義經を討つて出したので、朝廷に於かせられては、此上は最早追討の要がないと仰せられた。されども頼朝の方では、泰衡等が早く討つて出さなかつた廉を咎め、且つ既に兵を集めた後であるからとの故を以て、終に追討を決行したのである。

義經は數奇の運命

二、藤原秀衡と義經との關係（義經の末路）

こゝに少しく義經の事蹟を述べねばならぬが、抑ゝ義經は生れ落ちてから死ぬる間際までも、種々數奇の運命を荷つて居たのである。彼は義朝を父とし常磐を母として生れたが、出生の年の暮には平治の亂がおこり、翌年正月には父の義朝は尾張國で果敢ない最期を遂げたのである。彼（當時牛若丸といふ）は母に携へられて兄たち二人（今若（のち全成）乙若（のち義圓））と共に一旦大和へ遁れたが、平清盛は常磐の母を捕へて嚴しく吟味したので、孝心に厚い常磐は此事を聞き、愛子にかへて母に難儀をかけては相濟まぬとて、三子を連れて六波羅に自首して出た。然るに清盛は常磐の美を愛して三子を助けた。常磐は清盛の寵衰へてから、また一條長成に再嫁したので、彼は

義經藤原秀衡に賴る

又こゝに養はれた。かくて七歲の折に鞍馬寺へ上せて東光坊阿闍梨の弟子とされた。當時、常磐の考へは、曾我兄弟の母と同樣で、彼を將來僧として仕立てようといふより外に何も餘念はなく、彼が後に源氏一方の大將として平氏の追討に當らうなどとは夢想だにもしなかつたであらう。然るに彼は十一歲の折に自家の系圖を讀んで感ずる所があり、それより平家を滅して父義朝の亡靈を慰めねばならぬと思立ち、晝は學問をして居ても、夜は鞍馬の山奧に入つて人知れず武藝を學んだといふ事である。

彼が十六歲の時に、奧州と京都とを跨にかけて往き來する金商賣の吉次といふものが、鞍馬寺へ參詣に來たが、之と親しくなり、その身を奧州藤原秀衡の許へ連れ行かんことを乞うた。吉次は多少躊躇したが、彼の依賴が切であつたので、遂に連れて下つた。察するところ、義經と秀衡とは從來何の關係があつた事とは思はれない。たゞ吉次が屢〻秀衡の邸に出入して、その得意先きであつたのと、且つは遠隔の地で身を寄せるには適當と考へたに過ぎぬであらう。かくて義經は秀衡の許に居ること約六七年、その內に世の中に變動が起つて、今まで全盛であつた平家

義經賴朝の部將となる

の運命も次第に傾き、以仁王の令旨が東國に降り、兄の賴朝も兵を擧げて之に應じたといふ事を聞き、彼は多年の宿望を果すべき時節が到來したと喜び、勇み立ちて賴朝の所に至り、是から次兄範賴等と共に賴朝の命を受けて平家の追討に當ること約六年にして、終に首尾よく平家を滅し、父のため會稽の恥を雪いだのみならず、天下平定のため大功を立てたのである。且つその間に於ける彼の勇敢さは驚くべきものがあつて、戰術兵略の奥義に達し、策戰の巧妙なる事は、古今獨步で、實に衆目を驚かしたのである。

賴朝と義經との不和

ところが人事魔多しともいふべきものか、此に賴朝と義經とが不和となり、兩人の間に暗影がさし始めたのである。その原因については餘談に亙る恐れがあるから、此には省略するが、（其詳細は別項に述べる）或は梶原景時や大江廣元などの讒言に出たといひ、或は義經の專恣と賴朝の猜忌心とに出たといひ、種々の說もあるが、要するに喧嘩兩成敗で、兩者何れも缺點があつた樣に思はれる。併しそれにしても義經が凡庸の者であつたならば、軋轢はあれ程迄には至らなかつたかと思はれる。實は義經は勇敢な名將であつた上に、京都に位置を占めて居て、しかも後白河法皇の御

行家と義經の來往

信任が厚かつたといふことが、彼に取つて不利益であつたのは蔽ふべからざる事實である。後白河法皇の御政策といふものは、常に甲を以て乙を制し、また乙を以て丙を制し、丙を以て甲を制せしむると云ふやうで、ぐる〳〵と巡環して行くのである。例へば南都北嶺の僧兵などが横暴であると、平家などを引いて之を牽制せしめ、のち平家が又暴横となるや、木曾義仲を引いて當らせ、義仲が又威勢を振ふや賴朝を引き、賴朝の勢を得るや又義經を引きて之を制せしめ給ふといふ樣な御次第であつたのである。

さてこゝに源行家といふものがあつたが、彼は賴朝の叔父に當り、且つ先きに以仁王の令旨を奉じて賴朝の所へ至つた者であるが、嘗て所領を與へんことを賴朝に乞うた。されども賴朝は彼が一向に戰功がないのを見て所領をば與へず、自ら奮勵して敵を破り、勳功を立つべきを以てした。すると彼は賴朝を以て冷酷なりとして怒り、走つて木曾義仲についたが、義仲敗死の後、京都邊に滯在した。然るに義經は一旦平家の捕虜を率ゐて關東へ下つたが、賴朝の怒が甚だしくて、鎌倉中に入れられないので、大江廣元を介して誥言（いはゆる腰越狀を以て）を申入れたが、それでも許

されなかつたので、餘りの事と思ひ、不平ながらに京都へ歸つたのである。

(吾妻鏡) 五月二十四日 文治元年 源廷尉義經如思平朝敵訖、剰相具前内府參上、其賞兼不疑之處、日來依有不義之聞、忽蒙御氣色、不被入鎌倉中、於腰越驛徒渉日之間、愁欝之餘付因幡前司廣元、奉一通歎(欵カ)狀、廣元雖披覽之、敢無分明仰、追可有左右之由云云、彼書云、

左衞門少尉源義經乍恐申上候、意趣者、被撰御代官其一、爲勅宣之御使、傾朝敵、顯累代弓箭之藝、雪會稽恥辱、可被抽賞之處、思外依虎口讒言、被默止莫大之勳功、義經無犯而蒙咎、有功雖無誤、蒙御勘氣之間、空沈紅涙、倩案事意、良藥苦口、忠言逆耳、先言也、因茲、不被糺讒者實否、不被入鎌倉中之間、不能述素意、徒送數日、當于此時、永不奉拜恩顏、骨肉同胞之儀既似空、宿運之極處歟、將又感先世之業因歟、悲哉、此條、故亡父尊靈不再誕給者、誰人申披愚意之悲歎、何輩垂哀憐哉、事新申狀、雖似述懷、義經受身體髮膚於父母、不經幾時節、故頭殿御他界之間、成無實之子、被抱母之懷中、赴大和國宇多郡龍門牧之以來、一日片時不住安堵之思、雖存無甲斐之命許、京都之經廻難治之間、令流行諸國、隱身於在々所々、爲栖邊

土遠國、被服仕土民百姓等、然而幸慶忽純熟而、爲平家一族追討、令上洛之手合、誅戮木曾義仲之後、爲責傾平氏、或時峨々巖石策駿馬、不顧爲敵亡命、或時漫々大海凌風波之難、不痛沈身於海底、懸尸於鯨鯢之腮、加之、爲甲冑於枕、爲弓箭於業、本意併奉休亡魂憤、欲遂年來宿望之外、無他事、剩義經補任五位尉之條、當家之面目希代之重職、何事如之哉、雖然今愁深歎切、自非佛神御助之外者、爭達愁訴、因玆、以諸神諸社牛王寶印之裏、全不挿野心之旨、奉請驚日本國中大小神祇冥道、雖書進數通起請文、猶以無御宥免、其我國神國也、神不可稟非禮、所憑非于他、偏仰貴殿廣大之御慈悲、伺便宜令達高聞、被廻祕計、被優無誤之旨、預芳免者、及積善之餘慶於家門、永傳榮花於子孫、仍開年來之愁眉、得一期之安寧、不書盡愚詞、併令省略候畢、欲被垂賢察、義經恐惶謹言、

元曆二年五月日　　左衞門少尉源義經

進上　因幡前司殿

その後頼朝は義經と行家とが京都で相來往して居る事を聞き、兩人の行動を疑ひ、先づ行家を誅戮しようとしたのである。（これも志田義廣（頼朝の叔父）の事などから

梶原景季等を遣はして義經の狀を偵察せしむ

考へて見れば、頼朝がかく疑ふのも無理ならぬ樣に思はれる)それにしても、先づ事情を偵察せしめようとの考からか、九月二日(元暦二年)に梶原景季、義勝房成尋等を上洛させて、義經の擧動を窺はせた。かくして景季等が鎌倉へ歸つての報告に曰く、「初め義經を訪問したのに、彼は病氣の由で面會しなかつた。よつて一兩日を經てから再び尋ねたところが、彼は脇足に腰を懸けながら面會され、憔悴の體であつた。脚病の由で灸を數個所に施こしてあつた。それより試みに行家追討の旨を達したところが、義經のいふやう、所勞は全く僞ではない。義經が思ふところは、縱令强竊の如き犯人でも、之を罰するに當つては、一應其罪を糺されるではないか、それを況んや行家が事に於ては、なほ更ら充分詮議されて然るべきであらう。且つ彼は他家にあらず、同じく六孫王の餘苗として、弓馬の道に達した者であるから、家人等のみを遣はしたのでは、降伏させる事は難いであらう。されば自分も早く治療を加へて、平癒の後に、計を廻らすであらうと答へた、云云、」と。鎌倉では義經が行家を辯護する氣味のあるのを見て、愈〻その叛心あるを察し、十月九日土佐房昌俊等をして六十餘騎を率ゐて上洛し、以て義經を討たせようとしたのであるが、是に先ん

義經先んじて頼朝追討の官符を乞ふ

土佐房昌俊義經を襲ふ

頼朝追討の宣旨下る

じて、義經は其十一日及び十三日に（まだ土佐房が着京前）潜かに院御所へ參り、頼朝追討の官符を申請うたのである。その理由とする所は、「頼朝は罪なき叔父を誅せんとするにより、行家は遂に謀叛を企てました。義經は一旦これを止めましたが聽容れません、又義經に於ても平氏を追討して勳功が莫大であるのに、恩賞に預らないばかりでなく、却て此身も誅せられようとしまする。そこで遂に行家の謀叛に同意しました。此上は頼朝追討の官符を賜はりたい」といふにあつた。されど院よりは義經を慰宥し、且つ行家の欝憤を宥むべき旨を仰せられた。然るに會〻十七日の夜に鎌倉から遣はした土佐房等が義經を夜襲し、市街が騷がしかつたので、行家も應援に來り、土佐房は敗走した。此に於て義經は更に院の御前に推參し、上奏する所があつた。かくて若し請ふところを勅許せられぬならば、義經は主上、法皇以下を夾みて鎭西に下向し兼ねまじき形勢であつたので、廷臣等は大に恐れ、遂に頼朝追討の宣旨を下されたのである。この場合に於ても義經は平素の機敏な態度を失はなかつたのであるが、既に兄、頼朝を追討するとまで決心したならば、是から電光石火の如く鎌倉に進軍するか、少くも墨俣川附近までは進み出づべき筈と思は

義經の奏狀御許容の氣あり

れるのに、事實はさうではなくて、稍〻逡巡の體であつた。頼朝の方では其身を追討するとの宣旨が降つたことを聞くや、大に怒り、先づ千葉常胤、小山朝政等に二千の兵を率ゐて上京せしめ、自らも亦た兵を率ゐて出動したが、途中で義經行家が西海に落ちたことを聞き、少しく形勢を觀望して居るうちに、彼等が大物濱で暴風に遇ひ、大破船して主從が分散した事を聞き、一旦鎌倉へ還つた。

〔玉海〕十月十三日（文治元年）早旦、季長朝臣來申云、義經行家同心反鎌倉、日來有內議、昨今已露顯云云、雖爲巷說、非浮言、義經之邊、郎從之說云云、相次說々甚多、頼朝失義經之勳功、還有遏絕之氣、義經中心結怨之間、又鎌倉之邊、郎從親族等、爲頼朝失生涯、結宿意之輩、漸以數積、彼等內々令通義經行家等之形勢、義經竊奏事趣、頗有許容、仍忽及此大事云云、或云、秀衡又與力云云、於仔細者、雖實說不定、於蜂起者已露顯也、○十七日、天晴、早旦大藏卿泰經爲院御使來門外云、依穢不入門內、以季長傳申、去十一日、義經奏聞云、行家已反頼朝了、雖加制止、敢不承引、仍義經同意了、其故者、奉身命於君、成大功及再三、皆是頼朝代官也、殊可賞翫之由令存之處、適所浴恩之伊豫國、皆補地頭、不能國務、又沒官所々廿餘ヶ所、先日頼朝分賜、則今度勳功之

壘保の邊に至り一箭を射て死を決すべし

近國の武士義經の下知に從はず

後、皆悉取返、宛給郎從等了、於今者、生涯全以不可執思、何況遣郎等可誅義經之由、憖得其告、雖欲遁不可叶、仍向壘保邊射一箭可決死生之由所存也云々、仰云、殊驚思召、猶可制止行家者、其後無音、去夜重申云、猶同意行家了、仔細先度言上、於今者、可追討賴朝之由、欲賜宣旨、若無勅許者給身暇可向鎭西云々、見其氣色、主上法皇已下、臣下上官、皆悉相率可下向之趣也、已是殊勝大事也、此上事何様可有沙汰乎、能思慮可計奏者云々、〇廿一日、天晴、傳聞、法皇臨幸鎭西之儀、都無許容云々、仍義經行家等忽變件議云々、〇廿二日、傳聞、宣下之後狩武士、多以不承引云々、〇廿三日、人云、近江武士等不與義經等、退奥方云々、〇廿八日、閭巷云云逐日倍增、猶奉具法皇可赴西海之由、普以令謳歌其故也、凡洛中諸人、於女人之類者、一人不殘留云々、〇十一月三日(義經行家等西海に落ちたる事を叙したる次に)始推申下可討賴朝之宣旨、事不起自叡慮之由、普以風聞之間、近國武士不從將帥之下知、還以義經等處謀反之者、加之乖人望、其勢逐日減少、敢無與力之者、仍於京都難支、關東之武士、是以下向云云、

(吾妻鏡)　十月十八日文治元年義經言上事、可有勅許否、昨日於仙洞有議定、而當時義經

頼朝追討の宣旨

行家義經等西海に落つ

大物濱の難船

外、無警衛之士、不蒙勅許者、若及濫行之時、仰何者可被防禦哉、爲遁今之難、先被宣下、追被仰子細於關東、二品定無其憤歟、之由治定、仍被下宣旨、上卿左大臣經宗云々、

文治元年十月十八日　宣旨

從二位源頼朝卿偏耀武威、已忘朝憲、宜令前備前守源朝臣行家、左衛門少尉同朝臣義經等、追討彼卿、

藏人頭左大辨兼皇后宮亮藤原光雅奉

○十一月三日、前備前守行家、櫻威甲、伊豫守義經赤地錦直垂萠黄威甲等赴西海、先進使者於仙洞、申云、爲遁鎌倉譴責、零落鎭西、最期雖可參拜、行粧異體之間、已以首途云々、前中將時實、侍從良成、義經母弟、一條大藏卿長成男伊豆右衛門尉有綱、堀彌太郎景光、佐藤四郎兵衛尉忠信、伊勢三郎能盛、片岡八郎弘經、辨慶法師已下、彼此之勢二百騎歟云々、

○六日、行家、義經、於大物浦乘船之刻、疾風俄起而、逆浪覆船之間、慮外止渡海之儀、伴類分散、相從豫州之輩纔四人、所謂伊豆右衛門尉、堀彌太郎、武藏房辨慶幷妾女字靜一人也、今夜一宿于天王寺邊、自此所逐電云々、今日、可尋進件兩人之旨、被下

行家義經追捕の院宣

院宣於諸國、○十一日、義經等反逆事、任申請被宣下畢、但追可被誘關東之由、在叡慮之處、二品之鬱憤興盛之間、日來沙汰之趣、已相違畢、爰義經行家巧反逆、赴西海之間、於大物濱漂沒之由、雖有風聞、亡命之條、非無所疑、早仰有勢之輩、尋搜山林、可召進其身之由、被下院宣於畿內近國々司等云々、

其狀云、

被院宣偁、源義經、同行家、巧反逆、赴西海之間、去六日、於大物濱、忽逢逆風云云、漂沒之由、雖有風聞、亡命條非無狐疑、早仰有武勇之輩、尋搜山林河澤之間、不日可令召進其身、當國之中、至于國領者、任狀令遵行、於庄薗者、移本所致沙汰、事是嚴密也、曾勿懈緩者、院宣如此、悉之謹狀、

十一月十一日　　太宰權帥

其國守殿

義經の賴朝追討を躊躇した理由

按ずるに、義經は自ら願出て賴朝追討の宣旨を申受けながら、直に追討に着手しなかつたのは如何なる譯であらうか、その理由が解しかねるのである。勿論之に就いては義經を辯護する側の說もあつて、元來賴朝を追討するのは義經の本意で

はなくて、或は行家の勸誘に出たとか或は部下の者のすゝめによつたとかいふのであるが、何れにしても義經自身に參院して之を願出でたからには、それだけの覺悟がなくては叶はぬと思ふ。實際は法皇の左右に居つた人々の中には、義經の此擧に贊意を表した者も多少あつた樣に窺はれるのである。（或はこの氣分が濃厚であつた樣にも察しられる）然るに義經が之を決行しなかつたところを見ると、何等かその間に手違ひを生じた事ではあるまいか。或は前記玉海などの說の如く、世上の人氣が存外義經の方へ向かはなかつたからといふのが、主因では無かつたであるまいか。或は又京都を兵燹にかける事を恐れたからといふ樣にも思はれる。それならば寧ろ追討の宣旨を申受ける前に充分熟慮勘考すべきではなからうか。或は尙は迅速に兵を進めて鎌倉の突擊に出たならば、事の成敗は兎に角として、京都を兵燹にかける事は免れ得べきではあるまいか。

次に西海に落つるについて法皇を御連れ申すとの說も、平家や木曾義仲の遺策であつて、義經の部下などが之を勸めたといふ事も有り得べきことであらう。義經は全然之を退けたであらうが、夫等の邊は不明であるが、公家一般に於ては之

義經の行方不明につき捜索急なり

が爲めに少かず恐怖心を起した樣に窺はれる。かくて義經は其事なきを誓ひ、義經を九州の地頭に、行家を四國の地頭に補せられん事を奏請し、部下の兵士のみを率ゐて西海へ下らうとしたが、運拙く大物浦で暴風に遭ひ、この計畫もまた齟齬し、義經、行家は是より止むなく身を潛むるに至り、追つて反對に義經、行家追討の宣旨院宣が降るに至つたのである。（追討の命令の第一）これから後の義經の行動を見るに、士人としては全く死處を失つたかの觀があつて、如何にも氣の毒の情に堪へないのである。言ふ迄も無く、義經は忠勇無比の名將であるから、死を恐るゝなどいふ事のあらう筈はないが、死所を得るといふ事は容易ならぬものである。その後、行家は文治二年五月十三日に和泉國で捕へられて所刑され、また義經の同行者堀彌太郎佐藤兵衛尉（忠信）、妾靜などは追々に捕へられたが、義經の行方は中々分らない。文治三年三月の頃までは全く不明であつた。（元年十一月に西海へ落ちてから三年間にわたる）こゝに於て頼朝は大にいらだつて益〻諸方を嚴重に搜索せしめた。是より先き義經の名は九條良經（兼實の子）の名と差合つて憚があるとの事で義行と改めたが、さてこゝに三善康信の曰く、義經のまだ出て來ないのは其名の爲であらう。義行は其訓能行で能く

義經山臥の風をなして奥州に赴く

隱るゝの義であると。そこで義行を改めて義顯となした。されども義經の所在は矢張り不明であつて、或は天王寺に居るとか、吉野山に居るとか、仁和寺に又は叡山に隱れて居るとか、種々の風評があつたので、文治二年六月六日に、重ねて義經搜索の宣旨が下された。第二度の命令　賴朝はかく義經が顯はれないのは、公卿侍臣等の中に彼に同意する者があるからであらうとて、大に立腹した。又比叡山に義經の同意者が居る由を聞き、其者を捕へて出さねば軍士を差向けると申送つたので、朝廷も天に驚き、叡山の座主に命じて同意者を捕へしめ、又神社佛閣などにも命じて義經の出て來るやうに祈禱せしめられた。或は又京都の各戸につき嚴密に戸籍調べをしようなどいふに至つた。斯く穿鑿が嚴密に及んだから、義經も近畿に居ることが出來なくなつたものと見えて、文治三年二月十日に妻室男女を伴ひ、山臥幷に兒童の姿を假りて伊勢、美濃等の間を經て奥州に赴き、鎭守府將軍藤原秀衡に據つたのである。此時義經は如何なる道を通つたかといふに、吾妻鏡には上記の外には書いてない。義經記これは足利時代に出來た俗書には北國街道を通つて安宅の關などを通過した話が書いてあるが、事實如何なるものであらうか。併し北越の或る部分を通つ

た事は實際であらう。然らば義經が秀衡の許へ行つた事がどうして鎌倉へ分つたかといふに、百錬抄には國司が言上したとあり、玉海には頼朝が出羽に遣はした法師昌尊が義經の軍に襲はれ、鎌倉に逃げ歸つて頼朝に告げたとあり、又吾妻鏡には「義經が陸奥に居るのは秀衡入道の企で、諸人の申狀が符合する」と書いてある。とに角かやうな譯で義經の陸奥に居る事が略〻分つたのである。

頼朝が義經追討を猶豫した事情

是まで義經の行方が不明なため非常に心配して居た頼朝は、愈〻義經が奥州に居ることが判明したので、先づ安心したことであらう。その譯は義經が近畿に居ては廷臣と策應する虞があつて最も氣遣はしく、西海に落ちたとしても平家の與黨が大分居るので矢張り心配は免れなかつたであらうが、奥州へ行つて居れば恰も袋の中へ逃げこんだやうなものである。さてそれにしても、頼朝は直ちに義經を追討したかといふに、其處に事情があつて、頼朝は一兩年の間其追討を差しひかへた。そのゆゑは如何といふに、頼朝は文治四年に亡母の爲に五重塔を鶴岡八幡宮の域内に建設しかけ、且つ又同四年は其身の重厄に當つて居るといふ譯で、成るべく殺生を禁斷し、征伐などはせぬ考であつた。(或は考へ樣によれば、頼朝が奥州

征伐を內心恐れて居たとも察しられる。そのゆゑは奧羽の富强に加ふるに義經の如き名將が居ては、容易に征し得べくもないと考へ、そこで先づ朝廷の權威を藉りて義經を搦捕らうとした者かも知れぬ)かくて自身は討伐に當らないで、朝廷へ奏請し秀衡、泰衡等をして義經を搦捕らせようとしたのである。所が秀衡は曖昧な態度で義經は我方へは來て居ないとか、或は其內に討つて差出さうなどとか、よい加減な事のみ言つて居て埒が明かない。實はこれが秀衡の豪膽な所で、折角、自分を指して遁れて來た義經の事であるので、どうなりとしてかくまつてやりたいと云ふのが、彼の精神と見える。ところで秀衡は文治三年十月廿九日に死去したが、病が革まるに及んで、その子泰衡に遺言し、義經を以て大將軍となし、國務を執るべき由を命じた。玉海には此事を記して、或人云、去年九十月之比、義顯在奧州、秀衡隱而置之、即十月廿九日、秀衡死去之刻、爲兄弟和融、(兄他腹之嫡男也、弟當腹太郎云云)以他腹嫡男、令娶當時之妻云云、各不可有異心之由、令書祭文了、又義顯同令書祭文、以義顯爲主君、兩人可給仕之由、有遺言、仍三人一味、廻可襲頼朝之籌策云云とある。當腹の妻とは民部少輔藤原基成(藤原信頼の兄で陸奥守となつて下つたもの)の女であらう。之を他腹の嫡男に妻はすと

秀衡の死後義經は近畿へ舞ひもどらんとの計畫あり

は異樣に思はれるが、之も臨機の計ひと見える。又どこ迄も義經を庇護し、場合によつては之を大將軍となして賴朝を襲擊すること迄を遺言したのは、少し無謀のやうに思はれるが、そこが淸衡以來三代の榮華を貪り、白川關以北の帝王を以て任じた秀衡としては斯くあるのも無理ならぬ事であらう。然るに泰衡は秀衡ほどの人物ではなくて、追々と心が折れて來た事と思はれる。ところへ、四年の二月廿一日に、朝廷からは又泰衡に仰せて義經を搦進ずべき旨の宣旨があり（第三度の命令）同廿六日には同じく義經追捕の院廳の下文があつた。（第四度の命令）尋で又十月廿五日にも泰衡等をして義經を追捕せしむる旨の宣旨が下つた。（第五度の命令）

この時、かく頻繁に義經追捕の命令が下つたのは如何なる譯かといふに、之には事情のある事で、卽ち義經は秀衡が死んだのち、多少泰衡の態度に不安を懷いたものと見えて、再び叡山あたりへ舞ひ戾らうとして計畫するところがあり、それが又賴朝に知れたからである。夫等の事情については黑板博士が吾妻鏡等によつて、種々綜合推量して書いたものがある。（義經傳のうち）頗る要領を得たやうに思はれるから左に摘錄する。

文治四年の七八月ごろ、また叡山の僧が義經に同意するといふ風聞が鎌倉に達したらしい。この月十七日一條能保から鎌倉に送つた消息に「叡山飯室谷竹林坊の住侶來光坊永實の許に同宿して居る千光坊七郞と號する僧が頻りに浪人者や惡黨を集め、夜討などをする噂があるので、能保は山の法師圓良に命を傳へたところ、圓良から必ず千光坊を召し進むるよし請文を差出した」といふ一條がある。この千光坊七郞が果して義經を奧州まで送つた俊章その人であるかは疑問であるが、旣に一たひ叡山を亡命したるものが、また歸山するとき、變名を用ゐぬとも限らぬ、しかもこの千光坊が義經の消息を懷中にして居たといふことから推して、よし俊章彼れ自身にあらずとするも、少くとも彼及び義經と最も關係深きものであつたことは爭はれぬ。十月十七日賴朝は在京の御家人に仰せて、俊章の動靜をさぐり、彼を搦め進むべき命令を下したが、何等成績を擧ぐることが出來ぬので、十二月十六日直接に叡山の衆徒に向つて早く俊章を召し進むるやうに嚴命を傳へた。この書狀は特に文筆に長じた三善入道善信に認めしめたもので、「一兩の奸謀に依つて、爭でか諸德の造意を構へんや、今より以後、梟惡

の衆を擇び退けられんには、定めて良人列惡の名を削らしめ、給はん歟」などと辭を卑うし意を强くして叡山に迫つて居る。この間にあつて最も活動した鎌倉の武士は、かの北條時定であつた、文治五年正月十三日、彼は遂に千光坊七郞を捕へたところ、義經が京都に還るといふ消息を懷中にして居た、一條能保をはじめ、在京の武士殆んど戰慄せぬものがなかつた程である。しかもこの後幾日ならずして、京都に於ける一大隱謀が暴露することゝなつたのは、實に賴朝の幸運であつた。

第一に最初から義經に同意して居た刑部卿賴經が、この隱謀の主なる部分を働いて居た。彼は義經都落の折、既に一たび伊豆に流さるゝこととなり乍ら、後白河院の庇護によつて猶ほ京都に留まり、義經の潛に院中に依るや、また木工頭範季等と共に、主謀者の一人として事に當つた。そして勅勘の身なるにも係はらず、そのまゝ在洛して居たが、こゝに三たび隱謀に加はり、俊章とも往復した形跡が確められたのである。それから權大納言陸奧出羽按察使藤原朝方卿、院の御廐別當として法皇の御信任を得た人で、恐らくまた主謀者として仰がれたらし

く思はるゝ、尤も朝方は義經の沒落した折、賴朝の推薦により、義經に代つて院の御廐司に還補したので、彼がこの隱謀に與つて居たことを耳にした賴朝の驚愕は想像するに餘ありであらう。又た以てこの隱謀がたゞに義經のためのみでなかつたことが察せらるゝと思ふ。その外朝方の子出雲侍從賴經、賴經の子左少將宗長、それに朝方の家人であつた出雲の目代兵衞尉政綱をはじめ、前兵衞尉爲孝、院北面の武士も、これに加はつて居るが、同時に叡山には一山の惡僧弓箭太刀の準備おさ〳〵怠らず、何時にても命に應じて兵を起さん手筈であつた。

この事が一條能保から鎌倉へ内報せられたのは二月十二日のことである、賴朝は大に驚き、この月二十二日雜色時澤を使として、奧州追討の事を奏請すると同時に、賴經朝方以下の人々を罪に處し、且つ叡山に嚴命を下さんことを朝廷に迫つた。後白河法皇は恰度この頃攝津の四天王寺に御幸あり、御參籠中であつたが、三月十日賴朝の消息を得給ひ、その夜急に權右中辨定長を京都に歸らしめ、翌十一日賴經はいよ〳〵伊豆に流さるゝことゝなり、その子定長も解官せられたが、按察大納言朝方のことについて、法皇の御驚愕は非常なものであつた。そし

て更に眞僞を決せんが爲めに、賴朝に證據を差出すやう勅命が下つた樣で、賴朝からこれを叡覽に入るゝと同時に、四月五日北條時定に命じ先づその家人兵衞尉政綱を捕へて訊問せしめたところ、その結果はいふまでもなく、朝方をはじめ、朝經政綱等の解官となつた。かくて賴朝に對し義經と關聯した朝臣の隱謀は三たび全く失敗に終つたと同時に、賴朝はます／＼朝廷に迫つて奥州追討の宣旨を請ひ、また屢ゝ使を奥州に遣し、泰衡の動靜を伺ひ、その追討の時機をねらつて居た、尤も第二回の官使守康が奥州へ下つて宣旨や院廳下文を基成泰衡等に渡した結果、兩人は表面義經を尋ね求めて、朝廷に召し進めやうと請ふに及んだが、勿論賴朝はこれを信用せぬ、三月二十二日また法橋昌寛といふものを使として上洛せしめ、追討の宣旨を請うたところ、朝廷では漸く翌月九日に至つて評定あり、賴朝が出陣する時日を聞き定めて後、これを下さんとの事であつたので、閏四月二十一日、賴朝は、六月塔供養の後、宿意を遂げる積りであるから、一日も早く追討の宣旨を賜はりたいと申請した。（以上大意）

上記の如く義經に於ても泰衡の賴み難きを考へ、再び近畿地方へ舞ひ戻らうと

義經の最期

して、計策する所があつたのであるが、それが頼朝に看破されてしまひ、一方また泰衡は朝廷からの仰せが頻繁となつたので、終に朝命をかしこみ、討手の兵を差向けて不意に義經を襲撃したのである。これは文治五年閏四月卅日の事であつた。

義經自殺す

この時義經がこゝを脱しようとすれば脱し得ぬ事もなかつたであらうが、自分の庇護者たる者から攻められた事であるので、觀念したものと見えて、先づ妻子（義經記には卿の君とあるが多分河越重頼の女の方であらう、妻は年二十二歲、女子は四歲）を殺し、次いで自分も自殺した。時に年は三十一歲。

〔吾妻鏡〕文治五年閏四月卅日己未、今日於陸奥、泰衡襲源豫州（義經）、是且任勅定、且依二品仰也、與州在民部少輔基成朝臣衣河館、泰衡從兵數百騎、馳至其所合戰、與州家人等雖相防、悉以敗績、豫州入持佛堂、先害妻（廿二）子（女子四歲）次自殺云云、

〔玉海〕文治五年五月廿九日戊子、今日能保朝臣告送云、九郎爲泰衡被誅滅了、云云、天下之悅何事如之哉、實佛神之助也、抑又頼朝卿之運也、非言語之所及、云云、

〔源平盛衰記〕年來の妻の局、河越太郎が娘計を相具して下りけり、義經が舅、子舅なるに依て角亡にけり、陸奥國權館秀衡入道が許に、尋附たりければ、造作して

泰衡鎌倉に通じて義經を誅す

居侍つて過る程に、秀衡老死しぬ、其男安衡を憑て有けるが、鎌倉に心を通はして義經を誅す、其時妻女申けるは、一人の子なれば思置くことなし、殘居て憂目を見んも心うし、我を先立て死出の山を共に越給へと云ければ、義經南無阿彌陀佛と唱て、女房を左の脇に挾むかとすれば、首を掻落して、右に持たる刀にて我腹掻切て打臥にけり、

（平家物語八坂本如白本）　文治四年十二月十二日（如白本作二十一月廿日）秀衡入道年六十六にして失にけり、嫡子西木戸太郎泰衡、奥小次郎賴綱は、何しか父の命を背て明る文治五年五月九日（如白本作二四月十五日）五百餘騎にて判官のおはしける柳か館に押寄せ、散々に攻破り、判官をば終に討奉てけり、云云、

是等の諸書、即ち實錄は固より演義體の書に至るまで古いものには悉く義經が衣川館で自殺した筋に書いてあり、足利時代に出來た義經記などにも矢張り同樣である。さて又其後、泰衡の弟泉三郎忠衡が義經に心を寄せたといふので討たれた。これが六月廿九日の事である。然るに世間には義經の方が後に討たれたやうに云ふ說もあるが、實錄でいへばさうではないのである。

義經の首實檢

さて前記の頼朝が亡母の爲に建てた五重塔の供養は段々延びたが、文治五年六月九日に愈々擧行される事となつて居た。所へ前に陳べた通り義經は同年閏四月三十日に誅せられたので、頼朝は忌服にかゝつたのである。そこで供養を延期した方がよからうと思ひ、その旨を上奏に及んだが、朝廷からは既に大導師も下向し、又仙洞から下された御馬以下も發向したから、今更ら延し難いとの事である。殊に六月九日といへば、義經の誅死から三十餘日を經過して居ることであるから、頼朝が內陣へ這入りさへせねば宜からうといふことで、豫定の日時に擧行される事であつた。そこで義經の首は供養の濟むのを待つため成るべく緩々と屆けろといふことになり、其次第を通じたので、首は六月十三日に始めて屆いた。さうして腰越の浦で其實驗を行ひ、和田義盛、梶原景時等が列席した。首は黑漆の櫃に入れ美酒に浸してあつた。その實況は吾妻鏡に左の如く記してある。

〔吾妻鏡〕 六月十三日、泰衡使者新田冠者高平持參豫州首於腰越浦、言上事由、仍爲加實檢、遣和田太郎義盛梶原平三景時等於彼所、各着甲直垂、相具甲冑郎從二十騎、件首納黑漆櫃、浸美酒、高平僕從二人荷擔之、昔蘇公者、自擔其首、今高平者令人

荷其首、觀者皆拭雙涙、濕兩衫、

之が實說であらう。所が是に付て說をなす者があつて、義經の首をゆる〳〵持つて行つたのは贋首の證據で、而も六月の盛暑の頃に酒やアルコホルに浸したからとて變化せずに居るものでは無い。是は胡魔化す爲の手段であらうと。所が今陳べた通り首持參の後れたのは泰衡の方の都合では無く、賴朝の方で遲らせたのである。又曰く、義經程の英雄が泰衡などから攻められたからとて討死するものではない。之は泰衡が八百長的に戰爭をなし、義經をして竊に遁れしめ、鎌倉へは贋首を出して體面をつくろつたのであらうと。これ等は想像の說で何等正確なる證據がある譯ではない。併し義經たるものが、泰衡の襲擊を脫出しようとすれば、出來ぬこともなかつたであらうが、自分の庇護者である者から襲擊され、圍を突いて出たからとて、前途に何等の見込もなくてどうする事であらうか。そこで吾等は義經は當時の諸記錄の示す如く、此處で庇護者から攻められるに及び、潔く自殺を遂げたといふを事實と認め、之を以て武士道に協つたものとなし、且つ英雄の不遇及び末路を悲み、之に向つて同情の熱涙をそゝぐのである。

義經の蝦夷入り等に關する諸說

金史列傳

〔附記〕義經の最期は前記の如くであつて、その衣河館で自殺を遂げたことは疑を容れないのであるが、それにも關らず、今に至つてなほ義經の蝦夷入り、乃至は滿洲行きの說をとなへる者の絕えないのは、一には蓋世の英雄の不遇な死を惜むのと、また世には金史列將傳(僞書)や國學忘貝(妄誕なる說を記したもの)などといふ書があつて、それに惑はされる爲とでもあらう。今參考のため以上の二書の要をかゝげて、之に批評を加へて置かう。

金史列將傳曰、(金史別本)範車國大將軍源光祿義鎭者、日東陸華仙權冠者義行子也、始入新靺鞨部、爲千戶邦判事、身長六尺七寸、性溫和而勇猛、才思甲諸部、外夷多隨、拜入學館、辨禮義、後遷咸京錄事、章宗詔轉光祿大夫、累任大將軍、久守範車城、押北方、往昔權冠者小洋藩君、章宗顧厚賞定總軍曹事官、令入北鑛、不日破蘇敵、得印府、貔來屬幕下、築範車護焉、頃侵北天、渡龍海、得一島、山河麗奇而悉金玉也、民知煎靈草、少養五穀、屠生肉、甚嫌、故無邪煩、老仙伊香保行辰本命法、儀相無異怪、德勝故人、義行歸趣尊敬、得長壽、後遊中華、隱顯更不定、

この書が僞書であることは、夙に新井白石が辯じられた通りで、吾等の贅辯を

要しないから、白石の言(書簡)を左に掲げて見よう。

義行傳初より疑はしき事に存候へ共、金逸史に出候と承候へば、金小史と申も有之上は、逸史と申も有之候ものと、心ゆかしく方々尋候へ共、いまだ見へ來らず候に、御蔭にて初て見る事を得、年來の疑を決し候事、大幸此事に候、最初より疑はしき事に存候と申子細は、義行義顯の如きは當時或は避諱或は厭勝の術によりて、朝家鎌倉より推し稱せられ(候脱カ)所に候、義經いかでか其稱を奉じて自ら改名の事あるべく候はんや、自らはいづこ迄も義經とこそ稱せられ候はんに、踏海の日に自稱して義行と申され候は、心得ぬ事と存じたるに候、然るに此度傳の全文を觀る事を得候に、先初に、金史別本と有之候にて、具に業を卒候迄もなく、其妄作を存じやり候き、地名官號はさておき、文字の拙き、一句として見るに足るべくも候所なく覺候、世にはかゝる妄人も候て、誣世欺人候事いかなる事に候歟、叔世の俗、兎角と可申樣もなく存候事に候、(白石先生手簡所收與安積澹泊書の中)

次に國學忘貝は森助右衞門といふ人の著であるが、これが又取とめもない事を記してある。　即ち圖書集成の中に『圖書輯勘』といふ書があつて、それに

は清帝の自序があつて、その文に「朕姓源、義經之裔、其先出₂清和₁、故號₂國清₁」とある由を陳べてあるが、之も桂林漫録下巻(桂川中良著)に次の如く辯じてある。

國學忘貝云、圖書集成全部一萬卷、清の世に至て編纂せる所なり、寶暦庚辰歲、清人汪繩武なる者齎し來りしを、明和甲申歲、官庫に納められしと也、書中圖書輯勘なる書三十卷有、清帝の自序あり、其文に朕姓源、義經之裔、其先出₂清和₁、故號₂國清₁と有由也と記せるを見てより、一度其書を見ん事を欲すれども嫏嬛の祕書に等しければ、空く渇望するのみなりしが、去年家兄の餘光に依て始て彼書を見る事を得たり、先初卷を披き見るに、卷首に雍成帝製序あり、此文に義經の事を記されず、次に蔣廷錫が表文あり、此上表に彼文は有るめりと通讀すれども其事なし、次に凡例あり、此中にも見えざる故、總目を閲すれば圖書輯勘なる書の名もなし、大に望を失ひたれども、此書を見る事を得たるこそ生涯の洪福なれ、彼說は妄貝のみにもあらず、普く世に言ひ傳ふる所なり、同好の士義經の事に於ては、永く繫念を絕つ可し、此書雍正三年に撰成る、銅にて製したる活版なりとぞ、句整分曉、至りて鮮明なる本なり。

金田一京助氏の義經蝦夷入りの批評

桂川中良は甫周の弟で、蘭學に通じ、營利に淡く、著作を以て業となし、述作も多いのである。義經滿洲行きの如きも、當初は好奇心から之を研究した樣だが、一たび國學忘貝の説の妄誕なるを知るや、「同好の士、義經の事に於ては、永く繫念を絶つべし」といつて、自分に見切をつけたのみならず、同好の士にまで注意を與へたところは、深切といふべきである。國學忘貝の著者は官庫に納めた圖書集成に清帝の義經に關する序文があるといつたので、桂川中良は態々兄甫周のつてを求めて、その官庫に納められた書について調べたが、右樣の序文がなかつたといふのであつて見れば、最早辯解の餘地はないことであらう。

なほ金田一京助氏の「義經入夷傳說考」（東亞之光第九卷第六號第七號）といふものがある、これは義經が蝦夷入りの傳說がどうして起つたかを調べたもので、その所說は吾等も同意するところ、且つ有益と思ふから左に揭げて見よう。

林羅山が本朝神社考を書いた際には未だ義經入夷說はなかつたと見えて、一言も此事に及んで居ないが、其子の春齋が本朝通鑑を書くに及び、或曰、衣河之役義經不死、逃到蝦夷島、其遺種存于今と記された。通鑑は寛文十年の序があ

るから其頃に出來上つたものであらう。丁度寛文八年から九年へかけて蝦夷に騒動が起つて中央政界の注目を惹いた。そこで蝦夷地に漂流した者などが彼地の事情などを土産話として段々物語をし、それが諸方に擴まつたのであらう。さうして其中に義經や辨慶に關するものなどがあつたのであらう。義經入夷説の起つた原因は、左の三箇條からであらう。第一は地名に對する邦人の解釋、卽ち蝦夷地にペンケイ、ペンケ、ベンケなどいふ地名が無數にある。ペンケナイ（上の川の意）ペンケスマ（上の岩の意）などの類である。それを辨慶に當てはめるのである。第二は蝦夷本來の神話の中に種々のヒーローがあるが、それを義經や辨慶の事に邀へ考へて誤斷するのである。第三は我が古傳説の「御曹子島わたり」の内容が本邦人によつて早くから蝦夷地へ輸入されたから、我が漂流人などは夫を聞いて初めから蝦夷人の間にかゝる説があつたものと考へたのであらう。此「御曹子島わたり」といふのは丁度桃太郎が鬼ヶ島へ征伐に行つた話のやうなもので、義經がまだ牛若丸と云つた時分に秀衡の所から一寸蝦夷へ出掛けて行き、兵法や法術を學んで歸つたといふ話

なのである。是は義經が晩年に平泉から落ちて蝦夷地に入つたと云ふ話とは全く別系統のものである。云々（以上大意）

奥羽征伐に關する朝廷の御憂慮

三、賴朝の出征及び地理上の考察

前にも陳べた通り賴朝が奥羽征伐の名義は藤原秀衡及び泰衡が早く義經を討つて出さなかつたといふにあるが、之は實は口實であつて、その實は日本國中全體を統一せねば已まぬといふ考へから出發して居るのであらう。而して朝廷に於かせられても秀衡泰衡等が永く義經を隱容し居たるを見て、斯ては追討の宣旨を下さねばなるまいと思召された樣であるが、その中に後ればせ乍ら兎も角も泰衡が義經を討つて其首を鎌倉へ差出したので、最早此上は征伐するには及ぶまい。平家の爭亂が漸く鎭定したばかりの所へ、又々奥羽征伐の事があつては、天下靜謐の期は何時になる事であらうか分らないと深く前途を御憂慮あつた事と推察される。されども鎌倉幕府から考へて見れば、義經無き後の奥羽などは懸念すべきものでは無く、出兵さへすれば程なく降服すべきもので、公卿一流の考への如きは杞憂に過ぎないと感じたらしい。

〔吾妻鏡〕 四月廿二日（文治五年）甲午、奥州追討事、法皇雖レ御二坐天王寺一、爲二藏人大輔定經奉行一、去九日、於二禁裏一有二其沙汰一、仍帥中納言得二仰詞一、所レ被レ書二下御教書一也、奥州追討事、爲二朝大事一之間、且被レ仰二合人々一、且其間御祈事なんど沙汰間、于レ今遲々、無二左右一可レ被レ遣二官苻一之由、欲二仰遣一之處、遮言上尤神妙、泰衡申狀、前後相違、返々奇恠、官使出立之間、無二左右一不レ被レ下、且又發向、一定何比乎、成二儲宣旨一、可レ被レ待二重申狀一云々

〔吾妻鏡〕 六月廿四日壬子（文治五年）及レ晩、右武衞消息（藤原能保）奥州追討叓、御沙汰之趣、内々被レ申之、其趣、連々被レ經二沙汰一、此叓、關東欝陶、雖レ難二默止一、義顯已被レ誅訖、今年造太神宮上棟、大佛寺造營、彼是計會、追討之儀、可レ有二猶預一者、其旨已欲レ被レ獻二殿下御教書一云々、

かくて段々出兵の準備をしたのに、追討の勅許が容易に下らないので、頼朝も大に困却し、大庭景能に相談したところが、景能のいふやう「軍中には將軍の令を聞きて天子の詔を聞かずといふことがある、已に奏聞を經られた上は强ち其御返事を待たるゝにも及ぶまじ」とあつたので、遂に此議に從はれた。 そこで七月十七日に

賴朝は大手として進む

賴朝の奥羽征伐觀

出征中の詠歌

軍を三手に分ちて出發し、第一軍は千葉常胤、八田知家の二人を將とし、其一族並に常陸下總兩國の勇士等を從へしめ、岩城、岩崎等の海道筋を通り、阿武隈川を渡つて參會せしめ、第二軍は比企能員等を將とし、上野の住人等を催ふし、越後より出羽念種ヶ關（羽前國西田川郡字鼠ヶ關）に出でて參會せしめ、大手は賴朝自身に大將となり中路より進んだのである。その總勢は二十八萬四千騎と註せられた。一體賴朝は平家追討の際にも範賴義經等を將として遣はし、自身は鎌倉に止つて居たのに、今度は自ら主將となり、しかも斯る大軍を動かしたのを見れば、奥羽の戰爭を重大視したかの樣に考へられるが、實はさうではあるまい。もう天下は略〻平定して、之が最後の戰爭であり、且つ奥羽は新附の地であり、耳新らしい地名などもあるから、歌枕でもさぐらうといふ樣な考へで出征されたのであらう。

比企能員は七月十八日に進發し、賴朝は十九日に進發された。賴朝は二十五日に下野國古多橋驛（現今の宇都宮市の事、今も同市に小田町あり）に着き、宇都宮神社に奉幣して戰勝を祈つた。廿九日には白河關を越え、關明神に奉幣されたが、時しも初秋の頃であつたので、賴朝は梶原景季（景時の子）を招き、能因法師の古風を追懷せずやとあつた。景季は

泰衡の態度

馬を控へて、「秋風に草木の露を拂はせて、君が越ゆれば關守も無し」と卽詠されたのは、時に取つての興味を添へた。なほ斯ういふ歌道の話は所々に見えて居る。仙臺の附近に名取、廣瀨といふ兩河があるが、賴朝が此河にさしかゝるや、「我ひとり今日の戰さに名取川」と詠出されると、梶原は又早速「君もろ共にかち渡りせん」とつけたとある。それから又津久毛橋といふ橋に差しかゝるや、梶原平二景高（景時の子）は「みちのくの勢は味方に津久毛橋、渡してかけん泰衡が首」と詠じた。渡して架けるとは橋の緣語である上に、梟首の意味があるので、賴朝は祝言の由を大層喜ばれた。奧州はナカ〳〵名所が多く、西行法師の歌にも「みちのくは奧床しくぞ思はるゝ、外の濱風壺の石ぶみ」などいふのがある。賴朝も至るところ新風景に接し、詠歌などを事とし、以て旅情を慰めたものゝ樣である。

さて一方泰衡は如何といふに、賴朝が攻めて來るといふ事を聞き、一たびは驚いたであらうが、清衡以來の豪族であり、しかも奧羽地方の帝王を以て任じた程の者ではあり、念珠の關と白河の關とを鎖ざしさへすれば、何者も這入ることは出來ぬ位の考へであつたらしい。斯て先づ出羽の方へも田河太郎行文、秋田三郎致文を

阿津賀志山の戰

主將として若干の兵を添へて出し、一方また伊達の大木戸方面へも兵を出したのである。彼が本據の地(平泉)から伊達の大木戸までは約四十里の行程である。而して異母兄國衡を主將として遣はし、自身は國分原鞭楯(國分原は今の宮城野で此地は古へ國分莊といひ國分寺のあつたところ、鞭楯は南目村にある榴岡(ツツジガヲカ)の事であらう)に陣取つた。

八月七日に頼朝の軍は陸奧國伊達郡阿津賀志山の邊國見澤に着いた。泰衡は頼朝が進發の事を聞くや阿津賀志山に城壁を築き、要害を固めしめ、國見宿と彼山との中間に俄かに口五丈の堀を構へ、阿武隈川の流を堰入れて柵とし、異母兄國衡に之を護らせ、從軍二萬餘騎に及び、凡そ山内三里の間は健士が充滿したといふ事である。

阿津賀志山の地理

さて此阿津賀志山(厚樫山)の所在については諸説があれども、福島縣廳の調査(主として伊達郡五十澤村大和田眞平氏の調べたるもの)によれば、阿津賀志山は今の國見山の事で、直立六七十丈あつて、南面して居り、極めて要害の地で、麓に國道が當つて居り、泰衡等が當時掘つた二重堀の跡が今も歴々として存して居るといふ事である。厚樫山については以上の説が尤もらしく思はれる。

(郡村誌)岩代國伊達郡大木戸村山　國見山　又阿津賀志山ト云　北部ノ西邊ニシテ、陸前街道ノ西ニ在リ、

厚樫山附近之圖
北
東
西
南
旭山
泉田村
小坂村
藤田村
森山村
山崎村

高四十五間、周圍十五町、(本村地内)樹木生セス、只茅筏繊草ヲ生ス、西南ハ石母田村ニ屬シ、東北(○東南ノ誤)ハ本村ニ屬ス、文治中、藤原泰衡、重隍ヲ鑿チ、關寨ヲ固クシ、庶兄國衡ヲシテ、鎌倉勢ヲ禦カシムル處ナリ、敗隍、猶存ス、

國衡等敗戰す

さて頼朝は明曉國衡の先陣を攻撃しようと思ひ、其夜畠山重忠をして彼の堀を埋めさせた。かくて翌朝(八日)敵の前衛を破つたが、賊徒は退きて敗北の由を國衡に告げた。九日の夜、三浦義村、葛西清重等は先登せんとして終夜峰嶺を越えて木戸口に逼つた。一方小山朝光以下七騎の者は、又山案内者を連れ、土湯(ツチユ)の嵩(タケ)(信夫郡土湯村にあり)取鳥越(トツトリゴエ)(取鳥村より厚樫山の後方にある諸山脈を越えて進む道であらう)等を越え、大木戸の上、國衡が後陣の山に攀登つて攻撃を加へたので、搦手が攻め來つたとて賊徒は大に驚き、遂に敗走した。國衡も周章狼狽して奥の方へ遁れたが、頼朝の軍は之を追うた。その日(十日)の暮方、和田義盛が芝田郡大高宮(柴田郡金ケ瀬大字平にある郷社)の邊に至るや、國衡は出羽道を經て、大關山(笹谷峠のことで、柴田郡笹谷村から羽前の南村山郡に出る縣道で有也無也の關ともいふ)を越えようと思ひ、丁度この宮の前に差しかゝつて義盛と相遇ひ、互に弓を以て戰つたが、遂に誅せられた。

頼朝多賀國府に着す

十一日頼朝は船迫宿(フナノハザマ)(柴田郡船迫驛)に逗留し、十二日には多賀國府(宮城郡市川村)に着いた。海道の主將千

葉常胤、八田知家等も阿武隈川を渡つて參會した。十三日には比企藤四郎、宇佐美平次等が出羽へ打入て泰衡の郎徒田河行文等を誅した。さて泰衡は國衙が敗北の事を聞くや、一戰にも及ばず退去したが、其後或は玉造郡に居るといひ、或は國府中山、上、物見岡（宮城郡高森國府の北長命山）に居るといひ、諸說紛々たる有樣であつたが、多分玉造郡に居るものとなし、賴朝は黑河を經て彼郡に到り、物見岡へは小山朝政を遣はしたが、賊の士卒が四五十人居つたばかりである。廿日には賴朝自身同郡多加波々城（葛岡村にあり）を攻めたが、こゝでも泰衡は既に遁れて郎徒のみが居つて降參した。これより葛岡郡（秀衡の頃から玉造郡を割いて私に葛岡郡を置いたらしい）に出で、岩井郡平泉に赴かんとした。平泉は泰衡が本館のある所ゆゑ、輕擧を戒め、二萬の軍を調へて進發せしめたが、格別の抵抗も無く松山道に差しかゝり、それより津久毛橋を通り、廿二日に平泉に着したが、泰衡は此處にも止まらず、邸宅に火を放つて奥の方へ遁れて了つた。

賴朝平泉に着す

地理上の研究

さて少々此に當時の地理、主として道路に就いて陳べて見よう。右に就いては大槻文彦博士の考へが復軒雜纂の中に見えて居り、頗る參照となすべきものがあるから、自分もそれを參考として陳べて見よう。同氏もいはれた通り、之は

「陸奥話記」に見えた源頼義の前九年役に於ける北征の進路と今回の源頼朝の進路とを對照して見ると大に發明する所があるのであるから、先づ左に兩書の記事の梗概を擧げて見よう。

〔陸奥話記〕 七月廿六日(康平五年)國府を發し八月九日に栗原郡營岡(タムロガヲカ)に到る云々、十六日松山道以南磐井郡中山大風澤に赴き、翌日同郡萩馬場に至る、小松柵を去ること五町有餘なり、件の柵は是れ宗任の叔父僧良照の柵なり云々、件の柵は南に深淵の碧潭を帶び、西北に壁立の靑巖を負ふ云々、又磐井郡仲村の地、陣を去ること四十餘里なり、兵士三千餘人を遣はし、亦た稻禾等を苅りて軍糧に給せしむ云々、貞任等九月五日を以て精兵八千餘人を率ゐ、地を動かして襲ひ來る云々、貞任等遂に以て敗北し、官軍勝に乘じ北ぐるを追ふ、賊衆磐井川に到り、或は高岸に墜ち或は深淵に溺る云々、貞任遂に高梨宿並に石坂柵を棄て、逃げて衣川關に入り、壑に投じ谷に墜ち、三十餘町の程斃亡人馬宛ら亂麻の如し云々、同六日將軍高梨宿に到り、卽日衣川關を攻めんとす、件の關は素より隘路嶮岨、崤函の固に過ぐ、然り而して三人の押領使之を攻む、武貞(淸原)は關道より攻め、頼

貞(橘)は上津衣川の道より攻め、武則(淸原)は關下道より攻む、武則人をして彼岸の曲木によつて兵士を越え渡らしめ、偸かに藤原業近が柵に到り、火を放ちて燒かしむ、貞任等業近が柵の燒亡するを見て大に駭き、遁奔して鳥海柵を保つ云々、

(吾妻鏡)八月七日(文治五年)泰衡は栗原、三迫、黑岩口、一野邊に若九郎大夫、余平六已下の郎從を以て大將軍となし、數千の勇士を差置く云々、十二日二品(賴朝)多賀國府に着き給ふ、十四日泰衡玉造郡に在る由風聞、亦た國府中山上、物見岡に陣を取る由其告げあり、綷(コト)兩端に亘り、賢慮未だ決せずと雖も、玉造に在る儀、猶ほ然るべきの間、多賀國府より黑河を經、彼郡に赴かしめ給ふ云々、廿日二品玉造郡に赴かしめ給ひ、則ち泰衡が多加波々城を圍み給ふところ、泰衡兼ねて城を去つて逃亡す云々、此上は葛岡郡に出で平泉に赴かしめ給ふ、廿一日泰衡を追ひ岩井郡平泉に向はしめ給ふ、泰衡が郎徒、栗原、三迫等の要害に於て防ぎ奉りしも利を失ふ、爰に二品松山道を經て津久毛橋に到り給ふ、二十二日泰衡が平泉に着御す。

多賀國府膽澤城間要地圖
歴史上の地名は 朱書
當時の道路は
陸中
陸前
羽後
羽前
岩谷堂
金ヶ崎
膽澤城
膽澤八幡
水澤
膽澤川
前澤
平泉
長坂
磐井川
一ノ關
千厩
薄衣
藤澤
北上川
一迫川
二迫川
三迫川
鬼首峠
鬼首
新庄
舟形
中山
鳴子
川渡
池月
眞坂
岩ヶ崎
稲屋敷
栗原
有壁
金成
花泉
石越
若柳
築館
伊豆沼
佐沼
米谷
登米
迫川
柳津
岩出山
荒雄川
中新田
小野田
四竈
古川
小牛田
涌谷
和渕
松山
坂本
廣渕
吉岡
富谷
石巻
小野
野蒜
松島
利府
塩竈
多賀國府
七北田川
七北田
仙臺
長町
中田
増田
名取川
廣瀬川
尾花澤
楯岡
天童
関山峠
山形
川崎
槻木
岩沼
大河原
白石
亘理
阿武隈川
北
縮尺八十五万分之一
盧田伊人作圖

奥州の道路

古への道路は山の手に寄る

延喜式に見えた驛の研究

兩方の記事をつき合せて見るに道順は大方一致して居る。一體奥州街道は今日鐵道線路があり、又舊國道があるのであるが、古への道路は是等よりは餘程山の手によつて居たやうに思はる。そのゆゑは古へに於ては大河を横切ることが困難であつたから、山により河の淺瀬を横切つて通過して居たのである。延喜式兵部省の陸奥國の驛次を見るに（仙臺以北について）宮城、栖屋、黒川、色麻（シカマ）、玉造、栗原、磐井、磐基、白鳥、膽澤の順序である。右の驛次を今の地名に當て嵌めて見ると、不明なるものもあるが、大體は之を明らかにすることが出來る。先づ宮城驛は宮城野の國分寺のあつた邊と思はれる。次は栖屋驛であるが、之は所在不明といふが、一説には柄屋（ツカヤ）と讀ませ、今の岩切村の邊だらうといふのである。

黒川驛は今の黒川郡の下草村の字に黒といふものがあつて、此邊であらう。色麻（シカマ）驛は加美郡の東南境なる四竈村であらう。玉造驛は今の玉造郡岩出山の北の葛岡村に多加波々城址がある。此邊であらう。吾妻鏡にも多加波々城の事が見えて居る。栗原驛は栗原郡柳目（ヤナギノメ）村を經て宮野村に出る道があるが、その宮野の北、黒瀬に長者屋敷といふのがある、之が驛長の居所で栗原驛の址であら

營岡

うと言はれる。以上の如く宮城驛から栗原驛に至るまでの驛路が西に迂回して居るのは、上世、今の志田、登米、栗原諸郡の平野には鳴瀨川、江合川、迫(ハサマ)川、北上川等が漫流して居て、泥濘の地が極めて多かつた故と思はれる。

それから栗原驛から北に向つて進み磐井郡に入ると、今の上黑澤村が磐井驛であらう。磐基驛は和名抄に磐本になる、同じものであらう。岩井郡一ノ關に岸本の地がある、之であらう。白鳥驛は今の膽澤郡の白鳥村であり、膽澤驛は同郡水澤町の西北なる上葉場(ウハバ)村であらう。

さて又葛岡村多加波々城址の邊から東北に向ひ、栗原驛に出で、更に北向して(今の岩ヶ崎から賢貝を經て)磐井郡に入る古驛路があつて、此道を當時松山といつた。(名稱の事は後に陳べる)又葛岡村から直北に向つて(今日の荒谷、高清水、築館、姉齒を經て)磐井郡に入る道がある、之を黑岩口といつた。營岡(タムロガヲカ)の址は此道より東四五町、八幡村なる三面斷崖の山頂にある。賴義は營岡より松山道に入て進み、賴朝も別將をして黑岩口を破らせ、自身は松山道を進んだとある。又吾妻鏡に栗原、三迫、黑岩口、一野と次第してあるが、三迫は栗原郡の北境二十八村の稱で、其地の岩が崎の內に今も黑岩館といふ

古城址が存して居る。又一野とは今の磐井郡の南境なる市野々村の事であらう。

松山道

松山道とは栗原驛を過ぎて其北小堤村に松山といふ地がある、此地を歴る道であるから斯く稱したものであらう。(一説に此道は多く山の手にかゝり、且つ松を移植されてあつたから此名があつたのであらうと)津久毛橋は小堤村の北稍ゝ西なる平形村、岩崎村(岩ヶ崎にあらず)の境へ三迫川に架せる土橋であらう。磐井郡の中山、大風澤は其地未詳である。荻馬場は封内風土記に西磐井郡の南境なる上黑澤、下黑澤、赤荻、山目、二關等十二村を荻莊と稱すとあれば、荻馬場は荻の里の驛舍の義で、上黑澤村が其地であらうといはれる。小松柵は所在不明であるが、荻馬場を去ること五町餘といひ、且つ深淵を帶び、絕壁を負ふとあれば磐井川の南岸にあつた事と思ひやられる。石坂柵も所在不明であるが、封内風土記の赤荻村に駒泣坂、鐙越等の地名があり、且つ傳に、古昔、田村麿經歷の路とあれば、此邊かも知れぬ。

衣川柵

又衣川關、衣川柵は諸說があるが、安倍氏の據つた者は、膽澤郡の南端下衣川村に其遺址があつて今の國道よりは西に當る、(衣關とは衣川關に至る

中尊寺及び平泉は要衝の地

泰衡は贄柵にて家臣に殺さる

途中の關門で衣川關（或は衣川柵）とは別と見える）（一五頁安倍氏衣川館の條參照）なほ泰衡が源義經を置いてあつた高館（一に衣川館）を以て安倍氏の衣川關と混同してはならぬ。

本來中尊寺及び平泉一帶の地は仙臺から盛岡に至る中間に於ては土地が高燥で極めて要衝を占めて居て、安倍氏や藤原氏が此地に根據を置いたのも當然の事と思はれる。されば泰衡たる者はこゝで最後の決戰をなすべきであつたが、厚樫山で敗戰後の彼は、最早如何とも仕難き形勢に立至つたものと思はれる。かくて泰衡は家門を過ぐれども一日も逗留することが出來ず、家屋に火を放つて奥の方へと遁れた。廿五日に千葉胤頼等が衣河館（之は義經の居た高館の事で安倍氏の居た衣川柵とは別のものである）に至つた所が、前民部少輔基成（藤原信頼の兄であるが、のち陸奥守となる、秀衡が妻の父）父子が歸參した。九月二日に頼朝は岩手郡厨河邊に赴き（吾妻鏡に岩井郡とあるは誤で、今は南岩手郡で下厨川になる）泰衡を尋ねたが、彼はこゝにも居らず、夷狄島を差して糠部（ヌカノブ）部（岩手以北を指して糠部といふ）に赴いたといふ事である。それから彼は又肥内郡（一に比内）贄柵に赴いたのであるが、此で遂に家臣河田次郎の爲に殺されてしまつた。時に年は卅五歳であつた。

〔吾妻鏡〕九月三日庚申、（文治五年）泰衡被圍數千兵、爲遁一旦命害、隱如鼠、退如鶂、差夷狄

島、赴二糠部郡一、此間相二恃數代郎從河田次郎一、到二于肥內郡贄柵一之處、河田忽變二年來之舊好一、令三郎從等相二圍泰衡一梟レ首、爲レ獻二此頸於二品一、揚レ鞭參向云々、

陸奥押領使藤原朝臣泰衡年卅五

鎭守府將軍兼陸奥守秀衡次男、

母前民部少輔基成女、

文治三年十月、繼二於父遺跡一、爲二出羽陸奥押領使一、管二領六郡一、

六日癸亥、河田次郎持二主人泰衡之頸一參二陣岡一、令三景時奉二之、以二義盛、重忠一被レ加二實驗一上、召二囚人赤田次郎一被レ見之處、泰衡頸之條、申下無二異儀一之由上、仍被レ預二此頸於義盛一、亦以二景時一被レ仰二含河田一云、汝之所爲、一旦雖レ似レ有レ功、獲二泰衡一之條、自レ元在二掌中一上者、非レ可レ假二他武略一、忽二忘譜第恩一、梟二主人首一、科已招二八虐一之間、依レ難二抽賞一、爲レ令レ懲二後輩一、所レ賜二身暇一也者、則預二朝光一、被レ行二斬罪一云々、其後、被レ懸二泰衡首一、康平五年九月、入道將軍家賴義獲二貞任頸一之時、爲二横山野大夫經兼之奉一、以二門客貞兼一、請二取件首一、令三郎從惟仲懸二之、以二長八寸鐵釘一打二付之一云々、追二件例一、仰二經兼曾孫小權守時廣一、時廣以二子息時兼一、自二景時手一、令レ請二取泰衡之首一、召二出郎從惟仲後胤七太廣綱一、令レ懸レ之、釘同二彼時例一云々

贄柵の所在

贄柵の所在については奥羽觀蹟聞考志には二戸郡二戸であらうとあり、奥州五十四郡考にも殆ど同樣の說があるが、三代實錄の元慶二年七月十日の條に（藤原保則等が賊を討つ條）「又秋田城下賊地者、上津野、火内、榲淵、野代云々」とある。この上津野は卽ち今の鹿角、榲淵といふも今現に北秋田郡阿仁にその地があれば、火内は卽ち肥内で、往昔、北秋田郡の過半を指して比内郷、又は比内郡といつたといふ事である。されば、二戸說よりは此方が正しい事と思はれる。（此地は今は出羽に屬するが、古くは陸奥に屬して居たといふ）贄柵は今は贄村字二井田に其古跡があるといふ。『增見遊覽記』（三十二上、比内贄のしからみ）に小田の中路はる〲と行ば、二井田のやかたも、やゝ近く見やられたり、（中略）ところ人は、太郎國衡（實は泰衡の誤）のこゝにて、うたれたりけるとおもふにや、吾れも人も、西木戸蘁といひて、田の神とあかめまつる。（中略）二井田は贄田のゆへにや、贄の柵の址や、此あたりをいふらん」とある。大體は之で察する事が出來る。（予輩は先年此地に遊んで調査した事がある。その要は歷史地理第二卷に見えて居る。）

四日に賴朝は志波郡に着いたが、比爪入道俊衡は大に驚き、當郡比爪館（或は日詰と書く、紫波郡郡山驛の北、二日町新田にある）を燒いて奥の方へ赴いた。因て三浦義澄等をして追討させた。

頼朝陣岡に着す

頼朝は陣岡蜂社(陣岡は紫波郡宮手村に、蜂ケ社は同郡升澤村にある)に陣した。時に北陸道の追討使比企能員等は出羽の諸城を靡けて參會したので、軍士は廿八萬四千騎に達し、士氣極めて旺盛であつた。六日に河田次郎は主人泰衡の首を持つて陣岡に參上したが、頼朝は其不忠を責めて遂に之を誅した。頼朝が鎌倉を出發してから此に至つて五十餘日である。

藤原氏滅亡の事情

奥羽の富と藤原氏の强大とを以てして格別の戰爭もなく、斯く滅亡したのは不思議の感がないでは無いが、實は淸衡、基衡以來、獷俗を改めて國內の平和を企圖し、且つ上國の文化に瞳憬したる結果は、不知不識文弱の弊に陷つたものであらう。秀衡のとき、徒に尊大を粧ふも既に進取の氣象は缺乏して居て、平家よりの依頼、朝廷よりの御仰せがあつても、彼は更に軍兵を動かす事も無かつたのである。泰衡に至つては父の遺言にさへ背いて義經を討つて出した程であれば、論ずる迄も無い事である。されば其强大に見えたのは外形のみで、內部は既に朽損して居たのである。頼朝が精練の兵力を以つて之に臨めば、その敗滅を見るは當然の成行きといふべきである。されども攻勢と守勢との關係もあることで、守るものは遂に

屆するの道理を示して居るともいふべきである。泰衡が部下の勇士由利八郎と賴朝との問答は、又この戰爭の內情の一面を物語つて居る處であるから左に掲げて見よう。

賴朝と由利八郎との問答

賴朝は由利八郎を生擒してから問うていふやう、「己が主人泰衡は威勢を兩國に振ひ居りしを以て、刑を加ふること難儀なるべしと思ひしに、尋常の郎徒もあらざりしと見えて、河田次郎一人の爲に誅せらる。凡そ兩國を管領して十七萬騎の貫首となりながら、百日も支へられず、廿箇日の中に一族皆滅亡せしは、言ふに足らざるなり」と。時に由利申して云ふ。「尋常の郎徒は少々なきにあらざりしも、壯士等は所々の要害に分遣され、老軍は行歩自由ならざるを以て、心ならずも自殺せり、予が如き不肖の族は又た生虜せられしゆゑ、最期に相伴ふ能はざりき。抑〻故左馬頭殿（賴朝の父義朝）は海道十五箇國を管領せしに、平治逆亂の時、一日を支ふること能はずして零落し、數萬騎の主たりながら、長田庄司の爲に輙く誅せらる。古へと今と甲乙如何、泰衡が管領する所は、僅かに兩州の勇士のみなるに、猶ほ數十日の間賢慮を惱ませしは、不覺といふべからず」と。世には成敗利鈍といふこともあり、いはゆる

ハズミといふ物もあつて、人力の如何ともし難い場合もあるのである。併せ考ふべきである。

頼朝は奥州征伐につき朝廷の御氣色を憂慮す

四、平定後の處分

(1) 朝廷への上奏及び民政上の注意

頼朝の奥羽征伐は前にも陳べた通り、もと勅許を待たずして決行した事であるので、頼朝も少からず朝廷の御氣色を憂慮し、亂が平ぐや九月八日を以て事の始末を上奏し、去七月十九日に鎌倉を出發せし以來、處々にて賊を破り、九月三日遂に泰衡の首を獲たる次第を申上げた。然るに翌九日京都藤原能保からの使者が陣ヶ岡に到着し、去七月十九日付(頼朝が奥州へ出發せる日に當る)の口宣を持參された。その趣は泰衡を追討してよいとの御事である。又院宣をも副下され「奥州追討の事は一旦制止を仰せられたが、再度の申出の趣然るべし」との御事であつた。件の使者の言によれば、此宣旨は去七月廿四日に奉行藏人大輔(宮内大輔藤原家實)から帥中納言(藤原經房)に送られ、同廿六日帥中納言から藤原能保に送られた。依て右の使者として同廿八日に京都を出發したのであるとの事である。その宣旨にいふ。

泰衡追討の宣旨

文治五年七月十九日宣旨

陸奥國住人泰衡等、梟心禀性、雄張邊境、或容隱賊徒、而猥同野心、或對捍詔使、而如忘朝威、結構之至、既涉逆節者歟、加之掠籠奥州出羽之兩國、不輸公田之乃貢、恒例之佛神事、納官封家之諸濟物、其勤空忘、其用欲缺、奸謀非一、嚴科難遁、冀仰正二位源朝臣、征伐其身、永斷後濫、

藏人宮內大輔藤原家實奉

朝廷に於かせられても、賴朝が既に出征せしを聞召され、止むなく勅許せられたものと推察せらる。かゝる次第なれば賴朝は既に勅許はあつたけれども、猶ほ胸中安んせざるものがあつたと見えて、其十八日捕虜等の事を言上すると同時に、私の言上として帥中納言經房に宛て「今年許暫と御制止候を、催軍士不可默止之間、無左右打入候て、如此令追討泰衡候訖、宣旨の候へば、不及左右候へ共、御氣色恐思給候、又公卿僉議も候けると承候、内々御氣色可仰給候、當時恐入候也」と申出て居る。その後十月二十四日鎌倉へ歸着の後も、大江廣元を以て經房及び能保に宛て奥州平定に付彼の黨類を具して鎌倉へ歸つた由を消息せしめた。併し朝廷に於かせられて

上野下野の乃貢を運送して軍粮に當つ

將士の掠奪を戒飭す

豐後介實俊等諸郡の券契郷里の田畠等を辨定す

は頼朝の專斷を咎むる事もなく、却て忽ち治平の功を奏した事を感賞せられた。

次は民政上の事であるが、それが又中々行き屆いたもので、頼朝は出征のため民庶の出費を慮り、豫め上野下野兩國の乃貢を運送して以て軍粮に當てしめた。されば軍中に飢餓の憂もなく、綽々として餘裕を存したといふ事である。又部下の士卒等が民物を掠奪し、或は寺院を荒すやうな事があれば、判り次第容赦なく之を處分された。例せば九月九日に頼朝が蜂社に逗留中、近邊に在る高水寺の僧侶が、頼朝の家人が當寺金堂の壁板十三枚を放ち取つたと訴ふるや、頼朝は直に其犯人を尋ね、衆徒の面前で犯人の左右の手を切り、釘を以て板面に打附けさせ、以て一般の奪掠を戒めたといふ事である。又示していふやう、泰衡は追討したけれども、清衡以下三代の間に造營した寺院や堂舍は之を大切にし、寺領等も元の通り寄附すべしとて其旨を一紙に認めて圓隆寺の南大門に張出された。同月十四日、頼朝は奧州羽州の兩國の省帳田文已下の文書を求められたが、平泉館炎上の時燒失して其巨細は知り難かつた。因て古老に尋ねらるると、奧州の住人豐前介實俊並に其弟橘藤五實昌が故實を知つて居る由を聞き、召出して問うた所が、兩人は兩國の繪

民政上諸般の注意

圖を暗記し、忽ち注進した。諸郡の劵契、郷里の田畠を辨定し、山野河海も悉く之を記し、たゞ餘目（アマルメ）（地名）に於て三ヶ所を記し漏したのみであつたので、賴朝も殊の外に歎稱した。尋で同月廿日奧州羽州等の事吉書始めがあつた後、勇士等の勳功の賞を行ひ、廿二日葛西清重をして陸奧國の家人等を管領せしめ、尋で平泉郡內檢非違所の事を掌つて、諸人の濫行を停止し、罪科を糺斷せしめた。また地頭等が新儀を行ひ土民を煩はさんことを恐れ、一紙の張文を多賀國府に置き、於二國中事一任二秀衡之先例一可レ致二其沙汰一者也と命ぜられたのは、世上に賴朝の治體に通じたことを稱讚する所である。又留守職等が出羽の檢地を行ひ、所々の地頭等の間田を倒す（停廢して公田となすこと）由、地頭等の訴へがあるや、賴朝は驚いて更に令を下し、於二出羽陸奧一者、依レ爲二夷之地一、度々新制にも除訖、偏守二古風一、更無二新儀一、然者件間田等何被二停廢一哉、有二公田之外間田一者、如二年來一にて不レ可レ有二相違一云々と仰せられた。尋で葛西清重に命じ「奧州は今年稼穡不熟なるが上に、賴朝多勢を引率して數日逗留せるにより、民戶安堵し難し、殊に平泉の邊は秘計を廻らして窮民を救はるべし、又岩井、伊澤、柄著差（エザシ）以下三箇郡は山北郡の方より農料を遣はし、和賀、部（稗）貫兩郡は秋田郡より種子等を遣はさるべし、

又目下深雪の際たるにより、民の煩あるべきに付、明春三月中に施行すべし」と仰せられる等の事があつた。

(2) 功臣の分封

葛西清重奥州總奉行となる

陸奥出羽兩國は從來夷狄の地として、俘囚長をして之を統轄せしめた。所謂安倍貞任、清原武則、藤原清衡の一族等は卽ちそれである。然るに頼朝は一たび此地が討平してから、諸功臣を分封し、且つ適當なる吏員を置いて之を治めしめた。前記の通り葛西清重は奥羽總奉行として當國の家人を綏撫せしめ、又兼ねて平泉の檢非違所の事を管して土民を鎭撫させた。(清重は勳功によつて膽澤、磐井、牡鹿の諸郡を賜はらる。)

伊澤家景陸奥留守職となる

また建久元年三月には陸奥留守職を置き、伊澤家景を以て之に任じ、國内の人民の愁訴を聽かせ、淸重と相竝んで鎭撫の事に當らせた。

諸功臣の分封

また功臣分封の重なる者を擧ぐれば次の如くである。

千葉常胤――陸奥國伊澤郡を賜ふ、

常胤三男

武石胤盛――奥州亘理郡を賜ふ、

同四男
大須賀胤信――陸奥國岩城郡を賜ふ、
同五男
國分胤通――奥州宮城郡國分郷を賜ふ、
同六男
東胤頼――陸奥國黑川郡を賜ふ、（以上、奥羽秘鑑）
結城朝光――白川、岩瀨、名取の三郡を賜ふ、（白河古事考）
伊達時長――伊達郡を賜ふ、（伊達族譜）
伊達家譜には朝宗
南部光行――九戸、閉伊、鹿角、津輕、糠部の五郡を賜ふ、（寬政重修諸家譜）
信夫秀行――安達郡を賜ふ、（四本松傳記）
河野通信――奥州三迫を賜ふ、（豫章記）
橘公業――出羽國秋田郡内揚田、豐春、小鹿島、伊森、桃河、吉田、瀧河、砥分、大島を賜ふ、（橘姓澁江氏由來記）

阿曾沼廣綱――陸奥國閉伊郡を賜ふ、（阿曾沼家乘）

工藤祐經――安積郡一圓、安達の内玉井、茨瀬、簑輪、名倉を賜ふ、（奥州棟記）

首藤經俊――陸奥、越後二國の内數郡を賜ふ、（山内家譜）

大友能直――陸奥國の内二郡を賜ふ、（歴代鎭西要略）

奥羽の地も王化に浴す

功臣の餘國に於て封土を授けられたる者は暫く措き、陸奥出羽兩國内に分封された者は大體以上の諸氏であるが、斯くの如く、部下の將士を各地に置かれたので、夷狄の地も次第に王地の姿になり行いた事であらう。されども餘りに劃一主義になづむことを恐れ、諸事多くは秀衡の舊制に準據せしめて、幾分の餘裕を存したのである。かくて從來は白河關以東に一王國の存在した觀があつたのが、次第に王化に歸するに至り、日本の領土が擴大したかの思ひがせられる。是等が頼朝の功績の一つである。

(3) 賊徒の再發

大河兼任亂をなす

文治五年十二月、故泰衡の郎徒大河次郎兼任等が反逆を企て、或は伊豫守義經と號し、或は左馬頭義仲の嫡男朝日冠者であると稱し、兵を卒ゐて鎌倉へ發向せんと

兼任誅に服す

するとの風聞があつた。よつて頼朝は書を小諸光兼、佐々木盛綱已下越後、信濃等の家人に遣はして之を伐たせた。又工藤行光、由利中八維平、宮六傔仗國平等を奥州へ發向させたが、兼任等の勢が一時猖獗で中々功を奏し得なかつた。そこで翌六年正月八日、千葉常胤を海道の將とし、比企能員を山道の將とし、且つ上野、信濃等の家人等に令して共に進發せしめた。足利義兼も亦た追討使として加はり、遂に賊を栗原、一迫等に破つた。兼任は退いて外濱（ソトノハマ）と糠部（ヌカノブ）との間なる多宇（タウ）末井梯（マヰノカケハシ）（山の名で今東津輕郡野内村にある）に據つたが、又敗れて三月十日に樵夫等に殺されて亂が平いだ。かくて此後は叛亂の事は更に無かつた。

（附記）　一、鬼界ヶ島の征服

頼朝の考へといふものは日本全國を討平するにあつたので、文治三年の頃から鬼界ヶ島征服の議があつた。これは平家の餘黨殊に義經の黨類が此地に遁れ居るかを疑つたからである。鬼界ヶ島とは源平盛衰記にも見えて居り、或は五島に分れ居るとか或は七島に分れて居るとかいへば、要するに南島諸島を指したものと思はれる。かくて文治三年九月廿二日に、宇都宮信房を遣はして鎮西奉行天野遠景

鬼界ヶ島の征討

攝關等は征討を難んず

と共に鬼界ヶ島を征討させようとしたが、此島は古來船帆の通じてない所であると、遠景等も躊躇の色があり、又その事が朝廷に聞えたところが、攝政家（九條兼實）からは頼朝に諷諫されていふやう、「三韓を降服したのは上古の事で、末代に至つては人力の及ぶ所でない。殊に彼の島は日本の果てで、地理も知り難いから、將士を遣はして追討しても煩ひがあつて益はあるまい」との事であつた。之を見ても當時の廷臣等が如何に迂濶で、地理にも不案内であり、三韓と鬼界ヶ島とを混同するが如き形勢があり、殊に萬事「事なかれ主義」であつた事が推察される。頼朝も一時猶豫の體であつたが、其後、宇都宮信房から鬼界ヶ島の航路や地理などを詳しく注進したので、更に征討の事を命じ、文治四年五月十七日、遠景已下の人々が彼の地に渡つて合戰を遂げ、總べて降服せしめたと云ふ事である。

鬼界ヶ島を討平す

（吾妻鏡）十二月十日癸未、（文治二年）今日藤原遠景爲鎭西九國奉行人、又給所々地頭職等云々○九月廿二日庚申（文治三年）所衆信房（號宇都宮所）爲御使下向鎭西、是天野藤内遠景相共可追討貴海島之旨、依含嚴命也、件島者、古來無飛船帆者、而平家在世時、薩摩國住人、阿多平權守忠景、依蒙勅勘、逐電于彼島之間、爲追討之、遣筑後守家眞（貞カ）家

宇都宮信房貴賀井嶋の地理を報ず

眞粧軍船、雖及數度、終不凌風波、空以令歸洛云云、今度同意豫州之輩、隱居歟之由、依有御疑貽、有此儀、又去年河邊平太通綱到件島之由聞食之間、殊所思召企給也云々、遠景元來在鎮西云云、○二月廿一日丁亥、文治四年天野藤内遠景去月狀、昨日自鎮西參着、去年窮冬令郎從等渡貴賀井島窺形勢訖、令追捕之條、定不可有子細、但雖相催鎮西御家人等、不一揆之間、頗以無勢、重可被下御教書云々、所衆信房自身可渡海之旨、殊結構、然而遠景加制止之間、遣親類等尤爲精兵之由載之、此事兼日、風聞于京都、仍自執柄家、有被諷諫申之旨、降伏三韓者、上古事也、至末代者非人力所可覃、彼島境者、日域太難測其故實、爲軍(將)士定有煩無益歟、宜令停止給之由云々、就之暫可令猶豫之旨被仰遣遠景云々、○三月五日辛丑、所衆信房、去月之比、自鎮西進書狀、貴賀井島渡事、條々言上、去年依窮得件形勢、海路次第令畫圖之、献覽、是爲難儀之由、諸人依奉諷詞、頗雖思食止、御覽彼繪圖之後、强不可疲人力歟之由、更思食立云々、此事信房殊竭大功之間、今日所被加賞也○五月十七日壬子、遠景已下御使等渡貴賀井島、遂合戰、彼所已歸降之由、所言上也、而宇都宮所衆信房、殊施勵功云々、

二、朝鮮征伐の傳説

頼朝が朝鮮征伐の傳説の由來

次に頼朝が朝鮮までも征伐したといふ傳説があるのであるが、その眞僞並に傳説の由來について一言したいと思ふ。

この傳説の起りは吾妻鏡建保元年五月三日和田合戰の條に「鎭西住人小物又太郎資政、攻二入義盛の陣一、爲二義秀一被二射取一、是故右大將家御時、被レ征二高麗一之大將軍也」とある。また古今著聞集（卷九、武勇第十二）に「去程に右大將高麗國を責し時の追討使に、あま野の式部大夫遠景むかひけり、大將家のきり物にて、次官藤内といはれし藤内は是也、西國九國を知行の間、そのいきほひいかめし、高麗國打しなへて上洛の時云々」とある。

鬼界ヶ島の征伐を訛傳せるか

對馬守親光高麗に渡つて平家の亂を避く

この二つが傳説の根本と思はれる。小物又太郎資政が高麗征服の事は他に所見がないから不明であるが、天野遠景の事は前記の鬼界ヶ島征伐の事蹟を誤り傳へたのでは無いかと思はれる。殊に當時地理に不案内な人々の間には、三韓と鬼界ヶ島との區別が立たず、同じ方向にある樣に考へたらしく思はれるので、彼是れ相混同したかとも想像される。こゝに又頼朝には外戚に當る對馬守親光は其任所（對馬）に居たが、平家の亂の際に、一時止むなく高麗國に渡海し、彼地に住居し高麗國主か

ら三箇國を賜はられたのである。かくて平家滅亡の後、賴朝は人を遣はして彼地から親光を迎へて歸朝せしめ、對馬守に還任させたといふ事實がある。之は征伐の爲ではなく、親族を迎へ取る爲であつたのであるが、彼是れ相混同したのかも知れぬ。右の外に賴朝外征の史實は一向に見當らないのである。親光に關する事蹟は吾妻鏡に見えて居り左の如くである。

〔吾妻鏡〕三月十三日（元曆二年）丙申、對馬守親光者、武衛御外戚也、在任之間、爲平氏被襲之由、依有其聞、可迎取之旨、今日被仰送參河守（參河守は範賴にして時に鎭西にあり）之許、剩作過書所被遣也、

下　西海山陽道諸國御家人

可令早無事煩勘過對馬前司上道事、

右彼對馬前司、自任國所被上道也、諸國路次之間、無事煩、無狼籍、可令勘過之狀、所仰如件、以下

元曆二年三月十三日

前右兵衛佐源朝臣

五月廿三日丁巳、參河守範頼受二品之命、爲對馬守親光迎、可遣船於對馬島之處、親光、爲遁平氏攻、三月四日、渡高麗國云々、仍猶可遣高麗之由、下知彼島在廳等之間、今日旣遣之、當島守護人、河内五郎義長、同送狀於親光、是平氏悉滅亡訖、不成不審、早可令歸朝之趣、載之云々、○六月十四日乙丑、參河守範頼並河内五郎義長等、受二品命渡使者於高麗國之間、對馬守親光歸著彼島云々、是去々年、自當島欲上洛之折節、平家零落于鎭西之間、路次依不通、不能解纜、猶以在國之處、爲中納言知盛卿、並少貳種直等奉行、可令參屋島之由、及其催、九州二島、中國等皆雖從于平家之方、親光猶運志於源家之間、不行向、仍三箇度被遣追討使、所謂高二郎大夫經直（種直家子）兩度、拒押使宗房（種益郎等）一箇度也、此輩頻下國、或知行國務、或及合戰、雖存命之間、凌風波去三月四日令越高麗國之時、相伴姙婦、仍搆假屋於曠野之邊產生、于時猛虎窺來、親光郎從、射取之訖、高麗國主、感此事、賜三箇國於親光、已爲彼國臣之處、有此迎歸朝、件國主殊惜其餘波、與重寶等、納三艘貢艦、副送之云々、○十月廿三日壬申（文治元年）前對馬守親光、爲公家爲武門抽大功訖、而不意兮被改任國、可還任之由、頻愁申之間、二品所被申之云々、

武家時代の研究　第二巻　終

〔附錄〕

玉海摘要

玉海は月輪關白藤原兼實の日錄にして、ものと名は玉葉といひしが、二條良基の時玉海と改む、流布本皆玉海になり、大日本史亦た玉海の名によれり、本書は第一高等學校所藏の玉海を底本とし、九條家本玉葉によりて修正せるも暫くもとの名に從へり。（編者記）

兼實内大臣ニ任ズ

玉海卷之一

長寛二年

閏十月十七日、此日經宗卿並ニ下官(兼實)大臣ニ任ズベキノ宣旨ヲ下サル(余任ニ内大臣)

仁安元年十月

十日、立太子ノ事アリ、憲仁

仁安元年十二月

二十二日、東宮ノ御袴着アリ、

仁安二年正月

廿八日、此日朝覲行幸アリ、○凡ソ近日ノ朝務罪科ノ輕重ニ從ハズ、大略解任、未曾有ノ事也、

清盛太政大臣ニ任ズ

仁安二年二月

十一日、清盛太政大臣ニ任ジ、兵仗ヲ賜ヒ、輦車ノ宣旨ヲ蒙ムリ、一位ニ叙ス、○重盛大納言ニ、成親中納言ニ、時忠參議ニ任ズ、

仁安二年三月

同　四月

十八日、興福寺衆徒申ス、前別當惠信遠流セラルベキ事、是レ去三月十日夜打ニ依テ也、十九日同衆徒吟味ノ事、

仁安二年五月

一日、去廿七日夜新大納言師長室ヲ離別シ、俄ニ宅ヲ出ヅ、今ニ在ル所ヲ知ラズ、云々、或人云、宅ヲ出ルハ一定大相國ノ女聟ニ取ルベシ云々、件女ハ大宮ノ養子ト爲リ、聟ヲ執ルベシ云々、

十五日、今日前山階寺ノ別當惠信遠流セラルベシ云々、

仁安二年六月

廿二日、來月二日故攝政殿(基實)御法事、女院御方加布施ノ事、○若山庄年貢ヲ免ゼラルベキ事、卅丁也、

仁安二年七月

十三日、中宮聊カ御不豫ノ事アリ、○去十一日軒廊ニテ顚倒云々、凡近日天下天變恠

五條内裏燒亡

異勝テ計フ可ラズ云々、主上(六條天皇)御藥、殊ニ重シ、

仁安二年閏七月

十四日、寢ニ就ク、後或人云、俄ニ上皇御不例、殊ニ以テ重リ御フ、

仁安二年八月

同　九月

廿一日、御熊野詣御進發、

廿七日、內裏燒亡也(五條內裏)寶物等皆燒ケズ、神妙也、

仁安二年十月

同　十一月

一日、產ノ間夜々ノ事前ノ內府(淸盛)許ニ相尋ヌ、返奏ニ云、御湯事、鳴絃、五位五人、六位五人宜シカルベキ歟、

六日、亥時許ヨリ產氣ノ色アリ、卯刻許平產(男子)、

廿九日、今夜御堂御八講始メ也、仍テ持病ヲ相勞リ參仕ス、公卿一人モ參仕セズ、見苦シ、

仁安二年十二月

九日、今日東宮ノ御書始也、兼實御書ノ外題ヲ書ク、

玉海卷之二

仁安三年一月

同　二月

清盛病ム

九日、去二日ヨリ前大相國(清盛)寸白ヲ惱ム、一昨頗ル以テ減氣、昨日ヨリ又增氣云々、事外六ケシ、天下ノ大事歟、上皇來六日御下向アルベシ云々、

清盛出家

十一日、前大相國申時許ニ出家ス、所惱重キ故歟、

十五日、今日上皇(二條)御下向、モト明日ノ筈ナリシニ、病危急ニヨリ俄カニ下向、

十六日、或人云、來十九日讓位ノ事アルベシ云々、

十七日、讓位俄カニ思立チ、且ツ思召ス事(御出家カ)アリ、是レ前大相國夭亡ノ後ハ、天下亂ルベキニ依テ也、

高倉天皇立タセラル

十九日、讓位事アリ、(高倉天皇立タセラル)

廿六日、來月十一日大內ニ遷幸アルベシ云々、

廿九日、太上天皇尊號ノ詔、

仁安三年三月

一日、傳聞ク、攝政ト信章ト乘リ逢フ間、信章空車ノ由ヲ稱シテ下ラズ、車ヲ破ラレ了ヌ、遂ニ下リ逐電シ了ヌ云々、

十二日、來十四日院號アルベシ、所勞ニヨリテ參リ難シ、皇太后宮ヲ以テ院號ト爲ス云々、未曾有ノ事也、末代朝政皆此ノ如シ、國母幷ニ太上皇ニ非ズ、執柄等ノ女異體、后宮ノ院號ハ凡ソ言語ニ及バサル事也、幸ヒノ人々ト謂フベシ、

十三日、大相國入道所勞減ゼズ、

十四日、尊號ノ詔書ヲ持參ス、(九條院)

九條院

仁安三年四月缺

同　五月缺

同　六月缺

同　七月缺

仁安三年八月

同　九月缺

同　十月缺

仁安三年十一月

同　十二月

廿五日、大神宮炎上ノ事アリ、

玉海卷之三

嘉應元年正月

同　二月缺

同　三月缺

嘉應元年四月

十日、安倍泰親陰陽ノ理ヲ語ル、○後三條帝ノ時有行ト師平ト相論ノ事、

嘉應元年五月缺

同　六月

十七日、今日上皇御出家也、○下官去正月ヨリ所勞ニヨリ籠居ス、尙不快ナリト雖モ、

天下ノ大事タルニヨリ相扶ケテ出仕ス、

嘉應元年七月缺

同　八月缺

同　九月缺

同　十月缺

嘉應元年十一月

同　十二月

成親遠流

廿三日、或人云、延暦寺ノ衆徒京極寺ニ集會、成親卿ヲ遠流スベキ由ヲ訴フ、○人説テ曰ク、衆徒已ニ大内ニ參ル、又上皇御所公卿等多ク以テ參集ス、又箭ヲ帶スル輩院中ニ滿ツ、○衆徒宮中ニ亂入ス、甚以テ狼籍、東西門等ニ於テハ悉ク之ヲ閉ヅ、○又大衆等左衞門ノ陣外ニアリ、其數幾多ナルヲ知ラズ、各々聲ヲ放チ鼓ヲ叩キ、高聲狼籍勝テ計フ可ラズ、○事ノ起因ハ尾張目代ト比良野神人ト相論ノ事アリ、相遞ニ訴申ス間、子細ヲ召問ハズ、神人三人ヲ禁獄ス、仍テ衆徒等奏狀ヲ以テ座主ニ任ス云々、

尾張目代ト比良野神人ト相論

廿四日、或人云、昨日早ク內裏ニ參ル、衆徒ヲ追歸スベキ由重盛ニ仰セラレ、○衆徒此事ヲ聞キテ退散、○或人云、尾張目代禁獄、尾張停任、納言配流、コレ衆徒訴訟ノ意趣也、

成親備中ニ流サル

廿五日、今曉大衆等參內、社輿ヲ迎ヘ奉ル、○成親卿ハ備中國ニ流シ、目代ハ西獄ニ禁ズ、

時忠信範配流

廿八日、此夜半計ニ時忠卿信範等配流、時忠ハ出雲、信範ハ備後

廿九日、使ヲ以テ時忠信範等ヲ訪フ、

玉海卷之四

嘉應二年正月

成親檢非違使別當

六日、小除目アリ、成親卿ハ右兵衞督ニ任ジ、檢非違使別當ト爲ル、世以テ耳目ヲ驚カス、

七日、山ノ大衆發向スベシ云々、

頼盛福原ニ向フ

十三日、或人云、頼盛卿今夜福原ニ向フ、是レ入道相國ノ命ニ依テ也、重盛卿モ亦明日向フベシ云々、○山僧發向ノ風聞、

十七日、入道相國今曉入京云々、○又成親別當ヲ停止セラルベキ由頻リニ辭シ申ス云々、

六原(六波羅)ノ邊武士羣集山僧愁訴

廿一日、或人云、天下物忩、六原ノ邊武士羣集、幾多ナルヲ知ラズ、

廿三日、或人云、昨日院ニ於テ山僧愁申ス、二箇條ノ事ヲ定メラル、其趣ハ成親ヲ配流シ、時忠信範等ヲ召還サルベシ云々、

廿六日、法眼尊忠參ラル、日來山上ニアリ、今日下向、余衆徒訴ノ事ヲ問フ、成親ヲ配流シ、時忠等ヲ召還サル丶意趣、彌以テ熾盛云々、

廿八日、左大將(師長)ノ失禮ニヨリ女房飮食通セズ、煩ハル、

卅日、去廿七日僧綱等院ニ參リ二ケ條ノ事尙訴フ云々、

嘉應二年二月

成親配流

二日、成親配流ノ由已ニ山上ニ仰セラル、又時忠信範等召還サルベシ、四日成親云々、

時忠信範召還

八日、一昨日宣下セラレテ云、時忠信範等ヲ召還シ、成親ハ中納言右兵衞督等ヲ解却スベシ云々、

九日、大衆蜂起云々、○入道內府所惱、○時忠信範昨日入洛、

十二日、入道內府(中御門宗能)昨日戌時入滅、生年八十六歳、齡ハ惜ム可ラズト雖モ、朝家彌〻古人ナシ、悲ムベキ事也、

十五日、衆徒和平云々、

嘉應二年三月

十四日、今日上皇(六條)熊野ヨリ還ル、

玉海卷之五

嘉應二年四月

一日、瘧病發セズ、佛法加持ノ効顯、

十六日、攝政(基房)賀茂ヘ參ラル、コレ院宣也、

十八日、參內、邦綱ニ逢フ、示シテ云、來廿三日故殿(基實)若君首服ノ事アルベシ、

十九日、法皇(後白河)南京ニ下向ス、

廿三日、故攝政殿ノ若君近衞第ニ於テ元服アリ、奉行人ハ邦綱、光能、光長等ナリ、〇今日ノ事一向院ノ御沙汰、

嘉應二年閏四月

同　五月

廿七日、興福寺權別當法印覺珍權僧正ニ任ズ、六僧正希代事也、

奥夷狄秀平鎭守府將軍ニ任ズ

廿七日、奥夷狄秀平鎭守府將軍ニ任ズ、亂世ノ甚也、

嘉應二年六月

同　七月

基房途中資盛ノ車ニ逢フ

〇三日、攝政法勝寺ヘ參ルノ間、途中ニ於テ越前守資盛（重盛嫡男）女車ニ乘リ相逢フ、而ルニ攝政ノ舍人居飼等彼車ヲ打破リ、事恥辱ニ及ブ、攝政歸家ノ後、右少辨兼光ヲ以テ使ト爲シ、舍人居飼等ヲ相具シ、重盛ノ許ニ遣ハシ、法ニ任セテ勘當セラルベシ云々、亞相返上云々、

四日、山僧ト廣隆寺ノ僧ト合戰ニ及ブトノ風說アリ、

六日、新院逐日增氣、萬死一生シ御フ云々、

基房ノ前駈等ヲ搦メントスルモノアリ

十六日、或人、云昨日攝政法成寺ニ參ラント欲ス、而ルニ二條京極邊ニ武士群集シテ殿下ノ御出ヲ伺フ、コレ前駈等ヲ搦ムベキノ支度云々、仍テ殿ヨリ人ヲ遣ハシ見ラルヽ所、已ニ其實アリ、仍テ御出ヲ止メラル、末代ノ濫吹言語ニ及バズ云々、是則チ

乗逢ノ意趣云々、

嘉應二年八月

同　九月

後白河法皇福原山庄ニ幸ス

廿日、今日法皇入道大相國ノ福原山庄ニ向ハシム、コレ宋人來着、叡覽ノ爲也、我朝延喜以來未曾有ノ事也、天魔ノ所爲歟、

嘉應二年十月

攝政基房ノ前驅凌辱セラル

廿一日、或人云、攝政參ルノ際途中ニ於テ事アリ云々、余驚キ人ヲ遣ハシテ見セシメタルニ、大炊御門堀河ノ邊ニ武勇者數多居リ、前驅等悉ク馬ヨリ引落ス云々、依テ攝政參ラレズ、今日ノ議定延引ス云々、退出ノ際攝政ヲ訪ヒシニ面會セラレズ、○凡ソ今日ノ事左右ニ能ハズ、道路目ヲ以テスルニ如カズ、只恨ム五濁ノ世ニ生ルルヲ、悲哉々々、

廿二日、今明物忩、昨日ノ事巷說種々、但前駈五人ノ中四人ハ本鳥ヲ切ラル云々、

廿五日、御元服ノ僉議、

廿九日、或人云、奈良大衆蜂起、

卅日、少將光能院御使トシテ入道相國ノ許（原稿）ニ向フ、世人何事タルヲ知ラズ、

十一月

三日、光能福原ヨリ歸參云々、

廿日、今夜女院御方御佛名也、

廿六日、此日兼實三條萬里小路ノ第ニ渡居ス、件家ハ隆輔朝臣ノ家也、

德政

廿七日、兼實脚氣ノ上咳病、○赤氣ノ事人々申シテ云、德政ヲ施サバ其災ヲ攘ハルベシ云々、

玉海卷之六

嘉應三年正月

三日、天皇御元服、

十六日、攝政ノ御許ヨリ大饗ノ日必ラズ來ル可シ、琵琶ヲ彈クベシトノ由示シ送ラル、脚氣逐日增シ敢テ行歩スベカラズ、仍テ其旨具シ申ス、

嘉應三年二月

光賴宗賴ヲ寵ス

二日、伯耆守宗賴ハ入道大納言光賴最愛ノ少子也、而シテ成賴ニ申付立テ嫡孫ト爲

シ、日記文書ヲ併セテ成賴ニ囑ス、是レ彼男ニ傳ヘシメン爲也、

玉海卷之七

嘉應三年四月

同　五月

同　六月

廿一日、上皇熊野ヨリ下向、

承安元年七月

十日、醍醐僧都宗命入滅、

承安元年八月

十日、今日攝政(基房)前大相國ノ嫡女ヲ娶ル、

十五日、齋院崩ジ給フ、

廿二日、此日攝政室家嫁娶ノ後初メテ行カル、(華山院ヘ向ハル)

承安元年九月

十二日、齋院卜定、

廿一日、今日ヨリ潮湯ヲ始ム、

上皇福原別庄へ行啓ノ議

承安元年十月

六日、定能朝臣來リ談テ云、來廿一日上皇入道相國ノ福原別庄ニ幸スベシ、殊ニ結構云々、兩三日御經廻アルベシ云々、

八日、故攝政殿(基實)ノ母儀二品、西林寺ニ於テ一切經ヲ供養セラル、

廿一日、今日院百日ノ御念佛結願也、

廿二日、今日上皇鳥羽殿ニ渡御ス、明曉乘船ノ爲也、

上皇福原渡御

廿三日、今曉上皇入道大相國福原ノ別業ニ渡御ス、

承安元年十一月

四日、近日上皇重盛卿ガ六波羅第ニ幸スベシ、

承安元年十二月

二日、女御入內ノ雜事ヲ定メラル、

十日、建春門院御佛名也、

德子入內

十四日、此日院姬君入內、○今日扈從ノ公卿、○女御(入道相國ノ女法皇ノ御養子)永久ノ例云々、但彼

ハ誕生ノ昔ヨリ、撫育ノ禮アリ、隨テ又主上ノ御孫也、仍テ儀ニ於テ妨ゲナシ、今度

已ニ姉妹タルベキ歟、尤モ以テ忌アリ如何、

玉海卷之八

承安二年正月

德子中宮

二月十日、此日皇后冊命ノ事アリ、女御德子爲二中宮一○中宮司時忠、重衡維盛以下多シ、

承安二年三月

二日、上總國役夫工事云々、

十九日、福原千僧供養、○公顯ヲ僧正ニ任ズベシ、

上皇福原ヨリ還御

廿日、上皇福原ヨリ歸ル、

廿二日、公舜法印僧正ヲ加ヘラルベキ由、公顯ハ公舜ノ弟子也、何事ヲ以テ公顯公舜

ヲ超ユベケンヤ、

玉海卷之九

承安二年四月

承安二年五月

中原廣元

主上自ヲ御清書

十四日、今夜建春門院入內、

廿日、今日洪水殊ニ甚シ、六波羅ノ邊人家少々流ル、

承安二年六月

七日、此日伊勢ニ公卿ノ勅使ヲ發遣セラル、勅使ハ內大臣、上卿ハ余、辨(多人ユエニ之ヲ略ス)外記ハ中原廣元、廣季ノ子也、一﨟外記也、○六位外記廣元也行事小庭ニ參進、

十二日、次ニ右大辨俊經持參宸筆宣命草、次ニ清書ノ料紙筆ヲ召ス、兼光之ヲ持參ス、蒔繪ノ硯筆二面、墨一挺、水入(土)小刀、擅帋五枚續一面、三枚續一面、各禮帋アリ、已上柳筥ノ蓋ニ置キ、朝餉方ニ持參ス、主上自ラ清書シ給フ、堀川院ノ御時、寛治七年始メテ自ラノ御清書アリ、鳥羽院ノ御時永久二年ニ初メテ此事アリ、是皆自ラ萬機ヲ行フノ後也云々、

廿一日、參院ノ途中公卿ノ車ニ相逢フ、八葉車也誰人ナルヲ知ラズ云々、是レ院故殿ノ御墓所ニ參ル也、

廿四日、兼實病氣、去五月ノ比ヨリ不食相侵ス、コレ毎夏ノ事ナリ、仍テ驚カザル間此六七日增ス云々、

玉海巻之十

承安二年七月

伊豆源頼政知行國
鬼形ノ者來ル

九日、伊豆國異形ノ者出來ル云々、國司（頼政朝臣知行ノ國也）子細ヲ註進ス、去比當國ノ出島ヘ鬼形ノ者五六人許出來リ、珍重ノ船一艘（紫檀赤木ノ類ヲ以テ之ヲ造ル）ニ乘リ件島ニ來着ス云々、鬼類等弓箭ヲ乞フ、島人惜ミテ與ヘズ、怒リテ島人ト戰ヒ、遂ニ南海ヲ指シテ遁ル、疑クハ是レ蠻夷ノ類歟、

廿一日、法皇新造ノ三條御所（別當成親卿造之）ヘ御移徙、○成親卿從二位、丹波重任、越後重任云々、

承安二年八月

熊野別當湛快其子湛宗ノ濫行

十三日、熊野別當湛快ノ子法眼湛宗ノ從者、山僧ト去七日濫行ノ事アリ、山僧之ヲ怨ミ、湛宗ヲ伐タント欲シ、誤テ他人ノ家ヲ破ル、

承安二年九月

十五日、上總前司基輔ヲ以テ神事ノ間ノ事ヲ問遣ハス、

大宋國ヨリノ供物

十七日、大宋國ヨリ法皇並ニ平相國入道等ヘノ供物云々、其注文ニ云、日本國王ニ賜

フ物色、太政大臣ニ送ル物色云々、賜フノ字頗ル奇恠云々、

日本國王ニ賜フ

廿二日、太唐ヨリ供物アリ、一通書云、日本國王ニ賜フ、一通書云、日本國太政大臣ニ送云々、此狀尤奇恠、昔朱雀院ノ御時、大唐、物ヲ公家並ニ左右大臣（左大臣貞信公 右大臣仲平）ニ贈ル、公家ノ御分ハ西府ヨリ返サル、左右大臣分ハ之ヲ留ム、後一條院ノ御時、異國ノ供物、其牒狀主上御名ヲ書ク、仍テ沙汰ニ及バズ返サレ了ヌ、承曆ノ比、又此事アリ、其牒狀ニモ日本國ニ廻賜フ云々、之ニ因リ諸道ニ問ハレ遂ニ兩三年ヲ經テ留メラル、時人之ヲ謗ル、今度ノ供物彼國王ニ非ズ、明州刺史ノ供物也、而ルニ其狀奇恠也、尤モ返遣ハサル可シ云々、

承安二年十月

福原法花經會

十一日、福原ニ於テ法花經會アリ、

輪田千僧會

十三日、法皇今日輪田千僧ニ向ヒ給フ云々、

十九日、今日上皇福原ヨリ還御ス、

廿三日、行幸無人、仍テ上皇六借リ給フ云々、

廿七日、法皇熊野精進屋ニ入リ給フ、

陽成院暴惡無雙

上野國園田御厨新田莊司義重妨ノ事

承安二年十一月

二十日、此次雜事ヲ談ジ語リテ云、陽成院ハ暴惡無雙、二月祈年祭以前ニ自ラ刀ヲ拔テ人ヲ殺害シ給云々、此ノ如キ事ニヨリテ昭宣公天子ノ位ヲ奪ヒ奉リ小松天皇ニ授クル也、時ニ諸卿異議ヲ出ス事一揆ナラズ、融大臣深ク此心アリ、仗議大ニ濫吹、爰ニ參議諸葛手ヲ劔ニ懸ケ、御服ヲ見テ曰ク、今日ノ事偏ニ太政大臣ノ語ニ隨フベシ、若シ異議ヲ出スノ人ハ忽チ誅スベシ云々、時ニ諸卿異議ヲ止メ、相率キテ小松親王ノ第ニ參リ之ヲ迎ヘ奉ル云々、昭宣公ノ外孫親王タリ、彼ヲ以テ吹嘘シ奉ルべキ由、人以テ之ヲ疑フ、而シテ老欄ノ舊王ヲ以テ天子ノ位ヲ踐マシム、賢ノ至也、此亊委細ノ記先年見ル所也、

廿二日、侍等云フ、北門ノ內ニ物ノ骨アリ、其長六七寸許、上下節ナシ、其上皮肉ナシ、又頗ル白シ云々、

玉海卷之十一

承安二年十二月

一日、祭主卿言₌上上野國園田御厨司訴申新田莊司義重妨事₋、仰任₌度度綸旨₋慥令₌遂₌對

中原廣元

京洛狼籍

德大寺實定ハ日記ヲ多ク所持ス

決、

三日、六位外記中原廣元參來云々、

六日、上野國園田御厨ノ事

此文兼光憚出來之時所ニ渡與一之文也、非ニ急事一之上、辨未レ定之間、于レ今遲留、仰ニ任度々綸旨一令レ遂ニ對決一、

八日、余參內ノ間、別當成親卿ヨリ檢非違使朝忠ヲ以テ示シテ云、近日京洛狼籍、仍テ夜行ヲ行フベキ由仰セ下サル、九條殿ノ御預ノ中、夜行ヲ書セシムル間、住人等暗ニ削除セシム、事尤モ穩便ナラズ、何樣候フベキ、答ヘテ云、此事一切聞及バズ、左右ナク削除セシムル條尤奇恠、早ク尋ネ沙汰スベシ云々、○前大納言實定卿ハ日記多ク相持ツ云々、其中一切披露セザル記ハ花園左大臣ノ記八十餘卷、四條戶部記百餘卷、殊秘藏ス、凡此外漢家本朝ノ本書、抄物其數萬餘卷ニ及ブ云々、

廿二日、抑今日復辟アルベキ也、而ルニ俄ニ延引、來廿七日云々(中略)今度讓位ノ始メヨリ偏ニ寬治ノ嘉例ヲ逐ハル、而ルニ此事ニ至リテハ寬治ヲ弃ラレ天永ヲ用ヒラルヽハ如何、就中天永ノ例ニ於テハ大治久安ヲ逐用ラル、卽不吉、仍テ御元服ノ

時忠ガ如キノ所行

伊賀住人春日ノ神人ト鬪諍

重盛ノ家人神人ヲ殺害ス

伊賀ノ御庄

時、此沙汰出來、隨テ又八歲踐祚、十一歲御元服、次第已ニ寬治ノ例ニ相叶、忽チ吉例ヲ弃置ノ條太タ由ナキ事也、此ノ如キノ事時忠ガ如キノ所行也、君子細ヲ知食サズ、人又實ヲ申サシメズ、衰世也云々、

廿四日、南都ノ衆徒蜂起、此事ノ起ハ、伊賀國ノ住人春日ノ神人ト鬪諍ノ事アリ、而ルノ間神人殺害セラルヽ云々、仍テ件輩罪科ニ行ハルベキ由訴申ス、裁報ナク日月ヲ送ル、之ニ因リテ大衆上洛スベシ云々、件ノ神人ヲ殺害スル輩ハ重盛卿ノ家人也、頗ル執シ申スニ依リ沙汰ナシ云々、大衆ノ訴道理ノ又道理也、

廿八日、詔書又兼光之ヲ作ル、今夜俄カニ其儀變ズ、尙ホ寬治ノ例ニ依ルベキノ由、議出來云々、是十二歲復辟、十三歲吉書ヲ覽ラルヽハ、近來院ノ外更ラニ以テ其例ナシ、件例頗ル以テ不快、仍テ忽チ又寬治ニ歸セラルヽ、モトヨリ中間ノ異議、甚ダ異樣ノ事也、近代朝務掌ヲ反スガ如シ、朝ニ成リ暮ニ敗ルトハ實ニ此謂歟、

廿九日、園田御厨ノ事覆奏ノ爲メ返付シ了ヌ、○兼光申シテ云、女院伊賀國御庄庄役公事先日申サレ畢ヌ、員數ヲ定メテ申スベシ、云々、廣定廿石ニ過ギズ云々、其內本所ニ十三石ヲ濟ス、然者今七八石歟、

承安二年閏十二月

攝政ハ重シ

二日、除目雜事、○宇治殿始メテ攝政内大臣タル時、左右大臣ノ上ニ列スベキ由宣下セラル、後關白左大臣タル時、太政大臣ノ下ニ列スベキ由宣下セラル云々、是乃チ攝政重任タルニ依テ也、

都田御厨

七日、又仰ニ云、都田御厨事云々、○兼光語リテ云、來十四日法住寺殿ヘ幸スベシ、十七日還御アルベシ云云、○兼光又云々、今夜小除目アリ云々、是則チ近江守實範殊寵ノ間、江州ニ相轉ゼラルベシ云々、

十二日、明法博士範貞來ル、昨日ノ召ニ依ルナリ、尋問ノ事アリ云々、○神宮ノ文書事、○都田御厨ノ事、○近日改元之由萬乎天下風聞、

十四日、今夜御方違トシテ法住寺ニ行幸アリ、來十七日還御スベシ云々、

寬德以後新立庄園

廿四日、寬德以後新立ノ莊園加納停廢ニ至リテハ先例アルノ所ニ於テハ裁許セラルベキ歟、

玉海卷之十二

承安三年正月

少納言源信康

濱名神戶

舟木庄

三日、明後日(五日)上皇宇治ヘ渡御シ給フベシ、密々ノ事、
四日、今日攝政(基房)宇治ヘ向ハル、是若クハ明日御幸ノ間ノ事ノ經營歟、
六日、入道大納言(光賴)昨日薨逝云々、○抑少納言源信康四位ニ留ルコト希代ノ事也、古來纔カニ兩三人、皆是レ才能相兼ノ輩、華族英雄ノ人也、信康ノ爲體ハ此撰ニ應ゼン哉、權門ニ非ズ、英華ニ非ズ、才學ナク藝能ナク一能ヲ備ヘズ、片善ヲ擧ケズ、驚クニ足リ奇トスルニ足ル、未曾有ノ事也、
十二日、奈良僧都信圓大僧都ニ任ジ、僧正覺讃法務ニ任ジ、座主明雲輦車ノ宣旨ヲ蒙ムル、
十三日、此日朝覲行幸也、
廿五日、遠江國濱名神戶司職ノ事、
承安三年二月
一日、宮司公俊祈年祭ノ時下遣ハサルベキ事、
廿三日、女院御領舟木庄役夫工事、○女院御方殿上人世間役ノ事、
承安三年三月

泰實謀書ノ事

一日、此日最勝金剛院執行泰實、謀書ノ事ニヨリ所帶ヲ上ゲラレ、在所ニ追却セラル、此僧ハ父法橋泰尋重代奉公タル者ナリ、仍テ少々ノ過怠ハ相宥ラルヽ所、今此事アリ、彈指スベキ事也、

二日、今朝關白(基房)宇治ニ向ハル云々、

三日、今日女院御不豫ノ事アリ、

四日、女院灸治、

西光淨土寺領ニ堂ヲ建ツ

十日、今日院ニ伺候ノ入道法師(西光ト名ク、左衞門尉入道也、故信西乳母子云々)淨妙寺領ニ堂ヲ立テ供養セシム云々、上皇渡御ス、公卿殿上人、院ノ北面ノ人等濟々行向フ云々、彈指スベキノ世也、

十二日、十日上皇西光堂供養ニ渡御シ、終日事ヲ奏スル能ハズ云々、

異國ノ供物ノ返牒

十三日、今日兼光語テ曰ク、去年沙汰アル所ノ異國ノ供物ノ事、返牒アリ、永範卿之ヲ草シ、敎長入道清書スベシ云々、件狀ハ只偏ニ進物ノ美麗珍重ノ由ヲ褒ム云々、尙一筆先例ノ由ヲ注進スベキ歟、宋朝定メテ思フ所アル歟、答進物等、法皇進物(蒔繪厨子一脚、納二色革三十枚、同手箱一合、納二沙金百兩)入道相國遣物(劒一腰、手箱一合、在ニ

物具等〈ニ〉件物等ノ體偏ニ新儀歟、武勇ノ具境外ニ出ルコト專ラ然ル可ラザル事也、

廿一日、今日清輔朝臣來リ和哥ノ事等ヲ談ズ云々、

宋朝ノ使者淸盛ノ不禮ヲ怒ル

廿二日、去十四日ヨリ廿日ニ至リ、入道相國福原ニ於テ護摩ヲ修セラル、件ノ間宋朝ヨリ使者ヲ送ル、入道(淸盛)合眼セズ、人ヲ以テ逢ハシムル間、唐人大ニ怒リ歸リ了ヌ、凡ソ異朝ト我國ト頻リニ以テ親昵、更ラニ甘心セザル事也、

承安三年四月

九日、今日晚頭按察使公通俄ニ薨ズ、

七條殿火アリ重盛參入

十二日、午刻許ニ火アリ、院ノ御所七條殿云々、院ハ今熊野ニ御參籠、女院新院御在所也、當院共ニ法住殿ニ渡リ給フ、余彼御所ニ參ル云々、平大納言重盛卿參入、中廊ヲ壞タシムト云々、

十八日、今日五輪房法印入滅シ了ヌ、顯密ノ棟梁惜テモ餘リアリ、就中多年相憑ムノ人也、哀ムベシ云々、

文覺上人放言

廿九日、高尾聖人文覺、院中ニ參リ眼前ニ千石庄ヲ所望ス、許容ナキニヨリ種々ノ惡言ヲ吐キ、殆ド朝家ニ放言ス云々、仍テ北面ノ輩仰ヲ承リ之ヲ搦捕ヘ、凌礫シテ檢

基房白川殿ト婚スル說アリ

非違使ニ給フ云々、是又天魔ノ所爲也、

承安三年五月

廿二日、南北衆徒大ニ發ス云々、

廿九日、南北大衆蜂起、凡ソ止ムベキノ期ナシ云々、或人云、長者御沙汰懈怠ノ故ニ大事ニ及ブ云々、但シ南都長者ノ宣ヲ用ヒズ、力及バザル事歟、

承安三年六月

六日、關白(基房)新妻ヲ迎ヘラルベシ云々、入道大相國(淸盛)ノ娘云々(世ニ白川殿ト號ス、故攝政殿(基實)ノ室家也、世間遍ニ謳哥ス、實否ヲ知ラズ、

八日、或云、大衆ノ亰南北相共ニ和平ノ氣色アリ、

十日、近日主上犬ヲ好ミ給フ、

十一日、或人云、關白ノ邊ノ事、來廿一日、若クハ廿六日ノ間云々、是偏ニ法皇御結構云々、萬事狂亂ノ世也、

廿一日、今日山ノ僧綱等、皆悉ク院ニ召サレ、大衆ノ發起ヲ制止スベシ、若シ尙ホ蜂起セバ、僧綱等皆所帶ヲ停止シ、洛陽ヲ逐ハルベシ云々、

廿三日、南都ノ衆徒一昨日多武峯坂下ノ在家等ヲ燒ク、廿四日同斷、廿五日同斷、廿七日同斷、廿八日、三十日同斷

玉海卷之十三

承安三年七月

一日、南都僧綱已下併セテ公請ヲ止メラル、

法勝寺御八講

三日、法勝寺御八講初日也、御幸アリ、晴ノ御幸ノ時一人モ參仕セズ、尤モ奇恠ノ事歟、證誠公顯僧正一人也、三論法相ヲ論ゼズ、興福東大ヲ分タズ、惣テ南都僧綱已講已下、講師聽衆ヲ請ケラレズ、只延曆寺園城寺許云々、

多武峯一宇ノ外全燒

四日、多武峯ノ中、平等院一院、幷ニ中之堂ト云フ、堂一宇バカリ燒ケ殘リ、自餘一切殘ラズ、聖靈院、十三重塔悉ク以テ灰燼云々、件塔ハ本願定惠和尙入唐歸朝ノ時、唐ヨリ船ニ乘セテ渡シ奉ル所也、

多武峯ノ燒失ハ山階寺ノ所爲

七日、多武峯ヲ燒失スルノ條已ニ大事也、山階寺ノ所爲、罪科輕カラズ云々、

十二日、或人云、山門ノ衆徒院宣ニヨリ頗ル蜂起ヲ止ム、

十四日、南都ニ院宣ヲ下ス、

十七日、南都衆徒欝憤、又奉行ノ者等同ク結欝、放氏云々、張本ヲ召進セズバ所知悉ク沒官スベシ云々、
廿一日、南都衆徒ノ事情、衆徒四五千人ニ及ブ、悉ク皆甲冑ヲ被ムル者也、院宣ヘノ答辯、
廿四日、午刻ヨリ風痺發動、蹔ク相支フル間、已ニ以テ東西ヲ失フ如シ、〇伊勢大神ノコトニ付廻文、
承安三年八月
一日、山ノ法眼所惱ヲ訪ハン爲メニ來ル、物ヲ隔テヽ相逢フ、
四日、南都ニ仰遣ハサルヽ趣、衆徒猶ホ以テ請ケズ、
五日、關白(基房)昨日ヨリ惱マル、霍亂ノ如シ、
八日、皇后宮御不例、九日、南都多武峯ノ事、
十日、皇后宮日來御不豫、只今已ニ危急、
十二日、皇后宮危急ニ付病ヲ勉メテ參內、
十三日、申刻許ニ宮獲麟シ給フ由其聞アリ、其實少シク快方、今曉大便謝シ給フ、又聊

カ御食事アリ、此事還テ恐ルベキ歟、

十四日、驗者法眼圓實、去夜逐電退出、數度召セドモ參ラズ、禽獸ノ如キ者也、彈指スベシ云々、

十五日、今日戌刻許皇后宮薨逝、宮御年廿八、十二年ノ后位、夢ノ如キ歟、下官年來ノ間病痾身ニ纏フ、嗟乎恐レザラン哉、愼マザランヤ、凡生者必滅ノ理、眼前ニ顯ハル也、

皇后宮薨逝

十九日、南北大衆猶以テ蜂起、

廿日、或人云下官新御願寺額、幷呪願々文等ヲ書ク可シ云々、事實ナラバ太ダ見苦シキ事也、故殿(忠通)代々御願寺額書カシメ給フ云々、面目ニ足ルベシト雖モ、當時後代ニ恥辱ヲ招クベキモノナリ、

廿一日、改勘云々、六十年ノ間文道ニヨリテ奉公ス、未ダ此ノ如キ事ニ逢ハズ、縱シ道理ノ難アリト雖モ、一旦置カルベキ所歟、何ゾ況ンヤ難ヲ受ケン云々、(菅在茂ハ家臣タリ、丞相自ラ文道ノ事ニ暗シ、在茂ノ才ヲ以テ我ガ才ト爲ス、故ニ難ヲ受クト云フ、)

廿三日、山階寺ノ別當補替セラレ了ヌ、覺珍僧正云々、

伊勢豐受
神々寶

廿五日、或人云、大衆ノ事尙ホ以テ蜂起シ南北敢テ和平ス可ラス、
廿七日、或人云、奈良大衆等所司二人ヲ進メ申シテ云、張本ヲ進ム可ラズ云々、
廿八日、山階寺別當ノ事、〇今日伊勢豐受宮神寶發遣云々、來月遷宮ノ爲也、
承安三年九月
三日、山僧蜂起云々、
九日、來月廿一日供養セラルベキ建春門院(平滋子)新御願額ノ銘書キ進ゼシムベシ
云々(兼實ニ命ゼラレシナリ)
承安三年十月
二日、山大衆彌〻以テ蜂起、
廿一日、新御堂ノ供養也、〇今日南都衆徒竊ニ上洛、座主ニ逢ヒ勝負ヲ決スベキ由風
說、
承安三年十一月
三日、南都大衆已ニ宇治ニ集會云々、
四日、大衆ノ事ニヨリ武者等內裏ニ參ル、〇南都大衆未ダ宇治ニ至ラズ、木津ノ邊ニ

十五大寺領諸國末寺ノ莊園

在リ、○大衆申狀ハ座主ヲ配流セラルベシ、又覺興ヲ召返サルベシ、又尙ホ山僧七大寺ノ庄ヲ取ラント欲ス、件ノ張本ハ禁獄セラルベシ、

七日、春日祭大衆ノ事ニヨリテ停止セラル、

十一日、今夕法皇御進發、今曉衆徒分散、

十二日、十五大寺領諸國末寺ノ莊薗併テ以テ沒官シ、其寺用ニ於テハ國司ニ付クベシ云々、未曾有ノ事也、

承安三年十二月

四日、今日關白示サル丶事等、○十五大寺領沒官ノ事、

廿七日、多武峯修復云々、

玉海卷之十四

承安四年正月

同　二月

十九日、今日ヨリ御懺法ヲ行ハル、而ルニ指合ニヨリ御八講延引云々、恒例ノ事停止甘心セズ、就中故殿御忌日ニ事ヲ行ハレ畢ヌ、默止スベカラザル歟、

法皇並ニ女院福原別業ニ向フ

廿五日、女院御所炎上、

承安四年三月

十六日、法皇並ニ女院入道相國ノ福原ノ別業ニ向ヒ給フ、來ル十九日伊津岐嶋ヘ參詣スベシ云々、件社ハ此七八年以來靈驗殊勝、入道相國ノ一家殊ニ以テ信仰ス、仍テ參詣シ給フ所也、

承安四年四月

廿二日、學問料云々、

同　五月

五日、定家日記、云々、

十日、俊經兼光兩人詩ノ評定、

承安四年六月

一日、官厨家氷二破ヲ送ル、

三日、典藥頭定成來リ問所惱、申云、專ラ寸白ノ所爲ニ非ズ、大都脚病ノ致ス所也、但シ此病ニ於テハ一ノ名アリ、不銷食病云々、蒜ヲ服スルヨリ外ハ減ヲ得ガタキ歟、

法成寺

邦綱

重盛右大將

六日、京極東勘解由小路南春日北二町燒亡法成寺頗ル近邊カ○淸輔朝臣ノ家燒失、和歌文書ハ一紙モ燒失セズ云々、

十五日、二位中將ノ車副ヲ皇后宮權大夫朝方搦取ル、此事ニヨリ關白再三朝方卿ニ仰セラルヽモ、由緖アリト稱シテ敢テ承引セズ云々、十九日中將ノ車副ト長方ノ牛童ト云々、

廿七日、勸學院給料云々、

承安四年七月

三日、法勝寺御八講始メ也、御幸アリ、邦綱卿以下上達部僅カニ四五人云々、人數不足、頗ル六借セラレ給フ云々、

九日、去夜臨時除目アリ、右大將重盛卿、參議成範卿云々、大將ノ事重盛兼雅兩人ノ間疑ヲ持スルアリ云々、而禪門ノ心重盛ニアリ、仍テ任ズル所也云々、將軍ハ顯要也、古來其人ヲ撰ヒ補ヒ來ル所也、今重盛卿當時ニ於テハ尤モ當仁ト謂フベシ、嗟乎悲哉、

廿四日、隆職宿禰保元ノ相撲圖ヲ持チ來ル、

承安四年八月

二日、天晴、此日仙院(法住寺殿)ヘ行幸、七番ノ相撲ヲ御覽、蓋是レ寛治壽保ノ吉例也、八日、相撲等云々、

承安四年九月

十九日、信範入道相國ノ許(福原)ニ向フ、

玉海卷之十五

承安四年十月

十日、今日法皇ノ若宮(生年九歲)仁和寺ノ宮ニ渡ラル、

承安四年十一月

四日、脚氣更ニ發スル氣アリ、

十五日、傳聞ク、一昨日春日祭近衞使維盛病ト稱シテ丈六堂ノ邊ヨリ歸洛ス、是則チ平將軍ノ郎徒等堂衆ト騷動ノ叓アリ、其事ニヨリ大衆ヲ恐レテ歸洛スル所ナリ云々、

維盛病ト稱ス

承安四年十二月

一日、丹波國少目從七位上藤井宿禰有包式部史生

但馬國少目　同　中原朝臣武澤兵部史生

周防國目　同　播磨宿禰吉定民部史生

女院准后當年給同ク之ヲ任ズ、

此間諸人補任ノ次第ヲ掲グ、

玉海卷之十六

承安五年一月

主上御笛ヲ吹カシムル事

一日、抑主上御笛ヲ吹カシムル事近古ノ例ハ寛治三年正月十一日堀川院(十一年)始メテ御笛ノ事アリ、

長光故事ヲ知ル

八日、長光朝臣參リ來リ、叙位ノ間ノ故實ヲ申サシム云々、愚案スルニ、此ノ如ク長光我朝ノ古事ヲ知ル、當世肩ヲ雙ブル者ナシ、空シク員外ニ沈ミテ登用ナキハ、君、臣ヲ知ラザルノ致ス所ナリ、哀哉、

承安五年二月

廿六日、昨日東大寺ノ別當顯惠入滅、近日ノ疱瘡云々、

承安五年三月

中將知盛

一日、今日中將知盛入道相國ノ使トシテ額板ヲ持來ス、

二日、主上聊カ不豫、

三日、主上不豫、先日戌刻許鼻血出デシメ給フ、

九日、入道相國室二品堂供養也、法皇、建春門院臨幸、中宮、白川殿各其筵ニ臨ミ給フ、

十三日、法皇熊野ヘ進發、

玉海卷之十七

承安五年四月

阿蘇社ノ訴訟

十五日、阿蘇社ノ訴訟却下セラル云々、

承安五年五月

丹波小幡庄園

十二日、丹波國小幡庄園新立ノ事、

少將維盛

廿七日、少將維盛（重盛卿ノ子）衆人ノ中容顏第一也、

承安五年六月

十三日、姪者忌ノ事、○一、妻妾ノ事、問曰、假令人妻三人アリ（嫡妻本妻妾妻）其嫡妻、本妻年序ヲ

長光病ヲ扶ケテ來ル

右衞門督宗盛兼實嚴島ノ額ヲ書ク

歷ルモ一子ナシ、妾妻今嫁娶シテ子アリ、而シテ其妻等亡セバ、其夫何ヲ忌ム哉、

十七日、法皇今熊野ニ參籠、

十九日、長光朝臣來ル、今春ヨリ病氣、今日相扶ケテ來ル、師ヲ優シ老ヲ優ス（生年七十五）故ニ簾中ニ指入レ雜事ヲ談ズ、未ダ全ク老耄ノ氣ナシ、漢家本朝ノ故事ヲ咄ス明鏡ノ如シ、仰クベシ貴ブベシ、師元已ニ沒ス、我朝ノ舊事ヲ知ル者、只長光一人ノミ云云、

承安五年七月　安元元年

十三日、今日右衞門督宗盛信基ヲ以テ賴輔ニ示シ送リテ云、伊津岐島ノ額申請ベシ、恐アリト雖モ本額ハ前大僧正之ヲ書ル、今又鳥居ヲ立ツ、仍テ額ヲ打ベシ云々、

廿八日、改元ノ事アリ、承安五年ヲ改メテ安元元年ト爲ス、

承安五年八月

廿三日、近日山門衆徒蜂起云々、事ノ起リハ賀茂（御祖社）ノ禰宜ト延曆寺ト領地（白川ノ邊ニアリ）相論云々、

廿九日、兵器ヲ神祠ニ祭ル事、

承安五年九月

同　閏九月

七日、法皇及建春門院熊野ヨリ還向、余參入、次ニ高松殿ニ參リ女房ニ謁ス、次ニ參內、

實守卿漢家本朝稽古ノ人

實守卿ト數刻文談、件人ハ漢家本朝稽古ノ人也、貴ブベシ々々々々、〇深更ニ及ビ、女房安藝(當世箏無雙ノ上手)ヲ招引シ、箏ヲ禪ゼシム、余時々和琵琶、又主上笛ヲ吹カシメ給フ、御意氣太ダ神妙也、

玉海卷之十八

安元元年十月

蓮花王院ノ惣社祭

三日、今日蓮花王院ノ內惣社祭云々、公卿殿上人及僧綱等相幷十三人、別院宣ニヨリ馬長ヲ騎リ進ゼシム云々、凡ソ其風流過差敢テ云フベカラズ、未ダ曾テ此ノ如キ事アラズ云々、國家ノ費、喩ヲ取ルニ物ナシ、法皇七條殿ノ棧敷ニ於テ見物シ給フ、

法皇福原ニ幸ス

十一日、法皇禪門相國ノ福原別業ニ幸ス、密々事也、

十五日、今日、法皇福原ヨリ歸リ給フ、

安元元年十一月

上野國高山御厨兒玉庄

十四日、上野國高山御厨訴申兒玉庄濫行事、
廿八日、任大臣アリ、師長ヲ內大臣ニ任ジ、權大納言重盛ヲ以テ正ニ轉ズ云々、
安元元年十二月
七日年給ノ事、
玉海卷之十九
安元二年正月
十一日、此日女叙位也、
十二日、女叙位簿ニ年號ノ字ヲ誤ル由申來ル云々、余披見ノ所已ニ元字アリ、(安元二年トスベキヲ安元元年トセルナリ)未ダ曾テ之アラザル失也、左右ニ能ハズ、去夜一切覺悟セズ、言フニ足ラザル事也、不肖ヲ以テ高官ニ居ル、故ニ此失ヲ致ス云々、
十三日、女院御風氣、
十五日、建春門院此兩三日御風氣、
廿八日、此日春除目初日也、余執筆ヲ奉仕ス、〇年給ノ事、
三十日、內給、年官數多アリ、

右大將重盛平宰相敎盛

太上法皇五十寶算賀法住寺殿ニテ行ハル

基房顯家ヲ寵ス

玉海卷之二十

安元二年二月

廿一日、此日御賀試樂也、○着座左大臣、予、內大臣、源大納言定房、右大將重盛‥‥平宰相敎盛、

安元二年三月

四日、此日公家太上法皇ノ五十寶算ヲ奉賀セラル、東山ノ御所南殿ニ於テ此事アリ云々、世ニ之ヲ法住寺殿ト云フ、法住寺殿ハ當時ノ御在所ナル上、勝地ニシテ水石ノ便アリ、今日參入ノ公卿關白以下皆盛裝、重盛以下平家ノ諸侍見ユ、

玉海卷之二十一

安元二年四月

二日、頭辨來リ、宣旨一枚ヲ下ス、太神宮ノ事也、安濃郡雜人等濫行ノ間云々、

十四日、民部權少輔宗親來リ、世間ノ事等ヲ談ズ、其中ニ關白(基房)少納言顯家(重家卿ノ子)ヲ愛ス、其面貌優美ナラズ、鍾愛スルニ足ラザル人也、近日他事ナシ、

廿七日、法皇天台戒ヲ受ケンガ爲メニ叡山ニ登ル、

安元二年五月
九日、海賊ノ事右大將ニ仰スベシ云々、
廿四日、最勝講第二日也、云々、講師權大僧都澄憲、問者興福寺隆睿ト問答ノ間、諠譁ノ事アリ云々、

安元二年六月
十三日、去夜半許ニ高松院(二條帝ノ后姝子)崩御、
十八日、重家卿ノ遁世ヲ問フ、〇今日建春門院院號年官年爵封戸等ノ事ヲ辭セラル、
今日高松院ノ御喪送アリ、

安元二年七月
七日、女院ノ御肱腫、來九日蛭ニ喰スベシ云々、
八日、建春門院絶入云々、余亦參入、院中頗ル物忙云々、頃クニシテ御所ヨリ方人走リ來リ、簾ヲ擡テ關白ヲ招ク、卽チ簾中ニ入ル、暫ニシテ言談ノ聲アリ、(法皇渡御、關白ヲ召入ラルヽ歟ノ由存知ノ處、敢テ以テ然ラズ、時忠卿ノ聲也、事太ダ穩カナラズ)卽關白簾中ヨリ出テ、直ニ以テ退出ス、件簾中ヨリ時忠卿首ヲ指出ス、(其鬢正シカ

高松院崩御
建春門院絶入
時忠

ラズ、月代太ダ見苦シ、面色殊ニ損ス）左大臣以下ニ示シテ云フ云々、時忠卿歸リ入リ了ヌ、此間ノ次第警奇スルニ足ル、時忠素ヨリ狂亂ノ人也、左右ニ能ハズ云々、

十日、建春門院御葬禮、

十八日、早旦人云、新院御事已ニ一定云々、凡ソ兩月ノ間三院崩逝、古今未ダアラズ、希代ノ事ナリ、

安元二年八月

同　九月

一日、今日前大僧正消息ヲ送ラシテ云、類聚國史皆借スベシ、書寫スベシ云々、

類聚國史

三日、類聚國史十九帙ヲ前大僧正ノ許ニ借シ送ル、第一帙ハ先日借シ了ヌ、書寫ノ爲メ借ラルヽ所也、

十四日、光經傳テ云、高松院、六條院（故新院ト云フ）崩御ノ後、遺令シ、錫紵等ノ間ノ事人々ニ問ハル云々、

廿七日、院ヨリ邦綱卿ヲ以テ女院ニ申サレテ云、故法性寺禪閤（忠通）定朝ノ佛ヲ集メラル云々、早速渡シ奉ルベシ云々、余ガ許ニアル佛同ク以テ進メラルベシ、

邦綱
定朝ノ佛

俊成卿重病

法皇笠置寺ニ御參詣

藏人頭ニ

玉海卷之二十二

安元二年十月

二日、人傳フ、五條三位俊成日來咳病ヲ煩フ、去月廿八日兩度絶入、第二度絶入ノ度、兩三刻ヲ經、人皆ナ一定ト存ズ、然ルニ蘇生云々、件人モト春日ヲ憑ミ奉リ、今改メテ日吉ニ歸敬ス、依テ春日明神ノ神話アリ云々、其獲驎ノ際出家ス、

九日、今夕始メテ北斗供ヲ始ム、仍テ精進也、

廿六日、六條院遺詔、高松院遺令等ノ奏ニヨリ、擧哀素服等ヲ停止セシメ、國司ニ仰セテ固關セシム云々、

安元二年十一月

三日、今曉法皇笠置寺ニ參詣シ給フ、密々ノ事也、

廿四日、有安來ル、件男ヲ以テ入道相國ノ許ニ示シ送ル事アリ云々、入道ハ福原山庄ニ在リ、

安元二年十二月

五日、藏人頭二人(左中將定能 右中將光能)ヲ仰セ下サル、衆庶耳目ヲ驚カサザルハナシ、定能ハ院

人院ノ近臣拔擢セラル

近江源義經佐渡ニ流サル

金泥ノ心經三卷ヲ熊野三山ニ埋ム

重盛等敍位

ノ近臣タルヲ以テ知盛ニモ超越ス、知盛ハ入道相國最愛ノ息子、當時無雙ノ權勢、又位階上﨟也云々、然ルニ光能院ノ近臣ヲ以テ其外ニ超越ス、位階下﨟ト雖モ通親賴實等各禁色ヲ聽サレ、共ニ黑白ヲ辨ズ、此輩ヲ置キナガラ兩人ヲ抽賞スルコト希代ト謂ツベシ、但シ今度ノ除書第一ノ珍事ハ左少將顯家也、コレ關白ノ懇望云々、○今日ノ除目天未ダ曙ナラザルニ事訖ヌ、此クノ如ク早速ニ議シ畢ル事、近代未ダ見ズ、希有ト謂ツ可シ、○職事等悅氣アリ云々、

卅日、前兵衞尉源義經（近江國住人爲義一家）山僧ノ訴ニヨリ佐渡國ニ流サル云々、

玉海卷之二十三

安元三年正月（治承元年）

正月十二日、淸輔朝臣來リテ和歌ノ事等ヲ談ル、

十三日、太神宮觸穢下手人穿議ノ事、

十四日、去年十二月廿六日熊野ニ參詣ス、余書ク所ノ金泥ノ心經三卷、三山ニ各一卷ヅツ之ヲ纏（埋イ）奉ル、○余最吉夢アリ、智詮ニ語ル、

廿五日、重盛、宗盛、知盛以下敍任等アリ、

師長太政大臣重盛內大臣

師高配流

安元三年二月

一日、太神宮觸穢下手人ノ穿議續キ行ハル、

十日、今日任大臣延引云々、左大將今日入洛、猶饗ヲ儲クベキノ志アリ、之ニ因テ俄カニ延引、○熒惑逆ニ大微ニ入ル、平治ノ外此變ナシ、天下大事出來歟云々、

十九日、少々疱瘡出デ給フ(高倉天皇)

安元三年三月

五日、任大臣ノ事アリ、內大臣師長ヲ以テ太政大臣ト爲シ、左大將重盛ヲ以テ內大臣ニ任ズ云々、

六日、任大臣ノ宣命、內大臣正二位藤原朝臣師長者久仕朝廷天國乃重臣奈利云々、又正二位行大納言平重盛朝臣者、勳績相積之上爾、朕加儲宮之間爾、大夫乃勞毛有爾依旦云々、

十四日、光能云、法皇今晩福原ニ臨幸、來廿二日御入洛アルベシ云々、

廿一日、人傳テ云、山上大衆已ニ京ニ下ランド欲ス云々、是レ去年ノ訴也、加賀守師高配流セラルベキ由云々、件目代彼國ノ白山領ヲ燒拂フ云々、

建春門院平滋子ノ供養

廿一日、法皇御入洛、
廿二日、福原ニテハ建春門院(平滋子)ノ爲メニ十五日ヨリ三日間千壇供養法アリ、同十八日ヨリ三日間供養、千口持經アリ、供養ハ入道(清盛)ノ修ムル所、供養持經ハ法皇ノ行フ所也、○還御ノ時、入道引出物ヲ進ム、唐物等珍重云々、○大衆只今京ニ下ル可ラザル由、光能朝臣ヲ以テ座主ニ仰セラル、
廿五日、熒惑已ニ右執法星ヲ犯ス云々、左右大臣共愼共ニ重シ、余不德ヲ以テ重任ニ居ル、六正一トシテ之ヲ備フル無シ、豈輔弼ノ臣タルニ足ランヤ、是ヲ以テ頻リニ變異ヲ呈ス云々、

玉海卷之二十四

安元三年四月

清盛從一位

一日、太相國(清盛)從一位ニ叙セラル、○又去晦日山僧ノ訴ニヨリ加賀目代師恒備後國ニ配流セラル、

師恒備後ニ配流

三日、兼實ガ所領ノ事(橘氏是正ヲ讓ル件)

台山衆徒參洛

十三日、去夜半ヨリ台山衆徒參洛、官兵ニ射散サレ、東西ニ分散ス、件神輿射ラレテ矢

立ッ、古來衆徒騷動アリト雖モ、未ダ其矢神輿ニ中ルノ例ナシ、尤モ懼ル可シ云々、

十四日、人告云、山僧又以テ下向ス、其事ヲ恐ル丶ニヨリ、忽チ法住寺殿へ行幸ス云々、凡禁中ノ周章、上下男女ノ奔波、偏ニ内裏炎上ノ時ノ如シ云々、○大衆處分ノ事、○或人語テ曰ク、大衆書狀ヲ相國入道ニ送リテ云、訴訟ヲ致サンカ爲メ猶ホ公門ニ參ル可シ、早ク用心セラルベシ云々、

十五日、衆徒ノ事云々、○經盛卿及ビ左少辨兼光等内侍所ヲ守護センガ爲メ閑院ニ伺候ス云々、○又人告ゲテ云、加賀守師高配流シ、神輿ヲ射奉ル者ハ禁獄スベシ、件兩事ハ祭(賀茂ノ祭)以後行ハルベキ由、内々先ヅ座主ニ仰セラル云々、

十六日、座主ニ下サル丶院宣ノ寫、

十七日、重ネテ御書ヲ座主ノ許ニ遣ハサル、

十八日、大衆ノ事評議、十九日衆徒ノ事、

廿日、加賀守藤原朝臣師高ハ見任ヲ解却シ、尾張國ニ配流ス、其他神輿ヲ射タル輩罪科ノ事、

廿八日、燒亡出來、人家多ク燒ク、大極殿以下八省院一切殘ラズ、官省公卿ノ第宅多ク

師高尾張ニ配流

燒亡大極殿以下八省院

累代ノ文書多ク燒ク

明雲

焚ク、

廿九日、火猶ホ滅セズ、累代ノ文書記錄多ク燒ク、凡ソ實定、隆季、資長、忠親、雅賴、俊經ハ皆文書ニ富ム家也、悉ク此災ニ遭ハシム、我朝ノ衰滅其期已ニ至ル歟、悲ム可シ云々、又尹明ノ文書六千餘卷同ク燒ク、

三十日、大極殿等燒亡ノ近例、

安元三年五月

一日、强盜中廳ニ入リ、又放火ス、禁中騷動上下周章、○閑院ハ弘仁十二年ニ贈大相國冬嗣ノ建立、其後未ダ火災アラズ、三百四十餘歲ニ及ブ、

二日、燒亡ノ穢ノ事云々、

四日、語テ云、時忠卿ガ佐女牛東洞院ノ第皇居ト爲ス可シ、閑院流矢ニ中ルヲ以テ也、

○晚ニ及ビ菖蒲ヲ葺クコト恒ノ如シ、

五日、節供常ノ如シ、○今日天台座主法務僧正明雲宜ク見任ヲ解却シ、職掌ヲ停止スベキ由宣下セラル、座主ハ去夕ヨリ使廳ノ使ニ付シ、家門ハ繩ヲ以テ之ヲ結ブ云々、是レ大衆張本ヲ召サルニ依テ也、

清原頼業國ノ大器

明雲絶入

六日、密々女院渡御、余ガ疾ヲ訪ハンガ爲也、
七日、七宮座主ニ補セラル、由風聞、已ニ一定云々、
十一日、明雲僧正罪科宣旨狀ノ寫、
十二日、頼業眞人來ル、和漢ノ才ヲ吐ク、詎ソ敢テ肩ヲ比セン、誠ニコレ國ノ大器、道ノ
棟梁也、
十四日、山ノ法眼示シ送リテ云、大衆蜂起熾盛云々、然リ而シテ未ダ下京セズ、是レ前
座主ノ事ニヨリテ蜂起云々、
十五日、座主此兩三日飲食通セズ云々、
十六日、人傳テ云、前座主去夜絶入、其讃密ナル間飲食スル能ハズ云々、昨日、僧綱十一
人衆徒ノ使トシテ參院、明雲罪科ノ事ヲ訴ヘ申ス、
十八日、兼實脚氣發シ術ヲ爲スヲ知ヲズ云々、光能朝臣書ヲ送リテ云、前座主明雲罪
名ノ事來廿日許定アルベシ、疾ヲ扶テ參ラシムベシ云々、
廿日、前座主僧正明雲罪名ノ事仗議アリ、予疾ヲ扶ケテ參入、
廿一日、法家勘申前僧正明雲罪名衷、

廿二日、去夜前僧正明雲伊豆ニ配流セラル、（明雲伊豆配流）

廿三日、人傳云、前座主下向ノ間、大衆勢多ノ邊ニ於テ、奪取リテ登山セシメ了ヌ、凡ソ言語ノ及ブ所ニ非ズ、偏ニ天魔ノ所爲歟、

廿五日、御八講、一僧員數事、一捧物事、一願文呪願事、一僧名事、一定事、一御佛事、一御經事、

廿九日、近日沙汰アリ、京中兵器ヲ帶シ往還スルノ輩ハ搦メ取ル可シ、又台嶽ノ末寺ノ庄園ハ諸國司ニ仰セ注進セシム、是レ停廢ノ爲メカ、又近江、美濃、越前三ヶ國ハ各國内ノ武士ヲ注シ申スベキ由、國司ニ仰セラル、○又僧綱等ニ命ジ明雲ヲ出サシム○台山ヲ責ムルノ評議アリ、然リ而シテ入道ハ内心悦バズ、（京中兵器ヲ帶シテ往還スル輩ヲ搦取ル）

安元三年六月

一日、人傳云、入道相國師光法師ヲ召取ル、法名ハ西光、法皇ノ第一近臣也、○成親ヲ禁錮ス、○院ノ近臣等悉ク以テ搦取ラルベシ云々、（西光鞫問）

二日、西光ノ頭ヲ刎ネ了ヌ、成親卿ハ備前國ニ流シ遣ハス、○西光尋問ノ間、入道相國ヲ危クスベキノ由、法皇及ビ近臣等謀議セシムルノ由承伏、○成親路ニ於テ失ハ（西光誅セラレ成親備前配流）

俊寛

康頼

成親ニハ重盛內々衣類ヲ送ル

ルベキ由云々、重盛平ニ申請フ云々、

三日、京中騷動、上下諸人皆以テ怖畏ヲ成ス、但シ院中參入ノ人ナキ由、禪門太ダ以テ怒ル、仍テ昨日人少々參入云々、院中上下形氣、存スルガ如ク亡スルガ如シ、

四日、人傳云、去夜亥刻入道ノ許ニ搦召ノ輩六人云々、法勝寺執行僧都俊寛、基仲法師、山城守中原基兼、檢非違使左衛門尉惟宗信房、同平佐行、同平康頼、已上法皇ノ近習ノ輩也、

五日、擧狀宣旨等ノ案、橘氏請下以二右大臣一被レ令レ定二行氏爵一叓上狀

一捧物ノ事、去七月廿九日院ニ奏ス、仰ニ云、院宮ニ奉ルモノハ金銀錦繡ノ制アルベカラズ、只意ニ任セテ調進セラルベシ、但シ各々一捧也、此中准后盛子朝臣ト建春門院トハ聊カ由緒アル人ナリ、若シ其舊意ヲ思ハヾ兩三捧ヲ進メラル丶モ制止アル可ラズ、○內大臣重盛左大將ヲ辭ス、其息少將維盛朝臣使タリ云々、

九日、新三位中將(基通)ノ室(入道相國女)產云々男子出生、

十一日、去六日前座主ヲ召返スベキ由宣下セラル、其次デ俊寛僧都停任云々、○或人云、成親ハ備前國ニアリ、今ニ存命、內府密々衣裳ノ類ヲ送ル云々、

十八日、四人解官ヲ仰セラル、權大納言成親、左少將尾張守盛賴、右少將丹波守成經、越後守親實、

今日尹明ヲ召シ伊都伎島ノ額ヲ右將軍ノ許ニ送ル、來月十日入道相國相共ニ彼社ニ參詣スベシ云々、

清輔逝去

廿日、清輔朝臣逝去云々、和哥之道忽チ以テ滅亡、哀テモ餘アリ、就中予聊カ此邊ヲ嗜ム、偏ニ彼朝臣ノ力ヲ賴ム、今此事ヲ聞キ、落涙數行、

藤壺

藤壺ハ代々妻后ノ居所、弘徽殿ハ世々母后ノ御所也、

玉海卷之二十五

安元三年七月

十八日、前ノ大火ニテ文書燒失部數ノ事、文書燒失事、時範、定家、親範三代記錄、大都取出了、但三分一燒了、其外、史書之類、少々出了、自餘七百餘合、併以燒失、十代之文書、一時滅亡、

廿二日、勸學院修理ノ間ノ事ヲ關白ニ申ス、美作守基輔重任ノ功ニ募リ修造スベキ由云々、

讃岐院々號宇治左府贈官贈位

宗盛

廿七日、南都衆徒蜂起、

廿九日、讃岐院々號並ニ宇治左府贈官贈位等ノ事云々、○改元來月四日行ハル可シ、

○宇治左府罪科ヲ許スノ詔勅、○正一位ヲ贈ラル、

安元三年八月

四日、奈良僧都參ラレ數刻言談、○五ヶ條訴ノ事、○改元ノ詔書、

十六日、人傳云フ、範玄律師見任ヲ解却シ、又知行寺務等(一乘院已下也)ヲ停止ス、大衆ノ訴ニ依テ也、

廿三日、造八省院所別當云々、

廿五日、讃岐院ノ爲メニ修法、

安元三年(治承元年)九月

九日、巳刻佛嚴上人來ル、余云フ、毎年七日念佛一生退轉ナク遂グベキ由祈念スベシ云々、

十四日、或人云、右大將宗盛卿法皇ノ御供ニ參ル、而ルニ一昨日ノ夕、人首ヲ門ノ犬防内ニ置ク云々、之ニ因テ忽チ留リ了ヌ云々、

治承元年十月

五日、石清水行幸也、關白候セラル、右大將宗盛供奉、公卿十六人云々、

七日、去比俊成卿出家云々、其名覺阿、

俊成出家
名覺阿

十日、今日宗盛、內ノ女房若狹ヲ以テ示ス事アリ、侍從相親ムベキノ由也、件人女子ナシ、少將隆房朝臣（隆房ハ宗盛妹ノ夫）ノ女子ヲ以テ之ヲ養フ云々、

宗盛

十六日、前僧正覺忠入滅、

廿七日、丑刻許大地震、保延以往此ノ如キノ地震ナシ云々、東大寺ノ大鐘振落サレ了ヌ、又同ク大佛ノ螺髮少々落了ヌ、

大地震

治承元年十一月

十一日、一昨日大納言實定卿邦綱卿ノ女（主上御乳母別當三位）ヲ娶ラント欲ス、而ルニ入道相國ノ制止ニ依リ忽チ停止ス、已ニ迎車ヲ送リ、空シク以テ歸還ス、世人嘲哢極リナシ云々、

治承元年十二月

七日、或人云、去三四日ノ間强盜左大臣家近隣ニ入ル、凡ソ近日京中每夜七八所、十餘

所此災ニ逢ハザルナシ云々、
十九日、明雲座主房領本ノ如ク返シ行フベシ云々、
廿五日、長光入道去比ヨリ所勞アリ云々、其間希異夢想アル由之ヲ談ズ、年來大般若經ヲ書寫シ、已ニ其功ヲ終ント欲ス、殘ス所ハ只二卷ノミ、未ダ終ラズ、然ラバ只今恐アルベカラズ、時々病獲麟ノ間、其後程ナク平滅云々、

長光入道所勞

玉海卷之二十六
治承二年正月
五日、王氏爵ノ事、
十七日、右大將宗盛正二位ニ叙ス、
廿日、傳聞ク、延暦ノ衆徒猶以テ蜂起ス、是レ法皇來月一日園城寺ニ於テ秘密灌頂ヲ公顯僧正ヨリ傳受スベシ、其事ヲ妬テ彼日以前ニ三井寺ヲ燒クベシ云々、○竊カニ案スルニ、王化鴻毛ノ如シ云々、就中平禪門此事ニヨリ勅喚アリト雖モ、敢テ以テ動搖セズ、玆ニ因テ山僧彌〻其力ヲ得、
廿二日、右大將宗盛去廿日御使トシテ福原ニ下向シ、今日歸洛ス云々、僧綱等又今日

宗盛正二位
衆徒降起

下洛ス、山僧敢テ承引セズ云々、

廿七日、院ノ擧ニヨリ任官等列擧、

廿八日同斷、受領等多ク列擧ス、

廿九日、經盛大宮權太夫ニ任ズ云々、

治承二年二月

五日、延曆寺ト園城寺ト確執ノ事、○右中將通親朝臣來ル、（右中將通親）

十六日、春日社修造ノ間四面ニ廻廊ヲ建ツベキ由大衆上奏云々、

廿六日、俊成入道內々申シテ云、和歌ノ事殊ニ御沙汰アル由之ヲ奉ル、返々庶幾シ思給フ所也、召アラバ出家ノ身ト雖モ夜陰ニ參入、更ニ憚アルベカラズ云々、（俊成入道）

廿七日、隆信來リ、俊成入道ノ返事ニ云、此ノ如ク此道ノ面目ヲ蒙ムリ、何事カ斯ニ過ギン哉、更ニ申限ニアラズ、

廿九日、此日法皇熊野精進屋ニ入ル、

治承二年三月

一日、齋王選定ノ事、○齋王齋院ト定年齒例、

基通ト經盛ト不協

新制

六日、春日廻廊ノ事之ヲトスルニ不吉云々、
十二日、或人云、二位中將基通去比賀茂ニ參詣ノ間、經盛卿ニ逢ヒ、頗ル喧嘩アリ、經盛彼家ニ參向シ、不過ノ狀ヲ謝シ遣ハス、
十八日、近日新制ヲ下サルベシ、其間ノ事計奏スベシ、保元制符ノ中取捨ヲ加ヘ言上スベシ云々、余奏シテ云、此ノ如キ大事ハ全ク官位ノ尊卑ニ因ラバ、只有識元老ノ輩ニ仰セ議奏セシムベシ、小臣ハ其器ニ堪ヘズ、
廿三日、源中納言來ル、明後日伊都岐島ヘ參詣スベシ、其歸路ノ便、美作、勝間田ノ湯ニ於テ風痺ヲ治スベシ、來月廿日比京ニ入ルベシ、
廿四日、燒亡アリ、七條高倉ノ西ヨリ朱雀ノ南北五六町ニ及ビ、公卿ノ家多ク此難ニ遭フ、
廿五日、源納言ヲ訪フ、炎上ニ遭フヲ以テナリ、物詣停止、
廿八日、今日法皇熊野ヨリ入洛、
玉海卷之二十七
治承二年四月五月六月七月八月九月(缺)

邦綱　白川殿

維盛、

治承二年十月

一日、邦綱云々、白川殿云々、三日、邦綱云々、

四日、山門衆徒合戰云々、

八日、去夜公事ヲ行ハル、解官、○流人ヲ召還サル、事、

十六日此日春日使ノ雜事ヲ定ム、兼燭土御門大納言（邦綱）中御門中納言（宗家）源中納言（雅頼）等來ル、○定文書樣○饗ノ事、

廿五日、白河殿ヨリ水精地ノ鞍ヲ送ラル、

廿七日、中宮御産氣頻胸給、○余中宮御所（六波羅第）ニ參ル、是ヨリ先、左大臣以下公卿廿人許參候云々、小時ニシテ宮權亮維盛朝臣（內大臣嫡男）左大臣ニ告示スル事アリ、何事タルヲ知ラズ卽チ左大臣退出ス、疑クハ是御産忽事ニ非ル由、內大臣告示セシムル歟、

廿八日、白河殿ヨリ摺袴ヲ送ラル、

三十日、良通春日祭使トシテ發向、九條亭ヲ以テ出立所ト爲ス、

治承二年十一月

二日、此日春日祭也、行事辨ハ左少辨兼光、近衞使ハ右近權中將良通等也、○次ニ奈良坂ニ於テ盜人ヲ糺ス事アリ云々、

○祿法○摺袴ヲ送ル人々。

七日、大衆ノ事ヲ問フ、申テ云フ、少々歸住ノ輩アリ御產事他事ナキ間、未ダ惡徒ノ沙汰ニ及バズ、

皇子降誕

十二日、中宮御產氣アリ云々、僧侶御驗者各揚聲之ヲ祈リ奉ル○法皇今朝ヨリ此宮ニ御幸○中宮大夫時忠出來リ人々ニ告テ云フ、御產成リ了ヌ、○法皇仰ニ云、已ニ王子降誕、早ク此由ヲ告申スベシ云々、人々氣色太ダ以テ歡娛、

十四日、此日中宮御產ノ三夜也、

廿八日、中將定能來云、去夜院ヨリ急ノ召アリ、卽チ以テ馳參、時忠卿御前ニ候ス、仰ニ云、立坊事二歲三歲共ニ以テ其例不快、今年遂ゲ行ハレテハ如何云々、○關白曰ク、二三歲共ニ不吉、四歲ヲ待タルヽハ頗ル延怠ニ似タリ、歲內頗ル卒爾ト雖モ、何ゾ遂ゲ行ハレザラン哉云々、入道相國一昨夕俄カニ上洛、此事ニ依テ也、

立太子

廿九日、傳ヘ聞ク、親王宣旨來月二日、行ハル可シ、云々、又立太子、藏人方奉行ハ光雅ニ

仰セラレ了ヌ、○又人云、十二月ハ其例不快、仍テ四歲ヲ待タルベキ歟ノ由豫儀アリ云々、愚案ズルニ四歲ノ立坊然ル可ラズ、但シ吉事ハ近日ヲ先ト爲ス、就中末代ノ政、每事急速也云々、只歲內行ハルル條亂世ノ政ニ叶フベキカ云々、

卅日、傳ヘ聞ク、博陸及ビ前ノ太相國參院、立太子ノ內議アリ、

玉海卷之二十八

治承二年十二月

二日、若宮髮ヲ剃ル、○三日、中宮御所ヲ以テ立太子御所ト爲ス云々、

七日、明後日九日侍始メ、其後院御門ニ於テ立太子定云々、十五日立坊、廿二日中宮入內、

廿八日東宮入內、○天變地妖ノ例、

八日、若宮親王宣旨、○御名字定メ、

十日、御名言仁ト定ム、

御名言仁

十四日、冊命立太子ノ事アリ、○余此兩三日脚氣倍增シ、出仕ニ堪ヘズト雖モ殊ニ其催アル上、今度坊官ノ運ニ當ル由世人之ヲ稱ス、而シテ忽チ以テ他人ヲ補セラルベシ云々、今日出仕セズバ此意趣アルニ似、事體穩便ニ非ズ、還テ以テ其憚アル故

余實疾ヲ押シテ出仕ス

坊官宗盛重衡維盛

良通三位賴政三位ニ叙ス

執柄ノ室乳母トナル

强テ出仕スル所也、末代ノ法孤露ノ身事ニ於テ面目ヲ損ス、但シ坊官全ク懇望ニ非ズ、是ヲ以テ出仕スルノミ、○立坊ノ宣命、○坊官除目、坊官ニハ宗盛、重衡、維盛等ノ平氏モ見ユ、○立太子年齡表、

廿四日、良通生年十二歲ニテ三位ニ叙ス、○今夜賴政三位ニ叙ス、第一ノ珍事也、是レ入道相國ノ奏請、其狀ニ云、源氏平氏ハ我國ノ堅メ也、而シテ平氏ニ於テハ朝恩也、普ク一族ノ威勢殆ド四海ニ滿ツ、是レ勳功ニ依テ也、源氏ノ勇士多クハ逆賊ニ與シ、併セテ誅罰ニ當ル、賴政獨リ其性正直、勇名世ヲ被フ、未ダ三品ニ昇ラズ、七旬ニ餘リテ尤モ哀憐スベシ云々、○入道奏請ノ狀賢ナリト雖モ、時人耳目ヲ驚カサヾル者ナシ、

廿六日、兼實風病ノ上咳病相加ハル云々、

晦日、傳聞ク、關白(基房)ノ室東宮ニ參ル可シ、卽チ入內ノ御車ノ後ニ候スベキ由、云々、而シテ忽チ以テ停止ス、去廿八日ノ行啓只御乳母時忠卿ノ室御車ニ候ス云々、此事(基房ノ妻ガ候スル事)素ヨリ太ダ見苦シキ事也、世間ノ人彈指ス、云々、凡ソ古來未ダ聞カズ、執政ノ室乳母ト爲ルノ例ヲ、而シテ身ヲ棄テヽ權勢ニ諛ブル間、自然此事停止、是

レ氏ノ大明神ノ冥鑒歟、

玉海卷之二十九

治承三年正月

五日、叙位、

十二日、侍資康ヲ以テ賴政卿ノ疾ヲ訪フ、舊年ヨリ赤痢ヲ煩ヒ獲麟ニ及ブ云々、

十七日、白川准后云々、○諸國ノ椽目叙任、

十八日、同除目、

十九日、左衞門督時忠三度別當ニ任ス、物狂之至也、人臣ノ所行ニ非ズ、

玉海卷之三十

治承三年二月

二日、日吉社司等解、申請天裁事、

七日、祈年穀奉幣、來廿四日七日ノ間行ハルベシ、云々、廿二社ノ外伊都岐嶋明神ヲ加ヘ奉ルベシ、云々、

十日、後聞ク、十日亥刻關白ノ妻（基房ノ妻）東宮ニ參ル、其儀庇車ノ後ニ衣ヲ出シ、車二兩ヲ

出ス、云々、○執政ノ室乳母ト爲ル例、古今未ダ有ラズ、時宜ニ隨テ始例ヲ起サルヽカ、誠ニ是レ時務ニ順フヲ賢ト謂フベキ歟、竊ニ以テ彈指スベシ、

十四日、今日前山城守信家ヲ伊豆國ニ配流ス、

廿八日、俊成入道來ル、終夜和歌ヲ談ズ、曉更入道歸ル、

治承三年三月

一日、法皇重ネテ熊野平野行幸、云々、

廿日、今日ヨリ法皇八幡宮ニ參籠、十ヶ日、

廿六日、安藝國伊都伎島社ニ奉幣、

治承三年四月

廿一日、賀茂祭也、諸卿新制ニ闕ラス過差ノコアリ、玆ニ因テ關白ハ天氣不快、コレ彼殿ノ結構タルニ依テ也、

廿三日、法皇賀茂社ニ參籠、十ヶ日、

治承三年五月

三日流人ノ事ヲ行ハル、太神宮ノ訴ニ觸ルヽ者六人、

十四日、清水ト祇園ト合戰ヲ行フ、

重盛出家

廿五日、今日内大臣(重盛)出家(年四十二)病惱ニ依テ也、

治承三年六月

盛子薨ズ

十八日、從三位平朝臣盛子去夜薨ズ、年廿四、先ヅ出家ス、故攝政ノ適室、入道相國ノ女、三宮ニ準ジ主上ニ於テハ養母ノ稱アリ、

治承三年六月(六月重複スルハ如何再考スベシ)

二日、今日車副國貞丸問注ノ爲メ重ネテ使廳ニ出ヅ、尋問セラルヽナクシテ召籠メラル、凡ソ事ノ次第左右ニ能ハズ、大略時忠ノ阿黨歟、

五日、人傳云、山門堂衆ト學徒今明ニ勝負ヲ決スベシ、一宗ノ磨滅、時已ニ至ル、哀ムベシ、々々々々、

異姓ノ身ヲ以テ藤氏ノ家ヲ傳領ス

十八日、早旦人傳云、白川准后去夜薨去云々、〇天下ノ人謂ラク異姓ノ身ヲ以テ藤氏ノ家ヲ傳領ス、氏ノ明神之ヲ惡ミ、遂ニ此罰ヲ致ス、云々、〇清盛夢ニ賀茂大明神ヨリ一ノ寶山ヲ預ル事、其寶山ニ藤花茂ル云々、

白川殿ノ

廿日、或人云、白川殿ノ所領已下ノ事皆悉ク内ノ御沙汰タルベシ云々、愚推相叶ヒ了

所領收公セラレン

白川殿贈位

沽價ノ法

賣買ニ唐土ノ錢ヲ用フ

ヌ悲ムベシ、々々々、但シ春日大明神定メテ御計アヲカ、

廿九日、白川殿贈位等ノ義沙汰アリ、

玉海卷之三十一

治承三年七月

廿五日、萬物沽價ノ法ヲ定ム、○沽價ノ事ニ付キ右中將通親上奏ス、○兼實ノ答……

凡此貫主萬事舊法ヲ糺シ申行フ、賢ト謂ツベシ、……但シ過法歟、

廿六日、內裏御藥ノ事頗ル六ケ借クシ御フ云々、去夜內裏ニ於テ兼光密語シテ云、御占ヲ行ハルヽ處、南東ノ神明出デ示ス由、南ハ春日、東ハ吉田也、云々、疑クハ藤氏家門併ナガラ公家ノ沙汰ト爲ル條、氏ノ神豈ニ其欝ナカランヤノ由、內々アリ云々、口外スベカラズ、云々、今日檢非違使基廣ヲ召シ(明法博士)沽價ノ間ノ事ヲ問フ、

廿七日、基廣注シ申ス、錢賣買ノ事、近代唐土ノ錢ヲ渡シ、此朝ニ於テ恣ニ賣買ス、云々、私鑄錢ハ八虐ニ處ス、縱私ニ鑄ラズト雖モ、所行ノ旨私鑄ニ同クハ尤モ停止セラルベキ事歟、……中沽ノ法トハ賣人ハ高直ヲ指シ、買人ハ減直ヲ好ム、折中シテ裁斷アリ、之ヲ中沽ノ法ト云フ、

廿八日、沽價ノ法○廿五日叡山凶惡ノ黨衆追討ノ宣旨、
廿九日、入道內府(重盛)薨ズ、
治承三年八月
三日、延曆寺堂衆追討ノ事後レ了ヌ、奉行光能夢想ノ事アリ、
十六日、堂衆件所ニ城ヲ構フベシ、云々、
十七日、去比禁中ニ落書アリ、白川殿內府等ノ事ハ西光法師ノ怨靈ノ由、云々、片假名ヲ以テ之ヲ書ク、七八枚許續テ書ク、
廿七日、石淸水行幸、云々、
治承三年九月
十一日、山ノ大衆參洛スベキ由風聞、仍テ官兵ヲ遣ハス、○先日官軍ヲ以テ堂衆ヲ追討スベキ由宣下セラルヽ後、數月ニ及ビテ沙汰ナキ間、堂衆彌ミ力ヲ得、云々、
十二日、堂衆追討云々、
治承三年十月
七日、官兵ヲ遣ハスト雖モ堂衆等引退ノ氣ナシ、

重盛薨ズ

九日、京官ノ除目也、〇關白基房ノ息師家去夜從三位ニ叙シ、今夜中納言ニ任ズ、年令八歳、古今例ナシ、云々、兼房、基通、隆忠、良通皆超越セラル、各更ニ愁ト爲スベカラス、攝籙ノ嫡子先代相爭フノ人ナキ故也、就中良通ニ於テハ今度正三位ニ叙セラル、面目ニ足ルベシ、云々、何ゾ況ンヤ良經侍從ニ任ズ、云々、

本朝世紀

十一日、余本朝世紀ヲ借進スベキ由ヲ仰ス、件ノ文ハ信西法師之ヲ作ル、寛平一代ノ國史、

十四日、大外記師尚本朝世紀上帙十卷（信西法師抄出也）ヲ持チ來ル、

十八日、此日密々歌合也、歌十首、哥人廿人、俊成入道ノ許ニ遣ハシ判セシムベシ云々

知盛經盛

十九日、傳聞ク、延暦寺堂衆ノ追討使更ラニ知盛經盛ニ仰セラル、

師家

廿五日、中納言中將師家拜賀ノ爲メ來臨（兼實ノ第へ）スベシ、

治承三年十一月

三日山ノ大衆猶以テ鬪諍、官兵等坂下ニ向フト雖モ、山上ヲ攻ル能ハズ、

五日、侍從良經拜賀也、

清盛入洛

十四日、今日入道相國（清盛）入洛、宗盛卿ハ去十一日首途シテ嚴島ニ參リシガ、路ヨリ呼

基通關白ニ任ズ　基房退官　事件ノ原因

還シ、相共ニ上洛、武士數千騎、人何事タルヲ知ラズ、凡京中ノ騷動雙ナシ、今夜ノ出仕恐レナキニ非ズト雖モ、公事ヲ勤メンガ爲メニ出仕ス、

十五日、世間物忩、○人傳ヘ云フ、天下ノ大事出來、○大夫史隆職注シ送リテ云、基通關白ニ任ジ、內大臣氏長者ニ拜セラレ、基房ハ關白ヲ止メ、師家ハ權中納言中將ヲ止メラル、○余此狀ヲ披キ見ル所、天ヲ仰キ地ニ伏シ、猶以テ信愛セズ、夢歟夢ニ非ザル歟、辨存スル所ナシ、此事ノ由來ハ法皇越前國（故入道內大臣知行ノ國維盛朝臣之ヲ傳フ）ヲ收公シ、併セテ白川殿ノ倉預（前大舍人頭兼盛）ヲ補セラル、已上ノ兩事法皇ノ過怠云々、三位中將師家ハ二位中將基通ヲ越エ、中納言ニ任ズ、師家年僅ニ八歲、古今例ナシ、コレ博陸ノ罪科也、凡此外法皇ト博陸ト同意シテ國政ヲ亂サルル由入道相國攀緣、云々、○清盛ハ重衡ヲ使トシテ內裏ニ奏シ、身ノ暇ヲ賜ハリ邊地ニ隱居セントス、仍テ兩宮ヲ具シ奉リ行啓ヲ催シ儲クル所也○基通ヲ關白トナスノ詔、

十六日、今旦書ヲ前ノ博陸ニ奉ル、報狀ニ云フ、年來變改ナク本意ヲ申來リ候、尙此仰ハ心肝ニ銘ス、先世ノ宿報左右ニ能ハズ、今一度見參セズ候コソ口惜ク候ヘ、云々、○抑此關白ノ時ハ、家ニ瑕瑾ヲ貽シ、職ニ大疵ヲ付ク、亂代ニ於テハ天子ノ位、攝籙

ノ臣、太ダ以テ無益ナリ、云々、○新博陸ノ許ニ使季長朝臣ヲ送ル、不說ノ恐ヲ遁レンガ爲也、コレ諂諛ノ甚也、○今夜明雲僧正幷ニ天台座主等ニ還任ス、云々、○明雲還任ノ宣命、

十七日、天晴、人傳テ云、前博陸逐電、人其行方ヲ知ラス、云々、但シ謬說カ、

十八日、藤原基房ヲ大宰權帥トナス宣命○解官ノ輩卅九人、

十九日、前關白松殿ヨリ出デラル、子細ヲ傳聞シ悲淚數行、

廿日、二位中將殿(良通)權中納言並右大將ニ任ズ云々、余此狀ヲ見、仰天ノ外他事ナシ、生涯ノ恥辱此身ニ極レリ、此ハ余ガ欝ヲ塞ガンガ爲歟、タマサカ固辭セバ忽チ絞斬ノ罪ニ當スベシ、加之聊カ中心所存アリ、仍テ只悦思フ由自書シ返報シ遣シ了ヌ、子細ヲ知ラザル人、身ノ耻ヲ知ラズ、望ヲ致ス旨ヲ存スル歟、云々、○午刻許、人傳テ云、法皇鳥羽ニ御幸、コレ頼盛(六波羅ニアリ)ヲ伐タンガ爲也、○今日禪門福原ニ向ハル、

廿二日、傳聞ク、頼盛卿ノ所領等併セテ以テ沒官、云々、又業房ヲ伊豆國ニ配スル間、路頭ニ於テ逐電ス、云々、○又頭中將通親モ其殃ニ懸ラントシ、希有ニ免カルト雖モ、猶ホ怖畏ヲ懷ク、○又聞ク太政大臣(師長)去ル十九日出家云々○一昨日ノ除目ニ隆

大宰帥ノ例

基通兼實ニ依賴ス

季帥ニ任ス云々、大宰帥ハ親王任ズル所ノ官也、仍テ他人帥ナク納言已上ノ者宰府ヲ知行スル時ハ權帥ニ任ゼラル、參議已下ナラバ大貳ニ任ズ、而ルニ前ノ關白ハ權帥ニ任ジ、隆季ハ正帥ニ任ズ、希代ノ例也、職事モ外記モ氣ツカズ、亂世ノ甚ダシキ也、云々、

廿三日、基輔朝臣召ニ依テ新博陸基通ノ亭ニ參ル、歸リ來リ云フ、故殿隱レシメ給テヨリハ、一向御邊ヲ(兼實ヲサス)相憑ミ罷過ル所也、云々、○基通ノ問ニ對シ兼實答フ○抑モ余之ヲ案ズルニ、已ニ新關白ノ扶ヲ用ラル丶者カ、世間ノ人口皆察シ思フ所也、然而故殿ノ深恩ヲ思フニヨリ、自今以後ト雖モ此ノ如ギコト隔心ヲ存ス可ラス、身ノ遺恨ニ於テハ、全ク彼人ノ過去ニ非ズ、只宿運ヲ願フベシ、

廿四日前博陸昨日河尻ヨリ福原ニ向ケラル、云々、○前大舍人頭兼盛(院ヨリ白川殿ノ倉ニ付ケラル丶人)、手ヲ切ラレ畢ヌ、

廿六日、傳聞ク、前博陸福原ヨリ淡路國ニ向ケラル、

廿九日、傳聞ク、前關白福原ヨリ淡路國ニ送ラル、云々、又人云、奈良ノ大衆蜂起熾盛云々、

治承三年十二月
一日、傳聞ク、南京ノ大衆殊ニ以テ蜂起ス、
四日、此貫首(通親)深ク思慮ナキ人也、必ラズ當ニ殃スベキ歟、
十日、兵部卿入道信蓮來リ、數刻談ズ、多クハ是レ新博陸未練ノ間ノ事ヲ歎キ申スナリ、日頃籠居ル人俄カニ重任ニ居ル、毎事惘然術ナキ由命ゼラル、云々、
十四日、此日右大將拜賀也、
十五日、關白基輔ヲ以テ條々ノ事ヲ問ハル、○着陣ノ事○上表ノ事、○臨時客事○大饗ノ事、

本書三十二卷以下は曩に見終りしが一卷より三十一卷までは其後引つゞきて讀み明治三十三年六月十六日讀み畢る。本文は第一高等學校藏本に據る。

南䆫子

玉海卷之三十二
治承四年正月
一日、熊野湛政ヲ法橋ニ叙ス、

通親

主上邦綱亭ヘ行幸

二日、左大辨宰相長方來リ余ト相逢ヒ文談時刻ヲ移ス、
四日、頭中將通親朝臣ノ消息來ル云々、
五日、顯綱王ヲ王氏ノ長者ト爲ス事○公卿參入ノ事アリ姓名見ユ○叙位書樣
六日、
七日、
十日、主上閑院第ヨリ五條東洞院邦綱卿亭ニ行幸ス、○陣中行列、
廿日、天晴、此日皇太子魚味著袴等アリ、三歳著袴吉例之上、來月讓位ノ事アルベキニヨリ忩行アルベシ、云々、○今日公卿參入、參入ノ公卿姓公記載アリ、
廿二日、福原禪門今日下向畢、云々、
廿四日、五條堀川ニ造宮アルベシ云々、先例ナキニヨリ中止、
廿五日、給料學生三人秀才ヲ爭論ス、第一季光第二賴範第三通業
廿六日、所勞及ビ內給、年舉、
廿七日、任官ノ事アリ、○今夜除書以前ニ秀才一人、下﨟二人ヲ宣下セラル、（秀才ハ賴範通業、第一、季光ハ名譽無キニヨリ超サル）下﨟二人大江匡範匡維光朝ノ子藤

長正 故光經ノ子 內非藏人

廿八日、左近衞權中將正四位下源朝臣通親以下任官、○同日諸國々守任官アリ、

玉海卷之三十三

治承四年二月

四日、正廳座事、○上卿不復座事、○祭主不參事、

九日、內裡御風氣猶不快、○十日內裡ノ風氣減ゼズ、十二日同斷、

十一日、故攝政殿二郞若君元服也、下官加冠ニ點ゼラル、此事甚ダ用心ナシ云々、○同日加冠アリ、

十五日、卽位ノ條々ニ付キ尋問アリ、○忌避ノ事アリ、○二十一日讓位云々、○幼主ニ付母后同居、云々、

十七日、卽位ノ事ニ付太政官廳ノ指圖ヲ持チ來ル、

二十日、入道相國修メラレ候彼ノ大輪田泊ノ件延喜例ニヨリ宣下セラルベシ、云々、

二十一日、此日讓位アリ、御歲三歲○讓位ノ儀式○伊勢近江ニ使ヲ遣ハシ彼國ヲ固守セシム、○卽位費用、

大輪田泊
安德天皇受禪

二十八日、院廳始メ、○尊號勅書、○卽位ノ式ヲ紫宸殿ニ於テ行ハルベシ、云々、
治承四年三月
八日、來十七日嚴島御幸、云々、
十二日、卽位ノ相談、
十六日、伊勢太神宮司改任、云々○同請文、
十七日、園城寺大衆發起シ、相語ル、延暦寺及ビ南都衆徒法皇及ビ上皇宮ニ參リ、兩主ヲ盗出シ奉ルベシ云々、
（衆徒兩主ヲ盗出シ奉ラントス）
十八日、主上病氣、乳ヲ聞食サズ、
玉海卷之三十四
治承四年四月
九日、此日新帝五條東洞院第ヨリ大内ニ遷幸、○今日新院嚴島ヨリ入洛、
（新院嚴島ヨリ入洛）
廿二日、此日天皇紫宸殿ニ卽位ス、
（卽位）
廿七日、國郡卜定、近江國、丹波國、
治承四月五月

知盛所勞

九日、去夜ヨリ左兵衛督知盛所勞萬死一生、

清盛入洛

十日、今曉入道相國入洛、武士洛中ニ滿ツ、世間又物忩、

十二日、知盛卿平減、昨日禪門下向、

後白河法皇京ニ出御

十四日、鳥羽ノ法皇出ニ御京一、內藏頭季能朝臣ノ家ヲ以テ御所ト爲ス、

三條高倉宮配流

十五日、昏ニ臨ム頃京中鼓騷、山ノ大衆下洛ノ由風聞アリ、但シ其實ナシ、○今夜三條高倉宮（院第二子）配流、件宮ハ八條女院ノ御猶子也、此外縱橫ノ說多シト雖モ信用シ難シ、

十六日、隆職宿禰三條宮配流ノ事ヲ注シ送ル、其狀如レ此、

源以光

源以光（本御名以仁忽賜レ姓改レ名了）

宜レ處ニ遠流一、早令レ追ニ出畿外一。

傳聞ク高倉宮去夜檢非違使其家ニ向ハザル以前ニ逃去シ、三井寺ニ向フ、云々、○件宮ノ子若宮モ逐電セリ、云々、○モト隱シ置カル、太ダ愚ナリ、愚意之ヲ案ズルニ我國ノ安否只此時ニ在ルカ、云々、

八條宮圓惠法親王

十七日、八條宮（圓惠法親王）使者ヲ以テ宗盛時忠等ニ示シ、高倉宮三井寺平等院ニオハス

諸國源氏高倉宮ニ屬ス

出京セラルベキ由沙汰ス、云々、○高倉宮登山、無動寺ニ引籠ラル、ノ由風聞、○或云、諸國ニ散在スル源氏ノ末胤等多ク以テ高倉宮ノ方人ト爲ル、又近江國ノ武勇ノ輩同ク以テ之ニ與ス、云々、

園城寺ヲ攻メントス

十九日、昨日園城寺ニ遣ス所ノ僧綱ノ中、房覺僧正一人去夜歸洛、彼宮出シ奉ル可ラザル由大衆申切ル、云々、凶徒七十人許、○山門與力ス可ラザル由頻リニ制シ仰セラル、

廿一日、園城寺ヲ攻ムベキ由武士等ニ仰セラル、明後日發向スベシ、前大將宗盛已下十一人、所謂大將

賴盛　敎盛　經盛　知盛等卿　維盛　資盛

清經等朝臣　重衡朝臣　賴政入道等云々

賴政子息ヲ連レテ高倉宮ニ屬ス

廿二日、去夜半、賴政入道子息等ヲ引率シ三井寺ニ參籠ス、已ニ天下ノ大事カ云々、○山ノ大衆三百余人與力云々、○奈良ノ大衆蜂起シ、已ニ上洛セント欲ス、云々、

廿三日、世上物忩ニ付官兵洛中ノ諸人ヲ引率シ福原ニ下向スベシ、○卽チ行幸御幸アルベシ、一人ヲ殘サズ相具セラルベシ云々、○南都大衆來廿六日入京スベキ由

ノ風聞、

○廿四日、室家余ガ爲メニ最吉夢ヲ見ル、又覺乘得業ニ祈ヲ仰付ク、生涯ノ吉凶ヲ知ランガ爲ナリ、今日書ヲ送リ告ゲテ曰ク、先日御祈ノ事成就スベシ云々、

○廿五日、昨日座主登山、山僧三井寺ヲ攻ムベキノ由相語ランガ爲ナリ、過半承諾アリ、云々、

高倉宮南都ニ向フ

廿六日、三井寺ニ坐ス宮賴政ト相共ニ去夜半許逃去、南都ニ向フ、其告ニヨリ武士等逐攻ム、○賴政ノ黨類併セ誅セラル、彼入道、兼綱幷ニ郎徒十餘人、首ヲ切リ了ヌ、宮ニ於テハ慥ニ其首ヲ見ズト雖モ同ク伐チ得了ヌ、云々、

賴政等敗死ス

廿七日、兩寺凶徒罪科ノ趣ヲ定メラル、○罪科ノ趣ニ付諸卿ノ意見、○兼實ハ隆季通親兩人ノ申狀ヲ彈指ス、

福原行幸ノ風說

三十日、邦綱卿告ゲ送テ曰ク、來月三日福原ニ行幸アルベシ、上西門院同ク渡御アルベキ由其聞ヘアリ、仰天ノ外他ナシ、○勳功ノ賞ヲ行ハル、

治承四年六月

福原行幸

二日、入道相國ノ福原別業ニ行幸アリ、法皇上皇同ク城外ノ行宮ニ渡御ス、往古其例

アリト雖モ、延暦以後、都テ此儀ナシ、誠ニ希代ノ勝事ト謂フ可シ、云々、○行幸ノ次第、

六日、去四日ノ夜、主上賴盛ノ家ヨリ禪門別庄御所也本上皇ニ遷御ス、

七日、興福寺衆徒和平、逃隱ルヽ者ヲ捕ヘ出ス、淸盛ハ遷都ノ他沙汰ナシ、

十日、南都ニ逃向ヘル輩少々ヲ搦進ズ、其中ニ相少納言宗綱アリ(件男ハ年來相ヲ好ムノ人、彼宮必ラズ國ヲ受クベキノ由、云々、此ノ如キ亂逆ノ根條此相ニ在ルカ)

十三日、遷都ノ事大略確定、○(兼實)福原ニ赴ク、○福原ニ到リ湊川ノ邊ニ於テ乘車ヲ改ム、

十五日、大夫史隆職遷都ノ間ノ事ヲ來リ談ス、(奈良ノ京舊指圖ヲ持來ル)○尋問セラルヽ三箇條、

一、左京條里不足事、

一、右京平地不幾事、

一、大嘗會事、

○和田ノ都門ヲ改メテ小屋野ヲ其地ト爲スベシ、云々、○愚(兼實)案ズルニ遷都ナ

園城寺僧徒ノ罪科

新院御不例

キニ如カズ、女房等語リテ曰ク、遷都ハ萬人歎息セザルナシ、或ハ流涙ノ族アリ、
十九日、園城寺僧徒罪科ニ行ハル可キノ趣定メラル、○僧綱廿七人見任ヲ解却シ、所
領ヲ沒官ス、
二十二日、三井寺僧徒ノ罪科ヲ宣下セラル、
玉海卷之三十五
治承四年七月
一日、傳聞ク、山ノ大衆蜂起シ、座主ヲ拂ハント欲ス、
十五日、春日ノ御正體ヲ福原ニ移サントスル者アリ、
十六日、福原ハ暫ラク皇居ト爲スベシ、云々、
十九日、天下騷動未ダ落居セザル上、遷都ノ間世間彌ヽ穩カナラズ、
卅日、俊成入道瘧病、○攝政ノ病殊ニ重シ、瘧病ノ如シ、○新院御不例、
治承四年八月
二日、新院御不例、六ケ敷シ、○攝政モ所勞瘧病、但シ其體普通ニ非ズ、更ラニ發スル時
其面赤シ、

福原ニ離宮ヲ立ツ

四日、福原ニ、離宮ヲ立テ暫ラク經廻アルベシ、八省大內ニ及バズ、又大路小路便ニ隨ヒテ之ヲ披ク云々、○嵯峨ノ隱君子帝都ハ永代變易スベカラザル趣ヲ述ブ、

五日、攝政瘧病殊ニ重シ、

八日、傳聞ク、隆季卿密語シテ曰ク、遷都ノ事猶ホ叶フ可ラザル者ヲ據ナキ沙汰カナ、云々、此語禪門ノ耳ニ達ス云々、○攝政ノ瘧病猶ホ愈エス、

福原ニ里內ヲ造營ス

十一日、左衞門權佐光長來ル（福原ヨリ）、因テ福原ノ事ヲ問フ、彼地帝都ト爲スカ、又離宮ニ於テ大嘗會行ハルベキカ、答ヘテ曰ク、承ル如クンバ里內ヲ造營シ、遂ゲ行フベシ、云々、

新院御腦輕減

十二日、新院ノ御腦輕減、○又此ヲ去リ古京ニ還御アルベキノ儀出來ス、隆季時忠等相議シ、禪門ニ仰セ遣ハサルヽ處、尤モ然ル可シ、但シ老法師ニ於テハ御共ニ參ル可ラズ、云々、○此語自ラ風聞、忽チ此議出來ス、凡ソ萬事言語ノ及ブ處ニ非ズ、只目ヲ以テス、

十四日、攝政ノ瘧病平愈、

十九日、禪門今日嚴島ニ參ラレ、彼ヨリ宇佐ニ詣ヅベシ、

五節以前ニ皇居ヲ造ラルベシ

廿五日、新院御不豫、同様ナリ、○遷都ノ事ニ付キ經房ニ問フ、答ヘテ曰ク、福原只今ノ如クンバ離宮ナリ、明後年八省ヲ造ル可シ云々、今年五節以前ニ皇居ヲ造ラル可シ、是レ禪門私ノ造作也、彼ノ人移徙ノ後借取ラル可キノ儀云々、即チ件ノ離宮ノ傍ニ八省ノ地ヲ占メ、云々、件指圖ハ源納言之ヲ造進シ、堀川納言又潤色ヲ加フ、云々、○大嘗會ノ事○延暦ノ遷都ト今度ノ遷都トニ付キ兼實意見ヲ述ブ○方忌ノ事大嘗會ノ事ニ付キ諸卿ノ議論アリ、

湛増謀叛

治承四年九月

三日、傳ヘ聞ク、熊野權別當湛增謀叛シ、其弟湛覺ノ城及ビ所領ヲ燒拂フ、此去月中旬比ノ事云々、○又傳ヘ聞ク、謀叛人義朝ノ子年來伊豆國ノ配所ニ在リ、近日凶惡ヲ事トシ、伊豆駿河兩國ヲ押領ス、又爲義息一兩年來熊野邊ニ住ス、而ルニ去五月亂逆ノ刻坂東ニ赴キ賴朝ニ歸ス、宛ラ將門ノ如シ、云々、

賴朝伊豆ニ擧兵

維盛等追討使トナルベシ

九日、關東叛逆ノ聞エアリ、去五日大外記大夫史等參院シ、追討スベキ由ヲ評議ス、維盛、忠度、知度大將タリ、來廿二日下向スベシ、但群賊纔ニ五百騎許、官兵二千餘騎、已ニ合戰ニ及ビ、凶賊等遁レテ山中ニ入ル、云々、

十一日、賴朝追討ノ旨宣、○上總國ノ住人介八郎廣常幷ニ足利太郎等與力シ、其外隣國有勢ノ者多ク與力ス、云々、

○禪門來十二日勢(藝カ)州ニ參ルベシ、新院モ來廿一二日ノ間ニ同ク詣デ給フベシ、○又熊野湛增モ猶ホ惡逆ヲ事トス、別當範智與力ス、云々、

十三日、東國ノ追討使ノ中來廿二日發向スベシ、

十九日、傳聞ク、筑紫ニ又叛逆ノ者アリ、禪門私ニ追討使ヲ遣ハス、

高倉宮御生存ノ說

廿三日、右少將維盛朝臣已下追討關東凶賊使等入洛、來廿七八日ノ間ニ首途アルベシ、○高倉宮及ビ賴政駿河ヲ經テ奧ノ方ヘ向フ由告アリ、奇怪ノ浮說也、○是則チ禪門人望ヲ失フ間事ニ於テ彼レガ爲メニ凶瑞ヲ表ハサント欲ス、天下ノ士女同ク或ハ奇怪ノ風聞ヲ卷ク者ナリ、

廿八日、傳聞ク、山ノ大衆蜂起ス、

追討使發向

廿九日、今曉追討使等發向ス、

治承四年十月

二日、上皇昨日下向、○傳聞、去月晦比熊野湛增ノ館ニテ其弟湛覺ト攻戰、相互ニ死者

多シ、○近江國ニテモ度々合戰、
五日、傳聞ク、關東事已ニ大事ニ及ブ、
六日、今旦新院嚴島ヨリ還御、
八日、傳聞ク、高倉宮必定現存シ、去七月伊豆國ニ下着ス、云々、○凡ソ權勢ノ人遷都ノ事ニ依リ人望ヲ失フ間、此ノ如キ浮説流言勝テ計フ可ラズ、
九日、後聞ク、六日禪室嚴島幷ニ宇佐宮ニ參ル、
十七日、傳聞ク、追討使遠江ニ於テ彼國ノ住人ノ爲メニ射落サル、
十八日、兼光諸テ曰ク、去八月新院御祈、御神樂ヲ行ハンガ爲メ賀茂社ニ參ルノ次、神主重保相語テ云、去比通夜シ寶前ニ眠ルカ眠ラザルカノ間、御寶殿震動ス、于時故(忠通)ノ法性寺殿束帶ヲ正シ、寶殿ノ傍ニ坐シ、又歎息シテ曰ク、由シナキ遷都之有天如レ此久ニ寶殿令ニ搖動ニ給也トテ事ノ外ニ思食歎タリト見了テ覺メ了ヌ云々、
十九日、高倉宮誅伐セラルヽ由猶ホ疑ヒアリ、其故ハ菅冠者ト云フ男、年來彼宮ニ參リ、云々、然シ宮現存スル事疑ハシ云々、
廿日、傳聞ク、延暦寺ノ衆徒盛ニ蜂起シ、奏牒ヲ以テ職事ニ付ク、是レ遷都ヲ止ムベキ

チ止ム

由也、

廿三日、新嘗會幷ニ賀茂臨時祭ノ間ノ事、

廿五日、新嘗會、賀茂臨時祭ニ關スル答、

廿八日、延暦寺衆徒遷都ヲ訴フ、云々、

追討使尫弱

廿九日、傳聞ク、坂東ノ逆賊ノ黨類餘勢數萬ニ及ブ、追討使尫弱極マリナシ、云々、誠ニ我ガ滅盡スルノ期也、

治承四年十一月

維盛已下追歸サル

一日、傳ヘ聞ク、追討使維盛已下追歸サル、已ニ近江ニ赴カントセバ山僧禦グベキ風聞アルニヨリ、伊勢ニ向フ、○逆黨ノ餘勢幾萬騎ナルヲ知ラズ、○湛增モ勢ニ乘ズ、○鎭西謀叛ノ者モ征伐スル能ハズ、

四日、傳聞ク、追討使伊勢ニ向ハズ、只忠淸許伊勢ヘ赴ク、他人ハ入京、

宗盛還都アルベキ由チ禪門ニ示ス

五日、傳聞ク、前將軍宗盛還都アルベキ由禪門ニ示ス、禪門承引セザルニヨリ口論ニ及ブ、○傳聞ク、追討使等今日晩景ニ及ビ入京、知度ハ僅カニ、廿餘騎、維盛ハ十騎ニ過ギズ、○甲斐ノ武田ト平氏ト合戰ノ模樣、○追討使敗軍ノ由ヲ聞キ淸盛大ニ怒

還都ハ風聞

福原離宮ニテ萬機旬

ル、

八日、傳聞ク還都アルベキ由、山僧等ニ仰セラルト雖モ、忽チ然ル可ラズ、太略誘ヒ仰セラル、體也、始終叶フ可ラザル事カ、

十日、歸都ノ事頗ル沙汰アリ、

十一日、還都ノ事云々、

十二日、傳ヘ聞ク、關東ノ逆黨美濃國ニ及ブ由、

十三日、或人云フ、決定シテ歸都ノ事アルベシト、○此日福原離宮新造ノ皇居ニ於テ萬機旬ヲ行ハル、

十五日、兼實病ヲ推シテ福原ニ推參スレバ、清盛ノ命ナリトテ中止セラル、

十六日、福原ヨリ、脚力アリ、昨日推參ヲ止メシハ、女院ノ不豫及ビ予ガ(清盛)所勞等ニ因ル、云々、○又云、來廿六日頃歸都アルベシ、

十七日、傳聞ク、美濃源氏等凶賊ニ與力ス、○熊野湛增其息僧ヲ進メシム、仍テ宥免アリ、又鎭西ノ賊(菊池權守)サセル故ナク恩免、云々、

十九日、傳ヘ聞ク、還都ハ來廿六日御出門、來月二日入洛アルベシ、延暦寺衆徒大ニ悅

一院第三親王ノ宣トシテ清盛ヲ誅伐スベシ手島藏人

庶民還都ヲ喜ブ

ビ種々ノ御祈ヲ始ム、

廿一日、近江國又以テ逆賊ニ屬ス、○福原ヨリ人告テ曰ク、還都ハ縮メラレ、來廿三日出門、廿四日寺江ニ著、廿五日木津殿ニ著、廿六日御入洛、○モシ遷都スルナラバ日頃早々アルベシ、官軍隣國ニ充滿スルノ刻、忽チ還都スルモ豈ニ物議ニ叶ンヤ、

廿二日、傳ヘ聞ク、關東ヨリ一院第三親王ノ宣ト稱シ、清盛法師ヲ誅伐スベシ、東海東山北陸道等ノ武士與力スベキノ由、云々、○人傳云、手島藏人某（元三條宮ニ伺候ス）福原ノ人家ニ放火シ、逐電シテ東國ニ向フ、云々、○東軍近江ニ侵入、○追討使出立ナシ、○新院御惱危急、○歸途停止、○三井寺延暦寺ト闘諍、

廿四日、傳聞ク、還都必定了、昨日出門、今日寺江ニ著、明日木津殿ニ渡御、明後日早旦御入洛、○近江騷動ニヨリ還都猶豫ノ儀評議アリシモ、法皇禪門モ同ク上洛アルベシ、一人モ福原ニ殘ル可ラズ、

廿五日、余ガ爲メ最吉ノ夢アリ、○今夕行幸御幸共木津殿ニ著御ス、○還都ヲ人民喜ブ、○清盛ガ還都ノ意ハ如何、○先ヅ關東ノ謀叛ハ遷都ヨリ起ルト云フ、云々、○次ニ還都ノ理由四箇條ヲ述ブ、

廿八日、傳ヘ聞ク、來月二日追討使ヲ江州ニ遣ハスベシト、

治承四年十二月

追討使再ビ發ス

二日、追討使近江ノ方ニ下向、知盛大將軍タリ、伊賀道ハ資盛大將軍タリ、前筑前守貞能相具ス、伊勢道ハ國司淸綱行向フ、

城資永

三日、官軍近江等ノ賊軍ト戰フ、○越後城太郞助永甲斐信濃兩國ハ他人ヲ交ヘズ、一身ニ攻落スベキ由申請ハシム、○或人云フ、去晦日左大辨長方法皇ヲ宥メ奉リ、松殿ヲ召返サルベキ由再三申サシム、人々更ラニ以テ之ニ同セズ、云々、

四日、去月晦日、院殿上ニ於テ關東ノ亂逆ノ事ヲ議セラル、左大臣(藤原經宗)改元スベキ由定メ申サル、而ルニ外記相共ニ改元猶豫アルベキ由奏聞ス、○人傳云、江州ノ武士等落了、三分二ハ官軍ニ與力、其殘ハ城ニ引籠ル、又聞ク、奧州ノ戎狄秀衡禪門ノ命ニ依リ賴朝ヲ伐チ奉ルベキ由請文ヲ進ム、但シ實否未タ聞カズ、

秀衡淸盛ノ命ニヨリ賴朝追討ノ請文ヲ進ム

五日、江州ノ勢四百餘騎今日矢合、○去夜或者ノ夢ニ云、大唐ヨリ笠ノ鰭ニ樣々ノ物ヲ彫付タル旗數旒ヲ付タリ、云々、

九日、傳聞ク、延暦寺ノ衆徒ノ中凶惡ノ堂衆三四百人許山下兵衛尉義經ヲ得、(近江國逆賊ノ張本)

山下（山本）義經

親宗賴朝ト音信ノ風聞アリ

知盛等山下義經ヲ攻ム

清盛法皇ニ天下ノ政ヲ知食スベキ由ヲ奏請ス

語ルニ園城寺ヲ以テ城ト爲シ、六波羅ニ夜打ニ入ルベシ云々、○去夜ヨリ法皇新院ト同居、御面謁アリ、

十二日、官兵等三井寺ノ近邊ヲ燒拂、○城助永已ニ信濃ヲ越ルノ由風聞、謬說、云々、雪深クシテ人馬ノ往還ニ及ブ可ラズ、又秀衡攻落スベキノ由請文ヲ進ズル旨聞ユ、然ルニ虛說カ、

十三日、傳聞ク、前ノ右中辨親宗賴朝ト音信ノ由風聞、此事ニ依リ召問ハルベシ、○左大將以下武士ヲ進ズベキ由ヲ催サル、資長俊經ハ舊故ノ儒卿ナルニ此催シハ實ニ是レ未曾有ノ沙汰也、朝臣ノ輕忽此ノ如キノ事ヲ以テ察スベシ、○親宗ハ賴朝ニ內事ヲ通ズル風聞アルニヨリ、從者ヲ召問ハレシニ承伏ス、

十五日、　昨日知盛資盛等敵城ヲ攻ム、甲賀入道幷ニ山下兵衛尉義經等ガ徒黨千餘騎即時追落ス、

十七日、松殿（基房）去夜歸京ヲ許サル、

十八日、傳聞ク、法皇天下ノ政ヲ知食スベキ由禪門再三申サル、初メ辭退スト雖モ遂ニ以テ承諾ス、又讃岐美濃兩國ヲ以テ法皇ノ御分國ト爲ス、

重衡南都追討

興福寺東大寺燒カル

法皇山僧ニ同意シ叡山ニ登ルノ說アリ

十九日、傳聞ク、來廿五日中宮ノ院號ノ事アルベシ、廿六日故攝政殿ノ姫君(顯輔卿ノ外孫)准后ノ宣旨ヲ蒙ムル、○賴朝ノ勢十萬騎、○三條宮坂東ニ在ル由極メテ謬說、○又仲綱決定伐タレ了、云々、

廿三日、今日維盛副將軍トシテ近江國ヘ下向、

廿四日、甲賀入道山下兵衞尉等未ダ伐タレズ、山下城ニ籠ル、

廿五日、今日藏人頭重衡大將軍トナリ、南都追討ノ爲メ下向ス、來廿八日攻戰スベシ、

廿八日、傳聞ク、去夜重衡南都ニ寄ス、其勢莫大ナルニヨリ忽チ合戰スルコト能ハズ、

廿九日、人告テ云、重衡南都ヲ征伐シ只今歸洛、云々、又人云、興福寺東大寺已下堂宇房舍地ヲ拂テ燒失、御社ニ於テハ免ル、

治承五年四月

一日、落書アリ、法皇日吉ニ幸シ、山僧ト同意シ叡山ニ登ラント欲ス、云々、

玉海卷之三十六

治承五年正月　養和元

一日、天下穢氣ノ疑アリ、仍テ四方拜ノ事トナシ、○抑〻南京諸寺燒失ノ事、悲歎ノ至

リ、喩ヲ取ルニ物ナシ、東大寺ハ我朝第一ノ伽藍、異域無類ノ精舍ナリ、今亂逆ノ世ニ當リ、忽チ魔滅ノ期ヲ顯ハスカ、
六日、興福寺中寺外、堂舍寶塔、神社寶藏等燒失ノ注進、
八日、東大、興福兩寺、門徒僧綱以下解官ノ宣旨、
十一日、傳ヘ聞ク、熊野ノ邊、武勇ノ者等五十艘許、伊勢國ニ打入リ、官兵ヲ射取ル、云々、○筑紫謀叛ノ者惡逆ヲ事トス、○延曆寺衆徒蜂起ス、
十二日、人告ゲテ云フ、新院(高倉)御惱危急云々、○傳ヘ聞ク、筑紫謀叛者高直(菊池)餘勢數萬ニ及ブ、
十三日、中宮(建禮門院)法皇ノ宮ニ納ルベキ由或人和議ス、禪門及ビ二品承諾ノ氣色アリ、而ルニ中宮此旨ヲ聞キ、枉ゲテ出家ノ事ヲ仰セラル云々、
十四日、人告ゲテ云フ、新院已ニ崩御ス、實否ヲ知ラズ、
十八日、傳ヘ聞ク、官兵等美乃國ニ入リ光長城ヲ攻ム、
廿日、或人云フ、賴朝病アリ云々、此ノ如キコト謬說多端、傳ヘ聞ク、禪門小女(世ニ御子姬君ト號ス、巫女ノ腹云々)法皇ノ宮ニ納ル云々、

新院御惱急

禪門ノ小女ヲ法皇ニ容ル

廿五日、美濃國逆賊等、討取ラル(蒲倉城ニ籠ル)、〇廿八日、去廿五日禪門小女法皇ノ宮ニ入ル、只付女ノ如シ、冷泉局ト號ス、

治承五年二月

一日、傳ヘ聞ク、謀叛ノ賊、源義俊(爲義子、十郎藏人ト號ス)數多ノ軍兵ヲ率ヰ、尾張國ヘ超來ル、

賴朝常陸ヲ攻ム

三日、傳ヘ聞ク、賴朝常陸國ニ寄攻シ伐平グ、

八日、前越中守平朝臣盛俊ヲ以テ丹波國諸庄薗ノ御下司トナス、

九日、又聞ク、關東反賊等半バニ及ンデ尾張國ニ越エ來ル、十郎藏人ヲ以テ大將軍トナス、

十一日、菊池高直謀叛ニ付追討ノ宣旨アリ、云々、

十二日、東國追討使大將軍左兵衞督知盛歸洛ス、疾ニヨリテナリ、

十五日、傳ヘ聞ク、鎭西謀叛ノ輩、日ヲ逐ウテ興盛、太宰府ヲ燒拂フ、

八條亭ヘ行幸

十七日、此夜、賴盛卿ノ八條亭ニ行幸(後鳥羽)、是ヨリ先キ、故攝政姬君、(生年十九)密々入內、卽チ同輿云々、〇傳ヘ聞ク熊野ノ法師原阿波國ヲ燒拂ヒ、在家雜物ヲ追捕ス、マタ源

義俊尾張國ニ居住ス、
廿一日、傳ヘ聞ク、坂東軍陣、太ダ以テ物騒、泉冠者（名ヲ知ラズ）十郎藏人義俊ヲ召具シ降ヲ請ヒ、官兵ノ方ニ來ル由風聞、云々、

官軍歸洛スベシ

廿六日、傳ヘ聞ク、關東徒黨ソノ勢數萬ニ及ブ、官兵底弱、ヨリテ俄ニ前將軍宗盛已下ノ一族武士大略下向スベシ、來月六七日ノ比云々、重衡鎭西下向停止シ了ヌ、
廿七日、禪門頭風ヲ病ム、
廿八日、又聞ク禪門頭風事ノ外增アリ、又中宮不例、云々、

豐後國司賴輔下向ス

廿九日、高倉院御法事、○刑部卿賴輔朝臣來リ云フ、豐後國ニ下向スベシ、是彼國住人等謀叛ヲ企テ目代ヲ追出シ了ヌ、凡ソ鎭西謀叛ニヨリ追討使ヲ遣ハサルベシ云々、若シ然ラバ當國滅亡スベシ、仍テ國司下向シ住人ノ梟惡ヲ鎭ムベシ、追討使ヲ境内ニ入レラルベカラズ、禪門許可ニツキ思立ツ云々、
閏二月
一日、筑前國司貞能申上ゲテ云フ、兵粮米已ニ盡キ了ヌ、今ニ於テハ計略ナシ、仍テ忿ギ攻ル爲メ前幕下俄ニ下向セント欲スル間ニ禪門ノ病アリ、後レ了ヌ、

前太政大臣清盛薨ズ

秀衡ニ命ジテ頼朝ヲ謀ラシム

三日、美乃ニアル追討使等一切粮料ナク餓死ニ及ブベシ、

四日、夜ニ入リ傳ヘ聞ク、禪門薨去、

五日、左少辨行隆密語シテ云フ、去夜法皇宮武士群集ノ由、風聞アリ、人オモヘラク、法皇前幕下ト變異ノ心アリ、誠ニ是レ天下衰亡ノ至リ云々、昨日朝、禪門圓實法眼(國家ヲ亂ルノ濫觴、天下ノ賊也)ヲ以テ法皇ニ奏シテ云フ、愚僧早世ノ後、萬事宗盛ニ仰付ケ了ヌ、毎年仰合セ計ヒ行ハルベシ云々、○兼實ノ清盛評論、

六日、關東討伐ニ關スル事、

七日、同上、

十五日、平重衡追討使トシテ發向ス、

治承五年三月

一日、傳ヘ聞ク、秀平ニ頼朝ヲ追討スベキ由脚力ヲ進ム、

六日、官兵等尾張國ニ入立ノ後、兵粮缺乏、○宮(以仁王)ト稱スル人決定伊豆國ニアリ、眞僞知リ難シ、

十一日、關東神領等賊徒ノ爲ニ虜領セラル、

官軍壘保ニ賊徒ヲ破ル

十二日、秀衡宣旨ノ請文ヲ進ズ、其狀ニ云フ、廻二籌策於魚麗之陣一、拂二賊徒於烏塞之邊一云々、

十三日、傳ヘ聞ク、去十日、官兵等壘保ノ戰ニ於テ賊徒千餘人ヲ梟首ス、十郎藏人行家(本名義俊)疵ヲ被リ河ニ入ル、

十七日、傳ヘ聞ク、秀平賴朝ヲ責ンガ爲メ軍兵二萬餘ヲ率キ、白河關外ニ出ヅ、

廿一日、女院御所燒亡卽チ御堂御所ニ幸ス、凡ソ廿日ノ內ニ兩度此災アリ、女院御生中、火ニ遭ハシムルコト今度ヲ加ヘテ七ヶ度、

廿七日、知盛參議ニ任ジ、親信卿ニハ周防ヲ給フ、○安房國ハ謀叛ノ者掠領ス、其外他ノ計略ナシ、

廿八日、坂東ノ勇士等已ニ參河國ニ超來ル、實說云々、官兵等併セテ歸洛ス、又兵粮ナシ、其隙ヲ得テ襲來スベシ、云々、

七日、今年改元云々ノ議、

九日、關東ノ武者已ニ尾張國ニ來ル、

十日、鎮西ノ住人種直大宰權少貳ニ任ゼラル、云々、

廿一日、昨日常陸ヨリ上洛ノ者アリ、委細ヲ語ル、○秀平已ニ沒ストハ無實ナリ、○賴朝秀平ノ娘ヲ娶ルベキ約諾アリ、○佐竹ノ一黨三千餘騎常陸國ニ引籠、一矢射ルベシ、○禪門薨逝ノ事第八日ニ風聞シ了ヌ、云々、○賴朝雄稱シテ曰ク、我君ニ反逆ノ心ナシ、君ノ御敵ヲ伐チ奉ルヲ以テ主ト爲ス、云々

治承五年五月

一日、傳聞ク、賴朝已ニ上洛セント欲ス、

六日、吉野ノ大衆等蜂起シ、宮々ノ子ト稱スルノ人アリ、

廿六日、小除目アリ、重衡從三位ニ叙シ、左中將ニ任ス、

治承五年六月

十日、今夜八條亭ニ於テ除目アリ、少將維盛右中將ニ任ズ、

十二日、興福寺修造ノ議、

十五日、興福寺ヲ造ルニ付吉日ヲ撰ブ、○同宣旨、

廿六日、此日東大寺行事官除目、

治承五年七月

信濃ノ源氏三手トナル
養和ト改元
頼朝ノ上奏
宗盛源氏ト和平チ拒ム

一日造寺ノ議アリ、〇越後國ノ勇士城太郎助永ノ弟助職信濃ヲ追討ス、信濃ノ源氏三手（キソ黨一手、サコ黨一手、甲斐國武田ノ黨一手）ニ分レ、俄カニ時ヲ作リテ襲攻メ、越後ノ軍大敗ス、
十三日、左少辨行隆院ノ使トシテ來リ、炎旱飢饉、關東以下諸國ノ謀反ヲ鎭ムル道ヲ余（兼實）ニ問フ、〇此日改元ノ事アリ、養和ト云フ、
十五日、可依變異被行攘災事、〇養和ト改元ノ事、〇同詔書〇同吉書、
十八日、傳聞ク、通盛北陸道ヘ下向スベシ、他ノ追討使ハ沙汰ナシ、
廿二日、越後ノ助職未ダ死セズ、勢マタ盛、信濃ノ源氏等未ダ邦ニ入ラズ、
廿四日、傳ヘ云フ、能登加賀等皆東國ニ與力ス、

治承五年八月

一日、傳ヘ聞ク、前幕下其勢逐日減少、諸國ノ武士等敢テ參洛セズ、近日貴賤ノ領ヲ奪ヒ勇武ノ輩ニ賜フ、〇又聞ク、去頃頼朝密々院ニ奏シテ云、全ク謀叛ノ心ナシ、偏ニ君ノ御敵ヲ伐タンガ爲ナリ、云々、〇此狀ヲ以テ內々前幕下ニ仰セラル、幕下云フ、此儀尤モ然ル可シ、但シ故禪門閉眼ノ刻、遺言シテ云フ、我子孫一人ト雖モ生殘セバ骸ヲ頼朝ノ前ニ曝スベシ、云々、〇貞能鎭西ニ下向必定、人以テ奇ト爲ス、大略逃

秀平ヲ陸奥ノ國守ニ任ズ

足利俊綱頼朝ニ背ク秀平官軍ニ與力セントス

鎭西謀反甚ダシク菊池ト原田ト和平ス

儲之料者、

六日、京都ノ官兵ヲ以テ賊徒ヲ攻落シ難キニヨリ、陸奥ノ住人秀平ヲ以テ彼國ノ史判ニ任ゼラル、○又越後國ノ住人平助職宣旨ニ依リ信濃國ニ向フ、恩賞ノ事云々、

十一日、興福寺ノ事、

十二日、傳聞ク、足利俊綱頼朝ニ背ク、云々○又秀平官軍ニ與力スルノ心アリ、云々、

十五日、除目、陸奥守藤原秀平、越前守平親房、越後守助職、

治承五年九月

二日、北陸道ノ賊徒熾盛、通盛征伐スルコト能ハズ、

六日、傳聞ク、熊野湛增坂東ニ起ル、○鎭西謀反殊ニ甚シ、菊池ト原田ト元怨敵タリト雖モ、已ニ和平シ、同心シテ貞能ヲ訪ハントス、○貞能備中國ニ逗留シテ兵粮米ヲ望ム、

七日、東國ヨリ太神宮ニ奉ル所ノ告文ヲ尹明持來、披見ノ所、文章甚ダ逆フ、誠ニ嘲ニ足ル者歟、

九日、通盛越前加賀國人ノ爲メニ頗ル敗ラレ已ニ上洛ス、○又聞ク、熊野湛增使ヲ以

通盛敗ラル

テ書札ヲ院ニ進メテ云フ、關東ニ向フト雖モ全ク謀叛ノ義ニ非ズト、

十日、通盛加賀國人ニ敗ラレ、津留賀城ニ引籠、(十二日條ヲ見ヨ)

十一日、教經行盛等副將軍トシテ北陸道ニ下向シ、重衡ハ東國ニ赴クベシ、

十三日、北陸道ノ追討使下向未定、

十六日、十四日鐵冑ヲ太神宮ニ進ム、○四方ノ賊勢甚ダ强大、官軍敵對スベカラザル歟、若シ然ラバ至尊ヲ具シ奉ル時、山以下宗タル臣下等、西行セシムル歟、萬人只彼期ヲ以テ限ト爲スベキ歟、悲ムベシ々々々々、

十七日、八條二品女房平家滅亡ノ由ヲ託宣ス、

十八日、太神宮修造云々、○給料生季光宗業ニ超越セラレシヲ訴フ、

十九日、傳聞ク、君臣引率シテ海西ニ赴クベキ由、已ニ一定セラル、然リ而シテ故ラ他聞ニ及バズ、率爾ニ其儀アルベシ、云々、

廿日、晩頭女院ニ參リ、夜ニ入リテ歸來ス、此日女院ヨリ定能ヲ以テ御處分狀ヲ遣シ御覽ヲ歷ラル、○東國北陸共ニ强大、官軍弱シ、

廿一日、傳聞ク、冑ヲ大神宮ニ獻ズル爲メノ使者途中ニテ頓死ス、

廿三日、今日幣帛ヲ春日社ニ獻ズ、銀廿五兩ヲ加フ、密々ノ儀、人ヲシテ知ラシメズ、

廿四日、傳聞ク、大和國前大將ノ庄(大福庄)源氏ノ爲メニ燒カレ了ス、

廿五日、參院、召ニヨリテ御前ニ參リ、天下ノ事ニ付所存ヲ問ハル、粗奏達ス、

廿七日、行盛今日出門、北陸ニ赴ク、

廿八日、熊野法師等鹿背山ヲ切塞、○高野山聊騷動アリ○關東ノ輩上洛近キニアリ、已ニ參河尾張等ニ及ブ、仍テ前幕下郎從等伴勢美濃ニ赴ク、

廿九日、傳聞ク、前幕下西行ノ事忽チ然ル可ラズ、關東已ニ攻來ルノ時其儀アルベシ、云々、

三十日、前幕下天下ノ事今ニ於テハ武力ヲ以テ叶フベカラザルニヨリ、大神宮ノ臨時祭ヲ行ヒ、且ツ八萬四千基ノ塔ヲ造ルコト如何、其他善政ナシ云々ト語ラル、○又東大寺大佛ヲ鑄造ノコト日次ヲ定メラル、

養和元年十月

二日、大神宮へ行幸如何云々、○兼實善政ノ事ヲ述ブ、

三日、來六日東大寺ノ御佛ヲ鑄始メラルベシ、云々、

秀平官軍ニ屬スル領狀ヲ進ム

四日、傳聞ク、來十一日知盛淸經等越前國ニ向フベシ、重衡ハ東國（東海東山）ニ赴ク可シ、
維盛ハ昨日近江ニ下向、賴盛ハ紀伊國ニ下向スベシ、

五日、明六日、大佛ノ螺髮ヲ鑄ルベシ、○兼實思フ所アリテ隱遁セント欲シ其由ヲ奏ス、勅答ニ云フ、天下穩カナラズ忽チ思立ツベカラズ、云々、

十日、明日ノ官軍下向來十三日ニ延引ス○大將ノ部署○官兵五六千騎ニ過ギズ、○京中ノ武士僅ニ四五百人、云々、

十一日、傳聞ク、熊野行命法眼上洛セント欲スルノ間、散々ニ伐落サル、云々、

十三日、今日追討使下向スベシ、而シテ十六日ニ延引ス、○吉野法師等南都ニ打入リ、平家郎徒等ヲ誅伐セントス、

十四日、來月十六日八萬四千基塔ヲ供養セラルベシ、云々、

十六日、或人云、貞能鎭西ノ輩ヲ平ゲ召具シテ上洛スベシ、又秀平ガ許ニ遣ハス所ノ大宮亮使者ヲ遣ハシ、秀平官軍ニ候スル由領狀ヲ進ム、

廿日、明日八萬四千基ノ塔ヲ修祭スベシ、

廿六日、大將平愈ス、悅ブベシ、

頼朝上洛ノ說

廿七日、或人云、頼朝ハ必定已ニ上洛ヲ企ツ、去廿一日尾張保野宿ニ付ク可キ由、云々、然而シテ兩三日延引歟、○行家已ニ尾張國ニ入ル、○北陸道ハ去廿四日襲攻メント欲ス、然ルニ無勢ニヨリ又延引ス、云々、

養和元年十一月

建禮門院

二日、女院新御所ニ渡御、○三日還御、

廿七日、建禮門院ノ院號定メ、

養和元年十二月

高倉院崩御

一日、高倉院御病氣、三日疾重シ、今ニ於テハ憑少シ、寅ノ刻崩御、

五日、崩後御葬禮ノ評議、○御葬送ノ式、

玉海卷之三十七

養和二年正月、　壽永元年

（高倉院御葬送ノ後物忌每ニ哀歎極マリナキヲ述ブ）

養和二年二月

九日、入道關白訴ヘ申サル、最勝金剛院ノ事也、云々、前院ノ爲メ此ノ如キノ沙汰ニ及

ブ條悲歎猶餘アリ、

十一日、召ニ依テ故女院處分狀案ヲ院ニ進覽ス、實ニ是レ沒後ノ御恥辱也、入道關白ノ訴ヘ猶ホ未曾有ノ事也、云々、法皇頗ル理ニ伏スルノ御氣色アリ、云々、

十六日、入道關白猶ホ金剛院ノ事ヲ以テ訴ヘ申サルベシ、此事故女院ノ爲メ沒後ノ御瑕瑾歟、

廿日、東大寺大佛ノ首土ヲ以テ形ヲ造ル可シ、云々、用度ハ大略智識物ヲ以テ辨ズベキ由、重源聖人申ス、

養和二年三月

一日、右大將ヲ以テ大納言ニ任ズ、云々、

九日、泰經等還任、

宗盛頭辨親宗ヲ責ム

十二日、頭辨親宗院ノ使トシテ前幕下ノ第(宗盛)ニ向フ、大將人ヲ以テ親宗ニ示シテ云フ、天下ノ亂、君ノ御政不當等ハ偏ニ汝ガ所爲也、故禪閤ハ遺恨アルノトキハ直チニ之ヲ報答ス、宗盛ニ於テハ存二尋常一、萬事如レ不レ存、如レ不レ知、仍於レ事損二面目一、頗所二怨申一也、云々、親宗迷惑シテ逐電ス、云々、

十五日、天下ノ亂ヲ直サンガ爲メ、且ツハ戰場ニ命ヲ終フル人ノ怨靈ヲ消サンガ爲メニ懺法ヲ行フ、○余病ヲ身ニ受ケ旦暮知リ難シト雖モ、深ク思フ所アリ、强テ此行ヲ始ムル所也、

大原聖人

廿日、大原聖人ニ請ヒテ先ヅ受戒シ、次ニ三衣ヲ傳受ス、

壽永元年四月

壽永元年五月

菊池ハ貞能ニ降ル

十一日、傳ヘ聞ク、菊池ハ貞能ノ許ヘ歸降シ來ル云々、西海安穩、天下ノ悦カ云々、

廿二日、今日藏人左少辨光長來リ、院ノ仰ヲ傳ヘテ云フ、疾疫ニヨリテ改元ヲ行ハント欲ス、云々、

壽永ト改元

廿七日、此日改元也、左大將上卿、公卿七八人許參入、壽永ヲ用ヒラル、

壽永元年六月

十三日、今日外記史生改元詔書ヲ持來、今重喪ニヨリ加署スルコト能ハズ、大將之ニ加フ、○封戶ヲ勸學院、崇神院、鹿島、香取ニ寄セラル、

廿八日、攝政、云々、

壽永元年七月

三日、法皇法勝寺ニ幸シ攝政供奉ス、云々、法勝寺ニ於テ講演ノ間、攝政ヲ簾中ニ召入ル云々、

八日、攝政第三度ノ表、

十三日、前大將宗盛使者ヲ以テ示シ送テ云、今年大嘗會ノ年ナリ、而ルニ追討スルコト憚アルベキヤ否ヤ、密々ニ計ヒ示スベシ、云々、

廿一日、大將女院御領兵粮米ノ事季長ヲ以テ示遣ハス、○東大寺大佛ノ沙汰、

東大寺大佛鑄加

廿四日、又聞ク、東大寺大佛ハ重源聖人ノ功ニヨリ鑄加ノ事已ニ成ラントス、宋朝ノ鑄師重源ノ請ニヨリテ又功ヲ助ク、（宋朝ノ鑄物師ハ曩ニ來リ還ラントシテ鎭西ニアリ）

廿六日、大將重病ナリ、

廿九日、前幕下年來召仕フ所ノ侍兩三人ヲ引率シテ東國ニ赴キ、三條宮ノ子宮ヲ具シ奉ル、云々、

三十日、大將今日平愈、云々、

壽永元年八月

一日、夜ニ入リテ余病惱例ノ如シ、

十一日、傳聞ク、讃岐前司重季ガ使定メテ越前國ニ入リ了ヌ、云々、故宮ノ子若宮一定相具シ奉ル、云々、

十四日、此日前齋宮亮子內親王法皇第一女立后ノ事アリ、

十五日、宮司除目、○宣命、○參入公卿、

十九日、此日家司左中辨兼光職事兼時季長二男等ヲ加補ス、

廿三日、傳聞ク、來月五日除書アルベシ、幕下宗盛大納言ニ任ズベシ、其後大臣ニ任ズベキノ故ナリ、

廿五日、傳聞ク、北陸道ノ追討使又猶豫出來、每事只支度ノ沙汰ナシ、

壽永元年九月、

一日、傳聞ク、明日法皇賀茂ニ參詣セントス、

四日、今日法皇今熊野ニ參籠ス、○前大納言兼右大將平宗盛大納言ニ還任シ、大臣ニ任ズベシ、云々、

泰經院勘ヲ蒙ル

宗盛任內大臣

廿四日、大嘗會御禊供奉ノ事國行ニ仰ス、

廿六日、傳聞ク、今旦泰經朝臣眼前突鼻院勘ヲ蒙リ、籠居ス、云々、

廿七日、大外記賴業來ル、簾前ニ召シ雜事ヲ談ズ、宗盛大臣ニ任ズルコト大歎息、彼人滅亡近ニ在ルヲ存ゼ令ルカ、云々、

廿八日、傳聞ク、泰經朝臣逆鱗ニ觸レ籠居ス、卽チ召出サル、云々、

壽永元年十月

二日、此日閑院第ヨリ大內ニ行幸アリ、大嘗會御禊ノ爲ナリ、

三日、權大納言平宗盛ヲ以テ內大臣ニ任ズ、其他敍任アリ、○後聞ク、宣命使ハ源宰相中將通親、

十三日、此日內大臣拜賀並ニ皇后宮入內、皇后宮卽退出、

廿一日、此日大嘗會御禊行幸也、節下ハ內大臣宗盛、云々、○御禊ノ儀式、

壽永元年十一月

五日、春日祭、

七日、參內着陣、云々、抑今日着陣大將失禮、是余過怠也云々、愚頑ノ餘身、殆ド子孫ノ彈

指ニ及デ餘アル者也、
十八日、此日故女院周囘ノ御法事也、○御願文、○諷誦文、
廿五日、此日大嘗會辰日也、
壽永元年十二月
二日、此日大内ヨリ閑院ノ第ニ幸ス、
十日、叙任、
十九日、此日御堂ニ於テ彌勒講ヲ修ム、年來、故女院ノ御時、此講ヲ行ハルト雖モ、關東北陸御領等、路塞ルニ依リ、用途不通ノ間止メラル、云々、
玉海卷之三十八
壽永二年正月
七日、中將良經今日叙シ了ヌ、兩息同時ニ朝恩ニ浴ス、面目ト謂ツ可シ、
十六日、此日年始ノ政也、
廿三日、聞書ヲ見ルニ時忠忠親大納言ニ任ズ、八大納言歟、
廿四日、東大寺勸進聖人重源來ル、聖人云、唐ノ鑄師ノ意巧ヲ以テ成就スベシ、來四月

唐ノ鑄師ノ意巧

俊成卿

ノ比鑄ルベシ、〇件聖人ハ渡唐三箇度、

壽永二年二月

二日、釋奠アリ、〇其儀式、

廿一日、今上始メテ朝覲行幸也、

壽永二年三月

十九日、三位入道（俊成也）來ル、數刻和歌ノ事ヲ談ル、能ク其境ニ入ル、當時此道ノ棟梁也、

廿三日、傳聞ク、右馬頭長方出家入道云々、指セル過失ナク所帶ニ停任ス、其身思ヒ置ク事ナシ、今ノ遁世ハ愚心感歎極リナシ、

壽永二年四月

三日、今度中納言三位中將頼實任ズベシ云々、凡此人余ニ於テハ殊ニ遺恨アリ、敢テ會釋ナシ、然リ而シテ家ヲ憶フニヨリ再三ノ推擧ヲ取ル、許容ナキノ條又愚兄ノ過失ニ非ズ、〇定能又語テ曰ク、余大臣ヲ大將ニ讓ルベキノ由世間謳歌ス、一定ノ由遍ク申サシム云々、

征討將卒發向ス

官軍加賀ニ戰フ

五日、此日任大臣也、其名ヲ列擧ス、
九日、除目ヲ行ハル、
十日、三品兩人等未曾有ノ事也、凡ソ末代ノ人官位ノ望敢テ其詮ナキ事カ、彈指スベシ、云々、
十三日、武者郎從等近畠ヲ苅取ルノ間狼藉、云々、
十四日、武士ノ狼籍昨日ノ如シ、凡ソ近日天下此事ニヨリテ上下騒動、人馬雜物横奪セラル、前内大臣(平宗盛)ニ訴フト雖モ成敗スルコ能ハズ、
廿三日、征討將卒等或ハ以前ニ或ハ以後ニ次第ニ發向ス、今日皆了ヌ、
廿五日、又左大臣左中辨兼光朝臣ニ仰セテ云フ、源頼朝同信義等東國北陸ヲ虜掠ス、前内大臣宗盛ニ仰セ追討セシムベシ、云々、
廿六日、今日勅使發向、御願ノ意趣ハ今年御厄幷ニ近日ノ變異及ビ追討ノ事等也、
壽永二年五月
一日、傳聞ク、去月廿六日官軍越前國ニ攻入ル、
十二日、傳聞ク、去三日、官軍加賀國ニ攻入リ合戰ス、兩方死傷多シ、

官軍敗績

十五日、今日佐保山陵ニ勅使ヲ立テラレ、東大寺大佛燒損等ノ事ヲ附セラル、

十六日、去十一日官軍ノ前鋒勝ニ乘ジテ越中國ニ入ル、木曾冠者義仲、十郎藏人行家、及ビ他ノ源氏等迎戰ヒ、官軍敗績シ過半死了ヌ、云々、

十七日、此日八幡奉幣使ヲ立テラレ、東大寺大佛燒損幷ニ近日修補ノ事ヲ告ゲラル、

廿九日、今夕ヨリ三ヶ夜内侍所ニ於テ神樂ヲ行ハル、征討ノ事幷ニ治承四年攝州ニ渡リ奉レル事ヲ祈謝ス、

壽永二年六月

四日、傳ヘ聞ク、北陸官軍悉ク以テ敗績、今曉飛脚到來、官兵ノ妻子等悲泣極マリナシ、

五日、前飛驒守有安來リテ官軍敗亡ノ子細ヲ語ル、四萬余騎ノ勢甲冑ヲ帶ブルノ武士僅カニ四五騎、其外過半死傷、其殘皆悉ク物具ヲ棄テ山林ニ交ル、○盛俊、景家、忠清等僅カニ免ル、○敵軍纔カニ五千騎ニ及バズ、

六日、北陸官軍空シク歸洛ス、此上ハ何樣ニ行ハルベキカ、

九日、重追討事、○當時可被施仁惠事、○神事御祈事○佛事御祈事○可被立御願事、

壽永二年七月

追討使發向

多田行綱源氏ニ屬ス

一日、賊徒今日入洛スベキ由、兼日風聞アリ、然レドモ其事ナシ、傳聞ク、貞能議シ申シテ云フ、追討使ヲ遣ハス可ラズ、只勢多ノ邊ニ於テ相待ツベシ、云々、

二日、賊徒入洛スベキノ由風聞、其事若シ實ナラバ院御所ニ行幸アルベシ、而シテ內侍所御京外ノ條如何、云々、○傳聞ク、賴朝忽チ出ヅ可ラズ、只木曾冠者十郞等手ヲ四方ニ分チテ寄スベキ由議定ス、云々、

三日、賊徒ノ事ニ付閭巷縱橫ノ說、彼是知リ難シ、

廿一日、追討使發向ス、三位中將資盛大將軍ト爲リ、肥後守貞能相具シテ向フ、○今夜法皇法住寺ニ臨幸ス、事火急ノ時行幸アルベキノ故也、

廿二日、卯刻人告グ、江州ノ武士等已ニ入リ、六波羅ノ邊物騷極リ無シ、○又聞ク、十郞行家大和國ニ入ル、○資盛貞能等江州ニ趣カズ、行家ノ入洛ヲ相待ツ、○又聞ク多田藏人行綱日來平家ニ屬セシガ、近日源氏ニ同意スルノ風聞アリ、○又聞ク、丹波追討使忠度ノ勢敵對スベキニ非ラザルニヨリ、大江山ヘ歸ル、○今日上皇宮卿相參集シテ議定アリ、予疾ニ因テ參ラズ、○今日同宮ニ行幸アルベキ其儀アリ、延引シテ明後日臨幸スベシ、

廿三日、六波羅ノ邊歎息ノ外ナシ、今旦法皇法住寺御所ニ渡御ス、世間物騷ナルニ因テ也、

法皇法住寺御所ニ渡御

廿四日、此一兩日江州ノ武士台嶽ニ登ル、今夜夜打アルベキ由風聞、仍テ忽チ法住寺ノ御所ニ行幸アリ、

廿五日、寅刻人告テ云、法皇御逐電云々、此事日來萬人ノ庶幾スル所也、○巳刻武士等主上ヲ具シ奉リ淀地方ニ向ヒ了ヌ、鎮西ニ籠ランガ爲ナリ、前内大臣已下一人殘ラズ、六波羅西八條等ノ舍一所ヲ殘サズ灰燼トナル、○或人告テ云、法皇御登山、

平家主上ヲ具シテ西走ス

廿六日、昨日歸京ノ武士爲ス無クシテ逃去ル、○三種神寶ノ事、○兼實法皇ニ參ル事、

廿七日、風病發動ニヨリ今朝御所ニ參ラズ、定能卿來ル、又定長ノ使來リテ云、前内大臣(宗盛)以下追討ノ事内々仰セ下サルト雖モ、猶ホ證文ヲ給フベシ、而シテ宣旨カ廳ノ御下文カ如何云々、余云、人主已ニ賊ニ伴フ、宣旨ノ條已ニ謀書カ、廳ノ御下文宜シカルベシ、云々、○主上劍璽相共ニ還御アルベキ由云々、此事甚尩弱ノ沙汰歟、○余又云フ、今ニ於テハ義仲、行家等士卒ノ狼籍ヲ停止シ、早ク入京スベキ歟、其後早速還御アルベシ、然ラズバ京都ノ濫吹敢テ止ム可ラズ、○今日俄カニ還御(法皇)、

平家追討ノ御評議

義仲行家ニ命ジテ平家ヲ追討セシム

立王ノ御評議

廿八日、今日義仲行家南北ヨリ入京、○義仲行家等ヲ蓮花王院ノ御所ニ召シ、追討ノ事ヲ仰セラル、

卅日、義仲行家賞ヲ行フ事、○京中士卒ノ狼籍ヲ抑フル事、○兵粮ノ事、○神社佛寺及ビ甲乙所領ノ事、○攝政今日下京ス、數日山上ニアリ、人以テ奇トナス、

壽永二年八月

二日、傳ヘ聞ク、攝政二ケ條ノ由緒アリテ動搖スベカラズ、一者去月廿日ノ頃前內府(宗盛)及ビ重衡等密議シテ云、法皇ヲ具シ西ニ赴クベシ、若クハ又法皇ノ宮ニ參住スベシ、云々、此ノ如キ評定ヲ聞クヲ以テ、女房(故邦綱卿ノ愛物白川殿女房冷泉)ヲ以テ法皇ニ密告セリ、云々、二者法皇攝政ヲ艶ス、其愛念ニヨリ抽賞セラルベシ、云々、祕事タリト雖モ希異ノ祕事、子孫ニ知ラシメンガ爲メ記入ス、○今日前源中納言談ル、去六月一日主上南殿ノ南階ヨリ落ツ、

三日、傳聞ク、去比內裏板敷ノ上ニ牛昇リ臥ス、○又晝御座ノ上ニ狐糞ス云々、

六日、京中取物追捕兼日倍增シ天下已ニ滅亡、○此日參院、立王ノ事思食シ煩フ所也、先ヅ主上還御ヲ待ツベキヤ、將又劍璽ナシト雖モ新主ヲ立ツベキヤト定ノ事ア

リ、○兼實早ク立王スベキノ必要ヲ陳ブ、

九日、傳聞ク、去六日解官二百余人アリ、云々、時忠卿ハ其中ニ入ラズ、是レ還御アルベキヲ申ス故ナリ、

十日、親王宣下云々、○光仁天皇ノ寶龜ノ例最吉、○皇居ノ事、○時簡事、○若宮御渡議事、○世事ノ事御沙汰違亂ノ上源氏等惡行止マズ、天下忽チ滅亡セント欲ス、可レ悲云々、

義仲行家叙位

十一日、聞書義仲従五位下左馬頭越後守行家従五位下備後守云々

御教書ノ返札到來

天下ノ體三國史ノ如シ

十二日、傳聞ク、行家厚賞ニ非ズト稱シ忿怨、云々、○昨日夜、時忠ニ遣ハス所ノ御教書ノ返札到來、其狀ニ云、京中落居ノ後還幸アルベシ、劒璽已下ノ寶物等ノ事前ノ内府ニ仰セラルベキカ、云々、事ノ躰頗ル嘲哢ノ氣アリ、○當時備前國小島ニ船百餘艘、○大略天下之躰三國史ノ如キカ、西ハ平氏、東ハ頼朝、中國已ニ劒璽ナク政道偏ニ暴虐ト尫弱ト也、○院中諸人心ヲ闕國及ビ庄園等ニ懸ク、君又此欲ニ貪着シ、上下境ニ逢ヒ、歡喜他ナシ、天下ノ亡弊ヲ知ラズ、國家ノ傾危ヲ顧ミズ、云々、

義仲故三條宮御息宮ヲ立テントス

皇嗣ヲト筮ニ問ハル

十四日、大藏卿泰經來リ曰ク、踐祚ノ事高倉院ノ宮二人ヲ思召煩フ處、義仲ハ故三條宮御息宮ヲ立テント欲ス、云々、○帝王ノ事ハ愚臣言上恐レアリ、偏ニ叡慮ニ任セラルベシ、云々、

十五日、成勝寺ノ内ニ神祠ヲ立ラルベシ、攘災ノ爲ナリ、○平家ノ餘勢幾百餘艘、當時備前小島ニ在リ、○鎭西ニ通ズル能ハズ、南海山陽兩道ヲ領スベキ由、

十六日、受領除目アリ、

十七日、明日參院スベシ、神鏡劍璽等諸道勘文ノ間、豫メ議スベシ、○或人云、入道關白(基房)院ニ申サレテ云フ、東宮ノ傳ヲ經ル人攝籙ニ任ス可ラズ、云々、奇々、

十八日、立王ノ事ニ附キ義仲猶鬱シ申ス云々、○高倉院兩宮ヲトスル處、兄宮吉タリ、其後女房丹波(御愛物、遊君今ハ六條殿ト號ス)ノ夢想ニ弟宮(後鳥羽)行幸アリ、松枝ヲ以テ行ク云云、因テトニ乖リ四ノ宮ヲ立テントス、○再度ノト筮第一四宮、第二三宮、第三北陸宮、○ト筮二度スルコト私事アルカ、小人ノ政萬事一決セズ、悲ム可キノ世也、○又聞ク、攝政(基通)法皇(後白河)ニ鍾愛セラル丶事、昨今ニ非ズ、云々、

十九日、神鏡ノ事ニ付キ諸卿ノ意見ヲ陳ブ、○劍璽ノ事、○固關事、○宣命事、○時簡ノ

後鳥羽踐祚

事、○御讓位日時定事、○先主尊號事、○踐祚夜內侍事、○御卽位事、○二代同輿事、○新帝渡御內裏御裝束事、○御名字事、（名字ノ事ハ兼實ノ請文ナリ）

廿日、立皇ノ事アリ、高倉院ノ四宮御年四歲○踐祚次第、

廿一日、今夜ヨリ重病ヲ受ケ萬死一生、

廿五日除目アリ○或人云フ、入道關白(基房)ノ息(師家)八歲中納言、十二歲左大將ヲ加フベシト、

廿八日、諸儀式、

壽永二年九月

一日、今日方違ニ依リ大將方ニ行ク、余遁世ノ志內ニ催ス、

三日、政始、女官除目、○或人云フ、賴朝去月廿七日國ヲ出デテ已ニ上洛ス、云々、但シ信受スベカラズ、義仲立合フベキ支度ヲナス、云々、○上下多ク片山田舍等ニ逃去ス、○此ノ如キノ災難法皇嗜欲ノ亂政ト源氏奢逸ノ惡行トニ出ヅ、

四日、去頃義仲ノ許ニ落書アリ、卽チ義仲ノ所行不當非法等悉ク以テ注載ス、其次ニ余登用セラレズ、尤モ不便、朝ノ重器タルノ由具ニ以テ之ヲ載ス云々、○又賴朝必

中原親能頼朝ト深シ

馮ムトコロハ頼朝ノ上洛ノミ

即位ノ事

定上洛スベシ、次官親能廣季男ハ頼朝ト甚ダ深シ、件男一昨日飛脚ヲ以テ示送リテ云、廿日餘ノ頃必ラズ上洛スベシ、云々、○頼朝今月三日國ヲ出テ來月一日入京スベシ、云々、

五日、或人云、平氏ノ黨類餘勢全ク滅ゼズ、四國幷ニ淡路安藝周防長門幷ニ鎭西諸國一同與力シ了ヌ、○鎭西ニ内裏ヲ立ツ云々、○近日京中物取、今一重倍增ス、○義仲院御領己下併セテ押領、日々倍增ス、凡緇素貴賤涙ヲ拭ハザルナシ、馮ム所ハ只頼朝ノ上洛ノミ、

六日、傳聞ク、入道關白(基房)少將顯家ヲ以テ使ト爲シ、行家ノ許ニ示送ラレテ云フ、先ツ攝籙ノ職ニ於テハ家嫡ニ非ズンバ二男ニ及ブト雖モ、三男ニ及ブノ例アラズ、而ルニ下官當仁ノ由世間謳歌、太ダ不當也云々、○凡ソ天子ノ位、攝籙ノ運、全ク人力ノ及ブ所ニ非ズ、云々、○但シ余ニ於テハ亂世ノ執柄好ム所ニ非ズ、

十九日、即位ノ事云々、○御即位十月廿七日ニ遂ゲラルベシ、云々、○初度行幸被ㇾ用ㇾ曉更ㇾ如何事、○以ㇾ民部省南門ㇾ可ㇾ擬ㇾ會昌門ㇾ歟事○可ㇾ被ㇾ移ㇾ紫宸殿高座於官廳ㇾ哉否事、○列見定考、於ㇾ何處ㇾ可ㇾ被ㇾ行哉事、

廿一日、傳聞ク、義仲一昨日院ニ參ル、勅云、天下靜カナラズ、又平氏放逸每事不便也、云々、義仲申云、罷向フベクハ明日早天ニ向フベシ、云々、卽チ院手ヅカラ御劍ヲ取リテ之ヲ給フ、義仲之ヲ取リテ退出ス、昨日俄カニ下向ス、

廿三日、人傳ヘ云、行家ヲ追討使ニ遣ハスベキ由院ヨリ再三義仲ニ仰セラル、

廿五日、傳聞ク、賴朝文覺聖人ヲ以テ義仲等ヲ勘發セシム、是レ追討懈怠并ニ京中ヲ損スルノ由云々、

廿六日、或人云フ、法皇天下ノ政沙汰シ亂シテ網然タラシメ給フ、

廿八日、或人云、賴朝上洛明年四五月云々、例ノ如ク浮說カ、

廿九日、抑々卽位紫宸殿ヲ用キラルベキ事定メテ天下ノ嘲アランカ、云々、

玉海卷之三十九

壽永二年十月

賴朝三箇條ヲ上奏ス

一日、傳聞ク、先日賴朝ノ許ヘ遣ハス所ノ院ノ廳官、此兩三日以前歸參、賴朝折紙ニ載セ三箇條ヲ申ス、

二日、或人云、賴朝ノ申ス三箇條ハ、一ハ平家押領スル所ノ神社佛寺領ハ、本ノ如ク本

社本寺ニ付ク可キノ宣旨ヲ下サルベシ、一ハ院宮諸家領同ク平氏多ク虜掠ス、是又本ノ如ク本主ニ返給ヒ、人ノ愁ヲ休メラルベシ、云々、一ハ歸降參來ノ武士等ハ、各其罪ヲ宥メ、斬罪ニ行ハル可ラズ、云々、一々ノ申狀義仲ト齊シカラザルカ、

頼朝義仲ノ事ヲ讒訴ス

四日、大夫史隆職來リ、頼朝進ムル所ノ合戰注文幷ニ折紙等ヲ持來ル、〇一可レ被レ行ニ勸賞於神社佛寺一事、〇一諸院宮博陸以下領如レ元可レ被レ返ニ付本所一事〇一雖ニ奸謀者一可レ被レ寛ニ宥斬罪一事、

七日、最勝金剛院領伊賀國四箇庄、皆悉停廢、國司山下兵衛尉義經院奏ヲ經テ停廢ス、

八日、傳聞ク、一昨日頼朝飛脚ヲ進メ、義仲等頼朝ヲ伐ツ由ノ結構ヲ鬱シ申ス、〇又聞ク、平氏等鎮西ニ入ラント欲スル間、猶國人ヲ恐レテ周防國ニ歸到ス、

頼朝ノ容易ク上洛セザル理由

九日、靜賢法師來リ世間ノ事ヲ談ル、頼朝使者ヲ進メ忽チ上洛スベカラズ、其故ハ一ニハ秀衡隆義等上洛ノ跡ニ入替ルベシ、二ニハ數萬ノ勢ヲ率キテ入洛セバ、京中堪フベカラズ、此二故ニヨリ上洛延引ス、云々、凡頼朝ノ躰タラク威勢嚴肅、其性强烈、成敗分明、理非斷決云々、〇又義仲等平氏ヲ逐ハズ、朝家ヲ亂ス、尤奇怪、而ルニ恩賞ヲ蒙ムル太グ謂レナシ、云々、〇傳聞ク、義仲播州ヲ經廻ス、若シ頼朝上洛セバ北

義仲ノ態度

陸ニ逃超スベシ、若シ頼朝忽チ上洛セズバ平氏ヲ伐ツベキ由支度ス、○今日小除目アリ、頼朝本位ニ復スル由仰セ下サル、

平氏西海ニ入ル

十三日、院廳官史生泰貞使トシテ坂東ニ赴ク、○平氏ハ決定西海ニ入リ了ヌ、

十四日、尹明云、平氏ハ去八月廿八日鎭西ニ入リ了ヌ、肥後國住人菊池、豐後國ノ住人臼木ノ御方等未ダ歸服セズ、

義仲ノ隨兵備前ニ赴ク

十七日、傳聞ク、義仲ノ隨兵ノ中少々備前國ニ赴ク、而ルニ彼國幷ニ備中國人等勢ヲ起シ、皆悉ク伐取ラレ了ヌ、

頼盛逐電

二十日、傳聞ク、去十八日頼盛逐電シ、京中又鼓騒ス、云々、

廿一日、穢事ニ付明法博士等ノ返事來ル、

廿三日、一朔旦事、一御卽位所、幷方角事、一衰日申日晦等忌輕重事、○或人云、義仲ニ上野信濃ヲ賜ヒ、北陸ヲ虜掠スベカラザル由仰セ遣サル、又頼朝ノ許ヘモ件兩國ヲ義仲ニ賜フ可ク、和平スベキ由仰セラル、云々、此條愚案ニ一切叶フ可ラズ、凡國家滅亡ノ結願只此事ニ在リ、彈指スベシ、云々、

廿四日、頼朝先日院使ニ付テ申サシムル事各許容ナシ、美濃以來虜掠セント欲ス、云

々、但シ此條實說ヲ知ラズ、

廿六日、卽位ノ間ノ事、

廿八日、傳聞ク、賴朝去十九日國ヲ出テ來十一月朔比入京スベシ、云々、○又義仲去廿六日（或廿八日）國ヲ出テ來月四五日ノ間入洛シ、賴朝ト雌雄ヲ決スベシ、云々、

壽永二年閏十月

二日、右中弁光雅院ノ使トシテ來ル、光雅仰ニ云フ、天下ノ亂逆連々止ム時ナシ、是レ偏ニ崇德院怨靈ノ爲ナリ、云々、仍テ神祠ヲ成勝寺ノ中ニ建ツ可シ、云々、○平氏ハ一旦鎭西ニ入リシガ、長門ニ出テ又四國ニ懸ル、貞能ハ出家シテ西國ニ留ル、○前ノ內府ノ許ヨリ義仲ノ許ニ使ヲ遣ハシ、今ニ於テハ偏ニ歸降スベキニ付只命ヲ乞ハント欲ス、云々、以上ハ神鏡劍璽事ノ障ナク迎取リ奉リ難キ事第一ノ大事ナリ、云々、次第ノ沙汰、又以テ說ニ乖ルカ、云々、

（平氏四國ニ至ル）

（平氏歸降ヲ乞フ）

六日、傳聞ク、賴朝上洛ヲ成シ難キノ間、其實然ル可ラズ、○又義仲今兩三日ノ間ニ歸洛スベシ、

八日、卽位以前ニ節會ヲ行ハル、例、云々、

頼朝東海東山北陸三道ノ庄園國領ヲ領知セント乞フ

義仲京ニアリ賞罰恐レアリ

頼朝ノ弟九郎上洛スベシ

十一日、五節ノ事停止、云々、

十三日、大夫史隆職來談ス、平氏讃岐國ニアリ云々、○泰貞ヲ使トシテ頼朝ノ許ニ遣ハシ、義仲ト和平セシム、頼朝ハ東海東山北陸三道ノ庄薗國領ヲ本ノ如ク領知スベキ由宣下セラレン事ヲ請フ、然レドモ北陸道ハ義仲ニ恐レアルニヨリ其宣旨ヲ成サレズ、頼朝之ヲ聞カバ定メテ欝結センカ、云々、○泰經曰ク頼頼ハ恐ル可シト雖モ遠境ニ在リ、義仲ハ當時京ニ在リ、賞罰恐レアリ、仍テ不當ト雖モ北陸ヲ除カル云々、天子ノ政豈以テ此ノ如カラン哉、少人近臣ト爲ル、天下ノ亂止ムベキノ期アラン歟、

十四日、平氏ノ兵强クシテ、前陣ノ官軍敗ラル、仍テ播磨ヨリ義仲更ラニ備中ニ赴ク由云々、○平氏上洛今夕又ハ明旦ニアリ云々、院中並ニ京中大ニ狼狽ス、

十五日、改元云々ノ議、○今日義仲入京ス、其勢甚ダ少シ、

十六日、義仲參院、

十七日、昨日義仲參院申シテ云、平氏一旦勝ニ乘ズト雖モ恐ルヽニ足ラズ云々、又頼朝ノ弟九郎（實名不知）大將トシテ數萬ノ軍兵ヲ率キ急ニ上洛スベシ、兩三日ノ中ニ事

秀衡義仲ト謀ル

ノ實否ヲ聞カン、若シ實ナラバ行向ヒテ合戰スベシ云々、○或人云フ、賴朝ノ郎從等多ク秀衡ニ向フ、故ニ秀衡使ヲ義仲ノ許ニ遣ハシ共ニ賴朝ヲ夾擊セント、此告ニヨリ義仲平氏ニ知ラサズ迷ッテ歸洛スト、

法皇西海ニ臨幸ノ説アリ

十八日、範季來リ談シテ曰ク、四方皆塞ガル、中國ノ上下併セテ餓死スベシ云々、又曰ク義仲ハ法皇ガ賴朝ニ通ジ義仲ヲ謀ルヲ疑フ、又法皇ガ逐電セン事ヲ疑フ、故ニ義仲ヲシテ安心シテ平氏ヲ討タシメン爲メニ、法皇叡慮ヨリ起リテ西國ニ赴カシメ給ハント云々、余之ヲ案ズルニ不可ナリ、若シ西海ニ臨向アラハ之レ賴朝ニ違乖スル也、此天下ハ一日タリトモ賴朝ガ執權スベキノ運アリト考フ、故ニ賴朝ニ叛ク事ハ最モ思慮アルベシ、愚意ノ存スル所ハ、只道理ヲ以テ仰聞サレ、彼是佛神ヲ祈請シ、强チ此勇士等ヲ恐レズ、正道ヲ以テ天下ヲ行ハルレバ衆災消スベシ、云々、

十九日、或人云、來廿六日御遠行アルベシト、是昨日範季ノ意見歟、將又義仲院已下宗タル公卿等ヲ具シ奉リ、北陸ニ向フベキ由風聞、云々、

義仲法皇ヲ怨ミ奉ル

廿日、義仲君ヲ怨ミ奉ル事二箇條、其一ハ賴朝ヲ召上ゲラルヽ事不可ナリト言フモ

頼朝ノ使伊勢ニ來ル

御承引ナキ事、其二ハ東海東山北陸等ノ國々ニ宣旨ヲ下サレ、若シ其宣旨ニ隨ハザル者ハ頼朝ノ命ニ隨ヒ追討スベシト云フ事云々、此狀義仲ガ爲メニハ生涯ノ遺恨ナリ云々、東國ニ下向スルハ頼朝上洛セバ一矢ヲ射ント欲スルナリ云々、○又平氏黨類九國ヲ出シテ四國ニ向ヒタル際ハ、甚ダ尫弱タリシニ、今度官軍敗績ニヨリ、平氏其衆ヲ得テ太ダ强盛ナリ、

廿一日、義仲所望ノ兩條卽チ頼朝追討ノ御教書ヲ申賜フ事、幷ニ宣旨ノ趣遂ニ以テ許容ナシ云々、○或云、平氏已ニ備前國ニ來ル、美作以西ハ平氏ニ靡ク、○疑クハ義仲平氏ト同意スルカ、○基家卿逐電ス、頼盛ノ聟ト爲リ、義仲意趣アルヲ以テナリ、

廿二日、傳聞ク、今日義仲參院スト、○又聞ク、頼朝ノ使伊勢國ニ來ルト雖モ謀叛ノ儀ニ非ズ、東海東山道等ノ庄土不服ノ輩アルヲ以テ、使者ヲ遣ハシテ下知スルナリ云々、而ルニ國民等義仲ガ郎從等ノ暴虐ヲ惡ミ、事ヲ頼朝ノ使ニ寄セ、鈴鹿山ヲ切塞ギテ、義仲行家等ノ郞從ヲ射ル云々、

廿三日、早旦人告グ、今夕明旦ノ間法皇南都ニ幸ス可シ云々、疑ハ吉野ニ引籠リ給フベシ、云々、○觀性法橋來リ語リテ曰ク、少將公衡大宮權亮能保（朝頼ノ妹夫也）ノ緣ヲ（公衡者能）

保ノ妹夫也 以テ頗ル恐ヲ爲ス云々、○義仲院ニ參リ先ヅ院ヲ取リ北陸ニ引籠ルベシ、○次ニ平氏ハ當時追討使ナシ、尤モ不便ナリ、三郎先生義廣ヲ以テ討タシメントス、○平氏ノ入洛ヲ恐レ院中ノ緇素、洛下ノ貴賤大ニ騷グ、○又聞ク、義仲ノ郎從等ハ多ク伊勢國ニ遣ハサレ、京中無勢、

三郎先生義廣

廿四日、傳聞ク、義仲重ネテ院ニ申シテ曰ク、義廣ヲ以テ平氏ヲ追討スベシ云々、且ツ義廣ニ備後國ヲ賜フベシ、

廿五日、傳聞ク、頼朝相摸ノ鎌倉ヲ立チ暫ク遠江國ニ住スベシ、精兵五萬騎ヲ以テ義仲ヲ討ツベシ云々、○頼朝參洛セントセシニ奧州秀衡又數萬ノ勢ヲ率キ、已ニ白川關ヲ出ヅ、仍テ逗留シテ形勢ヲ伺フ云々、

秀衡白河關ヲ越ユ

廿六日、傳聞ク、義仲猶ホ平氏ヲ討ツベキ由院宣アリ、慭ニ領狀ス云々、○義仲マタ興福寺ノ衆徒ニ令シ、頼朝ヲ討タンガ爲メニ關東ニ赴クベシ云々、衆徒承引セズ、

廿七日、入夜武者來リテ云、平氏ヲ討タンガ爲メ行家來月一日進發スベシ云々、○義仲行家ト不和、

義仲行家ト不和

壽永二年十一月

一日、當座可ㇾ加ニ賀表署ㇾ之由不ㇾ可ニ必然ㇾ事○公卿參列之時、出ニ陣座ㇾ間說々事、○公卿列立所事、○退下之時左右廻事、○南殿御裝束事、○此日義仲行家等平氏ヲ討タンガ爲メ首途タルベシト雖モ、亦以テ延引ス、來八日進發スベシ云々、

二日、傳聞ク、賴朝去月五日鎌倉ヲ出テ京ニ上ラントシテ旅館ニ宿スル事三夜ナリシカ、粮料蒭等ニ依リ上洛ヲ停止シ、本城ニ入ル、其替ニ九郎御曹司ヲ出デ立ス、○或人云、今日義仲參院、

義經上洛

三日、賴朝ノ上洛延引ニ付其弟九郎冠者五千騎ノ勢ヲ以テ上洛セシムベシ、

四日、賴朝ノ上洛停止ニ付代官入京、○義仲行家等相防グニ於テハ法ニ任セテ合戰スベシ、○又聞ク、平氏一定讃岐國ニアリ、

五日、傳聞ク、來八日行家下向シ賴朝ノ軍ト雌雄ヲ決スベシ、

平賴盛鎌倉ニ至ル

六日、或人云、賴盛已ニ來リテ鎌倉ニ着ク、賴朝ニ對面ス、○能保惡禪師ノ家ニ宿ス、賴朝ノ居ヲ去ルコト一町許云々、

義仲不滿

七日、傳聞ク、義仲征伐セラルベキ由殊ニ用心ス、鬱念ノ餘此クノ如ク承リ及ノ由院ニ申ス、仍テ警固ノ武士ヲ、院中ニ入レラル、○賴朝ノ代官今日江州ニ着ク、其勢僅

カニ五六百騎、合戰ノ爲メニ非ズ、物ヲ院ニ供センガ爲メノ使ナリ云々、○次官親能〈廣季ノ子〉幷ニ頼朝ノ弟九郎等上洛、

八日、今日備前守源行家平氏ヲ追討センガ爲メニ出發ス、其勢二百七十餘騎、○今旦義仲已ニ打立○抑〻神鏡劒璽ヲ事ナク迎取リ奉ル條、朝家第一ノ大事也、而ルニ君臣此沙汰ナシ、仍テ余竊カニ此趣ヲ以テ行家ニ含ム、○全ク親昵ノ縁ナシ、然而偏ニ社稷ヲ思フニ依ル云云、

十日傳聞ク、頼朝ノ使、物ヲ供フル者江州ニ着ク、九郎猶ホ近江ニ在リ、○澄憲法印ヲ以テ御使ト爲シ、義仲ノ許ニ遣ハス、頼朝ノ使入京然ル可ラザル旨存ノ由云々、悦ハザル色アリト雖モ、惣ニ領狀ス、無勢ナルニ於テハ强チ相防ク可ラザル由申サシム云々、

十二日、傳聞ク、資盛朝臣使ヲ大夫尉知康ノ許ニ送リ、君ニ別レ奉リテ悲歎限ナシ、今一度華洛ニ歸リテ再ビ龍顏ヲ拜サント欲ス云々、人々疑フ所ハ若クハ神鏡劒璽ヲ具シ奉ルカ云々○又聞ク平氏其勢數萬ニ及ビ追討忽チ叶フ可ラズ、

十三日、秀平ニ頼朝ヲ追討スベキ由ノ院宣アル旨、義仲秀平ニ示遣ハス、

宗盛法皇ニ上書ス

十四日、去九月ノ頃前ノ內大臣法皇ニ上書ス、其狀ニ曰ク、臣全ク君ニ背キ奉ルノ意ナシ、尤モ圖ラズ周章ノ間舊主ニ於テハ塵外ニ具シ奉レリ、然リ而シテ、此上ハ偏ニ勅定ニ任スベシ云々、仍テ試ニ御使ヲ遣ハシ、誘フニ勅命ヲ以テスル如何云々、兼實ニ協議セラル、

十五日、賴朝ノ代官九郞入洛スベキヤ否ヤ頻リニ豫議アリ、大略物ヲ進ジ並ニ使等ナリ、歸國スベキ樣其沙汰アリ、○其後評議アリ、澄憲ヲ以テ重ネテ義仲ニ仰セ遣ハサル所、其勢幾モアラズ、入京ヲ許サル可キ由慇ニ承伏ス、云云、

十六日、今日院南殿ニ臨幸スベシ、御用心ノ體日來ニ萬陪ス、

十七日、或人云、義仲院ノ御所ヲ襲フベキ由風聞アリ、○未ダ洛中咫尺ノ間此ノ如キノ亂ヲ聞カズ、○主典代景宗ヲ以テ御使ト爲シ、義仲ニ遣ハサル、其狀ニ云、謀叛ノ條告ケ申ス者アリ、若シ事無實タラハ速カニ勅命ニ任セ、四國ニ赴キ平氏ヲ討ツベシ云々、○義仲ノ勢幾ナラズト雖モ、其衆太タ勇タリ、京中ノ征伐古來聞カズ、若シ不慮ノ恐アラバ後悔スルモ如何セン、云々、

十八日、世上物騷、逐日陪增、然ル間浮言多ク出來ス云云、義仲又命ニ伏スルノ意ナシ、

義仲院命ニ伏シ奉ル意ナシ

事已ニ大事ニ及ブ云云、○義仲云、西國ニ下向スルニ於テハ、頼朝ノ代官數萬ノ勢ヲ引率シ入京スベシ、者ハ一矢射ルベキ由素ヨリ申ス所也、彼レ入ラズンハ早ク西國ニ下向スベシ云々、○(兼實ノ意見)院中御用心ノ條頗ル法ニ過タリ、是何故ゾヤ、偏ニ義仲ニ敵對セラル、也云々、王者ノ行若シ犯過者アラハ、只其輕重ニ任セ刑罪ヲ加ヘラルベシ云々、義仲若シ理ニ伏シ和顔アラハ、何ゾ征伐センヤ、縦ヒ罪科アリト雖モ、境ヲ出ル後沙汰アラハ、當時ノ怖畏アル可ラズ云々、○頼朝ノ代官勢少ナレハ入ル可キノ由義仲申ス旨先日風聞アリ、更ラニ察ス可ラズ、又巨多ノ士卒ヲ率キハ停止スベキ由、彼代官ニ仰セラルベキカ、

義仲院ノ御所ヲ襲ヒ奉ル

十九日、義仲已ニ法皇ヲ襲ハント欲ス云々余信ゼズ、○然ル間義仲ノ軍兵已ニ三手ニ分ル、必定寄スルノ由風聞、猶ホ信用セザル所事已ニ實也、○申刻ニ及ビ官軍悉ク敗績、法皇ヲ取リ奉リ了ヌ、義仲ノ士卒等歡喜無限、卽チ法皇ヲ五條東洞院ノ攝政亭ニ渡シ奉リ了ヌ、武士ノ外公卿侍臣矢ニ中リ死傷ノ者十餘人云々、○攝政ハ未タ合戰セザル前ニ宇治ノ方ニ逃ル云々、○主上ハ實清卿相具シ奉ル、未ダ其御所ヲ知ラズ、

廿日、入道關白去夜ヨリ五條亭ニ參宿ス、義仲迎寄ス、○或人云、雅實搦取ラル、○又資時捕取ラル、

廿一日、義仲內々示シテ云、世間ノ事松殿ニ申合セ、每事沙汰セラル可シ、○余密ニ祈請シテ云、今度義仲若シ善政ヲ行ハヾ其仁ニ當ル、此事極リナキノ不祥也、云々、

廿二日、權大納言師家內大臣ニ任ジ攝政ト爲ル可キ由云々、○主上閑院ニ御ス、○傳聞ク座主明雲合戰ノ日其場ニ於テ切殺サル、又八條圓惠法親王花山寺ノ邊ニ於テ伐取ラル、○未タ聞カズ、貴種高僧此ノ如キノ難ニ遭フ、佛法ノ爲メ希代ノ瑕瑾悲ム可シ云云、○前攝政(基通)去七月ノ亂ノ時、專ラ其職ヲ去ル可キノ處、法皇ノ艷氣ニヨリ動搖ナカリシニ、今度何ノ過ニヨリテ所職ヲ奪ハルヽヤ、云云、

（師家內大臣ニ任ズ）（明雲圓惠法親王難ニカヽル）

廿七日、傳聞ク、平氏室泊ニ付ク、

廿八日、世上ノ事ヲ語ル、云ク、前攝政家領等違亂アル可ラサル由、義仲本所ニ示ス、然ル間攝政皆悉下文ヲ成シ、八十餘所ヲ義仲ニ賜フ云々、狂亂ノ世也、

廿九日、解官ノ面々○御卽位來月廿二日遂行ハルベシ云々、

壽永二年十二月

義仲平氏ニ和親ヲ乞フ

一日、傳聞ク、去廿一日院ニ候スル北面ノ下﨟二人伊勢國ニ至リ亂逆ノ次第ヲ賴朝ノ代官九郎幷ニ齋院次官親能等ナリニ告ク、卽チ飛脚ヲ差シテ賴朝ノ許ニ遣ハス、其返事ノ來ルヲ待チ入京スベシ、當時九郎ノ勢ハ僅カニ五百騎、其外伊勢國人等多ク相從フ、○又和泉守信兼同ク以テ合力ス云々、

二日、傳聞ク、義仲使ヲ差シ平氏ノ許ニ送リ播磨國室泊ニアリ和親ヲ乞フ、○又聞ク、去廿九日平氏行家ト合戰シ行家敗軍ス、○又聞ク、多田藏人行綱城内ニ引籠リ義仲ノ命ニ從ハズ、

三日傳聞ク、義仲ニ一所ノ領(前攝政基通)八十六ケ所ヲ賜フ、○又新攝政政所始メ去廿八日云々、

四日、昨義仲院ニ奏シテ曰ク、賴朝ノ代官日來伊勢國ニ在リ、郎從等ヲ遣ハシ追落ス云々、

五日傳聞ク、平氏猶ホ室ニ在リ、南海山陽兩道大略平氏ニ同ス云々、○又賴朝平氏ト同意スベシ、平氏院ニ奏シ許可アリ、○又義仲使ヲ差シ平氏ト同意セントス、平氏承引セズ、

七日、平氏一定入洛スベシ、能圓法眼告送ル、義仲ト和平カ云々、○即位延引云々、○宰相中將告送リ云ク、來十日義仲法皇ヲ具シ奉リテ八幡ノ邊ニ向フベシ、自ラ平氏ヲ討タンガ爲メ西海ニ赴ク可シ、

八日、使者ヲ靜賢ノ許ニ遣ハシ、御幸ノ次第ヲ問フ、○京都又安堵アル可ラス、女房等少々遠所ニ遣ハス可シ、○當時ノ御所五條殿恠異頻リニ示ス、仍テ八條院ニ遷御アラントス、義仲之ヲ受ケサル間、忽チ八幡ニ御幸ノ儀出來ス、○或人告ケテ云、明日延暦寺ヲ攻ムベシ云々、

九日義仲申云、西國ヲ討タンガ爲メ罷向フベキ也、法皇御在京不審ナキニ非ズ、云々、仍テ法皇ヲ具シ奉リテ下向セントト欲ス、之ヲ爲ス如何、○平氏ト和平ノ儀義仲ニ仰セラルベシ云云、

十日又山門已ニ城郭ヲ構フ、仍テ城中ニ籠ルノ條甚タ穩便ナラズ云々、

十三日、傳聞ク、平氏入洛ハ來廿日云々、或ハ又明春云々、義仲ト和平ノ事未ダ一定セズ云々、

十九日、此日山ノ大衆和平、神輿ヲ振下シ奉ル云々、

廿四日、頼業云、西海ノ主若シ入御セハ、當今如何ニセン、若クハ六條院ノ體歟云々、

玉海卷之四十

壽永三年正月

四日、傳聞ク頼朝今日出門、決定シテ入洛スベシ云々、虚言歟、或人云、平氏來八日入洛スベシ云々、

五日、語云、頼朝ノ軍兵墨股ニ在リ、今月中ニ入洛スベシ云々、○託宣、崇德院幷ニ宇治左大臣等ノ靈魂也云々、○託言ノ事アリ、其趣ハ西海ノ主再ビ都城ニ歸ル可シ、日本國ノ神明併セテ加護アリ、神璽寶劍安穩ニ相具セラルベシ云々、○十ノ八九ハ歸都ノ運ナリ云々、○又云、義仲久カル可ラズ、頼朝又然ル可シ、平氏若クハ運アルカ、

西海ノ主歸都ノ託宣アリ

六日、或人云、坂東ノ武士已ニ墨股ヲ越エ美濃ニ入リ了ヌ、義仲大ニ怖畏ヲ懷ク云々、

九日、傳聞ク、義仲平氏ト和平ノ事已ニ一定ス、此事去年秋ノ比ヨリ連々謳歌シ、樣々ノ異說アリ、忽チ以テ一定ス云々、

十日、人告テ云、明曉義仲法皇ヲ具シ奉リ北陸ニ向フベシ、公卿多ク相具スベシ、是レ

義仲征東大將軍トナル

浮說ニ非ズ、

十一日、今曉義仲ノ下向忽チ停止ス、物ノ告アルヲ以テ也○來十三日平氏入京スベシ云々、

十二日、傳聞ク、平氏此兩三日以前使ヲ義仲ノ許ニ送リ云フ、再三ノ起請ニヨリ和平ノ義ヲ存スル處、猶ホ法皇ヲ具シ奉リ北陸ニ向フベキ由之ヲ聞ク、已ニ謀叛ノ儀タリ、然者同意ノ義用意スベシ云々、仍テ十一日ノ下向忽チ停止ス、

十三日、義仲東國ニ下向有無ノ件七八度變ズ、遂ニ下向セズ、是レ近江ニ遣ハス所ノ郎從、飛脚ヲ以テ九郎ノ勢僅カニ千餘騎ニシテ敢テ義仲ニ敵對スベカラズト告グルヲ以テナリ、○平氏今日入洛スベキ處、又入ラズ、是レ三ノ由緒アリ、

十四日、大神宮怪異ノ注進義仲ノ許ニ來ル、

十五日、義仲征東大將軍タルベキ由宣旨ヲ下サル、

十六日、去夜ヨリ京中皷騷ス、義仲ガ遣ハス所ノ近江國ノ郎從等併セテ以テ歸洛ス敵勢數萬ニ及ブ、○今日義仲法皇ヲ具シ奉リテ勢多ニ向フベシ云々、○關東ノ武士少々勢多ニ附ク、

義仲滅亡

十九日、昨今天下物騷、○義廣三郎先生大將軍タリ云々、

廿日、東軍已ニ勢多ニ附ク、未タ西地ニ渡ラズ云々、○義仲ノ勢モト幾ナラズ、勢多田原ノ二手ニ分ツ、其上行家ヲ討タンガ爲メニ又勢ヲ分ツ、獨身在京ノ間此殃ニ遭フ云々、○敵軍已ニ襲來ル、仍テ義仲院ヲ棄テ奉リ周章對戰スルノ間、相從フ所ノ軍僅カニ卅卌騎、敵對及バサルニヨリ、一矢ヲ射ズ落チ了ヌ、長坂ノ方ヘ懸ラントス欲シ、更ラニ歸リテ勢多ノ手ニ加ハランガ爲メ東ニ赴ク間、阿波津野ノ邊ニ於テ伐取ラレ了ヌ云々、

平氏追討ヲ止メラル丶議

廿二日、兼實參院スル處、平氏義仲頼朝等ノ事ニ關シ、五箇條ノ問ヲ受ク、

廿三日、平家ハ猶ホ追討スベキ由仰セ下サル、○此日大地震、

廿五日、愚案スルニ(兼實)去年十一月十九日以後行ハルヽ處ノ叙位除目詔勅以下用ユ可ラザル由宣下セラル可キナリ、逆賊朝務ヲ執ルニヨル、

廿六日、此日女房等奈良ヨリ歸洛ス、○平氏入洛ノ由閭巷謳哥ス、○或人云、平氏追討ヲ止メラル丶ノ儀、靜賢法印ヲ以テ使トシテ子細ヲ仰セ合サル、此儀愚心ノ庶幾スル所也、是レ余ガ引級ニ非ズ、平氏神鏡劒璽ノ安全ヲ思フニ依テ也、

中原親能

廿八日、早旦大夫史隆職使者ヲ進ム云々、忽チ家中ヲ追捕セラレ恥辱ニ及ブ、之ヲ爲ス如何、九郎ノ從類ノ所爲云々、○仍テ使ヲ九郎ニ遣ハシ狼籍ヲ止メシム、○次官親能賴朝ノ代官トシテ九郎ニ付キ上洛スル所也、

廿九日、又聞ク、西國ノ事追討使ヲ遣ハサル事一定ス、

壽永三年二月

一日、齋院次官親能云フ、若シ天下ヲ直サル可クハ、右大臣殿(兼實)世ノ無異ノ議ヲ知食スベシ云々、

院ノ御子ト稱スルモノアリ

二日、傳聞ク、伯耆國美德山ニ院ノ御子ト稱スル者アリ、生年廿歲、未ダ元服セズ云云、伯耆國半國ヲ伐取ル、又美作國少々打取ル、昨日使者ヲ京都ニ上セテ院ノ見參ニ入ル、○或人云、西國ニ向ヘル追討使等猶ホ大江山ノ邊ニ逗留云々、下向ノ武士殊ニ合戰ヲ好マズ、土肥次郎實平、次官親能云々、

三日、今日行家入洛、其勢僅カニ七八十騎、○賴朝又勘氣ヲ免ル、

平氏福原ニ着ク

四日、平氏主上ヲ具シ奉リテ福原ニ着ク、九國未ダ付カズ、四國紀伊等ノ勢數萬云々、來十三日入洛スベシ、官軍等手ヲ分ツ間一方一二千騎ニ過ギズ、

平氏敗績

平氏ノ首ヲ梟ス

六日、或人云、平氏一谷ニ引返シ伊南野ニ赴ク、其勢二萬騎、官軍僅ニ二三千騎、
八日、此夜半許ニ梶原平三景時ノ許ヨリ飛脚ヲ進メ、平氏悉皆伐取了云々、一谷ノ戰、
九日、今日三位中將重衡入京、土肥次郞實平ガ許ニ禁固ス、
十日、院宣ニ云フ、平氏ノ首等渡サル可ラザル旨梟首ノ事思食サル、然ルニ義經範賴等義仲ノ首ヲ渡サルヽ上ハ平氏ノ首ヲ渡サレザル條太ダ其謂ナシ云々、○重衡云、書札副使者前內府ノ許ニ遣ハシ、劒璽ヲ乞取リ進上スベシ云々、
十一日、平氏ノ首遂ニ渡スコトニ決ス、○傳聞ク、入道關白院ノ御氣色殊ニ不快云云、
十三日、平氏ノ首ヲ渡サル、通盛卿ノ首同ク渡サル、彈指スベキ世ナリ、
十六日、賴朝四月上洛スベシ、○次官親能院ノ使トシテ東國ニ下向シ、賴朝若シ上洛セズバ東國ニ臨幸アルベシ云々、
十九日、傳聞ク、平氏讃岐八島ニ歸住ス、其勢三千騎、
廿日、賴朝云、勸賞ノ事ハ只上ノ御計ニアリ、過分ノ事一切願フ所ニ非ス、
廿三日、一、應ㇾ令三散位源朝臣賴朝追二討前內大臣平朝臣以下黨類一事、
一、應ㇾ令三散位源朝臣賴朝召二進其身源義仲餘黨一事、

一、應令散位源朝臣頼朝且搜尋子細經言上且從停止武勇輩押妨神社佛寺幷院宮諸
司及人領等事

一、應早仰國司停止宛催公田庄園兵粮米事

廿七日、源納言攝政職ヲ避ケラルベキ由ヲ示シ送ル、○傳聞ク、頼朝四月下旬上洛スベシ、○又折紙ヲ以テ朝務ヲ計ヒ申ス、

廿九日、九郎平氏ヲ追討センガ爲メ來一日兩國ニ向フベシ、議アリテ忽チ延引ス、○

宗盛ノ返言

重衡ガ宗盛ニ遣ハス所ノ使者歸參、三ケノ寶物幷ニ主上女院八條殿ハ如仰入洛セシムベシ、宗盛ハ參入スルコト能ハズ、讃岐國ヲ賜ヘ云々、

卅日平氏和親ノ由ヲ申ス、

壽永三年三月

一日、重衡遣ハス所ノ使者歸參、又消息ノ返事アリ、申狀大略和親ノ趣ニ庶シ、○院ノ御所新造セラルベキ儀中止、

十六日、信西入道通憲ノ當今(後白河)御批評、藤原頼長ノ佛敎批評、

頼朝兼實ヲ推薦ス

廿三日、頼朝奏聞シ下官(兼實)ヲ以テ攝政藤氏長者ト爲スベキ由奏ス、

廿八日、賴朝正四位下ニ叙ス、

壽永三年四月

賴朝兼實ヲ推擧ス

七日、下官(兼實)事賴朝推擧存堅事云々奏聞ノ日八幡寶前ニ於テ祈念ノ後廣元ニ仰セテ之ヲ書カシム云々、(以上雅賴談)

十一日、或人云、前內大臣宗盛八島ニ於テ薨逝云々、三月十七日病ヲ受ケ同廿四日入沒云々、

元曆ト改元

十六日、此日改元ノ事アリ、

廿四日、賴朝下官兼實ノ事ヲ申ス、

元曆元年五月

元曆元年六月

一日、來十三日押少路亭ニ行幸アルベシ、而シテ劒璽御サズ、內侍尙ホ候ス可ヤ云々、

十六日、或云、平氏ノ黨類、備後ノ官兵ヲ追散ス云々、土肥二郞ノ息男早川太郞云々、梶原平三景時備前國ニ赴ク、〇平氏室泊ヲ燒拂フ、

十七日、法皇蒔繪師ノ家ニ臨幸ス、

十九日卽位ノ日取ヲ定ム云云、○余（兼實）院ノ御氣色不快ノ由太政入道（基房）仲基ニ語ル、
余天氣ヲ誤ラス、不快ハ先世ノ宿業カ、
廿一日、傳聞ク、賴朝ノ上洛ハ八月云々、

大佛滅金

廿三日、大佛鑄造ノ事、○滅金粉金諸人ノ施入少々アル上、賴朝千兩、秀平五千兩加ヘ
奉ル云々、○吉野山ノ奥ニ大木ヲ得、
廿四日、來七月卽位ヲ行ハルベシ、日次ヲ定メラル、○大嘗會悠基主基ノ事、○兼實ノ

劍璽ノ主ヲ國王トナス

說ニテハ卽位ノ大例未ダ早シ云々、我朝ノ習、劍璽ノ主ヲ以テ、國王ト爲ス、璽ヲ待
タズシテ踐祚ノ例、書契以來未ダ曾テ聞カズ云云、卽位ニ至リテハ劍璽ヲ待テ遂
行スベシ云々、
廿五日、故ノ高倉院ノ女房若州嵯峨ノ邊ニ一堂ヲ建立シ供養ヲ遂グ、法皇其砌ニ臨
幸ス、○卽位定メアリ延引、
廿八日、卽位ヲ遂ゲラレズバ逆徒定メテ嘲ヲ爲シ、彌々其力ヲ得ンカ云々、
玉海卷之四十一
元曆元年七月

二日、即位延否ノ評定、或ハ神器ヲ重セズ、或ハ神器歸ルヲ得ント云フ、○其上院ノ近臣泰經ノ如キ小人等皆即位アルベキ由ヲ存ズ、

五日、此日當今大内ニ遷幸ス、來廿八日即位アルベキニヨリ遷御スル所也、劒璽ナクシテ行幸ノ例今度ニ始マル、

劒璽ナクシテ行幸ノ例

八日、傳聞ク、伊賀伊勢國人等謀叛ス、伊賀ハ大内冠者（源氏）知行、

九日、去月廿九日即位定メアリ、今月廿六日攝政忌タリ、憚ルベキヤ否ヤ、左大臣（藤原經宗）憚アル可ラズト奏ス、仍テ廿六日ト定メシガ、後憚ルベキ由ヲ奏スル者アリ、廿八日ト改ム、（本勘文ヲ摺改ム）○故俊憲入道密語シテ云フ、此君ハ（今ノ法皇）偏ニ晉ノ惠帝也、八王ノ執權敢テ相違アル可ラズ、

十三日、御即位成功ノ輩ヲ補セラル、○十九日右近府成功ノ事云々、

廿日、昨日伊賀伊勢謀叛ノ輩近江ニ於テ官兵ニ破ラル、

廿一日、傳聞ク、謀叛ノ大將軍平田入道（家繼法師）梟首セラル云々、

廿五日、隆房ハ法皇ガ第一ノ近臣泰經ノ聟也、兼光ハ法皇ガ無双ノ寵女丹後ノ聟云云、○兼光隆房ヲ超テ從三位ニ敍ス、

廿六日、傳聞ク、隆房ガ事泰經泣愁テ申ス、仍テ三位ニ叙シ、兼光ノ上ニ在ルベキ由仰下サル、

廿八日、此日卽位ノ事アリ、

元暦元年八月

一日、明日(二日)里内ニ還幸アルベシ、

六日、去比頼朝納言ヲ還スベキ由推擧シ、泰經ニ付テ申ス、○又云、明日除書アルベシ、九郎官ニ任ズベシ云々、

十七日、傳聞ク、頼朝鎌倉ヲ出テ上洛ノ爲伊豆國ニ逗留ス、秋ノ中ニ入京スベシ云々、

十八日、院ノ御領事、京地等ハ太神宮以下宗廟靈社等ニ獻ゼラル云々、此事希異、華洛ノ地ヲ割テ神社ニ施入スルコト何ゾ聖人ノ例ナラン、國ノ衰微、朝ノ陵夷、此ヨリ起ラン、此事左相府(藤經宗)ノ意見、彼大臣當時朝ノ宿老、國ノ重臣ナルニ、此事ニ依テ其智慮ノ賤ヲ顯ハス云々、○又云、義朝ノ首今ニ囚閫ニアリ、其罪ヲ免サルベシ云々、○或人云、文覺聖人上洛獄ニアル義朝ノ首ヲ取リ、鎌倉ニ向フベシ云々、

廿一日、自今日女院(八條院)ノ御祈天文博士安倍廣元ヲ以テ行フ、○傳聞ク、頼朝鎌倉ヲ出デ

義朝ノ首囚閫ニアリ

敎盛長門ニアリ

木瀨川（伊豆ト駿河ノ間）ニ來着云々、○範賴ヲシテ數多ノ勢ヲ相具シ參洛セシム、一日モ京ニ止マラズ直チニ四國ニ向ハシム、○攝政及ビ入道關白ノ事、○或說ニ、文覺ニ命ジ獄中ニアル義朝ノ首ヲ取リ來ラシム云々、

廿三日、傳聞ク、攝政賴朝ノ舉タルベシ、是法皇ノ仰セ云々、

元曆元年九月

七日、兼實數日前ヨリ病氣、

十八日、大臣及ビ兵仗ヲ辭スルノ表ヲ上ル、權右中辨光長之ヲ行ヒ、藏人宮內權少輔親經之ヲ草ス云々、○表ノ草案、

十九日、十中納言云々、近代不吉例也、

廿三日、今日實嚴阿闍梨ヲ使ト爲シ春日社ニ參詣セシメ意趣ヲ啓謝スベキ由ヲ仰ス、其趣ハ次ノ如シ云々、

元曆元年十月

十三日、傳聞ク、敎盛卿等ノ爲メニ長門國ニアル源氏（葦殿）追落サル、又平氏五六百艘淡路ニ着ク、

大嘗會

元暦元年十一月
二日、或小僧語テ云、攝政ノ邊ノ人余ガ事ヲ頼朝ニ讒ス、之ニ因テ先日奏聞ノ大事默止シ畢ヌ、余聞キ如此事悲ムベシ云々、
十八日、此日踐祚大嘗會也、
二十二日、大將五節裝束已下饗祿等ノ註文、
廿七日、少納言入道去夜坂東ヨリ上洛シ、言語ノ次ニ云、頼朝云、右府殿ノ事ヲ京下ノ輩ニ問フニ、人別ニ其美ヲ稱ス、未ダ其惡ヲ聞ズ、爰ニ知ル其社稷ノ臣ナルヲ云々、
元暦元年十二月
一日、藤中納言定能竊カニ告送リテ云、定房卿執柄ノ推擧ニヨリ、幕府ニ任ズベキノ議アリ云々、
七日、可レ被レ禁二過放火羣盜等一事、
廿日、傳聞ク、平大納言頼盛大納言ヲ辭シ、男光盛ヲ以テ近衞司ニ任ズ、
玉海卷之四十二
元暦二年正月

頼朝兼實ヲ褒ム

泰經渡邊ニ向フ

義經解纜

廿五日、傳聞ク、平氏强シ云々、

廿七日、刑部卿頼輔來ル、余之ニ謁ス、此卿ハ治政ノ志ニ庶幾シ、傍輩ニ勝ルノ人也、

元暦二年二月

二日、頼朝彼僧ニ示シテ云、右大臣御事京下ノ人皆々美ト稱ス、而シテ土肥二郎實平ヲ以テ折紙ヲ遣ハス云々、

十三日、松尾社ニ折紙ヲ進ム、○請文、

十六日、傳聞ク、大藏卿泰經御使トシテ渡邊ニ向フ、是レ義經ノ發向ヲ制止センガ爲ナリ、是レ京中武士無キニ依リ、御用心ノ爲ニ云々、

廿日、住吉社ヨリ奏狀ヲ進メテ曰ク、去十六日寶殿ヨリ神鏑西ヲ指シテ飛去ス、實ニ希事也、神明未ダ國ヲ棄テザルカ云々、

廿七日、傳聞ク、九郎去十六日解纜、無爲ニ阿波ノ國ニ着ク云々、

廿九日、東大寺大佛ノ堂ヲ造ルニ付後ノ築山ヲ壞ル云々、

元暦二年三月

四日、去月十六日解纜、十七日阿波國ニ着キ、十八日屋島ニ寄リテ凶黨ヲ追落シ、然而

シテ未ダ平家ヲ伐取了ラズ云々、

十一日、賊アリ左大臣(經宗ヲ窺フ云々、

十六日、傳聞ク、平家讃岐國シハク庄ニアリ、九郎襲攻ノ間合戰ニ及バズ、安藝國嚴島ニ引退ク云々、

十七日、傳聞ク、平氏備前小島ニ在リ、或ハ伊與五々島ニアリ、云々、

十九日、東大寺勸進聖人重源指圖目錄等ヲ相具ス、云々、

廿四日、院ヨリ使者ヲ遣ハシ、追討及神鏡劍璽歸來ノ事ヲ問ハル云云、

廿七日、傳聞ク、平氏長門國ニ於テ伐タレ了ヌ、九郎ノ功云々、

廿八日、又云、平氏伐タレ了ヌノ由、此間風聞、コレ佐々木三郎ト申ス武士ノ說、義經未ダ飛脚ヲ進メズ、不審尙殘ル、

平氏討タル

卅日、余云、造寺料材木ノ中、大物等ハ大神宮杣木ニ取ルべキ由云々、

元曆二年四月

三日、伊勢杣材木等役夫云々、

四日、人告云、長門國ニ於テ平氏等ヲ討伐シ了ル、○追討大將軍義經ヨリ飛脚ヲ進メ

曰ク、去三月廿四日午刻長門國團ニ於テ合戰、午ヨリ晡ニ至ル、伐取ノ者生取ノ輩其數ヲ知ラズ云々、○還幸ノ次第等記入アリ、

義經戰況ヲ報告ス

八日、神鏡神璽歸御ノ間ノ事子細ヲ註シ申スベシ云々、

神鏡歸坐ノ評議

廿一日、神鏡歸坐ノ事評議アリ、○泰經ヲ以テ密々尋問ハル、件々一、建禮門院御事如何一、前內府事如何一、賴朝ガ賞ノ事、

廿二日、攝政賀茂詣也云々、抑〻今日ノ賀茂詣萬人歎息ス云々、

廿三日、神鏡入御ノ際、公卿職事參候ノ議ニ付、院ヨリ兼實ニ問合ス、

神鏡神璽入洛

廿五日、此日神鏡神璽御入洛、

廿六日、此日前內府幷ニ時忠卿以下入洛、○賴朝恩賞ノ事評議ス、

廿七日、神鏡神璽、朝所ヨリ大內ニ入御ス云々、○勸進聖人舍利ヲ進ム、

廿八日、昨日賴朝ノ賞ヲ宣下シ從二位ニ叙ス、

元曆二年五月

三日、內大臣(藤原實定)ノ息侍從公繼來ル、甚タ優美ナリ云々、○院ヨリ使者來リ、時忠及ビ宗盛ノ罪科ニ關シ二條ノ問アリ、

義經等宗盛以下ヲ具シテ東下ス

七日、今曉左馬頭能保、大夫尉義經等東國ニ下向ス、前內大臣父子幷ニ郎從十餘人相具ス云々、

廿日、傳聞ク、賴朝申シ給フ所ノ國々多ク以テ返上スベシ云々、

廿一日、昨日流罪ニ行ハル、僧俗九人云云、時忠能登信基備後時實周防尹明出雲良弘阿波全眞安藝忠快伊豆能圓備中行命

元曆二年六月

三日、今日右馬權頭基輔忽然逝去ス、余此事悲泣限ナシ、

八日、院宣ニ云、國ヲ給フベシ云々、○十日此日除目、入道關白ニ能登ヲ給フ、余ニ和泉、二位大納言兼房ニ出羽ヲ給フ、

寶劍搜索

十四日寶劍ヲ求メラルベキ間ノ事、○明後日十六日閑院ニ還幸アルベシ、其後仗議アルベシ云々、○寶劍歸來以前行幸儀事、　十六日、此日大內ヨリ閑院第ニ還幸、

十七日、參入ノ公卿、○被定事、神社報賽事、神位事、同封戸事、兩社行幸事、改元事、山陵使事、德政事、爲亡卒修善事、

廿一日、競馬、

宗盛等近江ニテ梟首

廿二日、泰經院宣ヲ傳ヘテ曰ク、前内府幷ニ其子淸宗、三位中將重衡等義經相具シテ參洛ス、近江邊ニテ梟首スベキヤ云々、

重衡奈良坂ニ梟首ス

廿三日、昨日院ノ前内府以下ニ關スル問ニ對シ、兼實聖斷ニアルベシト答ヘシニヨリ、院ノ氣色ヲ受ク云々、○傳聞ク、重衡ガ首ハ泉ノ木津邊ニ切リ奈良坂ニ懸ク、前ノ内府父子ガ首ハ晩ニ及ビ使廳ニ渡ス、

長方出家

廿五日、長方今日出家入道ス、長方ハ當世ノ名士也、朝廷ノ臣ヲ失フ、公ノ巨損何事カ之ニ如カン哉云々、

廿八日、興福寺ノ所司牒狀ヲ持來ル、牒狀ニ云ク云々、

賴盛ニ備前播磨ヲ給フ

義經賞ナシ

卅日、聞書ヲ見ルニ、賴盛入道ニ備前播磨ヲ給ヒ院分國ト爲ス、九郎賞ナキハ如何、定メテ由緒アラン歟、凡夫之ヲ覺得セズ云々、

元曆二年七月

三日、先帝ノ御事ヲ頭辨ノ許ニ示シ送ル、其狀ニ云、○幼齡服親ノ先主、須ク非命ヲ傷ミ、慈仁ノ禮ヲ施スベキカ云々、

九日、大地震○地震ノ奏案、

地震

十二日、地震事、皇居事、○請文狀云、地震事、皇居事、兼實ノ勘文、

廿日、東大寺大佛ノ開眼來月廿八日也、

元曆二年八月

一日、今度大地震衆生罪業ノ深重ニヨリ天神地祇瞋ヲ成スナリ、源平ノ亂ニヨリ死亡ノ人國ニ滿ツ、是則各々ノ業障ニ依リ其罪ニ報ユル也、

文治ト改元

十四日、此日改元、元曆二年ヲ改メテ文治元年ト爲ス、

十五日、昨日改元ノ事諸卿ノ注送スル所次ノ如シ云々、

義經伊豫守兼大夫尉

十六日、今夜除目アリ、賴朝申ニヨリ受領ス、六ケ國皆源氏也、道路目ヲ以テス云々、○此中義經伊豫守兼大夫尉云々、

大佛供養

廿六日、一、塞方不憚神社造作事一、木像佛不安置塞方供養如何、

廿七日、明日大佛開眼タルニヨリ、法皇八條院已下洛中ノ緇素貴賤南都ニ下向ス、

廿八日、東大寺金銅盧舍那佛開眼供養也○儀式詳ナリ、

文治元年九月

十日、太神宮禰宜成長不法云々、

廿五日、東國領等元ノ如ク行フベキ由頼朝下文ヲ成ス云々、○其他諸庄ノ事記入、
廿六日、範頼入洛ス、

玉海卷之四十三

文治元年十月

二日、參河國司範頼ニ牛二頭ヲ與フ、

五日、今日藏人宮内少輔親經來リ、大將（良通カ）ニ仰（法皇ノ仰）セテ云、太神宮ノ事ヲ掌行フベシ云々、年少ノ者奉行ニ堪ヘザル由申シ了ヌ、

七日、東國ノ庄々子細頼朝ノ許ニ仰遣ハス云々、

九日、宇佐宮兩條ノ事、

義經行家反ス

十三日、義經行家等同心シテ鎌倉ニ反ス云々、鎌倉ニテ志ヲ得ザル者又行家義經等ニ通ズ云々○慶俊律師ハ行家ノ子、今江州ニ向フ、其勢幾ナラス、院ヨリ甲冑ヲ賜フ云々、

十四日、世上騷動昨今殊ニ甚シ、京中諸人雜物ヲ運ブ云々、○平氏誅伐後頼朝世ニ在ル間忽チ大亂ニ及ブコト萬人存ゼザル事歟、

義經頼朝ノ追討宣旨ヲ乞フ

十七日、去十一日義經奏聞シテ云、行家已ニ頼朝ニ反ク云々、○義經マタ頼朝ヲ怨ミ兵ヲ擧グ、○頼朝追討ノ宣旨ヲ給ハント請フ、○許サレズンバ主上法皇已下ヲ夾ミテ鎮西ニ下向スル模樣ナリ、○追討宣旨ニ關スル兼實ノ意見、○余此事ヲ聞キ神心惘然、天下ノ滅亡結句此時ニ在ル歟、頼朝義經ノ動功ヲ失ヒ殆ド命ヲ害スルニ及ブ條、若シ實ナラバ義經逆心ヲ起スコト一旦然ルベシ、頼朝ノ心操之ヲ以テ見ルベシ云々、○宇佐ノ宮ノ條々事、

十八日、傳聞ク頼朝追討ノ宣旨ヲ下サル、十九日追討宣旨○左大臣(經宗)内大臣(實定)宣旨ヲ下スコトニ贊成ス、

廿一日、傳聞ク、法皇鎮西ニ臨幸ノ儀、都テ許容ナシ云々、

廿三日、近江武士等義經ニ與セズ、

廿五日、院ヨリ使者アリ、追討宣旨ノ子細ヲ頼期ニ告グベキヤ否ヤニ付兼實ニ計ル、○余案ズルニ宣旨ヲ申下シ近國ノ武士ヲ狩催スノ處、敎ヲ承知セス、支度相違シ洛中已下度ヲ失フ、仍テ忽チ此儀出來カ云々、

廿七日、巷說猶ホ止マス云々、廿八日同斷、

廿九日、義經猶ホ法皇ヲ具シ奉ル由風聞ス、

卅日、義經等明曉決定シテ下向スベシ云々、攝州ノ武士太田太郞已下城郭ヲ構ヘ、九郞等西海ニ赴クヲ射ルベシ云々、

文治元年十一月

一日、今曉九郞等ノ下向延引ス、或云、西海ノ議ヲ變ジテ北陸ニ赴クベシト、

義經ノ奏請

二日、院宣ニ曰ク、義經明曉鎭西ニ向フベシ、其間聊カ申請フ旨アリ、曰ク、臨幸ノ儀ハ中止云々、山陽西海等ノ庄公ハ義經ノ沙汰トシテ調庸租稅年貢雜物等ハ慥カニ沙汰シ進上スベキ由仰下サレント欲ス云々、又豐後ノ武士等院ニ召サレ、義經行家等殊ニ扶持スベキ由モ仰下サレント欲ス云々、

義經西海ニ赴ク

三日、辰刻行家義經等各〻身ノ暇ヲ申シ西海ニ赴ク云々、

四日、今日武士等義經ヲ追行ク、昨日河尻ノ邊ニ於テ太田ト合戰、義經等利ヲ得、打破リテ通ル云々、

五日、九郞等室ニ於テ乘船ス、

七日、義經等逆風ノ爲メ海ニ入ル云々、○義經大功ヲ成ス、其詮ナシト雖モ、武勇ト仁

義トニ於テハ殆ド後代ニ佳名ヲ貽ス者カ、歎美スベシ云々、但シ賴朝ニ謀反ヲ起ス心已ニ是大逆罪也、茲ニ因テ天此災ヲ與フル歟云々、

義經行家等大風ニ遇フ

八日、傳聞ク、義經行家等去五日夜船ニ乘リ大物ノ邊ニ宿ス、追行ク武士等近邊ノ在家ニ宿ス、未ダ合戰セザル間夜半ヨリ大風吹來リ、九郎等乘ル所ノ船損亡シ、一艘トシテ全船ナシ、過半海ニ入ル、其中義經等小船一艘ニ乘リ和泉ノ浦ヲ指シテ逃去リ了ヌ云々、

九日、傳聞ク義經等淡路國ニ渡ル云々、○院ヨリ賴朝ニ使ヲ遣ハサントス、

十日、賴朝追討ノ宣旨ヲ下サルノ間、余ガ申狀道理ヲ存スル由世人謳歌ス云々、

義經ノ名ヲ改ムル議

十一日、義經ノ名三位中將良經ト訓同ジキニヨリ義經ノ名ヲ改メントノ義アリ、

義經行家追討ノ院宣

十二日、義經行家等ヲ召奉ルベキ由院宣ヲ下サル、文ニ曰ク云々、○件ノ札ヲ和泉守行輔ノ許ニ遣ハス、云々、件兩將昨日賴朝ヲ討ツベキ宣旨ヲ蒙ムル、今日又此院宣ニ預ル、朝務ノ輕忽察スベシ云々、

十三日關東ノ武士多ク入洛ス、○範賴大將トシテ上洛スベシ云々、

十四日、相模國ノ住人其名有久夜前入洛、○範賴云々、○廿四日ヨリ上洛ノ沙汰アリ、有久

法皇前途ヲ悲觀セラレ給フ

廿七日國ヲ出ヅ、次官親能今四ケ日ノ後國ヲ出ツベシ云々、賴朝一定京上スベシ云々、○梶原ノ代官播磨國ニ下向シ小目代ヲ追出シ、倉々ニ封ヲ付ク、件國ハ院ノ分國也云々、○法皇眼前ニ仰セラレテ云フ、今日攝政基通第ニ參向スベシ、申スベキ樣ハ世間ノ事今ニ於テハ帝王ト雖モ執柄ト雖モ更ニ耻辱ヲ遁ル可ラズ、今度ノ怖畏、倩ラ次第ヲ案ズルニ、偏ニ朕ガ運報ノ盡ル也云々、攝政ノ邊ノ事受ケザル由元ヨリ風聞、右府邊ノ事殊ニ賢相タル由庶幾セシム云々、

北條時政入洛

廿一日、賴朝ノ上洛留マル、

廿二日、祭主競望云々、

廿三日、傳聞ク、義經行家退散ノ由ヲ聞キ、賴朝早ク以テ歸國ス、○法皇天下ヲ棄テントノ事攝政(基通)ノ聞ニ達シ、攝政諫ム、法皇曰ク、遁世スベキ條更ラニ人ノ勸ニ依ルニ非ス、朕自ラ案ズル所也、世ノ運ト云ヒ身ノ運ト云ヒ、更ニ以テ執着スベカラズ云々、○內々ノ勅定ニ云、攝政政事ニ熟セザル由人口塞キ難キカ、攝錄ノ初メ殊ニ右府ニ親ムヲ以テ違失ヲ聽カズ、近年頗ル疎遠ノ由云々、

廿四日、賴朝追討宣下ノ事頗ル忿怒ノ氣アリト、上洛ノ武士申ス所也、○傳聞ク、賴朝

ガ妻父北條四郎時政今日入洛、其勢千騎云々、近國等、件ノ武士ノ進止タル由閭巷謠歌ス、

頼朝ノ内狀

廿六日、昨日或武士語示シテ云、頼朝追討ノ宣旨奉行ノ人々損亡スベシ云々、○頼朝ノ書狀○其内狀ニ云ク、行家義經謀叛ノ事、天魔ノ所爲タルノ由仰下サル、天魔ハ佛法ノ爲メ妨ゲヲ爲シ人倫ニ於テ煩ヲ致ス者也、頼朝數多ノ朝敵ヲ降伏シ、世務ヲ任セ奉ル、君ノ忠、何ゾ忽チ反逆ニ變ゼン云々、

庄公一般ニ兵粮米賦課ノ議

二十八日、傳聞ク、頼朝ノ代官北條丸今夜經房ニ謁ス可シ云々、又聞ク、件ノ北條丸以下郎從等ニ五畿山陰山陽南海西海諸國ヲ相分賜ヒ、庄公ヲ論セズ、兵粮段別五升ヲ宛催ス可シ、啻ニ兵粮ノ催ノミニ非ズ、惣テ以テ田地ヲ知行スベシ、凡ソ言語ノ及ブ所ニ非ズ云々、

卅日、關東ノ仰付ヲ知ル所ノ青侍光景上洛、頼朝ノ事ニ付キ聞及ブ事アリ、當時頼朝ニ駿河國ニアリ泰經卿殊ニ意殊ヲ結ブ、又射山天下ノ事ヲ知食ス可カラズ云々、

文治元年十二月

三日、傳聞ク、泰經來七日關東ニ向フ可シ、是非搦召サルヽ儀進テ陳謝ノ爲メ行向フ

公朝頼朝ノ返札持參

云々、

四日、公朝頼朝ノ返札ヲ持參ノ後、院中頗ル安堵、其狀ニ和顏アリ云々、

八日、或人云、泰經親宗等ノ所領頼朝ノ許ヨリ注シ送ルベキ由北條ノ許ニ仰遣ハス云々、兩人ノ損亡決定歟云々、○諸國ニ宛ル所ノ兵粮皆官物ノ內ニ募ル可キ由下知ノ間、庄公ノ運上通セズ、人命殆ド元正ヲ待ツ可カラズ云々、

十二日、傳聞ク、去夜頼朝ノ許ヨリ使ヲ經房卿ノ許ニ送リ、頼朝ヲ追討スル宣旨ヲ下サル、間ノ事欝シ申サル云々、

十四日、或人云、頼朝物ヲ法皇ニ貢グ、其物甚ダ輕微、殆ド輕慢シ奉ルニ似タリ、國絹八十疋白布十段馬引廿具云々○傳聞ク、經房卿正月七日首途、御使トシテ關東ニ赴ク可シ云々、後ニ聞ク、頼朝ノ進物ハ秀平ノ進ムル所云々、○北面ノ下﨟五人追却セラル可シ云々、

十五日、定能來リ語ル、下北面輩勘當ノ事土肥北條等ノ申狀ニヨリ更ニ免除ス云々、

十七日、法皇天下ノ事ヲ知食ス可ラザル由內々御氣色アリ、件事ヲ仰セラレンガ爲メ、經房御使トシテ關東ニ下向スベシ云々、

泰經以下解官

十八日、昨日大藏卿高階泰經、右馬頭高階經仲、少內記中原信康以下解官セラル、

經宗辭表

兼實參院

兼實內覽
泰經賴經配流

廿日、未剋大地震、其後連々六ヶ度云々、此震他ニ非ズ武士諸國押領ノ徵也、日本國ノ有無只今冬明春ニ在ル歟、○宇佐宮黃金ノ事ニ關スル折紙、

廿三日、大外記賴業云、明日左相府(經宗)上表云々、年來全ク職ヲ避ル心ナキ人也、若シクハ追討宣旨ノ事ニヨリ賴朝怨ヲ成ス由風聞ノ間恐レテ辭セラル、カ云々、

廿七日、賴朝兼實ニ上ル書、○御沙汰アルベキ事、○解官ノ事、○兼實內覽ノ重任ヲ一應辭退ス、

廿八日、兼實參院ス、親信參入ス、件ノ人ヲ以テ見參ニ入ラント欲スル處、隱テ出來ラズ、又法皇ノ愛妾(丹後ト號ス近日朝務偏ニ彼ノ脣吻ニアリ)ニ謁スベキ由前驅兼親ヲ以テ申スト雖モ、便宜ナシト稱シ謁セズ、疑クハ法皇ノ制止アルカ云々、彌以テ恐ヲナス云々、○其後定長參入ニヨリ思フ所ヲ陳ブ、敕語ニ曰ク云々、兼實曰ク、昨日經房ヲ以テ申ス所ノ三ヶ條ハ重ネテ奏スルコト能ハズ、今日申ス所ハ只叡慮ヨリ起ラザル事ハ更ニ本意ニ非ザル由、幷ニ關東ニ密通スルノ疑ヲ恐レ申ス趣等也云々、○今朝史賴清、大外記賴業等內覽ノ宣旨ヲ持來ル、去夜深更ニ宣下セラル云々、

卅日、雅賢參議ニ任ゼラル云々、○今日關東ヨリ飛脚到來、其狀ニ云、大藏卿泰經、刑部

卿賴經等行家義經ニ同意スル者也、早ク遠流ニ處セラルベシ、一人ハ伊豆、一人ハ安房云々、

玉海卷之四十四

文治二年正月

五月、去冬發遣セラルヽ所ノ宇佐和氣使路頭ニ於テ狼籍ノ事出來シ、前途ヲ遂ゲ難キ由、云々、○御方違行幸ノ事、其所未ダ定マラズ、賴盛入道ノ家洛中トシテ尤便宜アルカ、然ラズバ鳥羽ノ外異議ナシ、

七日、鳥羽ニ行幸、賴盛入道八條ノ宅穢ト稱シテ借進セズ、實ニコレ奉公ト謂フベキカ、

平時實生虜

十七日、前少將平時實、平家滅亡ノ時生虜セラレテ參洛ス、所勞ニヨリテ配所ニ赴カザルウチ、賊徒(行家義經)ニ伴ハレテ西海ニ赴ク間、彼等逆風ノ爲ニ退散シ、時實ハ又生虜セラレテ關東ニ下向ス、

廿一日、遠流國々、管國等、

文治二年二月

十二日、傳ヘ聞ク、賴朝別ニ法皇ニ進ム上絹三百疋、國絹五百疋、幔卅帖、云々、越前介兼能ヲ以テ使トナシ、其次ニ種々ノ事等ヲ奏聞ス、

十八日、故知足院殿ノ爲ニ供養ス、近日天下ノ亂偏ニ保元怨靈ノ所爲ノ由夢想等アリ、仍テ且ハ天下ヲ鎭メンガ爲メ且ハ冥途ヲ訪ハンガ爲メ此佛事アリ、

廿四日、左馬頭能保衞府督ニ任ゼラルベキ由、關東ヨリ院ニ奏ス、對馬守親光還任スベキ由同シク關東ヨリ申ス、

廿九日、攝政ニ相觸ル、處、猶ホ朝務ヲ成敗スル能ハザル由返事アリ、院モ天下ノ事ヲ知食スベカラズ、一身奉行ニ能ハズ云々、

文治二年三月

義經行家追討ノ宣旨

一日、九郞行家追討ノ宣旨内大臣ノ亭ニ持向ヒ之ヲ下知ス、

二日、早旦大原聖人（本成房）來ル、數刻謁談ス、實ニ止ムナキノ聖人也、貴ムベシ々々々、

十日、傳ヘ聞ク、關東ヨリ攝錄ノ事重ネテ院ニ奏ス、云々、

十一日、早旦、定長ヨリ光長ノ許ニ告送リテ曰ク、攝政氏長者等ノ事今日仰セ下サルベシ、云々、○午刻頭右中辨兼忠院ノ御使トシテ來リ、攝政氏長者ノ事宣下セラル

兼實ニ攝政ノ詔アリ

べキ由案内ヲ申スべキ旨仰セアリ、云々、
十六日、此日攝政ノ詔、兵仗ノ勅ヲ下サル、
玉海卷之四十五
文治二年四月
一日、山階寺ノ所司云々〇又御寺末寺大學寺嵯峨邊ニアリハ仁和寺宮ノ爲メニ押領セラル云々、
五日、今日公卿議定、〇神祇少副事、〇主税頭事、
七日、此日御方違トシテ左大臣(經宗)大炊御門富小路亭ニ幸ス、
余攝政ノ後、初度行幸タルニヨリ、騎馬供奉ス、コレ少年來未ダ曾テ騎馬セザル所、今日始メテ騎ス、中心悦バザラン哉云々、
廿五日、義經行家ノ黨京中ニ在リトノ風聞云々、
文治二年五月
八日、離宮祭、
十日、世上物騷ノ事、所々領ノ事、

行家和泉ニ捕ヘラル

十五日、和泉國ニ於テ備前々司行家ヲ搦取ル云々、

十六日、行家ノ首入洛、又云、駿河二郎（行家郎從）同ク搦取ラル、

十七日、行家ノ首ヲ關東ニ遣ハス、

文治二年六月

九郎義行

一日、或人云、九郎鞍馬ニ在リ云々、

二日、九郎義行鞍馬ニアル由能保申ス、仍テ搦取ラント欲ス、云々、

三日、條々ノ事、○義行ノ事云々、

義行ノ知音

四日、鞍馬寺別當告ニヨリ官兵入ルベキ由、本寺ニ於テ義行ノ跡ヲ留ム可ラズ云々、

土左君ト云、彼等ノ住侶義行知音也、本寺ニ付彼僧ヲ召出サル可シ云々、

五日、小時ニシテ光長參入ス、義行ヲ搦進ズベキ由諸國宣旨ノ事能保申ス、鞍馬住僧

召進ズ由別當ニ仰スベキ事云々○宣旨ノ事遲々、且御敎書ヲ以テ仰スベキ國々、

義行追討ノ宣旨

六日、義行追討ノ宣旨、○義行ヲ搦ンガ爲メ武士東西ニ馳走ス云々、傳聞ク、先ヅ母幷

妹等ヲ搦取リ、在所ヲ問フノ處、石藏ニ在ル由ヲ稱ス、武士ヲ遣ハス所、義行逐電、房

主僧ヲ捕得云々、

八日、前飛驒守有安ガ夢想記、

十日、追討宣旨ノ事左大臣(經宗)ニ下知ス云々、

十二日、義行ガ在所聞得ル由旁々ヨリ其告アリ、北條時政ノ代官時貞平六ト稱ス同ク之ヲ聞ク云々、大和國宇多郡ノ邊ニ在リト云々、○十三日義行事云々、

十八日、多武峯惡僧龍諦房ヲ召出ス、義行ヲ隱シ置クト告グル者アルヲ以テナリ、

廿九日、宇佐宮ノ議事アリ、

玉海卷之四十六

文治二年七月

一日、清祓事、御方違行幸日事、

二日、沒日除日數事云云、

三日、去比檢非違使公朝院近臣下北面ニ候ス使トシテ關東ニ下向ス、此兩三日歸參シ、賴朝ノ申狀ヲ奏ス、萬事君ノ御寂タル可キ由云々、其次攝錄ノ事アリ、其狀ニ云、此事全ク彼懇望ニ非ズ、又引級ノ思アルニ非ズ云々、前攝政基通一切萬機ヲ知ラレザル由世上ノ謳歌云々、○又私ニ公朝ニ示シテ云、一所ノ家領數アリ、案內ヲ知ラズト雖

モ、當時殿下(兼實)一切家領ヲ知ラレズ、尤モ不便、前攝政又併セテ所領ヲ避ケラル、尤モ其餘惜アルベシ、然ラバ高陽院方ヲ以テ前攝政領(基通)ト爲シ、京極殿方ヲ以テ當時殿下(兼實)ノ領ト爲ス、尤モ宜シカル可シ云々、

十二日、此日前因幡守廣元頼朝ノ使トシテ上洛、經房卿ノ亭ニ向ヒ條々ヲ示ス、

關東ノ書札

十三日、早旦經房關東ノ書札ヲ送ラル、條々申旨アリ、皆是天下ノ至要也云々、

公朝兼實法皇ヲ蔑シ奉ルト關東ニ讒ス

十四日、今朝廣元來臨、條々ノ事等ヲ示ス、其內去比公朝關東ニ來リ、余ガ爲メ樣々ノ惡言ヲ吐ク、余偏ニ射山ヲ蔑シ、己ガ威ヲ振ヒ、院御領ヲ停廢ス云々、茲ニ因テ法皇頭ヲ剃ラズ、手足ノ爪ヲ切ラズ、寢食通セズ、御持佛堂中ニ閉籠ス、而シテ修行スル所ハ世ヲ惡道ニ廻向スベシ云々、頼朝信セズ、仍テ其眞僞ヲ糺サンガ爲メ俄カニ廣元ヲ指上ス云々、余之ヲ察スルニ蒼穹頂ニ在リ苦心スルニ足ラズ、奉公ノ志佛神定メテ照鑑アラン云々、

十五日、夜ニ入リ經房卿經泰ヲ以テ告示ス事アリ、關東ヨリ家領分タルベキ子細ヲ白ス、此事ニヨリ法皇逆鱗、

十七日、此日經房卿有經ヲ以テ示ス事アリ、昨日廣元ヲ院ニ召シ條々ノ御返事ヲ仰

法皇丹後局ヲ以テ廣元ニ仰ス

光長攝政ノ近習

セラル、家領ノ事逆鱗ノ儀忽チ變ズ、只平ニ乞請ハシメ給フ云々、朕今生思量事、只此一事也云々、或人云、昨朝先ヅ召シニヨリテ廣元參院ス、女房丹州之ニ謁シ、種々ノ勅語ヲ傳フ其實法皇丹後ノ傍ニ在リ、其詞ヲ教訓セシメ給フ云々、其中ニハ余不忠ノ由粗其趣等アリ云々、

廿四日、夜ニ入リ九條ニ向ヒ、密ニ廣元ヲ招キ之ニ謁ス、粗々鎌倉ノ子細ヲ陳ベ又思フ所ヲ仰セ畢、

廿五日、九郎義行ノ郎從伊勢三郎梟首ス、

廿七日、兼實初度ノ上表也、○攝錄ヲ辭スル上表寫、

三十日、亥刻法印慶俊律師ヲ以テ使ト爲シ示サレテ云、今朝能保彼法印ノ許ニ參リ、義行山ノ惡僧ノ許ニアル由風聞アリ云々、

文治二年閏七月

二日、晴早旦法印來ラレ、義行台山ニ在ル由語ラル云々、○光長密カニ語リテ曰ク、今日參院、定長密勅ヲ傳テ云、汝兄光長ハ學問ノ聞アリ、又頗ル人望ヲ得ル歟、而シテ攝政ノ邊ニ近習タル間、朕ガ事ヲ頻リニ以テ蔑示ス、就中太上天皇天下ヲ知食ス

可ラザル由、攝政沙汰トシテ關東ニ示シ遣ハス、此事光長奉行ス云々、件ノ事深ク怨ミ思食ス所也、定長申シテ云、此事若シクハ内ニ尋仰スベキカ、仰ニ云、意ニアリ仍テ告示ス所也云々、(已上定長詞)此事左右ニ能ハス、已ニ朝敵ニ處セラルヽ歟、云々、

三日、夜ニ入リ定長ヲ招キ條々ノ子細ヲ奏聞セシム、昨日光長ガ示ス所ノ事、倩ラ之ヲ案ズルニ、此便ヲ以テ專ラ思緒ヲ述ブ可シ、仍テ思フ所ノ事等具ニ以テ達ス云云、凡此程ノ事信ジ思召サルヽバカリニテ爭デカ萬機ノ任ニ居ランヤ、天氣猶ホ和顏ナクバ、安穩ニ休退センコト專ラ庶幾スル所也云々、○定長深ク信伏ノ色アリ、但件男ハ前攝政(基房)ノ方人也、縱黑腹ノ思アルモ、專ラ白日ノ誠ニ任ス者也、

六日、申刻左少辨定長來ル、先日示付クル事勅報ノ趣ヲ示サンガ爲也、余簾前ニ召シ之ニ謁ス、定長云、昨朝便宜ヲ得、委細奏達シ了ヌ、指シタル御返事ナシ、只内々仰セラレテ云フ、此事ハ内々ニ光長事ヲモテコソ仰セラレシガ、以外ノ大事コソ有モノヲ、アフナク仰出サレニケル尤御後悔也云々、又女房丹後ニモ此事委ク語リ聞ケ了ヌ、近日偏ニ彼女房ノ寂也、仍テ向後且ク聞カシメ置ク所也云々、

九日、早旦能保朝臣使者ヲ送リ義行ノ間ノ事ヲ申ス云々、

十日、高野悪僧云々、

十四日、今日院ヨリ頭右中辨兼忠ヲ以テ仰下サレテ曰ク、義行山門ニ隱籠ル間ノ事、本寺滅亡セシメズ、無爲ニ惡徒ヲ召取ル事、計ラヒ沙汰セシムベシ云々、

十五日、左少辨定長院ノ使トシテ仰ニ曰ク、前ニ攝政(基通)日來門戸ヲ閉ヂ出仕ヲ止ム、此事然ル可ラザル由賴朝申サシム、然リト雖モ猶恐ヲ成シ蟄居ス云々、今ニ於テハ密々仙洞ニ參リ、漸ヤク門戸ヲ開クべキ由召仰セント欲ス、如何云々、今ノ仰尤モ然ルべシ、出仕ノ事早ク仰下サルべシ云々、○定長又仰ニ曰ク、先日奏聞ノ趣具ニ聞食了、是非ニ迷ハシムル間、卽チ御返事ヲ仰セラレザル所也云々、攝籙ノ事ニ於テハ、偏ニ春日大明神ノ御裁也、各定メテ其運アランカ、人力ノ及ブ所ニ非ズ、忽チ辭遁ノ條、更ラニ思寄ル可ラズ云々、此重彼輕ノ儀ハ更ニ叡慮ノ本意ニ非ズ、前攝政度々忠節ヲ表ハス、彼殊功ヲ思食シ知ル許也、家領ノ事、意ナラズ所職ヲ避クル上、剩ヘ所領ヲ知行セザル條、不便ニ思食スノ故、子細ヲ知ラズ、理非ヲ辨ヘズ、兩三度關東ニ仰遣ハスト雖モ、是又各々ノ運ニ依リ落居ノ樣アルカ、今ヨリ以後恐欝ノ思ヲ散ジ、心ヲ置キ奉ル可ラズ、前攝政ト異心ヲ存セズ、音信ヲ通ズル條、叡

前攝政閉居ス

法皇ノ御仰セ

義行山門ニ隱籠ルトノ風聞

念ノ慕フ所也、

十六日、義行山門ニ迯隱ルヽ事ヲ議ス、其趣ハ義行山門ニ逃隱ルヽ由風聞ス、是惡僧兩三人同意ノ故也、仍テ義行及ビ件惡徒等搦進ズ可キ由院宣ヲ以テ仰下サル、而ルニ彼惡僧等相共ニ逃去ル云々、○凡惡僧ノ習、貫首長吏ノ下知ニ從ハズ、但此條ニ於テハ衆徒ト雖モ、爭カ朝家ノ大事ヲ顧ミザランヤ、逐電ノ條偏ニ所司等不覺ノ致ス所也、○土肥二郎實平ノ如キ武士等、偏ニ坂本ヲ堅メ、山上ヲ攻メラルベキ由申サルト雖モ、樣々計略ヲ廻ラシ、制止ヲ加フル所也、○毎事只能キ樣ニ計ヒ沙汰スベシ、山門ヲ襲寄スル條ニ於テハ一切然ル可ラズ、

十七日、山ノ惡僧事ノ御教書ヲ座主以下西塔ノ院主橫川無動寺ノ長吏等ノ許ニ遣ハス、

十八日、傳聞ク、主上不豫、

十九日、此日延暦寺ノ所司六人、大衆使トシテ來ル、其趣ハ三人ノ惡僧ヲ搦進ズベキ事、一山ノ大事タリ、尋ネ沙汰スル所也云々、武士等已ニ山門ニ攻寄セント欲ス、而ルニ殿下御一言ニ依リ、山上安穩、坂下無爲、殊ニ悦申ス所也云々、件ノ事更ニ私ノ

詞ニ非ズ、院宣ヲ傳フル許也云々、

廿一日、座主使ヲ送リテ云、中敎已ニ搦取ル、誠ニ山上天下ノ大慶何事カ之ニ如ン哉云々、

廿二日、義行ノ在所ヲ尋ヌ云々、

廿七日、大佛光ヲ發ス、

文治二年八月

六日、此夜家政所、藏人所、侍所幷ニ北政所等、充ツル所也云々、

九日、兼實第二度ノ上表、

十九日、藏人次官定經院ノ使トシテ來ル、鎌倉ノ書札ヲ進ム、大要ハ諸寺及大內等ノ修造ハ賴朝知行ノ國ニ充テラルベキ事、記錄所ヲ置カルベキ事、光雅朝臣昇進ノ事云々、

文治二年九月

五日、賴朝成功ノ事ヲ申ス、東寺已下然ルベキ寺々ノ事宜シカルベシ云々、

十九日、宇佐宮假殿材木云々、

義行ノ郎從堀彌太郎佐藤忠信ヲ搦取ル

廿日、傳聞ク、九郎義行ガ郎從二人（堀彌太郎景光、四郎兵衛尉忠信）ヲ搦取云々、

廿一日傳聞ク、昨日比木藤内朝宗（頼朝ノ郎從）義行ノ郎從（堀彌太郎佐藤兵衛等）ヲ搦取ル云々、

廿二日、昨日卯刻、武士二三百騎觀修房得業聖弘房ヲ打圍ム（南都ニアリ）九郎判官義行此家ニ在リ、仍テ捕取ランガ爲也云々、其上是非ニ能ハズ、然間散々ニ追捕シ聖弘逐電ス、武士成ス事ナク皈洛ス、○義行隱居ノ條實說也云々、

廿六七八九日、義行ノ事散見ス、

玉海卷之四十七

文治二年十月

三日、又院宣ヲ傳ヘテ云、源中納言通親卿ノ息侍從通宗禁色相許シノ沙汰アルベシ云々、申シテ云、件通宗ハ内外共ニ丞相ノ孫トシテ父祖又禁色ノ恩ヲ浴ス、就中又卿ノ奉公等倫ニ勝ル、其身才卿タリ、彼ト云此ト云、是尤モ優賞スルニ足ル云々、五日、通宗禁色ノ事、内府（實定）ノ息仰セ下サル時、同時ニ沙汰アルベシ云々、

七日、此日講堂ノ二菩薩觀音、勢至ヲ南京ニ渡シ奉ル、○今日攝政ノ詔ノ後、始メテ着陣也、○著陣日時、○扈從公卿、

通親兼實ヲ訪フ

十三日、夜ニ入リ通親來ル、其息通宗禁色ノ間ノ事示ス旨アリ、先日院ヨリ仰セ下サレタルニヨリ、余ガ意見ヲ陳ベタルニ、卽時ニ仰セ下サレズ、余ガ申狀ニヨリ宣旨ナキ由傳聞ス云々、大略其事ヲ示サンガ爲メ來ルカ、然レドモ拜謁ノ次、其趣ヲ示サズ、只其望尤モ切ナル趣ヲ陳ブ云々、

十七日、兼實攝政ノ辭表第三度、

廿日、此日右大將良通大臣ニ任ゼラル、〇大將家々司行事始、〇定文書樣、〇殿上裝束所、〇上客料理所、

廿一日、此日和氣使ヲ遣ハサル、

廿八日、定長使トシテ來リ、木工頭範季罪科ノ事ヲ申ス、是レ賴朝ヨリ範季ハ義行ニ同意スト申來ルニヨル也、吟味スル所義行ト同意トハ無實ナリ、堀彌太郎景光トハ一兩度面會ス云々、兼實ノ意見ニハ賊徒ノ緣者ニ謁シナガラ其身ヲ捕搦メズ、又奏聞ヲ經ズバ其罪科遁レ難シ、況ンヤ賴朝ノ素意アルニ於テヲヤ、〇百官ノ員數、〇侍讀ノ仁四位儒士ノ中光範ノ外其人無シ、其外敦綱兼光ノ事ヲ陳ブ、

廿九日、此日良通內大臣ニ任ズ、〇內府參內ノ儀、

南北二京ノ在々所々多ク彼男ニ與力ス

文治二年十一月

二日、良通內大臣ノ拜賀○其行列、

七日、此日五節臨時祭等ノ定アリ、幷內大臣著陣也、○定文書樣、○賀茂臨時祭、○賀茂臨時祭裝束、

八日、此日大內ニ行幸後鳥羽ス、閑院亭五節ノ爲メ修造アルベキ也、

九日、豐後ノ國ノ凶徒三人遠流ニ處セラル、

十一日、豐後國ノ武士配流ノ問ノ事、定經條々ノ事ヲ申ス、

十六日賴朝申狀ニ曰ク、義行ノ事南北二京ノ在々所々多ク彼男ニ與力ス、尤モ不便ナリ、今ニ於テハ二三萬騎ノ武士ヲ山々寺々ニ進メ搜求ムベシ云々、但シ事定メテ大事ニ及バン歟、仍テ先ツ公家ノ沙汰トシテ召取ラルベキ也、

十八日、此日院ノ殿上ニテ僉議アリ、義行召出サル可キノ間事細々相計ラヒ、人々ニ問フベシ云々、余奉行ヲ召ス、職事親經諸卿ニ仰セテ云フ、義行西走ノ後、一人ノ逃隱ニヨリテ萬人ノ愁歎ヲ爲ス、何ゾ奇計ヲ廻ラシテ其身ヲ召出サヾルヤ、且又賴朝大兵ヲ出シテ山々寺々ヲ搜索セントス云々、○評議ノ趣、一、義行ヲ召取ラルベ

義行ヲ義顯ト改ム

天下淳素ノ政

キ間ノ事（重ネテ宣旨ヲ賜ヒ其狀ニ殊功ヲ就サハ不次ノ恩賞アルベキ由ヲ載セ、諸國七道諸社諸寺等ニ下知セラルベキカ、）○通親云、京中及ビ所々在家ノ人數ヲ注シ、其中若シ寄宿ノ旅客アラバ、慥カニ姓名ヲ注進スベキ由仰セラルレバ、凶徒定メテ所居ヲ失ハン歟、一、御祈ノ事、通親曰ク、國衰ヘ人疲ルト雖モ、只法ニ任セ、諸國諸人ヲ責メラレ、百千壇ノ法ト雖モ始行ハルベシ、更ラニ國家ノ費ヲ顧ミラル可ラサル乎、

廿二日、兼忠來リ云フ、保家（基家ノ子）昇殿ヲ望申ス、院ニ奏スル處今度五節ノ次第太ダ奇恠ナリ、仍テ許サル可ラザル歟云々、

廿四日、又義行改名ノ間ノ事余案ズル所ノ名義顯尤モ宜シキ由、兼光申ス也、

廿五日、今日義顯追討ノ事ヲ下サル、

廿九日、義顯追討奉幣也、

文治二年十二月

十日、左少辨定長ヲ召シ、法皇ニ申シ入ル事アリ、天下ノ政淳素ニ反スベキノ趣也、此事實ニ嗚呼第一ノ事也、然リ而シテ身命ト雖モ天下ニ代ル所ノ由、先ヅ佛神ニ祈

リ申シ了ヌ、

十三日、德化ヲ施コサルベキ間ノ事ニ付御返事アリ、其仰大ニ慇懃ナリ、申ス所皆然ルベシ、攝錄ノ初メ聊カ思食シ置ク御心事アリシニ、其後漸ヤク聞コシメシ、子細ヲ聞クニ、汝誠ニ過失ナシ、又其後萬機ノ間私ナシ、云々、自今以後一向相憑ム所ナリ云々、朕年來ノ間心ヲ政途ニ留メズ、只近臣ニ委任ス、云々、

玉海卷之四十八

文治三年正月

一日、四方拜、

文治三年二月

一日、夜ニ入リ權辨定長院ノ御使トシテ來リ曰ク、義顯ノ事今一度議定アルベシト云々、

二日、今日右少辨親經來リ云フ、院ヨリ參ルベキ由仰セアリ、是レ義顯ノ間ノ事承ルベシ、云々、

四日、義顯ノ間ノ事、云々、

六日、一昨日四日薗城寺ノ衆徒相議シ、殿下ノ御祈ヲ勤仕スベカラズ、云々、

七日、薗城寺衆徒ノ事ヲ法皇ニ奏ス、○又延暦寺ノ衆徒ニ蜂起スベカラザル由ヲ仰ス、

八日、義顯ノ事ヲ議ス、○義顯ヲ召出サルベキ條々ノ事、一、御祈事、一、可レ被二搜求一事、

九日、内府良通作文ノ事アリ、

十日、仁和寺道性故三條宮子八條院ニ入滅ス、○十一日義顯ノ事ヲ奏ス、

十六日、又義顯ノ事ヲ申ス、云々、

十九日、舍利講ヲ行フ、是レ故殿在世ヨリ毎月事闕カズ、故院相續シテ之ヲ行ヒ給フ、壽永以後諸國路塞リ庄園年貢ヲ進メズ、仍テ此七八年來斷絕ス、云々、○女房丹後三品ニ叙スベシ云々、丹後ハ法皇ノ愛妾、故業房ノ妻也、卑賤者也、然而殊寵無双、不レ奈二季夫人揚妃一歟、○先年女房高倉三品ニ叙ス云々、是又法皇ノ愛物也、其品人知ラズ、最下劣ノ者歟、

廿日、宗隆ニ三ケ事ヲ仰下ス、一ハ寶物ヲ撿知スベキ事、二ハ公家ノ御物蘭林坊桂芳坊等ニアル物、保存ノ爲メ目錄ヲ注スルコト、三ハ御厨子所ノ事、

記錄所ヲ置ク

廿七日、此日始メテ御書所作文ノ事アリ。人選ノ事アリ、

廿八日、此日始テ記錄所ヲ置カレ、閑院亭中門ノ南内侍所ノ南廊ヲ以テ其所ト爲ス、執權ハ辨ノ定長也、○仰詞二通先ヅ之ヲ内覽ス、一通ハ諸司諸國並ニ諸人ノ訴訟及ビ庄園ノ劵契ハ記錄所ニ於テ宜ク理非ヲ勘決セシムベシ、一通ハ年中ノ式日、公事ノ用途ハ宜ク記錄所ヲシテ式數ヲ勘申サシムベシ、

卅日、法皇行幸ノ儀ニ付評議アリ、○前攝政基通ニ兵仗ヲ賜フ事、

文治三年三月

四日、臨時祭用途ノ事、此日意見ヲ進ズベキ由親經所々ニ御教書ヲ遣ス、其狀斯ノ如シ、文ノ中天下騷亂ノ事ヲ述ブ、

寶劒ノ搜索ヲトス

十五日、神祇大輔卜部兼友ヲシテ寶劒ヲ尋求ムル事ニ付占ハシム、六日以前ニ出デ來ル可シ、云々、

玉海卷之四十九

文治三年四月

一日、法皇御惱、物氣云々、

三日、義顯黨類云々、

九日、法皇年來曾テ法文ノ行方ヲ知ラズ、況ヤ義理論談ニ於テヲヤ、而シテ此御惱ノ時ニ臨ミ、忽然トシテ此議アリ、定メテ奇タリ、是又物怪歟、云々、

十一日、今日流人ヲ召還サル、法皇ノ病惱ニ由テ也、

廿四日、晩頭、權辨定長來ル、語リテ曰ク、賴朝卿ノ上洛料トシテ地ヲ申請フ、親能ヲ以テ申出所也、山科ノ邊ヲ指申ス、而シテ許サズ、事ノ次第凡ソ左右ニ能ハズ云々、

文治三年五月

四日、傳聞ク、義顯ハ美作國ノ山寺ニ於テ斬ラル云々、其次第ハ南都ヲ逃去リテ美州山寺ニ移住ス、而シテ近邊寺僧關東ニ告達ス云々、○始メ觀性ニ祈念ヲ仰スル間行家誅ニ伏ス、今又此修中義顯戮セラル、佛法ノ靈効仰グベシ信ズベシ、天下ノ靜謐ゞ以テ憑アリ、只君臣共ニ聖哲ノ器ニ非ザルヲ悲ム可シ云々、

十二日、延曆寺ノ惡僧坂下ニ於テ日吉神人ヲ殺害ス、事ノ次第未曾有ノ亂行也云々、

十三日、山僧ノ事云々、

十九日、山ノ惡僧亂行ノ事座主申書云々、

廿二日、山ノ惡僧ノ事ヲ奏ス、廿三日山ノ惡僧ノ事、

文治三年六月

二日、大雨、近日旱魃ヲ愁ヒシニ萬民大ニ喜ブ、

廿八日、院號定メアリ、法皇第一女、當今國母ノ義アリ、御名ハ亮子 殷富門院ト爲ス、

廿四日、內府（良通）今夜ヨリ病氣、

玉海卷之五十

文治三年七月

七日、祈雨ノ御祈片時ト雖モ急ガルベキ所、僧徒ノ對捍ニヨリテ今ニ遂行スルヲ得ズ云々、

十三日、興福寺南大門ノ棟上也、

十四日、今夜次官親能來リ明日關東ニ下向ノ由ヲ申ス、余條々ノ事ヲ仰ス、去夜廣元入洛ス云々、

廿日、寶劍ノ御祈七社奉幣也、

廿三日、長方卿所勞獲麟、〇祈雨ノ事未ダ延引、

文治三年八月

廿一日、平等院ニ參ル云々、○佛舍利ノ事、

卅日、南都ノ大衆蜂起ノ由告グラル、御墓守ノ事ニ由テ也、

文治三年九月

玉海卷之五十一

文治三年十月

三日、大佛殿造營○人夫ノ事○當時隨身材木事○備前國ノ荒野ヲ開發シ偏ニ大佛ノ用途ニ宛テ人ノ妨ヲ致ス者アラハ停止セラルベキ事、

四日、盜禁裏ニ入リ御護劍ヲ盜ム、

六日、清秡ノ事、左大臣申云、件兩種物（ノミノカハ、シチミノカハ）格文ニ載セズ云々、

群盜ノ事、左大臣右大臣共ニ申シテ云、使廳幷ニ武士等ニ仰セ保々ヲ分チ守護スベシ、且又賴朝卿ニ仰セラル可シ云々、

十二日、大地震

十七日、南都大衆種々訴訟アリ、

十八日、伊勢遷宮山口祭、

三十日、家通九死一生、○賴朝ガ勸賞ノ事先日奏聞スト雖モ勅許ナシ云々、

玉海卷之五十二

文治三年十一月

一日、家通卿已ニ護麟、

七日、今上（後鳥羽）最前石淸水行幸也、

石淸水行幸

八日、此日還幸ノ次、鳥羽ノ南殿ニ於テ朝覲ノ禮アリ云々、

十三日、天皇閑院へ遷幸也、

十四日、賀茂行幸也、

十八日、余廣元（賴朝卿代官）ニ仰セ、出納久近弘言ノ間ノ事ヲ訴申ス、

廿二日、又定經云フ、出納久近ガ事廣元ノ訴訟ニ依リ早ク出納ノ職ヲ止メラルベキ由仰下サル、此事先日廣元ガ申狀ニヨリ余奏聞スル事也、極メテ以テ不便ナリト雖モ、近代ノ事力及バザル次第歟、

廿三日、諸國人夫ヲ進メズ、近江丹波檢非違使左右衞門府等相幷デ八十餘人、其外百

餘人宗隆召集ムル所也、又鷲ノ羽殿上人進ムル所僅カニ九十餘枚、其不足又宗隆尋進スル所也、(吉田祭ニヨル歟)、

廿四日、賀茂臨時祭、

廿五日、去夜瀧口鬪諍罪科ノ事、

文治三年十二月

一日、先日頼朝卿申ス旨アリ、(公通罪科有ベキノ趣也)仍テ子細ヲ彼卿ノ許ニ仰遣ハサレ畢ヌ、隨テ件ノ返事是非アルベキ事ナリ云々、

十三日、此日當今初度弓場始メ也、此禮絶エテ十餘年、衆人蒙欝ノ氣アリ云々、

廿四日、七社奉幣也、

玉海卷之五十三

文治四年正月

一日、四方拜、

七日、定經通親卿ノ消息ノ狀ヲ內覽シテ云ク、下臈ノ亂階、愁辭アリ、所職正二位ヲ許サルル可シ云々、是レ併シナガラ良經ノ加階ヲ訴フルカ、余定經ヲ以テ奏シテ云、通

親卿ノ申狀ハ言フニ足ラズ、是非ニ能ハズト雖モ末世ノ人此例ヲ積習セバ、天下ノ亂絕フベカラズ、向後ノ爲メ子細ヲ仰セ知ラスベキカ、返々奇怪ニ候、彼卿(通親)從二位ニ叙スル叓偏ニ愚臣ノ脣吻也、人トシテ恩ヲ知ラズンバ何ゾ禽獸ニ異ナラン哉云々、○叙位正四位下能保、

義顯奧州ニアリ秀衡ノ遺言

九日、去年九十月ノ頃、義顯奧州ニ在リ、秀衡隱シテ之ヲ置ク、秀衡死ニ臨ミ其子(兄ハ他腹ノ嫡男弟ハ當腹ノ太郎)ニ遺言シ、義顯ヲ以テ主君トシテ給仕セシム、

廿七日、此日余氏長者ノ後始メテ春日神社參詣、

廿九日、興福寺金堂南圓堂等ノ上棟也、○去治承四年十二月灰燼ニ化シテヨリ八ケ年也、此ニ至リテ初メテ再建ス、

文治四年二月

一日、後鳥羽天皇御病惱、五日御病惱少シク重ル、

八日、義顯奧州ニ在リ、出羽國ニ遣ハス所ノ法師昌尊義顯ノ軍ト戰ヒ、辛ジテ命ヲ遁ル云々、○良通(內府)病氣、

九日、義顯ノ事ニ付キ仰セアリ、

十一日、義顯ノ事ニ付キ朝廷ニテ評議アリ、宣旨院宣ヲ遣ハサル、コト、
十二日、天皇ノ御病氣再發御大患ナリ、
十三日、刑部丞成經上洛、頼朝申送テ云、義顯奥州ニ在ルコト已ニ實也、但シ頼朝亡母ノ爲メ五重塔婆ヲ造營シ、今年ハ重厄タルニヨリ殺生ヲ禁斷セリ、仍テ追討使ヲ承リ私ノ宿意ヲ遂グベシト雖モ、今年ニ於テハ一切此沙汰ニ及ブベカラズ、若シ彼輩來襲セハ此限ニ非ス云々、仍テ公家ヨリ秀平法師ノ子息（秀平は十月廿九日逝去）ニ仰セテ、彼ノ義顯ヲ召進ゼラルベシ云々、（以上頼朝ノ詞）○晩ニ及ビ能保來ル云々、
十四日、源義顯追討ノ宣旨ヲ下ス、
十七日、頼朝ノ消息二通、一通、、義顯ヲ召進スベキ事、
十九日、良通薨ズ、
廿日、抑〻內大臣正二位兼行左近衛大將藤原良通ハ、僕ノ家督也、余十九（女房十六）年始メテ胎內ヲ出テヨリ以來、其性柔和、稟志至孝ニ在リ、一事一言父母ノ命ニ逆ハズ云々、
廿一日、義經追討ノ宣旨ヲ下サル、廿六日追討官符請印、
文治四年三月

玉海卷之五十四

文治四年四月

五日、此日流人ノ事ヲ行ハル、上卿泰通卿、式部大夫資定謀事ニ依リ事ニ坐スル也、

文治四年五月

十八日、能保朝臣南都衆徒張本ノ事ヲ訴ヘ申ス、僧正ノ請文到來、奏聞スベキノ由定長ニ付ケ了ヌ、

文治四年六月

同　七月

一日、東大寺鎭守八幡別宮御體ノ事、○八幡外寶殿敦實親王造立ノ像燒失、(保延)ノ後人々ノ議奏ニヨリ造立セラレズ、今又同前歟、云々、

文治四年八月

同　九月

文治四年十月

同　十一月　(闕ク)

同　十二月

玉海巻之五十五

文治五年正月

十三日、兵衛尉時定參上、申シテ云、千光七郎ヲ搦取リ了ヌ、九郎京都ニ還ル消息等アリ、即チ之ヲ持參ス、實ニ不可思議ノ事也、

文治五年二月

同　三月

十一日、此日流人前刑部卿頼經ヲ伊豆國ニ流サル云々、

文治五年四月

四日、頼朝卿申ス、朝方所ハ行家ニ同意ノ間ノ事仰セ下サル、

六日、頼朝卿重ネテ朝方卿ノ事ヲ申ス、件ノ消息ハ去夜半、帥ノ卿ヨリ遣ハス所也、

文治五年閏四月

八日、奥州追討事、仰ニ云、追討ノ事本ヨリ然ルベキ由思食ノ上、如此申サシム、尤モ神妙歟、○伊勢ノ遷宮并ニ造東大寺ノ妨ヲ爲スベカラズ、爲公爲私追討ノ祈禱ヲ用

フベシ云々、

義經誅セラル

文治五年五月

廿九日、今日能保朝臣告送リテ云、九郎泰衡ノ爲メ誅滅セラレ了ヌ、天下ノ悦何事カ之ニ如カン哉、實ニ佛神ノ助、抑又賴朝ノ運也、言語ノ及ブ所ニ非ズ、

文治五年六月

同　七月

同　八月

三日、東大寺聖人重源來ル、余之ニ謁ス、御柱百五十餘本採リ了ヌ、十餘本ハ已ニ御寺ニ付ケ了ヌ、上ノ御沙汰緩カラズハ三ケ年ノ内ニ造リ畢スベシ、

文治五年九月

玉海卷之五十六

文治五年十月

十日、夜ニ入リ能保卿示シ送リテ云、賴朝卿申遣シテ云、去九月三日泰衡ヲ誅ス云々、天下ノ慶也、

十六日、今日法皇(後白河)天王寺ヨリ還御、卽チ通親卿ノ久我亭ヲ御覽、種々ノ進物等アリ、人以テ可トナサズ、彈指スベシ、彈指スベシ、

十八日、頭ノ中將成經御使トシテ來ル、賴朝ガ賞ノ間ノ事也、子細ヲ申シ畢ヌ、

廿日、能保示送リテ云、奥州ノ事併シナガラ召取了ヌ、一人ヲ漏サズ云々、注人一紙ヲ送ル、實ニ天ノ然ラシムル也、言語ノ及ブ所ニ非ズ、

廿一日、定長院ノ使トシテ來リ、奥州ノ間ノ事ヲ示ス、又二ノ宮御元服ノ間ノ事之ヲ示ス、

廿六日、二宮元服幷兩宮及ビ女宮親王宣旨ノ間ノ事宗賴朝臣來リ、院宣ヲ傳フ、

廿九日、當今(後鳥羽)初度ノ春日行幸也、

文治五年十一月

三日、入內宣秋門院ノ豫議、

十五日、此日女子(任子)三位ニ叙シ、又入內雜事ヲ定ム、

廿四日、定長卿傳ニ條々勅語ニ關東返上國國之事也、余申ニ所存ニ了、雖レ有レ恐偏存ニ愚忠ニ故也、

廿五日、夜ニ入リ定長卿來リ仰ス、昨日奏聞ノ子細申ス所然ルベシ、腹心ヲ拔キ織芥

ヲ漏サズ、御本意已ニ定ル、計ヒ奏ス旨ニ任セ、早ク仰遣ハスベシ云々、

文治五年十二月

三日、出雲國雜掌ヲ進メズ、鈎遣ハスベキ由之ヲ仰ス、又紫宸殿南階職沙汰トシテ丹波國ニ於テ大布施杣採置クト雖モ、莊々ノ人夫深雪ト稱シ、其勤ナキ由訴申ス所也、仍テ今ニ於テハ權門莊々慥カニ官使ヲ遣ハスベキ由之ヲ仰ス、末代ノ事王化鴻毛ヨリモ輕ク、公事偏ニ實ナキガ如シ、治術ナキノ世也、

丹波國大布施ノ杣

四日、御元服ノ間事御遊召人追テ沙汰アルベキ由院宣アリ、又申云、管絃御物等、玄上鈴鹿共ニ破損云々、又御笛箱、先年亂逆ノ後紛失シ了ヌ、

九日、山ノ大衆座主ヲ拂ハント欲ス云々、事尤モ不便ナリ、大略火急ノ結構カ、○東寺修造ハ長門國忽チ叶フ可ラス、仍テ偏ニ院御沙汰トシテ播磨國ヲシテ修造セラルベシ云々、○近日五位職事等不和、鬪爭勝テ計フ可ラズ、

十日、先日申請フ所ノ法曹事類草十四合院ニ返上ス、

法曹事類草

十四日、兼實太政大臣ニ任ス、○大饗、

兼實太政大臣ニ任ズ

玉海卷之五十七

文治六年一月

三日、天皇（後鳥羽）御元服也、

十一日、此日宜秋門院入内ノ事アリ、（兼實長女従三位任子生年十八）〇御衾事、〇懸御衣事、〇立御帳事、〇御調度事、

文治六年二月

同　三月

七日、今日法皇（後白河）熊野ニ參リ給フ、

廿七日、右大辨定長來ル、去十五日東大寺ニ參向ス、佛後ノ山壞タシムル間ノ事檢知ヲ加フ云々、造寺長官ヲ以テ實檢セラレンガ爲メ定長ヲ下遣ハス所也、而ルニ其使ヲ待タズ、上人自由ニ件ノ山ヲ壞ル云々、

廿八日、直物也、

文治六年四月（建久元年）

十日、太政大臣初度ノ上表也、

十一日、此日改元也、文治ヲ改メテ建久ト爲ス、

（建久ト改元）

七條院
立后

十四日、能保ノ妻去夜逝去、
十五日、今日ハ第二度ノ上表也、
十六日、太神宮ノ心御柱顚倒ス、
十七日、心御柱ノ事ニヨリ立后延引スベキヤ云々、
十九日、今日當今ノ母儀三品ニ叙ス、即チ准后ノ宣旨ヲ下サル、○今日余マタ第三度ノ表ヲ上ル、
二十二日、院號定メアリ、母儀ノ御事也、七條院云々、
廿六日、此日册命立后也、女御從三位任子ヲ以テ中宮職ト爲ス、
建久元年五月
一日、小浴解除、衣冠ヲ着ケ庭上ニ降リ太神宮ヲ拜シ奉ル、立后ノ事ヲ祈ランガ爲メ去正月ヨリ此拜アリ、今ニ於テハ之ヲ止ムベシト雖モ、思フ所アリテ暫ク之ヲ止メズ、今日終日神事也、○山階寺僧綱已下訴訟ノ爲メ來ルベシト雖モ、神齋ニヨリ明日九條ニ來ルベキ由仰スル所也、
二日、未刻九條堂ニ向フ、是ヨリ先キ寺僧百余人來集云々、石淸水宮寺領切山住人天

天山杣人　山杣人ヲ梟ス云々、衆徒欝憤ヲ爲シ切山ニ發向シ、之ヲ燒拂フベキ由結構云々、

日也、

七日、此日臨時伊勢幣也、內宮心ノ柱顚倒ニ依リ發遣セラル、卽チ今日ヨリ廢朝五ケ

玉海卷之五十八

建久元年六月（闕）

同　七月

法然坊源空　廿三日、先ヅ法然坊源空上人ヲ請ヒテ受戒、次ニ念佛ヲ始ム、〇今日法皇（後白河）日吉

ニ參リ給フ、

建久元年八月

廿九日、右中辨親經來リ申ス、東大寺ニ於テ上棟ノ間ノ事等云々、

建久元年九月

廿二日、夜ニ入リ俊成入道、季經卿已下歌人五六人大將方ニ來ル、花月百首各々十首

ヲ撰定シ之ヲ合ス、俊成入道雌雄ヲ決ス云々、

廿八日、重ネテ院宣到來、流人ノ事殊ニ沙汰致ス可シ、件ノ流人配處ニ赴ク後參洛ス

べキ由頼朝卿申サシム、

建久元年十月

三日、此日佐保山陵ニ使ヲ發遣ス、東大寺棟上ノ事ニ依テ也、

十二日、又去春頼朝ガ注進スル所ノ流人ノ事、近日領送使ヲ遣ハスベキ由院宣アリ、此事然ル可ラズ、仍テ此旨奏スベキ由家實ニ仰ス、

十三日、宗頼歸リ來リ院宣ヲ傳フ、史久友、官掌職直、檢非違使資兼等慥カニ解任スベシ云々、〇又領送使猶慥カニ遣ハスベシ云々、逆鱗ニ及ブ云々、

十四日、親經東大寺上棟次第正本ヲ持來リ、院ニ奏スル所、余ニ見スベキ由仰アリ云々、見了ヌ、

東大寺上棟

十七日、此日太上法皇（後白河）東大寺上棟ノ事ニヨリ（來十九日此事アルベシ）南都ニ御幸、

十九日、仰ニヨリ先ヅ東大寺ニ參ル、相續デ御幸、午刻（實ハ未刻）上棟、法皇以下綱ニ付ク、次ニ拜アリ、幷ニ長吏工等賞ノ事了、余興福寺ニ參ル、

廿六日、此日京官ノ除目也、

建久元年十一月

新制議定

一日、今日直廬ニ於テ新制議定ノ事アリ云々、宗頼意見新制等ノ目錄ヲ持來リ見了ヌ云々、予仰云、先ヅ神事條沙汰アルベシ云々、次ニ佛事、次ニ雜事、此中過差ノ制殊ニ沙汰アリ、條目ノ事繁ク具記スルニ遑アラズ云々、

四日、家實ヲ以テ新制ノ間ノ事ヲ奏ス、條々仰セ下サル、余又頼朝卿ニ授官セラルベキ由ヲ奏ス、然ルベキ由仰アリ云々、

六日、頼朝卿今日入洛、而ルニ道虛衰日タルニヨリ、明日ニ延引ス、

頼朝入洛

七日、此日源二位頼朝卿入洛、中刻六波羅ノ新造亭ニ着ス、

八日、頼朝恩賞ノ義ニ付評議アリ、

頼朝大納言ニ任ズ

九日、今夜頼朝卿初參、先ヅ院ニ參リ、其後參內、〇頼朝卿大納言ニ任ズ、辭スト雖モ推シテ之ヲ任ズ、〇當時法皇天下ノ政ヲ執ル、仍テ先ヅ法皇ニ歸シ奉ル也、天子ハ春宮ノ如シ、法皇御萬歲ノ後又主上ニ歸シ奉ルベシ、當時モ全ク疎略ニ非ズ云々、

頼朝意中ヲ兼實ニ示ス

又下官(兼實)邊ノ事、外相疎略ヲ表スト雖モ其實全ク疎簡ナシ、深ク存ズル旨アリ、射山ノ聞ヲ恐ニヨリ、故ニ疎略ノ趣ヲ示ス云々、

十日、春日祭也、〇新大納言頼朝卿慶事ヲ示遣シ畢ヌ、

頼朝右近衞大將ニ任ズ

十一日、此日新大納言頼朝卿八幡ニ參詣ス、
廿一日、親經來リ行幸ノ間ノ事ヲ申ス、諸國苛法使ヲ付ク可キ由院宣アリ、○又家實來リ院宣ヲ傳ヘテ云フ、頼朝卿申云、近國ノ地頭不當ノ輩停止スベシ云々、職事一人仰ヲ承リ、諸國幷ニ社寺貴所等ノ領ヲ尋ネラルベシ云々、
廿二日、頼朝大將ニ任ゼラルベシ云々、辭シ申スト雖モ猶ホ任ゼラルベシ云々、
廿四日、此夜除目アリ、頼朝卿右大將ニ任ズ（先レ是右大臣上ニ大將辭狀一也）、
建久元年十二月
三日、今日右大將頼朝直衣ヲ着シ出仕ス、只參院シ參內セズ、
八日、今日前大將半蔀車ニ乘リテ參院云々、前大納言（頼朝）前大將半蔀車ニ乘リテ出仕スルコト未ダ曾テ聞カズ、
十日、前大將郎從ノ中成功ノ輩交名ヲ注進ス、
十一日、此日月次神今食也、神今食ノ神服闕如云々、仍テ忽チ絹綿等ヲ給フ、納殿所ニ仰セ給フ也、是ヲ以テ伊豫國ノ所濟ト稱スベシ、納殿ヨリ下行ノ由稱ス可ラザル旨之ヲ仰ス云々、

十三日、頼朝ニ大功田百町宣旨スベキ由ヲ仰セラル、幷セテ勳功賞トシテ衛廳十人任ゼラルベシ云々、

十四日、今日前ノ大將歸國ス、

廿二日、今日前攝政息（基通息）法皇宮ニ於テ元服アリ、

玉海卷之五十九

建久二年正月

同　二月

三日、此日丹三品淨土寺ノ邊ノ堂ニ於テ始メテ五十講ヲ行フ、院モ渡御、五日、女房三位密々春日社へ參詣、

九日、法皇（後白河）丹三品淨土寺邊堂ニ渡御ス、逆修初七日、

十日、越前國成功ノ事重テ院宣ニ依リ仰セ遣ス云々、

十一日、新制ノ事、十二日、同新制ノ事、

十六日、文章博士業實願文ノ草ヲ重ヌ、（來廿日内府（良通）ノ爲メニ供養ヲ行フベシ）故内府詠歌　なげくなよすぎにし夢のはるの花、さめずばさとりひらかましやは

楊榮等宋朝ニテ狼籍ナス

十九日、太宰府ノ解奏聞ノ所、沙汰セラルベシ云々、余仰セテ云、先ヅ例ヲ官ニ問フベシ、此事宋朝ノ商人楊榮幷ニ陳七太等彼朝ニ於テ狼籍ヲ致スニヨリ、宋朝宣下ヲ下シ、自今以後和朝ノ來客ハ召傳フベキ由下知云々、此事大事也、仍テ件ノ楊榮等重科ニ處セラルベク宋朝ノ聞ニ達スル由宰府解狀ヲ進ムル也、

良通ノ爲ニ阿彌陀如來ノ大像ヲ造ル

廿日、此日故內府(良通)遠忌也、賴輔入道夢想ノ告ニ依リ、內府ノ爲メ一千人ヲ勸進シ、周丈六ノ阿彌陀如來ノ像一體ヲ造立ス、余同ク之ニ與ル、

建久二年三月

一日、法皇昨日仁和寺ヨリ直ニ丹三品逆修所(淨土寺)ニ幸ス、

長方入滅

十一日、夜ニ入リ入道中納言長方入滅云々、末代ノ才士也、詩人也、惜ムベシ哀ムベシ、

南殿櫻樹

十四日、中宮女房等竊ニ南殿ニ向フ、余及ビ大將之ニ伴ヒ歷覽ス云々、櫻花ノ粧實ニ思ヲ動カシ、目ヲ驚カス者也、此樹天曆ノ御時損ゼラル、舊木燒失ノ故也、其後堀河院御時又損ゼラル(時範奉行シテ之ヲ植ユ)當時ノ樹卽チ是也、余未ダ此花ヲ見ズ、今日始メテ之ヲ翫ブ、感心千廻、忽チ餘執ヲ散ズ、

十七日、今日禁中ニ於テ公卿侍臣期セズシテ會ス、詩歌ヲ講ゼント欲ス、而ルニ能保

卿ノ欝憤ニヨリ忽然トシテ停止ス、夜ニ入リ大將相語ル所也、凡ソ左右ニ能ハズ、彈指スベシ云々、

廿五日、此日公卿勅使發遣ノ日也、

廿六日、宗賴御書ヲ持來ル、其狀ニ云、權大納言ハ忠良、權中納言ハ能保、參議ハ光雅云々、皆是善政也、能保當時ノ珍ナリ、左右ニ能ハズ、其外道理各々至極事也、悅ブベシ貴ブベシ、

廿七日、叙任ノ事、○廣元五位尉ニ任ズベシ云々、未曾有也、

能保ハ東將ノ緣者

廿八日、太政大臣藤原兼房、內大臣同忠親、權大納言同忠良、權中納言同能保、勞効尤モ深ク、才漢奉公共ニ範、然而シテ東將ノ緣者、當時ノ珍タリ、他人强チ愁ヲ爲ス可ラザルカ、

玉海卷之六十

建久二年四月

中原廣元明法博士幷ニ左衞門大尉ニ任ズ

一日、因幡前司中原廣元（大博士廣季男賴朝ノ腹心也）明法博士幷ニ左衞門大尉ニ任ジ、卽チ使ノ宣旨ヲ蒙ムル、家已ニ文筆ノ士也、期スル所ハ大外記明經博士也、而ルニ今ノ所任天

佐々木太郎定綱

下ノ耳目ヲ驚カス、此叓通親追從ノ爲メ諷諫ヲ加フ云々、師子身中ノ蟲師子ヲ食フガ如キ歟、

二日、近江國佐々木庄ハ延暦寺ノ千僧供ノ庄也、而ルニ未進アリト稱シ、寺家ヨリ宮仕法師數十人ヲ遣ハシ、佐々木太郎定綱ガ住宅ヲ譴責ス、

三日、座主顯眞ノ請文云々、凡近日山上飢饉之間、近江國中無道ノ沙汰充滿云々、仍頻リニ禁制ヲ加フルモ敢テ承引セズ、遂ニ此大事ニ及ブ、

六日、大衆云、近江國佐々木ノ庄ハ當時千僧供ノ庄也、若干ノ未濟ニヨリテ宮仕法師等ヲ遣ハシ譴責ス云々、時ニ數十騎ノ軍兵出來リ刄傷殺害シ、疵ヲ蒙ムル者太ダ多ク、終命ノ者兩三云々、佐々木定綱ガ狼籍ノ事、山門ノ衆徒三綱等ヲ差ス云々、

七日、佐々木定綱ノ事、

十日、座主顯眞云々、

十八日、新制追テ仰下サルベシ、

廿六日、山門衆徒只今下洛ノ由風聞、京極寺ニ集會ス云々、能保使ヲ差シテ院ニ觸ル、近臣ノ武士前將軍ノ侍三人（時定、高綱、成綱、）ノ中相併セテ五六十騎ニ及バズ、〇大衆京

大衆定綱ヲ訴フ

極寺ニ於テ其勢ヲ整ヘテ待ツ、院ニ於テハ官人數ナシ、○衆徒訴訟シテ云フ、重衡卿ハ南都ヲ滅亡セルニヨリ身公卿ト雖モ、斬刑ヲ遁レズ、定綱ハ叡山ヲ滅亡セント欲シ、其品重衡ニ及バズ、早ク死罪ニ行ハル可シ云々、○死罪ニ行ハルヽコト先例ナシ云々、○訴訟ノ條ニ至リテハ定綱其身若シ候ハヾ召シ給フベキ處、已ニ以テ逃脫ス云々、

廿七日、宗賴院ニ奏シテ曰ク、神輿猶ホ途中ニアリ、祇園ノ神人渡シ奉ルト雖モ、衆徒少々近邊ノ小屋ニ隱シ居リ、神人等ヲ凌轢ス云々、○貞綱召シ出サルベキ由宣旨、

廿八日、日吉神輿四ヶ所已ニ中堂ニ振上ゲ奉ル、○定綱ヲ召進ズベキ由宣旨ヲ賜フ、○大衆下京ス可ラザル由之ヲ承ル、○丑刻法印示シ送リテ云、大衆院宣ニ從フ可シ、流罪宜シカルベシト議定シ了ヌ、山上ノ大慶天下ノ大慶也、

定綱等配流

廿九日、日吉神輿弃置キ已ニ一兩日ヲ經畢ヌ、尤モ三社ニ謝シ申サルベシ云々、○座主又衆議一同ノ子細ヲ申ス、定綱幷ニ子三人配流、下手人禁獄云々、○神輿明日ノ內ニ山上ニ迎ヘ奉ルベシ、五月會ニ依テ也、○定綱湯王島ニ流サルベシ云々、仰ニ云フ、只薩摩ニ遣ハス可シ、

卅日、定綱薩摩ニ流サル可シ云々、

建久二年五月

一日、今日三社ニ奉幣使ヲ發遣セラル、日吉、祇園、北野、〇三社神輿今日本社ニ奉迎ノ爲メ、去夜社司少々參洛、而シテ其殘輩參ラント欲スル間、惡徒追散シ了ヌ、〇東塔西谷無動寺ノ大衆等云々、〇今日實資來ル、能州ノ事女房（丹州）ニ傳フベキ由先日仰ス云々、

二日、此日隆職宿禰官務本ノ如キ由仰セラル、宣下ハ左大臣、職事ハ宗頼也、コノ事頼朝卿聊カ申旨アリ、仍テ觸仰セラルベキ由再三言上スト雖モ、一切勅許ナシ、定メテ後悔ノ事アラン歟、

三日、役夫工事、先ヅ院分國幷御領等ノ事御沙汰アルベシ、諸國幷ニ貴所御領等ノ事計ヒ申ス如ク其沙汰セラルベシ云々、

七日、夜ニ入リ、宗頼院ノ御使トシテ來リ云、頼朝卿ノ申狀此ノ如シ、計申スベシ者（定綱罪科ノ間事也）申狀分明已ニ當時行ハル、所ノ趣ト自然ニ符合ス尤モ神妙云々、兼テ又山僧不當等誡メラルベキ事仰セ下サレ、谷々ノ學頭ヲ召シ私家若クハ陣邊ニ於

神泉院近來荒廢ス

テ子細ヲ仰セ含ムベシ云々、
九日、興福寺三綱別當僧正ノ使トシテ來リ、狹山庄ノ裁許大衆喜悦ノ由也、
十日、山門衆徒云々、
十二日、山ノ大衆ノ事暫ク沙汰アル可ラザル由院宣アリ、○落書アリ、其狀ハ群盜内
裏ニ入リ、壺禰ヲ捜スベキ趣也、
十三日、去夜召賜フ所ノ犯人ノ申狀云々、
十四日、午剋宗頼朝臣院ノ御使トシテ來リ云フ、頼朝卿ノ申狀此ノ如シ、何樣沙汰ア
ルベキ哉、其狀ニ云、山門ノ衆徒奇恠ノ由也、又近江國ノ守護等ノ事之ヲ申ス、○請
雨經法云々、永久五年勝覺僧正以後八十餘年ノ間絶テ此法ヲ行ハズ云々、神泉苑
近年荒廢ス、縱ヒ汚穢ヲ洒掃セラル、モ四壁ナクバ叶フ可ラズ、
十七日、定綱配所ニ赴ク間、數多ノ甲兵ヲ率キ、又子息三人同船シ、海路ヨリ向フベキ
由申也、
玉海卷之六十一
建久二年六月

能保ノ女良經ニ嫁スル內談

一日、記錄所評定云々、太神宮御領等ノ事云々、
二日、藤原能保ノ女ヲ良經ニ嫁スル內談、
五日、除目駿河守藤原憲朝賴朝ノ推擧ニヨル云々、
七日大理(能保)聟(良經)ヲ取ル儀先規ヲ追フベキ由確定、
十一日、大佛勸進春乘上人十日朝逐電ス、コレ空諦佛舍利ノ事ニ依ル歟、
十二日、此日仗議アリ太宰府ノ言上セル綱首揚榮罪科ノ問ノ事也云々、
十三日、親國卿云々、卿モトヨリ來證ヲ以テ證ト謂フ、身能ク法皇第一ノ花族トシテ有識ノ由深ク信ジ思食云々、仍テ公庭ノ拜趨、院中ノ奉公、只意ニ任スベキ由殊ニ仰ヲ蒙ムル、○大佛上人淀ノ邊ヲ經廻シ全ク隱遁セズ云々、○此日又記錄所評定アリ、
廿五日、此日左大將(良經)別當能保ノ宅ニ至ル、申刻定能來ル、民部卿經房來ル、小時ニシテ大理亭(能保)ニ向フ云々、

覲子內親王院號ノ事アリ

廿六日、法皇御三ノ姬宮覲子內親王院號ノ事アリ、母ハ法皇ノ愛妃丹三品也、○覲子內親王ヲ宣陽門院ト稱セントス、○通親ハ院ノ近臣姬宮ノ後見、今日ノ事本家執

法然房源空

兼實參院法皇ニ謁ス

行人也、○母儀榮子（丹三品）從二位ニ敍スベキ由云々、
廿七日、今日大理(能保)參內、直廬ニ於テ之ニ謁ス、嫁娶ノ禮思ヒノ如ク遂ゲ了ヌノ由
頻リニ喜悅ノ色アリ云々、
建久二年七月
同二年八月
廿一日、法然房源空上人ヲ召シ受戒ス、
廿九日、兼實告文ヲ太神宮ニ献ズ云々、
建久二年九月
六日、晩頭定長卿、親雅朝臣、成淸法印等參リ來ル、先ヅ宗賴朝臣ヲ以テ五ヶ條ノ訴訟ヲ申ス、余一々子細ヲ仰ス、余偏ニ成淸ニ阿黨スルニヨリ、宮寺ノ訴ヲ成敗セザル由成淸議奏ス、茲ニ因テ天氣不快、仍テ條々ヲ以テ子細ニ先ヅ勘問ス、此事一塵披陳ノ方ナシ、皆以テ理ニ伏シ了ヌ云々、
七日、余先ヅ召ニ依テ御前ニ參ルコト例ノ如シ、巷說嗷嗷ノ後、今日始テ龍顏ニ謁ス、天氣快然、中心喜悅ヲ爲ス、然ル間女房二品（法皇ノ愛妻丹後二位）出デ來ル、法皇相代テ入御、

中宮法然房ニ御受戒

長恨歌ノ繪ニ通憲自筆ノ文章

前周公ニ謁センガ爲也、其後女房ト談語ス、貴妃理ニ伏スル色アリ云々、

廿九日、此日法然房上人源空ヲ召シ、中宮御受戒アリ、先例此ノ如キ上人强チ貴所ニ參ラザル由傾クル輩アリ、云々、

玉海卷之六十二

建久二年十月

建久二年十一月

一日、大將語リテ云、大理（能保）其息馬頭高能朝臣（四位也）ヲ以テ中將ニ任ズベキ由奏聞云々、

五日、兵衞佐敎成（丹二位子）少將ニ任ズベシ云々、〇長恨歌ノ繪ニ通憲自筆ノ文章アリ、

十一日、伊勢造營御材木ノ中第三ノ後師流死云々、

十九日、來廿六日復辟表ヲ上ルベシ云々、攝籙漸ヤク年序ヲ積ミ、主上已ニ冠晃ヲ加フ云々、加之今年凶年ニ當ル、〇造曆ノ事、

建久二年十二月

八日、此日松尾行幸、（後鳥羽帝）　十三日北野行幸、

後白河法皇御病惱

十四日、宮元服ノ事、○法興院領備前勅使棟範知行云々、

十六日、此日東山南殿(世之ヲ法住寺殿ト云)ニ御渡也、(後白河)

十七日、攝政ヲ辭スル第五度表ヲ上ル、復辟第二度、

廿六日、此日二宮元服也(守貞親王)

廿七日、前攝政ノ息(藤家實)三品ニ叙セラルベン、太ダ早速歟、抑留スルコト能ハズ云々、

建久二年閏十二月

二日、此日法皇三七日ノ御逆修初日也、長講堂ニ於テ此事アリ、

三日、今日御逆修、今日ノ說法萬人淚ヲ拭フ、法皇萬歲ノ後、天下ノ人ノ有樣人民ノ愁歎等悉ク演說、

十二日、女房二品出デ來ル、之ニ謁シ、御有樣(後白河)ヲ問フ、御不食ノ上痢病相加リ、大略憑少ノ體也云々、○十四日法皇病氣ニヨリ諸法ヲ修ム、○十六日法皇六ケシ云々、御腹張滿殆ド當月ノ姙ノ如シ、○崇德安德ノ兩怨靈ヲ鎭謝ス、○法皇ノ病氣ニヨリ大赦ヲ行フ、○佐々木貞綱等大赦ノ事如何、

廿日、崇德院安德天皇等ノ爲メニ一堂ヲ讃岐長門ニ建テラルベシ云々、

崇德院安德天皇ノ爲メニ建堂

廿二日、後白川院御病氣ニヨリ、崇德院御陵ノ邊ニ一堂ヲ立テ佛ヲ置カルベキ事〇安德天皇ノ爲メ長門ニ一堂ヲ建ツベキ事、

廿四日、幣帛前數如何、宇治左大臣藤賴長召加ヘラルベキ歟、廿八日崇德院安德天皇ノ事決定、

玉海卷之六十三

建久三年正月

兼實ノ讜言

三日、法皇窮冬兩三日天氣快然、昨今頗ル不快云々、愚身(兼實)仙洞ニ於テハ疎遠無雙、殆ド謀反ノ首ニ處セラル、然リ而シテ中心ノ禁(潔カ)上天定メテ照サンカ、

五日、一外宮役夫工懈怠事、一可行臨時祭事云々、〇兼實ガ讜言ノ事等兩條、一者當今御成人漸ク以テ近キニ在リ、後時ヲ以テ期ト爲ス、乞命ノ源トナスベキカ云々、二者ハ國家ノ理亂ハ病ニ喩ヘテ知也云々、平家九郎ノ反逆、義仲行家ノ禍亂、皆以テ此ノ如シ、賴朝ノ勇、鋒ヲ爭フナシ、今ニ至テ大平ニ屬シ了ヌ、而シテ、漸々國衰ヘ面々ノ人姦、萬民之ガ爲ニ窮困シ、四海其ニ依テ滅亡云々、我君ノ仁德ニ非ズンバ、亡ント欲スル天下ヲ興スベカラズ、吾后ノ聖運ニ非ズンバ、乾カント欲スル海內ヲ潤

ハスベカラズ、請フ吾六廻ノ算ヲ延シ、百千分一ヲ補フベキ歟云々、○後白河法皇灸點、

十一日、法皇御不豫ニ付明日勅使ヲ立テントス、○宸筆告文云々、

十四日、兼實參院、泰經ヲ以テ見參ニ入ル、御有樣後白河只同前、御足ノ腫聊減アリト雖モ、御腹脹滿上方增アリ云々、

廿日、左大辨定長院ノ使トシテ來リ、勅定ヲ傳ヘテ云、木幡淨妙寺別當職ハ正護院宮覺忠僧正ヲ補シ、之ヲ讓與スベシ、而ルニ木曾ノ亂ノ時、入道關白之ヲ奪ヒ、覺理ニ與フ、然ル可ラズ云々、廿一日、淨妙寺ハ覺忠ニ讓ルベキ由證文ヲ進ム、

卅日、定長語リテ云、近日偏ニ巫女ノ說ヲ以テ指南トセラルヽ間、不便ノ事等風聞ス、八條院三位殿法皇ヲ呪咀スル由其說アリト奏ス、太ダ聞惡キ事也、云々、

建久三年二月

一日、法皇ノ御病氣同前云々、四日、法皇ノ御病氣此五六日夜々御辛苦御增アリ云々、

後鳥羽帝法皇ノ疾ヲ訪ハセラル

十八日、後鳥羽帝法皇ノ疾ヲ訪ハセラル云々、○主上還御ノ後、丹二品法皇ノ御使トシテ參上、申サルヽ事アリ、白川御堂等、蓮華王院、法華堂、鳥羽法住寺等、皆公家ノ御

御料所ノ處分

沙汰タル可シ、自餘散在ノ所領等ハ宮達分給アルベシ云々、〇此外今日吉今熊野、最勝光院、後院領、神崎、豐原、會賀、福地等ハ皆公家ノ御沙汰タルベシ、但金剛勝院一所ハ殷富門院領タルベシ云々、此御處分ノ體誠ニ穩便也、鳥羽上皇ハ普通ノ君也、而ルニ處分ニ於テハ尤遺恨、併セテ美福門院ニ委謝セラル、法皇崩後、女院公家ニ分獻セラル云々、

後白河法皇崩御

建久三年三月

十三日、此日寅刻太上法皇(御白河)六條西洞院ノ宮ニ崩御、(御年六十六)鳥羽帝第四皇子、御母ハ待賢門院、二條高倉兩院ノ父、六條、先帝、當今三帝ノ祖、保元以來四十餘年天下ヲ治ム、寛仁稟性、慈悲世ヲ行ヒ、佛教ニ歸依スルノ德、梁武帝ヨリモ甚ダシ、只恨ムラクハ延喜天曆ノ古風ヲ忘ルヽ事ヲ、

十五日、後白河院御葬送也、

建久三年四月

八日、如意寶珠ヲ迎ヘ奉リ、禁中ニ安置ス、〇弘法大師渡唐歸朝ノ時、嫡々相承ノ珠アリ云々、〇今一ノ寶珠アリ、鳥羽院ノ御時家成卿ニ預給フ云々、法皇ノ御時去壽永

ノ比九郎義經法皇ヲ取奉ラント欲スル時、勝賢僧正事ノ由ヲ奏シ、彼珠ヲ申出シ、件ノ法ヲ修ム、果シテ以テ無爲、

建久三年五月

一日、今日賴朝卿佛事ヲ修ム、弛物ノ體尤モ然ルベキ由人感心ス云々、

二日、廣元參入云々、

建久三年六月

同　七月(闕)

同　八月

同　九月

建久三年十月

同　十一月

廿一日、傳聞ク、前大僧正公顯、前大將堂供養導師トシテ去比關東ニ向フ、而シテ前途ヲ遂ケズ、路頭ニ於テ頓滅ス云々、

建久三年十二月(闕)

頼輔入滅

建久四年一月
九日、頼輔入道入滅云々、卌年奉公ノ舊老、忽チ以テ遷化ス、尤モ是レ哀慟云々、
廿六日近江國年料ノ解文、

錢貨停止

建久四年二月
十八日、後鳥羽天皇御不例、十九日御疱瘡、
廿九日、此日記錄所評定アリ、錢貨停止ノ事云々、

建久四年三月
同　四月
四日、此日鳥羽後院ノ廐ノ御馬十餘疋、能保卿ノ許ヨリ之ヲ引送ル、南面ニ於テ之ヲ見ル云々、

播磨備前ヲ東大興福兩寺ニ付クベシ

文覺上人ハ大凶人

七日、申刻宗頼朝臣頼朝卿ノ返札ヲ持來ル、播磨備前兩國ハ猶ホ東大興福兩寺ニ付ケラルベキ由也、上人等ヲ召寄セ仰含ムベシ云々、仍東大寺上人早ク召スベキ由宗頼ニ仰ス云々、○文覺上人已ニ普通ノ人ニ非ス、大凶人タリ、仍テ直チニ召取ル能ハズ、前中納言ニ仰スベシ云々、

八日、內裡中宮兩女房布施各善ヲ盡ス、但シ新制ニ依リ金銀錦繡等ヲ用ヒズ云々、

九日、今日東札到來、播磨備前國等上人ニ付クベキ由、先日申サシム、而ルニ今日ノ狀ニハ國司（播州ハ泰經 備州ハ能保）ニ改任スベシ、但シ兩寺造リ了ルニハ各國務ニ灾スベカラズ、上人沙汰スベシ、云々、大旨同ト雖モ聊カ相違、是非迷惑シ了ヌ、

十日、此日東大寺大佛上人（春乘房重源今ハ南無阿彌陀佛ト號ス）幷ニ彼寺ノ長官左大辨定長等ヲ召シ、備前國ヲ東大寺ニ付ケラルベキ由之ヲ仰ス、但シ件國ハ能保卿ニ給フベシ、遂ニ知行スベキ人也、然而大佛殿造營ノ間ハ、能保卿一切口入スベカラズ、上人一向沙汰スベシ云々、

十二日、未剋文覺上人來ル、宗頼朝臣是ヨリ先キ參入、播州ノ事ヲ仰ス、領狀ヲ申ス、其體太ダ入□云々、彈指スベシ云々、

十六日、東大寺上人參入、備前播磨ノ事ヲ申ス、

建久四年五月

十日、去五日、南都ニ下向シ、東大寺勅封倉ヲ檢知ス云々、

十八日、興福寺ノ大衆蜂起云々、

十九日、舍利講例ノ如シ、講師ハ因能法橋、問者ハ慶智僧都也云々、大衆已ニ發向セントス云々、廿日大衆已ニ和平、

建久四年六月(闕)

同　七月(闕)

同　八(闕)

九(闕)

同　十月

同　十一月

八日、九條殿ノ上女房母儀、中宮外祖母東山光明院ニ入滅ス、

建久四年十二月

玉海卷之六十五

建久五年正月

同　二月

十四日此日中宮宜秋門院大原野行啓定也、

宇都宮朝綱公田ヲ押領ス

建久五年三月

三日、賴朝卿書狀云々、

建久五年四月

同　五月(闕)

同　六月(闕)

同　七月

十六日、下野國住人宇都宮賴綱法師公田ヲ押領スルノ過ニヨリ罪名ヲ勘フベキ由宣下セラル、問註ヲ遂ゲントスルニ來ラズ、

十七日、朝綱法師ノ事ヲ能保申シ來ル云々、

十九日、朝綱法師遠流ニ處セラル云々、

廿二日、朝綱法師ノ事、關東ニ仰セ遣ハサルベキ由、宗賴ニ仰ス、

建久五年八月

同　閏八月

同　九月

十七日、此日御佛ヲ南都ニ渡シ奉ル、雨ノ間船路陸地共ニ以テ合期セザルカ、然リト
雖モ濕損ナシ云々、
建久五年十月(闕)
同　十一月(闕)
同　十二月(闕)
玉海卷之六十六
建久六年正月
六日、今日俊成入道參入、其息定家ガ叙位(從四位上)ニ入ルヲ悦申ス、女房丹後和歌ノ事ヲ
談シ退出云々、生年八十二云々、言語耳目共ニ分明云々、
十一日、今旦能保入道ノ許ヘ條々ノ事等ヲ諷諫ス、伏理ノ報アリ、其息尊長(山法師不ニ落居)僧
綱ヲ望ムコト尤モ然ル可ラザル事其一也、
廿一日、宇佐使發遣ノ事、
廿二日、宇佐使ノ事、
建久六年二月

俊成入道參入

同　三月

十日、後鳥羽帝南都ニ行幸、○雜人禁止ノ間ノ事賴朝卿ニ仰ス云々、

十五日、此日中宮御着帶ノ事アリ云々、

三十日、天晴、參內、賴朝卿ニ謁シ雜事ヲ談ズ、

建久六年四月

一日、御價法違亂ノ間ノ事ヲ談ズ、○賴朝卿馬二疋ヲ送ル、甚ダ乏少、之ヲ爲ス如何云云、

建久六年五月(闕)

同　六月(闕)

同　七月(闕)

同　八月(闕)

同　九月

一日、法勝寺末寺舞樂領近江國ノ比良庄民等鳥羽宮ニ召進セラルヽ所也、使廳ニ遣ハスベキ由行事辨資實ニ仰セ畢ヌ、此事延暦寺釋迦堂衆ノ訴ニヨリ召サルヽ所

沽價ノ法

記錄所ノ勘文

皇女降誕頗ル御本意ニアラズ

也、○沽價ノ法幷ニ殺生禁斷ノ間ノ事、各々子細ノ目錄アリ云々、

二日、此日記錄所評定云々、○仰ニ云、記錄所勘文ハ律令格式ノ文ヲ引載スベキカ云云、延久記錄所ハ庄園券契ヲ下サレ文書ノ僞ヲ勘フ許也、今ノ沙汰ニ於テハ貴賤ノ訴訟偏ニ當所ノ成敗トシテ理非ヲ勸スト雖モ、本條ヲ載セザル間、時輩後昆、自ラ自由ノ疑ヲ爲サンカ、仍テ寄リ來ルノ所、粗本之ヲ加ヘ載ルノ條、何ノ難アランヤ云々、

三日、天王寺別當ノ言訴ニ依リ、朝海、覺遍、宗覺、長嚴等寺內ヲ追却スベキ由之ヲ仰ス云々、

五日、今日記錄所式目評定、

九日、沽價ノ法幷ニ道造等ノ間ノ事ヲ申ス云々、

十一日、內外宮ノ禰宜等ノ中、極位ヲ重ネザルノ輩ハ、抽テヽ加級ヲ授ゲラル、其旨宣命ニ載ス、只思召ス所アル也、云々、是去春御產御祈ノ時、若シ思召ス如ク御願成就セバ禰宜等ニ一級ヲ授クベキ由內々祭主ニ仰セラル、而ルニ皇女降誕、頗ル御本意ニ非ザルカ、仍テ沙汰ナキ所、猶ホ神宮ノ感應アル由ニテ下知スル所也、

廿五日、公房朝臣來リ、五節ノ散狀ヲ申ス、通親卿ノ請文尤モ不便、子細奏聞シ了ヌ、

廿七日、通親ノ請文尤モ奇恠、仍チ定能卿改メテ越中ヲ宛ツ、

建久六年十月

一日、或人ノ夢ニ云、大一靈告グ、今冬皇子懷孕ノ慶アルベシ云々、

建久六年十一月

四日、右大將良經任大臣ノ宣旨アリ、

建久七年一月

十五日、三條姬宮親王宣旨ノ事、父親王ニ非ザル人此宣旨ヲ蒙ムル例未ダ曾テアラズ、加之父宮ハ已ニ刑人トシテ除名セラレ了ヌ、其子忽チ此恩ニ豫ル、尤モ物義ニ乖クカ云々、

十六日、三條院ノ姬宮親王宣旨ノ事甘心セズ云々、

三條院姬宮

廿日、今曉忠季朝臣死ス、近代採用スベキ人ナシ、此朝臣所見アリ、年來殊ニ憐愍セルニ、彼又恩ヲ知ルカ、末代ノ有識也、今已ニ亡沒ス、惜ムベシ悲ム可シ云々、

建久七年二月

同　三月

同　四月

同　五月(闕)

同　六月(闕)

同　七月(闕)

同　八月(闕)

同　九月(闕)

同　十月

同　十一月

建久八年正月

建久八年二月(闕)

同　三月

廿日、今日法然房ヲ請ヒテ受戒ス云々、〇此夜七條院三條烏丸亭ニ渡ラル云々、

法然房

建久八年四月

同　五月(闕)

同　六月(闕)

同　七月(闕)

同　八月(闕)

同　九月(闕)

同　十月(闕)

同　十一月(闕)

同　十二月(闕)

建久九年正月

四日、今日賴朝卿ノ札到來、造作ヲ免ゼラルレバ移徙又恐ルベシ、早ク遂グベシ云々、

中宮入內アルベキ由奏聞スト雖モ、此仰ニ依リ奏ス可ラズ云々、

五日、西山ヨリ賴朝ニ送ラルヽ札殊ナル事ナシ云々、

六日、時々雪降、天晴、或人云、讓位アルベシ云々、明後日許大炊殿ニ幸シ、閑院ヲ以テ新帝ノ宮ト爲スベシ云々、一昨日東脚到來、其後事一定云々、或云フ、二三宮ノ間踐祚、

讓位ノ事・幼主甘心セズ

通親後院ノ別當トナル

土御門天皇

當今ノ王子立坊、或云、直ニ皇子踐祚云々、

七日、讓位ノ事讓國等ノ事、元ヨリ沙汰ニ及バズ云々、幼主甘心セザル由東方頻リニ申サシムト雖モ、綸旨懇切、公朝法師下向ノ時、子細ヲ仰セラル、ニ愁ニ承諾シ申ス云々、關東許可ノ後、敢テ孔子賦ヲ取リ、又御占ヲ行ハル、皆能國ノ孫ヲ以テ吉兆ト爲ス云々、仍テ一定シ了ヌ、桑門ノ外孫曾テ例ナシ、而ルニ通親卿外祖ノ威ヲ振ハンガ爲也云々、而シテ博陸（基通）又響應ス、云々、

通親忽チ後院ノ別當ニ補セラレ、禁裏仙洞掌中ニ在ルカ、彼卿日來猶ホ國柄ヲ執ル、（世源博陸ト稱シ又土御門ト云フ）今外祖ノ號ヲ假リ、天下ヲ獨歩スル體、只目ヲ以テスベキ歟云々、今日東札到來、其詞快然、還テ恐ヲ爲ス云々、

八日、讓位事風聞、天下ノ事倉卒ヨリ起リ、人皆仰天云々、

九日、內大臣良經大將ヲ辭スル事、

十日、去夜行幸（後鳥羽）ノ間禁中物騷、喩ヲ取ルニ物ナシ、

十一日、此日讓位也、○新帝（土御門）今日一先ヅ博陸ノ家ニ渡御ス、彼宅ヨリ閑院ニ渡御ス、

建久九年二月(闕)

同　三月(闕)

同　四月(闕)

同　五月(闕)

建久九年六月

七月(闕)

八月(闕)

九月(闕)

十月(闕)

十一月(闕)

十二月(闕)

建久十年正月　正治元年

正治二年正月

一日、院拜禮ノ時攝政(基通)ノ作法不審一ニ非ズ、

梶原景時ノ讒

二日、宗頼範光等談リテ云フ、關東兵亂ノ事申上ル旨アリ、梶原景時、他ノ武士等ノ爲メニ猜惡セラレ、此事ヲ欝スルニヨリ、頼家ノ弟童（名千萬）ヲ以テ主君ト爲シ、頼家ヲ伐ツベキ由、武士等結構ノ旨之ヲ讒ス、云々、

六日、帝母新准后加階ノ事、

七日、抑モ西海主、併シナガラ上皇ノ御宇、正月御忌月ノ間出御ナシ、仍テ大將白馬奏ヲ取ルノ儀久シク絶ユ、而ルニ適ミ出御アリ、又大將等早ク參ル、而ルニ奏以前ニ入御、人以テ奇ト爲ス、攝政子細ヲ知ラズ、公事ヲ取ラザルノ致ス所也、哀ムベシ／＼、去年豐明ニ主上ヲ倚子ニ棄置キテ直廬ニ退ク、倚子ニ於テ忽チ御寢、尤モ危キ事アリ云々、

十二日、上皇（後鳥羽）御方違トシテ山崎邊内大臣（通親）別業ニ幸ス云々、

十四日、今日高倉院御國忌也、而ルニ後鳥羽ハ一昨日方違トシテ山崎ニ御幸シ、昨日還御アルベキ所空シク逗留ス、今日先皇ノ國忌ニ相當スル日、猶ホ遊覽晩ニ及ビテ歸洛ス、コレ定メテ内大臣（通親）執奏ノ旨カ、彈指スベシ云々、

廿七日、今日晴光來リ云、景時遂電ス云々、關東ヨリ飛脚到來云々、

景時誅セラル

上皇水成瀬山庄ニ幸ス

廿九日、梶原景時上洛ヲ企テ駿河國高橋ニ於テ誅セラル、

正治二年二月

二日、景時討伐必然云々、天下ノ快也、積惡ノ輩數ヲ盡シテ滅亡ス、趙高（案ズルニ通親ヲ指スカ）獨リ運未ダ消エズ如何、

四日、中將ノ小舍人童生年十二、圍碁上手云々、

七日、春日上卿ノ間、黑木屋ニ於テ童舞ノ間、鬪諍出來云々、

十四日、今旦上皇（後鳥羽）內大臣（通親）ノ水成瀬山庄ニ幸ス、

閏二月

正治二年三月（闕）

同　四月（闕）

同　五月（闕）

六月廿八日、此日中宮職院號アリ（宣秋門院）○門院號選定ニ關スル諸例、

正治二年七月

同　八月（闕）

同　九月

卅日、女房今日殊ニ大事發ス、法然房ヲ請ヒ授戒セシム、

正治二年十月

同　十一月廿二日、上皇熊野精進屋ヘ入リ給フ、廿八日熊野ヘ詣デ給フ、

同　十二月

八日、宜秋門院御佛名也、

玉海卷之六十七（別記ト見ユ）

建久元年十二月

廿六日、高倉院第二親王御書始、

○伊勢公卿勅使別記、

建久六年二月

十二日、東大寺供養ノ事伊勢太神宮ニ申サルベキヤ否ヤノ事議定云々、○或佛事神宮ニ申サレズ云々、或ハ天平公卿勅使ヲ發遣セラルヽ由要錄ニ見ユ、彼例ニ任セ發遣セラルベシ云々、

法然房

建久六年十月
七日、今日今上第一ノ皇女御五十日也、
建久八年四月
正治元年十一月廿七日今日天皇上皇宮ニ行幸、
建仁元年正月廿三日、今日天子上皇御所ニ臨幸、

本書三十二卷以下は明治三十二年暑中休暇より着手し同年十一月二十一日認め畢る、本文は第一高等學校の藏本に因る(但し卷數は後ち九條家本玉葉によりて訂正す)

明治三十二年十一月二十一日

南總子識

玉海摘要　終

編纂後記

一、本書は拙著大日本全史の姉妹篇として編纂し、源平時代を二冊、鎌倉時代を二冊若くは三冊とし、右を第一期の事業として刊行する豫定であつた。然るところ大正十二年、本書第一卷を刊行後、間もなく大正の大震火災に遭遇し、原稿及び材料に大混亂を來したのである。

一、右震災後、著者は種々の用務にて繁忙を來したので、一時、此事業を中止するのやむなきに至つたが、その後、昭和元年第一卷の訂正增補を行ふと同時に、第二卷の原稿を整理して書肆に送つた。ところで第一卷の再版は直ちに運ばれたが、第二卷の方は書肆の都合によつて約一年間の遲延となり、こゝに刊行を見るに至つたのである。

一、第三卷以下も順次刊行の豫定で、原稿も大部分之を認めてあるが、なほ修正を要すべきものが少からぬのである。ところで著者は、大日本全史の後編として、引つゞき明治大正の現代史を續修すべき豫定であつたのが、大分後れたため、目下

專ら之に執掌しつつあるので、武家時代の研究の方はさう迅速には運びかねるであらう。この點につき大方諸賢の諒察を乞ふ次第である。

一、源平時代史としては信敎及び莊園などに關するものをも記述する積りであつたが、是等は鎌倉時代の部に取纏めて收載する方が便利と思ふから、それに讓つた。

一、附錄の「玉海摘要」は自家便覽のために認めたもので、不備の點もあるであらうが斯學研究者に向つて、幾分の便益を與へるあらば幸甚とする所である。

一、本書挿入の地圖については蘆田伊人君の丹精を多謝する。

昭和三年九月

著者識

昭和四年三月五日印刷
昭和四年三月八日發行

武家時代の研究 第二卷

定價金三圓

著者 大森金五郎

東京市神田區神保町一丁目三番地
發行者 合資會社 冨山房
同所冨山房社長
代表者 坂本守正

東京市小石川區久堅町一〇八番地
印刷者 共同印刷株式會社

發兌元 東京 (明治廿九年六月設立) 合資會社 冨山房
電話神田二、一七一——二、一七八
振替口座東京五〇一 電信略號(ヤマフ)